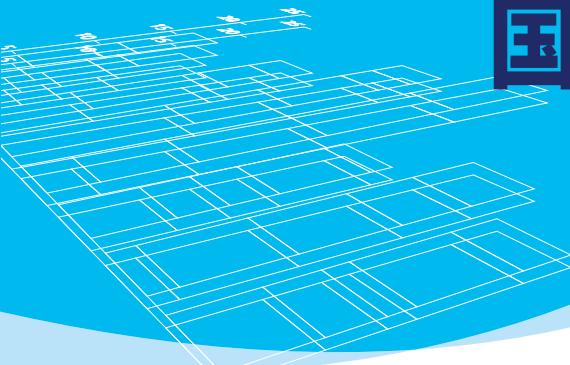


2014
データブック

Databook of International Labour Statistics

国際労働比較



Economy
and Business •
Worklife and Welfare
• Population and Labour
Force • Employment Structure •

Unemployment, Unemployment Insurance and Employment
Adjustment • Wages and Labour Costs • Hours of Work and
Working-time Arrangements • Trade Union, Industrial Relations and
Occupational Accidents • Education and Human Resources
Development JAPAN USA GERMANY UK FRANCE CANADA
ITALY SWEDEN NETHERLANDS DENMARK RUSSIA CHINA
KOREA SINGAPORE THAILAND INDIA AUSTRALIA BRAZIL etc.



独立行政法人 労働政策研究・研修機構
Japan Institute for Labour Policy and Training

●データブック●

国際労働比較

Databook of International Labour Statistics

2014

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
Japan Institute for Labour Policy and Training

はしがき

2011年に起きた東日本大震災以降、復興の道のりを歩いてきたわが国ですが、復興に向けた多くの人々の努力の結果、経済再生へ向けさらなる飛躍のための地歩を固めつつあります。一方世界に目を転じると、リーマンショック後の大幅に落ち込んだ状態から、多くの国が緩やかな回復基調に転じました。しかし、世界経済におけるリスク要因は、完全に解決されることなく、今なお存在しています。

さらに、いくつかの先進諸国においては、プラス成長を続けながらも失業率の大きな改善はみられないなど、かつてのように景気回復が雇用情勢の改善にダイレクトに繋がりにくくなっています。特に若年者の就労環境は多くの国で厳しさを増しています。一方で、高齢化は先進国を中心に確実に進行しており、近い将来の労働力不足が懸念されています。こうした中での非正規雇用の増加は、格差拡大などの問題を深刻化させています。

こうした世界の経済情勢、雇用情勢を踏まえた本書は、ますます政策課題の共通化が進展している労働問題、雇用問題における日本と諸外国の実態について、分かりやすく理解できるよう編集した「国際比較統計集」です。本書は年に1度刊行し、すでに10余年を経ました。この間、OECD（経済協力開発機構）やILO（国際労働機関）など国際機関を中心とした努力が続けられ、各国の労働統計は精緻な国際比較が可能なように一段と整備が進められています。本書を編集するに当たっては、こうした成果を可能な限り反映させるべく努めております。今後とも一層の改善に努めてまいりますので、利用者の皆様からご意見等をいただければ幸甚に存じます。

本書が皆様の日本の労働問題、労働政策に関する理解の一助となれば幸いです。

平成26年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
国際研究部長 天瀬 光二

凡 例

- 数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値と内訳を足し上げたものとが一致しない場合がある。
- 数値の表記の仕方は、以下の通り。
 - 0.0 表記単位（この場合は、小数点以下第1位）未満の数値であることを示す。
 - 該当数値がないことを示す。
 - (ブランク) 数値が不詳、不明であることを示す。
 - | 調査内容や定義の変更等による、前後数値の非接続を示す。
- 統計数値の原資料の作成機関及び公表資料名は、「資料出所」として脚注に明記している。原資料がデータベースの場合には、データをダウンロードした時期を記載した。なお、統計数値には原資料に基づいて当機構で作成したものも含まれている。
- 対象国は、原則として欧米主要国、東アジア等の主な国及び地域としている。
- 表頭および表側のアルファベットは、下記の国・地域名の略号である。

AUT	Austria	AUS	Australia	BEL	Belgium	BRA	Brazil
CAN	Canada	CHE	Switzerland	CHN	China	CZE	Czech Republic
DEU	Germany	DNK	Denmark	ESP	Spain	FIN	Finland
FRA	France	GBR	Great Britain	GRC	Greece	HKG	Hong Kong
HUN	Hungary	IDN	Indonesia	IND	India	IRL	Ireland
ISL	Iceland	ISR	Israel	ITA	Italy	JPN	Japan
KHM	Cambodia	KOR	Korea, Republic of	LKA	Sri Lanka	LUX	Luxembourg
MEX	Mexico	MYS	Malaysia	NLD	Netherlands	NOR	Norway
NZL	New Zealand	PHL	Philippines	POL	Poland	PRT	Portugal
RUS	Russian Federation	SGP	Singapore	SWE	Sweden	THA	Thailand
TUR	Turkey	TWN	Taiwan	USA	United States	VNM	Vietnam

- 出所がOECDの場合、他に注がない場合は以下の国々を指す。(*印はユーロ圏)

(EU-15) オーストリア*, ベルギー*, デンマーク, フィンランド*, フランス*, ドイツ*, ギリシャ*, アイルランド*, イタリア*, ルクセンブルク*, オランダ*, ポルトガル*, スペイン*, スウェーデン, イギリス

(EU-21) EU-15に以下6か国を加えたもの。

チェコ, ハンガリー, ポーランド, スロバキア*, スロベニア*, エストニア*

(OECD諸国) EU-21に以下を加えたもの。(2014年2月現在, 34か国)

カナダ, アイスランド, ノルウェー, スイス, トルコ, アメリカ, 日本, オーストラリア, ニュージーランド, メキシコ, 韓国, チリ, イスラエル

目 次

1. 経済・経営

1-1	一人当たりの国民所得	21
1-2	経済活動別国内総生産（構成比）	22
1-3	物価水準（GDPベース）	23
1-4	労働生産性水準（GDPベース）	24
第1-1表	名目国内総生産	25
第1-2表	名目・実質国内総生産（GDP）成長率	26
第1-3表	一人当たりの国民所得	27
第1-4表	雇用者報酬	28
第1-5表	経済活動別国内総生産	29
第1-6表	国内総生産の構成（支出側、名目）	31
第1-7表	国内総生産の構成（生産側、名目）	32
第1-8表	国民貯蓄率	33
第1-9表	鉱工業生産指数	34
第1-10表	経常収支・貿易収支	35
第1-11表	対内直接投資額（フロー）	36
第1-12表	対外直接投資額（フロー）	37
第1-13表	為替レート	38
第1-14表	生産者物価指数	39
第1-15表	消費者物価指数	40
第1-16表	購買力平価	41
第1-17表	物価水準（GDPベース）	41
第1-18表	内外価格差及び購買力平価	42
第1-19表	労働生産性水準	43
第1-20表	労働分配率	44
第1-21表	時間当たり労働生産性上昇率（製造業）	44
第1-22表	単位労働費用（製造業）	45

2. 人口・労働力人口

2-1	世界、大陸及び主要地域の人口（中位推計）	49
2-2	人口増加率	50
2-3	老年人口比率（65歳以上人口）	51
2-4	65歳以上男性の労働力率	52

2-5	年齢階級別女性労働力率	53
2-6	就業率	54
第2-1表	総人口	55
	（参考表）日本の将来推計人口	55
第2-2表	人口増加率	56
第2-3表	若年人口（15歳未満人口）	57
第2-4表	生産年齢人口（15～64歳人口）	58
第2-5表	老年人口（65歳以上人口）	59
第2-6表	性別・年齢階級別人口構成	60
第2-7表	出生率・死亡率	63
第2-8表	平均寿命	64
	（参考表）完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命	64
第2-9表	合計特殊出生率	65
第2-10表	労働力人口	66
第2-11表	性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率	67
第2-12表	就業率（15～64歳）	76
第2-13表	性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率	78
第2-14表	外国人人口（ストック）	82
第2-15表	就労目的の入国が許可された外国人労働者（インフロー）	83
第2-16表	外国人労働力人口（ストック）	84

3. 就業構造

3-1	就業者の産業別構成比	87
3-2	就業者の職業別構成比	88
3-3	就業者及び管理職に占める女性の割合	89
3-4	就業者の従業上の地位別構成比	90
3-5	就業者に占める短時間労働者の割合	91
第3-1表	産業別就業者数	92
第3-2表	就業者の産業別構成比	99
第3-3表	産業別雇用者数	100
第3-4表	性別・職業別就業者数	107
第3-5表	就業者の職業別構成比	115
第3-6表	従業上の地位別就業者数	116
第3-7表	就業者に占める短時間労働者の割合	117
第3-8表	短時間労働者に占める女性の割合	119
第3-9表	テンポラリー労働者の割合	120

第3-10表	性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合	121
第3-11表	労働者に占める派遣労働者の割合	122
第3-12表	従業員の勤続年数	123
第3-13表	青少年（18～24歳）の転職に対する考え方	124
第3-14表	望ましい退職年齢	125
第3-15表	雇用創出率・雇用消失率	126
第3-16表	公共職業安定業務	127
第3-17表	労働者派遣事業	129
第3-18表	年齢に関する法制度等（定年等関係）	133

4. 失業・失業保険・雇用調整

4-1	ILO定義失業率	137
4-2	失業率（各国公表値）	138
4-3	長期失業者の割合	139
第4-1表	調整失業率	140
第4-2表	失業率（各国公表値）	141
第4-3表	年齢階級別失業者数・構成比	142
第4-4表	年齢階級別失業率	145
第4-5表	長期失業者の割合	146
第4-6表	失業期間別構成比	147
第4-7表	失業者の定義	148
第4-8表	失業保険制度	150
	（参考表）補足的な失業扶助制度	154
第4-9表	失業保険給付受給者数	156
第4-10表	雇用調整速度	157
第4-11表	雇用調整助成金・再就職支援制度	158
第4-12表	高齢者の就労促進施策	161
第4-13表	解雇法制	164

5. 賃金・労働費用

5-1	時間当たり賃金（製造業）	169
5-2	労働費用（製造業、為替レート換算）	170
5-3	年齢階級別賃金格差	171
5-4	勤続年数別賃金格差（産業計）	172
第5-1表	時間当たり賃金（製造業）	173
第5-2表	賃金（製造業）	174

第5-3表	産業別賃金	176
第5-4表	時間当たり実収賃金の対前年上昇率（製造業）	177
第5-5表	フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準	177
第5-6表	労働費用（製造業）	178
第5-7表	労働費用でみた国際競争力	179
第5-8表	労働費用費目別構成（製造業）	179
第5-9表	生産労働者の時間当たり労働費用（製造業）	180
第5-10表	男女間賃金・勤続年数格差	181
第5-11表	フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差	181
第5-12表	年齢階級別賃金格差	182
第5-13表	勤続年数別賃金格差	183
第5-14表	規模間賃金格差（産業計）	185
第5-15表	所得のジニ係数	185
第5-16表	五分位階級所得割合	186
第5-17表	相対的貧困率	187
	（参考表）日本の相対的貧困率	187
第5-18表	最低賃金制度	188
第5-19表	最低賃金額の推移	194

6. 労働時間・労働時間制度

6-1	一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）	197
6-2	年間休日数	198
第6-1表	一人当たり平均年間総実労働時間	199
第6-2表	週労働時間（製造業）	201
第6-3表	長時間労働者の割合	202
第6-4表	年間休日数	203
第6-5表	法定祝日	204
第6-6表	労働時間・有給休暇制度	205

7. 労働組合・労使関係・労働災害

7-1	労働組合組織率の推移	215
7-2	労働損失日数	216
第7-1表	労働組合員数・組織率（各国公式統計）	217
第7-2表	労働組合組織率（ILOデータベース）	218
第7-3表	労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数	219
第7-4表	労災被災者数・労働損失日数	221

第7-5表	労働災害の度数率	223
-------	----------	-----

8. 教育・職業能力開発

8-1	高等教育機関への進学率	227
第8-1-1表	高等教育機関への進学率：日本	229
第8-1-2表	高等教育機関への進学率：アメリカ	229
第8-1-3表	高等教育機関への進学率：イギリス	230
第8-1-4表	高等教育機関への進学率：ドイツ	231
第8-1-5表	高等教育機関への進学率：フランス	231
第8-1-6表	高等教育機関への進学率：韓国	232
第8-2-1表	日本の学校系統図	232
第8-2-2表	アメリカの学校系統図	233
第8-2-3表	イギリスの学校系統図	234
第8-2-4表	ドイツの学校系統図	235
第8-2-5表	フランスの学校系統図	236
第8-2-6表	ロシアの学校系統図	237
第8-2-7表	中国の学校系統図	238
第8-2-8表	韓国の学校系統図	239
第8-3表	仕事に関連した非公式教育訓練の受講率	240
第8-4表	若年のキャリア形成及び就職支援	241
第8-5表	困難な状況にある者に対する施策	248

9. 勤労者生活・福祉

9-1	家計消費支出の構成	253
第9-1表	家計・対家計民間非営利団体（NPISH）の受取と支払の構成	254
第9-2-1表	国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出	255
第9-2-2表	国内家計最終消費支出の構成比	256
第9-3-1表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本）	257
第9-3-2表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世帯）	258
第9-3-3表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世帯）	259
第9-3-4表	世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（ドイツ、全世帯）	260
第9-4表	家計・対家計非営利団体（NPISH）の金融資産総額	261
第9-5表	公的・社会支出（対GDP比）及びその内訳	262
第9-6表	社会保障給付（対国民所得比）	263
第9-7表	国民負担率（対国民所得比）	263
第9-8表	GDPに占める労働市場政策への支出	264

第9-9表	公的年金等制度	265
第9-10表	企業年金等制度	267
第9-11表	社会保障負担率	269
第9-12表	公的扶助制度	270
第9-13表	育児休業制度	272
第9-14表	育児に対する経済的支援（児童手当等）	275
第9-15表	保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置	277
第9-16表	障害者雇用対策	278
第9-17表	一日当たり生活時間配分	280
第9-18表	生活・社会・文化水準	281
第9-19-1表	生活時間（正規雇用者）	282
第9-19-2表	生活時間（非正規雇用者）	283
第9-19-3表	生活時間（正規雇用者・非正規雇用者計）	284
第9-20表	ジェンダー不平等指標（GII）	285

参考

労働統計機関一覧	289
----------	-----

TABLE OF CONTENTS

1. Economy and Business

Table 1-1	Nominal GDP	25
Table 1-2	Nominal and real GDP growth rates.....	26
Table 1-3	National income per capita.....	27
Table 1-4	Compensation of employees	28
Table 1-5	GDP by economic activity	29
Table 1-6	GDP by expenditure approach	31
Table 1-7	GDP by production approach	32
Table 1-8	National savings rates	33
Table 1-9	Industrial production indices.....	34
Table 1-10	Current account and trade balance	35
Table 1-11	FDI Inward flows.....	36
Table 1-12	FDI Outward flows	37
Table 1-13	Exchange rates	38
Table 1-14	Producer price indices.....	39
Table 1-15	Consumer price indices.....	40
Table 1-16	Purchasing power parities (PPPs).....	41
Table 1-17	Comparative price levels	41
Table 1-18	Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs).....	42
Table 1-19	Labour productivity levels.....	43
Table 1-20	Labour share	44
Table 1-21	Average annual labour productivity growth rates, manufacturing	44
Table 1-22	Unit labour cost, manufacturing.....	45

2. Population and Labour force

Table 2-1	Total population	55
	Reference table: Population prospects of Japan.....	55
Table 2-2	Population growth rates.....	56
Table 2-3	Youth population, 0-14 years old	57
Table 2-4	Working age population, 15-64 years old.....	58
Table 2-5	Elderly population, 65 years old or over	59
Table 2-6	Population by sex and age group.....	60
Table 2-7	Crude birth rates and crude death rates.....	63
Table 2-8	Life expectancy at birth by sex	64
	Reference table: Japan's average life expectancy.....	64
Table 2-9	Total fertility rates	65

Table 2-10	Labour force	66
Table 2-11	Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group	67
Table 2-12	Employment/population ratios, 15-64 years old	76
Table 2-13	Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group	78
Table 2-14	Stock of foreign population	82
Table 2-15	Inflow of foreign workers	83
Table 2-16	Stock of foreign labour force	84

3. Employment Structure

Table 3-1	Total employment by economic activity	92
Table 3-2	Sectoral composition of employment	99
Table 3-3	Employees by economic activity	100
Table 3-4	Total employment by occupation and sex	107
Table 3-5	Occupational composition of employment	115
Table 3-6	Employment by professional status	116
Table 3-7	Part-time employment as a proportion of total employment	117
Table 3-8	Women's share in part-time employment	119
Table 3-9	Temporary employment as a proportion of total employment	120
Table 3-10	Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group	121
Table 3-11	Temporary agency workers as a proportion of total workforce	122
Table 3-12	Length of service of employees by sex and age group	123
Table 3-13	Youth's views on job changes, 18-24 years old	124
Table 3-14	The appropriate age for men and women to retire	125
Table 3-15	Job creation rates, job destruction rates	126
Table 3-16	Public employment security services	127
Table 3-17	Temporary employment agency services	129
Table 3-18	Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age	133

4. Unemployment, Unemployment Insurance and Employment Adjustment

Table 4-1	Harmonised unemployment rates	140
Table 4-2	Unemployment rates (officially published national sources)	141
Table 4-3	Unemployment by age group	142
Table 4-4	Unemployment rates by age group	145
Table 4-5	Incidence of long-term unemployment among total unemployment	146
Table 4-6	Incidence of unemployment by duration	147
Table 4-7	Definitions of unemployed	148
Table 4-8	Unemployment insurance schemes	150
	Reference table: Supplemental unemployment assistance schemes ..	154
Table 4-9	Number of persons receiving unemployment benefit	156
Table 4-10	Employment adjustment speed	157
Table 4-11	Reemployment support programs, employment adjustment subsidies ..	158
Table 4-12	Measure to promote the employment for older persons	161
Table 4-13	Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal ..	164

5. Wages and Labour Costs

Table 5-1	Hourly wages, manufacturing	173
Table 5-2	Wages, manufacturing	174
Table 5-3	Wages by economic activity	176
Table 5-4	Annual growth rates for hourly earnings, percentage change from previous year, manufacturing	177
Table 5-5	Earnings gap between full-time and part-time workers	177
Table 5-6	Labour costs, manufacturing	178
Table 5-7	Competitive positions: relative unit labour costs	179
Table 5-8	Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing ..	179
Table 5-9	Hourly labour costs for production workers, manufacturing	180
Table 5-10	Gender wage and job tenure gap	181
Table 5-11	Gender wage gap in median earnings of full-time employees	181
Table 5-12	Wage gap by age group	182
Table 5-13	Wage gap by length of service	183
Table 5-14	Wage gap by establishment size in all industries	185
Table 5-15	Gini coefficients of income inequality	185
Table 5-16	Income share by quintiles	186
Table 5-17	Percentage of people with an income below 50% of median income ..	187
	Reference table: Japan's relative poverty rates	187
Table 5-18	Minimum wage-fixing mechanisms	188
Table 5-19	Changes in the minimum wage	194

6. Hours of Work and Working-time Arrangements

Table 6-1	Average annual hours actually worked per person in employment.....	199
Table 6-2	Hours of work per week, manufacturing.....	201
Table 6-3	Proportion of workers working long hours by gender.....	202
Table 6-4	Number of annual holidays.....	203
Table 6-5	Legal holidays	204
Table 6-6	Working-time and paid leave arrangement	205

7. Trade Union, Industrial Relations and Occupational Accidents

Table 7-1	Trade union membership and density rates (national official statistics)	217
Table 7-2	Union density rates according to the ILO Union Database	218
Table 7-3	Number of labour disputes, workers involved and days not worked	219
Table 7-4	Number of workers injured due to occupational accidents and days lost.....	221
Table 7-5	Incidence rates of occupational accidents.....	223

8. Education and Human Resources Development

Table 8-1-1	Enrollment rates in higher education, Japan	229
Table 8-1-2	Enrollment rates in higher education, USA	229
Table 8-1-3	Enrollment rates in higher education, UK.....	230
Table 8-1-4	Enrollment rates in higher education, Germany.....	231
Table 8-1-5	Enrollment rates in higher education, France.....	231
Table 8-1-6	Enrollment rates in higher education, Republic of Korea	232
Table 8-2-1	School system, Japan	232
Table 8-2-2	School system, USA.....	233
Table 8-2-3	School system, UK	234
Table 8-2-4	School system, Germany	235
Table 8-2-5	School system, France.....	236
Table 8-2-6	School system, Russian Federation.....	237
Table 8-2-7	School system, China.....	238
Table 8-2-8	School system, Republic of Korea	239
Table 8-3	Participation rates in non-formal job-related education and training	240
Table 8-4	Career development and job-search assistance for youth	241
Table 8-5	Measures to tackle the employment challenges	248

9. Worklife and Welfare

Table 9-1	Composition of households and NPISH, resources side/uses side	254
Table 9-2-1	Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose.....	255
Table 9-2-2	Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose	256
Table 9-3-1	Household income and expenditure by age of household reference person (Japan)	257
Table 9-3-2	Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households).....	258
Table 9-3-3	Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households).....	259
Table 9-3-4	Household income and expenditure by age of household reference person (Germany, all households)	260
Table 9-4	Financial assets of households and NPISHs	261
Table 9-5	Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP.....	262
Table 9-6	Social security benefits as a percentage of national income.....	263
Table 9-7	Tax and social security burden as a percentage of national income	263
Table 9-8	Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP.....	264
Table 9-9	Public pension schemes.....	265
Table 9-10	Corporate pension schemes	267
Table 9-11	Employer-employee social security rates.....	269
Table 9-12	Public assistance systems	270
Table 9-13	Childcare leave schemes	272
Table 9-14	Financial support for childcare, including child benefits	275
Table 9-15	Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children).....	277
Table 9-16	Employment measures for the disabled	278
Table 9-17	Main structure of daily average time use	280
Table 9-18	Indicators of national power and social infrastructure	281
Table 9-19-1	Workday/Holiday time use (regular employees).....	282
Table 9-19-2	Workday/Holiday time use (non-regular employees)	283
Table 9-19-3	Workday/Holiday time use (employees).....	284
Table 9-20	Gender Inequality Index	285

国際比較上の留意点

国際比較をするにあたっては、以下の4点に留意する必要がある。

1. 統計の定義の違い

各国の公表数値は、国によって統計上の定義、調査方法が異なるため、当該公表数値を直接比較できない場合がある。

賃金を例にとってみると、諸外国の賃金統計は時間当たり賃金で公表されることが多いが、日本は月間給与総額（月額賃金）で公表されているため、これをまず時間当たりに換算する必要がある。さらに賃金の中身についても定期の賃金なのか、特別給与を含むのかなどの吟味が必要である。また、諸外国では、実際に働いていない有給休暇その他の不就業時間も含んだ支払労働時間当たりで表示されているため、諸外国の時間当たり賃金は日本に比して相対的に低めに算定されることになるので、これも実労働時間当たりで換算する必要がある。

2. 財・サービスの質の違い

各国の物価水準を比較する場合、財の質の違いが問題となる。例えば自動車の場合、各国で生産されている自動車の仕様は異なる場合がある。仕様の異なる自動車の価格は一律とはならないことは言うまでもない。

国によって個々の財の品質が異なれば、財を集計した物価水準にもその影響が生じることになる。賃金に関しても同様である。各国の平均的な賃金水準に影響する要因は、各国の労働者の年齢構成や教育水準、産業構造など様々である。それらが国によって異なれば賃金に格差が生じるのは当然である。本書においてもこうした労働者の属性の差は、極力調整して比較しているが、いくつもの要因を同時に調整した賃金の比較は、単純な方法では困難である。

3. 制度の違い

「制度」には大きく分けて、①政府による法的な規制、②法的な規制ではないが、個人や企業間で一定の期間にわたって常態化され、社会の中で定着し存続している行動様式、すなわち、慣行——とがある。

両者は、統計数字に影響を与える場合がある。前者については、最低賃金制度を例にとると、国によって最低賃金水準が異なれば、統計上の賃金水準への影響も各国によって異なるはずである。また、労働時間についても、各国の所定外労働時間の法定割増賃金率の差が影響してくることもある。例えば、景気が拡大した場合、割増率の低い日本の企業は残業を利用しやすいのに対して、割増率の高いアメリカの企業は雇用の増加で対応する傾

向がある。したがって、景気の拡大期は、アメリカの労働者と比べると日本の労働者の労働時間が長くなることになる。

後者については、ある取引慣行が長期にわたって存続しているのは取引当事者双方にとって好都合であるため、法の強制力がある訳ではない。しかし、例えば、雇用慣行など慣行の違いは統計数字に影響を及ぼす場合もある。先に例示した日米の景気拡大期の労働時間の違いには、雇用慣行の違いも影響している。具体的には、アメリカでは解雇が容易なため、不況時には解雇（レイオフ）を行い、景気拡大期には雇用の増加で対応する傾向が強い。我が国では、戦後、大企業を中心に、いわゆる終身雇用慣行と称される長期慣行が形成され、アメリカと比較して解雇が困難であるため、不況時には人員削減を避け、逆に景気拡大期には雇用増ではなく、残業の増加で対応する傾向が強い。

こうした意味で、制度の違いは、国によって選択されている経済メカニズムの違いを反映したものとみることができる。

制度の違いといった場合、以上の2つをみていく必要がある。

4. 金額の水準比較の困難さ

所得や財・サービスの価格を同一通貨建てで比較する場合、為替レートや購買力平価を用いて換算することになる。為替レートの場合、浮動性（ボラティリティー）があり、ファンダメンタルズと比較したレートの過大評価・過少評価の問題が常に存在することが指摘されている一方、購買力平価については、OECD等が推計を行っているが、基準年のとり方、どのような財を対象とするか（バスケットの違い）、国による財品質の違い——といった問題があり、それらにどのような数字を使用するかによって計算結果が異なってくるため、唯一完全な推計方法が確立されているとはいえない。購買力平価にはこうした恣意性が伴う。したがって、本書において各国間で金額を比較するにあたっては、原則として為替レートを使用している。

1. 経済・経営

Economy and Business

1-1 一人当たりの国民所得

(1,000 USドル)

45

40

35

30

25

20

15

10

5

0

1990 1995 2000 2005 2010 '12 (年)

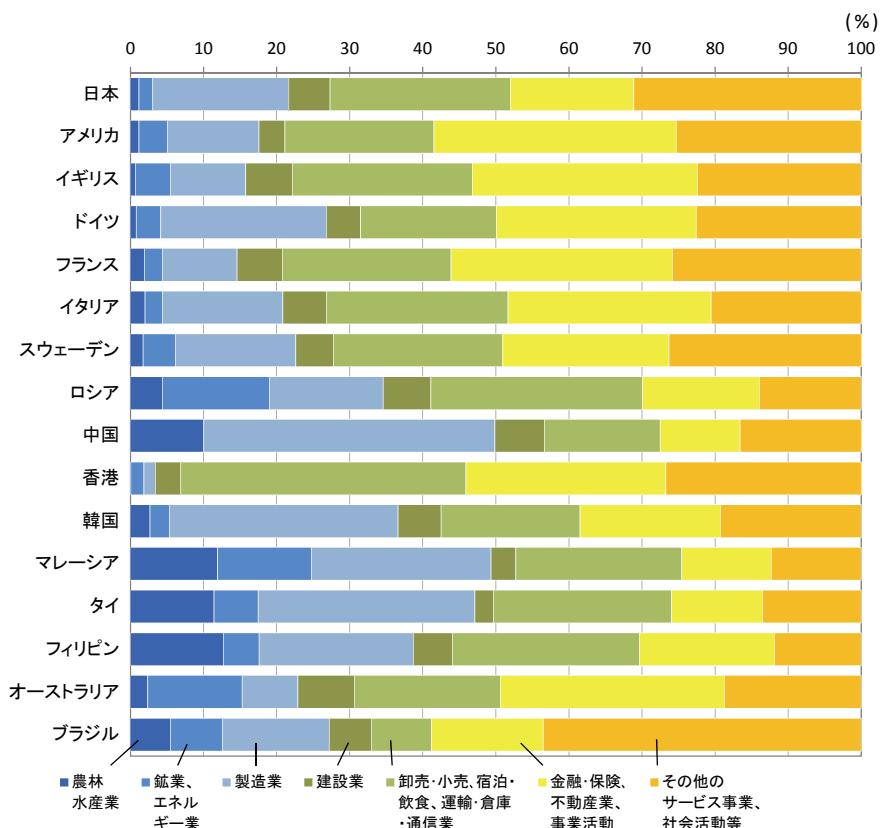
日本	アメリカ	カナダ
イギリス	ドイツ	フランス
イタリア	スウェーデン	韓国

▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第1-3表 一人当たりの国民所得」(p.27)を参照。

国民所得(要素価格表示)とは、給与等の「雇用者報酬」、利子、配当、賃貸料等の「財産所得」及び企業の収入である「企業所得」の合計であり、その国民所得を人口で割ったものが一人当たりの国民所得である。この数値は、国際比較できるようにアメリカドルに換算しているため、各国の経済成長の伸びだけでなく、対アメリカドル為替レートによっても変化することに注意しなければならない。

日本は、1980年代に主要先進国の中では相対的に高い実質経済成長率を維持していたことと、プラザ合意(1985年)後の急激な円高のため、ドル換算された国民所得は急上昇した。1990年代前半も、実質成長率が比較的低い水準にとどまったものの、為替レートが円高に推移したことから、ドル建ての一人当たり国民所得は増加を続け、1980年代半ばから1990年代半ばには主要先進諸国の中でも最高水準で推移した。日本と主要国との実質成長率は、2001年から2005年の平均で、日本1.2%、アメリカ2.5%、イギリス3.0%、ドイツ0.6%、2006年から2010年の平均で、日本0.4%、アメリカ0.8%、イギリス0.4%、ドイツ1.4%となっている(「第1-2表 名目・実質国内総生産(GDP)成長率」(p.26)を参照)。一人当たりの国民所得は1998年から2002年まではアメリカに次ぐ水準で推移したが、その後2004年にはスウェーデン、イギリスを下回り、2005年にはフランス、カナダとほぼ同水準となった。さらに2006年から2008年まで、韓国、イタリアに次ぐ下位の水準に落ち込んだが、2012年はカナダ、アメリカ、スウェーデンに次ぐ第4位の水準に回復した。

1-2 経済活動別国内総生産（構成比、2011年）



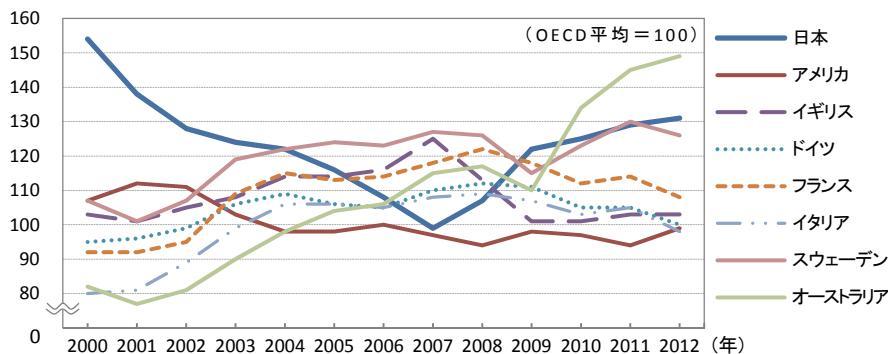
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-5表 経済活動別国内総生産」(p.29)を参照。

(注) 中国の製造業は、鉱業、エネルギー業を含む。

グラフは、国内総生産(総付加価値、生産者価格表示)における経済活動を構成別に色分けしたものである。この構成比によって、各国における産業構成比が把握できる。

産業構造の変化を長期的にみると、所得の上昇によって、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へと変化することが知られている(ペティー・クラークの法則)。実際、主要先進国の産業構成は、第3次産業の割合が高くなっている。そうしたなかで、主要先進国たち日本、ドイツ、韓国などは、相対的に製造業の割合が高いという特徴がある。また、日本は、他のサービス事業、社会活動等の割合が、先進国の中では高い。他方、マレーシア、タイ、フィリピンをみると、農林水産業、製造業の割合が高い。

1-3 物価水準 (GDPベース)



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-17表 物価水準(GDPベース)」(p.41)を参照。

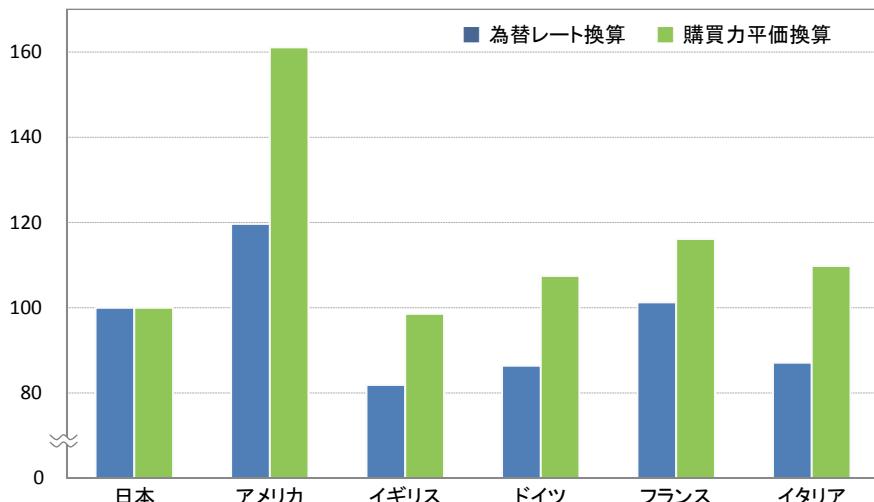
各国の物価水準は、ある一定の財・サービスを購入する際に必要とされる金額により示される。わかり易い例でいえば、例えば、ハンバーガー1個の値段の違いを見れば、ハンバーガーを基準とした物価水準の比較ができる。国内であれば使用される通貨は同一であり、販売されている商品・サービスも同一なので、容易に地域間の物価水準の比較ができるが、国際比較を行う場合は、各国で使用される通貨が異なることや、商品・サービスも全く同一とは限らないので比較は容易ではない。そこで物価水準の国際比較を行う場合には、比較を行う商品・サービス等の対象及びウェイトを調整したものをみていく必要がある。

上のグラフは、OECDが国内総生産(GDP)の国際比較を行う際に使用する商品・サービス価格とそのウェイト等を使用して算出された物価水準(GDPベースの物価水準)の国際比較を示したものである。我が国の物価水準は、2000年代前半までスウェーデンを除く主要国より高い水準にあったが、その後低下傾向で推移した後、2007年に上昇に転じ、2009年にはフランスを抜いて最高水準となった。2011年以降はオーストラリアに次ぐ高水準となっている。

なお、ここで使用した物価水準は、基準時点(2005年)のGDP購買力平価を為替レートで除して算出されたものである。購買力平価と為替レートの比の意味するところは、上述のハンバーガーを例にとると、ハンバーガー1個が日本で100円、米国で1ドルの場合、為替レートが1ドル80円であれば、日本のハンバーガーは1.25(=100/80)ドルと、アメリカに比べて割高であり、1ドル120円であれば日本のハンバーガーは約0.83(=100/120)ドルと割安となることからわかるように、この比が大きいほど米国に比べ日本の物価が相対的に高い状況を示す指標となる。つまり、両国の物価が一定の下で円高(安)になったときにはこの値は大き(小さ)くなり、日本の物価は割高(安)となる。この指標を、OECD34か国の平均が100となる指数で示したものがグラフに示されている。

1-4 労働生産性水準（GDPベース、2011年）

(日本=100)



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第1-19表 労働生産性水準」(p.43)を参照。

本書で使用した労働生産性は、為替レート及び購買力平価で換算した国内総生産(GDP)を就業者数で除したものであり、上のグラフは、日本を100とした指数を示したものである。

上記6か国中、日本の購買力平価換算での労働生産性水準はイギリスよりも高いが、アメリカ、フランスなどの主要国より低い水準にとどまっている。一般に労働生産性は、産業構造、就業者一人当たり資本ストック(建物・機械等)、技術水準等に依存する。日本では、一部輸出産業の労働生産性は比較的高水準であるものの、低生産性部門の割合が高いこと等がアメリカやフランスなどと比較してGDPベースの生産性が低い要因であると考えられる。

なお、労働生産性の国際比較を行う際に留意すべき点がいくつかある。労働生産性とは、一定期間の付加価値を労働投入量で除して算出するものであり、一国の労働生産性は、GDPを労働投入量で除して算出する。ここで、労働投入量を「労働者数」とするか、「労働者数×労働時間」とするか等によって、同じ労働生産性とはいってもその数字の持つ意味は異なったものとなることに留意が必要である。さらに、サービス業の労働生産性の国際比較においては、サービスの質などは考慮されない点にも留意する必要がある。

第1-1表 名目国内総生産

Table 1-1: Nominal GDP

		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012
日本(10億円)	JPN	509,860	503,903	501,209	471,139	482,384	471,311	473,777
アメリカ(10億USドル)	USA	10,290	13,095	14,720	14,418	14,958	15,534	16,245
カナダ(10億カナダドル)	CAN	1,077	1,374	1,603	1,529	1,625	*1,720	*1,778
イギリス(10億ポンド)	GBR	987	1,277	1,462	1,417	1,486	1,537	1,565
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	2,048	2,224	2,474	2,374	2,495	2,610	2,666
フランス(10億ユーロ)	FRA	1,440	1,718	1,933	1,886	1,937	2,001	2,032
イタリア(10億ユーロ)	ITA	1,198	1,436	1,575	1,520	1,552	1,580	1,567
スウェーデン(10億クローナ)	SWE	2,265	2,769	3,204	3,106	3,338	3,481	3,549
ユーロ圏 ¹⁾ (10億ユーロ)	EUR	6,783	8,145	9,243	8,921	9,168	9,424	9,484
ロシア(10億ルーブル)	RUS	*7,298	21,610	41,277	38,807	46,309	55,800	62,599
中国(10億元)	CHN	9,921	18,494	31,405	34,090	40,151	47,310	51,894
香港(10億香港ドル)	HKG	1,338	1,412	1,707	1,659	1,777	1,936	2,042
韓国(1兆ウォン)	KOR	603	865	1,026	1,065	1,173	1,235	1,272
シンガポール(10億SGPドル)	SGP	163	209	270	275	316	334	346
マレーシア(10億リンギット)	MYS	356	544	770	713	797	884	941
タイ(10億バーツ)	THA	4,923	7,093	9,080	9,042	10,105	10,540	11,375
インドネシア(1兆ルピア)	IDN	1,390	2,774	4,949	5,606	6,447	7,423	8,242
フィリピン(10億ペソ)	PHL	3,581	5,678	7,721	8,026	9,003	9,706	10,565
インド(10億ルピー)	IND	21,680	36,934	56,301	64,778	77,953	89,750	100,206
オーストラリア(10億AUSドル)	AUS	707	995	1,254	1,292	1,404	1,473	*1,518
ニュージーランド(10億NZドル)	NZL	118	162	186	190	199	207	*211
ブラジル(10億レアル)	BRA	1,179	2,147	3,032	3,239	3,770	4,143	4,403
(USドル換算/in U.S. dollars)								(10億USドル/billion U.S. dollars)
日本	JPN	4,731	4,572	4,849	5,035	5,495	5,906	5,938
アメリカ	USA	10,290	13,095	14,720	14,418	14,958	15,534	16,245
カナダ	CAN	725	1,134	1,503	1,338	1,577	*1,738	*1,780
イギリス	GBR	1,494	2,321	2,688	2,208	2,296	2,462	2,472
ドイツ	DEU	1,886	2,766	3,624	3,298	3,304	3,628	3,426
フランス	FRA	1,326	2,137	2,832	2,620	2,565	2,782	2,611
イタリア	ITA	1,104	1,786	2,307	2,111	2,055	2,197	2,013
スウェーデン	SWE	247	371	486	406	463	536	524
ユーロ圏 ¹⁾	EUR	6,250	10,129	13,539	12,394	12,142	13,101	12,185
ロシア	RUS	*259	764	1,661	1,223	1,525	1,899	2,030
中国	CHN	1,198	2,257	4,520	4,990	5,931	7,322	8,221
香港	HKG	172	182	219	214	229	249	263
韓国	KOR	533	845	931	834	1,015	1,114	1,130
シンガポール	SGP	94	125	191	189	232	266	277
マレーシア	MYS	94	144	231	202	248	289	305
タイ	THA	123	176	273	264	319	346	366
インドネシア	IDN	165	286	511	539	710	846	879
フィリピン	PHL	81	103	174	168	200	224	250
インド	IND	475	834	1,223	1,365	1,711	1,873	1,842
オーストラリア	AUS	410	760	1,052	1,008	1,288	1,520	*1,571
ニュージーランド	NZL	54	114	130	119	144	163	*171
ブラジル	BRA	645	882	1,654	1,622	2,143	2,475	2,253

* ……OECD推計値/Estimated value

資料出所 日本:内閣府(2013.12)「平成24年国民经济計算確報」

OECD諸国及びロシア、中国:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2013年12月現在その他の国:IMF(2013.10) *World Economic Outlook, October 2013*

(注) 1) 単一通貨(ユーロ)参加国を対象。2013年12月現在、17か国が参加。

1 経済・経営

第1-2表 名目・実質国内総生産（GDP）成長率

Table 1-2: Nominal and real GDP growth rates

		'01-'05	'06-'10	2000	2005	2008	2009	2010	2011	(%) 2012年
(名目/nominal)										
日本	JPN	-0.2	-0.8	1.0	0.0	-2.3	-6.0	2.4	-2.3	0.5
アメリカ	USA	5.0	2.7	6.5	6.7	1.7	-2.1	3.7	3.8	4.6
カナダ	CAN	5.0	3.5	9.6	6.4	4.8	-4.6	6.3	*5.8	*3.4
イギリス	GBR	5.3	3.1	5.2	5.3	2.4	-3.1	4.8	3.5	1.8
ドイツ	DEU	1.7	2.4	2.4	1.3	1.9	-4.0	5.1	4.6	2.2
フランス	FRA	3.6	2.5	5.3	3.8	2.5	-2.5	2.7	3.3	1.5
イタリア	ITA	3.7	1.6	5.7	2.8	1.3	-3.5	2.1	1.8	-0.8
スウェーデン	SWE	4.1	3.9	5.9	4.1	2.5	-3.1	7.5	4.3	2.0
ユーロ圏 ¹⁾	EUR	3.7	2.4	5.2	3.6	2.4	-3.5	2.8	2.8	0.6
ロシア	RUS	24.3	17.1	*51.5	26.9	24.2	-6.0	19.3	20.5	12.2
中国	CHN	13.3	16.9	10.6	15.7	18.1	8.6	17.8	17.8	9.7
香港	HKG	1.2	4.8	4.0	7.2	3.4	-2.8	7.1	9.0	5.5
韓国	KOR	7.5	6.3	9.9	4.6	5.3	3.8	10.2	5.3	3.0
シンガポール	SGP	5.3	8.8	13.0	9.6	0.6	1.9	15.0	5.8	3.4
マレーシア	MYS	9.0	8.3	18.5	14.7	15.7	-7.4	11.8	10.9	6.4
タイ	THA	7.6	7.4	6.2	9.3	6.5	-0.4	11.8	4.3	7.9
インドネシア	IDN	14.9	18.4	26.4	20.8	25.3	13.3	15.0	15.1	11.0
フィリピン	PHL	9.7	9.7	10.4	10.9	12.0	4.0	12.2	7.8	8.8
インド	IND	11.3	16.1	7.7	13.9	12.9	15.1	20.3	15.1	11.7
オーストラリア	AUS	7.1	7.2	6.8	8.0	6.7	3.0	8.6	4.9	*3.0
ニュージーランド	NZL	6.4	4.3	5.7	5.5	0.8	2.2	5.0	3.7	*2.3
ブラジル	BRA	12.7	12.0	10.7	10.6	13.9	6.8	16.4	9.9	6.3
(実質/real)²⁾										
日本	JPN	1.2	0.4	2.3	1.3	-1.0	-5.5	4.7	-0.5	1.4
アメリカ	USA	2.5	0.8	4.1	3.4	-0.3	-2.8	2.5	1.8	2.8
カナダ	CAN	2.5	1.2	5.2	3.0	0.7	-2.8	3.2	*2.5	*1.7
イギリス	GBR	3.0	0.4	4.4	3.2	-0.8	-5.2	1.7	1.1	0.1
ドイツ	DEU	0.6	1.4	3.1	0.7	1.1	-5.1	4.0	3.3	0.7
フランス	FRA	1.6	0.6	3.7	1.8	-0.1	-3.1	1.7	2.0	0.0
イタリア	ITA	1.0	-0.2	3.7	0.9	-1.2	-5.5	1.7	0.5	-2.5
スウェーデン	SWE	2.7	1.7	4.5	3.2	-0.6	-5.0	6.6	2.9	1.0
ユーロ圏 ¹⁾	EUR	1.5	0.8	3.8	1.7	0.4	-4.4	2.0	1.6	-0.7
ロシア	RUS	6.1	3.7	*10.0	6.4	5.2	-7.8	4.5	4.3	3.4
中国	CHN	9.8	11.2	8.4	11.3	9.6	9.2	10.4	9.3	7.7
香港	HKG	4.3	4.0	8.0	7.4	2.1	-2.5	6.8	4.9	1.5
韓国	KOR	4.5	3.8	8.8	4.0	2.3	0.3	6.3	3.7	2.0
シンガポール	SGP	4.8	6.7	9.0	7.4	1.7	-0.8	14.8	5.2	1.3
マレーシア	MYS	4.7	4.5	8.7	5.0	4.8	-1.5	7.4	5.1	5.6
タイ	THA	5.1	3.6	4.8	4.6	2.5	-2.3	7.8	0.1	6.5
インドネシア	IDN	4.7	5.7	4.2	5.7	6.0	4.6	6.2	6.5	6.2
フィリピン	PHL	4.6	5.0	4.4	4.8	4.2	1.1	7.6	3.6	6.8
インド	IND	6.9	8.4	4.0	9.3	3.9	8.5	10.5	6.3	3.2
オーストラリア	AUS	3.5	2.7	1.9	3.0	1.6	2.1	2.4	3.4	*3.7
ニュージーランド	NZL	4.0	1.0	2.4	3.4	-1.8	1.5	0.2	2.2	*3.2
ブラジル	BRA	2.8	4.5	4.3	3.2	5.2	-0.3	7.5	2.7	0.9

* …OECD推計値/Estimated value

資料出所 日本:内閣府(2013.12)「平成24年国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2013年12月現在その他の国:IMF(2013.10) *World Economic Outlook, October 2013*

(注) 1) 単一通貨(ユーロ)参加国を対象。2013年12月現在、17か国が参加。

第1-3表 一人当たりの国民所得¹⁾

Table 1-3: National income per capita

		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012
日本(1,000円)	JPN	2,970	2,944	2,884	2,672	2,776	2,730	2,762
アメリカ(USドル)	USA	28,969	34,770	37,310	36,048	37,593	39,244	40,648
カナダ(カナダドル)	CAN	25,500	31,518	36,234	33,236	35,000	*41,958	*42,951
イギリス(ポンド)	GBR	12,605	16,753	19,162	18,163	18,586	19,078	18,852
ドイツ(ユーロ)	DEU	18,370	20,434	22,649	21,806	23,153	24,265	24,800
フランス(ユーロ)	FRA	18,452	21,053	23,185	22,408	*23,027	*23,480	*23,454
イタリア(ユーロ)	ITA	14,964	17,500	18,429	17,716	17,836	17,999	17,415
スウェーデン(1,000クローナ)	SWE	184	226	257	236	258	267	269
ロシア(1,000ルーブル)	RUS	*36	108	208	201	238	283	336
中国 ²⁾ (元)	CHN	7,654	13,930	23,536	25,186	29,398	34,241	—
香港 ²⁾ (1,000HKドル)	HKG	197	206	259	244	257	280	291
韓国(1,000ウォン)	KOR	9,713	13,898	16,253	16,797	18,402	19,276	19,890
シンガポール ²⁾ (SGPドル)	SGP	41,213	43,321	53,080	52,362	61,900	63,816	64,421
マレーシア ²⁾ (リンギット)	MYS	13,983	20,107	27,357	25,140	27,267	29,996	30,958
タイ(1,000バーツ)	THA	57	81	106	103	114	119	—
インドネシア ³⁾ (1,000ルピア)	IDN	5,310	11,139	19,319	21,600	24,695	28,055	30,748
フィリピン(ペソ)	PHL	38,831	56,749	76,214	98,002	99,239	104,604	111,373
インド(ルピー)	IND	16,304	26,603	40,025	45,310	52,422	—	—
オーストラリア(AUDドル)	AUS	25,630	33,776	41,210	41,141	44,508	46,723	*54,016
ニュージーランド(NZドル)	NZL	20,894	26,427	28,597	30,308	30,935	31,521	*38,275
ブラジル ²⁾ (リアル)	BRA	6,572	11,205	15,438	16,411	18,964	20,641	21,815
(USD換算 / in U.S. dollars)								
日本	JPN	27,561	26,710	27,906	28,551	31,619	34,205	34,615
アメリカ	USA	28,969	34,770	37,310	36,048	37,593	39,244	40,648
カナダ	CAN	17,170	26,010	33,958	29,075	33,976	*42,402	*42,986
イギリス	GBR	19,071	30,459	35,227	28,296	28,719	30,567	29,780
ドイツ	DEU	16,925	25,412	33,177	30,293	30,665	33,732	31,865
フランス	FRA	17,000	26,182	33,963	31,129	*30,497	*32,640	*30,136
イタリア	ITA	13,787	21,763	26,995	24,611	23,623	25,021	22,375
スウェーデン	SWE	20,089	30,180	39,031	30,882	35,854	41,081	39,640
ロシア	RUS	*1,274	3,815	8,360	6,324	7,852	9,620	10,901
中国 ²⁾	CHN	925	1,700	3,387	3,687	4,342	5,299	—
香港 ²⁾	HKG	25,317	26,466	33,322	31,464	33,128	36,006	37,578
韓国	KOR	8,588	13,570	14,748	13,154	15,918	17,393	17,657
シンガポール ²⁾	SGP	23,906	26,028	37,516	36,000	45,398	50,738	51,550
マレーシア ²⁾	MYS	3,680	5,309	8,201	7,133	8,465	9,803	10,023
タイ	THA	1,429	2,024	3,175	3,009	3,584	3,911	—
インドネシア ³⁾	IDN	631	1,148	1,992	2,079	2,717	3,199	3,276
フィリピン	PHL	879	1,030	1,720	2,055	2,200	2,415	2,637
インド	IND	363	603	920	936	1,146	—	—
オーストラリア	AUS	14,859	25,793	34,567	32,087	40,827	48,194	*55,928
ニュージーランド	NZL	9,492	18,607	20,100	18,932	22,290	24,902	*31,010
ブラジル ²⁾	BRA	3,593	4,603	8,419	8,208	10,780	12,339	11,171

* …OECD推計値/Estimated value

資料出所 日本:内閣府(2013.12)「平成24年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2013年12月現在
その他:UN data (<http://data.un.org/>) 2013年12月現在人口・為替レート:IMF Database (<http://elibrary-data.imf.org/>) "IFS" 2013年9月現在

(注) 1) 本表では要素費用表示の国民所得を指し、市場価格表示の国民所得より、純間接税(=生産・輸入品に課される税-補助金)を差し引いたものを使用。
 2) 国民総所得(GNI)を使用。固定資本減耗と純間接税を含む。
 3) 国民所得(市場価格表示)を使用。純間接税を含む。

1 経済・経営

第1-4表 雇用者報酬

Table 1-4: Compensation of employees

		2000年	2005	2008	2009	2010	2011	2012
日本(10億円)	JPN	269,053	253,983	255,723	243,310	243,606	245,201	245,895
アメリカ(10億USドル)	USA	5,863	7,098	8,090	7,796	7,975	8,287	8,620
カナダ(10億カナダドル)	CAN	545	695	819	815	850	—	—
イギリス(10億ポンド)	GBR	535	679	777	780	802	820	842
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	1,114	1,139	1,229	1,232	1,269	1,324	1,376
フランス(10億ユーロ)	FRA	750	901	1,007	1,010	1,033	1,064	1,085
イタリア(10億ユーロ)	ITA	470	583	658	650	658	670	669
スウェーデン(10億クローナ)	SWE	1,241	1,502	1,725	1,707	1,776	1,837	1,911
ロシア ¹⁾ (10億ルーブル)	RUS	2,937	9,474	19,560	20,412	22,996	27,647	31,578
中国(10億元)	CHN	5,228	9,302	15,007	16,647	—	—	—
香港(100万香港ドル)	HKG	663,106	673,188	802,656	819,943	881,096	960,623	—
韓国(10億ウォン)	KOR	258,944	396,338	474,954	493,686	526,279	560,153	583,377
シンガポール(100万S\$ドル)	SGP	69,105	83,939	114,024	117,592	128,351	139,025	145,999
タイ(10億バーツ)	THA	1,541	2,324	2,895	2,966	3,171	3,377	—
フィリピン(10億ペソ)	PHL	859	1,508	2,070	1,934	2,058	2,129	2,347
インド ²⁾ (10億ルピー)	IND	6,604	10,143	16,524	19,342	22,549	—	—
オーストラリア(100万AUドル)	AUS	347,818	482,119	594,884	616,117	660,850	708,140	—
ニュージーランド(100万NZドル)	NZL	48,163	69,682	84,848	85,388	—	—	—
ブラジル(10億レアル)	BRA	477	861	1,268	1,413	—	—	—
USドル換算/in U.S.dollars								(10億ドル/billion U.S. dollars)
日本	JPN	2,497	2,304	2,474	2,600	2,775	3,072	3,082
アメリカ	USA	5,863	7,098	8,090	7,796	7,975	8,287	8,620
カナダ	CAN	367	574	767	713	825	—	—
イギリス	GBR	809	1,235	1,428	1,215	1,239	1,314	1,331
ドイツ	DEU	1,026	1,417	1,801	1,712	1,680	1,841	1,768
フランス	FRA	691	1,120	1,476	1,403	1,368	1,479	1,394
イタリア	ITA	433	725	964	904	872	931	859
スウェーデン	SWE	135	201	262	223	246	283	282
ロシア ¹⁾	RUS	104	335	787	643	757	941	1,024
中国	CHN	632	1,135	2,160	2,437	—	—	—
香港	HKG	85	87	103	106	113	123	—
韓国	KOR	229	387	431	387	455	505	518
シンガポール	SGP	40	50	81	81	94	111	117
タイ	THA	38	58	87	87	100	111	—
フィリピン	PHL	19	27	47	41	46	49	56
インド ²⁾	IND	147	230	380	400	493	—	—
オーストラリア	AUS	202	368	499	481	606	730	—
ニュージーランド	NZL	22	49	60	53	—	—	—
ブラジル	BRA	261	354	691	707	—	—	—

資料出所 日本:内閣府(2013.12)「平成24年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国及びロシア:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2013年12月現在

その他:UN data (<http://data.un.org/>) 2013年12月現在

為替レート:IMF Database (<http://elibrary-data.imf.org/>) "IFS"2013年9月現在

(注) 1) 2000年はOECDによる推計値。

2) 4月から3月の会計年度。

第1-5表 経済活動別国内総生産（2011年）

Table 1-5: GDP by economic activity, 2011

			経済活動計 ^{1)a)}	農林 水産業 ^{b)}		鉱業、 エネルギー業 ^{c)}	製造業 ^{d)}	実額/at current prices, (%)
日本(千億円)	(2012)	JPN	4,714 (100)	57 (1.2)	84 (1.8)	856 (18.2)		
"	(2011)	JPN	4,690 (100)	54 (1.2)	89 (1.9)	873 (18.6)		
"	(2010)	JPN	4,788 (100)	57 (1.2)	113 (2.4)	943 (19.7)		
アメリカ(100億USドル)		USA	1,499 (100)	17 (1.2)	59 (3.9)	188 (12.5)		
カナダ(10億CADドル) ²⁾⁴⁾		CAN	1,235 (100)	30 (2.4)	91 (7.4)	161 (13.0)		
イギリス(10億ポンド)		GBR	1,361 (100)	9 (0.7)	65 (4.8)	141 (10.3)		
ドイツ(10億ユーロ)		DEU	2,335 (100)	18 (0.8)	78 (3.3)	530 (22.7)		
フランス(10億ユーロ)		FRA	1,794 (100)	34 (1.9)	44 (2.5)	183 (10.2)		
イタリア(10億ユーロ)		ITA	1,415 (100)	28 (2.0)	34 (2.4)	233 (16.5)		
スウェーデン(10億クローナ)		SWE	3,048 (100)	52 (1.7)	136 (4.5)	501 (16.4)		
ロシア(100億ルーブル)		RUS	4,751 (100)	207 (4.4)	697 (14.7)	739 (15.5)		
中国(100億元)		CHN	4,731 (100)	475 (10.0)	1,885 (39.8)			
香港(千万香港ドル)		HKG	1,903 (100)	0.9 (0.0)	34 (1.8)	31 (1.6)		
韓国(1兆ウォン)		KOR	1,113 (100)	30 (2.7)	30 (2.7)	348 (31.3)		
シンガポール(1億SGPドル) ³⁾⁴⁾		SGP	2,859 (100)	1.0 (0.0)	44 (1.5)	635 (22.2)		
マレーシア(1億リンギット)		MYA	8,757 (100)	1,043 (11.9)	1,127 (12.9)	2,151 (24.6)		
タイ(100億バーツ)		THA	1,112 (100)	127 (11.4)	67 (6.0)	330 (29.7)		
インドネシア(1兆ルピア) ⁴⁾		IDN	6,423 (100)	985 (15.3)	766 (11.9)	1,594 (24.8)		
フィリピン(10億ペソ)		PHL	9,706 (100)	1,235 (12.7)	473 (4.9)	2,048 (21.1)		
インド(100億ルピー) ⁴⁾		IND	7,278 (100)	1,282 (17.6)	327 (4.5)	1,072 (14.7)		
オーストラリア(10億AUドル)		AUS	1,377 (100)	33 (2.4)	178 (12.9)	105 (7.6)		
ニュージーランド(1億NZドル) ⁵⁾		NZL	1,754 (100)	116 (6.6)	102 (5.8)	217 (12.4)		
ブラジル(10億レアル)		BRA	3,531 (100)	193 (5.5)	253 (7.2)	515 (14.6)		

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; d) Manufacturing;

資料出所 日本:内閣府(2013.12)「平成24年度国民経済計算確報」

日本・アメリカを除くOECD諸国:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2014年1月現在

アメリカ及びその他の国:UN Data (<http://data.un.org/>) 2013年12月現在

(注) 1) 粗付加価値のGDP(注記がない限り、名目価格)。

2) 固定基準年方式による価格。

3) 鉱業は農林水産業の項目に含まれる。

4) 2010年の数値。

5) 2009年度の数値。

1 経済・経営

第1-5表 経済活動別国内総生産（2011年）（続き）

Table 1-5: GDP by economic activity, 2011 (cont.)

		実額/at current prices, (%)				
		建設業 ^{e)}	卸売・小売・宿泊・飲食・運輸・倉庫・通信業 ^{f)}	金融・保険、不動産業、事業活動 ^{g)}	他のサービス事業、社会活動等 ^{h)}	
日本(千億円)	(2012)	JPN	267 (5.7)	1,181 (25.1)	784 (16.6)	1,484 (31.5)
"	(2011)	JPN	265 (5.6)	1,159 (24.7)	792 (16.9)	1,459 (31.1)
"	(2010)	JPN	262 (5.5)	1,154 (24.1)	807 (16.8)	1,452 (30.3)
アメリカ(100億USドル)	USA	53 (3.5)	306 (20.4)	497 (33.2)	380 (25.3)	
カナダ(10億CADドル) ²⁾⁴⁾	CAN	73 (5.9)	272 (22.0)	349 (28.3)	260 (21.0)	
イギリス(10億ポンド)	GBR	87 (6.4)	336 (24.7)	419 (30.8)	305 (22.4)	
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	109 (4.7)	434 (18.6)	639 (27.3)	527 (22.6)	
フランス(10億ユーロ)	FRA	111 (6.2)	414 (23.1)	543 (30.3)	464 (25.9)	
イタリア(10億ユーロ)	ITA	85 (6.0)	351 (24.8)	393 (27.8)	291 (20.5)	
スウェーデン(10億クローナ)	SWE	157 (5.2)	707 (23.2)	693 (22.7)	801 (26.3)	
ロシア(100億ルーブル)	RUS	310 (6.5)	1,376 (29.0)	760 (16.0)	661 (13.9)	
中国(100億元)	CHN	319 (6.8)	751 (15.9)	517 (10.9)	784 (16.6)	
香港(千万香港ドル)	HKG	65 (3.4)	742 (39.0)	521 (27.4)	509 (26.7)	
韓国(1兆ウォン)	KOR	66 (5.9)	212 (19.0)	214 (19.2)	214 (19.2)	
シンガポール(1億SGPドル) ³⁾⁴⁾	SGP	130 (4.5)	883 (30.9)	742 (25.9)	425 (14.9)	
マレーシア(1億リンギット)	MYS	296 (3.4)	1,990 (22.7)	1,075 (12.3)	1,075 (12.3)	
タイ(100億バーツ)	THA	28 (2.5)	271 (24.4)	138 (12.4)	150 (13.5)	
インドネシア(1兆ルピア) ⁴⁾	IDN	661 (10.3)	1,299 (20.2)	463 (7.2)	655 (10.2)	
フィリピン(10億ペソ)	PHL	521 (5.4)	2,485 (25.6)	1,789 (18.4)	1,155 (11.9)	
インド(100億ルピー) ⁴⁾	IND	590 (8.1)	1,772 (24.3)	1,194 (16.4)	1,042 (14.3)	
オーストラリア(10億AUドル)	AUS	106 (7.7)	275 (20.0)	422 (30.7)	258 (18.7)	
ニュージーランド(1億NZドル) ⁵⁾	NZL	104 (5.9)	348 (19.9)	511 (29.1)	356 (20.3)	
ブラジル(10億レアル)	BRA	204 (5.8)	289 (8.2)	541 (15.3)	1,537 (43.5)	

e) Construction; f) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communications; g) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; h) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

第1-6表 国内総生産の構成（支出側、名目、2012年）

Table 1-6: GDP by expenditure approach, 2012 (at current prices)

	国内 総生産 ^{a)}	政府 最終消費 支出 ^{b)}	民間 最終消費 支出 ^{c)}	在庫品の 増減及び 評価減 ^{d)}	総固定 資本 形成 ^{e)}	財貨・サービス		
						輸出 ^{f)}	輸入 ^{g)}	
(実額/at current prices)								
日本(10億円)	JPN	473,777	96,940	287,697	-1,546	100,068	69,775	79,157
アメリカ(10億USドル)	USA	16,245	2,548	11,150	66	3,028	2,196	2,743
カナダ ¹⁾ (10億カナダドル)	CAN	1,778	381	1,014	—	406	541	576
イギリス(10億ポンド)	GBR	1,565	341	1,030	7	224	494	529
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	2,666	514	1,534	-10	471	1,381	1,223
フランス(10億ユーロ)	FRA	2,032	503	1,172	1	402	558	603
イタリア(10億ユーロ)	ITA	1,567	315	954	0	281	473	456
スウェーデン(10億クローナ)	SWE	3,549	956	1,718	-4	673	1,722	1,516
ロシア(10億ルーブル)	RUS	62,599	11,665	30,807	3,100	13,164	18,428	13,860
中国(10億元)	CHN	51,894	7,141	19,042	1,102	24,176	14,192	12,729
韓国(1兆ウォン)	KOR	1,272	201	681	11	340	719	680
マレーシア(10億リンギット)	MYS	941	127	460	1	242	820	709
タイ ²⁾ (10億バーツ)	THA	11,121	1,781	5,923	57	2,897	7,943	7,750
インドネシア ³⁾ (1兆ルピア)	IDN	8,242	732	4,496	178	2,733	1,999	2,128
フィリピン(10億ペソ)	PHL	10,565	1,113	7,838	-97	2,048	3,254	3,591
インド ²⁾ ³⁾ (10億ルピー)	IND	76,741	9,107	43,384	4,178	23,314	17,475	20,660
オーストラリア ¹⁾ (10億AUドル)	AUS	1,518	279	838	4	447	302	334
ニュージーランド ¹⁾ (100万NZドル)	NZL	211,378	42,367	127,490	—	39,798	60,526	61,368
ブラジル(10億レアル)	BRA	4,403	945	2,744	-22	799	553	616
(対GDP比/per GDP)								(%)
日本	JPN	100.0	20.5	60.7	-0.3	21.1	14.7	16.7
アメリカ	USA	100.0	15.7	68.6	0.4	18.6	13.5	16.9
カナダ	CAN	100.0	21.4	57.0	—	22.8	30.4	32.4
イギリス	GBR	100.0	21.8	65.8	0.4	14.3	31.6	33.8
ドイツ	DEU	100.0	19.3	57.5	-0.4	17.6	51.8	45.9
フランス	FRA	100.0	24.7	57.7	0.0	19.8	27.4	29.7
イタリア	ITA	100.0	20.1	60.9	0.0	17.9	30.2	29.1
スウェーデン	SWE	100.0	26.9	48.4	-0.1	19.0	48.5	42.7
ロシア	RUS	100.0	18.6	49.2	5.0	21.0	29.4	22.1
中国	CHN	100.0	13.8	36.7	2.1	46.6	27.3	24.5
韓国	KOR	100.0	15.8	53.5	0.8	26.7	56.5	53.4
マレーシア	MYS	100.0	13.5	48.9	0.1	25.7	87.1	75.3
タイ	THA	100.0	16.0	53.3	0.5	26.1	71.4	69.7
インドネシア	IDN	100.0	8.9	54.6	2.2	33.2	24.3	25.8
フィリピン	PHL	100.0	10.5	74.2	-0.9	19.4	30.8	34.0
インド	IND	100.0	11.9	56.5	5.4	30.4	22.8	26.9
オーストラリア	AUS	100.0	18.4	55.2	0.3	29.5	19.9	22.0
ニュージーランド	NZL	100.0	20.0	60.3	—	18.8	28.6	29.0
ブラジル	BRA	100.0	21.5	62.3	-0.5	18.1	12.6	14.0

a) Gross Domestic Product; b) Government final consumption expenditure; c) Household and NPISH's final consumption expenditure; d) Changes in inventories and acquisitions less disposals of valuables; e) Gross fixed capital formation; f) Exports of goods and services; g) Less : Imports of goods and services.

資料出所 日本:内閣府(2013.12)「平成24年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア、中国:OECD Database "National Accounts" 2013年12月現在
その他:UN data (<http://data.un.org/>) 2013年12月現在

(注) 1) OECDによる推計値。

2) タイは2011年、インドは2010年の数値。

3) 民間最終消費支出は、対家計非営利団体(NPISH)を除く。

1 経済・経営

第1-7表 国内総生産の構成（生産側、名目、2012年）

Table 1-7: GDP by production approach, 2012 (at current prices)

		国内 総生産 ^{a)}	雇用者 報酬 ^{b)}	営業余剰・混 合所得(純) ^{c)}	固定資本 減耗 ^{d)}	純間接 税 ^{1) e)}
(実額/Real amount)						
日本(10億円)	JPN	473,777	245,759	90,651	100,590	37,410
アメリカ(10億USドル)	USA	16,245	8,620	4,033	2,543	1,066
カナダ ²⁾ (10億カナダドル)	CAN	1,625	850	373	229	173
イギリス(10億ポンド)	GBR	1,565	842	346	176	200
ドイツ(10億ユーロ)	DEU	2,666	1,376	614	402	274
フランス(10億ユーロ)	FRA	2,032	1,085	380	288	280
イタリア(10億ユーロ)	ITA	1,567	669	402	279	218
スウェーデン(10億クローナ)	SWE	3,549	1,911	564	472	602
ロシア ³⁾ (10億ルーブル)	RUS	55,800	27,647	14,658	2,615	10,880
韓国(1兆ウォン)	KOR	1,272	583	384	164	141
シンガポール ⁴⁾ (100万SGPドル)	SGP	345,561	145,999	(177,549)	—	28,315
タイ ³⁾ (10億バーツ)	THA	11,121	3,377	4,906	1,733	1,105
フィリピン(100万ペソ)	PHL	10,565	2,347	4,955	1,128	710
インド ²⁾ (10億ルピー)	IND	76,741	22,549	41,441	7,535	5,217
オーストラリア ³⁾ (10億AUドル)	AUS	1,473	708	399	227	140
ニュージーランド ³⁾ (100万NZドル)	NZL	206,546	91,468	58,255	29,155	27,668
ブラジル ^{4) 5)} (10億レアル)	BRA	2,794	1,413	(1,336)	—	45
(構成比/Per GDP)						
日本	JPN	100.0	51.9	19.1	21.2	7.9
アメリカ	USA	100.0	53.1	24.8	15.7	6.6
カナダ ²⁾	CAN	100.0	52.3	23.0	14.1	10.6
イギリス	GBR	100.0	53.8	22.1	11.3	12.8
ドイツ	DEU	100.0	51.6	23.0	15.1	10.3
フランス	FRA	100.0	53.4	18.7	14.2	13.8
イタリア	ITA	100.0	42.7	25.6	17.8	13.9
スウェーデン	SWE	100.0	53.8	15.9	13.3	17.0
ロシア ³⁾	RUS	100.0	49.5	26.3	4.7	19.5
韓国	KOR	100.0	45.8	30.2	12.9	11.0
シンガポール ⁴⁾	SGP	100.0	42.2	(51.4)	—	8.2
タイ ³⁾	THA	100.0	30.4	44.1	15.6	9.9
フィリピン	PHL	100.0	22.2	46.9	10.7	6.7
インド ²⁾	IND	100.0	29.4	54.0	9.8	6.8
オーストラリア ³⁾	AUS	100.0	48.1	27.1	15.4	9.5
ニュージーランド ³⁾	NZL	100.0	44.3	28.2	14.1	13.4
ブラジル ^{4) 5)}	BRA	100.0	50.6	(47.8)	—	1.6

a) Gross Domestic Product; b) Compensation of employees; c) Operating surplus and mixed income(net); d) Consumption of fixed capital; e) Taxes on production and imports, less Subsidies

資料出所 日本:内閣府(2013.12)「平成24年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database“National Accounts”2013年12月現在

シンガポール:シンガポール統計局(<http://www.singstat.gov.sg/>)2013年12月現在

その他:UN data (<http://data.un.org/>)2013年12月現在

(注) 1) 純間接税は、生産・輸入品に課される税一補助金。

2) 2010年の数値。インドは2010年度。

3) 2011年の数値。

4) 括弧内の数値は、営業余剰・混合所得(総)。

5) 2009年の数値。

第1-8表 国民貯蓄率¹⁾

Table 1-8: National savings rates

		2000年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	(%)
日本	JPN	8.9	7.0	7.2	8.2	5.1	-0.7	2.2	0.9	0.9	
アメリカ	USA	6.7	3.2	4.3	2.0	-0.7	-2.5	-1.0	0.1	0.9	
カナダ	CAN	12.7	12.9	13.6	12.7	12.1	3.7	5.1	—	—	
イギリス	GBR	4.3	4.9	4.3	5.8	6.4	1.6	1.5	2.7	-0.6	
ドイツ	DEU	7.0	9.0	11.7	14.3	12.5	7.9	9.9	11.1	10.7	
フランス	FRA	10.5	7.8	8.3	8.8	7.6	3.8	4.1	5.0	4.1	
イタリア	ITA	7.2	5.4	5.6	6.2	3.2	-0.2	-0.7	-0.7	-0.5	
スウェーデン	SWE	12.4	14.3	16.4	18.7	18.0	10.7	14.0	15.1	13.5	
ロシア	RUS	31.3	27.6	28.6	28.7	27.5	16.9	23.2	27.1	29.6	
香港 ²⁾	HKG	32.0	33.1	34.5	33.6	34.4	30.7	30.1	28.4	26.7	
韓国	KOR	22.2	21.7	20.2	20.3	20.0	19.5	22.0	21.2	20.7	
シンガポール ²⁾	SGP	44.9	45.0	48.2	50.8	47.6	46.1	49.5	48.2	47.3	
マレーシア ²⁾	MYS	40.0	39.8	41.1	40.6	40.7	35.0	36.4	36.6	33.8	
タイ	THA	16.5	15.3	18.0	20.5	18.0	16.6	17.7	17.8	—	
フィリピン	PHL	16.2	18.9	18.0	19.1	19.4	31.7	25.9	24.1	22.4	
インド ³⁾	IND	15.3	25.5	26.8	29.1	23.6	25.4	24.4	—	—	
オーストラリア ³⁾	AUS	5.5	7.9	7.7	8.4	10.6	8.2	10.7	11.6	—	
ニュージーランド ³⁾	NZL	4.3	2.9	1.2	2.6	-1.4	2.1	1.7	0.9	—	
ブラジル ²⁾	BRA	14.3	17.8	18.0	18.4	19.2	16.2	17.8	17.5	15.0	

資料出所 日本:内閣府(2013.12)「平成24年度国民経済計算確報」

日本を除くOECD諸国:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2013年12月現在その他:UN data (<http://data.un.org/>)2013年12月現在

(注) 1) 国民貯蓄率=(純貯蓄/純国民可処分所得)×100

2) 国民貯蓄率=(粗貯蓄/粗国民可処分所得)×100

3) 各年度の値。

1 経済・経営

第1-9表 鉱工業生産指数

Table 1-9: Industrial production indices

指數(2005年=100) index, Y2005=100		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本	JPN	94.0	98.4	100.0	107.3	103.8	81.7	94.3	91.5	92.1
アメリカ	USA	74.9	96.3	100.0	104.7	101.2	89.8	94.9	98.1	101.6
カナダ	CAN	77.7	98.9	100.0	98.6	95.7	85.4	89.6	92.8	93.9
イギリス	GBR	95.5	103.4	100.0	100.6	97.9	89.0	90.9	89.8	87.6
ドイツ	DEU	82.4	93.9	100.0	113.4	113.6	94.0	104.8	113.3	112.6
フランス	FRA	88.5	99.8	100.0	101.8	99.2	86.5	90.8	92.6	90.4
イタリア	ITA	96.9	104.3	100.0	105.4	101.7	83.0	87.5	87.8	82.4
オランダ	NLD	84.4	95.1	100.0	106.2	107.0	99.2	106.7	106.2	105.8
デンマーク	DNK	—	96.5	100.0	102.1	101.0	85.8	87.3	88.9	88.3
スウェーデン	SWE	—	92.3	100.0	107.7	104.5	85.9	93.3	98.8	96.7
ロシア	RUS	72.5	76.3	100.0	113.5	114.2	103.5	112.1	117.4	120.4
韓国	KOR	47.9	74.3	100.0	115.9	119.8	119.7	139.2	147.4	148.7
シンガポール ¹⁾	SGP	57.6	81.4	100.0	118.4	113.5	108.7	141.1	151.8	152.3
マレーシア	MYS	52.9	78.4	100.0	107.3	108.1	99.9	107.1	108.4	113.1
インドネシア ¹⁾	IDN	86.7	84.1	100.0	103.9	107.0	108.3	113.2	117.8	122.6
フィリピン ¹⁾	PHL	47.2	68.9	100.0	98.2	102.5	89.0	104.1	106.3	113.7
インド	IND	54.7	74.9	100.0	121.7	126.8	135.1	151.7	158.9	160.1
オーストラリア ²⁾	AUS	80.6	95.6	100.0	101.0	103.1	101.3	104.3	101.9	105.4
ニュージーランド ¹⁾	NZL	79.5	89.1	100.0	102.4	99.1	93.5	96.7	95.4	95.8
ブラジル ²⁾	BRA	78.2	85.7	100.0	108.9	112.1	104.0	114.9	115.3	112.3
対前年比(%) percentage change		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本	JPN	2.3	5.5	1.4	2.8	-3.3	-21.3	15.4	-2.9	0.7
アメリカ	USA	4.9	4.0	3.4	2.5	-3.4	-11.3	5.7	3.4	3.6
カナダ	CAN	—	8.6	2.0	-0.8	-2.9	-10.8	4.9	3.7	1.1
イギリス	GBR	1.8	2.1	-0.8	0.5	-2.7	-9.1	2.1	-1.2	-2.4
ドイツ	DEU	0.8	5.1	3.9	6.9	0.2	-17.3	11.5	8.1	-0.6
フランス	FRA	-11.2	3.1	-0.1	1.3	-2.5	-12.8	5.0	2.0	-2.4
イタリア	ITA	5.6	4.2	-0.7	1.7	-3.5	-18.4	5.4	0.3	-6.1
オランダ	NLD	2.9	5.4	0.4	4.0	0.8	-7.3	7.6	-0.5	-0.4
デンマーク	DNK	—	6.6	2.5	-1.9	-1.1	-15.0	1.8	1.8	-0.7
スウェーデン	SWE	—	5.8	2.3	4.0	-3.0	-17.8	8.7	5.9	-2.1
ロシア	RUS	-4.5	8.8	5.2	6.8	0.6	-9.3	8.3	4.8	2.5
韓国	KOR	11.9	16.9	6.3	6.9	3.4	-0.1	16.3	5.9	0.9
シンガポール ¹⁾	SGP	10.3	15.4	9.5	5.9	-4.2	-4.2	29.7	7.6	0.3
マレーシア	MYS	13.1	19.1	4.1	2.2	0.7	-7.5	7.2	1.2	4.4
インドネシア ¹⁾	IDN	11.2	11.7	1.3	5.6	3.0	1.2	4.6	4.1	4.1
フィリピン ¹⁾	PHL	18.0	13.7	10.2	-3.4	4.4	-13.2	17.0	2.1	7.0
インド	IND	12.7	7.4	7.9	10.3	4.2	6.6	12.2	4.8	0.7
オーストラリア ²⁾	AUS	1.2	5.4	1.1	1.4	2.0	-1.7	2.9	-2.3	3.4
ニュージーランド ¹⁾	NZL	26.0	3.6	0.2	3.9	-3.2	-5.7	3.4	-1.4	0.5
ブラジル ²⁾	BRA	1.8	6.6	3.4	5.9	2.9	-7.3	10.5	0.4	-2.7

資料出所 IMF Database (<http://elibrary-data.imf.org/>) “IFS”2013年9月現在

(注) 1) 製造業のみ。

2) 季節調整値。

第1-10表 経常収支・貿易収支

Table 1-10: Current account and trade balance

(100万USドル/million U.S. dollars)						
経常収支 Current account	2005年	2008	2009	2010	2011	2012
日本 JPN	165,783	159,363	147,017	203,916	119,064	60,859
アメリカ USA	-739,802	-681,341	-381,638	-449,477	-457,729	-440,423
カナダ CAN	21,577	1,789	-40,023	-56,708	-48,978	-62,265
イギリス GBR	-59,406	-41,159	-37,050	-75,229	-32,765	-93,560
ドイツ DEU	140,216	226,272	199,476	207,725	223,324	238,453
フランス FRA	-10,260	-49,877	-35,439	-33,734	-49,217	-57,246
イタリア ITA	-29,744	-65,380	-40,874	-72,875	-67,143	-15,211
オランダ NLD	46,618	38,036	41,575	60,963	84,590	77,929
デンマーク DNK	11,104	10,000	10,767	18,337	18,887	17,647
スウェーデン SWE	26,423	48,877	30,386	31,700	37,969	36,310
ロシア RUS	84,389	103,935	50,384	67,452	97,274	71,432
中国 CHN	132,378	420,569	243,257	237,810	136,097	193,139
韓国 KOR	18,607	3,197	32,791	29,394	26,068	43,335
シンガポール SGP	26,869	28,838	33,482	62,026	65,323	51,437
マレーシア MYS	19,980	38,914	31,801	26,998	33,508	18,638
タイ THA	-7,647	2,211	21,891	9,946	5,918	2,759
インドネシア IDN	278	126	10,628	5,144	1,685	-24,074
フィリピン PHL	1,980	3,627	9,358	8,922	6,970	7,126
インド IND	-10,284	-30,972	-26,186	-52,275	-60,038	-
オーストラリア AUS	-41,729	-46,945	-44,212	-35,667	-33,141	-57,144
ニュージーランド NZL	-8,842	-11,561	-3,162	-4,654	-6,686	-8,508
ブラジル BRA	13,985	-28,192	-24,306	-47,273	-52,480	-54,246
貿易収支 Trade balance	2005年	2008	2009	2010	2011	2012
日本 JPN	106,964	55,277	58,092	108,524	-4,474	-53,484
アメリカ USA	-783,315	-832,491	-509,751	-649,743	-743,557	-740,804
カナダ CAN	50,310	40,926	-5,925	-9,419	760	-12,026
イギリス GBR	-124,726	-173,457	-128,558	-152,449	-160,649	-170,450
ドイツ DEU	189,427	267,775	183,476	209,408	221,251	238,160
フランス FRA	-19,674	-74,713	-49,919	-63,332	-93,520	-76,073
イタリア ITA	543	-2,624	4,110	-26,127	-20,953	25,402
オランダ NLD	45,082	57,377	48,068	56,360	63,587	61,019
デンマーク DNK	7,333	910	8,982	9,508	10,314	8,251
スウェーデン SWE	20,221	20,275	13,660	19,140	20,278	21,563
ロシア RUS	116,185	177,625	113,231	146,995	196,854	192,296
中国 CHN	119,660	341,860	235,179	245,539	236,050	317,598
韓国 KOR	32,857	5,170	37,866	40,083	31,660	38,538
シンガポール SGP	46,697	42,804	49,309	66,011	72,665	60,917
マレーシア MYS	32,982	50,831	40,731	42,301	49,549	40,719
タイ THA	3,392	17,394	32,607	29,667	16,991	8,346
インドネシア IDN	17,611	24,542	32,287	31,003	33,825	8,676
フィリピン PHL	-10,254	-14,368	-9,652	-12,328	-16,973	-15,205
インド IND	-32,289	-92,675	-79,950	-96,239	-116,413	-
オーストラリア AUS	-13,389	-4,230	-4,518	17,529	28,399	-5,073
ニュージーランド NZL	-2,577	-1,726	1,313	2,378	2,774	824
ブラジル BRA	44,890	24,836	25,271	20,147	29,807	19,431

資料出所 The World Bank(2013.10) "World Development Indicators, Time series"

1 経済・経営

第1-11表 対内直接投資額（フロー）

Table 1-11: FDI Inward flows

		1995年	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012	(100万ドル/million U.S. dollars)
日本	JPN	22,630	31,557	45,781	128,019	74,699	56,263	107,601	122,551	
アメリカ	USA	92,074	142,626	15,369	308,296	266,955	304,399	396,656	328,869	
カナダ	CAN	11,462	44,678	27,538	79,277	39,601	34,723	49,849	53,939	
イギリス	GBR	43,562	235,398	80,009	183,153	39,287	39,502	106,673	71,415	
ドイツ	DEU	39,049	56,557	75,893	72,758	69,643	121,525	52,168	66,926	
フランス	FRA	15,755	177,449	114,978	155,047	107,130	64,575	59,553	37,197	
イタリア	ITA	5,732	6,686	39,362	67,000	21,275	32,655	53,629	30,397	
オランダ	NLD	20,170	75,634	123,072	68,334	34,471	68,332	40,900	-3,509	
ベルギー	BEL	11,603	86,362	32,658	221,023	7,525	43,894	82,492	14,668	
ルクセンブルク	LUX			9,932	14,809	1,522	21,435	9,169	17,273	
スウェーデン	SWE	11,215	40,907	27,712	30,363	25,908	20,178	28,158	33,428	
スペイン	ESP	4,670	58,213	41,829	74,717	13,070	37,844	36,578	-4,869	
ロシア	RUS	606	3,177	17,880	55,663	43,281	52,616	66,851	51,058	
中国	CHN	2,000	916	12,261	55,910	56,530	68,811	74,654	84,220	
香港	HKG	25,000	70,005	33,905	57,099	57,940	98,414	95,885	83,985	
台湾	TWN	2,983	6,701	6,028	10,287	5,877	11,574	12,766	13,031	
韓国	KOR	3,552	4,482	6,366	20,289	17,392	28,357	28,999	32,978	
シンガポール	SGP	7,283	6,650	11,589	6,812	24,051	25,341	26,249	23,080	
マレーシア	MYS	2,488	2,026	3,076	14,965	7,784	13,399	15,249	17,115	
タイ	THA	887	-20	529	4,057	4,172	4,467	8,217	11,911	
インドネシア	IDN	1,319	150	3,065	5,900	2,249	2,664	7,713	5,423	
フィリピン	PHL	98	125	189	259	359	616	539	1,845	
インド	IND	119	514	2,985	21,147	16,031	15,933	12,456	8,583	
オーストラリア	AUS	4,125	4,221	-31,137	33,618	16,233	27,271	14,285	16,141	
ニュージーランド	NZL	1,784	610	-1,290	401	-1,035	530	2,525	-489	
ブラジル	BRA	1,096	2,282	2,517	20,457	-10,084	11,588	-1,029	-2,821	
メキシコ	MEX	-263	363	6,474	1,157	8,464	15,045	12,139	25,597	

資料出所 UNCTADstat (<http://unctadstat.unctad.org/>) 2013年7月現在

第1-12表 対外直接投資額（フロー）

Table 1-12: FDI Outward flows

		1995年	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012	(100万ドル/million U.S. dollars)
日本	JPN	22,630	31,557	45,781	128,019	74,699	56,263	107,601	122,551	
アメリカ	USA	92,074	142,626	15,369	308,296	266,955	304,399	396,656	328,869	
カナダ	CAN	11,462	44,678	27,538	79,277	39,601	34,723	49,849	53,939	
イギリス	GBR	43,562	235,398	80,009	183,153	39,287	39,502	106,673	71,415	
ドイツ	DEU	39,049	56,557	75,893	72,758	69,643	121,525	52,168	66,926	
フランス	FRA	15,755	177,449	114,978	155,047	107,130	64,575	59,553	37,197	
イタリア	ITA	5,732	6,686	39,362	67,000	21,275	32,655	53,629	30,397	
オランダ	NLD	20,170	75,634	123,072	68,334	34,471	68,332	40,900	-3,509	
ベルギー	BEL	11,603	86,362	32,658	221,023	7,525	43,894	82,492	14,668	
ルクセンブルク	LUX			9,932	14,809	1,522	21,435	9,169	17,273	
スウェーデン	SWE	11,215	40,907	27,712	30,363	25,908	20,178	28,158	33,428	
スペイン	ESP	4,670	58,213	41,829	74,717	13,070	37,844	36,578	-4,869	
ロシア	RUS	606	3,177	17,880	55,663	43,281	52,616	66,851	51,058	
中国	CHN	2,000	916	12,261	55,910	56,530	68,811	74,654	84,220	
香港	HKG	25,000	70,005	33,905	57,099	57,940	98,414	95,885	83,985	
台湾	TWN	2,983	6,701	6,028	10,287	5,877	11,574	12,766	13,031	
韓国	KOR	3,552	4,482	6,366	20,289	17,392	28,357	28,999	32,978	
シンガポール	SGP	7,283	6,650	11,589	6,812	24,051	25,341	26,249	23,080	
マレーシア	MYS	2,488	2,026	3,076	14,965	7,784	13,399	15,249	17,115	
タイ	THA	887	-20	529	4,057	4,172	4,467	8,217	11,911	
インドネシア	IDN	1,319	150	3,065	5,900	2,249	2,664	7,713	5,423	
フィリピン	PHL	98	125	189	259	359	616	539	1,845	
インド	IND	119	514	2,985	21,147	16,031	15,933	12,456	8,583	
オーストラリア	AUS	4,125	4,221	-31,137	33,618	16,233	27,271	14,285	16,141	
ニュージーランド	NZL	1,784	610	-1,290	401	-1,035	530	2,525	-489	
ブラジル	BRA	1,096	2,282	2,517	20,457	-10,084	11,588	-1,029	-2,821	
メキシコ	MEX	-263	363	6,474	1,157	8,464	15,045	12,139	25,597	

資料出所 UNCTADstat (<http://unctadstat.unctad.org/>) 2013年7月現在

1 経済・経営

第1-13表 為替レート
Table 1-13: Exchange rates

		(対USドル当たり/per U.S. dollar)								
		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本	JPN	94.06	107.77	110.22	117.75	103.36	93.57	87.78	79.81	79.79
カナダ	CAN	1.3724	1.4851	1.2118	1.0741	1.0670	1.1431	1.0302	0.9895	0.9992
イギリス	GBR	0.6337	0.6609	0.5500	0.4998	0.5440	0.6419	0.6472	0.6241	0.6330
ユーロ圏	Euro Area	—	1.0854	0.8041	0.7306	0.6827	0.7198	0.7550	0.7194	0.7783
デンマーク	DNK	5.6024	8.0831	5.9969	5.4437	5.0981	5.3609	5.6241	5.3687	5.7925
スウェーデン	SWE	7.1333	9.1622	7.4731	6.7588	6.5911	7.6538	7.2075	6.4935	6.7750
ロシア ¹⁾	RUS	4.559	28.129	28.284	25.581	24.853	31.740	30.368	29.382	30.840
中国	CHN	8.3514	8.2785	8.1943	7.6075	6.9487	6.8314	6.7703	6.4615	6.3123
香港	HKG	7.7358	7.7912	7.7773	7.8014	7.7868	7.7518	7.7692	7.7840	7.7564
韓国	KOR	771	1,131	1,024	929	1,102	1,277	1,156	1,108	1,126
シンガポール	SGP	1.4174	1.7240	1.6644	1.5071	1.4149	1.4545	1.3635	1.2578	1.2497
マレーシア	MYS	2.5044	3.8000	3.7871	3.4376	3.3358	3.5245	3.2211	3.0600	3.0888
タイ	THA	24.915	40.112	40.220	34.518	33.313	34.286	31.686	30.492	31.083
インドネシア	IDN	2,249	8,422	9,705	9,141	9,699	10,390	9,090	8,770	9,387
フィリピン	PHL	25.714	44.192	55.085	46.148	44.323	47.680	45.110	43.313	42.229
インド	IND	32.427	44.942	44.100	41.349	43.505	48.405	45.726	46.670	53.437
ベトナム	VNM	11,038	14,168	15,859	16,105	16,302	17,065	18,613	20,510	20,828
カンボジア	KHM	2,451	3,841	4,093	4,056	4,054	4,139	4,185	4,059	4,033
オーストラリア	AUS	1.3490	1.7248	1.3095	1.1951	1.1922	1.2822	1.0902	0.9695	0.9658
ニュージーランド	NZL	1.5239	2.2011	1.4203	1.3607	1.4227	1.6009	1.3878	1.2658	1.2343
ブラジル	BRA	0.9177	1.8294	2.4344	1.9471	1.8338	1.9994	1.7592	1.6728	1.9531
メキシコ	MEX	6.419	9.456	10.898	10.928	11.130	13.513	12.636	12.423	13.169

資料出所 The World Bank (2013.7) *World Development Indicators 2013*

(注) この為替レートは、年平均レートである。

1) 1998年1月1日に、1新ルーピル=1,000旧ルーピルのデノミ実施。

第1-14表 生産者物価指数
Table 1-14: Producer price indices

指標(2005年=100) index, Y2005=100		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本 ¹⁾	JPN	106.5	102.4	100.0	103.9	108.7	103.0	102.8	104.4	103.4
アメリカ	USA	79.3	84.3	100.0	109.7	120.5	109.9	117.4	127.7	128.4
カナダ ²⁾	CAN	88.7	95.5	100.0	103.8	108.4	104.6	105.6	110.5	111.2
イギリス	GBR	91.7	96.9	100.0	104.4	111.4	113.2	117.9	124.5	128.0
ドイツ	DEU	89.0	90.6	100.0	106.8	112.7	108.0	109.7	115.9	118.3
フランス	FRA	—	93.3	100.0	105.2	110.3	104.1	107.3	112.1	114.7
イタリア	ITA	82.9	90.6	100.0	109.3	114.5	109.2	112.4	117.7	121.9
スウェーデン	SWE	83.6	90.7	100.0	109.3	115.4	114.2	115.8	119.0	118.6
ロシア(2010年=100)	RUS	—	27.3	61.7	79.1	96.0	89.1	100.0	117.7	125.7
中国(2010年=100)	CHN	81.4	80.3	88.2	93.7	100.2	94.8	100.0	106.0	104.2
韓国	KOR	75.7	91.0	100.0	102.4	111.1	110.9	115.1	122.8	123.7
シンガポール ³⁾	SGP	81.3	87.7	100.0	105.3	113.2	97.5	102.1	110.7	111.2
マレーシア	MYS	72.3	83.8	100.0	112.6	124.0	115.0	121.4	132.3	132.3
タイ	THA	66.7	79.2	100.0	110.5	124.3	119.5	130.8	137.9	139.3
インドネシア	IDN	22.4	66.1	100.0	130.2	165.3	162.3	170.2	182.8	192.2
フィリピン ⁴⁾	PHL	44.6	64.1	100.0	110.4	114.9	113.3	107.7	108.7	107.8
インド ⁵⁾	IND	62.1	79.1	100.0	109.9	119.4	122.2	133.9	145.8	157.5
オーストラリア	AUS	84.5	87.5	100.0	110.5	119.6	113.1	115.3	119.2	119.4
ニュージーランド	NZL	79.3	89.3	100.0	108.9	119.8	116.9	121.4	126.2	126.7
ブラジル	BRA	30.7	51.2	100.0	106.4	121.0	120.7	127.6	139.7	147.9
対前年比(%) percentage change		2001~ 2005	2006~ 2010	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012
日本 ¹⁾	JPN	-0.5	0.6	0.0	1.7	4.6	-5.3	-0.1	1.5	-0.9
アメリカ	USA	3.5	3.5	5.8	7.3	9.8	-8.8	6.8	8.8	0.6
カナダ ²⁾	CAN	0.9	1.1	4.3	1.6	4.3	-3.5	1.0	4.6	0.6
イギリス	GBR	0.6	3.4	1.4	2.0	6.8	1.6	4.2	5.6	2.8
ドイツ	DEU	2.0	1.9	3.3	4.3	5.5	-4.2	1.6	5.6	2.0
フランス	FRA	1.4	1.5	4.4	3.1	4.8	-5.6	3.1	4.6	2.3
イタリア	ITA	2.0	2.4	6.0	4.0	4.8	-4.7	3.0	4.7	3.6
スウェーデン	SWE	2.0	3.0	8.9	5.2	5.6	-1.0	1.4	2.8	-0.3
ロシア	RUS	17.8	10.6	46.9	20.6	21.4	-7.2	12.2	17.7	6.8
中国	CHN	2.0	2.6	2.8	4.9	6.9	-5.4	5.5	6.0	-1.7
韓国	KOR	1.9	2.9	2.0	2.1	8.5	-0.2	3.8	6.7	0.7
シンガポール ³⁾	SGP	2.7	0.7	10.1	9.7	7.5	-13.9	4.7	8.4	0.5
マレーシア	MYS	3.6	4.1	3.1	6.9	10.2	-7.3	5.6	9.0	0.0
タイ	THA	4.8	5.7	3.9	9.1	12.4	-3.8	9.4	5.5	1.0
インドネシア	IDN	8.8	11.6	12.5	16.4	27.0	-1.8	4.9	7.4	5.1
フィリピン ⁴⁾	PHL	9.4	1.6	12.5	9.1	4.1	-1.4	-5.0	0.9	-0.8
インド ⁵⁾	IND	4.8	6.0	6.6	4.7	8.7	2.4	9.6	8.9	8.1
オーストラリア	AUS	2.7	3.0	7.1	6.0	8.3	-5.4	1.9	3.4	0.2
ニュージーランド	NZL	2.3	4.0	8.3	5.4	10.0	-2.4	3.9	4.0	0.4
ブラジル	BRA	14.6	5.1	18.1	5.6	13.7	-0.2	5.7	9.4	5.9

資料出所 IMF Database(<http://elibrary-data.imf.org/>) “IFS”2013年9月現在

ロシア・中国:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>) 2013年10月現在

(注) 指数を作成するための方法は、国によって異なる。

1) 企業物価指数。

2) 工業製品物価指数。

3) 国内供給品物価指数。

4) 主要製造業生産者物価指数。

5) 卸売物価指数。

1 経済・経営

第1-15表 消費者物価指数

Table 1-15: Consumer price indices

指標(2005年=100) index, Y2005=100		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本	JPN	100.7	102.3	100.0	100.3	101.7	100.3	99.6	99.3	99.3
アメリカ	USA	78.0	88.2	100.0	106.2	110.2	109.9	111.7	115.2	117.6
カナダ	CAN	81.8	89.2	100.0	104.2	106.7	107.0	108.9	112.0	113.7
イギリス	GBR	86.0	93.1	100.0	104.7	108.5	110.8	114.5	119.6	123.0
ドイツ	DEU	87.1	92.7	100.0	103.9	106.6	107.0	108.2	110.4	112.6
フランス	FRA	85.7	91.0	100.0	103.2	106.1	106.2	107.8	110.1	112.3
イタリア	ITA	78.7	88.7	100.0	103.9	107.4	108.2	109.9	112.9	116.4
スウェーデン	SWE	90.9	93.0	100.0	103.6	107.2	106.6	107.9	111.1	112.0
ロシア	RUS	10.3	50.1	100.0	119.6	136.4	152.3	162.8	176.5	185.4
中国(2010年=100)	CHN	74.0	80.9	86.6	92.0	97.5	96.8	100.0	105.5	108.2
韓国	KOR	69.9	84.9	100.0	104.8	109.7	112.8	116.1	120.7	123.4
シンガポール	SGP	92.6	96.9	100.0	103.1	109.9	110.5	113.6	119.6	125.0
マレーシア	MYS	78.6	91.7	100.0	105.7	111.5	112.1	114.0	117.7	119.6
タイ	THA	72.7	89.4	100.0	107.0	112.8	111.9	115.5	119.9	123.6
インドネシア	IDN	28.2	64.1	100.0	120.4	132.1	138.5	145.6	153.4	160.0
フィリピン	PHL	59.2	80.9	100.0	108.5	117.5	122.4	127.1	133.0	137.2
インド	IND	57.2	82.3	100.0	112.9	122.3	135.6	151.9	165.4	180.8
オーストラリア	AUS	78.3	86.1	100.0	106.0	110.6	112.6	115.8	119.7	121.8
ニュージーランド	NZL	82.4	89.2	100.0	105.8	110.0	112.3	114.9	120.0	121.1
ブラジル	BRA	46.1	66.0	100.0	108.0	114.1	119.7	125.7	134.0	141.3
対前年比(%) percentage change		2001～ 2005	2006～ 2010	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012
日本	JPN	-0.4	-0.1	-0.7	-0.3	1.4	-1.3	-0.7	-0.3	0.0
アメリカ	USA	2.6	2.2	3.4	3.4	3.8	-0.4	1.6	3.2	2.1
カナダ	CAN	2.3	1.7	2.7	2.2	2.4	0.3	1.8	2.9	1.5
イギリス	GBR	1.4	2.7	0.8	2.0	3.6	2.2	3.3	4.5	2.8
ドイツ	DEU	1.5	1.6	1.5	1.5	2.6	0.3	1.1	2.1	2.0
フランス	FRA	1.9	1.5	1.7	1.7	2.8	0.1	1.5	2.1	2.0
イタリア	ITA	2.4	1.9	2.5	2.0	3.4	0.8	1.5	2.7	3.0
スウェーデン	SWE	1.5	1.5	1.0	0.5	3.4	-0.5	1.2	3.0	0.9
ロシア	RUS	14.9	10.3	20.8	12.7	14.1	11.7	6.9	8.4	5.1
中国	CHN	1.4	3.0	0.4	1.8	5.9	-0.7	3.3	5.4	2.6
韓国	KOR	3.3	3.0	2.3	2.8	4.7	2.8	3.0	4.0	2.2
シンガポール	SGP	0.6	2.6	1.4	0.4	6.5	0.6	2.8	5.3	4.5
マレーシア	MYS	1.7	2.7	1.5	3.0	5.4	0.6	1.7	3.2	1.7
タイ	THA	2.3	3.0	1.6	4.5	5.5	-0.8	3.3	3.8	3.0
インドネシア	IDN	9.3	7.8	3.7	10.5	9.8	4.8	5.1	5.4	4.3
フィリピン	PHL	4.3	4.9	4.0	6.5	8.3	4.1	3.9	4.6	3.2
インド	IND	4.0	8.7	4.0	4.2	8.4	10.9	12.0	8.9	9.3
オーストラリア	AUS	3.0	3.0	4.5	2.7	4.4	1.8	2.8	3.4	1.8
ニュージーランド	NZL	2.3	2.8	3.0	3.0	4.0	2.1	2.3	4.4	0.9
ブラジル	BRA	8.7	4.7	7.0	6.9	5.7	4.9	5.0	6.6	5.4

資料出所 IMF Database (<http://elibrary-data.imf.org/>) “IFS”2013年9月現在中国: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2013年10月現在

第1-16表 購買力平価

Table 1-16: Purchasing power parities (PPPs)

(各国通貨/USドル)(National currency per US dollar)

	消費購買 力平価*	GDP購買力平価 PPPs for GDP								
		2012年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本	JPN	117.7	155.1	129.6	120.2	116.8	116.3	112.4	108.8	106.0
アメリカ	USA	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000	1.000
カナダ	CAN	1.286	1.232	1.214	1.211	1.234	1.199	1.218	1.233	1.227
イギリス	GBR	0.716	0.636	0.636	0.645	0.651	0.660	0.667	0.679	0.661
ドイツ	DEU	0.835	0.967	0.867	0.831	0.812	0.814	0.811	0.803	0.789
フランス	FRA	0.895	0.939	0.923	0.893	0.882	0.866	0.869	0.866	0.857
イタリア	ITA	0.857	0.817	0.867	0.817	0.789	0.784	0.800	0.796	0.776
スウェーデン	SWE	9.164	9.135	9.378	8.886	8.773	8.965	9.067	8.935	8.668
ロシア	RUS	17.692	7.308	12.736	13.975	14.341	14.223	15.658	17.418	18.558
オーストラリア	AUS	1.541	1.316	1.388	1.423	1.479	1.437	1.498	1.493	1.458
ニュージーランド ¹⁾	NZL	1.611	1.442	1.535	1.506	1.491	1.454	1.492	1.481	1.479

* PPPs for actual individual consumption in 2012

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “PPPs and exchange rates” 2013年10月現在

(注) 1) 消費購買力平価は2011年の数値。

第1-17表 物価水準 (GDPベース)

Table 1-17: Comparative price levels

(OECD ave.=100)

	消費物価水準 Price levels for expenditure	GDP物価水準 ¹⁾ Purchasing Power Parities for GDP: Comparative Price Levels									
		2008年	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本	JPN	106	154	116	108	99	107	122	125	129	131
アメリカ	USA	94	107	98	100	97	94	98	97	94	99
カナダ	CAN	109	89	99	107	109	109	103	115	118	121
イギリス	GBR	111	103	114	116	125	113	101	101	103	103
ドイツ	DEU	112	95	106	105	110	112	111	105	105	100
フランス	FRA	122	92	113	114	118	122	118	112	114	108
イタリア	ITA	109	80	106	105	108	109	107	103	105	98
スウェーデン	SWE	126	107	124	123	127	126	115	123	130	126
韓国	KOR	67	71	76	81	80	67	62	70	71	72
オーストラリア	AUS	117	82	104	106	115	117	110	134	145	149
ニュージーランド	NZL	99	70	106	97	107	99	89	105	110	115

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2013年10月現在

(注) OECD加盟国平均を100としたときの数値。

1) GDP購買力平価を為替レートで除したもの。

1 経済・経営

第1-18表 内外価格差及び購買力平価

Table 1-18: Comparative price levels and purchasing power parities (PPPs)

内外価格差 ¹⁾ / comparative price levels		(倍/times)			
		2008年度/FY	2009	2010	2011
アメリカ	USA	1.30	1.42	1.51	1.63
ドイツ	DEU	1.11	1.25	1.35	1.38
中国	CHN	3.74	3.53	3.61	3.51
台湾	TWN	2.37	2.56	2.62	2.71
韓国	KOR	2.03	2.45	2.43	2.38

購買力平価/PPPs		(円／各国通貨 ²⁾) (yen/national currency)			
		2008年度/FY	2009	2010	2011
アメリカ	USA	139.92	132.47	129.23	126.90
ドイツ	DEU	177.64	166.91	148.98	151.62
中国	CHN	58.83	48.30	45.75	42.50
台湾	TWN	8.16	7.28	7.02	7.22
韓国	KOR	0.201	0.185	0.176	0.171

資料出所 経済産業省(2013.6)「2012年度産業向け財・サービスの内外価格調査」

(注) 1) 各国=1としたときの日本の価格の倍率。

2) 各国通貨は、アメリカ=USDドル、ドイツ=ユーロ、中国=元、台湾=NTドル、韓国=ウォン。

調査対象品目: 工業製品等179品目、産業向けサービス43品目。(各年度7-9月調査)

為替レート: 各年度7-9月における平均為替レート。

用語解説: 内外価格差とは、同一製品、または同等のスペックを持つ製品の日本での価格と海外での価格の差をいう。価格差の拡大は、国内価格の上昇、競争力の低下を示している。

購買力平価とは、同一製品、または同等のスペックを持つ製品の日本での価格(円)と海外での価格(現地通貨)との比率をいう。

算出方法:
$$\text{購買力平価} = \frac{\text{日本での価格(円)}}{\text{海外での価格(現地通貨)}}$$

$$\text{内外価格差} = \frac{\text{購買力平価(円／現地通貨)}}{\text{為替レート(円／現地通貨)}}$$

第1-19表 労働生産性水準¹⁾ (2011年)
Table 1-19: Labour productivity levels, 2011

為替レート換算 at current exchange rates	(日本/Japan =100)					
	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	イタリア ITA
国民経済生産性 ^{a)}	100.0	119.6	81.9	86.4	101.3	87.1
農林水産業 ^{b)}	100.0	618.9	187.2	175.9	288.1	189.5
鉱業・エネルギー業 ^{c)}	100.0	218.1	133.3	91.5	94.6	71.2
製造業 ^{d)}	100.0	136.2	84.8	95.0	81.5	67.2
建設業 ^{e)}	100.0	142.8	114.8	97.7	130.3	98.4
卸売・小売・宿泊・飲食、 運輸・倉庫・通信業 ^{f)}	100.0	121.4	71.1	66.1	96.5	87.0
金融・不動産業、 事業活動 ^{g)}	100.0	57.3	34.2	37.2	46.9	45.1
その他のサービス業、 社会活動等 ^{2)h)}	100.0	91.3	72.1	80.9	95.2	80.4
換算レート (JPN = 1)	79.81 円/ドル (Yen/US\$)	127.87 円/ポンド (Yen/ £)	110.94 円/ユーロ (Yen/Euro)	110.94 円/ユーロ (Yen/Euro)	110.94 円/ユーロ (Yen/Euro)	110.94 円/ユーロ (Yen/Euro)
購買力平価換算 at PPP rates						
	100.0	161.1	98.6	107.5	116.1	109.8
国民経済生産性 ^{a)}	100.0	833.3	225.4	218.8	330.4	238.8
農林水産業 ^{b)}	100.0	293.6	160.5	113.8	108.5	89.7
鉱業・エネルギー業 ^{c)}	100.0	183.3	102.0	118.1	93.5	84.7
製造業 ^{d)}	100.0	192.3	138.2	121.6	149.4	124.0
建設業 ^{e)}	100.0	163.5	85.6	82.3	110.6	109.7
卸売・小売・宿泊・飲食、 運輸・倉庫・通信業 ^{f)}	100.0	77.2	41.1	46.2	53.8	56.8
金融・不動産業、 事業活動 ^{g)}	100.0	122.9	86.8	100.7	109.2	101.3
換算レート (JPN = 1)	107.45 円/ドル (Yen/US\$)	153.91 円/ポンド (Yen/ £)	138.01 円/ユーロ (Yen/Euro)	127.22 円/ユーロ (Yen/Euro)	139.84 円/ユーロ (Yen/Euro)	139.84 円/ユーロ (Yen/Euro)

a) Total gross value added; b) Agriculture, hunting and forestry, fishing; c) Mining and quarrying, Electricity, gas and water supply; d) Manufacturing; e) Construction; f) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles and household goods, hotels and restaurants, Transport, storage and communication; g) Financial intermediation, real estate, renting and business activities; h) Public administration and defence, compulsory social security, Education, health and social work; other community, social and personal service activities; private households with employed persons.

資料出所 日本:内閣府(2013.12)「平成24年度国民経済計算確報」

アメリカ:BEAウェブサイト(<http://bea.gov/>)2014年1月現在

その他の国、為替、購買力平価:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>)2013年12月現在

(注) 1) 労働生産性水準は、為替レートとGDPベースの購買力平価(OECD試算)により算出。

国民経済生産性=粗付加価値の国内総生産/総就業者数

経済活動別労働生産性=経済活動別国内総生産/経済活動別就業者数

2) 公共事業・防衛、教育、医療・福祉、その他のサービス業及び分類不能な経済活動を含む。

1 経済・経営

第1-20表 労働分配率
Table 1-20: Labour share

		2000年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	(%) 2012
日本	JPN	72.1	67.9	68.1	66.7	69.6	71.5	68.9	70.5	70.0
アメリカ	USA	71.1	68.5	67.9	69.7	70.7	69.9	67.9	67.1	66.8
カナダ	CAN	69.6	68.4	68.2	68.4	67.7	72.6	71.1	—	—
イギリス	GBR	71.9	67.3	68.5	67.5	66.1	69.6	69.5	68.9	71.2
ドイツ	DEU	72.6	66.5	64.0	63.3	65.1	67.9	66.0	65.8	67.0
フランス	FRA	68.6	69.6	69.3	68.7	69.5	71.7	70.9	71.3	72.3
イタリア	ITA	55.1	56.8	57.6	57.6	59.6	61.0	61.0	61.3	63.1
スウェーデン	SWE	76.0	73.8	71.5	71.6	72.6	77.6	73.2	72.9	74.8
ロシア	RUS	55.8	61.0	61.9	63.3	65.5	70.8	67.1	68.2	65.6
中国 ¹⁾	CHN	53.3	50.7	49.2	47.9	47.5	48.9	—	—	—
香港 ¹⁾	HKG	49.2	47.4	46.2	45.8	44.4	48.0	48.6	48.3	—
韓国	KOR	58.0	60.6	61.2	61.1	61.0	61.0	59.0	59.6	59.9
シンガポール ¹⁾	SGP	42.8	43.1	41.7	41.2	44.3	45.2	40.8	42.0	42.7
タイ	THA	43.1	43.6	41.8	41.3	41.4	43.4	42.0	42.5	—
フィリピン	PHL	28.5	31.0	31.4	31.0	30.0	21.5	22.2	21.4	21.8
インド	IND	38.9	33.8	32.5	32.5	35.1	35.9	35.7	—	—
オーストラリア	AUS	70.5	69.6	70.4	70.1	66.7	68.0	66.3	66.6	—
ニュージーランド	NZL	59.7	63.8	65.7	65.8	69.4	65.2	—	—	—
ブラジル ¹⁾	BRA	41.6	41.3	41.9	42.2	42.8	44.5	—	—	—

資料出所 日本:内閣府(2013.12)「平成24年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2013年12月現在

その他:UN data (<http://data.un.org/>) 2013年12月現在

(注) 労働分配率=雇用者報酬/要素費用表示の国民所得×100

1) =雇用者報酬/総国民所得×100

第1-21表 時間当たり労働生産性上昇率（製造業）

Table 1-21: Average annual labour productivity growth rates, manufacturing
(%)

		1979-2011	1979-'90	'90-2000	'00-'07	'07-'11	'09-'10	'10-'11年
日本	JPN	3.4	3.8	3.3	3.8	2.2	14.8	-2.8
アメリカ	USA	4.2	3.0	4.3	6.1	3.8	11.2	2.0
カナダ	CAN	2.2	2.1	3.6	1.0	0.8	3.7	1.9
イギリス	GBR	3.4	3.5	3.0	4.5	2.2	4.4	4.5
ドイツ ¹⁾	DEU	2.5	2.1	3.4	4.2	-1.9	7.6	4.5
フランス	FRA	3.2	3.2	3.9	3.3	1.1	6.1	2.2
イタリア	ITA	2.1	3.4	2.5	0.9	0.0	9.4	-0.4
オランダ	NLD	3.1	3.2	3.4	3.8	1.1	8.3	4.0
ベルギー	BEL	2.8	4.2	2.8	2.2	-0.2	4.1	0.2
デンマーク	DNK	2.4	2.4	2.4	2.9	1.5	8.7	2.3
スウェーデン	SWE	4.2	2.1	6.2	6.6	0.9	18.6	3.4
フィンランド	FIN	4.9	5.0	6.5	7.0	-2.9	11.2	-0.1
ノルウェー	NOR	1.8	2.0	0.9	2.3	2.6	4.5	2.0
スペイン	ESP	2.8	3.3	2.0	2.9	3.0	6.1	5.1
台湾	TWN	6.1	6.3	5.0	7.6	5.7	13.9	2.8
韓国	KOR	—	—	10.5	8.1	4.1	8.5	6.0
シンガポール	SGP	5.0	4.0	7.2	2.0	7.7	35.0	8.0
オーストラリア	AUS	1.7	2.1	1.8	2.3	-0.5	0.8	-4.0

資料出所 Bureau of Labor Statistics, U.S. Department of Labor (2012.12) *International Comparisons of Manufacturing Productivity and Unit Labor Costs Trends 2011*

(注) 1) 1990年以前は、旧西ドイツ地域。

第1-22表 単位労働費用（製造業）

Table 1-22: Unit labour cost, manufacturing

(USドルベース、各国の2002年=100) (U.S.dollar basis, Year: 2002=100)									
		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011
日本	JPN	147.2	115.1	91.1	77.1	87.3	103.1	94.8	109.7
アメリカ	USA	107.1	102.8	91.1	88.1	93.7	93.7	85.2	85.7
カナダ ¹⁾	CAN	112.1	98.9	139.7	165.3	171.1	164.2	171.4	179.1
イギリス ¹⁾	GBR	93.4	97.3	119.9	133.5	125.9	111.2	110.4	112.0
ドイツ	DEU	144.4	95.5	120.2	121.7	139.6	160.6	139.8	143.7
フランス ¹⁾	FRA	142.0	94.3	128.8	140.9	160.9	159.1	145.4	153.2
イタリア	ITA	108.5	91.3	141.7	157.2	179.9	187.7	167.4	180.3
オランダ	NLD	136.4	91.6	126.3	134.7	152.8	157.7	139.8	144.1
ベルギー ²⁾	BEL	140.1	92.6	129.8	147.9	162.6	170.9	156.6	162.9
デンマーク	DNK	123.1	90.0	137.3	154.3	177.3	172.9	155.7	163.6
スウェーデン ¹⁾	SWE	149.9	105.0	112.1	121.3	135.7	135.6	118.8	131.3
ノルウェー	NOR	100.1	84.4	118.9	149.5	159.1	147.0	150.0	164.8
台湾 ²⁾	TWN	160.4	122.6	99.5	88.6	93.2	81.1	77.0	84.1
韓国	KOR	176.7	103.7	130.6	140.8	119.2	107.0	117.2	114.9
シンガポール ¹⁾	SGP	143.4	95.8	93.0	101.5	120.6	117.0	102.1	107.8
オーストラリア ¹⁾	AUS	125.3	103.5	155.6	181.8	193.4	183.3	212.8	246.4
[上昇率 percentage change]		(USドルベース、%) (U.S.dollar basis, %)							
		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011
日本	JPN	5.4	-0.4	-9.2	-7.1	13.1	18.2	-8.1	15.7
アメリカ	USA	-1.8	0.0	-1.2	-2.0	6.3	-0.1	-9.1	0.6
カナダ ¹⁾	CAN	0.7	-2.4	8.7	8.3	3.5	-4.1	4.4	4.5
イギリス ¹⁾	GBR	6.3	-7.8	0.1	8.3	-5.7	-11.7	-0.7	1.4
ドイツ	DEU	16.8	-15.3	-3.4	6.1	14.7	15.0	-13.0	2.8
フランス ¹⁾	FRA	10.3	-13.8	-0.9	8.4	14.2	-1.1	-8.6	5.3
イタリア	ITA	-0.7	-14.9	0.4	10.6	14.4	4.3	-10.8	7.7
オランダ	NLD	11.3	-15.6	-3.1	6.8	13.4	3.2	-11.4	3.1
ベルギー ²⁾	BEL	11.7	-15.2	0.4	10.1	10.0	5.1	-8.4	4.0
デンマーク	DNK	15.5	-14.6	3.1	13.2	14.9	-2.4	-10.0	5.1
スウェーデン ¹⁾	SWE	7.4	-12.7	-4.9	12.7	11.9	0.0	-12.4	10.5
ノルウェー	NOR	18.2	-9.6	7.3	13.6	6.4	-7.6	2.1	9.9
台湾 ²⁾	TWN	0.8	-0.7	1.7	-7.8	5.1	-12.9	-5.0	9.2
韓国	KOR	15.1	2.6	16.5	2.2	-15.4	-10.3	9.6	-2.0
シンガポール ¹⁾	SGP	5.9	-5.5	-1.3	8.8	18.9	-3.0	-12.8	5.7
オーストラリア ¹⁾	AUS	6.6	-8.6	8.9	14.1	6.4	-5.3	16.1	15.8

資料出所 Bureau of Labor Statistics, U.S.Department of Labor (2012.12) *International Comparisons of Manufacturing Productivity and Unit Labor Cost Trends, 1950-2011*

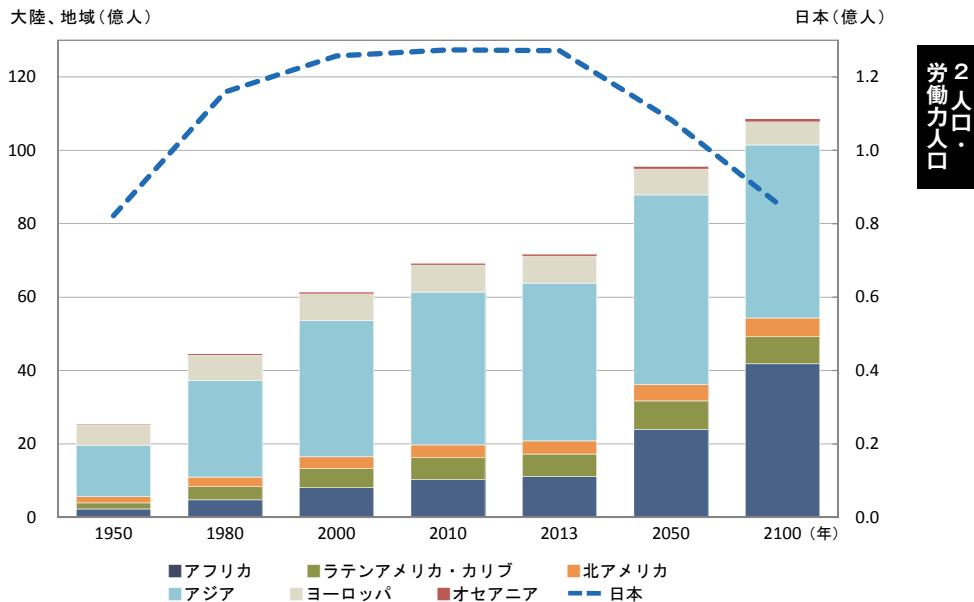
単位労働費用=人時間当たり労働費用／人時間当たり産出額

(注) 1) 実際の雇用のコストを推定するため、政府の補助金や雇用税を調整している。
2) 雇用者。その他の国は就業者のデータによる。

2. 人口・労働力人口

Population and Labour Force

2-1 世界、大陸及び主要地域の人口（中位推計）



►グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-1表 総人口」(p.55)を参照。

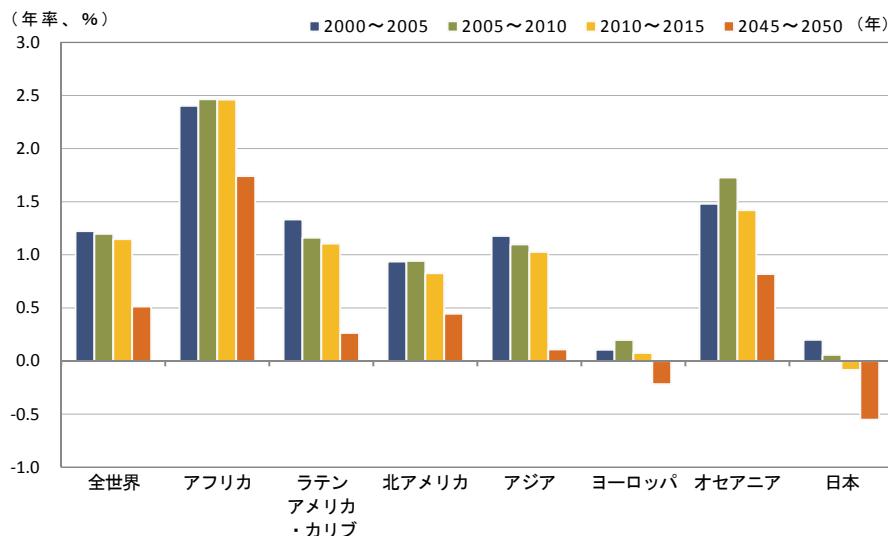
20世紀初頭に約15億人であった世界人口は、1950年以降飛躍的に増加し、1974年以降増加率は低下したものの、2000年には61億人に達し、2011年後半に70億人を超えた。

国連が隔年ベースで公表する『世界人口予測』の2012年改訂版(本書の資料出所)によれば、2010年から2015年にかけては年率1.1%の人口増加が見込まれ、2050年には中位推計で約96億人に達する見通しである。予測される人口増加の大半は発展途上地域である。人口増加は、人口規模の大きい国に集中しており、インド、ナイジェリア、アメリカ、コンゴ民主共和国、ニジェール、エチオピア、タンザニア、ウガンダ——の8か国で、世界全体の人口増加の半数を占める。

2011年の先進地域の人口は約12億人で、2050年には約13億人と、ほぼ同水準で推移するが、年間平均220万人の途上地域から先進地域への移民規模が予測を下回れば、さらに減少する見通しである。一方、発展途上地域の人口は、2013年時点では59億人であったものが、2050年には83億人に増加する見込みで、人口の86%が発展途上地域に属すると推測されている。

2 人口・労働力人口

2-2 人口増加率

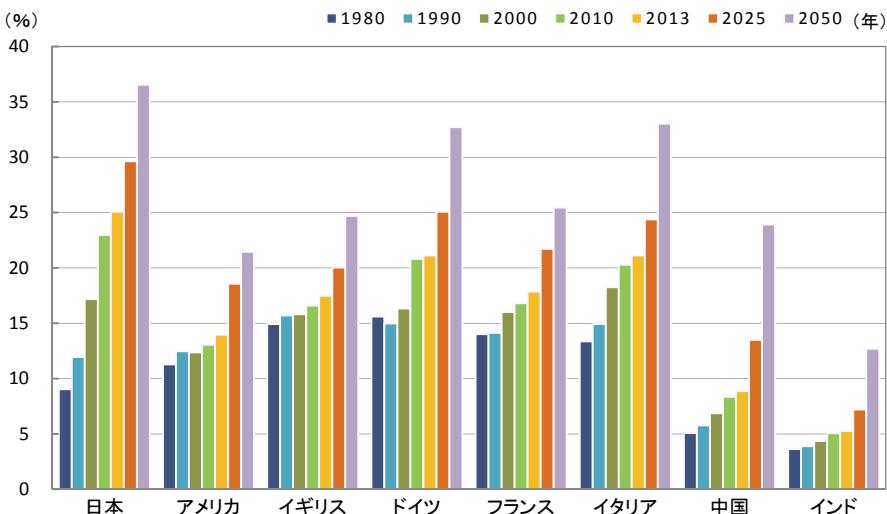


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-2表 人口増加率」(p.56)を参照。

国連の2012年版世界人口予測によると、全世界の人口は、2005年の65億人から2010年に69億人(年率1.16%増)、2015年に80億人(年率1.10%増)、2050年には96億人に達し、2010年からの40年間で約27億人の増加が予測(中位推計)されている。2010年版世界人口予測では、2050年の世界人口の中位推計は93億人であったが、今回の推計では3億人ほど多い予測となっている。

上のグラフをみると、ヨーロッパ地域及び日本の2005年～2010年の人口増加率は各々0.2%，0.06%と低水準で、その後徐々に減少し、2045年～2050年には各々-0.22%，-0.55%に低下する見込みである。他方、アジア地域及びラテンアメリカ・カリブ地域の増加率は低下するものの、2015年までは1%程度で推移する予測となっている。しかし、これらの地域の少子化的スピードが先進地域よりも急速であることから、2045～2050年までに増加率は各々0.11%，0.27%に低下する予測となっている。今後2050年までに最も人口増加率が高い地域はアフリカ地域で、2025年までは年率2%を上回り、2045年以降も1%を上回る水準で推移する見通しである。

2-3 老年人口比率（65歳以上人口）



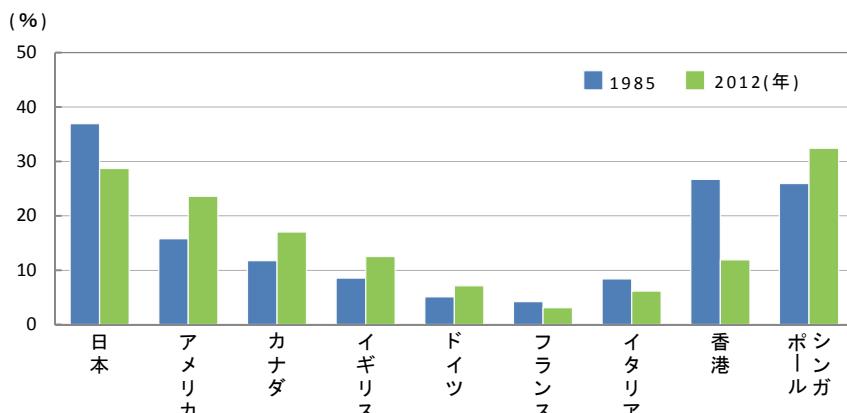
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-5表 老年人口(65歳以上人口)」(p.59)を参照。

出生率の低下と平均寿命の伸長により、高齢化が進む諸国が増加傾向にある。2005年から2050年の間の世界人口の増加の半数は60歳以上人口の増加によるもので、これと対照的に、15歳未満人口は著しく減少する見通しである。2013年時点で12%であった60歳以上人口は、2050年には21%に達すると予測されている。とりわけ先進地域における高齢化の進展が顕著で、現時点の23%から2050年には32%へと大幅に増加する一方で、15歳未満人口は現時点の16.5%から2050年には16.3%となり、高齢者のほぼ半分となる。とりわけ日本の高齢化は急速で、2010年、2025年、2050年のいずれの推計でも欧米先進諸国を上回っており、極めて老年人口の割合の高い国になると予測されている。

他方、現在は比較的出生率が高い発展途上地域でも、出生率の低下と平均寿命の伸長により、高齢化の進展は急速であると予測されており、2011年時点で9%に過ぎない老年人口比率は、2050年には20%に達する見通しである。上のグラフからも、中国やインドの高齢化が先進諸国より急速であることがわかる。

2 人口・労働力人口

2-4 65歳以上男性の労働力率



▶ グラフの具体的な数値は下部(参考)欄、資料出所については、「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.67)を参照。

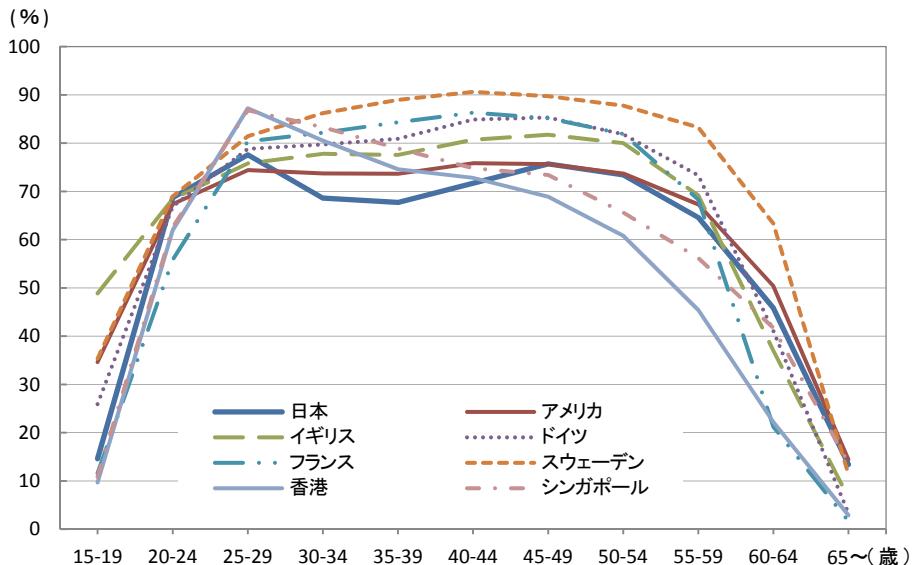
65歳以上男性の労働力率は、北米、EU諸国では概して低く、日本、シンガポールなどのアジア地域は欧米諸国より高い水準にある。経済発展の度合いだけではなく、地域性・国民性の違いなども反映したものといえるだろう。

EU諸国では、経済不況や若年失業者の増加により、1980年代に早期退職制度が定着したことでも高齢者の労働力率が低い一因である。しかし、近年は、高齢化の進展により、社会保障制度の担い手を確保する必要性から、高齢者の雇用促進が政策課題となっている。日本の場合、他国と異なる点として、引退すべきであると考えられている年齢が高いことが挙げられる。高齢者の労働意欲は高く、これが高齢者の労働力率を引き上げているひとつの要因となっている。

(参考) 65歳以上男性の労働力率(%)

	日本	アメリカ	カナダ	イギリス	ドイツ	フランス	イタリア	香港	シンガポール
1985(年)	37.0	15.8	11.8	8.5	5.1	4.2	8.4	26.7	25.9
2012	28.7	23.6	17.0	12.5	7.1	3.1	6.2	11.9	32.4

2-5 年齢階級別女性労働力率（2012年）



► グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.67)を参照。

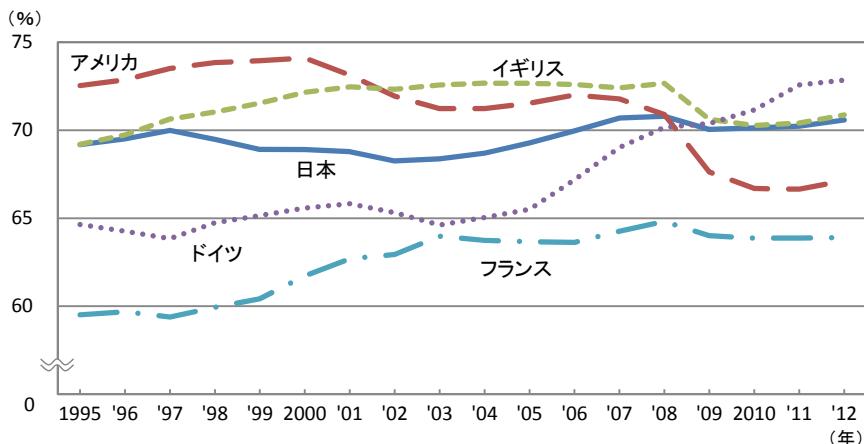
女性の年齢階級別労働力率をみると、日本では20歳代後半から30歳代にかけて比率が落ち込むいわゆるM字カーブを描いていることが特徴的である。結婚・出産・育児等のため労働市場からいったん退出し、その後育児が落ち着いた後に再び労働市場に復帰するという女性労働者の就労行動の特徴が、M字カーブに反映されている。これはアメリカやヨーロッパでも1970年代にはみられた現象だが、今日ではほとんどみられなくなり、台形型となっている。しかしながら、日本においても時系列でみれば、M字カーブの底の位置の上昇と底にあたる年齢の高齢化が観察される。晩婚・非婚化の進行や共働きの増加などが要因であろう。特に25-29歳における労働力率の上昇が顕著であり、1975年に42.6%であったものが、2012年には77.6%に上昇している。それ以外の年齢階層の労働力率も全般的に上昇傾向にある。

(参考) 日本の女性労働力率(%)

	15-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65~(歳)
1975(年)	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0	15.3
2012	14.6	68.7	77.6	68.6	67.7	71.7	75.7	73.4	64.6	45.8	13.4

資料出所 総務省統計局「労働力調査(長期時系列)」

2-6 就業率



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第2-12表 就業率(15～64歳)」(p.76)を参照。

就業率とは、生産年齢人口(本書では15～64歳とする)に占める就業者の割合である。経済成長の促進、高齢化への対応、社会的統合の強化等を背景にEUは、就業率の向上——具体的には、2020年までにEU全体で75% (20～64歳)——を戦略目標として掲げている(2012年時点では68.5%)。就業率の向上と失業率の低下は同義のように思われるが、必ずしもそうではなく、失業率は労働力人口に占める失業者の割合であり、失業者が求職活動を止め、非労働化すると低下する。「2-4 65歳以上男性の労働率率(p. 52)」で言及したとおり、EU諸国では高齢者の早期退職を促すことで失業率の引き下げが図られていたが、就業率という観点からはこうした政策は意味がないことになる。他方、就業意欲を促進する政策を探ると、労働供給を増やすため、失業率に関しては悪化を招く可能性もあるが、就業率の向上につながる。このように、就業率を重視する政策上の意味は、労働需要の確保のみならず、仕事と家庭の両立を可能とする環境作りなど、労働供給面の対策を通じて、就業促進を図っていく点にある。

上のグラフをみると、2012年の日本の就業率は男女計で70.6%と、ドイツ(72.8%)、イギリス(70.9%)を下回るが、アメリカ(67.1%)、フランス(63.9%)を上回る水準である。しかし、男女別でみると、日本の男性の就業率は80.3%とグラフ中の主要国を上回っているものの、女性は60.7%と低水準で、フランスを除くグラフ中の主要国を下回っている。日本の女性就業率は向上する余地があり、中途採用機会の拡大、仕事と家庭の両立支援、短時間正社員制度の普及などを通じた構造的な問題の解決が求められている。高齢者、とりわけ男性高齢者の就業率が高いことも日本の大きな特徴として挙げられる(「第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率(p. 78)」参照)。

第2-1表 総人口

Table 2-1: Total population

		1950年	1980	2000	2010	2013	2050	2100
(百万人/millions)								
全世界	World	2,526	4,449	6,128	6,916	7,162	9,551	10,854
アフリカ	Africa	229	478	808	1,031	1,111	2,393	4,185
ラテンアメリカ・カリブ	Latin America, and the Caribbean	168	364	526	596	617	782	736
北アメリカ	Northern America	172	255	315	347	355	446	513
アジア	Asia	1,396	2,634	3,717	4,165	4,299	5,164	4,712
ヨーロッパ	Europe	549	695	729	740	742	709	639
オセアニア	Oceania	13	23	31	37	38	57	70
(千人/thousands)								
日本	JPN	82,199	115,912	125,715	127,353	127,144	108,329	84,471
アメリカ	USA	157,813	230,176	284,594	312,247	320,051	400,853	462,070
カナダ	CAN	13,737	24,511	30,697	34,126	35,182	45,228	50,882
イギリス	GBR	50,616	56,303	58,951	62,066	63,136	73,131	77,175
ドイツ	DEU	70,094	79,169	83,512	83,017	82,727	72,566	56,902
フランス	FRA	41,832	53,941	59,213	63,231	64,291	73,212	79,059
イタリア	ITA	46,367	56,221	56,986	60,509	60,990	60,015	54,598
スウェーデン	SWE	7,010	8,311	8,872	9,382	9,571	11,934	14,468
ロシア	RUS	102,799	138,536	146,763	143,618	142,834	120,896	101,882
中国	CHN	543,776	984,016	1,280,429	1,359,821	1,385,567	1,384,977	1,085,631
香港	HKG	1,974	5,054	6,835	7,050	7,204	8,004	6,876
韓国	KOR	19,211	37,451	45,977	48,454	49,263	51,034	40,548
シンガポール	SGP	1,022	2,415	3,918	5,079	5,412	7,065	6,040
マレーシア	MYS	6,110	13,834	23,421	28,276	29,717	42,113	42,400
タイ	THA	20,607	47,369	62,343	66,402	67,011	61,740	40,542
インドネシア	IDN	72,592	145,494	208,939	240,676	249,866	321,377	315,296
フィリピン	PHL	18,580	47,398	77,652	93,444	98,394	157,118	187,702
インド	IND	376,325	698,966	1,042,262	1,205,625	1,252,140	1,620,051	1,546,833
ベトナム	VNM	24,949	54,897	80,888	89,047	91,680	103,697	80,122
オーストラリア	AUS	8,177	14,708	19,259	22,404	23,343	33,735	41,497
ニュージーランド	NZL	1,908	3,147	3,858	4,368	4,506	5,778	6,187
ブラジル	BRA	53,975	121,740	174,505	195,210	200,362	231,120	194,533

資料出所 UN(2013.6) *World Population Prospects: The 2012 Revision*

(注) 国連による推計。2013年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

参考表 日本の将来推計人口

Reference table: Population prospects of Japan

							(千人/thousands)
2010年	2011	2012	2013	2014	2015	2020	
128,057	127,753	127,498	127,247	126,949	126,597	124,100	
2025年	2030	2035	2040	2045	2050	2055	
120,659	116,618	112,124	107,276	102,210	97,076	91,933	

資料出所 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(2012年1月中央推計)

2 人口・労働力人口

第2-2表 人口増加率

Table 2-2: Population growth rates

		(年率/annual percentage change: %)								
		1950～ 1955年	1990～ 1995	1995～ 2000	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2020～ 2025	2045～ 2050
全世界	World	1.79	1.52	1.30	1.22	1.20	1.15	1.04	0.93	0.51
アフリカ	Africa	2.09	2.57	2.41	2.40	2.47	2.46	2.36	2.24	1.74
ラテンアメリカ・カリブ	Latin America, and the Caribbean	2.71	1.77	1.58	1.33	1.16	1.11	0.98	0.86	0.27
北アメリカ	Northern America	1.69	1.05	1.17	0.94	0.94	0.83	0.79	0.74	0.45
アジア	Asia	1.94	1.61	1.30	1.18	1.10	1.03	0.88	0.72	0.11
ヨーロッパ	Europe	0.99	0.18	-0.02	0.11	0.20	0.08	0.01	-0.07	-0.22
オセアニア	Oceania	2.23	1.49	1.44	1.48	1.73	1.42	1.33	1.23	0.82
日本	JPN	1.45	0.36	0.20	0.20	0.06	-0.08	-0.23	-0.34	-0.55
アメリカ	USA	1.60	1.04	1.20	0.93	0.92	0.81	0.78	0.73	0.44
カナダ	CAN	2.71	1.15	0.94	0.99	1.13	1.00	0.95	0.82	0.49
イギリス	GBR	0.22	0.27	0.33	0.45	0.58	0.57	0.54	0.49	0.28
ドイツ	DEU	0.44	0.65	0.09	0.08	-0.20	-0.11	-0.17	-0.25	-0.54
フランス	FRA	0.72	0.41	0.41	0.74	0.57	0.55	0.48	0.42	0.22
イタリア	ITA	0.75	0.05	0.01	0.58	0.62	0.21	0.08	-0.02	-0.16
スウェーデン	SWE	0.70	0.62	0.10	0.35	0.77	0.65	0.69	0.68	0.59
ロシア	RUS	1.64	0.06	-0.25	-0.39	-0.04	-0.21	-0.30	-0.44	-0.50
中国	CHN	2.00	1.20	0.68	0.58	0.62	0.61	0.44	0.22	-0.42
香港	HKG	4.65	1.18	2.13	0.18	0.44	0.74	0.64	0.51	-0.02
韓国	KOR	1.94	0.77	0.58	0.45	0.60	0.53	0.41	0.33	-0.29
シンガポール	SGP	4.90	2.88	2.36	2.75	2.44	2.02	1.50	0.89	0.19
マレーシア	MYS	2.77	2.59	2.45	1.97	1.80	1.61	1.39	1.24	0.51
タイ	THA	2.76	0.83	1.11	1.01	0.26	0.30	0.14	0.01	-0.66
インドネシア	IDN	1.73	1.66	1.47	1.44	1.39	1.21	1.04	0.91	0.26
フィリピン	PHL	3.54	2.33	2.19	2.00	1.70	1.71	1.62	1.54	0.85
インド	IND	1.66	1.91	1.73	1.57	1.35	1.24	1.08	0.94	0.29
ベトナム	VNM	2.54	1.96	1.24	0.98	0.94	0.95	0.77	0.56	-0.12
オーストラリア	AUS	2.39	1.17	1.22	1.27	1.76	1.31	1.23	1.13	0.81
ニュージーランド	NZL	2.26	1.57	0.97	1.38	1.10	1.02	0.93	0.84	0.43
ブラジル	BRA	3.06	1.57	1.50	1.29	0.95	0.85	0.72	0.60	0.02

資料出所 UN(2013.6) *World Population Prospects: The 2012 Revision*

(注) 国連による推計。2010年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-3表 若年人口（15歳未満人口）
Table 2-3: Youth population, 0-14 years old

		(千人/thousands)						
		1980年	1990	2000	2010	2013	2025	2050
日本	JPN	27,311	22,389	18,385	16,921	16,594	15,322	13,573
アメリカ	USA	52,021	55,184	60,760	61,947	62,561	66,599	72,759
カナダ	CAN	5,581	5,727	5,885	5,621	5,785	6,646	7,452
イギリス	GBR	11,829	10,885	11,198	10,899	11,107	11,765	12,161
ドイツ	DEU	14,659	12,938	13,036	11,133	10,830	10,596	9,158
フランス	FRA	12,043	11,281	11,215	11,605	11,716	12,028	12,431
イタリア	ITA	12,496	9,358	8,162	8,495	8,573	8,333	8,351
スウェーデン	SWE	1,628	1,535	1,635	1,549	1,619	1,886	2,148
ロシア	RUS	30,007	34,007	26,712	21,429	22,551	23,462	20,643
中国	CHN	348,344	341,465	327,734	246,707	249,829	251,219	204,188
香港	HKG	1,284	1,245	1,182	856	844	1,032	910
韓国	KOR	12,703	11,014	9,636	7,870	7,335	7,132	6,119
シンガポール	SGP	653	647	841	881	869	923	832
マレーシア	MYS	5,394	6,756	7,803	7,828	7,758	8,132	7,315
タイ	THA	18,661	17,100	15,072	12,837	12,164	9,813	7,704
インドネシア	IDN	59,751	65,054	64,060	71,792	72,186	66,483	60,687
フィリピン	PHL	20,434	25,359	29,904	32,970	33,593	36,178	37,911
インド	IND	274,586	325,836	356,661	363,764	364,250	357,553	316,576
ベトナム	VNM	22,466	25,778	25,544	20,918	20,813	19,395	15,062
オーストラリア	AUS	3,715	3,767	3,995	4,244	4,452	5,187	6,049
ニュージーランド	NZL	856	790	877	895	911	963	984
ブラジル	BRA	46,318	52,803	51,647	49,763	48,256	42,800	35,251

		(%)						
		1980年	1990	2000	2010	2013	2025	2050
日本	JPN	23.6	18.3	14.6	13.3	13.1	12.4	12.5
アメリカ	USA	22.6	21.7	21.4	19.8	19.5	19.0	18.2
カナダ	CAN	22.8	20.7	19.2	16.5	16.4	17.0	16.5
イギリス	GBR	21.0	19.0	19.0	17.6	17.6	17.5	16.6
ドイツ	DEU	18.5	16.1	15.6	13.4	13.1	13.1	12.6
フランス	FRA	22.3	19.8	18.9	18.4	18.2	17.7	17.0
イタリア	ITA	22.2	16.5	14.3	14.0	14.1	13.6	13.9
スウェーデン	SWE	19.6	17.9	18.4	16.5	16.9	18.2	18.0
ロシア	RUS	21.7	23.0	18.2	14.9	15.8	17.1	17.1
中国	CHN	35.4	29.3	25.6	18.1	18.0	17.3	14.7
香港	HKG	25.4	21.5	17.3	12.1	11.7	13.3	11.4
韓国	KOR	33.9	25.6	21.0	16.2	14.9	13.8	12.0
シンガポール	SGP	27.1	21.5	21.5	17.3	16.1	14.6	11.8
マレーシア	MYS	39.0	37.1	33.3	27.7	26.1	23.3	17.4
タイ	THA	39.4	30.2	24.2	19.3	18.2	14.5	12.5
インドネシア	IDN	41.1	36.4	30.7	29.8	28.9	23.6	18.9
フィリピン	PHL	43.1	40.9	38.5	35.3	34.1	30.3	24.1
インド	IND	39.3	37.5	34.2	30.2	29.1	25.2	19.5
ベトナム	VNM	40.9	37.4	31.6	23.5	22.7	19.4	14.5
オーストラリア	AUS	25.3	22.0	20.7	18.9	19.1	19.3	17.9
ニュージーランド	NZL	27.2	23.3	22.7	20.5	20.2	19.2	17.0
ブラジル	BRA	38.0	35.3	29.6	25.5	24.1	19.7	15.3

資料出所 UN(2013.6) *World Population Prospects: The 2012 Revision*

(注) 国連による推計。2013年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

2 人口・労働力人口

第2-4表 生産年齢人口（15～64歳人口）

Table 2-4: Working age population, 15-64 years old

		(千人/thousands)						
		1980年	1990	2000	2010	2013	2025	2050
日本	JPN	78,116	85,253	85,731	81,189	78,665	71,408	55,162
アメリカ	USA	152,172	167,587	188,645	209,506	212,806	218,905	242,115
カナダ	CAN	16,628	18,825	20,960	23,674	24,055	24,551	26,603
イギリス	GBR	36,069	37,345	38,436	40,871	40,986	41,977	42,907
ドイツ	DEU	52,155	55,484	56,836	54,610	54,411	49,989	39,665
フランス	FRA	34,335	37,532	38,514	41,001	41,092	41,170	42,145
イタリア	ITA	36,211	38,987	38,418	39,735	39,528	38,047	31,841
スウェーデン	SWE	5,329	5,502	5,705	6,126	6,102	6,282	7,064
ロシア	RUS	94,371	98,995	101,826	103,374	101,674	90,657	75,477
中国	CHN	585,725	756,644	864,730	999,569	1,012,761	1,002,159	849,475
香港	HKG	3,473	4,045	4,904	5,284	5,351	4,980	4,249
韓国	KOR	23,302	29,818	32,967	35,216	35,933	34,458	27,113
シンガポール	SGP	1,647	2,200	2,790	3,740	3,991	4,312	4,191
マレーシア	MYS	7,944	10,798	14,718	19,080	20,367	23,939	27,838
タイ	THA	26,942	36,939	43,175	47,676	48,343	47,129	35,290
インドネシア	IDN	80,506	106,790	135,132	156,828	164,630	193,904	209,965
フィリピン	PHL	25,442	34,643	45,238	57,002	60,964	76,356	104,579
インド	IND	398,956	509,250	640,122	780,761	821,843	958,938	1,097,723
ベトナム	VNM	29,514	39,198	50,154	62,306	64,833	70,001	64,724
オーストラリア	AUS	9,579	11,433	12,878	15,147	15,546	16,932	20,251
ニュージーランド	NZL	1,984	2,231	2,527	2,905	2,966	3,151	3,466
ブラジル	BRA	70,303	90,164	113,277	131,962	137,027	149,980	143,861

		(%)						
		1980年	1990	2000	2010	2013	2025	2050
日本	JPN	67.4	69.7	68.2	63.8	61.9	57.9	50.9
アメリカ	USA	66.1	65.8	66.3	67.1	66.5	62.4	60.4
カナダ	CAN	67.8	68.1	68.3	69.4	68.4	62.7	58.8
イギリス	GBR	64.1	65.3	65.2	65.9	64.9	62.5	58.7
ドイツ	DEU	65.9	68.9	68.1	65.8	65.8	61.8	54.7
フランス	FRA	63.7	66.0	65.0	64.8	63.9	60.6	57.6
イタリア	ITA	64.4	68.6	67.4	65.7	64.8	62.0	53.1
スウェーデン	SWE	64.1	64.3	64.3	65.3	63.8	60.5	59.2
ロシア	RUS	68.1	66.8	69.4	72.0	71.2	66.2	62.4
中国	CHN	59.5	64.9	67.5	73.5	73.1	69.2	61.3
香港	HKG	68.7	69.8	71.7	75.0	74.3	64.3	53.1
韓国	KOR	62.2	69.4	71.7	72.7	72.9	66.8	53.1
シンガポール	SGP	68.2	72.9	71.2	73.6	73.8	68.1	59.3
マレーシア	MYS	57.4	59.3	62.8	67.5	68.5	68.5	66.1
タイ	THA	56.9	65.3	69.3	71.8	72.1	69.4	57.2
インドネシア	IDN	55.3	59.8	64.7	65.2	65.9	68.8	65.3
フィリピン	PHL	53.7	55.9	58.3	61.0	62.0	64.0	66.6
インド	IND	57.1	58.6	61.4	64.8	65.6	67.6	67.8
ベトナム	VNM	53.8	56.9	62.0	70.0	70.7	70.1	62.4
オーストラリア	AUS	65.1	66.9	66.9	67.6	66.6	62.9	60.0
ニュージーランド	NZL	63.1	65.7	65.5	66.5	65.8	62.8	60.0
ブラジル	BRA	57.7	60.3	64.9	67.6	68.4	69.0	62.2

資料出所 UN(2013.6) World Population Prospects: The 2012 Revision

(注) 国連による推計。2013年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-5表 老年人口（65歳以上人口）

Table 2-5: Elderly population, 65 years old or over

(1) 実数/De facto population aged 65 or over (千人/thousands)							
		1980年	1990	2000	2010	2013	2025
日本	JPN	10,485	14,607	21,598	29,243	31,884	36,526
アメリカ	USA	25,983	31,735	35,190	40,794	44,684	65,122
カナダ	CAN	2,303	3,106	3,852	4,831	5,342	7,988
イギリス	GBR	8,405	8,984	9,317	10,296	11,043	13,468
ドイツ	DEU	12,355	12,065	13,641	17,275	17,485	20,285
フランス	FRA	7,563	8,033	9,484	10,625	11,483	14,770
イタリア	ITA	7,513	8,487	10,406	12,279	12,889	14,954
スウェーデン	SWE	1,354	1,522	1,532	1,708	1,850	2,209
ロシア	RUS	14,158	15,146	18,224	18,815	18,609	22,848
中国	CHN	49,947	67,320	87,965	113,545	122,977	195,605
香港	HKG	297	504	750	909	1,009	1,731
韓国	KOR	1,446	2,140	3,374	5,368	5,995	10,012
シンガポール	SGP	114	169	287	458	551	1,099
マレーシア	MYS	495	658	900	1,369	1,592	2,885
タイ	THA	1,766	2,544	4,097	5,889	6,504	10,958
インドネシア	IDN	5,238	6,789	9,747	12,057	13,050	21,624
フィリピン	PHL	1,523	1,946	2,510	3,472	3,837	6,685
インド	IND	25,424	33,804	45,479	61,100	66,046	102,253
ベトナム	VNM	2,918	3,934	5,190	5,823	6,033	10,415
オーストラリア	AUS	1,415	1,897	2,387	3,013	3,344	4,800
ニュージーランド	NZL	307	376	454	568	629	908
ブラジル	BRA	5,120	6,681	9,580	13,485	15,079	24,739
							52,008

(2) 対全人口比率/Proportion aged 65 or over among the total population (%)							
		1980年	1990	2000	2010	2013	2025
日本	JPN	9.0	11.9	17.2	23.0	25.1	29.6
アメリカ	USA	11.3	12.5	12.4	13.1	14.0	18.6
カナダ	CAN	9.4	11.2	12.6	14.2	15.2	20.4
イギリス	GBR	14.9	15.7	15.8	16.6	17.5	20.0
ドイツ	DEU	15.6	15.0	16.3	20.8	21.1	25.1
フランス	FRA	14.0	14.1	16.0	16.8	17.9	21.7
イタリア	ITA	13.4	14.9	18.3	20.3	21.1	24.4
スウェーデン	SWE	16.3	17.8	17.3	18.2	19.3	21.3
ロシア	RUS	10.2	10.2	12.4	13.1	13.0	16.7
中国	CHN	5.1	5.8	6.9	8.4	8.9	13.5
香港	HKG	5.9	8.7	11.0	12.9	14.0	22.4
韓国	KOR	3.9	5.0	7.3	11.1	12.2	19.4
シンガポール	SGP	4.7	5.6	7.3	9.0	10.2	17.3
マレーシア	MYS	3.6	3.6	3.8	4.8	5.4	8.3
タイ	THA	3.7	4.5	6.6	8.9	9.7	16.1
インドネシア	IDN	3.6	3.8	4.7	5.0	5.2	7.7
フィリピン	PHL	3.2	3.1	3.2	3.7	3.9	5.6
インド	IND	3.6	3.9	4.4	5.1	5.3	7.2
ベトナム	VNM	5.3	5.7	6.4	6.5	6.6	10.4
オーストラリア	AUS	9.6	11.1	12.4	13.4	14.3	17.8
ニュージーランド	NZL	9.8	11.1	11.8	13.0	14.0	18.1
ブラジル	BRA	4.2	4.5	5.5	6.9	7.5	11.4
							22.5

資料出所 UN(2013.6) *World Population Prospects: The 2012 Revision*

(注) 国連による推計。2013年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-6表 性別・年齢階級別人口構成（2013年）

Table 2-6: Population by sex and age group, 2013

年齢階級 Age group	日本 JPN		アメリカ USA		カナダ CAN		イギリス GBR		(千人/thousands)
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	
総数/Total	61,858	65,286	157,491	162,560	17,459	17,723	31,112	32,024	
0~4歳/Age	2,763	2,619	10,624	10,161	1,021	971	2,032	1,937	
5~9	2,797	2,661	10,589	10,164	972	919	1,885	1,797	
10~14	2,947	2,807	10,730	10,293	977	925	1,766	1,689	
15~19	3,069	2,926	11,166	10,665	1,088	1,043	1,916	1,824	
20~24	3,248	3,098	11,505	10,996	1,220	1,166	2,104	2,000	
25~29	3,628	3,457	11,173	10,865	1,258	1,210	2,205	2,116	
30~34	3,942	3,798	10,663	10,586	1,217	1,206	2,083	2,024	
35~39	4,556	4,444	10,169	10,229	1,164	1,164	1,981	1,993	
40~44	4,784	4,697	10,237	10,388	1,180	1,165	2,192	2,238	
45~49	4,153	4,120	10,763	11,006	1,305	1,288	2,312	2,371	
50~54	3,830	3,835	11,140	11,564	1,391	1,387	2,128	2,204	
55~59	3,897	3,979	10,352	10,950	1,222	1,248	1,824	1,883	
60~64	4,499	4,706	8,800	9,591	1,043	1,090	1,751	1,837	
65~69	4,400	4,779	6,906	7,768	836	889	1,637	1,755	
70~74	3,398	3,940	4,799	5,636	585	648	1,197	1,343	
75~79	2,680	3,414	3,427	4,292	423	508	938	1,132	
80~89	2,870	4,728	3,784	5,809	480	706	990	1,481	
90~99	389	1,228	654	1,541	76	183	169	387	
100~	8	52	11	56	1	6	3	12	

年齢階級 Age group	ドイツ DEU		フランス FRA		イタリア ITA		スウェーデン SWE		(千人/thousands)
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	
総数/Total	40,602	42,125	31,127	33,165	29,630	31,360	4,770	4,801	
0~4歳/Age	1,785	1,690	2,015	1,928	1,470	1,388	293	278	
5~9	1,812	1,723	1,986	1,904	1,472	1,394	282	268	
10~14	1,958	1,862	1,989	1,894	1,464	1,385	255	243	
15~19	2,128	2,023	2,000	1,902	1,510	1,425	288	274	
20~24	2,382	2,275	2,032	1,960	1,601	1,520	343	327	
25~29	2,634	2,551	2,070	2,056	1,689	1,643	313	299	
30~34	2,545	2,497	1,924	1,942	1,904	1,883	297	283	
35~39	2,436	2,387	1,957	1,973	2,250	2,224	307	297	
40~44	2,979	2,861	2,250	2,265	2,480	2,468	333	324	
45~49	3,699	3,533	2,183	2,230	2,447	2,466	334	323	
50~54	3,427	3,348	2,069	2,208	2,205	2,270	306	299	
55~59	2,845	2,937	1,935	2,107	1,878	1,980	285	282	
60~64	2,372	2,553	1,933	2,095	1,776	1,911	293	295	
65~69	2,059	2,182	1,575	1,758	1,628	1,802	293	298	
70~74	2,232	2,548	1,029	1,248	1,334	1,580	215	227	
75~79	1,758	2,220	924	1,257	1,158	1,514	143	171	
80~89	1,398	2,403	1,085	1,951	1,191	2,035	159	242	
90~99	151	520	168	469	172	458	30	69	
100~	2	13	3	18	3	13	0	2	

年齢階級 Age group	(千人/thousands)											
	ロシア RUS		中国 CHN		香港 HKG		韓国 KOR					
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	65,891	76,943	718,106	667,460	3,369	3,834	24,495	24,768				
0~4歳/Age	4,268	4,053	48,599	41,588	160	150	1,217	1,146				
5~9	3,915	3,728	44,160	37,664	123	115	1,153	1,078				
10~14	3,374	3,213	41,800	36,019	153	144	1,425	1,316				
15~19	3,667	3,510	48,430	42,435	207	195	1,783	1,614				
20~24	5,344	5,195	64,072	57,747	233	227	1,782	1,571				
25~29	6,389	6,323	65,311	60,615	234	268	1,746	1,600				
30~34	5,702	5,805	49,319	46,694	234	320	1,905	1,841				
35~39	5,125	5,395	52,115	49,726	235	331	1,996	1,951				
40~44	4,509	4,828	62,724	59,697	244	337	2,111	2,090				
45~49	4,443	4,988	58,906	55,635	273	351	2,078	2,072				
50~54	5,137	6,120	46,802	44,179	307	346	1,998	2,013				
55~59	4,618	6,052	40,697	37,777	281	290	1,653	1,706				
60~64	3,505	5,017	35,816	34,067	217	223	1,175	1,248				
65~69	1,976	3,181	22,345	22,107	152	151	910	1,033				
70~74	1,495	3,084	15,977	16,101	109	106	702	908				
75~79	1,439	3,227	11,421	12,434	98	109	492	750				
80~89	938	2,915	8,797	11,465	97	140	333	721				
90~99	45	303	813	1,504	13	33	35	108				
100~	1	7	2	9	0	1	0	2				

年齢階級 Age group	シンガポール SGP		マレーシア MYS		タイ THA		インドネシア IDN	
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female
総数/Total	2,671	2,741	14,422	15,295	32,817	34,193	125,701	124,165
0~4歳/Age	142	135	1,260	1,239	1,867	1,768	12,281	11,698
5~9	140	135	1,233	1,305	2,109	2,022	12,719	12,015
10~14	162	155	1,319	1,403	2,237	2,161	12,091	11,382
15~19	193	186	1,367	1,444	2,296	2,246	11,174	10,612
20~24	199	195	1,415	1,491	2,335	2,329	10,040	9,922
25~29	188	193	1,381	1,498	2,385	2,395	9,997	10,155
30~34	197	214	1,184	1,334	2,584	2,612	10,385	10,374
35~39	211	226	956	1,060	2,745	2,824	9,606	9,458
40~44	215	224	913	953	2,753	2,881	8,891	8,692
45~49	214	216	835	873	2,656	2,819	7,698	7,628
50~54	219	216	720	787	2,397	2,594	6,404	6,387
55~59	191	190	591	632	2,028	2,242	5,093	4,967
60~64	150	153	452	480	1,528	1,694	3,517	3,631
65~69	100	107	324	339	1,039	1,184	2,338	2,709
70~74	59	68	209	217	759	930	1,684	2,010
75~79	45	57	147	141	559	734	980	1,345
80~89	37	59	106	89	480	662	750	1,084
90~99	6	12	10	10	59	93	53	96
100~	0	1	0	0	1	3	0	1

2 人口・労働力人口

第2-6表 性別・年齢階級別人口構成（2013年）（続き）

Table 2-6: Population by sex and age group, 2013 (cont.)

年齢階級 Age group	フィリピン PHL		インド IND		ベトナム VNM		オーストラリア AUS		(千人 / thousands)
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	
総数/Total	49,288	49,105	647,437	604,703	45,305	46,375	11,617	11,726	
0~4歳/Age	5,809	5,525	63,835	57,458	3,753	3,385	803	762	
5~9	5,760	5,493	63,985	57,540	3,667	3,381	748	710	
10~14	5,629	5,376	63,855	57,578	3,416	3,212	732	697	
15~19	5,163	4,943	61,946	56,063	3,947	3,732	769	736	
20~24	4,714	4,542	59,863	54,735	4,668	4,492	837	794	
25~29	4,179	4,077	56,122	51,958	4,303	4,235	888	848	
30~34	3,578	3,547	50,976	47,369	3,854	3,857	834	824	
35~39	3,090	3,102	45,342	42,383	3,490	3,522	792	801	
40~44	2,677	2,717	40,063	37,582	3,230	3,242	804	821	
45~49	2,337	2,408	35,645	33,620	2,925	2,963	779	794	
50~54	1,973	2,080	30,569	29,089	2,573	2,725	766	785	
55~59	1,599	1,755	25,662	24,700	2,011	2,264	690	712	
60~64	1,156	1,325	19,063	19,093	1,256	1,543	627	644	
65~69	708	860	12,247	13,422	687	977	531	544	
70~74	466	635	8,616	9,980	535	824	379	402	
75~79	269	407	5,290	6,561	439	770	278	317	
80~89	168	286	3,850	4,916	462	980	304	420	
90~99	13	24	490	634	84	255	53	112	
100~	0	0	18	22	4	17	1	3	

年齢階級 Age group	ニュージーランド NZL		ブラジル BRA		
	男 Male	女 Female	男 Male	女 Female	
総数/Total	2,213	2,293	98,526	101,836	
0~4歳/Age	163	155	7,472	7,165	
5~9	155	148	8,231	7,906	
10~14	148	142	8,908	8,575	
15~19	159	152	8,588	8,318	
20~24	167	160	8,341	8,175	
25~29	157	154	8,730	8,658	
30~34	137	144	8,480	8,584	
35~39	135	149	7,353	7,687	
40~44	147	162	6,512	6,922	
45~49	153	165	6,126	6,577	
50~54	153	161	5,477	5,983	
55~59	132	138	4,368	4,882	
60~64	118	123	3,383	3,885	
65~69	100	105	2,401	2,864	
70~74	72	78	1,685	2,124	
75~79	53	61	1,171	1,575	
80~89	56	77	1,071	1,587	
90~99	8	19	213	344	
100~	0	1	16	27	

資料出所 UN(2013.6) World Population Prospects: The 2012 Revision

(注) 国連による推計。出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

第2-7表 出生率・死亡率

Table 2-7: Crude birth rates and crude death rates

出生率/Crude birth rates

(千人当たり/per 1,000 population)

		1950～ 1955年	1970～ 1975	1990～ 1995	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2045～ 2050
日本	JPN	23.8	19.0	9.9	8.9	8.7	8.4	8.1	8.1
アメリカ	USA	24.4	15.6	15.6	14.2	14.0	13.2	13.1	12.2
カナダ	CAN	27.4	15.6	13.7	10.5	11.1	11.2	11.3	10.9
イギリス	GBR	15.4	13.6	13.2	11.4	12.5	12.2	12.0	11.2
ドイツ	DEU	15.6	11.4	9.9	8.8	8.4	8.5	8.6	8.2
フランス	FRA	19.1	16.1	12.9	12.8	12.7	12.3	12.1	11.4
イタリア	ITA	18.2	16.3	9.7	9.2	9.5	9.2	8.8	9.1
スウェーデン	SWE	15.4	13.5	13.6	10.8	11.9	11.9	12.2	12.2
ロシア	RUS	26.9	15.5	10.8	9.8	11.3	11.8	11.3	11.0
中国	CHN	42.2	31.1	18.9	12.4	13.1	13.4	12.2	9.6
香港	HKG	39.0	20.4	12.0	8.5	8.9	9.4	9.1	7.9
韓国	KOR	35.8	30.3	16.0	10.2	9.6	9.6	9.4	7.8
シンガポール	SGP	46.5	22.1	17.6	11.3	10.1	9.9	9.9	7.6
マレーシア	MYS	42.7	31.4	27.5	20.1	17.8	17.7	17.3	11.6
タイ	THA	42.4	34.7	18.1	13.6	11.8	10.4	9.4	7.6
インドネシア	IDN	42.7	38.3	24.5	21.5	21.0	18.9	17.3	12.5
フィリピン	PHL	48.6	38.3	31.9	28.8	25.8	24.6	23.5	16.6
インド	IND	43.8	37.2	29.2	24.6	22.0	20.7	19.0	13.1
ベトナム	VNM	40.0	35.6	26.7	17.0	17.0	15.6	14.0	9.4
オーストラリア	AUS	23.0	19.1	14.7	12.7	13.4	13.2	12.9	11.8
ニュージーランド	NZL	25.6	21.0	16.6	14.2	14.9	13.8	13.3	11.3
ブラジル	BRA	44.0	33.7	22.6	19.8	16.4	15.1	14.0	9.9

死亡率/Crude death rates

(千人当たり/per 1,000 population)

		1950～ 1955年	1970～ 1975	1990～ 1995	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2045～ 2050
日本	JPN	9.4	6.6	7.0	7.9	8.8	9.8	10.7	14.1
アメリカ	USA	9.6	9.4	8.7	8.5	8.2	8.3	8.4	10.3
カナダ	CAN	8.6	7.3	7.1	7.2	7.3	7.5	7.8	10.5
イギリス	GBR	11.8	11.9	11.2	10.2	9.5	9.4	9.3	10.7
ドイツ	DEU	10.9	12.3	11.3	10.3	10.4	10.9	11.5	14.8
フランス	FRA	12.8	10.7	9.3	8.9	8.6	8.9	9.1	10.6
イタリア	ITA	9.9	9.9	9.8	9.7	9.7	10.1	10.5	12.6
スウェーデン	SWE	9.8	10.4	11.0	10.4	9.9	9.6	9.4	9.7
ロシア	RUS	11.0	9.4	13.2	16.0	14.9	15.5	15.6	16.7
中国	CHN	22.1	7.9	6.8	6.2	6.6	7.2	7.5	13.5
香港	HKG	7.6	4.5	5.4	5.5	5.8	6.2	6.7	11.8
韓国	KOR	16.4	7.8	5.5	5.3	5.1	5.6	6.2	11.5
シンガポール	SGP	9.0	5.3	4.2	4.5	4.5	4.7	5.1	10.0
マレーシア	MYS	14.4	6.7	4.7	4.4	4.6	4.7	4.9	7.7
タイ	THA	14.9	9.2	6.0	7.0	7.1	7.7	8.3	14.5
インドネシア	IDN	25.2	13.0	7.5	6.7	6.4	6.3	6.3	9.5
フィリピン	PHL	13.3	8.5	6.5	6.1	6.0	6.0	6.1	7.6
インド	IND	27.1	15.2	10.2	8.6	8.1	7.9	8.0	10.0
ベトナム	VNM	14.6	12.4	6.0	5.4	5.5	5.7	5.9	10.2
オーストラリア	AUS	9.3	8.3	7.0	6.7	6.5	6.6	6.7	8.2
ニュージーランド	NZL	9.2	8.3	7.6	7.1	6.9	7.0	7.2	9.6
ブラジル	BRA	15.3	9.9	6.8	6.4	6.3	6.5	6.7	9.5

資料出所 UN(2013.6) World Population Prospects: The 2012 Revision

(注) 国連による推計。2010年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

2 人口・労働力人口

第2-8表 平均寿命

Table 2-8: Life expectancy at birth by sex

		1990～1995年			2005～2010			2010～2015			(歳/years old)		
		平均	男	女	平均	男	女	平均	男	女	平均	男	女
		Ave.	Male	Female	Ave.	Male	Female	Ave.	Male	Female	Ave.	Male	Female
日本	JPN	79.4	76.3	82.4	82.7	79.2	86.0	83.5	80.0	86.9			
アメリカ	USA	75.6	72.2	79.0	78.1	75.6	80.6	78.9	76.4	81.2			
カナダ	CAN	77.7	74.6	80.8	80.5	78.2	82.8	81.4	79.3	83.5			
イギリス	GBR	76.2	73.4	78.8	79.6	77.5	81.7	80.4	78.5	82.4			
ドイツ	DEU	75.9	72.5	79.0	79.8	77.1	82.3	80.7	78.2	83.1			
フランス	FRA	77.3	73.1	81.4	80.9	77.4	84.3	81.7	78.2	85.1			
イタリア	ITA	77.4	74.0	80.7	81.5	78.7	84.1	82.3	79.5	84.9			
スウェーデン	SWE	78.1	75.3	80.8	81.1	79.0	83.1	81.7	79.7	83.8			
ロシア	RUS	66.6	60.6	72.8	67.2	61.0	73.7	67.9	61.7	74.3			
中国	CHN	70.0	68.4	71.6	74.4	73.2	75.8	75.2	74.0	76.6			
香港	HKG	78.2	75.3	81.2	82.4	79.4	85.4	83.3	80.3	86.4			
韓国	KOR	72.9	68.7	77.0	80.0	76.5	83.2	81.4	77.9	84.6			
シンガポール	SGP	77.0	74.8	79.2	81.2	78.7	83.7	82.2	79.7	84.6			
マレーシア	MYS	71.3	69.5	73.3	74.0	71.8	76.4	74.9	72.7	77.3			
タイ	THA	70.4	67.1	73.9	73.3	70.0	76.7	74.3	71.0	77.7			
インドネシア	IDN	64.5	62.6	66.5	69.6	67.6	71.6	70.7	68.7	72.8			
フィリピン	PHL	65.6	62.8	68.5	67.8	64.5	71.3	68.6	65.3	72.2			
インド	IND	59.3	58.6	60.0	64.9	63.3	66.7	66.3	64.6	68.1			
ベトナム	VNM	71.5	66.9	76.0	75.1	70.2	79.9	75.9	71.2	80.4			
オーストラリア	AUS	77.6	74.6	80.6	81.7	79.4	83.9	82.4	80.2	84.7			
ニュージーランド	NZL	67.5	73.4	79.1	72.4	78.2	82.2	81.0	79.1	82.9			
ブラジル	BRA	76.3	63.7	71.5	80.2	68.9	76.1	73.8	70.2	77.5			

資料出所 UN (2013.6) *World Population Prospects: The 2012 Revision*

(注) 国連による推計。2010年以降は出生率・死亡率とも中位で推移した場合の予測値。

参考表 完全生命表又は簡易生命表による日本の平均寿命

Reference table: Japan's average life expectancy

	完全生命表/Complete life table				簡易生命表/Abridged life table							(歳/years old)		
	1995年	2000	2005	2010	2006	2007	2008	2009	2011	2012				
男性/Male	76.38	77.72	78.56	79.55	79.00	79.19	79.29	79.59	79.44	79.94				
女性/Female	82.85	84.60	85.52	86.30	85.81	85.99	86.05	86.44	85.90	86.41				

資料出所 厚生労働省(2013.7)「平成24年簡易生命表」

(注) 完全生命表は、国勢調査による日本人人口(確定数)や人口動態統計(確定数)をもとに5年ごとに作成しており、簡易生命表は、推計人口による日本人人口や人口動態統計月報年計(概数)をもとに毎年作成している。平均寿命は、推計時における死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、0歳の者が平均してあと何年生きられるかという期待値を平均余命指標(生命閾数)によって表したもの。

第2-9表 合計特殊出生率¹⁾

Table 2-9: Total fertility rates

		1950～ 1955年	1990～ 1995	1995～ 2000	2000～ 2005	2005～ 2010	2010～ 2015	2015～ 2020	2020～ 2025	2045～ 2050
日本	JPN	3.00	1.48	1.37	1.30	1.34	1.41	1.48	1.54	1.72
アメリカ	USA	3.33	2.03	2.00	2.04	2.06	1.97	1.98	1.98	1.99
カナダ	CAN	3.65	1.69	1.56	1.52	1.63	1.66	1.70	1.74	1.83
イギリス	GBR	2.18	1.78	1.74	1.66	1.88	1.89	1.89	1.89	1.90
ドイツ	DEU	2.13	1.30	1.35	1.35	1.36	1.42	1.46	1.50	1.64
フランス	FRA	2.75	1.72	1.76	1.88	1.97	1.98	1.98	1.98	1.99
イタリア	ITA	2.36	1.28	1.22	1.25	1.39	1.48	1.55	1.61	1.79
スウェーデン	SWE	2.24	2.01	1.56	1.67	1.89	1.92	1.94	1.95	1.98
ロシア	RUS	2.85	1.55	1.25	1.30	1.44	1.53	1.60	1.66	1.81
中国	CHN	6.11	2.05	1.56	1.55	1.63	1.66	1.69	1.72	1.81
香港	HKG	4.44	1.24	0.87	0.96	1.03	1.13	1.21	1.29	1.55
韓国	KOR	5.05	1.70	1.51	1.22	1.23	1.32	1.39	1.46	1.68
シンガポール	SGP	6.61	1.73	1.57	1.35	1.26	1.28	1.31	1.33	1.40
マレーシア	MYS	6.23	3.42	3.18	2.45	2.07	1.98	1.91	1.85	1.76
タイ	THA	6.14	1.99	1.77	1.60	1.49	1.41	1.36	1.38	1.61
インドネシア	IDN	5.49	2.90	2.55	2.48	2.50	2.35	2.22	2.12	1.87
フィリピン	PHL	7.42	4.14	3.90	3.70	3.27	3.07	2.89	2.74	2.20
インド	IND	5.90	3.67	3.30	3.00	2.66	2.50	2.37	2.25	1.92
ベトナム	VNM	5.40	3.23	2.18	1.93	1.89	1.75	1.67	1.62	1.68
オーストラリア	AUS	3.18	1.86	1.78	1.75	1.89	1.88	1.87	1.87	1.86
ニュージーランド	NZL	3.69	2.07	1.95	1.95	2.14	2.05	1.99	1.94	1.83
ブラジル	BRA	6.15	2.60	2.45	2.25	1.90	1.82	1.75	1.71	1.71

資料出所 UN (2013.6) *World Population Prospects: The 2012 Revision*

(注) 国連による中位推計値。

1) 合計特殊出生率とは、1人の女性が一生の間に生むと推計される平均子供数であり、その算出方法は女性(15～49歳)の年齢別出生率の総和によって求められる。

		1990年	1995	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012
日本	JPN	1.54	1.42	1.36	1.26	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41
アメリカ	USA	2.08	1.98	2.06	2.06	2.07	2.00	1.93	1.89	—
カナダ	CAN	1.83	1.64	1.49	1.54	1.68	1.67	1.63	1.61	—
イギリス	GBR	1.83	1.71	1.64	1.76	1.91	1.89	1.92	1.91	1.92
ドイツ	DEU	1.45	1.25	1.38	1.34	1.38	1.36	1.39	1.36	1.38
フランス	FRA	1.78	1.71	1.89	1.94	2.01	2.00	2.03	2.01	2.01
イタリア	ITA	1.33	1.19	1.26	1.34	1.45	1.45	1.46	1.44	1.43
オランダ	NLD	1.62	1.53	1.72	1.71	1.77	1.79	1.79	1.76	1.72
ベルギー	BEL	1.62	1.56	1.67	1.76	1.85	1.84	1.86	1.81	1.79
デンマーク	DNK	1.67	1.80	1.77	1.80	1.89	1.84	1.87	1.75	1.73
スウェーデン	SWE	2.13	1.73	1.54	1.77	1.91	1.94	1.98	1.90	1.91
香港	HKG	1.27	1.30	1.03	0.96	1.06	1.06	1.13	1.20	1.29
韓国	KOR	1.57	1.63	1.47	1.08	1.19	1.15	1.23	1.24	1.30
シンガポール	SGP	1.83	1.67	1.60	1.26	1.28	1.22	1.15	1.20	1.29
オーストラリア	AUS	1.90	1.82	1.76	1.85	2.02	1.97	1.95	1.92	1.93

資料出所 日本:厚生労働省(2013.9)「平成24年人口動態統計月報年計」

アメリカ:Centers for Disease Control and Prevention (2013.6) *National Vital Statistics Reports*カナダ:カナダ統計局(<http://www.statcan.gc.ca/>) 2013年8月現在欧洲: Eurostat Database (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>) 2014年3月現在香港:香港統計局(<http://www.censtatd.gov.hk/hkstat/>) 2013年8月現在韓国:韓国統計庁(<http://kosis.kr/>) 2013年8月現在シンガポール:シンガポール統計局(2013.8) *Yearbook of Statistics 2013*オーストラリア: Australian Bureau of Statistics (2013.10) *Births, Australia, 2012*

2 人口・労働力人口

第2-10表 労働力人口
Table 2-10: Labour force

		1995年	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012	(千人/thousands)
日本 ¹⁾ (65歳/years old～)	JPN	66,660 4,450	67,660 4,930	66,510 5,040	66,740 5,660	66,500 5,790	66,320 5,850	65,910 5,830	65,550 6,090	
アメリカ (65～)	USA	132,302	142,583	149,321	154,285	154,140	153,886	153,615	154,973	
カナダ (65～)	CAN	3,819	4,312	5,278	6,243	6,535	6,717	7,111	7,727	
イギリス ²⁾ (65～)	GBR	14,689	15,842	17,293	18,204	18,329	18,525	18,700	18,876	
ドイツ (65～)	DEU	202	215	320	431	462	518	556	613	
フランス (65～)	FRA	28,026	28,742	30,057	31,090	31,214	31,353	31,630	31,933	
イタリア ³⁾ (65～)	ITA	459	469	589	710	750	842	899	953	
スウェーデン ⁴⁾ (65～74)	SWE	39,376	39,531	41,040	41,780	41,809	41,783	42,286	42,374	
EU-15 (65～)		334	363	521	645	672	670	766	830	
香港 (65～)	HKG	25,033	26,057	27,384	27,950	28,215	28,334	28,390	28,623	
香港 (65～)		127	95	109	136	133	153	198	239	
シンガポール (65～)	SGP	22,868	23,720	24,448	25,097	24,970	24,972	25,075	25,642	
タイ ⁵⁾ (60～)	THA	336	336	351	400	379	380	389	426	
インドネシア (60/65～)	IDN	70,740	72,687	73,581	75,700	75,694	75,478	75,779	75,676	
フィリピン (65～)	PHL	1,748	2,192	2,367	1,928	1,986	2,047	2,080	2,120	
オーストラリア (65～)	AUS	729	1,106	1,264	1,173	1,036	840	841	824	
ニュージーランド (65～)	NZL	3,001	3,374	3,534	3,637	3,660	3,631	3,703	3,785	
高齢者: インドネシアの2005年, ブラジルの1995・2000年は60歳以上。		50	43	45	43	46	49	55	65	
高齢者: インドネシアの2005年, ブラジルの1995・2000年は60歳以上。		20,846	22,134	23,743	24,349	24,395	24,749	25,099	25,501	
高齢者: インドネシアの2005年, ブラジルの1995・2000年は60歳以上。		741	1,007	1,361	1,541	1,565	1,587	1,661	1,821	
高齢者: インドネシアの2005年, ブラジルの1995・2000年は60歳以上。		1,748	2,192	2,367	1,928	1,986	2,047	2,080	2,120	
高齢者: インドネシアの2005年, ブラジルの1995・2000年は60歳以上。		23	25	33	52	60	62	76	87	
高齢者: インドネシアの2005年, ブラジルの1995・2000年は60歳以上。		32,749	33,972	36,843	38,345	38,427	38,643	39,307	39,842	
高齢者: インドネシアの2005年, ブラジルの1995・2000年は60歳以上。		1,680	1,928	2,604	2,811	2,955	3,039	3,214	3,378	
高齢者: インドネシアの2005年, ブラジルの1995・2000年は60歳以上。		86,361	97,433	105,802	111,947	113,833	116,528	117,370	118,053	
高齢者: インドネシアの2005年, ブラジルの1995・2000年は60歳以上。		3,182	5,502	8,388	4,707	4,766	5,000	4,700	4,596	
高齢者: インドネシアの2005年, ブラジルの1995・2000年は60歳以上。		28,380	30,911	35,286	36,805	37,892	38,893	40,006	40,426	
高齢者: インドネシアの2005年, ブラジルの1995・2000年は60歳以上。		1,318	1,417	1,484	1,435	1,470	1,525	1,525	1,524	
高齢者: インドネシアの2005年, ブラジルの1995・2000年は60歳以上。		9,000	9,590	10,529	11,356	11,602	11,868	12,050	12,137	
高齢者: インドネシアの2005年, ブラジルの1995・2000年は60歳以上。		122	146	197	266	295	323	348	389	
高齢者: インドネシアの2005年, ブラジルの1995・2000年は60歳以上。		1,803	1,918	2,167	2,283	2,306	2,333	2,370	2,381	
高齢者: インドネシアの2005年, ブラジルの1995・2000年は60歳以上。		24	33	55	78	83	92	105	115	
高齢者: インドネシアの2005年, ブラジルの1995・2000年は60歳以上。		74,138	77,467	93,675	98,027	99,682	—	98,816	—	
高齢者: インドネシアの2005年, ブラジルの1995・2000年は60歳以上。		4,246	3,290	2,934	3,360	3,357	—	3,118	—	

資料出所 日本: 総務省(2013.2)「労働力調査(長期時系列: 2010年国勢調査基準)」

OECD諸国及びロシア、ブラジル: OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2013年10月現在その他の国: ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat/>) 2013年10月現在、各国資料

(注) 各国の労働力人口の定義、調査対象については第2-11表(p.67~75)の注に準ずる。

高齢者: インドネシアの2005年、ブラジルの1995・2000年は60歳以上。

1) 2011年は東日本大震災の影響による欠損データを補完推計した値。

2) 2005年まで季節毎の値、2006年以降は暦四半期の値。

3) 2008年までの年齢計は15歳以上、2009年以降は16歳以上。

4) 2006年までの年齢計は16歳以上、2007年以降は15歳以上。

5) 1995年欄は1996年値。2000年以前の年齢計は13歳以上。2011年以降は第4四半期の値。

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率（2012年）

Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2012

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female
日本 ¹⁾									JPN
15-19	6,060	3,110	2,950	890	460	430	14.7	14.8	14.6
20-24	6,290	3,220	3,070	4,280	2,170	2,110	68.0	67.4	68.7
25-29	7,090	3,610	3,480	6,080	3,380	2,700	85.8	93.6	77.6
30-34	7,890	4,000	3,890	6,500	3,840	2,670	82.4	96.0	68.6
35-39	9,480	4,800	4,670	7,790	4,630	3,160	82.2	96.5	67.7
40-44	9,440	4,770	4,670	7,940	4,590	3,350	84.1	96.2	71.7
45-49	8,130	4,090	4,040	6,990	3,930	3,060	86.0	96.1	75.7
50-54	7,660	3,830	3,830	6,450	3,640	2,810	84.2	95.0	73.4
55-59	8,020	3,980	4,040	6,280	3,670	2,610	78.3	92.2	64.6
60-64	10,350	5,080	5,280	6,260	3,830	2,420	60.5	75.4	45.8
65-69	8,090	3,880	4,210	3,090	1,900	1,190	38.2	49.0	28.3
70-74	7,360	3,420	3,940	1,720	1,060	660	23.4	31.0	16.8
75~	15,110	5,760	9,340	1,270	780	490	8.4	13.5	5.2
15-64	80,420	40,490	39,930	59,460	34,150	25,310	73.9	84.3	63.4
65~	30,550	13,060	17,490	6,090	3,750	2,340	19.9	28.7	13.4
計(15~)	110,980	53,550	57,420	65,550	37,890	27,660	59.1	70.8	48.2
アメリカ ²⁾									USA
16-19	16,984	8,657	8,327	5,823	2,940	2,883	34.3	34.0	34.6
20-24	21,799	10,889	10,910	15,462	8,110	7,352	70.9	74.5	67.4
25-29	20,653	10,216	10,437	16,792	9,027	7,765	81.3	88.4	74.4
30-34	20,322	9,989	10,333	16,672	9,055	7,617	82.0	90.6	73.7
35-39	19,025	9,309	9,716	15,658	8,502	7,156	82.3	91.3	73.7
40-44	20,617	10,107	10,510	17,076	9,106	7,970	82.8	90.1	75.8
45-49	21,358	10,449	10,909	17,456	9,205	8,251	81.7	88.1	75.6
50-54	22,339	10,890	11,449	17,597	9,157	8,440	78.8	84.1	73.7
55-59	20,575	9,922	10,653	14,908	7,737	7,171	72.5	78.0	67.3
60-64	17,744	8,495	9,249	9,802	5,142	4,660	55.2	60.5	50.4
65-69	13,800	6,499	7,301	4,427	2,412	2,015	32.1	37.1	27.6
70-74	9,853	4,537	5,316	1,917	1,096	821	19.5	24.2	15.4
75~	18,216	7,386	10,830	1,383	837	546	7.6	11.3	5.0
16-64	201,416	98,923	102,493	147,246	77,981	69,265	73.1	78.8	67.6
65~	41,869	18,422	23,447	7,727	4,345	3,382	18.5	23.6	14.4
計(16~)	243,285	117,345	125,940	154,973	82,326	72,647	63.7	70.2	57.7

資料出所 日本: 総務省統計局(2013.2)「労働力調査(基本集計)」

OECD諸国及びロシア、ブラジル: OECD database (<http://stats.oecd.org/>) 2013年9月現在,
その他: 各国統計局資料

(注) 注記がない限り、15歳以上の非施設人口を対象。

1) 国内居住者を対象とし、外国の外交官、在留米軍などは含まない。自衛隊及び収監施設の
収容者は含む。2) 米国商務省Current Population Survey(CPS)による。16歳以上を対象。軍人、施設人口、外
国の外交官、海外居住の米国人は含まない。ブルトリコ、グアム、アメリカ領ヴァージン諸島、
アメリカ領サモアを除く。

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2012年)(続き)
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2012 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 M	女 F	計 Total	男 M	女 F
カナダ ³⁾									CAN
15-19	2,098	1,074	1,024	1,039	519	520	49.5	48.3	50.8
20-24	2,359	1,205	1,154	1,794	929	866	76.1	77.1	75.0
25-29	2,374	1,200	1,174	2,039	1,079	959	85.9	89.9	81.7
30-34	2,337	1,162	1,175	2,030	1,076	954	86.8	92.6	81.1
35-39	2,242	1,120	1,123	1,965	1,041	924	87.6	93.0	82.3
40-44	2,333	1,165	1,168	2,055	1,078	977	88.1	92.6	83.7
45-49	2,540	1,261	1,279	2,212	1,133	1,079	87.1	89.9	84.4
50-54	2,737	1,379	1,359	2,310	1,211	1,099	84.4	87.8	80.9
55-59	2,387	1,177	1,211	1,768	928	840	74.1	78.9	69.4
60-64	2,030	993	1,037	1,050	576	474	51.7	58.0	45.7
65-69	1,615	782	832	395	235	161	24.5	30.0	19.3
70-74	1,183	554	629	138	89	49	11.6	16.1	7.7
75~	2,079	884	1,195	80	56	24	3.7	6.1	1.9
15-64	23,438	11,734	11,704	18,264	9,571	8,693	77.9	81.6	74.3
65~	4,877	2,221	2,656	613	380	233	12.5	17.0	8.8
計(15~)	28,314	13,955	14,360	18,876	9,950	8,926	66.7	71.3	62.2
イギリス ⁴⁾									GBR
15-19	2,994	1,529	1,465	1,444	728	716	48.2	47.6	48.9
20-24	4,282	2,171	2,111	3,164	1,720	1,445	73.9	79.2	68.4
25-29	4,447	2,266	2,181	3,735	2,082	1,653	84.0	91.9	75.8
30-34	4,047	2,033	2,014	3,477	1,910	1,567	85.9	94.0	77.8
35-39	3,925	1,954	1,971	3,368	1,840	1,528	85.8	94.2	77.5
40-44	4,502	2,226	2,276	3,915	2,078	1,837	87.0	93.3	80.7
45-49	4,633	2,277	2,356	3,997	2,071	1,926	86.3	91.0	81.7
50-54	4,162	2,046	2,116	3,488	1,795	1,693	83.8	87.7	80.0
55-59	3,609	1,774	1,835	2,687	1,417	1,270	74.4	79.9	69.2
60-64	3,584	1,741	1,843	1,705	1,023	682	47.6	58.8	37.0
65-69	3,234	1,559	1,675	647	392	256	20.0	25.1	15.3
70-74	2,442	1,152	1,291	191	120	71	7.8	10.4	5.5
75~	4,641	1,963	2,678	115	74	41	2.5	3.8	1.5
15-64	40,186	20,017	20,169	30,980	16,663	14,316	77.1	83.2	71.0
65~	10,317	4,673	5,643	953	585	368	9.2	12.5	6.5
計(15~)	50,502	24,690	25,812	31,933	17,249	14,685	63.2	69.9	56.9

3) カナダ統計局「労働力調査」による。フルタイムの軍人、施設人口を含まない。

4) イギリス統計局「労働力調査」による。16歳以上を対象。職業軍人は含むが徴兵は含まない。

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
ドイツ ⁵⁾									DEU
15-19	4,102	2,111	1,991	1,169	653	516	28.5	30.9	25.9
20-24	4,860	2,505	2,355	3,379	1,805	1,574	69.5	72.1	66.9
25-29	4,972	2,518	2,454	4,128	2,193	1,935	83.0	87.1	78.8
30-34	4,972	2,513	2,459	4,330	2,370	1,960	87.1	94.3	79.7
35-39	4,722	2,382	2,340	4,167	2,274	1,893	88.2	95.5	80.9
40-44	6,242	3,173	3,069	5,625	3,020	2,605	90.1	95.2	84.9
45-49	6,934	3,518	3,416	6,216	3,302	2,914	89.7	93.9	85.3
50-54	6,431	3,237	3,194	5,580	2,966	2,614	86.8	91.6	81.8
55-59	5,599	2,744	2,855	4,444	2,351	2,093	79.4	85.7	73.3
60-64	5,036	2,459	2,577	2,506	1,448	1,058	49.8	58.9	41.1
65-69	4,066	1,957	2,109	458	284	174	11.3	14.5	8.3
70-74	5,079	2,366	2,713	263	167	96	5.2	7.1	3.5
75~	7,513	3,028	4,485	109	73	36	1.5	2.4	0.8
15-64	53,870	27,160	26,710	41,544	22,382	19,162	77.1	82.4	71.7
65~	16,658	7,351	9,307	830	524	306	5.0	7.1	3.3
計(15~)	70,528	34,511	36,017	42,374	22,906	19,468	60.1	66.4	54.1
フランス ⁶⁾									FRA
15-19	3,617	1,838	1,778	522	316	206	14.4	17.2	11.6
20-24	3,792	1,889	1,903	2,281	1,218	1,063	60.2	64.5	55.9
25-29	3,805	1,875	1,930	3,273	1,722	1,551	86.0	91.8	80.4
30-34	3,907	1,926	1,981	3,447	1,819	1,628	88.2	94.4	82.2
35-39	4,021	1,991	2,030	3,608	1,896	1,712	89.7	95.2	84.3
40-44	4,331	2,135	2,196	3,926	2,031	1,895	90.6	95.1	86.3
45-49	4,342	2,132	2,209	3,885	2,004	1,881	89.5	94.0	85.1
50-54	4,180	2,029	2,150	3,610	1,849	1,761	86.4	91.1	81.9
55-59	4,013	1,933	2,080	2,910	1,489	1,421	72.5	77.0	68.3
60-64	3,992	1,919	2,073	922	482	440	23.1	25.1	21.2
65-69	2,992	1,420	1,572	179	102	77	6.0	7.2	4.9
70-74	2,262	1,032	1,230	40	26	14	1.8	2.5	1.1
75~	5,225	2,018	3,206	20	11	9	0.4	0.5	0.3
15-64	40,000	19,670	20,330	28,384	14,826	13,558	71.0	75.4	66.7
65~	10,479	4,470	6,008	239	139	100	2.3	3.1	1.7
計(15~)	50,479	24,140	26,338	28,623	14,965	13,658	56.7	62.0	51.9

5) ドイツ統計局「労働力調査」による。国内居住者を対象。軍人を含む。

6) フランス国立経済統計研究所「労働力調査」による。

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2012年)(続き)
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2012 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female
イタリア ⁷⁾									ITA
15-19	2,333	1,201	1,132	248	153	96	10.6	12.7	8.5
20-24	3,143	1,604	1,539	1,484	872	612	47.2	54.3	39.8
25-29	3,398	1,708	1,690	2,374	1,325	1,049	69.9	77.6	62.1
30-34	3,919	1,968	1,951	3,108	1,762	1,347	79.3	89.5	69.0
35-39	4,685	2,350	2,336	3,794	2,162	1,632	81.0	92.0	69.9
40-44	4,918	2,455	2,462	3,953	2,273	1,680	80.4	92.6	68.2
45-49	4,890	2,425	2,465	3,865	2,221	1,644	79.0	91.6	66.7
50-54	4,251	2,086	2,165	3,194	1,867	1,327	75.1	89.5	61.3
55-59	3,780	1,838	1,941	2,302	1,362	940	60.9	74.1	48.4
60-64	3,721	1,797	1,924	894	587	306	24.0	32.7	15.9
65-69	3,173	1,509	1,664	260	194	66	8.2	12.8	4.0
70-74	3,091	1,421	1,669	110	87	23	3.6	6.1	1.4
75~	6,128	2,366	3,763	56	45	11	0.9	1.9	0.3
15-64	39,038	19,433	19,605	25,217	14,584	10,633	64.6	75.0	54.2
65~	12,392	5,296	7,096	426	326	100	3.4	6.2	1.4
計(15~)	51,430	24,728	26,701	25,642	14,909	10,733	49.9	60.3	40.2
スウェーデン ⁸⁾									SWE
15-19	575	296	279	176	78	99	30.7	26.3	35.4
20-24	660	338	322	471	249	222	71.4	73.7	69.0
25-29	602	309	293	513	274	239	85.3	88.9	81.4
30-34	588	301	288	531	283	248	90.2	94.1	86.2
35-39	621	316	305	575	304	271	92.7	96.3	89.0
40-44	642	325	317	597	310	287	92.9	95.2	90.6
45-49	671	342	330	618	323	296	92.1	94.4	89.7
50-54	587	297	290	528	273	255	89.9	91.9	87.8
55-59	576	289	286	497	258	238	86.2	89.2	83.3
60-64	589	293	296	401	214	187	68.1	72.9	63.3
65-69	591	294	297	118	72	46	20.0	24.6	15.4
70-74	413	200	213	35	23	12	8.5	11.4	5.8
15-64	6,111	3,105	3,005	4,907	2,565	2,342	80.3	82.6	77.9
65-74	1,004	494	510	153	95	58	15.3	19.3	11.4
計(15-74)	7,115	3,599	3,516	5,060	2,660	2,400	71.1	73.9	68.3

7) イタリア国立統計研究所「労働力調査」による。軍人を含む。

8) スウェーデン統計局「労働力調査」による。市民権を持つ15歳から74歳までの国内に居住するすべての人を対象とし、軍人、徴兵も含む。労働力人口には国内に人口の登録をし、海外で雇用されている者も含む。

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
EU-15									
15-19	19,519	9,982	9,537	5,192	2,783	2,409	26.6	27.9	25.3
20-24	23,514	11,932	11,582	15,138	8,143	6,995	64.4	68.2	60.4
25-29	24,816	12,507	12,309	20,578	11,022	9,556	82.9	88.1	77.6
30-34	26,120	13,124	12,996	22,646	12,275	10,371	86.7	93.5	79.8
35-39	27,086	13,612	13,474	23,615	12,839	10,776	87.2	94.3	80.0
40-44	29,891	14,992	14,899	26,141	14,092	12,049	87.5	94.0	80.9
45-49	30,557	15,245	15,312	26,405	14,127	12,278	86.4	92.7	80.2
50-54	28,035	13,881	14,154	23,180	12,467	10,713	82.7	89.8	75.7
55-59	25,021	12,230	12,791	17,885	9,724	8,161	71.5	79.5	63.8
60-64	23,823	11,576	12,247	8,961	5,249	3,712	37.6	45.3	30.3
65-69	20,139	9,607	10,531	2,256	1,420	836	8.9	11.8	6.3
70-74	18,096	8,388	9,707	874	580	294	3.4	4.9	2.0
75~	32,872	13,117	19,756	457	309	149	1.1	1.8	0.6
15-64	258,382	129,080	129,301	189,741	102,720	87,021	73.4	79.6	67.3
65~	71,107	31,112	39,994	3,587	2,308	1,279	3.9	5.7	2.4
計(15~)	329,488	160,193	169,295	193,328	105,028	88,300	58.7	65.6	52.2
ロシア ⁹⁾									RUS
15-19	7,631	3,895	3,736	709	427	282	9.3	11.0	7.5
20-24	11,599	5,897	5,702	6,892	3,865	3,027	59.4	65.5	53.1
25-29	12,328	6,197	6,131	10,862	5,857	5,005	88.1	94.5	81.6
30-34	11,113	5,518	5,594	9,983	5,229	4,754	89.8	94.8	85.0
35-39	10,381	5,066	5,314	9,524	4,798	4,727	91.8	94.7	88.9
40-44	9,342	4,536	4,805	8,659	4,275	4,385	92.7	94.2	91.2
45-49	10,024	4,741	5,283	9,177	4,391	4,785	91.5	92.6	90.6
50-54	11,558	5,302	6,256	9,974	4,702	5,273	86.3	88.7	84.3
55-59	10,220	4,439	5,781	6,514	3,453	3,061	63.7	77.8	52.9
60-64	8,385	3,469	4,916	2,557	1,335	1,222	30.5	38.5	24.9
65~	7,641	2,762	4,879	824	388	436	10.8	14.1	8.9
15-64	102,581	49,061	53,520	74,852	38,332	36,520	73.0	78.1	68.2
計(15-72)	110,222	51,823	58,399	75,676	38,720	36,956	68.7	74.7	63.3

9) ロシア統計局「労働力調査」による定住人口。15歳から72歳までを対象。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2012年)(続き)
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2012 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
香港 ¹⁰⁾	HKG								
15-19	419	215	204	42	22	20	10.1	10.5	9.7
20-24	458	226	232	281	137	143	61.6	61.1	62.0
25-29	529	226	303	476	212	264	90.3	94.5	87.2
30-34	563	228	334	489	221	269	87.3	97.4	80.5
35-39	567	234	333	472	224	248	83.5	96.3	74.6
40-44	576	241	335	473	230	243	82.5	96.0	72.8
45-49	638	286	352	512	270	242	80.5	94.7	68.9
50-54	642	312	330	481	281	200	75.2	90.5	60.8
55-59	541	268	273	333	210	124	61.9	78.9	45.4
60-64	429	214	215	161	114	48	37.8	53.7	22.2
65~	980	456	524	65	52	14	7.1	11.9	2.9
15-64	5,361	2,451	2,910	3,720	1,921	1,799	69.4	78.4	61.8
計(15~)	6,341	2,907	3,435	3,785	1,972	1,813	60.5	68.7	53.6
韓国 ¹¹⁾	KOR								
15-19	3,298	1,700	1,599	253	108	145	7.7	6.3	9.1
20-24	2,806	1,259	1,546	1,373	546	827	48.9	43.4	53.5
25-29	3,413	1,748	1,665	2,530	1,338	1,192	74.1	76.5	71.6
30-34	3,928	2,004	1,925	2,930	1,845	1,085	74.6	92.1	56.4
35-39	3,984	2,028	1,956	3,002	1,916	1,086	75.4	94.4	55.5
40-44	4,316	2,183	2,133	3,429	2,058	1,371	79.4	94.3	64.3
45-49	4,137	2,098	2,039	3,331	1,951	1,380	80.5	93.0	67.7
50-54	4,149	2,078	2,071	3,193	1,899	1,294	77.0	91.4	62.5
55-59	3,262	1,625	1,638	2,275	1,377	898	69.7	84.7	54.8
60-64	2,360	1,151	1,209	1,363	832	531	57.8	72.3	43.9
65-69	1,930	874	1,057	840	488	352	43.5	55.9	33.3
70-74	1,758	763	995	586	329	257	33.3	43.2	25.8
75~	2,242	820	1,422	395	206	190	17.6	25.1	13.3
15-64	35,652	17,872	17,780	23,679	13,869	9,811	66.4	77.6	55.2
65~	5,930	2,457	3,474	1,821	1,023	799	30.7	41.6	23.0
計(15~)	41,582	20,328	21,254	25,501	14,892	10,609	61.3	73.3	49.9

10) 香港統計局「総合住戸統計調査」による。軍人は含まない。

11) 韓国統計庁「労働力調査」による定住人口。軍人及び軍属, 在留外国人, 海外居住者を除く国内居住者。

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female
シンガポール ¹²⁾									SGP
15~19	259	132	127	34	19	15	12.4	13.8	10.9
20~24	265	133	132	171	91	81	63.6	64.5	62.6
25~29	255	123	132	207	104	103	88.3	89.9	86.8
30~34	295	141	155	245	124	121	89.8	97.2	83.3
35~39	314	152	162	266	140	126	88.0	98.2	78.9
40~44	309	151	158	266	144	122	85.4	97.1	74.8
45~49	321	161	160	270	151	119	84.4	95.6	73.4
50~54	310	157	154	249	145	104	79.5	93.8	65.6
55~59	272	136	135	197	121	76	72.4	88.5	56.2
60~64	214	106	108	128	82	46	58.1	74.6	41.7
65~69	129	62	67	53	34	19	38.6	52.6	26.3
70~	250	106	144	34	23	11	13.1	20.7	7.4
15~64	2,813	1,392	1,421	2,033	1,121	912	72.3	80.5	64.2
65~	379	169	210	87	57	30	22.0	32.4	13.7
計(15~)	3,192	1,561	1,631	2,120	1,178	942	66.6	76.0	57.7
タイ ¹³⁾									THA
15~19	5,029	2,575	2,454	1,268	839	429	25.2	32.6	17.5
20~24	5,242	2,676	2,566	3,603	2,091	1,512	68.7	78.1	58.9
25~29	5,252	2,669	2,583	4,602	2,532	2,070	87.6	94.9	80.2
30~34	5,318	2,682	2,636	4,836	2,580	2,255	90.9	96.2	85.6
35~39	5,418	2,672	2,746	4,973	2,591	2,382	91.8	97.0	86.7
40~49	10,901	5,253	5,647	9,873	5,070	4,803	90.6	96.5	85.0
50~54	8,821	4,215	4,606	7,310	3,881	3,429	82.9	92.1	74.5
60~	8,719	3,821	4,898	3,378	1,893	1,484	38.7	49.5	30.3
計(15~)	54,700	26,565	28,135	39,842	21,479	18,364	72.8	80.9	65.3
インドネシア ¹⁴⁾									IDN
15~19	23,575	12,146	11,429	8,144	4,932	3,211	34.5	40.6	28.1
20~24	18,435	8,981	8,453	12,598	7,550	5,047	68.3	84.1	59.7
25~29	20,110	10,089	10,030	15,273	9,709	5,564	75.9	96.2	55.5
30~34	22,297	11,141	11,156	17,189	10,961	6,228	77.1	98.4	55.8
35~39	18,248	9,087	9,160	14,442	8,951	5,491	79.1	98.5	59.9
40~49	17,809	9,100	8,709	14,449	8,974	5,475	81.1	98.6	62.9
45~49	13,931	6,968	6,963	11,327	6,855	4,473	81.3	98.4	64.2
50~54	12,369	6,289	6,080	9,926	6,109	3,817	80.2	97.1	62.8
55~59	8,433	4,271	4,162	6,098	3,752	2,346	72.3	87.8	56.4
60~64	6,451	3,250	3,200	4,013	2,572	1,441	62.2	79.1	45.0
65~	12,268	5,493	6,775	4,596	2,919	1,677	37.5	53.1	24.7
15~64	161,658	81,324	79,344	113,458	70,366	43,092	70.2	86.5	54.3
計(15~)	173,927	86,807	87,120	118,053	73,285	44,768	67.9	84.4	51.4

12) シンガポール労働省「労働力調査」と統計局「人口統計」による。国籍保有者・永住権保有者を対象。永住権を持たない外国人を除く。労働力人口、労働力率は2012年6月値。

13) タイ統計局「労働力調査」2012年第4四半期の値。

14) インドネシア統計局「労働力調査」2012年8月の値(労働力調査は年2回、2月と8月に実施)。

2 人口・労働力人口

第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率(2012年)(続き)
 Table 2-11: Population, labour force and labour force participation rates by sex and age group, 2012 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 M	女 F	計 Total	男 M	女 F
フィリピン ¹⁵⁾									PHL
15-19	10,682	5,396	5,286	3,412	2,135	1,277	31.9	39.6	24.2
20-24	8,245	4,239	4,007	5,321	3,296	2,026	64.5	77.8	50.6
25-34	14,517	7,257	7,260	10,750	6,776	3,974	74.0	93.4	54.7
35-44	11,244	5,626	5,618	8,883	5,380	3,503	79.0	95.6	62.3
45-54	8,642	4,311	4,331	6,838	4,019	2,819	79.1	93.2	65.1
55-64	5,457	2,673	2,783	3,698	2,136	1,561	67.8	79.9	56.1
65~	4,194	1,866	2,328	1,524	874	651	36.3	46.8	27.9
15-64	58,787	29,502	29,285	38,902	23,742	15,160	66.2	80.5	51.8
計(15~)	62,985	31,369	31,616	40,426	24,616	15,810	64.2	78.5	50.0
オーストラリア ¹⁶⁾									AUS
15-19	1,485	761	725	815	403	412	54.9	53.0	56.9
20-24	1,655	845	810	1,309	696	613	79.1	82.3	75.8
25-29	1,707	862	845	1,411	778	634	82.7	90.2	75.0
30-34	1,611	806	806	1,325	739	585	82.2	91.7	72.7
35-39	1,570	780	790	1,297	718	580	82.6	92.0	73.4
40-44	1,634	809	825	1,374	734	640	84.1	90.8	77.6
45-49	1,551	769	783	1,301	686	615	83.8	89.2	78.5
50-54	1,531	754	776	1,246	654	592	81.4	86.7	76.3
55-59	1,377	679	698	1,002	544	458	72.7	80.0	65.6
60-64	1,249	618	631	667	387	280	53.4	62.6	44.4
65-69	1,028	510	519	276	172	104	26.8	33.8	20.0
70~	2,214	988	1,226	113	80	33	5.1	8.1	2.7
15-64	15,369	7,683	7,687	11,748	6,338	5,409	76.4	82.5	70.4
計(15~)	18,611	9,180	9,432	12,137	6,591	5,546	65.2	71.8	58.8

15) フィリピン統計局「労働力調査」による。

16) オーストラリア統計局「労働力調査」による定住人口。15歳以上の居住国民を対象。軍人は含まない。

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			労働力人口(千人) Labour force (thousands)			労働力率(%) Labour force participation rate		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
ニュージーランド ¹⁷⁾									
15-19	310	158	151	137	68	70	44.3	42.6	46.1
20-24	328	169	159	246	136	110	75.0	80.4	69.3
25-29	296	148	148	242	131	111	81.5	88.5	74.5
30-34	276	133	143	227	124	103	82.0	93.2	71.7
35-39	279	132	146	232	122	110	83.4	92.3	75.3
40-44	311	148	164	264	135	129	84.7	91.4	78.7
45-49	312	150	162	271	138	133	86.7	91.5	82.3
50-54	304	148	157	264	134	130	86.7	90.9	82.7
55-59	263	129	135	217	113	104	82.6	88.1	77.4
60-64	236	116	121	167	90	77	70.7	77.5	64.1
65-69	190	93	97	76	44	33	40.2	47.1	33.6
70-74	150	72	78	28	18	11	18.8	24.5	13.6
75~	238	106	132	10	8	3	4.2	7.1	2.0
15-64	2,915	1,430	1,485	2,266	1,190	1,076	77.7	83.2	72.5
65~	578	270	307	115	69	46	19.9	25.5	14.9
計(15~)	3,492	1,700	1,792	2,381	1,259	1,122	68.2	74.0	62.6
ブラジル ¹⁸⁾									
15-19	16,918	8,617	8,301	7,241	4,307	2,934	42.8	50.0	35.3
20-24	15,932	7,894	8,038	12,179	6,806	5,373	76.4	86.2	66.8
25-29	16,254	8,006	8,248	13,314	7,387	5,927	81.9	92.3	71.9
30-34	15,917	7,582	8,334	13,219	7,172	6,047	83.1	94.6	72.6
35-39	14,131	6,734	7,397	11,756	6,407	5,349	83.2	95.1	72.3
40-44	13,461	6,437	7,025	10,935	6,002	4,933	81.2	93.3	70.2
45-49	12,725	5,939	6,786	9,985	5,454	4,532	78.5	91.8	66.8
50-54	11,120	5,273	5,847	7,967	4,583	3,384	71.6	86.9	57.9
55-59	9,435	4,429	5,006	5,752	3,462	2,289	61.0	78.2	45.7
60-64	7,437	3,466	3,971	3,349	2,189	1,160	45.0	63.2	29.2
65~	16,095	6,955	9,140	3,118	2,071	1,048	19.4	29.8	11.5
15-64	133,330	64,377	68,953	95,698	53,769	41,929	71.8	83.5	60.8
計(15~)	149,425	71,332	78,093	98,816	55,840	42,976	66.1	78.3	55.0

17) ニュージーランド統計局「労働力調査」による。軍人、施設人口は含まない。

18) ブラジル統計局「労働力調査(サンプル調査)」による。7大都市圏(レシフェ, サルヴァドール, ベロオリゾンテ, リオデジャネイロ, サンパウロ, ポルトアレグレ, クリティバ)を対象。2011年の数値。注釈はブラジル統計局ウェブサイトによる。

2 人口・労働力人口

第2-12表 就業率（15～64歳）

Table 2-12: Employment/population ratios, 15-64 years old

(男女計/Total)		(%)								
		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本 ¹⁾	JPN	69.2	68.9	69.3	70.7	70.8	70.0	70.1	70.2	70.6
アメリカ ²⁾	USA	72.5	74.1	71.5	71.8	70.9	67.6	66.7	66.6	67.1
カナダ	CAN	67.5	70.9	72.4	73.5	73.6	71.5	71.5	72.0	72.2
イギリス ³⁾	GBR	69.2	72.2	72.7	72.4	72.7	70.6	70.3	70.4	70.9
ドイツ	DEU	64.6	65.6	65.5	69.0	70.2	70.4	71.2	72.6	72.8
フランス	FRA	59.5	61.7	63.7	64.3	64.8	64.0	63.9	63.9	63.9
イタリア ⁴⁾	ITA	51.2	53.9	57.5	58.7	58.7	58.3	57.7	57.8	57.6
オランダ	NLD	65.1	72.1	71.5	74.4	75.9	75.6	74.7	74.9	75.1
ベルギー ⁵⁾	BEL	56.3	60.9	61.1	62.0	62.4	61.6	62.0	61.9	61.8
ルクセンブルク	LUX	58.5	62.7	63.6	64.2	63.4	65.2	65.2	64.6	65.8
デンマーク	DNK	73.9	76.4	75.9	77.0	77.9	75.3	73.3	73.1	72.6
スウェーデン ⁶⁾	SWE	72.2	74.3	74.0	74.2	74.3	72.2	72.1	73.6	73.8
フィンランド	FIN	61.9	67.5	68.5	70.5	71.3	68.4	68.3	69.2	69.5
ノルウェー ⁷⁾	NOR	73.5	77.9	75.2	76.9	78.1	76.5	75.4	75.3	75.8
EU-15 ⁸⁾		60.3	63.6	65.5	67.0	67.4	66.1	65.8	65.9	65.6
ロシア	RUS	64.0	62.9	66.3	68.5	68.6	66.9	67.3	68.0	69.0
韓国	KOR	63.5	61.5	63.7	63.9	63.8	62.9	63.3	63.9	64.2
オーストラリア	AUS	67.7	69.3	71.5	72.9	73.2	72.0	72.4	72.7	72.3
ニュージーランド	NZL	69.7	70.4	74.3	75.2	74.7	72.9	72.3	72.6	72.1
(男性/Male)		(%)								
		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本 ¹⁾	JPN	81.8	81.0	80.4	81.7	81.6	80.2	80.0	80.2	80.3
アメリカ ²⁾	USA	79.5	80.6	77.6	77.8	76.4	72.0	71.1	71.4	72.3
カナダ	CAN	73.4	76.2	76.6	77.1	77.2	73.9	74.2	75.0	75.2
イギリス ³⁾	GBR	76.1	78.9	78.8	78.6	78.6	75.7	75.3	75.5	76.1
ドイツ	DEU	73.7	72.9	71.4	74.7	75.9	75.5	76.1	77.4	77.6
フランス	FRA	67.3	68.8	69.2	69.1	69.5	68.3	68.2	68.2	68.0
イタリア ⁴⁾	ITA	67.0	68.2	69.7	70.7	70.3	69.7	68.7	68.5	67.5
オランダ	NLD	76.0	81.2	78.7	81.1	82.4	81.5	80.0	79.8	79.7
ベルギー ⁵⁾	BEL	66.9	69.8	68.3	68.7	68.6	67.2	67.4	67.1	66.9
ルクセンブルク	LUX	74.3	75.0	73.3	72.3	71.5	73.2	73.1	72.1	72.5
デンマーク	DNK	80.7	80.7	79.8	80.8	81.6	78.0	75.6	75.9	75.2
スウェーデン ⁶⁾	SWE	73.5	76.3	76.2	76.5	76.7	74.2	74.5	75.8	75.6
フィンランド	FIN	64.8	70.5	70.5	72.4	73.4	68.9	69.7	70.9	70.9
ノルウェー ⁷⁾	NOR	78.1	81.7	78.3	79.7	80.6	78.4	77.4	77.2	77.7
EU-15 ⁸⁾		70.8	73.0	73.2	74.5	74.4	72.3	71.7	71.7	71.0
ロシア	RUS	69.3	67.2	69.8	72.0	72.8	70.6	71.6	72.4	73.6
韓国	KOR	76.8	73.1	75.0	74.7	74.4	73.6	73.9	74.5	74.9
オーストラリア	AUS	76.4	77.1	78.5	79.6	79.7	77.8	78.6	78.7	78.1
ニュージーランド	NZL	78.2	77.9	81.3	81.9	80.9	78.6	78.2	78.2	77.5

(女性/Female)		(%)								
		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本 ¹⁾	JPN	56.4	56.7	58.1	59.5	59.8	59.7	60.0	60.1	60.7
アメリカ ²⁾	USA	65.8	67.8	65.6	65.9	65.5	63.4	62.4	62.0	62.2
カナダ	CAN	61.6	65.6	68.2	69.9	70.1	69.0	68.8	68.9	69.2
イギリス ³⁾	GBR	62.5	65.6	66.6	66.3	66.8	65.6	65.3	65.3	65.7
ドイツ	DEU	55.3	58.1	59.6	63.2	64.3	65.2	66.1	67.7	68.0
フランス	FRA	52.0	54.8	58.4	59.6	60.2	59.8	59.7	59.7	60.0
イタリア ⁴⁾	ITA	35.4	39.6	45.3	46.6	47.2	47.0	46.8	47.2	47.8
オランダ	NLD	53.9	62.7	64.1	67.5	69.3	69.6	69.4	69.9	70.4
ベルギー ⁵⁾	BEL	45.4	51.9	53.8	55.3	56.2	56.0	56.5	56.7	56.8
ルクセンブルク	LUX	42.2	50.0	53.7	56.1	55.1	57.0	57.2	56.9	59.0
デンマーク	DNK	67.0	72.1	71.9	73.2	74.1	72.7	71.1	70.4	70.0
スウェーデン ⁶⁾	SWE	70.9	72.2	71.8	71.8	71.9	70.2	69.7	71.3	71.8
フィンランド	FIN	59.0	64.5	66.5	68.5	69.0	67.9	66.9	67.5	68.2
ノルウェー ⁷⁾	NOR	68.8	74.0	72.0	74.0	75.4	74.4	73.3	73.4	73.8
EU-15 ⁸⁾		49.9	54.3	57.7	59.6	60.3	59.8	59.8	60.1	60.1
ロシア	RUS	59.0	58.9	63.1	65.3	64.7	63.4	63.3	64.0	64.7
韓国	KOR	50.5	50.0	52.5	53.2	53.2	52.2	52.6	53.1	53.5
オーストラリア	AUS	59.0	61.4	64.6	66.1	66.7	66.3	66.2	66.7	66.6
ニュージーランド	NZL	61.3	63.2	67.6	68.7	68.7	67.4	66.7	67.2	67.0

資料出所 OECD Database(<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics”2013年9月現在
日本:総務省統計局(2013.2)「労働力調査(長期時系列, 2010年国勢調査基準)」

(注) 1) 2011年は東日本大震災の影響による欠損データを補完推計した値。
 2) 16~64歳の値。
 3) 16~64歳の値。2005年まで季節毎の値, 2006年以降は暦四半期の値。
 4) 2009年より最低年齢が15歳から16歳へ引き上げ。
 5) 2001年までは第2四半期の値。2002年より年平均値。
 6) 2007年より最低年齢が16歳から15歳へ引き下げ。
 7) 2006年より最低年齢が16歳から15歳へ引き下げ。
 8) EU-15は, 凡例6(p.4)を参照のこと。

2 人口・労働力人口

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率（2012年）

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group, 2012

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			就業者数(千人) Total employment (thousands)			就業率(%) Employment/population ratios		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
日本									JPN
15-19	6,060	3,110	2,950	810	420	400	13.4	13.5	13.6
20-24	6,290	3,220	3,070	3,940	1,980	1,950	62.6	61.5	63.5
25-29	7,090	3,610	3,480	5,690	3,140	2,550	80.3	87.0	73.3
30-34	7,890	4,000	3,890	6,200	3,650	2,550	78.6	91.3	65.6
35-39	9,480	4,800	4,670	7,470	4,450	3,020	78.8	92.7	64.7
40-44	9,440	4,770	4,670	7,630	4,420	3,210	80.8	92.7	68.7
45-49	8,130	4,090	4,040	6,760	3,800	2,950	83.1	92.9	73.0
50-54	7,660	3,830	3,830	6,230	3,510	2,720	81.3	91.6	71.0
55-59	8,020	3,980	4,040	6,050	3,520	2,530	75.4	88.4	62.6
60-64	10,350	5,080	5,280	5,970	3,620	2,350	57.7	71.3	44.5
65-69	8,090	3,880	4,210	3,000	1,820	1,170	37.1	46.9	27.8
70-74	7,360	3,420	3,940	1,690	1,040	650	23.0	30.4	16.5
75~	15,110	5,760	9,340	1,270	780	490	8.4	13.5	5.2
15-64	80,420	40,490	39,930	56,750	32,520	24,230	70.6	80.3	60.7
65~	30,550	13,060	17,490	5,950	3,640	2,310	19.5	27.9	13.2
計(15~)	110,980	53,550	57,420	62,700	36,160	26,540	56.5	67.5	46.2
アメリカ									USA
16-19	16,984	8,657	8,327	4,426	2,152	2,274	26.1	24.9	27.3
20-24	21,799	10,889	10,910	13,408	6,948	6,460	61.5	63.8	59.2
25-29	20,653	10,216	10,437	15,292	8,219	7,073	74.0	80.5	67.8
30-34	20,322	9,989	10,333	15,408	8,387	7,021	75.8	84.0	67.9
35-39	19,025	9,309	9,716	14,560	7,930	6,630	76.5	85.2	68.2
40-44	20,617	10,107	10,510	16,015	8,553	7,462	77.7	84.6	71.0
45-49	21,358	10,449	10,909	16,371	8,633	7,738	76.7	82.6	70.9
50-54	22,339	10,890	11,449	16,503	8,588	7,915	73.9	78.9	69.1
55-59	20,575	9,922	10,653	14,016	7,243	6,773	68.1	73.0	63.6
60-64	17,744	8,495	9,249	9,225	4,826	4,399	52.0	56.8	47.6
65-69	13,800	6,499	7,301	4,132	2,252	1,880	29.9	34.7	25.7
70-74	9,853	4,537	5,316	1,794	1,025	769	18.2	22.6	14.5
75~	18,216	7,386	10,830	1,319	800	519	7.2	10.8	4.8
16-64	201,416	98,923	102,493	135,224	71,479	63,745	67.1	72.3	62.2
65~	41,869	18,422	23,447	7,245	4,077	3,168	17.3	22.1	13.5
計(16~)	243,285	117,345	125,940	142,469	75,556	66,913	58.6	64.4	53.1
カナダ									CAN
15-19	2,098	1,074	1,024	831	405	426	39.6	37.7	41.6
20-24	2,359	1,205	1,154	1,598	813	785	67.7	67.4	68.0
25-29	2,374	1,200	1,174	1,889	992	897	79.5	82.6	76.4
30-34	2,337	1,162	1,175	1,900	1,003	897	81.3	86.3	76.3
35-39	2,242	1,120	1,123	1,855	986	869	82.7	88.0	77.4
40-44	2,333	1,165	1,168	1,939	1,020	919	83.1	87.6	78.7
45-49	2,540	1,261	1,279	2,090	1,068	1,022	82.3	84.7	79.9
50-54	2,737	1,379	1,359	2,181	1,137	1,044	79.7	82.4	76.8
55-59	2,387	1,177	1,211	1,662	869	793	69.6	73.9	65.5
60-64	2,030	993	1,037	981	535	446	48.3	53.9	43.0
65-69	1,615	782	832	375	222	152	23.2	28.4	18.3
70-74	1,183	554	629	132	85	47	11.2	15.4	7.5
75~	2,079	884	1,195	78	54	23	3.7	6.1	1.9
15-64	23,438	11,734	11,704	16,923	8,826	8,097	72.2	75.2	69.2
65~	4,877	2,221	2,656	584	362	223	12.0	16.3	8.4
計(15~)	28,314	13,955	14,360	17,508	9,188	8,320	61.8	65.8	57.9

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)				就業者数(千人) Total employment (thousands)			就業率(%) Employment/population ratios		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	GBR
		GBR	DEU		GBR	DEU		GBR	DEU	
イギリス										
16~19	2,994	1,529	1,465	1,021	490	531	34.1	32.1	36.2	
20~24	4,282	2,171	2,111	2,619	1,376	1,243	61.2	63.4	58.9	
25~29	4,447	2,266	2,181	3,413	1,904	1,510	76.8	84.0	69.2	
30~34	4,047	2,033	2,014	3,239	1,788	1,451	80.0	88.0	72.0	
35~39	3,925	1,954	1,971	3,178	1,734	1,444	81.0	88.7	73.3	
40~44	4,502	2,226	2,276	3,703	1,974	1,728	82.2	88.7	75.9	
45~49	4,633	2,277	2,356	3,804	1,970	1,834	82.1	86.5	77.8	
50~54	4,162	2,046	2,116	3,325	1,695	1,630	79.9	82.8	77.0	
55~59	3,609	1,774	1,835	2,554	1,337	1,217	70.8	75.4	66.3	
60~64	3,584	1,741	1,843	1,623	962	660	45.3	55.3	35.8	
65~69	3,234	1,559	1,675	632	381	251	19.5	24.4	15.0	
70~74	2,442	1,152	1,291	189	119	70	7.7	10.3	5.4	
75~	4,641	1,963	2,678	115	74	41	2.5	3.8	1.5	
16~64	40,186	20,017	20,169	28,478	15,231	13,248	70.9	76.1	65.7	
65~	10,317	4,673	5,643	936	574	362	9.1	12.3	6.4	
計(16~)	50,502	24,690	25,812	29,414	15,804	13,610	58.2	64.0	52.7	
ドイツ										
15~19	4,102	2,111	1,991	1,061	593	469	25.9	28.1	23.5	
20~24	4,861	2,505	2,355	3,117	1,649	1,468	64.1	65.8	62.3	
25~29	4,972	2,518	2,454	3,858	2,037	1,820	77.6	80.9	74.2	
30~34	4,972	2,513	2,459	4,091	2,231	1,860	82.3	88.8	75.6	
35~39	4,723	2,382	2,340	3,944	2,152	1,792	83.5	90.3	76.6	
40~44	6,242	3,173	3,069	5,375	2,885	2,490	86.1	90.9	81.1	
45~49	6,933	3,518	3,416	5,944	3,159	2,786	85.7	89.8	81.6	
50~54	6,430	3,237	3,194	5,310	2,820	2,490	82.6	87.1	78.0	
55~59	5,599	2,744	2,855	4,194	2,214	1,980	74.9	80.7	69.3	
60~64	5,036	2,459	2,577	2,344	1,348	996	46.5	54.8	38.7	
65~69	4,066	1,957	2,109	453	282	171	11.1	14.4	8.1	
70~74	5,080	2,366	2,713	261	166	96	5.1	7.0	3.5	
75~	7,512	3,028	4,485	110	73	36	1.5	2.4	0.8	
15~64	53,870	27,160	26,710	39,238	21,087	18,150	72.8	77.6	68.0	
65~	16,658	7,351	9,307	824	520	303	4.9	7.1	3.3	
計(15~)	70,528	34,510	36,017	40,062	21,608	18,454	56.8	62.6	51.2	
フランス										
15~19	3,617	1,838	1,778	351	217	134	9.7	11.8	7.5	
20~24	3,792	1,889	1,903	1,785	950	835	47.1	50.3	43.9	
25~29	3,805	1,875	1,930	2,850	1,500	1,350	74.9	80.0	70.0	
30~34	3,907	1,926	1,981	3,104	1,643	1,462	79.4	85.3	73.8	
35~39	4,021	1,991	2,030	3,314	1,749	1,566	82.4	87.8	77.1	
40~44	4,331	2,135	2,196	3,630	1,887	1,743	83.8	88.4	79.4	
45~49	4,342	2,132	2,209	3,608	1,875	1,733	83.1	87.9	78.5	
50~54	4,180	2,029	2,150	3,362	1,722	1,641	80.4	84.8	76.3	
55~59	4,013	1,933	2,080	2,693	1,373	1,320	67.1	71.0	63.5	
60~64	3,992	1,919	2,073	866	454	412	21.7	23.7	19.9	
65~69	2,992	1,420	1,572	176	101	75	5.9	7.1	4.8	
70~74	2,262	1,032	1,230	40	26	14	1.8	2.5	1.1	
75~	5,225	2,018	3,206	20	11	9	0.4	0.5	0.3	
15~64	40,000	19,670	20,330	25,563	13,368	12,195	63.9	68.0	60.0	
65~	10,479	4,470	6,008	235	138	98	2.2	3.1	1.6	
計(15~)	50,479	24,140	26,338	25,798	13,506	12,292	51.1	55.9	46.7	

2 人口・労働力人口

第2-13表 性別・年齢階級別人口・就業人口・就業率（2012年）（続き）

Table 2-13: Population, total employment and employment/population ratios by sex and age group, 2012 (cont.)

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			就業者数(千人) Total employment (thousands)			就業率(%) Employment/population ratios		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F
イタリア									ITA
15-19	2,333	1,201	1,132	108	68	40	4.6	5.7	3.5
20-24	3,143	1,604	1,539	1,013	611	402	32.2	38.1	26.1
25-29	3,398	1,708	1,690	1,948	1,105	843	57.3	64.7	49.9
30-34	3,919	1,968	1,951	2,719	1,563	1,156	69.4	79.4	59.3
35-39	4,685	2,350	2,336	3,437	1,987	1,450	73.4	84.6	62.1
40-44	4,918	2,455	2,462	3,641	2,119	1,522	74.0	86.3	61.8
45-49	4,890	2,425	2,465	3,590	2,082	1,508	73.4	85.8	61.2
50-54	4,251	2,086	2,165	2,997	1,751	1,245	70.5	84.0	57.5
55-59	3,780	1,838	1,941	2,180	1,282	899	57.7	69.7	46.3
60-64	3,721	1,797	1,924	847	551	296	22.8	30.7	15.4
65-69	3,173	1,509	1,664	253	190	63	8.0	12.6	3.8
70-74	3,091	1,421	1,669	109	87	22	3.5	6.1	1.3
75~	6,128	2,366	3,763	56	45	11	0.9	1.9	0.3
15-64	39,038	19,433	19,605	22,481	13,119	9,362	57.6	67.5	47.8
65~	12,392	5,296	7,096	418	321	96	3.4	6.1	1.4
計(15~)	51,430	24,728	26,701	22,899	13,441	9,458	44.5	54.4	35.4
オランダ									NLD
15-19	986	503	482	526	264	262	53.4	52.3	54.4
20-24	1,037	523	514	755	377	378	72.8	72.0	73.6
25-29	1,007	505	502	840	430	410	83.4	85.1	81.6
30-34	1,001	499	502	862	451	411	86.1	90.4	81.9
35-39	1,044	520	523	881	466	415	84.4	89.5	79.3
40-44	1,268	636	632	1,068	572	496	84.2	89.9	78.4
45-49	1,283	647	637	1,081	579	502	84.2	89.5	78.9
50-54	1,215	609	606	982	530	451	80.8	87.1	74.4
55-59	1,100	550	550	798	452	346	72.5	82.2	62.9
60-64	1,051	526	525	462	280	182	43.9	53.3	34.6
65-69	900	446	454	114	82	32	12.7	18.5	7.0
70-74	649	311	338	41	29	12	6.3	9.2	3.7
75~	1,091	442	649	15	12	3	1.4	2.8	0.4
15-64	10,992	5,519	5,473	8,254	4,401	3,853	75.1	79.7	70.4
65~	2,639	1,198	1,441	170	123	47	6.4	10.3	3.2
計(15~)	13,631	6,717	6,915	8,424	4,524	3,900	61.8	67.4	56.4
スウェーデン									SWE
15-19	575	296	279	112	47	65	19.5	16.0	23.2
20-24	660	338	322	383	198	185	58.0	58.5	57.4
25-29	602	309	293	464	247	218	77.2	80.0	74.2
30-34	588	301	288	496	265	232	84.4	88.1	80.5
35-39	621	316	305	546	290	257	88.0	91.7	84.1
40-44	642	325	317	567	294	273	88.3	90.4	86.3
45-49	671	342	330	586	306	280	87.3	89.4	85.0
50-54	587	297	290	502	258	245	85.5	86.8	84.2
55-59	576	289	286	472	244	228	82.0	84.3	79.7
60-64	589	293	296	379	201	178	64.4	68.6	60.2
65-69	591	294	297	115	71	44	19.5	24.3	14.8
70-74	413	200	213	34	22	12	8.3	11.1	5.6
75~	—	—	—	—	—	—	—	—	—
15-64	6,111	3,105	3,005	4,508	2,349	2,159	73.8	75.6	71.8
65-74	1,004	494	510	149	94	56	14.9	18.9	11.0
計(15-74)	7,115	3,599	3,516	4,657	2,442	2,215	65.5	67.9	63.0

年齢階級 Age group	人口(千人) Population (thousands)			就業者数(千人) Total employment (thousands)			就業率(%) Employment/population ratios		
	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female
韓国									KOR
15-19	3,298	1,700	1,599	230	97	133	7.0	5.7	8.3
20-24	2,806	1,259	1,546	1,249	493	757	44.5	39.1	48.9
25-29	3,413	1,748	1,665	2,363	1,231	1,133	69.2	70.4	68.0
30-34	3,928	2,004	1,925	2,838	1,783	1,055	72.2	89.0	54.8
35-39	3,984	2,028	1,956	2,918	1,859	1,059	73.2	91.7	54.1
40-44	4,316	2,183	2,133	3,352	2,011	1,341	77.7	92.1	62.9
45-49	4,137	2,098	2,039	3,269	1,915	1,355	79.0	91.3	66.4
50-54	4,149	2,078	2,071	3,130	1,857	1,273	75.4	89.4	61.5
55-59	3,262	1,625	1,638	2,223	1,340	883	68.1	82.5	53.9
60-64	2,360	1,151	1,209	1,324	803	522	56.1	69.8	43.1
65-69	1,930	874	1,057	820	475	345	42.5	54.4	32.6
70-74	1,758	763	995	574	321	253	32.7	42.1	25.4
75~	2,242	820	1,422	389	203	186	17.3	24.7	13.1
15-64	35,652	17,872	17,780	22,897	13,388	9,509	64.2	74.9	53.5
65~	5,930	2,457	3,474	1,783	999	784	30.1	40.7	22.6
計(15~)	41,582	20,328	21,254	24,681	14,387	10,294	59.4	70.8	48.4
オーストラリア									AUS
15-19	1,485	761	725	679	329	350	45.7	43.3	48.3
20-24	1,655	845	810	1,196	633	563	72.3	74.9	69.6
25-29	1,707	862	845	1,338	738	600	78.4	85.5	71.0
30-34	1,611	806	806	1,268	711	557	78.7	88.3	69.2
35-39	1,570	780	790	1,248	692	555	79.5	88.8	70.3
40-44	1,634	809	825	1,319	709	611	80.7	87.6	74.0
45-49	1,551	769	783	1,256	664	593	81.0	86.3	75.7
50-54	1,531	754	776	1,203	632	572	78.6	83.7	73.7
55-59	1,377	679	698	966	523	443	70.2	77.0	63.5
60-64	1,249	618	631	645	373	273	51.7	60.3	43.2
65-69	1,028	510	519	271	169	103	26.4	33.1	19.8
70~	2,214	988	1,226	112	79	33	5.0	8.0	2.7
15-64	15,369	7,683	7,687	11,119	6,003	5,116	72.3	78.1	66.6
65~	3,242	1,497	1,745	383	248	135	11.8	16.5	7.7
計(15~)	18,611	9,180	9,432	11,502	6,251	5,251	61.8	68.1	55.7
ニュージーランド									NZL
15-19	310	158	151	102	50	52	32.9	31.4	34.3
20-24	328	169	159	213	118	95	65.2	70.0	60.0
25-29	296	148	148	223	121	102	75.3	81.9	68.6
30-34	276	133	143	214	118	95	77.3	88.9	66.6
35-39	279	132	146	221	117	103	79.2	88.6	70.6
40-44	311	148	164	252	130	122	80.8	87.7	74.6
45-49	312	150	162	258	132	127	82.7	87.6	78.1
50-54	304	148	157	252	128	124	82.9	87.0	79.1
55-59	263	129	135	209	109	100	79.4	84.7	74.3
60-64	236	116	121	160	86	75	67.8	74.0	61.8
65-69	190	93	97	75	43	32	39.5	46.2	33.1
70-74	150	72	78	28	17	11	18.6	24.1	13.5
75~	238	106	132	10	8	3	4.2	7.1	2.0
15-64	2,915	1,430	1,485	2,103	1,109	995	72.1	77.5	67.0
65~	578	270	307	113	68	45	19.5	25.0	14.7
計(15~)	3,492	1,700	1,792	2,216	1,176	1,040	63.5	69.2	58.0

資料出所 日本:総務省統計局(2013.2)「労働力調査(基本集計)」

その他:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “LFS by sex and age”2013年9月現在

2 人口・労働力人口

第2-14表 外国人口 (ストック)

Table 2-14: Stock of foreign population

(千人/thousands)									
	2000年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
(外国人人口/foreign population)									
日本 ¹⁾	JPN	1,594	1,907	1,990	2,069	2,145	2,126	2,087	2,047
ドイツ ²⁾	DEU	7,297	6,756	6,751	6,745	6,728	6,695	6,754	6,931
フランス ³⁾	FRA	—	3,501	3,542	3,697	3,731	3,773	3,769	3,825
イギリス ⁴⁾	GBR	2,342	3,035	3,392	3,824	4,186	4,348	4,524	4,785
アメリカ ⁵⁾	USA	17,758	21,160	21,864	22,359	21,836	21,101	21,317	21,057
韓国 ⁶⁾	KOR	210	485	631	766	854	871	919	982
シンガポール ⁷⁾	SGP	755	798	876	1,006	1,197	1,254	1,305	1,394
(%)									
	2000年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
(外国人人口割合/% of total population)									
日本	JPN	1.3	1.5	1.6	1.6	1.7	1.7	1.6	1.6
ドイツ	DEU	8.9	8.2	8.2	8.2	8.2	8.3	8.6	9.0
フランス	FRA	—	5.7	5.7	6.0	6.0	6.0	6.0	—
イギリス	GBR	4.0	5.1	5.7	6.4	6.9	7.1	7.4	7.6
アメリカ	USA	6.3	7.2	7.3	7.4	7.2	6.9	6.9	—
韓国	KOR	0.4	1.0	1.3	1.6	1.7	1.8	1.9	2.0
シンガポール ⁷⁾	SGP	18.7	18.7	19.9	21.9	24.7	25.1	25.7	26.9

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 2011年以前は、外国人登録をした者の数(90日以内の短期滞在等を除く)。2012年は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数。

資料出所:法務省入国管理局(2013.6)「在留外国人統計」

2) 人口登録による外国人総数。2004年以降は、在住登録及び中央外国人登録のクロスチェックにより測定しており、重複分が除かれているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

資料出所:Statistisches Bundesamt, *Ausländische Bevölkerung, Fachserie 1, Reihe 2*

3) 海外県を除くフランス本土の外国人総数。いわゆる étrangers を指す。これとは別にimmigrés(外国生まれの外国人のほか、外国生まれの仮国籍取得者を含むもの)の概念も使われることがあり、2008年で5,342千人である。

資料出所:INSEE, OECD

4) 各年の労働力調査に基づく推計値(外国人居住登録者数)。2004年以降は、新たな加重システムを活用して測定しているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

資料出所:UK Home Office, OECD International Migration Database

5) 外国生まれの外国籍保有者。Current Population Surveyによる補完推計値。参考として、2011年における外国生まれの人口は4,038万人。

資料出所:U.S. Census Bureau, OECD International Migration Database

6) 90日以上韓国に滞在している登録された外国人。在外同胞(2012年は187,616人)を除く数値。

資料出所:韓国法務部「出入国・外国人政策統計年報」、総人口:韓国統計情報

7) 外国人人口には、永住権を保有する者は含まれない。永住権保持者は2012年で53.3万人。2003年以降は、12か月以上シンガポールを離れているものは総人口から除外されている。

資料出所:Department of Statistics

第2-15表 就労目的の入国が許可された外国人労働者（インフロー）¹⁾
Table 2-15: Inflow of foreign workers

		(千人/thousands)								
		2000年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本 ²⁾	JPN	129.9	125.4	81.4	77.9	72.1	57.1	52.5	51.7	63.5
ドイツ ³⁾	DEU	101.1	67.1	—	53.1	40.2	36.7	39.8	40.6	—
フランス ⁴⁾	FRA	14.4	19.8	21.5	27.5	33.7	28.0	—	—	—
(恒久的) ^{a)}		(6.9)	(9.4)	(10.9)	(17.6)	(23.8)	(22.5)	(22.9)	(24.1)	—
(一時的) ^{b)}		(7.5)	(10.4)	(10.7)	(9.9)	(9.9)	(5.5)	—	—	—
イギリス ⁵⁾	GBR	64.7	103.8	118.7	116.1	95.4	71.1	76.0	65.7	75.0
アメリカ ⁶⁾	USA									
(永住) ^{c)}		106.6	246.9	159.1	161.7	164.7	140.9	148.3	139.3	144.0
(一時滞在) ^{d)}		186.9	180.6	192.6	217.4	199.3	166.6	171.8	185.6	198.6

a) Permanent workers; b) Temporary workers; c) Permanent resident status: employment-based; d) Non-permanent status.

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 季節労働者は含まない。

2) 就労目的の在留資格を有する新規入国者。

資料出所:法務省出入国管理統計

3) 新規に雇用承認が発給された者。EU市民も含む。

資料出所:連邦雇用エージェンシー

4) 新規の労働許可取得者。上段は恒久的労働者と一時的労働者の合計。

資料出所:French Office for Immigration and Integration(OFII), OECD *International Migration Outlook 2011*, OECD *International Migration Database*

5) 労働許可付与者。2002年以降は、高度人材移民プログラム(HSMP, 2002年1月開始)を含むが、2008年で終了。2009年以降は技能労働者(Tier2)に高度技能労働者(Tier1)の国外取得分を加えたもので、以前の集計方法と異なるため厳密には接続しない(参考: Tier1のうち国内在住者に対する許可件数は2012年…57,339件)。

資料出所:John Salt *Report of the UK SOPEMI Correspondent to the OECD* 各年版

6) 永住:永住目的で入国する者のうち、雇用査証を発給された者。

一時滞在:一時的滞在を目的として入国する者のうち、就労を目的とする者:一時滞在査証(H, O, P, Q, R, NAFTA)カテゴリー。但し、H2A(農業季節労働), H2B・H2R(その他サービス臨時労働)及びH3(研修)区分、家族構成者への発給数を除く。の発給総数。

資料出所:Office of Immigration Statistics, Homeland Security, *Yearbooks of Immigration Statistics* (永住), United States Department of State, *Reports of the VISA Office* (一時滞在)

2 人口・労働力人口

第2-16表 外国人労働力人口（ストック）

Table 2-16: Stock of foreign labour force

		2000年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	(千人/thousands)
(外国人労働者(ストック)/stock of foreign labour force)											
日本 ¹⁾	JPN	516	723	753	339	486	563	650	686	682	
ドイツ ²⁾	DEU	3,546	3,823	3,852	3,874	3,893	3,289	—	—	—	
フランス ³⁾	FRA	1,578	1,392	1,407	1,485	1,561	1,540	—	—	—	
イギリス ⁴⁾	GBR	1,107	1,504	1,773	2,035	2,283	2,280	2,393	2,558	2,557	
アメリカ ⁵⁾	USA	18,029	22,422	23,343	24,778	25,086	24,815	—	—	—	
韓国 ⁶⁾	KOR	17	75	77	273	495	504	507	540	463	
(Incl. illegal)		(18)	(143)	(140)	(330)	(550)	(553)	(558)	(595)	(530)	
シンガポール ⁷⁾	SGR	686	—	713	832	1,012	1,044	1,089	1,157	1,242	
(労働力人口総数に占める外国人労働力人口の割合/% of total labour force)											
		2000年	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	(%)
日本	JPN	0.8	1.1	1.1	0.5	0.7	0.8	1.0	1.0	1.0	
ドイツ	DEU	8.8	9.3	9.3	9.4	9.4	9.4	—	—	—	
フランス	FRA	6.0	5.2	5.2	5.4	5.6	5.8	—	—	—	
イギリス	GBR	4.0	5.0	5.8	6.6	7.3	7.3	7.6	8.1	8.0	
アメリカ	USA	12.9	15.2	15.6	16.3	16.4	16.2	—	—	—	
韓国	KOR	0.1	0.3	0.3	1.1	2.0	2.1	2.0	2.2	1.8	
(Incl. illegal)		(0.1)	(0.6)	(0.6)	(1.4)	(2.3)	(2.3)	(2.3)	(2.4)	(2.1)	
シンガポール	SGR	29.4	—	27.5	30.7	34.4	34.5	34.7	35.7	37.0	

資料出所 各国注を参照。

(注) 1) 2006年以前は就労目的の在留資格を有する者のほか、身分に基づき在留する者で就労する者、技能実習生、留学生のアルバイト等を含めた総労働者数。厚生労働省推計値。2007年以降は各年10月末現在の外国人雇用届出状況(特別永住者及び在留資格「外交・公用」を除く)。

2) 資料出所:連邦統計局

3) INSEEによる労働力調査に基づくOECDの推計値。なお、2003年以降は、OECDにおいて推計方法が変更されたため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

4) Office for National Statisticsによる各年の労働力調査に基づく推計値。推計に使用された労働力調査は、2004年以降、新たな加重システムを使用してデータを測定しているため、それ以前のデータと統計上の断絶がある。

5) 外国人労働力人口が公表されていないため、参考値として「外国生まれの労働力人口」(在外自国民として出生した者を除く外国生まれの労働力人口)を掲載。外国人労働力人口割合の欄には、「外国生まれ労働力人口割合」を掲載。米国の労働力人口を基にOECDにて推計。

6) 登録外国人労働者数(就労査証所持者の計)。2000年は短期在留者を除く。()内の数値は、不法残留者を含む。

資料出所:韓国法務部「出入国統計年報」

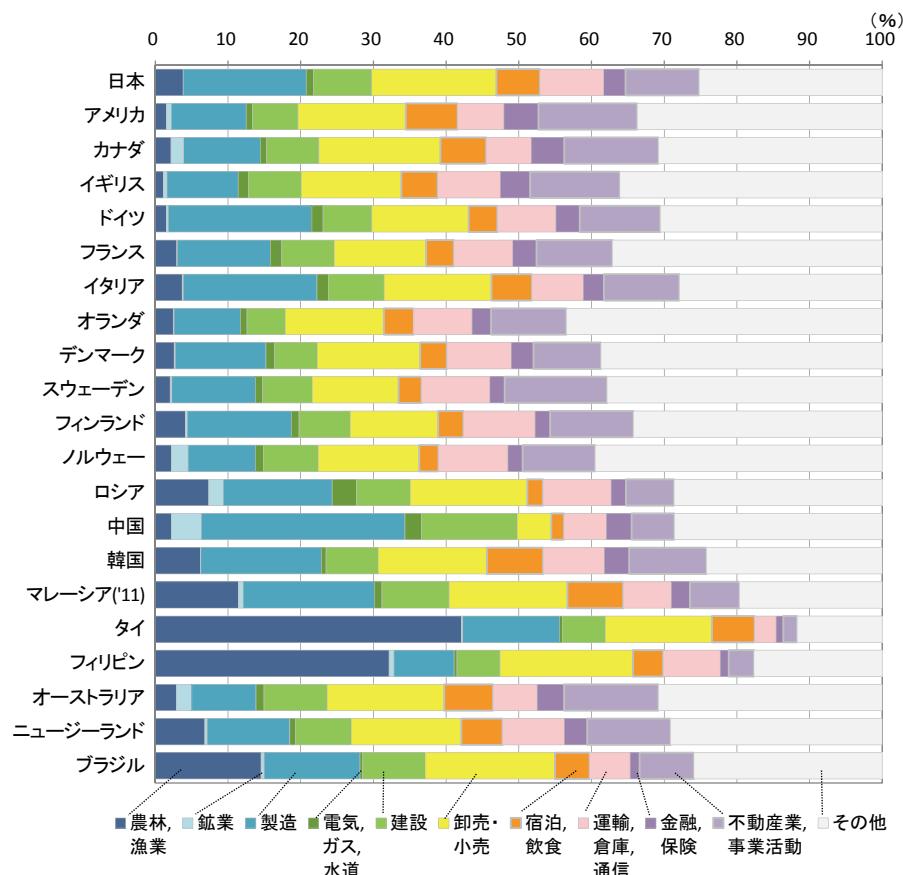
7) 外国人労働力人口には、永住権を保有する者は含まれない。2000年欄は2001年の数値。

資料出所:Ministry of Manpower, *Comprehensive Labour Force Survey*

3. 就業構造

Employment Structure

3-1 就業者の産業別構成比（2012年）

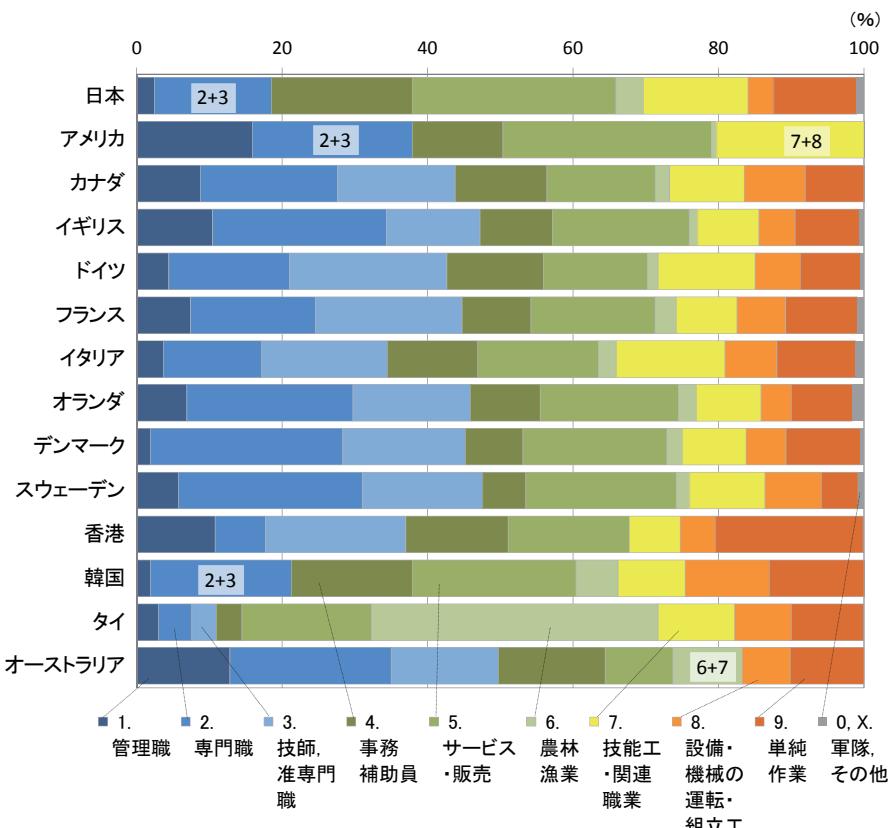


◆ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-2表 就業者の産業別構成比(2012年)」(p.99)を参照。

経済の発展段階によって産業別の就業者構造の違いを観察することができる。いわゆる先進国とよばれる国々は、産業構造の重心を農林水産業から製造業、製造業からサービス業に移し、それに伴い、就業構造を変化させながら経済発展してきた。実際、日本、欧州、北米、オセアニア諸国の傾向をデータでみると、いわゆる第3次産業である「電気、ガス、水道」「運輸、倉庫、通信」「卸売・小売、宿泊、飲食」「金融、保険、不動産事業、事業活動」「その他」部門の割合が約7~8割に及んでいる。一方で、タイ、フィリピンなどは第1次産業である「農林、漁業」の割合が3~4割程度となっている。

3 就業構造

3-2 就業者の職業別構成比（2012年）

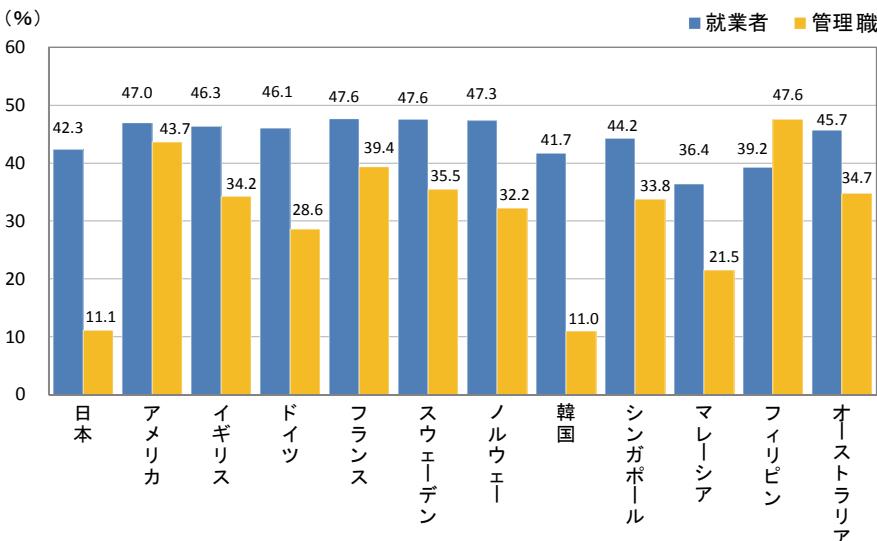


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-5表 就業者の職業別構成比」(p.115)を参照。

国際職業分類は1988年に改定となり、ISC0-88が導入されたが、従来の分類であるISC0-68分類に基づく国もあるので、本書では併記している。ISC0-68では各職業における仕事の特徴により職業を分類しているが、ISC0-88では各職業において仕事を成し遂げるために必要な技術の類似性により職業を分類している。このため、両者の概念上の違いが大きく、単純比較は難しいことに留意が必要である。

日本は他国と比べて「事務補助員」や「農林漁業」の割合が大きい。一方で欧米・オセアニアの先進国では、「管理職」「専門職」「技師、准専門職」の割合が4割前後と非常に高い。経済発展に伴う産業構造のサービス業へのシフトなどにより職業の専門化が進行している状況が観察される。

3-3 就業者及び管理職に占める女性の割合（2012年）



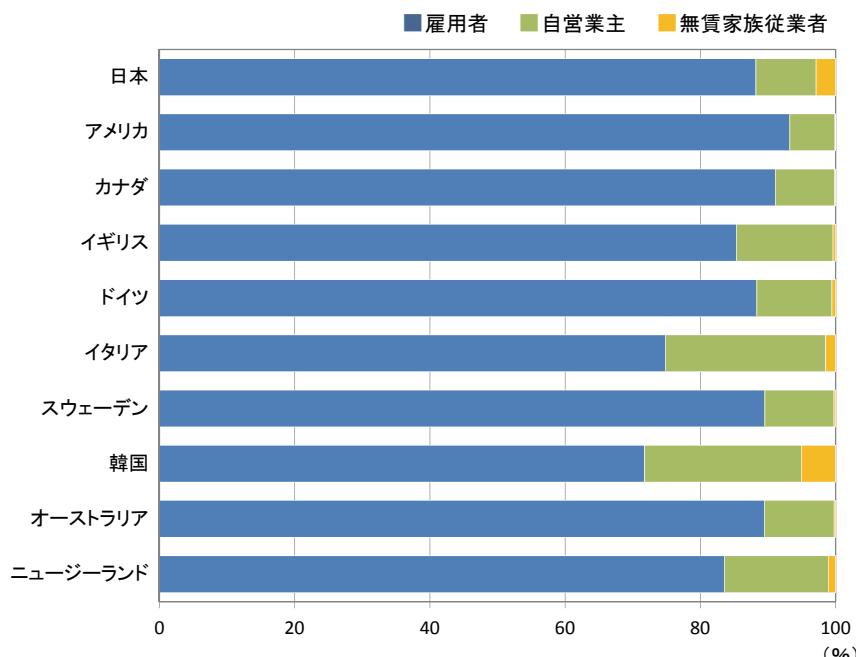
◆グラフの数値は「第3-4表 性別・職業別就業者数」(p.107)より算出。

全就業者に占める女性の割合は、フランス（47.6%），ノルウェー（47.3%），スウェーデン（47.6%），アメリカ（47.0%）などの欧米諸国に比べて、日本（42.3%），韓国（41.7%），フィリピン（39.2%），マレーシア（36.4%）などのアジア諸国の割合が低い。

管理職に占める女性の割合は、韓国（11.0%）と日本（11.1%）が、アメリカ（43.7%），フランス（39.4%），スウェーデン（35.5%）などの欧米諸国のほか、フィリピン（47.6%），シンガポール（33.8%）などのアジア諸国と比べても低い水準にとどまっている。

3 就業構造

3-4 就業者の従業上の地位別構成比（2012年）

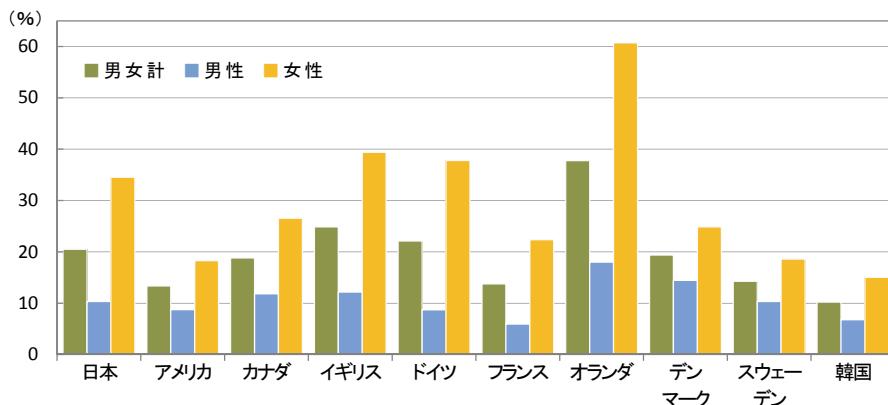


▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-6表 従業上の地位別就業者数」(p.116)を参照。

従業上の地位は、私企業、官公庁などで賃金を得ている「雇用者」、人を雇用しているいないにかかわらず自ら経営を行っている「自営業主」、さらに「家族従業者」に分けられる。OECD加盟諸国では「雇用者」の占める割合が高く、イタリア、韓国を除いて8割超である。イタリアと韓国の「雇用者」は7割強と他国に比べて低く、「自営業主」が2割を超える比較的大きなシェアを占めているのが特徴である。

従業上の地位別構成を時系列でみると、アメリカ、スウェーデンなどは1960年代に既に雇用者割合が8割を超えていたが、大まかにみれば、日本では、約5割(1960年)、約6割(1970年)、約7割(1980年)、約8割(1990年)と徐々に上昇してきた点が特徴的であり、韓国でも同様の傾向を示している。こうした傾向は、経済の発展に伴い主要産業が自営業や家族従業者が中心であった農林水産業から雇用者割合の大きい製造業へ、さらに雇用者割合の大きいサービス業へとシフトし、それに伴って就業構造が変化する過程の一端を示している。

3-5 就業者に占める短時間労働者の割合（2012年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第3-7表 就業者に占める短時間労働者の割合」(p.117)を参照。

上のグラフは、通常の労働時間が週30時間未満の労働者を「短時間労働者」と定義し、就業者全体に占める割合(2012年)を各国別・男女別に示したものである。但し、国際比較にあたっては、短時間労働者の待遇の違いなど制度面に注意する必要がある。

まず、いずれの国をみても、短時間労働者の割合は女性が高くなっていることが特徴である。国別では、欧米主要国の中で短時間労働者の割合が目立って高いのはオランダ(37.8%)で、とりわけ女性の割合が6割と極めて高い。オランダでは、オイルショック以降の景気低迷と物価上昇による経済停滞からの脱出に向けて1982年に政労使三者による「ワッセナー合意」が締結されて以降、積極的にワークシェアリングを促進し、その過程で、短時間労働者の雇用創出と均等待遇の確保が進んだことが影響している。オランダに限らずEU諸国では、1997年に「パートタイム労働の均等待遇及び自発的パートタイム労働の促進に関するEU指令(パートタイム労働指令)」が制定され、これに対応する国内法の制定と労使協定の締結によって、フルタイム労働者とパートタイム労働者の均等待遇を義務化する法制化が図られており、北米諸国に比して短時間労働者の比率が概して高い。

他方、日本の短時間労働者の割合を時系列でみると全体として緩やかな上昇傾向にある。短時間労働者の比率が高まった背景には、サービス産業化や就業構造の変化に伴って、特に小売業で顕著であるが、サービス等に対する需要が特定の日・時間に集中する傾向が強くなったことなどが挙げられる。2012年における短時間労働者の割合は20.5%と、全体としてはオランダ、イギリス、ドイツを下回り、カナダ、デンマークとほぼ同水準、アメリカ、フランス、スウェーデン、韓国を上回る水準となっている。性別でみると、女性の割合が3割を超えており。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数

Table 3-1: Total employment by economic activity

日本 JPN		ISIC-rev.4		アメリカ ¹⁾ USA		(千人/thousands)			
ISIC-rev.3		2005年	2010	2012	ISIC-rev.3	2005	ISIC-rev.4	2010	2012
計	63,560	計	62,570	62,700	計	141,730	計	139,064	142,469
A	2,590	A	2,520	2,400	A/B	2,197	A	2,206	2,186
B	230	B	30	30	C	624	B	731	957
C	30	C	10,780	10,590	D	16,253	C	14,081	14,686
D	11,690	D/E	650	610	E	1,176	D/E	1,253	1,190
E	350	F	4,980	5,030	F	11,197	F	9,077	8,964
F	5,680	G	10,900	10,750	G	21,404	G	20,919	21,113
G	11,860	H	3,660	3,610	H	9,306	H	5,880	6,082
H	3,430	I	3,870	3,760	I	6,184	I	9,564	10,171
I	3,850	J	1,960	1,880	J	7,035	J	3,149	2,971
J	1,570	K	1,920	1,890	K	17,461	K	6,605	6,786
K	7,290	L	830	850	L	6,530	L	2,745	2,804
L	2,290	M	1,980	2,050	M	12,264	M	9,115	9,913
M	2,860	N	4,190	3,450	N	16,910	N	6,138	6,626
N	5,530	O	2,240	2,280	O/P/	[13,187]	O/U	6,983	6,717
O	3,550	P	2,880	2,950	Q/X		P	13,155	12,945
P	—	Q	6,530	7,060			Q	18,907	19,405
Q	—	R	790	770			R	2,966	3,022
X	740	S/T	2,050	2,080			S	4,922	5,193
		U	20	30			T	667	738
		X	610	640			X	—	—

カナダ ²⁾ CAN			イギリス ³⁾ GBR			(千人/thousands)		
ISIC-rev.3			ISIC-rev.3			ISIC-rev.4		
2005年	2010	2012	2005	2010	2012	2010	2012	
計	16,170	17,041	17,508	計	28,666	計	28,942	29,428
A	409	349	359	A	382	A	350	347
B	31	24	21	B	13	B	103	125
C	211	258	299	C	108	C	2,851	2,887
D	2,207	1,819	1,855	D	3,780	D	175	176
E	125	148	141	E	176	E	193	230
F	1,012	1,217	1,268	F	2,286	F	2,214	2,152
G	2,840	2,937	2,923	G	4,356	G	4,000	4,042
H	1,005	1,058	1,102	H	1,214	H	1,444	1,433
I	1,154	1,029	1,099	I	1,964	I	1,417	1,471
J	707	786	785	J	1,234	J	1,006	1,111
K	1,992	2,235	2,274	K	3,274	K	1,166	1,202
L	831	954	952	L	2,018	L	280	332
M	1,106	1,218	1,288	M	2,564	M	1,848	1,937
N	1,735	2,031	2,128	N	3,507	N	1,327	1,355
O	742	902	931	O	1,580	O	1,896	1,812
P	62	74	81	P	122	P	3,077	3,050
Q	3	3	4	Q	12	Q	3,800	3,879
X	—	—	—	X	77	R	753	769
						S	725	730
						T	65	62
						U	41	41
						X	210	286

※各産業の分類基準(ISIC)・記号については、国際標準産業分類(p.98)を参照のこと。

(注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。各国の資料出所は本表末尾(p.98)を参照。

1) 16歳以上を対象。施設収容者、軍人及び徴集兵を除く。

2) 一部地域を除く。2005年は先住民を除く。

3) 2005年は第2四半期の数値。

ドイツ DEU		フランス FRA		(千人/thousands)		
ISIC-rev.3	ISIC-rev.4	ISIC-rev.3		ISIC-rev.4	2010	2012
		2005年	2010			
計	36,362	計	38,738	40,062	計	24,952
A	857	A	633	620	A	885
B	6	B	96	96	B	18
C	122	C	7,747	7,914	C	42
D	8,017	D	350	385	D	4,009
E	316	E	211	225	E	218
F	2,396	F	2,586	2,691	F	1,640
G	5,253	G	5,264	5,339	G	3,334
H	1,293	H	1,819	1,921	H	849
I	1,949	I	1,488	1,578	I	1,589
J	1,305	J	1,233	1,309	J	753
K	3,520	K	1,321	1,313	K	2,540
L	2,823	L	267	277	L	2,418
M	2,092	M	1,923	2,028	M	1,797
N	4,059	N	2,028	2,135	N	3,034
O	2,141	O	2,808	2,804	O	1,113
P	180	P	2,371	2,520	P	604
Q	33	Q	4,685	4,962	Q	16
X	—	R	552	569	X	93
		S	1,118	1,126		
		T	208	223		
		U	32	27		
		X	—	1		

イタリア ITA		オランダ ⁴⁾ NLD		(千人/thousands)		
ISIC-rev.3	ISIC-rev.4	ISIC-rev.3		ISIC-rev.4	2010	2012
		2005年	2010			
計	22,563	計	22,872	22,899	計	8,111
A	914	A	867	849	A	256
B	33	B	36	36	B	*1
C	40	C	4,265	4,208	C	8
D	4,825	D	114	137	D	1,056
E	163	E	214	227	E	44
F	1,913	F	1,949	1,754	F	478
G	3,416	G	3,351	3,377	G	1,148
H	1,060	H	1,072	1,065	H	320
I	1,239	I	1,191	1,274	I	494
J	640	J	531	559	J	270
K	2,376	K	663	643	K	972
L	1,440	L	139	142	L	567
M	1,541	M	1,432	1,355	M	547
N	1,549	N	852	881	N	1,240
O	1,093	O	1,409	1,368	O	316
P	303	P	1,539	1,493	P	4
Q	17	Q	1,650	1,780	Q	*1
X	—	R	266	285	X	387
		S	776	724		
		T	544	728		
		U	13	13		
		X	—	—		

4) *は信頼性の低い数値。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

デンマーク ⁴⁾ DNK		スウェーデン ⁴⁾ SWE		(千人/thousands)	
ISIC-rev.3	ISIC-rev.4	ISIC-rev.3		ISIC-rev.4	(千人/thousands)
		2005年	2010	2012	
計	2,752	計	2,706	2,689	計 4,524 4,657
A	84	A	65	70	A 95 95
B	*3	B	*3	6	B 9 10
C	*3	C	341	334	C 545 538
D	444	D	16	17	D 23 24
E	16	E	13	16	E 19 21
F	194	F	158	157	F 302 317
G	404	G	397	381	G 553 553
H	70	H	126	130	H 243 238
I	177	I	88	99	I 154 146
J	89	J	112	108	J 175 200
K	256	K	87	82	K 96 95
L	164	L	27	27	L 64 67
M	218	M	140	136	M 349 371
N	477	N	89	86	N 197 216
O	144	O	158	155	O 271 283
P	*4	P	231	245	P 488 511
Q	*1	Q	518	497	Q 700 715
X	4	R	61	64	R 112 109
		S	69	69	S 115 120
		T	6	6	T *1 *1
		U	*2	*2	U *1 *2
		X	*1	*3	X 12 24

フィンランド ^{4) 5)} FIN		ノルウェー ⁴⁾ NOR		(千人/thousands)	
ISIC-rev.3	ISIC-rev.4	ISIC-rev.3		ISIC-rev.4	(千人/thousands)
		2005年	2010	2012	
計	2,401	計	2,447	2,483	計 2,501 2,585
A	114	A	108	103	A 64 57
B	*2	B	7	6	B 46 59
C	6	C	362	357	C 237 239
D	436	D	15	14	D 18 16
E	19	E	11	11	E 13 13
F	158	F	172	175	F 180 194
G	301	G	298	300	G 346 359
H	77	H	156	144	H 140 143
I	172	I	83	86	I 69 68
J	47	J	95	101	J 92 104
K	276	K	49	51	K 52 52
L	110	L	21	23	L 24 19
M	169	M	150	161	M 138 144
N	366	N	100	100	N 93 94
O	136	O	117	113	O 150 157
P	8	P	174	175	P 208 214
Q	*1	Q	379	409	Q 530 545
X	5	R	55	59	R 52 49
		S	75	74	S 47 48
		T	8	8	T 3 2
		U	*1	*1	U *0 *1
		X	12	11	X *1 4

5) 2005年は15歳から74歳までを対象。

ロシア ⁶⁾ RUS			中国 ⁷⁾ CHN			(千人/thousands)		
ISIC-rev.3			ISIC-rev.4					
	2005年	2010	2012		2005	2010	2012	
計	68,169	69,804	71,545	計	114,040	130,515	152,364	
A	6,769	5,410	5,123	A	4,463	3,757	3,389	
B	166	118	118	B	5,092	5,620	6,310	
C	1,236	1,422	1,451	C	32,109	36,372	42,622	
D	12,534	10,582	10,718	D/E	2,999	3,105	3,446	
E	1,959	2,288	2,378	F	9,266	12,675	20,103	
F	4,575	5,034	5,320	G	5,440	5,351	7,118	
G	10,383	10,875	11,503	H	6,139	6,311	6,675	
H	1,297	1,367	1,532	I	1,812	2,092	2,651	
I	6,249	6,500	6,711	J	1,301	1,858	2,228	
J	962	1,309	1,463	K	3,593	4,701	5,278	
K	4,039	4,450	4,726	L	1,465	2,116	2,737	
L	4,815	5,722	5,397	M	2,277	2,923	3,307	
M	6,204	6,565	6,617	N	2,185	3,101	2,923	
N	4,701	5,485	5,721	O/U	14,212	16,474	17,853	
O	2,247	2,652	2,738	P	14,832	15,818	16,534	
P	26	23	22	Q	5,089	6,325	7,193	
Q	4	1	7	R	1,225	1,314	1,377	
X	—	—	—	S/T	539	602	621	
				X	—	—	—	

香港 ⁸⁾ HKG			韓国 ⁹⁾ KOR			(千人/thousands)		
ISIC-rev.4			ISIC-rev.4					
	2005年	2010	2012		2005	2010	2012	
計	3,373	3,516	3,690	計	22,856	23,829	24,681	
A	—	—	—	A	1,813	1,566	1,528	
B	—	—	—	B	17	21	15	
C	230	129	135	C	4,130	4,028	4,105	
D/E	—	—	—	D	71	78	76	
F	272	265	301	E	56	65	73	
G	57	41	51	F	1,813	1,753	1,773	
H	854	813	809	G	3,746	3,580	3,689	
I	235	266	268	H	1,165	1,280	1,380	
J	50	126	137	I	2,058	1,889	1,906	
K	182	201	220	J	638	668	700	
L	269	299	329	K	745	808	842	
M/N	204	299	305	L	496	517	486	
O	114	109	109	M	625	883	1,028	
P	[247]	202	194	N	742	1,023	1,116	
Q	158	179	—	O	791	960	951	
R	80	52	54	P	1,604	1,799	1,744	
S	431	383	423	Q	639	1,153	1,399	
T	—	—	—	R	383	380	409	
U	—	—	—	S	1,171	1,216	1,286	
X	27	24	24	T	130	150	166	
				U	24	13	9	
				X	—	—	—	

6) 15歳から72歳までを対象。2010年以降は、施設収容者と一部地域を除く。

7) 16歳以上を対象。各年12月末の数値。民間企業を除く都市部企業の登録就業者を対象。なお、中国全土の就業者数は7億6704万人(2012年)であるが、産業別の統計がないため非掲載。

8) 軍人、徴集兵及び施設収容者を除く。各年第4四半期の数値。

9) 軍人及び徴集兵を除く。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

シンガポール ¹⁰⁾ SGP			マレーシア ¹¹⁾ MYS			(千人/thousands)		
ISICrev.4			ISICrev.3			ISICrev.4		
	2006	2010	2012		2005年		2010	2011
計	1,797	1,963	2,041	計	10,045	計	11,777	12,284
A/B/	[23]	[38]	[27]	A	1,355	A	1,674	1,410
D/E				B	115	B	57	76
C	302	291	288	C	36	C	1,972	2,222
F	95	104	105	D	1,989	D	52	52
G	301	282	306	E	57	E	64	71
H	174	191	190	F	904	F	1,121	1,134
I	129	129	129	G	1,620	G	1,865	2,000
J	75	100	86	H	672	H	541	605
K	106	126	151	I	545	I	857	942
L	40	40	52	J	247	J	165	208
M	99	113	135	K	459	K	305	318
N	78	101	103	L	729	L	57	61
O/P	223	267	275	M	607	M	271	329
Q	71	83	91	N	213	N	349	449
R/S/	[81]	[99]	[104]	O	235	O	779	749
T/U				P	261	P	773	785
X	—	—	—	Q	2	Q	278	383
				X	—	R	90	86
						S	181	182
						T	321	223
						U	4	2
						X	—	—

タイ ¹²⁾ THA			インドネシア ¹³⁾ IDN			(千人/thousands)			
ISICrev.3			ISICrev.4			ISICrev.3			
	2005年			2011	2012		2005	2010	2012
計	36,302	計	39,317	39,578	計	93,958	108,208	計	110,808
A	15,008	A	16,114	16,664	A	39,766	39,620	A/B	38,882
B	441	B	48	63	B	1,544	1,875	C	1,601
C	40	C	5,234	5,284	C	904	1,255	D	15,367
D	5,350	D	97	95	D	11,953	13,824	E	249
E	107	E	86	55	E	195	234	F	6,792
F	1,853	F	2,173	2,340	F	4,565	5,593	G/H	23,156
G	5,297	G	5,904	5,808	G	16,748	18,390	I	4,998
H	2,300	H	887	962	H	1,161	4,102	J/K	2,662
I	1,076	I	2,618	2,319	I	5,653	5,619	L/M/	
J	340	J	171	214	J	556	990	N/O/	[17,101]
K	652	K	396	386	K	586	750	P/Q/X	
L	1,096	L	105	132	L	2,587	3,412		
M	1,122	M	276	237	M	2,872	4,733		
N	611	N	409	381	N	651	1,089		
O	719	O	1,556	1,657	O	1,450	4,267		
P	242	P	1,284	1,177	P	2,703	2,406		
Q	2	Q	717	654	Q	4	1		
X	48	R	209	224	X	61	49		
		S	776	636					
		T	229	247					
		U	4	6					
		X	23	38					

10) 国籍保有者及び永住権保有者を対象。各年6月の数値。

11) 軍人及び徴集兵を除く。15歳から64歳までを対象。

12) 2005年は軍人及び徴集兵を除く、第3四半期の数値。

13) 各年8月の値。2005年は11月の値。

フィリピン ¹⁴⁾ PHL		オーストラリア ¹⁵⁾ AUS		(千人/thousands)			
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3			
	2005		2012		2005年	2010	2012
計	32,313	36,035	計	37,600	計	9,969	11,157
A	10,234	10,488	A	12,092	A	342	360
B	1,394	1,469	B	250	B	13	11
C	123	199	C	3,112	C	106	168
D	3,077	3,033	D	89	D	1,084	1,038
E	117	150	E	59	E	82	113
F	1,708	2,016	F	2,232	F	855	1,017
G	6,147	7,034	G	6,864	G	1,765	1,856
H	861	1,062	H	2,617	H	692	751
I	2,451	2,723	I	1,571	I	634	706
J	341	400	J	338	J	375	396
K	734	1,146	K	437	K	1,213	1,405
L	1,481	1,847	L	170	L	612	695
M	978	1,176	M	189	M	720	851
N	375	451	N	937	N	1,016	1,269
O	775	913	O	1,958	O	460	518
P	1,517	1,926	P	1,200	P	0	4
Q	0	2	Q	438	Q	1	0
X	—	0	R	328	X	24	0
			S	2,149			
			T	566			
			U	2			
			X	—			

ニュージーランド ¹⁶⁾ NZL		ブラジル ¹⁷⁾ BRA		(千人/thousands)				
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4		ISIC-rev.3				
	2005年		2010	2012		2005	2011	2012
計	2,085	計	2,180	2,216	計	87,189	93,493	94,713
A	146	A	149	151	A	17,387	14,208	13,275
B	3	B	7	7	B	444	474	507
C	4	C	252	252	C	318	376	391
D	287	D	10	11	D	12,336	11,787	12,493
E	8	E	7	6	E	359	346	330
F	163	F	179	171	F	5,642	7,814	8,244
G	362	G	345	335	G	15,503	16,660	16,836
H	100	H	92	106	H	3,187	4,570	4,523
I	121	I	122	125	I	3,967	5,108	5,266
J	65	J	73	83	J	1,007	1,218	1,235
K	234	K	62	70	K	4,937	6,899	7,073
L	129	L	28	26	L	4,267	5,081	5,179
M	166	M	138	135	M	4,684	5,074	5,245
N	189	N	83	93	N	2,977	3,553	3,859
O	102	O	115	110	O	3,301	3,538	3,761
P	3	P	190	194	P	6,666	6,653	6,419
Q	0	Q	223	231	Q	7	4	5
X	5	R	41	44	X	198	130	71
		S	52	56				
		T	3	2				
		U	1	1				
		X	—	—				

14) 2005年は軍人及び徴集兵を除く。

15) 軍人及び徴集兵を除く。

16) 2005年は軍人を除く。2010年以降は施設収容者、軍人及び徴集兵、海外領土を除く。

17) 各年9月。10歳以上を対象。2011年以降は施設収容者を除く。

3 就業構造

第3-1表 産業別就業者数（続き）

Table 3-1: Total employment by economic activity (cont.)

国際標準産業分類(ISIC)

ISIC-Rev.3	ISIC-Rev.4
計 産業計	計 産業計
A 農業、狩猟業及び林業	A 農業・林業及び漁業
B 漁業	B 鉱業及び採石業
C 鉱業及び採石業	C 製造業
D 製造業	D 電気・ガス・蒸気及び空調供給業
E 電気、ガス、水供給業	E 水供給・下水処理並びに廃棄物管理及び浄化活動
F 建設業	F 建設業
G 卸売・小売業並びに自動車、オートバイ及び個人・家庭用品修理業	G 卸売・小売業並びに自動車及びオートバイ修理業
H ホテル及びレストラン	H 運輸・保管業
I 運輸業・倉庫業及び通信業	I 宿泊・飲食サービス業
J 金融仲介業	J 情報通信業
K 不動産業、物品貿易業及び事業 サービス業	K 金融・保険業
L 公務及び国防・義務的社会保障事業	L 不動産業
M 教育	M 専門・科学・技術サービス業
N 保健衛生及び社会事業	N 管理・支援サービス業
O その他の共同体、社会及び個人 サービス業	O 公務及び国防・義務的社会保障事業
P 雇い主のいる個人世帯	P 教育
Q 治外法権機関及び団体	Q 保健衛生及び社会事業
X 分類不能	R 芸術・娯楽及びレクリエーション
	S その他のサービス業
	T 雇い主としての世帯活動及び世帯による自家利用 のための区別されない財及びサービス生産活動
	U 治外法権機関及び団体
	X 分類不能

International Standard Industrial Classification of all Economic Activities (ISIC):

ISIC-Rev.3:

A) Agriculture, hunting and forestry; B) Fishing; C) Mining and quarrying; D) Manufacturing; E) Electricity, gas and water supply; F) Construction; G) Wholesale and retail trade, repair of motor vehicles, motorcycles and Personal and household goods; H) Hotels and restaurants; I) Transport, storage and communications; J) Financial intermediation; K) Real estate, renting and business activities; L) Public administration and defence; compulsory social security; M) Education; N) Health and social work; O) Other community, social and personal service activities; P) Private households with employed persons; Q) Extra-territorial organizations and bodies; X) Not classifiable by economic activity;

ISIC-Rev.4:

A) Agriculture, forestry and fishing; B) Mining and quarrying; C) Manufacturing; D) Electricity, gas, steam and air conditioning supply; E) Water supply; sewerage, waste management and remediation activities; F) Construction; G) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles; H) Transportation and storage; I) Accommodation and food service activities; J) Information and communication; K) Financial and insurance activities; L) Real estate activities; M) Professional, scientific and technical activities; N) Administrative and support service activities; O) Public administration and defence; compulsory social security; P) Education; Q) Human health and social work activities; R) Arts, entertainment and recreation; S) Other service activities; T) Activities of households as employers; undifferentiated goods- and services-producing activities of households for own use; U) Activities of extraterritorial organizations and bodies; X) Not classifiable by economic activity;

資料出所 アメリカ(2010年以降):BLS(2013.1) *Employment & Earnings Online*
 韓国、オーストラリア、ニュージーランド:OECD Database(<http://www.oecd-ilibrary.org/>)
 “Employment by activities and status”2013年11月現在
 中国:国家統計局(2013.9)「中国統計年鑑2013」
 香港:国家統計局(2013.2)「総合住戸統計調査」(各年第4四半期版)
 シンガポール(2010年以降):労働省(<http://www.mom.gov.sg/>)2013年11月現在
 マレーシア(2012年):統計局(<http://www.statistics.gov.my/>)2013年11月現在
 インドネシア(2012年):統計局(<http://www.bps.go.id/>)2013年11月現在
 フィリピン(2012年):雇用統計局(<http://www.bles.dole.gov.ph/>)2014年2月現在
 その他:ILOSTAT Database(<http://www.ilo.org/ilostat>) 2013年11月現在

第3-2表 就業者の産業別構成比（2012年）

Table 3-2: Sectoral composition of employment, 2012

（%）											
	農林、漁業 a)	鉱業 b)	製造業 c)	電気、ガス、水道 d)	建設 e)	卸売・小売 f)	宿泊、飲食 g)	運輸、倉庫、通信 h)	金融、保険 i)	不動産業、事業活動 j)	その他 k)
日本	JPN	3.8	0.0	16.9	1.0	8.0	17.1	6.0	8.8	3.0	10.1
アメリカ	USA	1.5	0.7	10.3	0.8	6.3	14.8	7.1	6.4	4.8	13.6
カナダ	CAN	2.2	1.7	10.6	0.8	7.2	16.7	6.3	6.3	4.5	13.0
イギリス	GBR	1.2	0.4	9.8	1.4	7.3	13.7	5.0	8.6	4.1	12.3
ドイツ	DEU	1.5	0.2	19.8	1.5	6.7	13.3	3.9	8.1	3.3	30.5
フランス	FRA	2.9	0.1	12.8	1.5	7.2	12.6	3.8	8.1	3.3	37.1
イタリア	ITA	3.7	0.2	18.4	1.6	7.7	14.7	5.6	7.1	2.8	10.4
オランダ	NLD	2.5	0.1	9.2	0.9	5.3	13.6	4.1	8.0	2.6	10.3
デンマーク	DNK	2.6	0.2	12.4	1.2	5.8	14.2	3.7	8.9	3.1	9.3
スウェーデン	SWE	2.0	0.2	11.6	1.0	6.8	11.9	3.1	9.4	2.0	14.1
フィンランド	FIN	4.1	0.3	14.4	1.0	7.1	12.1	3.5	9.9	2.1	34.2
ノルウェー	NOR	2.2	2.3	9.2	1.1	7.5	13.9	2.6	9.6	2.0	10.0
ロシア	RUS	7.3	2.0	15.0	3.3	7.4	16.1	2.1	9.4	2.0	6.6
中国	CHN	2.2	4.1	28.0	2.3	13.2	4.7	1.7	5.8	3.5	5.9
香港	HKG	—	—	3.7	—	8.2	1.4	7.3	25.6	6.0	17.2
韓国	KOR	6.2	0.1	16.6	0.6	7.2	14.9	7.7	8.4	3.4	10.7
シンガポール ⁴⁾	SGP	1.3		14.1	4)		5.1	15.0	6.3	13.5	7.4
マレーシア ⁵⁾	MYS	11.5	0.6	18.1	1.0	9.2	16.3	7.7	6.6	2.6	6.8
タイ	THA	42.1	0.2	13.4	0.4	5.9	14.7	5.9	3.0	1.0	1.9
インドネシア	IDN	35.1	1.4	13.9	0.2	6.1	20.9		4.5	2.4	
フィリピン	PHL	32.2	0.7	8.3	0.4	5.9	18.3	4.2	7.9	1.2	3.4
オーストラリア	AUS	2.9	2.1	8.8	1.1	8.7	16.1	6.7	6.1	3.7	13.0
ニュージーランド	NZL	6.8	0.3	11.4	0.8	7.7	15.1	5.6	8.5	3.2	11.5
ブラジル	BRA	14.6	0.4	13.2	0.3	8.7	17.8	4.8	5.6	1.3	7.5

a) Agriculture, forestry and fishing; b) Mining and quarrying; c) Manufacturing; d) Electricity, gas, water supply; e) Construction; f) Wholesale and retail trade; repair of motor vehicles and motorcycles; g) Accommodation and food service activities; h) Transportation and storage, Information and communication; i) Financial and insurance activities; j) Real estate activities, renting and business activities (incl. Professional, scientific and technical activities, Administrative and support service activities); k) Other services (e.g. Public administration and defence; compulsory social security; Education; Health and social work; Other community, social and personal service activities; Private households with employed persons; Extra-territorial organizations and bodies) and Not elsewhere classified;

資料出所及び各國の注は第3-1表(p. 92~98)に準ずる

(注) 各産業の合計は必ずしも100にはならない。

1) 自動車、オートバイ及び個人・家庭用品修理業を含む。

2) 賃貸業及び事業サービス業、又は専門・科学・技術サービス、管理・支援サービス業を含む。

3) 公務及び国防・義務的の社会保障事業、教育、保健衛生及び社会事業、その他コミュニティ、社会及び個人サービス業、雇用者を持つ一般世帯、治外法権機関及び団体、分類不能な業種・生産活動を含む。

4) シンガポールの電気、ガス、水道業は農林漁業・鉱業に含まれる。

5) 2011年の値。

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数

Table 3-3: Employees by economic activity

日本 JPN			アメリカ ¹⁾ USA		(千人/thousands)			
ISIC-rev.4			ISIC-rev.3	2005	ISIC-rev.4			
	2005年	2010	2012		2005	2010	2012	
計	53,930	54,630	55,040	計	133,638	129,917	133,739	
A	430	590	570	A/B	—	—	—	
B	30	30	30	C	562	705	851	
C	10,830	10,200	10,030	D	15,150	11,528	11,919	
D/E	610	640	600	E	554	506	507	
F	4,580	4,050	4,110	F	7,336	47	48	
G	9,650	9,670	9,630	G	22,236	5,518	5,641	
H	3,400	3,510	3,460	H	10,923	19,893	20,548	
I	2,950	3,160	3,110	I	6,206	4,191	4,415	
J	1,690	1,880	1,800	J	6,020	11,135	11,780	
K	1,890	1,870	1,850	K	19,124	2,707	2,678	
L	640	710	720	L	10,914	5,761	5,834	
M	1,540	1,510	1,570	M	12,952	1,934	1,952	
N	3,020	3,100	3,160	N	14,536	9,314	9,901	
O	2,330	2,240	2,280	O	7,191	7,414	8,029	
P	2,540	2,610	2,670	P	—	O/U	22,490	21,917
Q	5,150	6,200	6,760	Q	—	P	3,155	3,347
R	740	740	720	X	—	Q	16,375	16,972
S/T	1,420	1,520	1,550			R	1,913	1,965
U	20	20	30			S	5,331	5,437
X	—	—	—			T	—	—
						X	—	—

カナダ ²⁾ CAN			イギリス ³⁾ GBR		(千人/thousands)			
ISIC-rev.3			ISIC-rev.3	2005	ISIC-rev.4			
	2005年	2010	2012		2005	2010	2012	
計	13,658	14,371	14,841	計	24,897	24,810	24,999	
A	180	149	161	A	178	A	144	153
B	13	11	10	B	4	B	94	110
C	190	237	278	C	102	C	2,664	2,685
D	2,110	1,722	1,772	D	3,544	D	167	171
E	125	148	141	E	173	E	185	218
F	694	852	902	F	1,426	F	1,345	1,283
G	2,428	2,550	2,551	G	3,889	G	3,610	3,628
H	912	973	1,018	H	1,089	H	1,192	1,171
I	998	886	952	I	1,716	I	1,271	1,321
J	640	703	704	J	1,178	J	854	909
K	1,373	1,512	1,543	K	2,580	K	1,092	1,121
L	831	954	952	L	1,995	L	230	267
M	1,051	1,153	1,224	M	2,464	M	1,369	1,425
N	1,521	1,793	1,873	N	3,261	N	1,073	1,047
O	559	683	700	O	1,199	O	1,867	1,778
P	31	45	56	P	56	P	2,887	2,850
Q	3	3	4	Q	11	Q	3,499	3,590
X	—	—	—	X	31	R	585	574
						S	489	491
						T	42	31
						U	41	40
						X	110	136

※各産業分類基準(ISIC)については、第3-1表末尾「国際標準産業分類」(p.98)を参照のこと。

(注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。各国の資料出所は、本表末尾(p.106)を参照。

1) 産業計は農林漁業を除く。

2) 一部地域を除く。2005年は先住民を除く。2010年以降は主に就いている仕事。

3) 2005年は、16歳以上の賃金俸給者、ブルーカラー及び生産労働者を対象。

2010年は、施設人口および軍所属もしくは兵役に就いている者を除く。

ドイツ DEU		フランス FRA		(千人/thousands)	
ISIC-rev.3	ISIC-rev.4	ISIC-rev.3	ISIC-rev.4	2010	2012
				2005	
計	31,866	計	34,260	35,425	22,237
A	431	A	291	289	278
B	5	B	94	94	10
C	119	C	7,422	7,586	41
D	7,597	D	343	373	3,789
E	310	E	203	214	218
F	1,937	F	2,099	2,174	1,317
G	4,487	G	4,621	4,711	2,846
H	1,012	H	1,701	1,802	647
I	1,793	I	1,226	1,314	1,523
J	1,148	J	1,041	1,098	730
K	2,729	K	1,168	1,168	2,249
L	2,823	L	203	206	2,416
M	1,966	M	1,333	1,403	1,776
N	3,642	N	1,776	1,869	2,766
O	1,674	O	2,808	2,804	926
P	159	P	2,217	2,336	600
Q	32	Q	4,258	4,513	16
X	—	R	366	370	X
				90	90
		S	869	870	
		T	192	203	
		U	32	27	
		X	—	1	X
				119	103

イタリア ITA		オランダ NLD		(千人/thousands)	
ISIC-rev.3	ISIC-rev.4	ISIC-rev.3	ISIC-rev.4	2010	2012
				2005	
計	16,534	計	17,110	17,214	7,104
A	419	A	409	428	133
B	17	B	33	32	1
C	36	C	3,674	3,656	8
D	4,086	D	108	129	996
E	156	E	198	212	42
F	1,186	F	1,213	1,073	386
G	1,880	G	1,989	2,037	1,001
H	673	H	916	914	275
I	1,040	I	816	885	465
J	531	J	416	419	257
K	1,329	K	556	523	791
L	1,420	L	61	71	561
M	1,465	M	604	530	525
N	1,305	N	719	726	1,157
O	671	O	1,395	1,356	231
P	303	P	1,446	1,401	3
Q	17	Q	1,408	1,514	1
X	—	R	146	161	X
		S	447	410	272
		T	544	725	
		U	13	12	
		X	—	—	X
				111	106
				113	113
				3	2
				3	2
				593	625

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

デンマーク DNK		スウェーデン SWE		(千人/thousands)		
ISIC-rev.3	ISIC-rev.4	ISIC-rev.3		ISIC-rev.4	2010	2012
		2005年	2005			
計	2,507	計	2,460	2,443	3,869	4,028
A	42	A	34	35	37	35
B	2	B	3	5	0	8
C	3	C	326	320	6	509
D	425	D	16	17	626	23
E	16	E	12	16	25	18
F	160	F	126	127	203	237
G	362	G	357	346	458	478
H	62	H	116	121	98	221
I	164	I	78	86	246	126
J	88	J	101	94	79	155
K	214	K	85	80	488	92
L	163	L	24	23	245	55
M	215	M	107	104	470	270
N	454	N	76	75	690	181
O	128	O	157	154	184	270
P	4	P	227	240	2	479
Q	1	Q	497	476	1	682
X	4	R	53	57	10	89
		S	56	56		87
		T	5	5		1
		U	2	2		1
		X	1	3		21

フィンランド FIN		ノルウェー ⁴⁾ NOR		(千人/thousands)		
ISIC-rev.3	ISIC-rev.4	ISIC-rev.3		ISIC-rev.4	2010	2012
		2005年	2005			
計	2,097	計	2,120	2,146	2,110	2,308
A	35	A	33	31	18	22
B	1	B	6	6	12	45
C	5	C	341	333	35	229
D	412	D	15	14	257	18
E	18	E	11	10	16	13
F	122	F	132	133	137	152
G	258	G	258	261	332	328
H	66	H	131	120	67	126
I	150	I	71	76	139	65
J	45	J	86	92	50	87
K	239	K	47	49	206	51
L	110	L	17	19	131	20
M	166	M	120	123	188	117
N	350	N	87	89	439	87
O	106	O	117	113	79	150
P	7	P	170	172	1	204
Q	1	Q	362	389	0	511
X	5	R	43	46	1	41
		S	53	52		39
		T	8	8		2
		U	1	1		0
		X	11	10		1

4) 2005年は16歳から74歳までを対象。

ロシア ⁵⁾ RUS			中国 ⁶⁾ CHN			(千人/thousands)		
ISIC-rev.3			ISIC-rev.3					
	2005年	2010	2012		2005	2010	2011	
計	62,871	64,998	66,598	計	108,503	122,506	144,133	
A	4,151	3,495	3,158	A	4,074	3,239	3,555	
B	136	106	102	B	68	39	40	
C	1,233	1,417	1,447	C	4,976	5,459	6,116	
D	12,277	10,239	10,409	D	30,965	35,186	40,883	
E	1,954	2,280	2,370	E	2,937	2,989	3,347	
F	4,373	4,786	4,994	F	8,543	11,330	17,248	
G	8,814	9,461	10,124	G	5,083	5,061	6,475	
H	1,253	1,318	1,485	H	1,665	1,910	2,427	
I	5,950	6,115	6,265	I	6,960	7,499	8,756	
J	960	1,299	1,456	J	2,950	3,699	5,053	
K	3,939	4,282	4,549	K	5,442	7,487	8,337	
L	4,815	5,721	5,397	L	13,838	15,582	16,979	
M	6,180	6,541	6,588	M	14,447	15,269	16,178	
N	4,673	5,445	5,684	N	4,914	5,955	6,791	
O	2,132	2,470	2,543	O	1,409	1,532	1,660	
P	26	20	20	P	233	268	288	
Q	4	1	7	Q	—	—	—	
X	—	—	—	X	—	—	—	

香港 ⁷⁾ HKG			韓国 ⁸⁾ KOR			(千人/thousands)			
ISIC-rev.2		ISIC-rev.4		ISIC-rev.4					
	2005年		2010	2012		2005	2010	2012	
計	2,504	計	2,559	2,665	計	15,185	16,971	17,712	
1	—	A	—	—	A	160	175	153	
2	0	B	0	0	B	16	19	13	
3	167	C	118	105	C	3,510	3,440	3,549	
4	8	D	8	8	D	69	77	75	
5	54	E	3	3	E	47	58	67	
6	1,024	F	55	71	F	1,346	1,362	1,329	
7	184	G	813	815	G	1,899	2,015	2,130	
8	464	H	162	167	H	642	697	735	
9	447	I	255	274	I	1,114	1,136	1,112	
0	156	J	89	97	J	573	608	644	
		K	196	208	K	697	778	810	
		L	113	126	L	305	338	321	
		M	145	156	M	504	752	889	
		N	170	181	N	695	971	1,070	
		O	—	—	O	791	960	951	
		P	166	174	P	1,285	1,440	1,398	
		Q	152	162	Q	590	1,077	1,322	
		R	44	45	R	218	234	247	
		S	71	73	S	575	673	726	
		T	—	—	T	127	146	162	
		U	—	—	U	24	13	9	
		X	—	—	X	—	—	—	

5) 15歳から72歳までを対象。2005年は11月調査。2010年以降は、施設収容者と一部地域を除く。

6) 16歳以上を対象。各年12月の数値。民間企業を除く都市部企業の登録雇用者を対象。分類Gは自動車、オートバイ及び個人・家庭用品修理業を除く。

7) 各年12月の数値。2005年の分類4~5及び7~9は標準分類の産業と異なる。ISIC-rev.2の区分についてはp.106を参照。※2010年は一部地域及び施設収容者を除く。2010年の数値の時期は不明。

8) 軍人及び徵集兵を除く。

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

シンガポール ⁹⁾ SGP			マレーシア ¹⁰⁾ MYS		(千人/thousands)		
ISIC-rev.4			ISIC-rev.3	ISIC-rev.4	2010	2012	
	2006年	2010	2012		2005年		
計	1,526	1,678	1,728	計	7,583	8,813	9,089
A/B/	[21]	[34]	[24]	A	544	695	472
D/E				B	31	54	80
C	285	272	266	C	35	1,761	1,969
F	75	83	80	D	1,819	52	61
G	242	226	248	E	56	58	65
H	125	141	136	F	693	839	866
I	102	107	104	G	1,054	1,226	1,396
J	69	91	77	H	387	424	474
K	91	112	132	I	435	511	552
L	30	25	34	J	234	148	185
M	82	94	112	K	403	275	287
N	72	92	92	L	721	46	51
O/P	208	249	257	M	588	221	256
Q	66	77	85	N	193	306	451
R	[59]	30	36	O	187	775	673
S/T/U		46	43	P	203	746	739
X	—	—	—	Q	2	246	304
				X	—	R	76
						S	115
						T	238
						U	4
						X	—

タイ ¹¹⁾ THA			インドネシア ¹²⁾ IDN			(千人/thousands)		
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4	ISIC-rev.2		ISIC-rev.3	2009	2010	
	2005年		2011	2012				
計	15,771	計	16,576	16,443	計	35,888	29,114	32,522
A	2,605	A	1,973	2,020	1	7,713	2,677	2,293
B	88	B	43	62	2	535	334	371
C	46	C	4,147	4,118	3	8,422	428	582
D	4,371	D	97	95	4	168	6,815	7,425
E	100	E	82	51	5	3,892	193	202
F	1,515	F	1,762	1,835	6	3,854	1,738	1,929
G	1,845	G	2,019	2,004	7	1,878	2,746	3,776
H	652	H	411	448	8	959	680	972
I	496	I	814	689	9	8,456	1,714	1,752
J	282	J	139	180	0	12	719	937
K	464	K	379	365			458	485
L	1,103	L	71	91			2,913	3,401
M	1,026	M	204	162			3,798	4,439
N	549	N	314	292			714	865
O	369	O	1,555	1,654			1,595	1,493
P	228	P	1,271	1,158			1,575	1,591
Q	1	Q	681	631			6	1
X	31	R	114	104			11	8
		S	244	201				
		T	229	241				
		U	4	6				
		X	21	35				

9) 国籍保有者及び永住権保有者を対象。各年6月の数値。

10) 2010年以前は、軍人及び徴集兵を除く。15歳から64歳までを対象。

11) 2005年は第4四半期の数値。

12) 各年8月の値。2005年は賃金俸給者、ブルーカラー及び生産労働者を対象。ISIC-rev.2の区分についてはp.106を参照。

フィリピン ¹³⁾ PHL			オーストラリア ¹⁴⁾ AUS			(千人/thousands)		
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4	ISIC-rev.3		ISIC-rev.4	2005	2010	2012
	2005年	2010		2012				
計	16,316	19,626	計	21,492		計	8,678	9,837
A	2,395	2,898	A	3,798		A	172	182
B	323	390	B	170		B	10	7
C	67	131	C	2,335		C	104	167
D	2,277	2,264	D	89		D	1,006	967
E	115	143	E	53		E	80	111
F	1,566	1,899	F	2,159		F	580	737
G	1,912	2,384	G	2,521		G	1,592	1,689
H	594	759	H	1,453		H	627	692
I	1,369	1,476	I	906		I	548	618
J	324	376	J	269		J	356	380
K	599	941	K	417		K	1,008	1,164
L	1,478	1,847	L	107		L	598	691
M	970	1,167	M	145		M	689	810
N	324	405	N	885		N	948	1,188
O	496	618	O	1,958		O	362	430
P	1,506	1,926	P	1,185		P	0	4
Q	1	2	Q	399		Q	1	0
X	—	0	R	283		X	21	0
			S	1,791				
			T	566				
			U	2				
			X	—				

ニュージーランド ¹⁵⁾ NZL			ブラジル ¹⁶⁾ BRA			(千人/thousands)		
ISIC-rev.3		ISIC-rev.4	ISIC-rev.3		ISIC-rev.4	2005	2011	2012
	2005年	2010	2005	2011	2012			
計	1,702		計	1,827	1,849	計	54,709	63,592
A	72		A	87	83	A	4,845	4,110
B	1		B	7	6	B	67	68
C	4		C	230	229	C	245	359
D	254		D	10	11	D	8,991	9,347
E	8		E	6	5	E	358	343
F	106		F	122	122	F	2,766	4,197
G	305		G	304	294	G	8,772	10,547
H	89		H	79	93	H	1,766	2,902
I	105		I	105	107	I	2,646	3,638
J	60		J	58	65	J	930	1,154
K	164		K	58	64	K	3,698	5,366
L	127		L	14	14	L	4,256	5,077
M	159		M	100	97	M	4,409	4,835
N	175		N	64	71	N	2,490	3,133
O	67		O	113	107	O	1,777	1,809
P	2		P	182	185	P	6,666	6,653
Q	0		Q	206	212	Q	7	4
X	4		R	33	34	X	17	50
			S	41	42			
			T	2	2			
			U	1	0			
			X	—	—			

13) 2005年は軍人及び徴集兵を除く。

14) 軍人及び徴集兵を除く。

15) 2005年は軍人を除く。2010年以降は施設収容者、軍人及び徴集兵、海外領土を除く。

16) 各年9月。10歳以上を対象。2011年以降は施設収容者を除く。

3 就業構造

第3-3表 産業別雇用者数（続き）

Table 3-3: Employees by economic activity (cont.)

国際標準産業分類(ISIC)

ISIC-rev.2	
1 農業・林業及び漁業	6 卸売・小売業、飲食店、宿泊業
2 鉱業及び採石業	7 連輸・通信業
3 製造業	8 金融・保険業、不動産業並びに事業サービス業
4 電気、ガス、水供給業	9 地域社会及び個人サービス業
5 建設業	0 分類不能

※ISIC-rev.3, rev.4については、第3-1表末尾「国際標準産業分類」(p.98)を参照のこと。

International Standard Industrial Classification of all Economic Activities (ISIC):

ISIC-Rev.2:

1) Agriculture, hunting, forestry and fishing; 2) Mining and quarrying; 3) Manufacturing; 4) Electricity, gas and water; 5) Construction; 6) Wholesale and retail trade and restaurants and hotels; 7) Transport, storage and communication; 8) Financing, insurance, real estate and business services; 9) Community, social and personal services; 0) Activities not adequately defined;

ISIC-Rev.3 and ISIC-Rev.4: See note for Table.3-1 (p.98).

資料出所 日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド:OECD Database (<http://www.oecd-ilibrary.org/>) “Employment by activities and status”2013年11月現在
アメリカ(2010年以降):BLS“CES Database”(<http://www.bls.gov/ces/>) 2013年11月現在
中国:国家統計局 (<http://www.stats.gov.cn/>) 2013年11月現在
シンガポール(2010年以降):労働省(2013.1) *Labour Force in Singapore, 2010-2012*
マレーシア(2012年):統計局(2013.6) *Salaries and Wages Survey Report 2012*
タイ(2005年):国家統計局(2006) *The Labor Force Survey, Q4 2005*
その他:ILOSTAT Database (<http://www.ilo.org/ilostat>) 2013年11月現在

第3-4表 性別・職業別就業者数

Table 3-4: Total employment by occupation and sex

国際標準職業分類/International Standard Classification of Occupations

ISCO-88			ISCO-08		
1	立法議員、上級行政官、管理的職業従事者		1	管理職	
2	専門的職業従事者		2	専門職	
3	技術者、準専門的職業従事者		3	技師、准専門職	
4	事務的職業従事者		4	事務補助員	
5	サービス職業従事者、店舗及び市場での販売従事者		5	サービス・販売従事者	
6	熟練の農林漁業従事者		6	農林漁業従事者	
7	熟練職業及び関連職業従事者		7	技能工及び関連職業の従事者	
8	装置・機械操作員及び組立工		8	設備・機械の運転・組立工	
9	初級の職業		9	単純作業の従事者	
0	軍隊		0	軍人	
X	その他		X	分類不能	

Classification of "ISCO-88": 1) Legislators, senior officials and managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerks; 5) Service workers and shop and market sales workers; 6) Skilled agricultural and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators and assemblers; 9) Elementary occupations; 0) Armed forces; x) Others;

Classification of "ISCO-08": 1) Managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerical support workers; 5) Service and sales workers; 6) Skilled agricultural, forestry and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators, and assemblers; 9) Elementary occupations; 0) Armed forces occupations; X) Not elsewhere classified;

日本 ¹⁾ JPN						(千人/thousands)					
ISCO 08	2005年		ISCO 08	2010		ISCO 08	2012				
	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F		
計 T	63,560	37,230	26,330	計 T	62,980	36,430	26,560	計 T	62,700	36,160	26,540
1	1,890	1,710	190	1	1,620	1,440	180	1	1,530	1,360	170
2/3	9,370	5,060	4,310	2/3	9,610	5,190	4,420	2/3	10,100	5,420	4,670
4	12,470	4,860	7,610	4	12,370	5,010	7,350	4	12,140	4,970	7,170
5/0	16,490	8,810	7,680	5/0	17,680	8,950	8,750	5/0	17,550	8,730	8,830
6	2,790	1,650	1,140	6	2,530	1,550	970	6	2,370	1,490	870
7/8	16,200	12,680	3,520	7	9,250	6,610	2,640	7	9,020	6,440	2,580
9	3,660	2,060	1,600	8	2,230	2,160	80	8	2,220	2,170	60
X	690	400	280	9	7,120	5,210	1,930	9	7,160	5,230	1,920
				X	570	310	240	X	610	350	270

アメリカ ²⁾ USA						(千人/thousands)					
ISCO 08	2005年		ISCO 08	2010		ISCO 08	2012				
	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F		
計 T	141,730	75,973	65,757	計 T	139,064	73,359	65,705	計 T	142,469	75,555	66,914
1	20,450	11,761	8,689	1	20,938	11,945	8,993	1	22,678	12,779	9,899
2/3	28,795	12,588	16,207	2/3	30,805	13,125	17,680	2/3	31,365	13,429	17,936
4	19,529	4,829	14,700	4	18,047	4,716	13,331	4	17,695	4,730	12,965
5	39,566	18,244	21,323	5	40,020	18,355	21,665	5	40,916	19,057	21,859
6	976	756	220	6	987	755	231	6	994	768	226
7/8	32,412	27,796	4,617	7/8	28,266	24,462	3,804	7/8	28,820	24,792	4,030
9	—	—	—	9	—	—	—	9	—	—	—

(注) 特に注記しない限り15歳以上を対象。資料出所は本表末尾(p.114)を参照。

- 1) 2010年以降の分類7は生産工程従事者、分類8は輸送・機械運転従事者、分類9は建設・採掘従事者及び運搬・清掃・包装等従事者を指す。
- 2) 分類9は、6及び7/8に含まれる。軍人及び徴集兵を除く16歳以上を対象。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

カナダ ³⁾ CAN				(千人/thousands)								
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 88	2012			
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F	
計 T	16,170	8,595	7,575	計 T	17,041	8,912	8,130	計 T	17,508	9,188	8,320	
1	1,482	950	532	1	1,553	983	570	1	1,540	982	558	
2	2,737	1,289	1,448	2	3,166	1,507	1,659	2	3,291	1,557	1,735	
3	2,395	979	1,416	3	2,799	1,094	1,705	3	2,837	1,081	1,756	
4	2,228	501	1,727	4	2,218	514	1,704	4	2,209	535	1,673	
5	2,285	840	1,445	5	2,524	926	1,598	5	2,606	956	1,650	
6	392	298	94	6	350	266	83	6	348	261	87	
7	1,664	1,516	148	7	1,712	1,569	143	7	1,794	1,641	153	
8	1,612	1,304	309	8	1,425	1,187	238	8	1,470	1,232	238	
9	1,347	899	448	9	1,294	866	428	9	1,413	942	471	
0	6	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	

イギリス ⁴⁾ GBR				(千人/thousands)								
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2012			
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F	
計 T	28,666	15,474	13,192	計 T	28,942	15,491	13,451	計 T	29,428	15,793	13,636	
1	4,211	2,767	1,443	1	4,415	2,841	1,574	1	3,071	2,020	1,051	
2	3,910	2,215	1,695	2	4,399	2,416	1,983	2	7,044	3,742	3,302	
3	3,583	1,737	1,847	3	3,739	1,751	1,987	3	3,776	1,803	1,973	
4	4,017	851	3,166	4	3,642	875	2,766	4	2,938	918	2,020	
5	4,774	1,312	3,462	5	5,086	1,465	3,621	5	5,526	1,764	3,762	
6	309	277	31	6	349	304	45	6	353	308	45	
7	2,742	2,644	98	7	2,466	2,375	91	7	2,475	2,338	136	
8	1,940	1,668	272	8	1,709	1,499	210	8	1,463	1,295	168	
9	3,025	1,880	1,145	9	2,944	1,814	1,131	9	2,619	1,485	1,135	
0	89	83	* 7	0	91	87	—	0	75	69	* 6	
X	67	41	26	X	104	64	40	X	89	52	38	

ドイツ DEU				(千人/thousands)								
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2012			
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F	
計 T	36,362	19,964	16,398	計 T	38,738	20,892	17,846	計 T	40,080	21,621	18,459	
1	1,976	1,419	557	1	2,244	1,573	671	1	1,766	1,261	505	
2	5,269	3,211	2,058	2	5,892	3,486	2,407	2	6,672	3,754	2,918	
3	7,811	3,283	4,528	3	8,467	3,428	5,038	3	8,656	3,826	4,830	
4	4,493	1,467	3,026	4	4,601	1,506	3,095	4	5,333	1,836	3,497	
5	4,378	1,107	3,272	5	4,820	1,211	3,609	5	5,724	2,132	3,591	
6	684	469	215	6	681	476	205	6	585	475	111	
7	5,562	5,031	531	7	5,560	5,041	520	7	5,345	4,768	576	
8	2,599	2,186	413	8	2,597	2,224	373	8	2,484	2,117	367	
9	2,855	1,284	1,571	9	3,191	1,505	1,686	9	3,308	1,263	2,046	
0	221	212	9	0	180	169	11	0	207	189	18	
X	514	296	219	X	506	274	232	X	—	—	—	

3) 先住民が居住する一部地域を除く。

4) *印は、統計上信頼度の低い数値。

フランス ⁵⁾ FRA				(千人/thousands)							
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2012		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	24,952	13,339	11,613	計 T	25,694	13,495	12,199	計 T	25,798	13,506	12,292
1	2,012	1,256	756	1	2,258	1,385	873	1	1,908	1,157	751
2	3,338	1,870	1,468	2	3,649	2,027	1,622	2	4,433	2,248	2,185
3	4,409	2,164	2,246	3	4,848	2,298	2,550	3	5,204	2,814	2,390
4	3,088	754	2,334	4	2,944	765	2,178	4	2,438	681	1,758
5	3,139	848	2,292	5	3,356	907	2,448	5	4,408	1,368	3,040
6	982	722	259	6	921	699	221	6	746	564	182
7	2,956	2,709	247	7	2,806	2,568	237	7	2,157	1,950	208
8	2,302	1,823	479	8	2,141	1,750	391	8	1,724	1,439	285
9	2,352	868	1,484	9	2,477	842	1,636	9	2,539	1,073	1,467
0	325	292	33	0	278	244	33	0	238	212	26
X	48	34	* 14	X	18	* 9	* 9	X	—	—	—

イタリア ITA				(千人/thousands)							
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2012		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	22,563	13,738	8,825	計 T	22,872	13,634	9,238	計 T	22,899	13,441	9,458
1	2,005	1,356	649	1	1,779	1,196	584	1	841	624	217
2	2,224	1,220	1,005	2	2,279	1,235	1,044	2	3,097	1,424	1,674
3	4,425	2,353	2,072	3	4,594	2,378	2,216	3	3,967	2,411	1,556
4	2,698	1,068	1,630	4	2,886	1,148	1,739	4	2,833	1,062	1,771
5	2,357	987	1,370	5	2,596	1,075	1,521	5	3,795	1,562	2,234
6	545	407	138	6	529	410	119	6	563	441	122
7	3,757	3,256	501	7	3,692	3,268	424	7	3,426	3,075	350
8	2,093	1,683	410	8	1,831	1,518	313	8	1,633	1,335	298
9	2,203	1,155	1,048	9	2,427	1,154	1,273	9	2,478	1,248	1,230
0	256	253	3	0	261	254	7	0	266	259	6

オランダ ⁵⁾ NLD				(千人/thousands)							
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2012		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	8,111	4,483	3,628	計 T	8,370	4,526	3,844	計 T	8,424	4,524	3,900
1	783	583	200	1	914	653	262	1	581	412	169
2	1,534	823	711	2	1,666	885	782	2	1,924	1,031	893
3	1,477	718	760	3	1,498	690	807	3	1,364	694	670
4	1,030	324	707	4	964	292	672	4	806	270	536
5	1,108	341	768	5	1,185	357	828	5	1,601	478	1,123
6	122	90	32	6	126	93	33	6	206	159	47
7	744	707	37	7	687	654	32	7	751	705	46
8	478	428	51	8	449	402	48	8	353	316	37
9	733	394	339	9	719	390	329	9	705	369	336
0	37	34	3	0	32	28	3	0	28	27	* 2
X	63	42	21	X	130	81	48	X	106	64	43

5) *印は、統計上信頼度の低い数値。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

デンマーク ⁶⁾ DNK				(千人/thousands)							
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2012		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	2,752	1,470	1,283	計 T	2,706	1,415	1,292	計 T	2,689	1,413	1,276
1	201	152	49	1	128	99	29	1	51	37	15
2	429	244	185	2	463	256	206	2	711	319	391
3	578	231	347	3	636	274	362	3	453	245	208
4	271	73	198	4	258	73	185	4	213	65	148
5	414	103	311	5	479	134	344	5	532	193	338
6	67	54	13	6	57	48	10	6	59	49	10
7	298	283	15	7	245	234	12	7	235	221	14
8	179	142	37	8	143	120	23	8	147	124	23
9	302	172	129	9	286	167	120	9	276	149	127
0	14	14	—	0	11	10	—	0	11	10	—

スウェーデン ⁷⁾ SWE				(千人/thousands)							
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2012		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	4,347	2,281	2,066	計 T	4,524	2,394	2,130	計 T	4,657	2,442	2,215
1	210	147	63	1	245	168	77	1	267	172	95
2	845	420	425	2	888	440	448	2	1,178	504	673
3	861	413	448	3	962	462	500	3	771	431	341
4	396	113	283	4	362	117	244	4	276	85	191
5	807	204	603	5	842	225	618	5	963	296	667
6	97	75	22	6	92	70	23	6	87	65	22
7	421	399	22	7	438	413	25	7	482	453	29
8	434	369	65	8	411	349	63	8	360	305	55
9	261	127	134	9	269	138	131	9	235	102	133
0	11	11	—	0	10	10	—	0	12	12	—
X	4	* 3	—	X	5	3	* 2	X	26	16	9

フィンランド ⁷⁾⁽⁸⁾ FIN				(千人/thousands)							
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2012		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	2,401	1,243	1,158	計 T	2,448	1,259	1,188	計 T	2,483	1,277	1,206
1	236	166	70	1	256	178	78	1	92	65	27
2	407	203	204	2	473	239	233	2	558	293	265
3	405	166	239	3	405	160	245	3	440	187	253
4	164	33	131	4	157	37	119	4	164	37	127
5	383	80	304	5	389	76	313	5	483	131	352
6	109	73	36	6	103	65	38	6	91	62	29
7	289	262	27	7	268	244	24	7	283	261	22
8	203	168	34	8	190	160	30	8	192	163	29
9	194	83	110	9	191	86	104	9	164	66	98
0	9	9	—	0	10	9	—	0	9	9	—
X	—	—	—	X	8	4	* 4	X	8	5	* 3

6) 2005年は、15歳から66歳までを対象。軍人と徴集兵を含む。

7) *印は、統計上信頼度の低い数値。

8) 2005年は、15歳から74歳までを対象。軍人と徴集兵を含む。

ノルウェー ⁹⁾ NOR				(千人/thousands)								
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2012			
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F	
計 T	2,283	1,204	1,078	計 T	2,501	1,315	1,186	計 T	2,585	1,362	1,223	
1	151	105	46	1	147	97	51	1	171	116	55	
2	269	150	119	2	352	192	160	2	594	274	320	
3	556	260	297	3	621	283	338	3	423	252	170	
4	165	57	107	4	170	64	107	4	174	67	107	
5	539	156	383	5	605	189	416	5	559	166	393	
6	65	51	14	6	56	45	11	6	52	43	8	
7	248	235	13	7	252	241	10	7	250	238	12	
8	170	144	26	8	177	154	23	8	172	146	26	
9	111	38	73	9	111	43	68	9	95	37	58	
0	9	8	—	0	6	6	—	0	18	13	5	
X	* 1	—	—	X	4	3	* 2	X	78	10	68	

ロシア ¹⁰⁾ RUS				(千人/thousands)								
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 88	2012			
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F	
計 T	68,169	34,549	33,620	計 T	5,586	3,423	34,304	計 T	71,545	36,470	35,075	
1	4,750	2,898	1,853	1	13,119	4,998	2,163	1	5,923	3,608	2,315	
2	11,519	4,401	7,118	2	10,725	3,493	8,121	2	13,857	5,299	8,558	
3	9,673	3,084	6,589	3	2,040	210	7,232	3	10,836	3,503	7,333	
4	2,110	205	1,905	4	10,019	2,982	1,829	4	2,025	223	1,802	
5	9,504	2,810	6,693	5	2,512	1,275	7,037	5	10,473	3,165	7,308	
6	3,309	1,544	1,765	6	9,621	7,651	1,237	6	2,434	1,199	1,234	
7	10,901	8,265	2,637	7	8,672	7,735	1,970	7	9,622	7,705	1,917	
8	8,739	7,604	1,135	8	7,511	3,733	937	8	8,928	7,972	956	
9	7,660	3,736	3,924	9	69,804	35,500	3,779	9	7,447	3,795	3,651	

香港 ¹¹⁾ HKG				(千人/thousands)								
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 88	2012			
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F	
計 T	3,337	1,823	1,514	計 T	3,474	1,834	1,641	計 T	3,690	1,902	1,788	
1	312	228	85	1	347	241	107	1	398	267	131	
2	229	152	77	2	232	146	86	2	256	161	95	
3	618	355	263	3	679	377	302	3	711	397	315	
4	545	144	400	4	557	153	404	4	520	138	382	
5	525	256	269	5	547	258	289	5	616	258	358	
6	8	5	3	6	3	3	1	6	—	—	—	
7	266	256	10	7	244	236	8	7	256	246	10	
8	225	201	24	8	196	185	11	8	180	173	7	
9	609	225	384	9	670	236	434	9	748	258	490	
								X	4	3	1	

9) *印は、統計上信頼度の低い数値。

10) 15歳から72歳を対象。2010年以降は、施設収容者及び一部地域を除く。

11) 2005年は施設収容者、軍人及び施設収容者、を除く。2010年は施設収容者及び一部地域を除く。2012年は第4四半期の数値。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

韓国 ¹²⁾ KOR				(千人/thousands)							
ISCO 88	2005年			ISCO 08	2010			ISCO 08	2012		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	22,856	13,330	9,526	計 T	23,829	13,915	9,914	計 T	24,681	14,387	10,294
1	574	529	45	1	562	509	53	1	464	413	51
2	1,839	979	860	2/3	4,571	2,542	2,030	2/3	4,791	2,619	2,172
3	2,363	1,599	764	4	3,739	1,971	1,768	4	4,100	2,161	1,939
4	3,269	1,615	1,654	5	5,367	2,213	3,155	5	5,554	2,372	3,183
5	5,625	2,107	3,518	6	1,441	853	588	6	1,425	846	579
6	1,708	943	765	7	2,238	1,913	325	7	2,279	1,954	324
7	2,436	2,048	388	8	2,695	2,366	329	8	2,863	2,500	363
8	2,563	2,214	349	9	3,215	1,548	1,667	9	3,204	1,521	1,683
9	2,479	1,297	1,183	0	0	0	0	0	—	—	—

シンガポール ¹³⁾ SGP				(千人/thousands)							
ISCO 88	2006年			ISCO 88	2010			ISCO 88	2012		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	1,797	1,037	760	計 T	1,963	1,107	856	計 T	2,041	1,138	903
1	269	186	83	1	335	220	115	1	346	229	117
2	256	155	102	2	313	184	129	2	290	169	121
3	320	170	150	3	373	195	178	3	423	215	208
4	252	56	196	4	241	51	190	4	262	59	203
5	216	111	105	5	246	119	127	5	265	127	138
6	1	1	0	6/X	69	67	2	6/X	69	68	1
7	95	86	9	7	87	78	9	7	91	82	9
8	173	134	40	8	154	131	28	8	150	124	26
9	149	74	75	9	146	67	79	9	145	65	81
0/X	66	65	1	0	—	—	—	0	—	—	—

マレーシア ¹⁴⁾ MYS				(千人/thousands)							
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 08	2012		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	10,045	6,471	3,575	計 T	11,777	7,549	4,228	計 T	12,723	8,094	4,630
1	777	579	198	1	861	647	214	1	686	539	148
2	555	316	239	2	717	381	336	2	1,246	560	687
3	1,267	784	483	3	1,664	1,013	651	3	1,284	867	418
4	992	314	678	4	1,139	343	796	4	1,170	326	844
5	1,484	833	651	5	1,951	1,105	846	5	2,626	1,439	1,187
6	1,269	936	332	6	1,421	1,080	341	6	1,175	873	302
7	1,146	985	160	7	1,242	1,072	170	7	1,414	1,207	207
8	1,428	1,023	404	8	1,385	1,035	349	8	1,548	1,222	326
9	1,128	699	429	9	1,398	874	524	9	1,573	1,061	512

12) 軍人及び徴集兵を除く。

13) 6月調査の数値。国籍保有者と永住権保有者の合計(永住権を持たない外国人を除く)。2005年はデータなし。2007年以前と2008年以降で統計手法が異なる。

14) 15歳から64歳までを対象。2005年は軍人を除く。

タイ ¹⁵⁾ THA				(千人/thousands)								
ISCO 88	2005年			ISCO 08	2011			ISCO 08	2012			
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F	
計 T	36,302	19,470	16,832	計 T	39,317	21,149	18,169	計 T	39,578	21,367	18,212	
1	2,382	1,695	687	1	969	731	238	1	1,176	844	332	
2	1,472	626	847	2	1,863	766	1,097	2	1,824	731	1,094	
3	1,466	715	751	3	1,286	573	713	3	1,330	656	674	
4	1,351	469	883	4	1,319	406	914	4	1,395	400	994	
5	4,868	1,696	3,172	5	7,503	3,117	4,387	5	7,067	2,922	4,146	
6	13,893	7,627	6,266	6	15,207	8,465	6,741	6	15,588	8,705	6,882	
7	3,772	2,516	1,257	7	4,354	3,212	1,143	7	4,156	2,995	1,160	
8	2,911	2,019	892	8	2,959	2,040	918	8	3,092	2,117	976	
9	4,147	2,090	2,058	9	3,820	1,815	2,005	9	3,918	1,980	1,938	
X	40	19	21	X	36	24	13	X	31	16	15	

フィリピン ¹⁶⁾ PHL				(千人/thousands)								
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 88	2012			
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F	
計 T	32,313	19,910	12,403	計 T	36,035	21,921	14,114	計 T	37,600	22,849	14,751	
1	3,784	1,613	2,171	1	4,979	2,354	2,625	1	5,608	2,941	2,667	
2	1,395	443	953	2	1,686	531	1,155	2	1,807	578	1,229	
3	858	413	445	3	954	458	496	3	1,030	535	495	
4	1,454	508	946	4	2,003	753	1,250	4	2,116	798	1,319	
5	3,005	1,499	1,507	5	3,838	1,891	1,947	5	4,554	2,241	2,313	
6	6,161	5,293	868	6	5,747	4,904	843	6	5,298	4,479	819	
7	2,887	2,148	740	7	2,792	2,213	579	7	2,511	2,057	454	
8	2,446	2,228	219	8	2,259	2,040	219	8	2,014	1,768	246	
9	10,176	5,637	4,539	9	11,622	6,652	4,970	9	12,546	7,353	5,193	
0	—	—	—	0	90	87	3	0	84	81	3	
X	146	128	18	X	65	38	27	X	33	19	14	

オーストラリア ¹⁷⁾ AUS				(千人/thousands)								
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 88	2012			
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F	
計 T	9,969	5,488	4,481	計 T	11,157	6,094	5,063	計 T	11,482	6,236	5,246	
1	1,072	696	376	1	1,471	975	497	1	1,471	960	511	
2	1,123	838	885	2	2,399	1,137	1,262	2	2,546	1,218	1,328	
3	1,336	596	740	3	1,647	1,428	219	3	1,692	1,453	238	
4	1,335	347	988	4	1,642	406	1,237	4	1,688	409	1,280	
5	1,556	592	963	5	1,079	406	673	5	1,069	400	669	
6	302	230	72	6/7	—	—	—	6/7	—	—	—	
7	1,186	1,127	59	8	717	651	66	8	755	688	67	
8	637	554	83	9	1,171	773	398	9	1,165	756	409	
9	821	507	313	X	—	—	—	X	—	—	—	
X	—	—	—	Z	1,030	318	712	Z	1,096	351	744	

15) 2005年は第3四半期調査であり、軍人及び徴集兵を除く。

16) 2005年は軍人及び徴集兵を除く。

17) 軍人及び徴集兵を除く。2010年以降は独自基準による職業分類(ANZSCO 1.2)であり、厳密にはISCO-88区分とは異なる。Zは地域及び個人向けサービス従事者(Community and Personal Service Workers)。

3 就業構造

第3-4表 性別・職業別就業者数（続き）

Table 3-4: Total employment by occupation and sex (cont.)

ニュージーランド ¹⁷⁾¹⁸⁾ NZL								(千人/thousands)			
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2010			ISCO 88	2012		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	2,085	1,120	965	計 T	2,180	1,161	1,019	計 T	2,216	1,176	1,040
1	255	162	93	1	360	244	116	1	377	250	128
2	319	148	171	2	494	227	267	2	518	234	284
3	246	116	130	3	282	229	53	3	278	226	53
4	257	52	205	4	269	54	215	4	264	61	203
5	324	103	222	5	196	79	117	5	198	82	116
6	153	106	47	6/7	—	—	—	6/7	—	—	—
7	202	190	11	8	121	105	16	8	128	112	16
8	195	160	35	9	252	158	94	9	239	148	91
9	131	82	49	0/X	10	5	5	0/X	8	4	4
0	4	2	2	Z	197	61	136	Z	207	61	146

ブラジル ¹⁹⁾ BRA								(千人/thousands)			
ISCO 88	2005年			ISCO 88	2011			ISCO 88	2012		
	計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F		計 T	男 M	女 F
計 T	87,189	50,494	36,696	計 T	93,493	54,078	39,415	計 T	94,713	54,597	40,115
1	4,459	2,879	1,580	1	4,159	2,645	1,515	1	4,747	2,978	1,769
2	5,201	2,116	3,085	2	7,750	2,973	4,777	2	8,221	3,102	5,119
3	6,447	3,390	3,057	3	6,547	3,588	2,959	3	6,453	3,556	2,898
4	6,848	2,843	4,005	4	7,709	3,080	4,629	4	8,964	3,334	5,630
5	12,326	5,375	6,952	5	16,746	6,878	9,868	5	15,925	6,423	9,501
6	17,397	11,560	5,837	6	14,205	9,817	4,388	6	13,286	9,301	3,985
7	10,302	8,911	1,391	7	11,652	10,561	1,091	7	11,945	10,943	1,002
8	8,076	5,909	2,167	8	8,731	6,735	1,995	8	9,120	7,071	2,048
9	15,474	6,897	8,578	9	15,224	7,097	8,126	9	15,181	7,088	8,094
0	631	600	31	0	715	670	44	0	826	772	40,115
X	25	12	13	X	58	33	25	X	46	30	16

18) 2005年は軍人及び施設収容者を除く。

19) 10歳以上を対象。9月調査。2010年はデータなし。2011年以降は施設収容者を除く。

資料出所 日本:総務省統計局(2013.2)「労働力調査(長期時系列)」

アメリカ:連邦労働統計局(BLS) *LFS from the Current Population Survey*

欧州: Eurostat Database(<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>) 2013年11月現在

香港(2012年):香港統計局「総合世帯調査(四半期調査結果)」

韓国(2012年):韓国統計庁データベース(<http://kosis.kr/eng/>) 2013年11月現在

シンガポール(2010年以降):労働省(2013.1) *Labour Force in Singapore, 2012*

マレーシア(2012年):マレーシア統計局(2013.6)「労働力調査年報2012」

オーストラリア(2010年以降):オーストラリア統計局「労働力調査」

ニュージーランド(2010年以降):ニュージーランド統計局(<http://www.stats.govt.nz>)

その他: ILOSTAT Database(<http://www.ilo.org/ilostat>) 2013年11月現在

第3-5表 就業者の職業別構成比（2012年）

Table 3-5: Occupational composition of employment, 2012

ISCO-08分類		1 管理職	2 専門職	3 技師、 准専門 職	4 事務 補助員	5 サービ ス・販売 従事者	6 農林 漁業 従事者	7 技能工 及び 関連 職業の 従事者	8 設備・ 機械の 運転・ 組立工	9 単純 作業の 従事者
日本	JPN	2.4	16.1		19.4	28.0	3.8	14.4	3.5	11.4
アメリカ	USA	15.9	22.0		12.4	28.7	0.7	20.2		—
カナダ ¹⁾	CAN	8.8	18.8	16.2	12.6	14.9	2.0	10.2	8.4	8.1
イギリス	GBR	10.4	23.9	12.8	10.0	18.8	1.2	8.4	5.0	8.9
ドイツ	DEU	4.4	16.6	21.6	13.3	14.3	1.5	13.3	6.2	8.3
フランス	FRA	7.4	17.2	20.2	9.5	17.1	2.9	8.4	6.7	9.8
イタリア	ITA	3.7	13.5	17.3	12.4	16.6	2.5	15.0	7.1	10.8
オランダ	NLD	6.9	22.8	16.2	9.6	19.0	2.4	8.9	4.2	8.4
デンマーク	DNK	1.9	26.4	16.8	7.9	19.8	2.2	8.7	5.5	10.3
スウェーデン	SWE	5.7	25.3	16.6	5.9	20.7	1.9	10.3	7.7	5.0
フィンランド	FIN	3.7	22.5	17.7	6.6	19.4	3.7	11.4	7.7	6.6
ノルウェー	NOR	6.6	23.0	16.3	6.7	21.6	2.0	9.7	6.6	3.7
ロシア ¹⁾	RUS	8.3	19.4	15.1	2.8	14.6	3.4	13.4	12.5	10.4
香港 ¹⁾	HKG	10.8	6.9	19.3	14.1	16.7	—	6.9	4.9	20.3
韓国	KOR	1.9	19.4		16.6	22.5	5.8	9.2	11.6	13.0
シンガポール ¹⁾	SGP	17.0	14.2	20.7	12.8	13.0	3.4	4.4	7.3	7.1
マレーシア	MYS	5.4	9.8	10.1	9.2	20.6	9.2	11.1	12.2	12.4
タイ	THA	3.0	4.6	3.4	3.5	17.9	39.4	10.5	7.8	9.9
フィリピン ¹⁾	PHL	14.9	4.8	2.7	5.6	12.1	14.1	6.7	5.4	33.4
オーストラリア ²⁾	AUS	12.8	22.2	14.7	14.7	9.3	9.5	—	6.6	10.1
ニュージーランド ²⁾	NZL	17.0	23.4	12.5	11.9	8.9	9.3	—	5.8	10.8
ブラジル ¹⁾	BRA	5.0	8.7	6.8	9.5	16.8	14.0	12.6	9.6	16.0

Classification of "ISCO-08": 1) Managers; 2) Professionals; 3) Technicians and associate professionals; 4) Clerical support workers; 5) Service and sales workers; 6) Skilled agricultural, forestry and fishery workers; 7) Craft and related trades workers; 8) Plant and machine operators, and assemblers; 9) Elementary occupations; 0) Armed forces occupations; X) Not elsewhere classified;

(注) 資料出所及び各国の注は第3-4表(p.107~114)に準ずる。分類0(軍人)及び分類X(分類不能)を除くため、1~9を合算しても100(就業者計)にはならない。

1) ISCO-88による職業分類。項目名は第3-4表(p.107)を参照。

2) 独自基準による職業分類(ANZSCO)を、国際標準分類(ISCO)用に大まかに再分類したものです。分類6/7欄は、地域及び個人向けサービス従事者。

3 就業構造

第3-6表 従業上の地位別就業者数

Table 3-6: Employment by professional status

		雇用者 Employees			自営業主 Employers and persons working on own account			無賃家族従業者 Unpaid family workers			(千人/thousands)		
		2000年	2005	2012	2000	2005	2012	2000	2005	2012	2000	2005	2012
日本	JPN	53,560	53,930	55,040	7,310	6,500	5,590	3,400	2,820	1,800			
アメリカ	USA	126,535	131,143	132,830	10,013	10,464	9,529	141	122	110			
カナダ	CAN	13,194	14,598	15,954	1,525	1,501	1,534	42	26	20			
イギリス	GBR	23,588	24,807	24,982	3,218	3,592	4,176	252	98	107			
ドイツ	DEU	32,266	31,627	35,241	3,650	4,077	4,421	320	419	216			
フランス ¹⁾	FRA	22,351	23,219	23,716	2,281	2,300	2,499	—	—	—			
イタリア	ITA	14,926	16,277	16,948	5,110	5,608	5,353	838	421	332			
オランダ	NLD	6,959	7,105	7,132	813	961	1,245	69	44	47			
デンマーク	DNK	2,468	2,507	2,443	222	223	239	26	22	7			
スウェーデン	SWE	3,731	3,844	4,170	415	410	476	13	9	11			
フィンランド	FIN	2,007	2,089	2,137	304	290	325	15	13	12			
ノルウェー	NOR	2,076	2,101	2,399	158	163	174	8	6	5			
ロシア	RUS	58,512	63,029	66,598	6,473	5,238	4,664	85	71	284			
韓国	KOR	13,360	15,185	17,712	5,864	6,172	5,718	1,931	1,499	1,251			
オーストラリア	AUS	7,764	8,727	10,291	1,147	1,237	1,185	77	33	25			
ニュージーランド	NZL	1,425	1,702	1,849	355	369	341	15	13	23			
(就業者に対する割合/% of total employment)											(%)		
日本	JPN	83.1	84.8	87.8	11.3	10.2	8.9	5.3	4.4	2.9			
アメリカ	USA	92.4	92.5	93.2	7.3	7.4	6.7	0.1	0.1	0.1			
カナダ	CAN	89.4	90.5	91.1	10.3	9.3	8.8	0.3	0.2	0.1			
イギリス	GBR	87.2	87.1	85.4	11.9	12.6	14.3	0.9	0.3	0.4			
ドイツ	DEU	89.0	87.6	88.4	10.1	11.3	11.1	0.9	1.2	0.5			
フランス ¹⁾	FRA	90.7	91.0	90.5	9.3	9.0	9.5	—	—	—			
イタリア	ITA	71.5	73.0	74.9	24.5	25.1	23.7	4.0	1.9	1.5			
オランダ	NLD	88.5	87.6	84.7	10.3	11.8	14.8	0.9	0.5	0.6			
デンマーク	DNK	90.8	91.1	90.9	8.2	8.1	8.9	0.9	0.8	0.3			
スウェーデン	SWE	89.7	90.2	89.5	10.0	9.6	10.2	0.3	0.2	0.2			
フィンランド	FIN	86.3	87.3	86.4	13.1	12.1	13.1	0.6	0.5	0.5			
ノルウェー	NOR	92.4	92.4	92.9	7.0	7.2	6.7	0.4	0.3	0.2			
ロシア	RUS	89.9	92.2	93.1	9.9	7.7	6.5	0.1	0.1	0.4			
韓国	KOR	63.1	66.4	71.8	27.7	27.0	23.2	9.1	6.6	5.1			
オーストラリア	AUS	86.4	87.3	89.5	12.8	12.4	10.3	0.9	0.3	0.2			
ニュージーランド	NZL	79.2	81.6	83.4	19.7	17.7	15.4	0.8	0.6	1.0			

資料出所 OECD database(<http://stats.oecd.org>) “Employment by activities and status” 2014年1月現在
(注) 軍人を除く。

1) 無賃家族従業者は自営業主に含まれる。2012年の欄は2011年の数値。

第3-7表 就業者に占める短時間労働者¹⁾の割合

Table 3-7: Part-time employment as a proportion of total employment

(男女計/Total)

		1995年	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012	(%)
日本 ²⁾⁽³⁾	JPN	—	—	18.3	19.6	20.3	20.2	20.6	20.5	
アメリカ ⁴⁾	USA	14.0	12.6	12.8	12.8	14.1	13.5	12.6	13.4	
カナダ	CAN	18.8	18.1	18.4	18.5	19.3	19.4	19.1	18.8	
イギリス ⁵⁾	GBR	22.3	23.0	23.0	23.0	23.9	24.6	24.6	24.9	
ドイツ ⁵⁾	DEU	14.2	17.6	21.5	21.8	21.9	21.7	22.1	22.1	
フランス ⁵⁾	FRA	14.2	14.2	13.2	12.9	13.3	13.6	13.6	13.8	
イタリア ⁵⁾	ITA	10.5	12.2	14.6	15.9	15.8	16.3	16.7	17.8	
オランダ ⁵⁾	NLD	29.4	32.1	35.6	36.1	36.7	37.1	37.2	37.8	
デンマーク ⁵⁾	DNK	16.9	16.1	17.3	17.8	18.8	19.2	19.2	19.4	
スウェーデン ⁵⁾	SWE	15.1	14.0	13.5	14.4	14.6	14.5	14.3	14.3	
フィンランド	FIN	8.7	10.4	11.2	11.5	12.2	12.5	12.7	13.0	
ノルウェー	NOR	21.4	20.2	20.8	20.3	20.4	20.1	20.0	19.8	
ロシア	RUS	4.6	7.4	5.6	5.0	4.7	4.3	4.1	4.1	
韓国 ³⁾	KOR	4.3	7.0	9.0	9.3	9.9	10.7	13.5	10.2	
オーストラリア ⁵⁾	AUS	—	—	24.0	23.8	24.7	24.9	24.7	24.6	
ニュージーランド	NZL	20.9	22.2	21.6	22.2	22.5	21.9	22.0	22.2	

(男性/Male)

		1995年	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012	(%)
日本 ²⁾⁽³⁾	JPN	—	—	8.8	9.9	10.5	10.4	10.3	10.3	
アメリカ ⁴⁾	USA	8.3	7.7	7.8	8.0	9.2	8.8	8.4	8.7	
カナダ	CAN	10.8	10.4	10.9	11.4	12.0	12.1	12.2	11.8	
イギリス ⁵⁾	GBR	7.4	8.6	9.6	10.3	10.9	11.6	11.7	12.2	
ドイツ ⁵⁾	DEU	3.4	4.8	7.3	7.9	7.9	7.9	8.5	8.7	
フランス ⁵⁾	FRA	5.6	5.5	5.0	4.9	5.1	5.7	5.9	5.9	
イタリア ⁵⁾	ITA	4.8	5.7	5.3	6.1	5.9	6.3	6.6	7.5	
オランダ ⁵⁾	NLD	11.8	13.4	15.3	16.2	17.0	17.2	17.1	18.0	
デンマーク ⁵⁾	DNK	9.7	9.3	11.7	13.0	13.6	13.5	13.8	14.4	
スウェーデン ⁵⁾	SWE	6.8	7.3	8.5	9.6	10.0	10.1	10.1	10.3	
フィンランド	FIN	5.9	7.1	7.9	8.2	8.7	9.2	9.6	9.7	
ノルウェー	NOR	7.6	8.7	10.0	10.9	11.3	11.4	11.0	11.5	
ロシア	RUS	2.2	4.9	3.9	3.5	3.3	3.0	2.8	2.9	
韓国 ³⁾	KOR	2.8	5.1	6.5	6.5	6.9	7.2	10.0	6.8	
オーストラリア ⁵⁾	AUS	—	—	12.0	12.3	13.2	13.5	13.2	13.1	
ニュージーランド	NZL	9.5	10.9	10.0	11.3	11.9	11.5	11.2	11.0	

3 就業構造

第3-7表 就業者に占める短時間労働者¹⁾の割合（続き）

Table 3-7: Part-time employment as a proportion of total employment (cont.)

(女性/Female)		1995年	2000	2005	2008	2009	2010	2011	(%) 2012
日本 ²⁾³⁾	JPN	—	—	31.7	33.2	33.8	33.9	34.8	34.5
アメリカ ⁴⁾	USA	20.2	18.0	18.3	17.8	19.2	18.4	17.1	18.3
カナダ	CAN	28.5	27.2	26.9	26.6	27.1	27.4	26.8	26.6
イギリス ⁵⁾	GBR	40.8	40.8	38.5	37.8	38.8	39.4	39.3	39.4
ドイツ ⁵⁾	DEU	29.1	33.9	38.8	38.5	38.3	37.9	38.0	37.8
フランス ⁵⁾	FRA	24.8	24.9	22.6	21.9	22.5	22.4	22.1	22.4
イタリア ⁵⁾	ITA	21.1	23.4	28.8	30.6	30.5	31.1	31.3	32.3
オランダ ⁵⁾	NLD	55.1	57.2	60.7	59.8	59.9	60.6	60.5	60.7
デンマーク ⁵⁾	DNK	25.8	24.0	23.9	23.3	24.5	25.4	25.2	24.9
スウェーデン ⁵⁾	SWE	24.1	21.4	19.0	19.6	19.8	19.4	19.0	18.6
フィンランド	FIN	11.7	13.9	14.8	15.1	15.9	16.0	16.0	16.5
ノルウェー ⁶⁾	NOR	37.5	33.4	32.9	30.8	30.4	29.8	30.0	29.1
ロシア	RUS	7.2	10.0	7.4	6.5	6.2	5.6	5.4	5.4
韓国 ³⁾	KOR	6.6	9.8	12.5	13.2	14.2	15.5	18.5	15.0
オーストラリア ⁷⁾	AUS	—	—	38.7	37.7	38.3	38.6	38.5	38.4
ニュージーランド ⁸⁾	NZL	35.4	35.7	35.1	34.6	34.5	33.8	34.3	34.9

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics”2013年9月現在

(注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

2) 2000年値は総務省「平成12年労働力調査年報(基本集計)」より算出。

3) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。

4) 賃金・給与労働者のみを対象。

5) 所定外労働時間又は残業時間を含む。

6) 通常の労働時間(所定の、もしくは契約で定められた時間)のみ。所定外労働時間、残業時間は含まず。

7) 通常の労働時間(直前3か月間の労働時間パターンを参照したもの。残業時間が直前3か月間の労働時間パターンに常時含まれていた場合はこれも含む)。

8) 通常の労働時間(労働が発生した全ての時間)。

第3-8表 短時間労働者に占める女性の割合¹⁾
Table 3-8: Women's share in part-time employment

		1995年	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012	(%)
日本 ²⁾⁽³⁾	JPN	—	—	71.8	70.4	69.9	70.3	71.0	70.8	
アメリカ ⁴⁾	USA	68.7	68.1	68.4	67.5	66.5	66.9	65.6	66.4	
カナダ	CAN	68.8	69.1	68.4	67.7	67.4	67.3	66.6	67.0	
イギリス ⁵⁾	GBR	81.7	79.4	77.6	76.1	75.8	74.9	74.7	73.8	
ドイツ ⁵⁾	DEU	86.3	84.5	81.4	80.3	80.4	80.5	79.2	78.7	
フランス ⁵⁾	FRA	77.9	78.8	79.5	79.8	79.9	78.1	77.3	77.4	
イタリア ⁵⁾	ITA	70.8	70.5	78.2	77.0	77.6	76.9	76.6	75.1	
オランダ ⁵⁾	NLD	76.2	76.2	76.3	75.6	75.0	75.0	75.3	74.4	
デンマーク ⁵⁾	DNK	68.1	69.4	64.0	61.3	62.0	63.2	62.1	60.9	
スウェーデン ⁵⁾	SWE	76.8	72.9	67.1	64.6	64.2	63.0	62.7	62.0	
フィンランド	FIN	64.6	63.8	63.6	63.0	63.6	62.2	61.0	61.7	
ノルウェー ⁶⁾	NOR	80.7	77.0	74.6	71.7	70.8	70.3	71.1	69.4	
ロシア	RUS	75.1	66.0	65.3	64.5	65.2	64.3	65.4	64.5	
韓国 ³⁾	KOR	61.6	57.7	57.9	59.0	59.3	60.3	56.6	61.0	
オーストラリア ⁷⁾	AUS	—	—	72.4	71.7	70.8	70.4	70.9	71.1	
ニュージーランド ⁸⁾	NZL	74.7	73.2	75.2	72.8	71.9	72.0	73.0	73.7	

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Labour Force Statistics”2013年9月現在

(注) 1) 短時間労働者の定義は、主たる仕事について通常の労働時間が週30時間未満の者。

2) 2000年値は総務省「平成12年労働力調査年報(基本集計)」より算出。

3) 労働時間は通常の労働時間ではなく、実労働時間。

4) 賃金・給与労働者のみを対象。

5) 所定外労働時間又は残業時間を含む。

6) 通常の労働時間(所定の、もしくは契約で定められた時間)のみ。所定外労働時間、残業時間は含まず。

7) 通常の労働時間(直前3か月間の労働時間パターンを参照したもの。残業時間が直前3か月間の労働時間パターンに常時含まれていた場合はこれも含む)。

8) 通常の労働時間(労働が発生した全ての時間)。

3 就業構造

第3-9表 テンポラリー労働者の割合

Table 3-9: Temporary employment as a proportion of total employment

		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	(%)
日本 ¹⁾	JPN	10.5	12.5	14.0	13.9	13.6	13.7	13.8	13.7	13.7	
アメリカ ²⁾	USA	5.1	—	4.2	—	—	—	—	—	—	
カナダ ³⁾	CAN	—	12.5	13.2	13.0	12.3	12.5	13.4	13.7	13.6	
イギリス ⁴⁾	GBR	7.0	6.8	5.8	5.9	5.4	5.7	6.1	6.2	6.3	
ドイツ ⁴⁾	DEU	10.4	12.7	14.2	14.6	14.7	14.5	14.7	14.7	13.9	
フランス ⁴⁾	FRA	12.3	15.5	13.9	15.1	14.9	14.3	15.0	15.2	15.2	
イタリア ⁴⁾	ITA	7.2	10.1	12.3	13.2	13.3	12.5	12.8	13.4	13.8	
オランダ ⁴⁾	NLD	10.9	14.0	15.5	18.1	18.2	18.3	18.5	18.4	19.5	
ベルギー ⁴⁾	BEL	5.3	9.0	8.9	8.7	8.3	8.2	8.1	9.0	8.1	
ルクセンブルク ⁴⁾	LUX	—	3.4	5.3	6.8	6.2	7.2	7.1	7.1	7.7	
デンマーク ⁴⁾	DNK	12.1	10.2	9.8	9.1	8.5	8.7	8.4	8.8	8.5	
スウェーデン ⁴⁾	SWE	—	15.2	15.8	17.5	16.1	15.3	—	—	—	
フィンランド ⁵⁾	FIN	—	16.5	16.6	16.0	15.1	14.6	15.6	15.7	15.7	
ノルウェー ⁶⁾	NOR	—	9.3	9.5	9.5	9.0	8.1	8.3	7.9	8.4	
韓国 ⁷⁾	KOR	—	—	27.4	24.7	23.7	26.1	23.0	23.8	—	
オーストラリア ⁸⁾	AUS	—	—	—	6.3	5.9	5.6	5.7	6.0	5.9	
EU-21		11.8	13.4	14.3	15.0	14.6	14.0	14.3	14.4	14.1	

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Employment by permanency of the job” 2013年
10月現在

(注) テンポラリー労働者の定義は国により異なる。

- 1) 労働力調査。非農林業。一年以内の契約で雇われている者(臨時・日雇)を対象。2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く結果。
- 2) CPS supplement on Contingent and Alternative Employment Arrangements (2月)による推計値。対象労働者の範囲は広範。雇用契約の継続が可能であるにもかかわらず自己都合により離職が見込まれる者を除き、雇用の継続が見込まれない全賃金・俸給労働者が対象。派遣労働者、契約労働者、また、特定企業の業務を1年以下の期間を定めて請負う自営業者及び独立請負人も含まれる。2000年の欄は2001年の数値。
- 3) Monthly Household Labour Force Survey: 予め終了日が定められた雇用又はある役務の完成をもって終了する予定の雇用、あるいは期間の定めのある契約に基づく雇用に従事する労働者を対象。
- 4) Eurostat: European Labour Force Survey による4月推計値。労使双方の合意により、特定日、役務の完成、あるいは代替要員による臨時的な補充がなされていた被用者の復帰など客観的な条件により雇用期間が定められた労働者。期間の定めのある雇用契約の場合、終了条件が記載されるのが一般的。具体的には、臨時・季節雇用、派遣事業所を介した雇用、特定の訓練・養成契約に基づく労働者等が対象。
- 5) Monthly Labour Force Survey: 期間の定めのある契約に基づく仕事に従事する労働者を対象。
- 6) Quarterly Labour Force Survey: 主たる仕事が次の条件の労働者を対象。有期雇用契約、派遣業者を通じた臨時雇用、養成・訓練生、試用期間中の労働者、臨時雇用又は季節雇用に従事する労働者、特定の請負契約に基づく労働者、12か月未満の雇用あるいは日雇労働に従事する労働者が対象。
- 7) Monthly Economically Active Population Survey: 契約が1年末満の次の条件を満たす労働者を対象。有期雇用契約、無期雇用契約だが本人の意に反して解雇される可能性のある場合、派遣業者を通じた雇用、オンコールワーカー。
- 8) Supplementary survey Forms of Employment (2001年11月、2004年及び1998年8月)による推計値。期間の定めのある雇用契約に基づく労働者、派遣労働者、雇用期間が1年末満の臨時・季節労働者を対象。2000年の欄は2001年、2005年の欄は2004年の数値。

第3-10表 性別・年齢階級別テンポラリー労働者の割合(2012年)

Table 3-10: Temporary employment as a proportion of total employment by sex and age group, 2012

		男 Male	女 Female	歳 Age group				(%)
				15~24	25~54	55~64	65~	
日本	JPN	8.6	20.5	26.9	10.5	15.6	25.5	
アメリカ ¹⁾	USA	4.2	4.2	8.1	3.5	3.3	6.5	
カナダ	CAN	13.0	14.2	30.9	10.1	10.1	21.7	
イギリス	GBR	5.9	6.8	14.9	4.7	5.1	13.5	
ドイツ	DEU	13.9	13.8	53.6	9.7	4.2	6.7	
フランス	FRA	14.4	15.9	55.5	11.5	8.4	28.1	
イタリア	ITA	12.9	14.9	52.9	12.3	6.4	13.9	
オランダ	NLD	18.6	20.5	51.2	14.0	6.5	41.2	
ベルギー	BEL	7.1	9.3	31.4	6.4	3.0	18.8	
ルクセンブルク	LUX	7.3	8.2	39.0	5.8	4.0	24.7	
デンマーク	DNK	7.8	9.3	20.9	7.0	3.2	6.3	
スウェーデン ²⁾	SWE	12.9	17.6	53.4	11.1	5.7	38.1	
フィンランド	FIN	12.8	18.4	42.0	13.2	7.0	26.5	
ノルウェー	NOR	6.8	10.2	23.9	6.7	2.5	7.6	
韓国 ³⁾	KOR	21.2	27.2	27.3	19.3	39.4	61.9	
オーストラリア	AUS	5.5	6.3	5.7	5.8	6.5	8.4	
EU-21		13.9	14.9	42.4	12.0	7.2	17.8	

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Employment by permanency of the job”2014年1月現在

(注) 各国のテンポラリー労働者の定義及びデータの出所については「第3-9表 テンポラリー労働者の割合」(p.120)を参照。

1) 2005年値。

2) 2009年値。

3) 2011年値。

3 就業構造

第3-11表 労働者に占める派遣労働者の割合

Table 3-11: Temporary agency workers as a proportion of total workforce

		(%)									
		2000年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	JPN	0.8	1.2	1.4	1.7	1.9	2.1	2.2	1.8	1.5	1.5
アメリカ	USA	2.3	2.0	2.1	2.2	2.2	2.1	1.9	1.5	1.8	1.9
イギリス	GBR	3.7	3.9	4.1	4.2	4.3	4.7	4.1	3.7	3.0	3.6
ドイツ	DEU	0.9	0.9	1.1	1.2	1.5	1.9	1.9	1.6	2.0	2.0
フランス	FRA	2.5	2.2	2.3	2.3	2.4	2.5	2.3	1.7	2.0	2.2
イタリア	ITA	0.3	0.6	0.7	0.7	0.8	0.9	0.9	0.7	0.9	1.0
オランダ	NLD	2.3	1.9	1.9	2.2	2.5	2.8	2.9	2.4	2.5	2.6
ベルギー	BEL	1.7	1.6	1.8	1.8	2.1	2.2	2.1	1.6	1.9	2.0
ルクセンブルク	LUX	2.2	2.2	2.1	2.1	2.5	2.4	1.9	1.8	1.9	—
デンマーク	DNK	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7	0.7	0.7	0.6	0.8	—
スウェーデン	SWE	1.0	0.7	0.7	0.7	0.8	1.3	1.3	1.0	1.3	1.4
フィンランド	FIN	0.4	0.5	0.6	0.7	0.7	1.1	1.2	0.8	0.9	1.2
ノルウェー	NOR	0.5	0.4	0.5	0.6	1.0	1.0	1.0	0.8	0.9	0.9
オーストリア	AUT	0.8	1.0	1.2	1.2	1.5	1.6	1.6	1.4	1.6	1.8
韓国	KOR	—	—	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.5
オーストラリア	AUS	—	—	—	—	—	—	—	2.7	2.7	2.8
ニュージーランド	NZL	—	—	—	0.5	0.5	0.4	0.6	0.6	0.3	0.3
ブラジル	BRA	—	—	—	—	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1
メキシコ	MEX	—	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1	0.3

資料出所 CIETT (2012) *Agency Work Key Indicators*

(注) Agency work penetration rate. 常用雇用換算された派遣労働者の従業者総数に占める割合。国によって定義等が異なる場合があるので、比較には注意を要する。

(参考) 日本の労働者派遣事業所の派遣社員数割合について、総務省統計局「労働力調査(詳細集計)」を基に算出した値は以下のとおり(※2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く)。

	2006年	2007	2008	2009	2010	2011	2012
役員を除く雇用者に占める割合(%)	2.5	2.6	2.7	2.1	1.9	1.9	1.7
就業者に占める割合(%)	2.0	2.1	2.2	1.7	1.5	1.5	1.4

第3-12表 従業員の勤続年数（2012年）

Table 3-12: Length of service of employees by sex and age group, 2012

		勤続年数別雇用者割合/Composition of employees by length of service (%)						
		1年未満 < 1	1年以上 3年未満 1 to < 3	3年以上 5年未満 3 to < 5	5年以上 10年未満 5 to < 10	10年以上 15年未満 10 to < 15	15年以上 20年未満 15 to < 20	20年以上 20+ (years)
日本 ¹⁾	JPN	7.9	14.4	12.7	21.3	12.2	9.2	22.3
	USA	21.1	11.2	16.6	21.8	12.5	6.1	10.6
カナダ	CAN	—	11.3	9.1	19.9	12.7	18.0	29.1
イギリス	GBR	2.5	5.5	7.2	15.2	11.1	25.6	32.4
ドイツ	DEU	2.9	5.4	6.5	14.1	8.8	17.5	42.5
フランス	FRA	5.1	4.5	5.2	11.6	7.8	19.8	45.8
イタリア	ITA	2.5	3.9	4.0	10.5	8.5	21.8	48.8
オランダ	NLD	2.9	5.7	6.8	13.9	10.6	21.4	37.9
ベルギー	BEL	2.9	4.5	5.3	13.9	9.2	20.2	43.9
デンマーク	DNK	4.6	7.9	8.4	17.2	10.7	21.5	29.3
スウェーデン ³⁾	SWE	7.8	6.0	7.2	11.1	12.8	18.0	37.1
フィンランド	FIN	5.6	7.1	7.6	14.2	7.7	19.5	38.0
ノルウェー	NOR	3.1	5.9	7.3	16.2	11.5	21.7	33.7
オーストリア	AUT	3.4	5.9	7.1	14.9	10.0	20.5	38.1
韓国	KOR	7.0	16.1	11.2	22.1	10.8	14.0	18.8
オーストラリア	AUS	4.0	8.3	9.9	23.2	15.1	18.3	21.2

		性別・年齢階級別平均勤続年数/Average length of service by sex and age group (年/Years)						
		男女計 Total	男 Male	女 Female	年齢階級(歳) Age group			
					15～24	25～54	55～64	65～69
日本 ¹⁾	JPN	11.8	13.2	8.9	2.1	11.3	18.9	14.7
アメリカ ²⁾	USA	4.6	4.7	4.6	1.2	5.4	10.3	10.3
イギリス	GBR	8.9	9.1	8.6	2.2	8.8	14.9	14.5
ドイツ	DEU	11.2	11.8	10.7	2.2	10.6	20.5	12.7
フランス	FRA	11.9	11.9	11.8	1.5	11.3	22.5	17.1
イタリア	ITA	12.3	12.7	11.8	2.3	11.4	22.2	20.9
オランダ	NLD	10.1	11.0	9.1	2.1	10.0	20.1	14.2
ベルギー	BEL	11.4	11.5	11.3	1.7	10.9	22.7	15.9
デンマーク	DNK	8.4	8.6	8.2	1.8	7.7	16.9	18.1
スウェーデン	SWE	10.1	9.8	10.4	1.3	8.9	20.1	16.4
フィンランド	FIN	10.3	10.2	10.5	1.2	9.2	20.7	17.6
ノルウェー	NOR	9.5	9.7	9.3	2.0	8.5	18.7	21.3
オーストリア	AUT	10.2	11.1	9.2	2.4	10.4	20.4	14.9

資料出所 日本:厚生労働省(2013.2)「平成24年賃金構造基本統計調査」

アメリカ:U.S. Department of Labor(2012.9) Employee Tenure in 2012

その他:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Employment by job tenure intervals”
2014年2月現在

(注) 1) 2012年6月末現在。
 2) 2012年1月現在。平均勤続年数は中位数。男性は16～64歳、女性は16～59歳を対象。年齢階級別15～24歳の欄は16～24歳、65～69歳の欄は65歳以上を対象。
 3) 2011年の数値。

3 就業構造

第3-13表 青少年（18～24歳）の転職に対する考え方

Table 3-13: Youth's views on job changes, 18-24 years old

		調査年 Year	一つの職場で 働き続けるべき One workplace for one life	転職することも やむをえない Job change is unavoidable	不満があれば転 職する方がよい Better to change jobs if unsatisfied	積極的に転職 する方がよい Better to change jobs positively	わからない ・無回答 No idea / No answer	(%)
国	国名							
日本	JPN	2008	12.5	57.5	17.2	10.7	2.1	
		2003	10.3	53.0	17.9	14.2	4.6	
		1998	9.6	45.7	20.8	22.0	2.0	
アメリカ	USA	2008	6.4	20.6	54.5	14.3	4.2	
		2003	2.5	21.9	56.2	15.0	4.4	
		1998	3.4	20.0	49.3	23.7	3.6	
イギリス	GBR	2008	2.4	20.6	55.3	17.0	4.7	
		1998	2.5	24.8	46.9	25.3	0.5	
ドイツ	DEU	2003	2.1	34.4	49.2	11.1	3.1	
		1998	3.0	32.3	47.0	15.9	1.9	
フランス	FRA	2008	4.8	32.3	45.7	15.6	1.5	
		1998	10.8	19.5	46.7	21.8	1.1	
スウェーデン	SWE	2003	0.8	6.1	49.7	42.0	1.5	
		1998	0.3	6.9	40.2	50.7	1.9	
ロシア	RUS	1998	3.9	31.4	51.1	7.6	6.0	
韓国	KOR	2008	10.4	35.3	22.1	29.4	2.8	
		2003	8.4	43.0	19.0	27.7	1.9	
		1998	11.7	42.0	18.9	26.8	0.6	
タイ	THA	1998	23.6	22.5	15.4	38.3	0.2	
フィリピン	PHL	1998	21.9	28.6	27.5	21.9	0.1	
ブラジル	BRA	1998	14.0	50.1	10.2	24.5	1.2	

資料出所 内閣府(2009.3)「第8回世界青年意識調査(平成20年)」

(注) 2003年は第7回調査、1998年は第6回調査の結果。

第3-14表 望ましい退職年齢

Table 3-14: The appropriate age for men and women to retire

		(%)					
		日本 JPN	アメリカ USA	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE	韓国 KOR
調査年/Year		2010	2010	2010	2005	2010	2010
性, 年齢階級/sex, age group							
男性	Male						
40歳代ないしそれ以前	~about 40	—	—	—	0.0	0.2	—
50歳ぐらい	about 50	0.1	0.9	0.1	0.9	0.3	0.1
55歳ぐらい	about 55	0.3	3.6	1.4	13.3	1.6	0.1
60歳ぐらい	about 60	7.4	15.4	29.7	59.4	26.8	6.2
65歳ぐらい	about 65	42.1	45.9	62.4	23.2	50.9	15.7
70歳ぐらい	about 70	33.0	16.5	3.2	2.4	2.3	36.8
75歳ぐらい	about 75	9.0	4.5	0.6	0.1	—	21.3
80歳ぐらい	about 80	3.9	0.9	—	0.0	0.1	14.8
その他	others	3.9	12.3	1.9	0.3	17.9	5.0
女性	Female						
40歳代ないしそれ以前	~about 40	0.7	0.1	0.1	0.4	0.1	0.1
50歳ぐらい	about 50	2.1	2.4	1.9	8.5	0.3	1.4
55歳ぐらい	about 55	4.5	4.8	10.1	31.4	2.8	5.3
60歳ぐらい	about 60	27.6	21.9	61.7	48.0	33.6	16.5
65歳ぐらい	about 65	34.4	44.5	22.4	10.0	44.9	21.1
70歳ぐらい	about 70	19.4	9.9	1.3	1.1	1.5	27.8
75歳ぐらい	about 75	5.1	2.9	0.2	0.0	—	12.5
80歳ぐらい	about 80	1.4	0.8	—	0.0	0.1	10.8
その他	others	4.4	12.7	1.9	0.3	16.7	4.5
男女平均	M and F Ave.						
40歳代ないしそれ以前	~about 40	0.4	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1
50歳ぐらい	about 50	1.1	1.7	1.0	5.0	0.3	0.8
55歳ぐらい	about 55	2.4	4.2	5.8	33.0	2.2	2.7
60歳ぐらい	about 60	17.5	18.7	45.7	50.2	30.2	11.4
65歳ぐらい	about 65	38.3	45.2	42.4	9.8	47.9	18.4
70歳ぐらい	about 70	26.2	13.2	2.3	1.2	1.9	32.3
75歳ぐらい	about 75	7.1	3.7	0.4	0.0	—	16.9
80歳ぐらい	about 80	2.7	0.9	—	0.0	0.1	12.8
その他	others	4.2	12.5	1.9	0.3	17.3	4.8

資料出所 内閣府(2011.6)「第7回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」(フランスは第6回調査)

(注) 1) 各国それぞれ60歳以上の男女約1,000人を調査対象としている。

2) 「現在の就労の有無にかかわらず、収入の伴う仕事を辞める時期は何歳くらいが適當か」という設問に対する回答。

3 就業構造

第3-15表 雇用創出率・雇用消失率

Table 3-15: Job creation rates, job destruction rates

	調査期間(年) Reference period (year)	雇用創出率 Job creation rates	雇用消失率 Job destruction rates		(%)	
			うち、新設 (Openings)	うち、廃止 (Closings)	うち、廃止 (Closings)	
日本 (産業計/Total)	JPN 2005-'08	6.4 (2.7)		7.0		(2.3)
(製造業/Manufacturing)		4.9 (1.6)		6.4		(1.7)
アメリカ	USA 2001-'04	14.6		13.7		
イギリス	GBR 1997-'98	16.0		14.1		
ドイツ	DEU 1997-'98	8.1		8.5		
スウェーデン	SWE 1997-2003	8.1		7.3		
フィンランド	FIN 1997	14.3		8.8		
ブラジル	BRA 1998-2000	18.1		13.8		
メキシコ	MEX 2000	14.1		14.5		

資料出所 OECD(2009.9) *Employment Outlook 2009—Tackling the Jobs Crisis*

日本: 労働政策研究・研修機構(2011.4)「雇用創出・消失指標の試算」

(注) 日本以外の国は原則、調査産業計。

雇用創出率…年間で雇用を増やした事業所の雇用増加分及び新設事業所の雇用総数における、年初の全雇用者数に対する割合。うち、新規事業所に係る分は新設雇用創出率。

雇用消失率…年間で雇用を減らした事業所の雇用減分及び廃止事業所の雇用総数における、年初の全雇用者数に対する割合。うち、廃止事業所に係る分は廃止雇用創出率。

第3-16表 公共職業安定業務

Table 3-16: Public employment security services

	基本業務(職業紹介等)	民間委託事例(職業訓練、就職支援等)
日本	公共職業安定所(ハローワーク)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 市場化テスト(人材銀行、キャリア交流プラザ、求人開拓) 民間委託(職業訓練:離職者訓練の約7割を民間委託、失業等給付受給者に対する就職支援等)
アメリカ	公共職業安定所(連邦法に基づき各州が設置・運営)が職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 低所得者対象雇用支援プログラム(カウンセリング等)の民間委託(ウィスコンシン州) 地場産業のニーズに応じた職業訓練の民間委託(カリフォルニア州)
イギリス	公共職業安定機関(ジョブセンタープラス)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 長期失業者及び就業困難者向け就業支援プログラム:ワーク・プログラム(2011年6月~) 失業期間が12か月を超える求職者手当受給者(18~24歳は9か月、また場合により3か月)及び就業が困難な雇用・生活補助手当受給者(健康上の問題、一人親など)の就職及び就職後の定着支援を民間に委託。支援内容は委託先事業者に一任、実績に応じて委託費を支払う。
ドイツ	公共職業安定機関が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 職業紹介クーポン 失業後一定期間を経過しても就職できない失業者が希望する場合、公共職業安定機関は、民間事業者のサービスを活用できる職業紹介クーポンを発行する。2013年1月1日以降、全ての雇用促進措置の運営機関(民間事業者)はドイツ認証機関(DAkkS)による許可が必要。
フランス	雇用局(Pôle emploi)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施 なお、2009年1月より、ANPEは失業給付機関(UNEDIC)と統合され、名称が雇用局(Pôle emploi)に変更。	<ul style="list-style-type: none"> 就職困難者の再就職支援の民間委託 雇用局(Pôle emploi)の業務の一部(求職者の職能に関する審査など)を、民間に委託することもある。
オランダ	公共職業安定機関(CWI)が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施	<ul style="list-style-type: none"> 職業訓練や就職斡旋等の再就職支援を民間に委託 公共職業安定機関が「特別な支援なしには早期に就職できない」と判断し選択した求職者を対象に、失業給付機関(UWV)が再就職支援(職業訓練含む)を民間委託。

3 就業構造

第3-16表 公共職業安定業務（続き）

Table 3-16: Public employment security services (cont.)

	基本業務（職業紹介等）	民間委託事例（職業訓練、就職支援等）
中国	公共職業安定所（職業紹介所）が全国ネットワークの職業紹介等を直接実施している。公共職業安定所は「就職促進法」に基づき各省、市が設置・運営している。	<ul style="list-style-type: none"> 技工学校:若者が対象 就職訓練センター:就業困難者、レイオフ者、出稼ぎ労働者が対象 政府は民間企業の職業紹介等業務の一部を委託し、民間企業が無料で職業紹介等を実施している。 長期失業及び就職困難な若年者向けの就職支援事業:就職講座、職業訓練、就職セミナー、就職指導など（上海市出航計画）
韓国	<p>雇用労働部の関係機関である雇用支援センターが、職業紹介、就業支援及び職業能力開発などの業務を行っている。また、雇用労働部の傘下機関の韓国産業人力公団が職業訓練や技能資格検定を、韓国雇用情報院が雇用情報ネットワークを担当している。</p> <p>全国的な組織網を持つ雇用支援センターが職業斡旋、職業指導、雇用情報の提供、民間部門に対する監督・指導、雇用保険事業、職業訓練、その他の雇用政策を実施している。</p>	<p>雇用支援センターに求職登録した15歳以上の失業者あるいは高等学校3年の在学中、進学しない者を対象に、大韓商工会議所の8つの人材開発院及び62の民間訓練機関において政府委託訓練を実施している。人材の不足する職種または国家経済発展の基幹となる職種の人材を養成することを目的としている。</p>

資料出所 日本:厚生労働省、イギリス:雇用年金省(DWP)、ドイツ:連邦雇用エージェンシー(BA)、フランス:雇用局(Pôle emploi)等、オランダ:社会問題・雇用省(Ministerie van Sociale Zaken en Werkgelegenheid)、中国:人的資源社会保障部等、韓国:雇用労働部、各ウェブサイト

(注) 欧米先進国（オーストラリアを除く）において、セーフティネットとしての全国ネットワークの職業紹介等は、「官」が公務員により直接実施。公共職業安定機関の業務に係る市場化テストの実施や、公共職業安定機関の一部について「包括的」民間委託を実施する例は確認されていない。なお、オーストラリアには、そもそも憲法に勤労権保障の規定がなく、したがって、公的職業紹介制度や失業保険制度がない。職業紹介は原則民間により行われるが、例外的に、生活保護に準ずる失業扶助受給者への職業紹介に対して、公的支払いが行われる。

第3-17表 労働者派遣事業

Table 3-17: Temporary employment agency services

	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
日本	<ul style="list-style-type: none"> 根拠法: 労働者派遣法(1985年制定, 直近の改正は2012年) 特定労働者派遣事業(労働者派遣の対象となる派遣労働者が常用雇用労働者のみである労働者派遣事業)は届出制, 一般労働者派遣事業(特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業)は許可制。 港湾運送業務, 建設業務, 警備業務, 病院等における医療の業務(紹介予定派遣の場合等を除く¹⁾)は原則禁止。 派遣期間: ソフトウェア開発等26業務等は制限なし。それ以外は最長3年に制限。 派遣先には, 派遣元からの労働・社会保険の加入有無の通知はあるが, 連帯責任はない。 2012年の主な改正点 <ul style="list-style-type: none"> (1)事業規制の強化: 日雇派遣(日々又は30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣)の原則禁止(適正な雇用管理に支障を及ぼすおそれがないと認められる業務の場合, 雇用機会の確保が特に困難な場合等は例外)。グループ企業内派遣の8割規制, 離職した労働者を離職後1年以内に派遣労働者として受け入れることを禁止。 (2)派遣労働者の無期雇用化や待遇の改善: 派遣元事業主に, 一定の有期雇用の派遣労働者につき, 無期雇用への転換推進措置を努力義務化。派遣労働者の賃金等の決定にあたり, 同種の業務に従事する派遣先の労働者との均衡を考慮。 (3)違法派遣に対する迅速・的確な対処: 違法派遣の場合, 派遣先が違法であることを知りながら派遣労働者を受け入れている場合には, 派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣事業の定義: 法第2条自己の雇用する労働者を, 当該雇用関係の下に, かつ, 他人の指揮命令を受けて, 当該他人のために労働に従事させることをいい, 当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする(労働者派遣法第2条) 派遣労働者数: 121万人(雇用者全体に占める割合は2.2%)(2013年10月, 労働力調査, 総務省) 若年層(34歳以下)の割合: 38.8%(2013年10月, 労働力調査, 総務省) 男女比: 男41.3%, 女58.7%(2013年10月, 労働力調査, 総務省) 主な業種: 情報通信業(事業所割合26.9%), 金融・保険業(同19.1%), 製造業(同18.3%), 不動産業・物品貿易業(同17.6%)(2012年派遣労働者実態調査, 厚生労働省) 主な業務: 事務用機器操作19.5%, 物の製造18.5%, 一般事務16.7%, ソフトウェア開発7.5%(2012年派遣労働者実態調査, 厚生労働省) 派遣契約期間: 1か月以下1.9%, 1か月超2か月以下6.7%, 2か月超3か月以下25.3%, 3か月超6か月以下20.0%, 6か月超1年以下15.6%, 1年超3年以下10.3%, その他20.1%(2012年派遣労働者実態調査, 厚生労働省)
アメリカ	<ul style="list-style-type: none"> 連邦法レベルでは, 人材派遣業に関する規制は存在しないが, 州レベルでは, 届出・登録を求める規制もみられる(マサチューセッツ州, ニュージャージー州, ノースカロライナ州等)。 人材派遣会社及び顧客企業は, 派遣労働者の「共同使用者」として差別禁止法の適用を受ける。 派遣業界団体は, アメリカ人材派遣業協会(ASA)。 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者数: 122万人(2005年, 労働統計局) 主な業種: サービス業, 製造業, 卸小売業 主な業務: 生産・輸送・運搬職30.1%, 事務・管理サポート職24.8%, サービス職15.6%, 専門職・関連職12.7%, 経営・管理・財務職7.6%, 販売職2.1%(2005年, 労働統計局) 若年層(34歳以下)の割合: 49.1%(2005年, 労働統計局) 男女比: 男性47.2%, 女性52.8%(2005年, 労働統計局)

(注) 1) 2006年より医療関連業務については産休等の代替要員, 医師についてはへき地に限り派遣が認められている。

第3-17表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
イギリス	<ul style="list-style-type: none"> 根拠法: 1973年職業紹介法(許可制ベース)。1994年法により、民間職業紹介と同様、1973年法の許可制を廃止。届出も不要。但し、2002年からは農業や食品加工など一部業種への労働者供給事業が許可制となつた。2003年法でさらに規制を緩和(手続きの簡素化)するとともに、派遣労働者の権利拡充(手数料規制強化、派遣元及び派遣先企業の責任の明確化など)。2011年10月施行の派遣労働者規則により、派遣期間が12週間超の派遣労働者について、派遣先における同等の直接雇用労働者との間の労働条件等の均等待遇を規定。 規則における派遣労働者とは、派遣事業者との雇用契約または役務の提供に関する契約に基づき、一時に派遣先に供給され、派遣先の監督・指示を受けて働く者を指す。 取扱職種、派遣期間、事由の制限は設けられていない。但し、派遣前6か月以内に派遣先に雇用されていた派遣労働者の派遣の禁止、派遣労働者が派遣先企業に雇用されることを禁止してはならないこと等の規制がある。 業界団体のREC(派遣事業者8000社が加盟)による自己規制メカニズム(行動規範及び自主監査制度、苦情処理制度)が整備されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者数: 152万人(雇用者全体に占める割合は5.2%)(派遣事業者調査、2007年)²⁾ 主な業種: 農林水産・エネルギー・建設業5%, 製造業20%, 流通・宿泊・飲食店7%, 運輸・通信11%, 銀行・金融・保険27%, 公務29%(労働力調査、2007年) 主な職種: 秘書・事務26%, 基礎的(非熟練)25%, 加工・工場労務・機械操作15%, 専門職9%, 準専門職・技術職7%, 対人サービス7%, 熟練工4%, 販売・顧客サービス4%, 管理職・上級職2%(労働力調査、2007年) 若年層(34歳以下)の割合: 61%(労働力調査、2007年) 男女比: 女性44%(労働力調査、2007年) 派遣期間: 3か月未満29%, 6か月未満52%, 12か月未満71%(労働力調査、2007年)
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 根拠法: 1972年労働者派遣法(AÜG)(2002年大幅改正) 労働者派遣業を行う場合、連邦雇用エージェンシーの許可が必要。適用除外業務は、建設業(但し、一般的拘束力のある労働協約の適用を受ける場合は可能)。 派遣期間の上限は段階的に延長され、同一派遣先に同一派遣労働者を派遣する場合、当初3か月であったものが2001年までには24か月となつたが、2002年派遣法改正により、上限規制は撤廃となつた。同改正はまた、賃金・労働条件の均等待遇原則を義務化(但し、労働協約に別段の定めがある場合等を除く)。 2012年1月に派遣労働者に対する最低賃金が導入(2014年1月1日より東部7.85ユーロ、西部8.50ユーロに引き上げ。2015年4月1日から、さらに東部で4.3%, 西部で3.5%引き上げ予定)。 派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。 2011年4月には派遣業界団体のBZAとBAPが合併して人材サービス業者全国使用者連盟(BAP)を結成した。 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者数: 約77万3千人(雇用者全体に占める割合は2.7%)(2011年4月、連邦雇用エージェンシー(BA)統計2011年7月) 主な業務: 非熟練、金属・電機、事務、サービス(2010年、BA統計) 若年層(34歳以下)の割合: 62.3%(2003年) 男女比: 男性72%, 女性28%(2010年12月、BA統計) 派遣期間: 1週間未満10%, 1週間以上3か月未満47%, 3か月以上43%(2010年、BA統計)

2) イギリスの労働力調査による公式数値は30万人程度(2012年時点)であるが、実数値を大幅に下回るものである可能性が高い。このため、ビジネス・企業・規制改革省(BERR)が2007年に実施した派遣事業者調査の結果を示した。

労働者派遣事業についての法規制		労働者派遣事業の現状
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 根拠法:労働者派遣に係る1990年7月12日法(最初の派遣法制定は1972年。これまでの主要な改正内容は派遣事由及び派遣期間に関するもの)。 営業開始にあたって、その所在地の労働監督官に事前届出をすることが義務付けられている。また、財政的保証が必要。 産業医としての派遣労働は禁止されている。 派遣労働の利用禁止事由は、(1)争議参加労働者の代替、(2)危険業務、(3)経済的解雇実施後の6か月間、(4)派遣期間満了後、一定期間経過以前の派遣労働の利用(代替労働、緊急作業の場合を除く)。 恒常的業務に関わる派遣労働の利用は禁止されており、利用事由は、(1)代替要員の補充、(2)企業の業務量の一時的変化への対応、(3)本来的に一時的な業務(季節労働等)、(4)雇用政策上の措置(訓練目的の派遣労働及び就職上の困難に直面する者の派遣労働)の一いずれかでなければならぬ。 派遣期間の上限は原則18か月、更新は1回まで(更新前の契約期間と合わせて18か月以上は、原則として不可)。他の雇用者の代替要員及び安全確保のための緊急作業の場合は最長9か月。 派遣先労働者との賃金、労働条件の均等原則あり。 派遣先は派遣元の社会保険料の未払いについて連帯責任あり。 2005年1月18日可決の社会統合法により、派遣業事業を失業者に対する職業紹介にも拡大(職業紹介の解禁)。 労使協約に基づき、派遣会社の拠出による派遣労働者訓練基金(FAFTT)及び派遣労働雇用基金(FPETT)が設けられている。派遣業界団体:PRISME。 	<ul style="list-style-type: none"> フルタイム労働者数換算(Volume de travail en équivalents-emplois à temps plein: 全派遣労働者の派遣労働者としての就業週数の総計を52週で除したもの、すなわち、派遣労働者が、年間を通じて、フルタイムで派遣労働者として就業していたと仮定した場合の労働者数):約52.5万人(雇用者全体に占める割合は3.0%) 主な業種: 製造43.7%, サービス34.5%, 建設21.3%, 農林水産0.5% 主な業務: 非熟練生産労働者35.4%, 熟練生産労働者42.2%, 事務系労働者12.2%, 幹部職・職長・技術者8.3%, 上級幹部職1.9% 若年層(34歳以下)の割合:60.2% 男女比: 男性72.8%, 女性27.2% 平均派遣期間:1.7週 上記はいずれも2012年の値
中国	<ul style="list-style-type: none"> 根拠法:中国労働契約法(2008年制定、2013年改正) 派遣労働が可能な業務:臨時的・補助的・代替的業務に限る。「臨時的」は「期間が6か月を超えない業務」、「補助的」は「主要な業務のためにサービスを提供する業務」、「代替的」は「労働者が学習・休暇等により就労不可能なため代替する業務」を指す。 派遣労働者は派遣先の労働者と同一の労働に対して同一の賃金の権利を有する。派遣先企業はこの労働者に対して、同等の職務を行うものと同一の労働報酬の分配(賃金支給)をしなければならない。派遣元企業が被派遣労働者と締結する労働契約及び派遣先企業と締結する契約は、この規定に適合するものでなければならない。 派遣事業を行うための最低登録資本金:200万元。行政の認可も必要。 労働契約法が定める規定に違反した場合、派遣元企業には期限を定めた是正命令が下される。期限を越えても是正されない場合、派遣元企業に対して、派遣労働者一人につき5,000元以上1万元以下の罰金が課される。 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者数:3700万人(2011年、推計値)。雇用者全体に占める割合は13.1%。全国总工会の調査による。 「国民経済産業分類」(2011年公布)の20分類のうち、16分類の産業で派遣労働者が使用されている。 出稼ぎ労働者の割合:52.6% 平均年齢:31.4歳 30歳以下の割合:54.2% 平均賃金:2508元(2011年5月値) 派遣労働者の割合が比較的高い産業:建築業(36.2%), 情報通信業(17.9%), 電力・ガス・水道(15.3%)。 派遣労働者の割合が高い企業:国有企业(16.2%), 外資企業(14.2%)

3 就業構造

第3-17表 労働者派遣事業（続き）

Table 3-17: Temporary employment agency services (cont.)

	労働者派遣事業についての法規制	労働者派遣事業の現状
韓国	<ul style="list-style-type: none"> 根拠法: 派遣労働者の保護等に関する法律（1998年制定） 許可制: 労働者派遣事業を行う者は、雇用労働部長官の許可を受けなければならない。 対象業務: <ul style="list-style-type: none"> (1)派遣対象業務: 製造業の直接生産工程を除いて、専門知識・技術・経験または業務の性質などを考慮して適切であると判断される大統領令で定める業務（現在は32業務）。 (2)一時許可業務: 出産・疾病・負傷等で欠員が生じた場合及び一時的・断続的に人材を確保する必要がある場合の業務。 絶対禁止業務: 建設工事現場・荷役・船員等の業務。 派遣期間制限: <ul style="list-style-type: none"> (1)派遣対象業務: 最長1年。但し、1回に限り最長1年まで延長可能。延長期間を含む総派遣期間は2年を超えることができない。 (2)一時許可業務: 出産・疾病・負傷等の場合は、その事由の解消に必要な期間。一時的・断続的に人材を確保する必要がある場合は、3か月以内の期間。但し、1回に限り、最長3か月間延長可能。 均等待遇: 派遣元と派遣先は、派遣労働者であることを理由に派遣先事業所の同種または類似の業務を行う労働者と比べて差別的待遇をしてはならない。派遣労働者は、差別的待遇を受けた場合、労働委員会にその是正を申請できる。 直接雇用業務: 次のような不法派遣の場合は、派遣労働の期間に関わりなく、派遣先が派遣労働者を直接雇用する義務が生じる。 <ul style="list-style-type: none"> (1)派遣対象業務以外の業務（一時許可業務を除く）に派遣労働者を使用した場合。 (2)絶対禁止業務に派遣労働者を使用した場合。 (3)派遣対象業務で2年を超えて継続的に派遣労働者を使用した場合。 (4)出産・疾病等による欠員の解消に必要な期間を超えて派遣労働者を使用した場合。 (5)一時的・断続的事由の派遣で、6か月を超えて派遣労働者を使用した場合。 (6)不許可または重要事項変更の届出をせずに派遣労働者を使用した場合。 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣労働者数: 13万3,082人（派遣対象業務 8万9,816人、一時的・断続的事由に基づく業務 4万3,266人） 主な職種: 事務支援従事者37.8%，顧客関連事務従事者10.7%，自動車運転従事者7.0%，集金及び事務従事者4.3%，飲食調理従事者13.9% 派遣期間: 1～2年未満 19.5%，9か月～1年未満 12.0%，6か月～9か月未満 11.0%，3か月～6か月 20.4%，3か月未満 37.1% (2012上半期)

資料出所 日本: 厚生労働省、総務省統計局ウェブサイト

アメリカ: 労働統計局「2005年特別調査」

イギリス: Gov.ukウェブサイト

ドイツ: 連邦雇用エージェンシー(BA)、連邦政府(Bundesregierung)及びBAPのウェブサイト

フランス: 労働省(2013) L'intérim en 2012 : fort repli du travail temporaire

中国: 人的資源社会保障部、全国总工会等

韓国: 労働政策研究・研修機構(2012)「諸外国の労働者派遣制度における派遣労働者の受け入期間について」

その他: European Foundation for the Improvement of Living and Working Conditions(2006) Temporary Agency Work in an Enlarged European Union等

第3-18表 年齢に関する法制度等（定年等関係）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ
定年年齢等根拠法令	高年齢者等雇用安定法、雇用対策法	雇用における年齢差別禁止法 (Age Discrimination in Employment Act of 1967: ADEA)	2011年雇用平等(退職年齢規定廃止)規則 (Employment Equality (Repeal of Retirement Age Provisions) Regulations 2011)	一般雇用機会均等法 (Allgemeines Gleichbehandlungsgesetz: AGG (通称、反差別法))など
施行年月	2013年4月(改正法) (60歳定年制は1995年4月より施行)	1967年	2011年4月	2006年8月
定年制	可(60歳以上) 但し、65歳までの雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置の導入義務有。(定年年齢の引上げ、継続雇用制度の導入、定年年齢の廃止のいずれか)。2013年4月から継続雇用の対象者は希望者全員。継続雇用先は、自社だけではなく、グループ内の他社も可能。	原則不可 例外として、 (1)特定の業務(パイロットなど)の正常な遂行のため合理的に必要とされる定年制、 (2)高級管理職で一定額以上の退職給付(年金)を受給できる者に対する65歳以上定年制、がある。	原則不可 但し、正当な理由があれば定年制の維持が認められる場合もある(例えば著しい体力や精神力を要する業務等)	可(65歳以上) 但し、65歳未満の定年制も一定要件では可。
高齢者の解雇に対する特別な保護等	事業主は、離職することとなっている高齢者が再就職を希望するときは、当該高齢者が可能な限り早期に再就職できるよう、当該高齢者の在職中の求職活動や職業能力開発について、主体的な意思に基づき求職活動支援書作成等、積極的に支援することにより、再就職の援助に努めるものとする。高齢者雇用確保措置を実施していない企業に対し、労働局、ハローワークが指導、勧告を行い、それでも是正されない場合は企業名を公表。	雇用における年齢差別禁止法 上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている。	雇用における年齢差別の禁止 上記の例外を除き、年齢を理由とする解雇を差別として原則的に禁じている。	解雇制限法による高齢者の解雇保護 不当解雇された労働者が、元の条件で職場復帰できない場合、和解金が支払われる。対象者が、50歳以上の場合、和解金が上乗せされる。

3 就業構造

第3-18表 年齢に関する法制度等（定年等関係）（続き）

Table 3-18: Age-based legal mechanisms including mandatory retirement age (cont.)

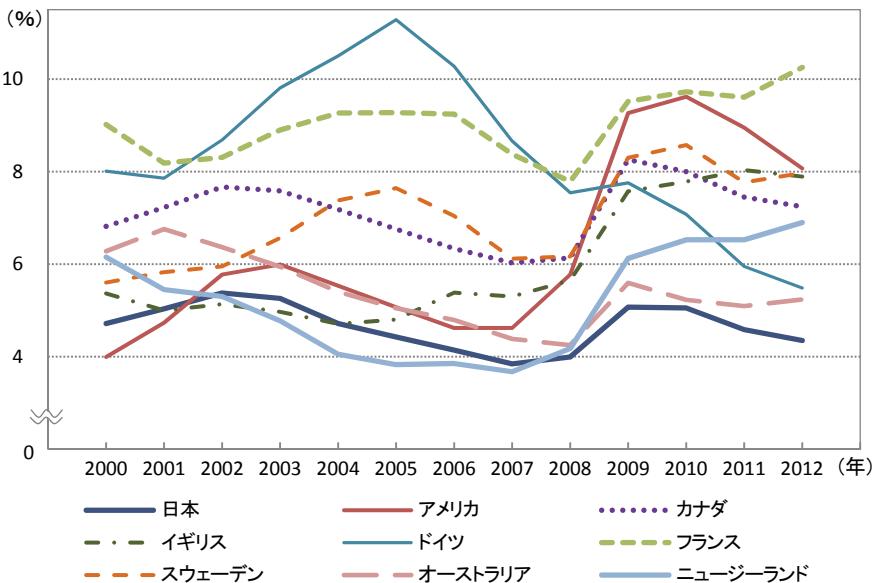
	フランス	中国	韓国
定年年齢等根拠法 令	労働法典L1132-1条(差別防 止に関する一般規定)など (「差別防止に関する法律」 (Loi relative à la lutte contre les discriminations)により改 正)	「労働者の定年・退職に關す る國務院の暫定規則」 「高齢者・弱者・病人・障害者 の幹部の配置に關する暫定 規則」	雇用上の年齢差別禁止及び 高齢者雇用促進に關する法 律
施行年月	(2010年1月に改正)	1978年6月	2008年3月
定年制	可(原則として、70歳以上) 但し、一定の条件の下、67歳 以上の定年設定が可能。 (1955年以前生まれの従業員 に対しては、65歳4か月～66 歳8か月以上の定年設定が 可能。)公務員の場合は職種 により55～65歳(但し、延長が 可能な場合もある)。	可 男性60歳、女性50歳、女性 幹部55歳以上 但し、1983年に國務院の「高 度な専門家の離職・休職・退 職の若干の問題に關する暫 定規定」(第2条第4項)によ り、「学術上の造詣が深く、國 内・海外で重要な影響力を 持つ専門家については、國 務院の承認により、離職・休 職・退職要件を一時的に緩 和し、研究または著述活動を 継続して行うことができる。	事業主には、定年年齢を60 歳以上とするよう努力する義 務が課されている。従業員 300人以上規模の事業主は、 定年年齢が著しく低い場合、 定年延長計画の提出を求め られたり、雇用労働部長官か ら定年延長を勧告されたりす ることがある。
高齢者の 解雇に對 する特別 な保護等	高齢者の解雇時の追加負担 制度(ドラランド拠出金)の廢 止 50歳以上の労働者を解雇す る場合、企業が失業保険の 拠出金を支払う制度は、(中 高年の採用を躊躇する原因 になると考えられていたた め,) 2008年1月1日に廢止さ れた。 整理解雇時における高齢者 等への配慮義務 企業が経済的な理由による 解雇(整理解雇)を行う際に定 めなければならない解雇の順 番の基準において、高齢者等 の状況を特に考慮しな ければならない。		「雇用上の年齢差別禁止及 び高齢者雇用促進に關する 法律」に基づき、解雇をはじ め、募集・採用、賃金及び賃 金以外の金品支給、福利厚 生、教育・訓練と配置、転勤、 昇進、退職、解雇などあらゆ る分野で年齢を理由とする差 別が禁止されている。

資料出所 厚生労働省、アメリカ連邦労働省、イギリスGov.uk、ドイツ労働社会省、フランス法律データ
ベース(Legifrance)及び労働省等、中国国務院、韓国雇用労働部、各ウェブサイト

4. 失業・失業保険・雇用調整

**Unemployment, Unemployment Insurance
and Employment Adjustment**

4-1 ILO定義失業率

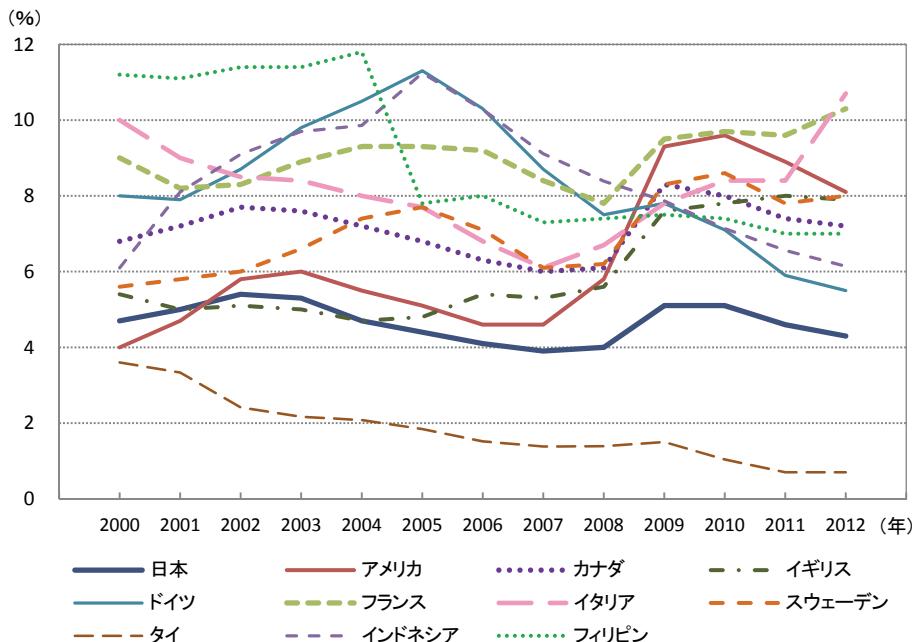


► グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第4-1表 調整失業率」(p.140)を参照。

各国で公表されている失業率は、国によって定義が異なるため、そのままでは国際比較ができない。そこでILOでは、ILO指針による失業率を定義している。この定義に基づいて各国の失業率が比較可能となるように試算しているのが、OECDによる「調整失業率」である。調整失業率 (Harmonised unemployment rates) は、2009年1月以降、それまでの標準化失業率 (Standardised unemployment rates) から名称変更されたものである。

日本の失業率は2003年まで上昇傾向にあったが、2004年から2007年にかけて徐々に低下した。しかし、2009年にはリーマンショックの影響で再び5.1%へと上昇した。ニュージーランド、オーストラリア、カナダ、イギリスでは1990年から2008年にかけて失業率の大幅な低下がみられた。一方、ドイツ、フランス、スウェーデンでは1990年から2005年にかけて失業率の上昇傾向が続いたが、その後しばらく低下していた。だが、ドイツの例外を除きいずれの国も2008年秋以降、世界的な経済危機によって、失業率の上昇がみられた。

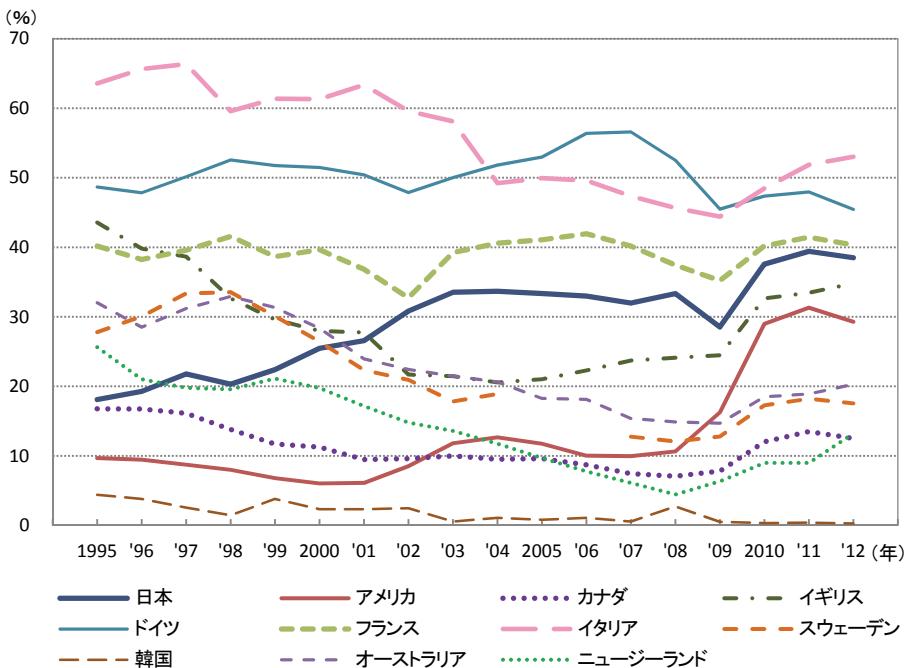
4-2 失業率（各国公表値）



▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第4-2表 失業率(各国公表値)」(p.141)を参照。

各国公表値による失業率の推移をみると、2005年から2010年にかけて、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、イタリア、スウェーデンなど、ドイツを除いて欧米諸国の失業率は軒並み上昇した。これは2008年秋以降の金融危機の影響によるものと考えられる。すでに低成長にシフトしていたこれらの先進諸国で失業率の上昇がみられた一方、タイ、インドネシア、フィリピンなどのアジア諸国では逆に失業率が低下した。成長力が失業リスクを上回って維持されたとの見方もできよう。日本は欧米諸国と同様、失業率がわずかに上昇した。ただし、こうした違いの背景には、成長率の差異等の経済動向のみならず、年齢の人口構成、慣行及び政策制度面での差異といった構造的要因もあると考えられる。なお失業率の定義は各国ごとに異なるため、公表値をそのまま比較することは適当ではない。

4-3 長期失業者の割合



▶ グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第4-5表 長期失業者の割合(1年以上)」(p.146)を参照。

(注)スウェーデンの2005年、2006年値はなし。

各国ごとに統計上の失業者の定義が異なるため厳密な比較はできないが、失業者に占める長期失業者の割合は、ドイツ、イタリアなど欧州大陸主要国で高く、2012年の1年以上の長期失業者の割合が約5割となっている。また、米国でも1年以上の長期失業者の割合は2009年の16.3%から2012年の29.3%へと急速に上昇した。他方、韓国では1%未満とかなり低い。

こうした動向の背景には、各国の経済成長率の差異等の景気動向のほか、雇用慣行や政策制度面での差異など構造的な要因も影響していると考えられる。

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-1表 調整失業率¹⁾

Table 4-1: Harmonised unemployment rates

		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	(%)
日本	JPN	3.2	4.7	4.4	3.8	4.0	5.1	5.1	4.6	4.4	
アメリカ	USA	5.6	4.0	5.1	4.6	5.8	9.3	9.6	9.0	8.1	
カナダ	CAN	9.5	6.8	6.8	6.0	6.1	8.3	8.0	7.5	7.2	
イギリス	GBR	8.5	5.4	4.8	5.3	5.7	7.6	7.8	8.0	7.9	
ドイツ	DEU	8.3	8.0	11.3	8.7	7.5	7.8	7.1	6.0	5.5	
フランス	FRA	10.5	9.0	9.3	8.4	7.8	9.5	9.7	9.6	10.3	
イタリア	ITA	11.2	10.1	7.7	6.1	6.7	7.8	8.4	8.4	10.7	
オランダ	NLD	7.1	3.1	5.3	3.6	3.1	3.7	4.5	4.5	5.3	
ベルギー	BEL	9.7	6.9	8.4	7.5	7.0	7.9	8.3	7.2	7.6	
ルクセンブルク	LUX	2.9	2.2	4.7	4.2	4.9	5.1	4.6	4.8	5.1	
デンマーク	DNK	6.7	4.3	4.8	3.8	3.4	6.0	7.5	7.6	7.5	
スウェーデン	SWE	8.8	5.6	7.6	6.1	6.2	8.3	8.6	7.8	8.0	
フィンランド	FIN	15.4	9.8	8.4	6.9	6.4	8.2	8.4	7.8	7.7	
ノルウェー	NOR	4.9	3.2	4.5	2.5	2.6	3.2	3.6	3.3	3.2	
オーストリア	AUT	3.9	3.6	5.2	4.4	3.8	4.8	4.4	4.1	4.4	
スイス	CHE	—	—	—	—	—	—	4.5	4.0	4.2	
アイルランド	IRL	12.3	4.2	4.4	4.7	6.4	12.0	13.9	14.7	14.7	
ギリシャ	GRC	—	11.2	9.9	8.3	7.7	9.5	12.6	17.7	24.3	
スペイン	ESP	20.0	11.7	9.2	8.3	11.3	18.0	20.1	21.6	25.1	
ポルトガル	PRT	7.2	4.0	7.7	8.1	7.7	9.6	11.0	12.9	15.9	
韓国	KOR	2.1	4.4	3.7	3.3	3.2	3.7	3.7	3.4	3.2	
オーストラリア	AUS	8.5	6.3	5.0	4.4	4.2	5.6	5.2	5.1	5.2	
ニュージーランド	NZL	6.5	6.2	3.8	3.7	4.2	6.1	6.5	6.5	6.9	

資料出所 OECD(2013.7) *Employment Outlook 2013*

(注) 1) ILOガイドラインに基づくもので、失業者は、生産年齢の者で、就業しておらず、就業可能な状態で、かつ求職活動(自営開業のための準備等を含む)を積極的に行つた者と定義される。失業率は、軍人を除いた労働力人口に占める失業者数の割合で算出された割合である。

本表のデータはできるだけ時系列での比較可能性を確保し、ILOガイドラインと整合するようOECDが調整したもの。データはすべて労働力調査に基づく推計を基準にしている。年次調査を実施する国々の月次推計は、補外法あるいは補間法及び行政データの動向を統合することによって得られる。その後、月次推計(失業及び労働力)を平均し、各年数値を算出。月次あるいは四半期調査のある国々については、月次あるいは四半期推計の平均値によって各年数値が得られる。一部の国々の調整手続は、米国労働省労働統計局が活用する調整手続に類似している。EU諸国については、EU統計局の比較失業率(CURs)の算出に用いられる手続に類似する手続を採用している。より詳しい説明については、<http://www.oecd.org/std/> を参照。

なお調整失業率(Harmonised unemployment rates)とは、Eurostatで使われている用語であわせて、2009年1月以降、OECDにおいてこれまでの標準化失業率(Standardised unemployment rates)から名称が変更されたものである。

第4-2表 失業率（各国公表値）

Table 4-2: Unemployment rates (officially published national sources)

		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	(%)
日本 ¹⁾	JPN	3.2	4.7	4.4	3.9	4.0	5.1	5.1	4.6	4.3	
アメリカ	USA	5.6	4.0	5.1	4.6	5.8	9.3	9.6	8.9	8.1	
カナダ	CAN	9.5	6.8	6.8	6.0	6.1	8.3	8.0	7.4	7.2	
イギリス	GBR	8.5	5.4	4.8	5.3	5.6	7.6	7.8	8.0	7.9	
ドイツ	DEU	8.3	8.0	11.3	8.7	7.5	7.8	7.1	5.9	5.5	
フランス	FRA	10.5	9.0	9.3	8.4	7.8	9.5	9.7	9.6	10.3	
イタリア	ITA	11.2	10.0	7.7	6.1	6.7	7.8	8.4	8.4	10.7	
オランダ	NLD	7.1	3.1	5.3	3.6	3.1	3.7	4.5	4.4	5.3	
ベルギー	BEL	9.7	6.9	8.5	7.5	7.0	7.9	8.3	7.2	7.6	
ルクセンブルク	LUX	2.9	2.2	4.6	4.2	4.9	5.1	4.6	4.8	5.1	
デンマーク	DNK	6.7	4.3	4.8	3.8	3.4	6.0	7.5	7.6	7.5	
スウェーデン	SWE	8.8	5.6	7.7	6.1	6.2	8.3	8.6	7.8	8.0	
フィンランド	FIN	15.4	9.8	8.4	6.9	6.4	8.2	8.4	7.8	7.7	
ノルウェー	NOR	4.9	3.2	4.5	2.5	2.5	3.2	3.6	3.3	3.2	
ロシア	RUS	9.5	10.6	7.1	6.0	6.2	8.3	7.3	6.5	5.5	
オーストリア	AUS	3.9	3.6	5.2	4.4	3.8	4.8	4.4	4.2	4.3	
アイルランド	IRL	12.3	4.2	4.4	4.7	6.4	12.0	13.9	14.7	14.7	
ギリシャ	GRC	—	11.2	9.9	8.3	7.7	9.5	12.6	17.7	24.3	
スペイン	ESP	20.0	11.7	9.2	8.3	11.3	18.0	20.1	21.7	25.0	
ポルトガル	PRT	7.2	4.5	8.6	8.9	8.5	10.6	12.0	12.9	15.9	
中国	CHN	2.9	3.1	4.2	4.0	4.2	4.3	4.1	4.1	4.1	
香港	HKG	3.2	4.9	5.6	4.0	3.5	5.3	4.3	3.4	3.3	
台湾	TWN	1.8	3.0	4.1	3.9	4.1	5.9	5.2	4.4	4.2	
韓国	KOR	—	4.4	3.7	3.2	3.2	3.6	3.7	3.4	3.2	
シンガポール ²⁾	SGP	2.2	3.7	4.1	3.0	3.2	4.3	3.1	2.9	2.8	
マレーシア	MYS	3.1	3.0	3.5	3.2	3.3	3.7	3.3	3.1	3.0	
タイ	THA	1.7	3.6	1.8	1.4	1.4	1.5	1.0	0.7	0.7	
インドネシア ³⁾	IDN	—	6.1	11.2	9.1	8.4	7.9	7.1	6.6	6.1	
フィリピン	PHL	9.5	11.2	7.8	7.3	7.4	7.5	7.4	7.0	7.0	
オーストラリア	AUS	8.5	6.3	5.0	4.4	4.3	5.6	5.2	5.1	5.2	
ニュージーランド	NZL	6.5	6.1	3.8	3.7	4.2	6.1	6.5	6.5	6.9	
ブラジル ⁴⁾	BRA	6.1	9.4	9.9	9.3	7.9	8.1	6.7	6.0	5.5	

資料出所 日本:総務省統計局(2013.7)「労働力調査(時系列表、2010年国勢調査基準)」

アメリカ:労働省(2013.2) *LFS from the Current Population Survey*カナダ:Statistics Canada(2013.8) *Table 282-0086, Labour force survey estimates*

欧州: Eurostat Database "LFS main indicators" 2013年8月現在

ロシア:連邦国家統計庁(<http://www.gks.ru/>)2013年8月現在

中国:人の資源社会保障部(2013.6)「2012人の資源・社会保障開発統計」

香港:統計局(<http://www.censtat.gov.hk/>)2013年8月現在台湾:国家統計処(<http://eng.stat.gov.tw/>)2013年8月現在韓国:国家統計庁(2013) *Economically Active Population Survey*ブラジル:地理・統計院(<http://www.ibge.gov.br/>)2013年8月現在

その他:各國政府統計「労働力調査」及びILO Database (LABORSTA) 2013年8月現在

(注) 失業者の定義については第4-7表(p.148)を参照。

1) 日本の2011年は東日本大震災の影響による欠損データを補完推計した値。

2) 国籍保有者・永住権保有者を対象。永住権を持たない外国人を除く。

3) 2005年は11月の数値、2000年及び2006年以降は8月の数値。

4) 10歳以上を対象。2000年以前は6つの農村地区を除く9月調査。2000年は2001年の数値。

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-3表 年齢階級別失業者数・構成比（2012年）

Table 4-3: Unemployment by age group, 2012

(男女計/Total)		(千人/thousands, (%))			
歳/age group		15~19	20~24	25~29	30~34
日本	JPN	70 (2.5)	340 (11.9)	390 (13.7)	300 (10.5)
アメリカ ¹⁾	USA	1,397 (11.2)	2,054 (16.4)	1,500 (12.0)	1,264 (10.1)
カナダ	CAN	209 (15.3)	197 (14.4)	150 (11.0)	130 (9.5)
イギリス ¹⁾	GBR	423 (16.8)	545 (21.7)	322 (12.8)	238 (9.4)
ドイツ ¹⁾	DEU	107 (4.6)	263 (11.4)	269 (11.7)	238 (10.3)
フランス	FRA	171 (6.1)	497 (17.6)	423 (15.0)	343 (12.1)
イタリア	ITA	140 (5.1)	471 (17.2)	426 (15.5)	389 (14.2)
スウェーデン	SWE	65 (16.0)	89 (22.0)	49 (12.0)	35 (8.6)
香港 ²⁾	HKG	5 (4.4)	20 (17.1)	15 (13.0)	11 (9.1)
韓国	KOR	22 (2.7)	124 (15.1)	167 (20.4)	92 (11.3)
シンガポール ³⁾	SGP	3 (3.8)	15 (19.2)	10 (12.2)	7 (8.5)
フィリピン	PHL	486 (17.2)	926 (32.8)	820 (29.0)	
オーストラリア	AUS	136 (21.4)	113 (17.8)	74 (11.6)	56 (8.9)
ニュージーランド	NZL	35 (21.6)	32 (19.6)	18 (11.2)	13 (7.9)
		35~39	40~44	45~49	50~54
日本	JPN	320 (11.2)	320 (11.2)	240 (8.4)	210 (7.4)
アメリカ ¹⁾	USA	1,098 (8.8)	1,061 (8.5)	1,085 (8.7)	1,094 (8.7)
カナダ	CAN	111 (8.1)	116 (8.5)	122 (8.9)	130 (9.5)
イギリス ¹⁾	GBR	190 (7.6)	212 (8.4)	192 (7.6)	163 (6.5)
ドイツ ¹⁾	DEU	223 (9.7)	250 (10.9)	272 (11.8)	270 (11.7)
フランス	FRA	293 (10.4)	296 (10.5)	277 (9.8)	248 (8.8)
イタリア	ITA	357 (13.0)	312 (11.4)	275 (10.0)	198 (7.2)
スウェーデン	SWE	29 (7.2)	29 (7.3)	32 (8.0)	25 (6.3)
香港 ²⁾	HKG	10 (8.3)	12 (10.3)	15 (12.5)	15 (12.7)
韓国	KOR	84 (10.3)	76 (9.3)	62 (7.6)	63 (7.7)
シンガポール ³⁾	SGP	7 (9.2)	7 (9.1)	8 (10.1)	8 (10.1)
フィリピン	PHL	286 (10.1)		190 (6.7)	
オーストラリア	AUS	50 (7.8)	55 (8.6)	44 (7.0)	43 (6.8)
ニュージーランド	NZL	12 (7.1)	12 (7.4)	13 (7.7)	11 (6.9)
		55~59	60~64	65~	計/Total
日本	JPN	230 (8.1)	290 (10.2)	140 (4.9)	2,850 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	892 (7.1)	577 (4.6)	482 (3.9)	12,504 (100)
カナダ	CAN	107 (7.8)	70 (5.1)	26 (1.9)	1,367 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	133 (5.3)	82 (3.3)	17 (0.7)	2,519 (100)
ドイツ ¹⁾	DEU	250 (10.9)	162 (7.0)	— (—)	2,304 (100)
フランス	FRA	217 (7.7)	55 (2.0)	4 (0.1)	2,824 (100)
イタリア	ITA	122 (4.4)	47 (1.7)	8 (0.3)	2,744 (100)
スウェーデン	SWE	25 (6.1)	22 (5.5)	4 (1.0)	403 (100)
香港 ²⁾	HKG	11 (9.1)	4 (3.5)		117 (100)
韓国	KOR	52 (6.3)	39 (4.7)	38 (4.6)	820 (100)
シンガポール ³⁾	SGP	6 (7.2)	4 (5.4)	4 (4.8)	79 (100)
フィリピン	PHL	96 (3.4)		21 (0.7)	2,826 (100)
オーストラリア	AUS	36 (5.6)	22 (3.5)	6 (1.0)	635 (100)
ニュージーランド	NZL	9 (5.2)	7 (4.2)	2 (1.1)	164 (100)

(注) 労働力調査ベース。()内の数字は構成比(%)。

1) アメリカ、イギリスの15~19歳欄は16~19歳を対象。ドイツの年齢計は15~64歳を対象。

2) 香港は第4四半期の結果。

3) シンガポールは6月の数値。

(男性/Male)		(千人/thousands, (%)			
歳/age group		15~19	20~24	25~29	30~34
日本	JPN	40 (2.3)	190 (11.0)	230 (13.3)	180 (10.4)
アメリカ ¹⁾	USA	788 (11.6)	1,162 (17.2)	808 (11.9)	668 (9.9)
カナダ	CAN	114 (15.0)	116 (15.3)	88 (11.5)	73 (9.6)
イギリス ¹⁾	GBR	238 (16.5)	344 (23.8)	178 (12.3)	122 (8.4)
ドイツ ¹⁾	DEU	60 (4.6)	156 (12.1)	155 (12.0)	138 (10.7)
フランス	FRA	99 (6.8)	268 (18.4)	222 (15.2)	177 (12.1)
イタリア	ITA	84 (5.7)	261 (17.8)	220 (15.0)	198 (13.5)
スウェーデン	SWE	30 (14.0)	51 (23.6)	27 (12.6)	18 (8.3)
香港 ²⁾	HKG	4 (5.0)	11 (15.6)	10 (13.5)	7 (9.0)
韓国	KOR	10 (2.0)	53 (10.6)	107 (21.3)	62 (12.3)
シンガポール ³⁾	SGP	1 (2.5)	6 (15.2)	6 (14.7)	3 (7.3)
フィリピン	PHL	275 (15.6)	534 (30.2)	528 (29.9)	
オーストラリア	AUS	74 (21.7)	63 (18.6)	40 (11.9)	28 (8.2)
ニュージーランド	NZL	18 (21.5)	18 (21.3)	10 (11.8)	6 (6.9)
		35~39	40~44	45~49	50~54
日本	JPN	180 (10.4)	170 (9.8)	130 (7.5)	130 (7.5)
アメリカ ¹⁾	USA	572 (8.4)	553 (8.2)	572 (8.4)	569 (8.4)
カナダ	CAN	56 (7.3)	58 (7.6)	65 (8.6)	74 (9.8)
イギリス ¹⁾	GBR	106 (7.3)	103 (7.1)	101 (7.0)	100 (6.9)
ドイツ ¹⁾	DEU	122 (9.4)	135 (10.4)	144 (11.1)	146 (11.3)
フランス	FRA	147 (10.1)	144 (9.9)	129 (8.9)	128 (8.7)
イタリア	ITA	175 (11.9)	154 (10.5)	139 (9.5)	116 (7.9)
スウェーデン	SWE	14 (6.6)	16 (7.2)	17 (7.8)	15 (6.9)
香港 ²⁾	HKG	5 (6.2)	7 (9.2)	9 (12.4)	10 (13.5)
韓国	KOR	57 (11.2)	46 (9.2)	37 (7.3)	42 (8.3)
シンガポール ³⁾	SGP	3 (6.6)	3 (8.6)	4 (10.6)	5 (11.4)
フィリピン	PHL	200 (11.3)		143 (8.1)	
オーストラリア	AUS	25 (7.4)	26 (7.5)	22 (6.5)	22 (6.6)
ニュージーランド	NZL	5 (5.8)	6 (6.7)	6 (7.1)	6 (7.1)
		55~59	60~64	65~	計/Total
日本	JPN	150 (8.7)	220 (12.7)	110 (6.4)	1,730 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	494 (7.3)	316 (4.7)	268 (4.0)	6,770 (100)
カナダ	CAN	59 (7.8)	41 (5.4)	17 (2.2)	761 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	80 (5.5)	60 (4.2)	11 (0.8)	1,444 (100)
ドイツ ¹⁾	DEU	137 (10.6)	100 (7.7)	— (—)	1,293 (100)
フランス	FRA	116 (8.0)	28 (1.9)	2 (0.1)	1,459 (100)
イタリア	ITA	80 (5.5)	37 (2.5)	4 (0.3)	1,469 (100)
スウェーデン	SWE	14 (6.5)	13 (5.8)	1.6 (0.7)	218 (100)
香港 ²⁾	HKG	8 (11.3)	3 (4.4)		73 (100)
韓国	KOR	37 (7.3)	29 (5.8)	24 (4.7)	504 (100)
シンガポール ³⁾	SGP	4 (8.9)	3 (6.8)	3 (6.8)	40 (100)
フィリピン	PHL	73 (4.1)		13 (0.7)	1,767 (100)
オーストラリア	AUS	20 (6.0)	14 (4.2)	5 (1.4)	340 (100)
ニュージーランド	NZL	4 (5.4)	4 (5.0)	1.2 (1.5)	82 (100)

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-3表 年齢階級別失業者数・構成比（2012年）（続き）

Table 4-3: Unemployment by age group, 2012 (cont.)

(女性/Female)		(千人/thousands, (%))			
歳/age group		15~19	20~24	25~29	30~34
日本	JPN	30 (2.7)	150 (13.4)	150 (13.4)	120 (10.7)
アメリカ ¹⁾	USA	609 (10.6)	892 (15.6)	692 (12.1)	596 (10.4)
カナダ	CAN	95 (15.6)	80 (13.3)	62 (10.3)	57 (9.4)
イギリス ¹⁾	GBR	185 (17.2)	201 (18.7)	143 (13.3)	116 (10.8)
ドイツ ¹⁾	DEU	47 (4.6)	107 (10.6)	114 (11.3)	100 (9.9)
フランス	FRA	72 (5.3)	228 (16.7)	201 (14.7)	166 (12.2)
イタリア	ITA	56 (4.4)	210 (16.5)	206 (16.2)	191 (15.0)
スウェーデン	SWE	34 (18.4)	37 (20.2)	21 (11.4)	16 (8.9)
香港 ²⁾	HKG	2 (3.8)	9 (19.6)	5 (11.9)	4 (9.5)
韓国	KOR	12 (3.8)	71 (22.4)	60 (18.9)	30 (9.6)
シンガポール ³⁾	SGP	2 (5.1)	9 (23.3)	4 (9.6)	4 (9.6)
フィリピン	PHL	210 (19.8)	392 (37.0)	293 (27.7)	
オーストラリア	AUS	62 (21.1)	50 (16.9)	34 (11.4)	28 (9.6)
ニュージーランド	NZL	18 (21.6)	15 (17.9)	9 (10.6)	7 (8.9)
		35~39	40~44	45~49	50~54
日本	JPN	140 (12.5)	150 (13.4)	110 (9.8)	90 (8.0)
アメリカ ¹⁾	USA	526 (9.2)	508 (8.9)	513 (8.9)	525 (9.2)
カナダ	CAN	55 (9.1)	58 (9.6)	57 (9.4)	56 (9.2)
イギリス ¹⁾	GBR	84 (7.9)	109 (10.1)	92 (8.5)	63 (5.9)
ドイツ ¹⁾	DEU	101 (10.0)	115 (11.4)	128 (12.7)	124 (12.3)
フランス	FRA	146 (10.7)	152 (11.1)	148 (10.8)	121 (8.8)
イタリア	ITA	182 (14.2)	158 (12.4)	136 (10.7)	81 (6.4)
スウェーデン	SWE	15 (7.9)	14 (7.5)	15 (8.3)	10 (5.6)
香港 ²⁾	HKG	5 (11.7)	5 (12.2)	6 (12.6)	5 (11.5)
韓国	KOR	28 (8.7)	30 (9.5)	25 (8.0)	21 (6.7)
シンガポール ³⁾	SGP	5 (11.9)	4 (9.6)	4 (9.6)	4 (8.9)
フィリピン	PHL	86 (8.1)		47 (4.4)	
オーストラリア	AUS	25 (8.3)	29 (10.0)	22 (7.5)	21 (7.0)
ニュージーランド	NZL	7 (8.4)	7 (8.2)	7 (8.4)	6 (6.8)
		55~59	60~64	65~	計/Total
日本	JPN	70 (6.3)	80 (7.1)	30 (2.7)	1,120 (100)
アメリカ ¹⁾	USA	398 (6.9)	261 (4.6)	214 (3.7)	5,734 (100)
カナダ	CAN	48 (7.9)	29 (4.7)	10 (1.6)	605 (100)
イギリス ¹⁾	GBR	53 (5.0)	22 (2.0)	6 (0.6)	1,075 (100)
ドイツ ¹⁾	DEU	113 (11.2)	62 (6.1)	— (—)	1,011 (100)
フランス	FRA	101 (7.4)	28 (2.0)	2 (0.2)	1,365 (100)
イタリア	ITA	42 (3.3)	10 (0.8)	4 (0.3)	1,275 (100)
スウェーデン	SWE	10 (5.6)	9 (5.0)	2 (1.2)	185 (100)
香港 ²⁾	HKG	2 (5.4)	0.8 (1.8)		44 (100)
韓国	KOR	15 (4.8)	9 (3.0)	14 (4.5)	316 (100)
シンガポール ³⁾	SGP	2 (5.6)	2 (4.1)	1 (3.0)	40 (100)
フィリピン	PHL	23 (2.2)		8 (0.8)	1,059 (100)
オーストラリア	AUS	15 (5.1)	8 (2.6)	2 (0.5)	295 (100)
ニュージーランド	NZL	4 (5.0)	3 (3.4)	0.6 (0.7)	82 (100)

資料出所 日本:総務省統計局(2013.5)「平成24年労働力調査年報」

日本を除くOECD諸国:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>) 2013年9月現在

その他の国:各国政府統計資料

第4-4表 年齢階級別失業率

Table 4-4: Unemployment rates by age group

年齢階級/age group		2005年			2010			2012			(%)
		15~24	25~54	55~64	15~24	25~54	55~64	15~24	25~54	55~64	
日本	JPN	8.7	4.2	4.1	9.4	4.8	5.0	8.1	4.2	4.1	
アメリカ ¹⁾	USA	11.3	4.1	3.3	18.4	8.6	7.1	16.2	7.0	5.9	
カナダ	CAN	12.4	5.8	5.4	14.8	6.9	6.6	14.3	6.0	6.3	
イギリス ¹⁾	GBR	12.2	3.4	2.6	19.3	6.1	4.8	21.0	6.0	4.9	
ドイツ	DEU	15.2	10.4	12.7	9.7	6.6	7.7	8.1	5.1	5.9	
フランス	FRA	20.6	7.8	5.3	22.8	8.0	6.6	23.8	8.6	7.1	
イタリア ²⁾	ITA	24.0	6.7	3.5	27.9	7.6	3.6	35.3	9.6	5.3	
オランダ	NLD	9.4	4.5	4.5	8.7	3.6	4.0	9.5	4.4	4.7	
ベルギー	BEL	21.5	7.4	4.4	22.4	7.3	4.6	19.8	6.7	4.5	
ルクセンブルク	LUX	13.7	3.9	2.1	14.2	3.9	2.3	18.8	4.5	2.1	
デンマーク	DNK	8.6	4.1	5.2	14.0	6.6	5.5	14.1	6.7	5.5	
スウェーデン ³⁾	SWE	22.0	6.2	4.5	24.8	6.4	5.8	23.7	5.9	5.2	
フィンランド	FIN	18.9	6.9	6.9	20.3	6.9	6.5	17.8	6.2	6.4	
ノルウェー ¹⁾	NOR	12.0	4.0	1.7	9.3	3.1	1.4	8.6	2.7	1.3	
ロシア	RUS	15.5	6.1	4.0	16.9	6.3	4.9	14.8	4.6	3.3	
オーストリア	AUT	10.3	4.4	3.6	8.8	4.0	2.2	8.7	3.8	3.0	
スイス	CHE	8.8	3.8	3.7	7.8	4.2	3.5	8.4	3.7	3.1	
アイルランド	IRL	9.8	4.0	3.0	28.3	12.6	8.3	33.0	13.6	10.1	
スペイン ¹⁾	ESP	19.7	8.0	6.1	41.6	18.6	14.1	53.2	23.6	17.9	
ポルトガル	PRT	16.1	7.3	6.2	22.3	10.7	8.9	37.7	14.8	12.8	
チェコ	CZE	19.3	7.1	5.2	18.3	6.4	6.5	19.5	6.1	5.8	
ポーランド	POL	37.8	16.0	11.2	23.7	8.3	7.1	26.5	8.8	7.4	
EU-15		16.5	7.2	6.3	20.0	8.6	6.8	22.2	9.7	7.3	
EU-21		18.3	8.0	6.6	20.5	8.6	6.9	22.7	9.6	7.3	
韓国	KOR	10.2	3.4	2.5	9.8	3.5	2.9	9.0	3.0	2.5	
オーストラリア	AUS	10.6	3.9	3.4	11.5	4.0	3.3	11.7	4.0	3.5	
ニュージーランド	NZL	9.7	2.8	1.9	17.1	4.9	3.4	17.7	5.3	4.0	
ブラジル ⁴⁾	BRA	19.3	6.6	3.2	17.8	6.3	3.0	15.4	5.0	2.3	
メキシコ	MEX	6.6	2.8	2.1	9.4	4.4	3.1	9.4	4.0	2.7	

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “LFS by sex and age: indicators”2013年9月現在
日本: 総務省統計局(2013.2)「労働力調査(長期時系列)」

(注) 1) 15~24歳欄は16~24歳の数値(スペイン・ノルウェーは2005年のみ)。
 2) 15~24歳欄は2005年までは15~24歳、2010年、2012年は16~24歳の数値。
 3) 15~24歳欄は2005年までは16~24歳、2010年、2012年は15~24歳の数値。2005年4月より海外雇用者も含む。
 4) 2010年欄は2009年の数値、2012年欄は2011年の数値。15~24歳欄は14~24歳の数値。

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-5表 長期失業者の割合

Table 4-5: Incidence of long-term unemployment among total unemployment

失業期間 duration of unemployment		6か月以上1年未満 6 to 12 months					1年以上 1 year and over					(% %)
		年	1995	2000	2005	2010	2012	1995	2000	2005	2010	2012
日本	JPN	19.6	21.4	15.8	18.0	16.2	18.1	25.5	33.3	37.6	38.5	
アメリカ	USA	7.6	5.4	7.9	14.3	11.8	9.7	6.0	11.8	29.0	29.3	
カナダ	CAN	12.7	8.3	7.5	11.2	8.9	16.8	11.3	9.6	12.0	12.5	
イギリス	GBR	17.2	15.2	15.9	19.9	18.7	43.6	28.0	21.0	32.6	34.8	
ドイツ	DEU	17.2	16.1	16.3	16.1	14.5	48.7	51.5	53.0	47.4	45.5	
フランス	FRA	19.3	16.8	18.7	19.7	19.1	40.2	39.6	41.1	40.2	40.3	
イタリア	ITA	16.7	16.3	14.2	16.1	15.6	63.6	61.3	49.9	48.5	53.0	
オランダ ¹⁾	NLD	33.6	37.3	19.6	20.9	17.3	46.8	43.5	40.2	27.6	33.7	
ベルギー	BEL	15.3	15.4	15.1	17.3	16.2	62.4	56.3	51.7	48.8	44.7	
デンマーク	DNK	18.7	18.1	16.6	18.5	16.7	27.9	20.0	23.4	20.2	28.0	
スウェーデン ²⁾	SWE	17.8	15.1	18.4	17.6	15.5	27.8	26.4	18.9	17.3	17.5	
フィンランド	FIN	19.1	17.4	16.9	15.9	14.4	37.6	29.0	24.9	23.6	21.7	
ノルウェー	NOR	15.1	11.2	15.8	21.9	20.1	24.2	5.3	9.5	9.5	8.7	
ロシア	RUS	18.7	19.0	19.3	17.4	17.5	29.7	46.2	39.0	30.0	30.9	
オーストリア	AUT	14.6	13.8	18.0	17.9	18.1	29.1	25.8	25.3	25.2	24.8	
スイス	CHE	17.2	16.8	20.1	22.7	15.9	33.6	29.0	39.0	33.1	35.3	
アイルランド ¹⁾	IRL	16.6	20.8	16.9	21.0	14.0	61.6	55.3	33.4	49.1	61.7	
ギリシャ	GRC	21.2	17.1	17.8	17.8	15.5	51.4	56.4	52.1	45.0	59.3	
スペイン	ESP	18.2	19.7	15.2	21.1	19.0	54.6	42.4	24.5	36.6	44.5	
ポルトガル	PRT	14.2	17.2	18.7	18.2	18.8	50.9	42.9	48.2	52.3	48.7	
チェコ	CZE	21.7	21.1	19.1	22.9	20.5	31.2	48.8	53.6	43.3	43.4	
ポーランド	POL	23.0	25.2	19.5	21.0	20.1	40.0	37.9	52.2	25.5	34.8	
EU-15		18.2	16.8	16.5	18.8	17.5	49.3	45.4	41.9	39.9	44.0	
EU-21		18.8	18.3	17.0	19.2	17.8	48.2	44.6	44.5	39.5	43.7	
韓国	KOR	13.3	11.8	10.8	6.6	8.2	4.4	2.3	0.8	0.3	0.3	
オーストラリア	AUS	16.3	14.0	12.4	14.6	14.3	32.0	28.3	18.3	18.5	20.3	
ニュージーランド	NZL	17.7	17.0	12.7	19.1	18.8	25.6	19.8	9.7	9.0	13.2	
メキシコ	MEX	6.6	4.0	4.4	5.2	3.6	1.5	1.2	2.3	2.4	1.9	

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Incidence of unemployment by duration” 2013年9月現在

(注) 1) 2000年の欄は、1999年の数値。

2) 2005年の欄は、2004年の数値。2005年以降は3か月以内に就業予定の者を含む(2005年より以前は1か月以内)。また16歳以上のフルタイム学生で求職中の数も含む。

第4-6表 失業期間別構成比（2012年）

Table 4-6: Incidence of unemployment by duration, 2012

		1か月未満 Less than 1 month	1～3か月 1 to 3 months	3～6か月 3 to 6 months	6～12か月 6 to 12 months	1年以上 1 year and more	(%)
日本	JPN	11.9	17.9	14.4	15.4	37.5	
アメリカ	USA	21.1	22.9	14.9	11.8	29.3	
カナダ	CAN	24.9	37.7	16.0	8.9	12.5	
イギリス	GBR	10.9	18.7	16.8	18.7	34.8	
ドイツ	DEU	9.9	15.9	14.2	14.5	45.5	
フランス	FRA	12.3	17.2	11.1	19.1	40.3	
イタリア	ITA	5.2	11.9	14.3	15.6	53.0	
オランダ	NLD	7.9	23.1	18.0	17.3	33.7	
ベルギー	BEL	4.7	17.9	16.5	16.2	44.7	
デンマーク	DNK	15.7	20.5	19.1	16.7	28.0	
スウェーデン ¹⁾	SWE	25.5	24.5	17.0	15.5	17.5	
フィンランド	FIN	13.0	31.8	19.1	14.4	21.7	
ノルウェー	NOR	26.6	27.1	17.6	20.1	8.7	
ロシア	RUS	11.4	21.4	18.7	17.5	30.9	
オーストリア	AUT	9.9	27.3	19.9	18.1	24.8	
スイス	CHE	11.6	19.1	18.2	15.9	35.3	
アイルランド	IRL	4.0	9.7	10.6	14.0	61.7	
ギリシャ	GRC	4.0	9.7	11.6	15.5	59.3	
スペイン	ESP	6.3	15.0	15.3	19.0	44.5	
ポルトガル	PRT	4.0	13.7	14.7	18.8	48.7	
チェコ	CZE	6.4	13.2	16.5	20.5	43.4	
ポーランド	POL	11.0	16.2	18.0	20.1	34.8	
EU-15		8.2	15.8	14.6	17.5	44.0	
EU-21		8.4	15.4	14.7	17.8	43.7	
韓国 ²⁾	KOR	—	63.9	27.6	8.2	0.3	
オーストラリア	AUS	23.2	25.9	16.2	14.3	20.3	
ニュージーランド	NZL	25.6	25.6	16.7	18.8	13.2	
メキシコ	MEX	30.2	43.9	20.3	3.6	1.9	

資料出所 OECD database (<http://stats.oecd.org/>) “Incidence of unemployment by duration” 2013年9月現在、日本: 総務省統計局(2013.2)「労働力調査(詳細集計)」

(注) 1) 3か月以内に就業予定の者を含む。また16歳以上のフルタイム学生で求職中の数も含む。

2) 韓国の1～3か月の欄は、1か月未満の失業者を含む。

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-7表 失業者の定義

Table 4-7: Definitions of unemployed

	失業者の定義	失業率の算出方法
日本	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去1週間以内に求職活動を行った者。過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	失業者数/労働力人口×100
アメリカ	人口動態調査(CPS)。16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能(一時的な病気の場合は除く)で、過去4週間以内に求職活動を行った者。レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
カナダ	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、すぐに就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者及びレイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
イギリス	労働力調査。16歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。既に就業先が決まり、2週間以内に就業を開始する待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く)×100
ドイツ	小規模国勢調査(Mikrozensus)。仕事への従事が週1時間未満であって、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った15歳以上74歳以下の者。 (登録失業者)職業安定機関の業務統計。公共職業安定所に求職登録している者の数である。具体的には、仕事への従事が週15時間未満であって、公共職業安定所が紹介する仕事に応じることが可能で、求職活動を行った65歳未満の者。	失業者数/労働力人口×100 登録失業者数/労働力人口×100
フランス	雇用統計(Enquête emploi)。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、調査週を含む過去4週間以内に求職活動を行った者又は3か月以内に新しい仕事を始めるために待機中の者。	失業者数/労働力人口×100
イタリア	労働力調査。15歳以上の者であって、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。既に就職が決まっている待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
スウェーデン	労働力調査。調査週において就業しておらず、求職の意思があり、かつ求職活動を行っていた16歳以上65歳未満の者。一時的な理由によって求職活動を行えなかつた者、過去4週間以内に行なった求職活動の結果を待っている者、及び調査週から4週間以内に新しい仕事を始めるために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口×100
ロシア	調査期間において、働く意思及び能力を有するにもかかわらず、職業についておらず、職業安定所において求職登録を行っており、現に求職中である者。但し、一時的に就労していない無給/有給家族従業者は、求職の有無を問わず失業者とみなされる。また、フルタイム及びパートタイムの学生、年金受給者、及び禁治産者等無能力者は、求職中で就業意思があつても失業者とみなされる。6か月以上の無給の休暇期間にある者も失業者の範疇に属する。	登録失業者数/労働力人口×100
中国	都市部労働力標本調査。16歳以上の都市部在住者であって、調査週において収入を伴う就業をせず(調査週の次週から就業予定の者を除く)、調査週以前の3か月間に求職活動を行った者で、今後の2週間以内に就業が可能な者。(自営開始の準備中の者、過去に求職活動を行つたが引退し、年金を受給している者を含む。)	失業者数/労働力人口(軍人を除く、都市部のみ)×100
香港	調査時点において仕事がなく、調査時点から遡ること7日以内に就業可能であり、30日以内に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口×100

失業者の定義		失業率の算出方法
台湾	労働力調査。調査週において週1時間以上の有給雇用又は週15時間以上の無給家事労働に従事しておらず、就業可能であつて求職活動を行っているか待機中の者。なおレイオフされている者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
韓国	労働力調査。15歳以上の者であつて、調査週において仕事がなく、就業が可能で、求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
シンガポール	労働力調査。15歳以上の者であつて、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
マレーシア	労働力調査。調査週において仕事がなく、就業が可能で、調査週に求職活動を行った15歳以上64歳以下の者。一時的な病気又は悪天候で求職活動ができない者、過去の求職活動の結果を待っている者を含む。	失業者数/労働力人口 ×100
タイ	労働力調査。15歳以上の者であつて、調査週において就労が週1時間未満で、仕事がなく、1週間以内に就業が可能であり、過去30日間に求職活動を行った者。応募中の者、レイオフされた労働者で前職に復帰するために待機中の者を含む。	失業者数/労働力人口 ×100
インドネシア	労働力調査。15歳以上であつて、未就労で就職活動中の者。但し、①未就労で事業を始める準備中の者、②職を見つけることが期待できないために求職活動をしていない者、③職を得ているが働き始めていない者を含む。	失業者数/労働力人口 ×100
フィリピン	労働力調査。15歳以上の者であつて、調査週において仕事がなく、就業可能な状態であり、求職活動を行った者(但し次の理由により求職活動を行っていない者を含める:仕事がないと諦めている、求職先の応募結果を待っている、悪天候、直前の就業先への再就職待機)。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
オーストラリア	労働力調査。15歳以上の者であつて、調査週において仕事がなく、就業が可能で、過去4週間に求職活動を行った者。過去4週間以内に仕事が決まり、新しい仕事を始めるために待機中の者、仮に仕事が決まっていたら就業できた者を含む。	失業者数/労働力人口(軍人を除く) ×100
ニュージーランド	労働力調査。働く意欲も能力があつて職がなく、かつ調査時点から過去4週間に実際に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口 ×100
ブラジル	調査の年に仕事がなく、かつ過去2か月間に求職活動を行った者。求職活動を行っている学生を含む(年ベース)。	失業者数/労働力人口 ×100
ILO	一定年齢以上の者であつて、特定の期間(調査期間)において仕事がなく、調査期間中に就業が可能で、直近の特定期間に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口 ×100
EU	EU労働力調査。15歳以上74歳以下の者であつて、調査週において仕事がなく、2週間以内に就業が可能で、過去4週間以内に求職活動を行った者。	失業者数/労働力人口 ×100

資料出所 厚生労働省(2010.3)「2008-2009年海外情勢報告」等

アメリカ:労働統計局

EU: 欧州統計局

イギリス:統計局

フランス:国立統計・経済研究所

インドネシア:中央統計局(BPS)

シンガポール:シンガポール統計局

マレーシア:首相府統計局

タイ:国家統計局(NSO)

フィリピン:国家統計局(NSO)

第4-8表 失業保険制度

Table 4-8: Unemployment insurance schemes

	日本	アメリカ	イギリス
制度名 根拠法	失業給付 雇用保険法	連邦・州失業保険 社会保障法(1935年) 連邦失業税法(1939年) 各州失業保険法	拠出制求職者手当 (JSA) 求職者法(1995年)
被保険者	全雇用者。65歳以上の者及び公務員は適用除外(被保険者数3,901万人, 2012年平均)	暦年の各四半期における賃金支払総額が1,500ドル以上、又は1人以上の労働者を暦年で20週以上雇用する事業主	原則として18歳以上。年金受給年齢(男性65歳、女性61歳)未満のイギリス居住者(但し、16歳及び17歳の者については例外がある)
受給要件	(基本手当) <ul style="list-style-type: none"> 離職前2年間に12か月以上被保険者期間があること。但し、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた受給資格者(特定受給資格者)、期間の定めのある労働契約が更新されなかつた者やその他やむを得ない理由により離職した者(特定理由離職者)については、離職前1年間に6か月以上の被保険者期間があること。 公共職業安定所に来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人や公共職業安定所の努力によつても、職業に就くことができない「失業状態」にあること。 自己都合による離職の場合には原則3か月間の給付制限がかかる。 	州毎に異なるが、一般的には事業主都合で解雇され、求職中の就労可能な失業者である。懲戒解雇者や自発的離職者(セクハラ、本人の病気、配偶者の転勤に伴う転居の理由の場合を除く)は対象とならない。 主な要件は以下の通り。 (1)離職前に一定の雇用期間及び一定額以上の所得があること (2)求職、再就職の能力、意思があること (3)解雇又は就職拒否に関する欠格事由に該当しないこと	(1)職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2)就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3)過去2年間のうち1年間、被用者として国民保険 ¹⁾ 料を納付していること (4)パーソナル・アドバイザー ²⁾ との間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (5)現在フルタイムの教育を受けていないこと
給付水準	離職前賃金の50~80%(低賃金ほど率が高い。60歳以上65歳未満の者については45~80%)。	州毎に異なるが、概ね課税前所得(平均週給)の50%。	16~24歳:週56.80ポンド 25歳以上:週71.70ポンド (2013年10月現在)

(注) 1) 国民保険(National Insurance)は、失業者や就労困難者向けの拠出制手当、公的年金等を含む単一の社会保険制度である。

2) パーソナル・アドバイザーは、求職者に対する各種支援を担当するジョブセンター・プラスの職員(個別相談員)。

	ドイツ	フランス
制度名	失業給付 I (Arbeitslosengeld I)	雇用復帰支援手当(ARE)
根拠法	社会法典 第3編(SGB III)「雇用促進」(Arbeitsfördererung)	労働法典L.5422-1条及び2011年5月6日の労使協定
被保険者	65歳未満の者	民間の賃金労働者
受給要件	(1)職業に就いていないこと又は雇用されている場合は就労時間が週15時間未満であること(後者はいわゆる「短時間勤務給付」) (2)求職活動を行い、職業紹介に応じうる状態であること (3)離職前2年間において通算12か月以上保険料を納付していること (4)公共職業安定所に失業登録をしていること (5)65歳未満であること	(1)失業保険制度に一定期間加入 ・50歳未満: 離職直前28か月間で122日(610時間)以上 ・50歳以上: 離職直前36か月間で122日(610時間)以上 (2)正当な理由がなく自己都合退職(辞職)した者ではないこと (3)就労活動に必要な身体能力があること (4)雇用局(Pôle emploi)に求職者として登録されていること (5)求職活動を、実際に、かつ継続的に行っていること(再就職活動の指針となる「個別就職計画(PPAE: Projet Personnalisé d'Accès à l'emploi)」に従って行う) (6)原則として、60歳未満であること
給付水準	従前の手取賃金(法律上の控除額を差し引いた前職の賃金)の67%(扶養する子がない者は60%)。	給付額(日額)は離職前の賃金(月額)及び勤務形態(フルタイム、パートタイム等)に基づいて算定。フルタイム労働者の場合、以下のいずれかによる。 ・1135ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額 ÷ 30日)の75% ・1135～1243ユーロ未満: 支給額(日額)は、28.38ユーロの定額 ・1243～2054ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額 ÷ 30日)の40.4% + 11.64ユーロ ・2054～12344ユーロ未満: 支給額(日額)は、離職前の賃金(月額 ÷ 30日)の57.4% (2013年9月現在)

第4-8表 失業保険制度（続き）

Table 4-8: Unemployment insurance schemes (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス
給付期間	年齢、被保険者期間、離職の理由等により、90日～360日の間で決められる。 倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた受給資格者(特定受給資格者)及び特定受給資格者以外の者であって期間の定めのある労働契約が更新されなかつたこと、その他やむを得ない理由により離職した者(特定理由離職者)については一般的離職者に比べ手厚い給付日数となる場合がある。	最短期間は州毎に異なり1週間から。最長期間は26週間。 ※失業情勢が一定水準以上悪化し、延長給付プログラムが発動した州では最長59週。	最長182日(26週)
財源	給付総額の13.75%を国庫負担(2007年度からの暫定措置。本則は25%)、残りが保険料。 一般事業の場合、保険料は当該労働者の賃金総額の1000分の13.5(2012年4月から)。 労働者負担分:1000分の5 事業主負担分:1000分の8.5 (このうち失業給付分は1000分の5、雇用安定・能力開発事業分が1000分の3.5)	<保険料> 連邦失業税と州失業税の二つからなり、双方の財源を事業主が負担する。3つの州を除き、被用者負担はない。 連邦失業税率は2011年6月30日以降、年間支払賃金額の6.2%から6.0%へ変更。州失業税率は州ごとに異なる。連邦、州双方の税金を期日までに一括で支払えば、連邦失業率は5.4ポイント減額され、0.6%となる。	<保険料(2013年)> 賃金の25.8% 被用者:12.0% 事業主:13.8% <国庫負担> 原則なし
管理運営機構	中央…厚生労働省 地方…都道府県労働局、公共職業安定所	連邦労働省が管轄し、各州が制度の管理を運営する。	雇用年金省が管理運営し、同省所管のジョブセンター・プラスが給付業務を担う。

	ドイツ	フランス
給付期間	失業前5年間に、被保険期間が 12か月：給付6か月、 16か月：給付8か月、 20か月：給付10か月、 24か月：給付12か月 又は、被保険期間が 30か月で50歳以上：給付15か月、 36か月で55歳以上：給付18か月、 48か月で58歳以上：給付24か月	50歳未満： 4か月(122日)～24か月(730日) 50歳以上： 4か月(122日)～36か月(1,095日) 60歳以上の受給者で、満額老齢年金を 拠出期間不足で受給できない者は、最 長65歳4か月まで受給可能。
財源	<保険料(2013年)> 賃金の3.0%(労使折半) <国庫負担> 一定額(※)を連邦政府が負担。(社会法典第3編 第363条第1項) ※2010年以降、連邦負担は税率の変動に 沿って変わる。	<保険料(2013年)> 保険料率は総賃金の6.4% 被用者:2.4% 事業主:4.0% <国庫負担> 財源の98.9%は、被用者及び雇用主 の拠出金である。(2007年)
管理運営 機構	連邦労働・社会省が監督し、連邦雇用エージェンシーが運営。保険料徴収は疾病金庫が実施。	雇用局(Pôle emploi)
備考	失業保険給付の給付終了後なお失業している 生活困窮者等に対して、連邦政府が支給する失 業給付II制度がある(参考表参照)。 なお、特定の条件を満たした短期有期労働者 は、失業手当へのアクセスが緩和される(2014年 12月31日までの時限措置)。 <受給要件> ・主に社会保険加入義務があり、10週間以下の 有期雇用である。 ・過去12か月の報酬が社会法典第4編18条1項 に基づく基準支給額(2012年、月額2,625ユーロ ないし年額31,500ユーロ)未満であること。 <給付期間> ・その他すべての条件を満たす場合、6か月に 短縮された以下の受給資格期間が適用され る。 被保険期間が 6か月以上:給付3か月 8か月以上:給付4か月 10か月以上:給付5か月	失業給付の受給期間を満了した長期失 業者などを対象とした連帯特別手当制 度がある(参考表参照)。

資料出所 日本:厚生労働省及びハローワークウェブサイト
アメリカ:連邦労働省ウェブサイト(<http://workforcesecurity.dol.gov/unemploy/>)
イギリス:Gov.ukウェブサイト
ドイツ:連邦労働社会省(BMAS)及び連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト
フランス:雇用局(Pôle emploi), 政府公共サービス, 全国商工業雇用協会(UNEDIC)等
ウェブサイト

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-8表（参考表） 補足的な失業扶助制度

Reference table 4-8: Supplemental unemployment assistance schemes

	日本	イギリス
制度名	求職者支援制度	所得調査制求職者手当 (Income-based JSA)
根拠法令	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(2011年10月1日施行)	求職者法 (Jobseekers Act 1995)
管理運営主体	厚生労働省、ハローワーク、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、訓練実施機関	雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンター・プラスで受ける。
財源	政府の一般財源及び雇用保険特別会計	一般財源(全額国庫負担)
受給対象者	雇用保険に加入できなかった者、雇用保険受給中に再就職できないまま支給終了した者、雇用保険の加入期間が足りず雇用保険を受けられない者、自営農業者、学卒未就職者など	原則として18歳以上年金受給年齢(男性65歳、女性61歳)未満の失業者であるイギリス居住者(但し、16歳及び17歳のものについては例外がある)。
受給要件	以下の全てに該当する者が対象となる。 (1) 雇用保険被保険者ではない、また雇用保険の求職者給付を受給できない者 (2) 本人収入が月8万円以下の者 (3) 世帯全体の収入が月25万円以下(年300万円以下)の者 (4) 世帯全体の金融資産が300万円以下の者 (5) 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない者 (6) 全ての訓練実施日に出席する者(やむを得ない理由がある場合は8割以上の出席) (7) 訓練期間中から訓練終了後、定期的にハローワークに来所し職業相談を受ける者 (8) 同世帯の者で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない者 (9) 既にこの給付金を受給したことのある場合は、前回の受給から6年以上経過している者	(1) 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと (2) 就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること (3) パーソナル・アドバイザーとの間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンター・プラスに来所すること (4) 現在フルタイムの教育を受けていないこと (5) 拠出制求職者給付の受給資格がないこと 又は拠出制求職者給付を超える生活費を必要とすること (6) 資産が16,000ポンド以下であること (7) 収入のある仕事に週24時間以上従事している配偶者がいないこと
給付水準	職業訓練受講手当:月額10万円 通所手当:通所経路に応じた所定の額	世帯構成に応じた個人手当及び各世帯の事情(障害者、年金受給者がいる等)を要件とした加算金を合わせた適用額から受給者の収入を差し引いた額が給付額となる。また、資産が一定水準以上を越えると給付が減額される。 個人手当 単身者:18~24歳 56.80ポンド/週 25歳以上 71.70ポンド/週 両者とも18歳以上のカップル: 112.55ポンド/週 一人親:18歳未満 56.80ポンド/週 18歳以上 71.70ポンド/週 (2013年10月現在)
給付期間	原則として最長1年	所得調査により低所得であることが確認され、求職者要件を満たしていれば年金支給開始年齢(男性65歳、女性61歳)まで無制限
給付実績等	求職者支援訓練受講者数(2011年10月～2013年7月)17万7,594人(2012年度の訓練修了者等の就職状況:約79%)	117万人(グレートブリテン、2013年5月) (拠出制求職者給付の併給者1万4900人を含む)
備考	<ul style="list-style-type: none"> 一度でも訓練を欠席したり(やむを得ない理由を除く)、ハローワークの就職支援を拒否すると、給付金が不支給となるばかりではなく、これを繰り返すと訓練期間の初日に遡って給付金の返還命令等の対象となる。 職業訓練受講給付金だけで生活費が不足する者は、労働金庫の貸付制度を利用できる(要返済)。 訓練の受講料は無料、テキスト代等は自己負担。 	

(注) アメリカには補足的失業扶助制度はない。

		ドイツ	フランス
制度名	失業給付II(Arbeitslosengeld II)	連帯特別手当(ASS:Allocation de solidarité spécifique)	
根拠法令	社会法典第2編(SGB II) 「求職者のための基礎保障 (Grundsicherung für arbeitsuchende)」	労働法典第L5423条など	
管理運営主体	連邦雇用エージェンシー及び地方自治体	規則制定などの制度管理は政府、事業の管理運営は雇用局(Pôle emploi)	
財源	連邦政府の一般財源(全額国庫負担。但し、受給者に対する住居費及び暖房費は地方自治体の一般財源)	政府の一般財源(全額国庫負担)	
受給対象者	働くことが可能で生活に困窮している者(大半は失業給付の受給期間が終了した者)	原則失業給付(雇用復帰支援手当(ARE))の受給期間を満了した長期失業者。自発的にASSの受給を選択した50歳以上のARE対象者	
受給要件	(1) 15歳以上65歳未満であること (2) 1日3時間以上は就労できる者であること (3) 適当な仕事に就き、資産や収入を利用して自身の生計を充分に確保できない状態にあること。 (4) 資産の保有に関しては、現金は対象者及び対象者の配偶者/内縁も含む(以下「対象者等」という)それぞれが、年齢1歳ごとに150ユーロ(最低3,100ユーロ～最高9,750ユーロ)認められる。また、年金目的の貯蓄については、別途、対象者等の年齢1歳ごとに250ユーロ(最高16,250ユーロ)認められる。	(1) 離職前10年間に5年以上就業していたこと(但し、子どもを育てるために休業していた場合は、3年を上限として子ども一人につき1年、就業年数の条件を軽減できる)。 なお、離職前10年間に就業していた期間が5年未満の者については、積極的連帯所得手当(RSA: Revenu de solidarité active)を受給できる。 (2) 実際に求職活動を行っていること(但し、55歳以上の者については免除される)。 (3) 手当を申請した時点で、家族扶養手当及び住宅手当を除く一か月の収入が、一定額(2012年12月31日現在、単身者1,113ユーロ、夫婦1,749ユーロ)に満たないこと。	
給付水準	給付基準月額(2013年1月1日以降) ・単身者:月額382ユーロ ・成人同士(満18歳以上)のカップル:1人につき345ユーロ(基準月額の90%) ・就労可能な扶助者と同一世帯に所属する者:306ユーロ(基準月額の80%) ・14～17歳:289ユーロ ・6～13歳:255ユーロ ・0～5歳:224ユーロ	世帯収入に応じて給付額が決まる。 単身者の場合、 月収644.40ユーロ未満:483.30ユーロ(月額) 月収644.40～1,127.70ユーロ未満: 1,127.70ユーロと収入の差額(月額) 月収1,127.70ユーロ以上:給付ゼロ 夫婦・カップルの場合、 月収1,288ユーロ未満: 483.30ユーロ(1人当たり) 月収1,288～1,772.10ユーロ未満: 1,772.10ユーロと収入の差額 月収1,772.10ユーロ以上:給付ゼロ (2014年1月8日現在)	
給付期間	上限なし(65歳まで受給可能)	原則6か月(更新可能)	
給付実績等	受給者 444万人(2012年) 支給総額 424億ユーロ(2008年)	受給者 48万8900人(2013年10月31日) 支給総額(2009年実績) 18.32億ユーロ(約2000億円)	
備考	58歳以上の受給者は、求職活動義務を免除されている。 なお、適当な仕事の紹介を拒否するなどの義務違反者は、給付の3割が減額される。2度目の義務違反者は、給付の6割が減額され、1年に3回の義務違反で請求権がなくなる。	・60歳以上の受給者で、満額老齢年金を拠出期間不足で受給できない者は、公的年金の満額支給開始年齢(65歳から67歳に段階的引き上げ中)まで受給可能。 ・年に78時間以上の賃金労働に就いた場合、仕事を始めてから3か月間は仕事による収入とASSの全額を得られる。4か月目から12か月目までは、ASSの給付額から仕事による収入分が天引きされるが、雇用局から毎月150ユーロの特別手当が支給される。さらに、4か月連続で月78時間を超えるひと月または複数の賃金労働に従事した場合、雇用復帰特別手当として1000ユーロが支給される。	

資料出所 日本:厚生労働省

イギリス:雇用年金省(DWP), Gov.ukウェブサイト

ドイツ:連邦労働省(BMAS), 連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト

フランス:政府公共サービスウェブサイト, 労働省発表報告書Les allocataires du régime de solidarité nationale en 2009等

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-9表 失業保険給付受給者数

Table 4-9: Number of persons receiving unemployment benefit

年		(千人/thousands)								
		1995	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本 ¹⁾	JPN	837	1,029	628	567	607	855	654	625	576
アメリカ ²⁾	USA	2,648	2,143	2,709	2,612	3,898	9,122	9,723	7,626	6,035
UI(州)		2,572	2,110	2,661	2,572	3,306	5,724	4,487	3,681	3,293
初回申請者数(州)		357	301	328	324	424	568	454	406	373
イギリス ³⁾	GBR	—	1,037	801	807	788	1,443	1,355	1,446	1,529
拠出制JSA(a)		—	144	140	114	128	342	205	188	164
所得調査制JSA(b)		—	783	575	605	577	940	1,011	1,129	1,237
(a)(b)とも受給		—	18	14	12	13	35	21	21	17
不支給		—	92	72	76	70	127	117	109	110
ドイツ ⁴⁾	DEU	2,762	3,152	6,710	6,358	5,929	6,050	5,918	5,445	5,292
失業給付I		1,780	1,695	1,728	1,080	917	1,141	1,024	829	849
失業扶助／失業給付II		982	1,457	4,982	5,278	5,012	4,909	4,894	4,616	4,443
フランス ⁵⁾	FRA	2,247	2,144	2,574	2,163	2,088	2,397	2,461	2,464	2,579
各種失業手当		1,756	1,667	2,130	1,728	1,688	1,993	2,042	2,043	2,142
失業連帯手当		491	477	444	435	400	404	420	421	437

資料出所 日本:厚生労働省(2013.7)「平成24年度雇用保険事業年報(速報)」

アメリカ:G.P.O.(2013.3) *Economic Report of the President 2013*

イギリス:国家統計局(2011.4) *Annual Abstract of Statistics, 2011 Q1*, Gov.ukウェブサイト

ドイツ:連邦労働社会省(2013.8) *Statistisches Taschenbuch 2013*

フランス:仮雇用センター“*Bénéficiaires en fin de mois Effectifs*”2013年9月現在

(注) 国により、失業保険給付の支給要件、支給機関等が異なるため、失業保険給付受給者数を国際比較する場合は、十分な注意を要する。

1) 年度平均。受給者実人員。延長給付を除く一般求職者給付基本手当基本分(短時間分を含む)。

2) 各週受給者数の年平均。2012年は暫定値。受給者計には、州失業保険制度、連邦職員失業保険制度(UCFE:1995年以降)、鉄道退職者制度(RP)、退役軍人失業補償(UCX:1958年以降)、連邦・州延長給付(失業が高水準である場合に、最長失業給付期間満了後の失業者に対して支給)、短期延長失業補償(TEUC)が含まれる。連邦補足的給付(FSB:通常失業給付、延長給付受給後の失業者に支給)、特別失業扶助(SUA:農業従事者、家内労働者、市区町村職員、失業保険制度の被保険者ではない者を対象に支給)、連邦補足的失業補償は除く。失業期間1週間以上の労働者のみ対象。中段は州失業保険受給者計、下段は州失業保険の初回申請者数計。

3) 各年5月。求職者手当(JSA)の受給者と不支給者の合計。JSAには、拠出制JSAと所得調査制JSAがある。不支給者は国民保険控除(National Insurance credits)のみ資格を有する。

4) 年平均。失業給付(失業給付I)受給者と失業扶助(失業給付II)受給者の合計。2005年以降の内訳は上段:失業給付I、下段:失業給付II(但し、2005年数値は推計値)。

5) 各月末計の年平均。労使の中央協約によって設置・運営されている失業保険制度の失業給付受給者(訓練手当を除く)と、失業保険の受給資格のない失業者等を対象に国が行う連帯制度(ASS:特定連帯手当及びAI:社会参入手当)の受給者計。

第4-10表 雇用調整速度

Table 4-10: Employment adjustment speed

		1976-1990年平均	1991-2010年平均
		Annual average	Annual average
日本	JPN	0.15	0.31
アメリカ	USA	0.71	0.57
カナダ	CAN	0.22	0.38
イギリス	GBR	0.25	0.38
ドイツ	DEU	0.15	0.12
フランス	FRA	0.45	0.36
ベルギー	BEL	0.36	0.34
デンマーク	DNK	0.63	0.40
フィンランド	FIN	0.26	0.34
ノルウェー	NOR	0.26	0.24

資料出所 内閣府(2013.7)「平成25年版経済財政白書」

(注) 1) 厚生労働省「毎月労働統計調査」, OECD.Stat databaseにより内閣府が作成。

2) 雇用調整速度は、部分調整モデルに基づき、下式により推計した前期労働投入(E_{-1})の計数(γ)を1から引いた値($1-\gamma$)として推計。

$$\ln E = C + \alpha \ln Y + \beta \ln(W/P) + \gamma \ln E_{-1} + \delta T$$

E:雇用者数, Y:鉱工業生産, W:名目賃金, P:消費者物価, T:タイムトレンド

4 失業・失業保険・雇用調整

第4-11表 雇用調整助成金・再就職支援制度

Table 4-11: Reemployment support programs, employment adjustment subsidies

日本		
制度名	雇用調整助成金	再就職支援
設立年	1975年創設の雇用調整給付金制度を原型として、81年に現在の雇用調整助成金となった。	雇用調整給付金は、失業を未然に防ぎ雇用を維持するための制度であるが、一旦失業した労働者の「再就職支援」としては各種の制度がある。
運営主体	厚生労働省 (実施は各都道府県労働局または公共職業安定所)	最も基本的な制度は「雇用保険制度」で、これにより失業者は失業保険給付を受けながら求職(再就職)活動を行うことができる。
目的	雇用調整助成金制度は、景気の変動、産業構造の変化、その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、その雇用する労働者を対象に休業等または出向を実施する事業主に対して、休業手当、賃金または出向労働者に係る賃金負担額相当の一部を助成することにより、労働者の失業の予防や雇用の安定を図ることを目的とする。	また失業給付を受けながら職種転換を図るための「教育訓練を受ける制度」、さらに事業規模の縮小等により離職を余儀なくされる労働者等に対し民間の職業紹介事業者に労働者の再就職支援を委託し再就職を実現させた中小企業事業主に助成金が給付される「労働移動支援助成金(再就職支援給付金)」がある。
対象者	1. 雇用保険の適用事業主であること。 2. 売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していること。 3. 雇用保険被保険者数及び派遣労働者数による雇用量を示す指標について、最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて、大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上増加していないこと。 4. 休業等を実施する場合は、従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと。 5. 教育訓練の場合は、教育訓練の内容が職業に関する知識・技能・技術の習得や向上を目的とするものであり、当該受講日において業務に就かないものであること。 6. 出向を実施する場合は、3か月以上1年以内の出向を行うこと。	このほか子育て中の者、高齢者、東日本大震災被害者向けなどの「各種就職支援サービス」を制度化している。
受給要件	都道府県労働局またはハローワークへの事前の届出	
支給額	1. 休業等の場合 休業手当または賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の2/3。但し、1人1日当たり雇用保険基本手当額の最高額(2013年8月1日時点で7,830円)が限度。教育訓練を実施した場合は、事業所内訓練、事業所外訓練を問わず1人1日当たり1,200円を加算(2013年12月1日から)。教育訓練を実施した場合は、事業所内訓練は1人1日当たり1,000円、事業所外訓練は1人1日当たり4,000円を加算。 2. 出向の場合 出向元事業主の負担額の1/2(中小企業の場合は2/3)。但し1人1日当たり雇用保険基本手当額の最高額に330/365を乗じて得た額が限度。	
支給限度	1. 休業等を実施する場合、1年間で100日、3年間で300日(対象期間の初日を2013年10月1日以降に設定する場合)。 2. 出向を実施する場合は、出向を行う旨を最初に届け出た際に当該事業主が指定した対象期間の初日から起算して1年間。	
備考	中小企業事業主向けの「中小企業緊急雇用安定助成金」は2013年4月に雇用調整助成金に統合。	

資料出所 厚生労働省「雇用調整助成金ガイドブック」(2013年12月1日), 厚生労働省ウェブサイト

		アメリカ	ドイツ
制度名	再就職支援	雇用調整助成金	再就職支援
設立年	労働力投資法(1998)により連邦政府から職業訓練、斡旋、職業相談、カウンセリングのための助成金が各州に提供されている。この助成金は工場閉鎖時の再就職支援のためのカウンセリングや職業紹介、職業訓練等にも活用されている。 たとえばミシガン州では緊急対策チーム(Rapid Response Team)を設置して、エージェンシーに業務を委託している。	操業短縮労働者助成金(Kurzarbeitergeld:KUG)	職業紹介支援(Vermittlungsbudget:VB)
運営主体		1969年	1997年(社会法典第3編45条)
対象者	連邦雇用エージェンシー(BA)	連邦雇用エージェンシー(BA)	失業者、失業の恐れのある者、または職業教育訓練ポストを探している者
適用要件	支払った賃金及び社会保険料について事業主。職業継続訓練については労働者(従業員)。	企業が経済的要因等により「操業短縮」を行って労働者の雇用を維持する場合、一時的に操業短縮を行ったことにより、賃金の支払いが減少した場合に、賃金の補てんのための費用を事業主に支給する。適用要件は、(1)事業所内で操業短縮について合意があること、(2)経済的理由等やむを得ない事由による操業短縮であり、それを回避するあらゆる措置を講じたこと、(3)従業員の3分の1の労働者が10%以上の給与の減少があること、(4)事前に操業短縮を行う旨を連邦雇用エージェンシーに申請すること、である。	連邦雇用エージェンシー(BA)が、失業者、失業の恐れのある者、または職業教育訓練ポストを探している者に対して、社会保険加入義務のある仕事に就くための職業相談や助成金の支給を行う。 任意給付で、公共職業安定所の担当者が、失業者個人の需要や状態に応じて、柔軟に支援を行う。
給付期間	CAEL(The Council for Adult & Experiential Learning)がバイオ産業への転換のためにこれまでの能力と求められる能力を照らし合わせて職業訓練を実施するスキルマッチ事業を展開した。	基本的に最大で6か月間(2008年の世界金融危機の際には最大24か月まで拡張適用した)	失業者個人の需要や状態による。
財源	CAELは同じ予算を活用して、55歳以上の労働者の再就職を支援する「熟年労働者の才能開拓(Tapping Mature Talent)」と呼ぶプログラムを全米10州で展開している。	基本的に社会保険料(労使折半)。一部欧州社会基金(ESF)が拠出。	社会保険料(労使折半)。
支援内容		まず、事業主は操業短縮による減額された従業員の手取賃金額の60%(子供がいる場合は67%)を従業員に支払う。その後、事業主が公共職業安定所(AA)にこの額を申請し、支給(支援)を受ける。	職業紹介支援(VB)として支給される助成金の例としては、仕事に応募する際の諸費用、交通費、IT関連機器費などがある。

資料出所 連邦労働社会省、連邦雇用エージェンシー、厚労省「海外情勢報告(2010-2011)」

第4-11表 雇用調整助成金・再就職支援制度（続き）

Table 4-11: Reemployment support programs, employment adjustment subsidies (cont.)

制度名	フランス	韓国
根拠法	部分的就業 ¹⁾ (雇用調整助成金) 労働法典(L5122-1 à L5122-3, R5122-1 à D5122-51, D6321-5)	雇用調整助成金 雇用保険制度
適用条件	・不景気(受注の減少など) ・原材料またはエネルギー調達での問題 ・災害(または悪天候)またはその他、例外的な状況(主要顧客を失った場合など)で、業務の一時停止または縮小に陥った場合 ・企業の業態変化、再編または近代化	雇用保険制度に基づく雇用安定事業の一環として、雇用調整支援事業を実施している。 景気の変動や産業構造の変化により雇用調整が避けられなくなった事業主が休業、職業能力開発訓練、人材の再配置などを実施し、労働者の雇用安定のための措置を講ずる場合に、賃金、休業・休職手当、訓練費用の一部を雇用維持支援金として支給する。
支給額 (時間当たり)	従業員規模 250人以下=7.74ユーロ/時間、 251人以上=7.23ユーロ/時間。 各従業員が受け取る給与総額の少なくとも70% 手当支払い期間:6週間を超えてはならない ※ 部分的な失業給付は、社会保障負担を免除されるが、CSG(一般社会拠出金)とCRDS(社会保障債務返済拠出金)の対象となる。	訓練期間は1か月以上1年以内で、就業前に3回まで受講できる。 訓練実施機関は、公共訓練機関、職業能力開発訓練施設・法人、一般専門学校などである。
給付期間	最大6週間 ・業務が縮小した場合: 年間1,000時間に制限。2か月以上継続した場合、雇用者は、長期的な部分的な活動の状態と契約締結することができる(APLD) ・業務が一時停止した場合: 最大 6週連続(42日)。42日を超える場合、雇用局に申請した上で3か月間失業手当を受給できる。	訓練期間は1か月以上1年以内で、就業前に3回まで受講できる。 訓練実施機関は、公共訓練機関、職業能力開発訓練施設・法人、一般専門学校などである。
補償時間	支給対象の時間は、法定労働時間(又は法定労働時間よりも短い場合、労働協約によって定められた時間)と、実際に働いた時間数の差。 ・非就業時間が適用可能な共通の労働時間以下及び法定労働時間以内の場合にのみ、非就業時間に対する補償が行われ得る。 ・部分的就業の場合、法定の週35時間を超える就業(残業)がある場合、その分については原則として補償対象にならないが、報酬を維持することを目的とする労働協約によって雇用主が明示的に約束している場合は対象となる。 ・年間割当量は、従業員一人当たり1,000時間に制限される。週35時間に基づき計画した場合、最大28時間の補償となる。 ・会社の建物や施設の改造の場合は、国によって払い戻される補償時間は100時間に制限される。	雇用維持措置期間に事業主が労働者に支給した休業・休職手当の2/3(大企業1/2)を支給 ・訓練は支給賃金の3/4(大企業2/3)及び訓練費を支給 ・無給休職は1人当たり20万ウォンを支給 ・人材再配置は支給賃金の3/4(大企業2/3)を支給(支給期間) ・休業、訓練、休職を合わせて180日以内(人材再配置は1年間)
適用除外	以下の場合、支払い対象の従業員から除外される。 ・部分的失業が、集団的労働紛争によるものの場合 ・経済上の事由による解雇が行われている最中の場合 ・合意による労働契約の破棄の認可手続き中の場合 ・労働期間が年間の時間数または日数で一括して定められている場合(企業が完全に閉鎖する場合を除く) ・事業所の一時的な閉鎖の場合、一時的な就業停止期間が6週間を超える場合。	

(注) 1) 制度を直訳すると、完全な失業者の増加を防ぐために「部分的失業(Chômage partiel)を促進させる制度だが、政府が失業を促進させる訳にはいかないため、「部分的就業(activité professionnelle)」の促進と表現する。

資料出所 脇田滋(2011)「韓国における雇用安全網関連の法令・資料(1)雇用保険法・雇用保険制度」、「龍谷法学(44巻1号)」、労働政策研究・研修機構(2005)「労働政策研究報告書No.29 アジア諸国における職業訓練政策—若年層を中心に—」

第4-12表 高齢者の就業促進施策

Table 4-12: Measures to promote the employment for older persons

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策 (相談、援助等)	需要側(事業主)に対する施策 (助成措置等)
日本	<p>〔地域で働く場や社会を支える活動ができる場の拡大〕</p> <p>シルバー人材センターの活用などにより、定年退職後などの高年齢者の多様な就業ニーズに応じた就業機会を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター事業の推進 ・生涯現役社会実現環境整備事業の実施(高齢期の職業生活設計に係るセミナーの開催等を行い、高年齢者の生涯現役に向けた職業生活設計を支援) ・シニアワークプログラム事業の実施(事業主団体や公共職業安定機関等と連携して、技能講習、面接会等を一体的に実施) <p>〔再就職の援助・促進〕</p> <p>高年齢者が安心して再就職支援を受けることができるよう、全国の主要なハローワークで職業生活の再設計に係る支援や担当者制による就労支援を実施するなど、再就職支援を充実・強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者就労総合支援事業(全国の主要なハローワークに高年齢者雇用相談窓口を設置し、職業生活の再設計に向けた支援やナビゲーターによる担当者制の就労支援等を実施) ・特定求職者雇用開発助成金等の各種助成金の支給 ・シニアワークプログラム事業 	<p>〔高年齢者雇用確保措置の実施義務化〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2006年4月より改正高年齢者雇用安定法による65歳までの安定した雇用を確保するため講ずべき措置(定年引上げ、継続雇用制度の導入、または定年の定めの廃止)の義務付け。 ・2013年4月からの措置 <ol style="list-style-type: none"> (1) 継続雇用制度の対象となる高年齢者を事業主が労使協定により定める基準により限定できる仕組みを廃止。 (2) 継続雇用制度の対象となる高年齢者が雇用される企業の範囲をグループ企業まで拡大 (3) 高年齢者雇用確保措置義務に関する勧告に従わない企業名を公表。 <p>〔年齢にかかわりなく意欲と能力に応じて働くことができる「生涯現役社会」の実現に向けた高年齢者の就労促進〕</p> <p>年齢にかかわりなく働くことができる企業の普及に向けた支援を充実するとともに、高齢期にさしかかった段階で、高齢期の生き方を見つめ直すことを奨励するなど、生涯現役社会の実現に向けた社会的な機運の醸成を図る運動を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域別生涯現役社会実現モデル事業(地域の中核的なモデル企業における取組を通じた地域の機運醸成や、事業主に対して生涯現役社会に向けた雇用管理に係る相談を実施) ・高年齢者雇用安定助成金の支給(高年齢者の雇用環境の整備を行う事業主に対する助成) ・高齢・障害・求職者雇用支援機構による事業主に対する相談、援助

第4-12表 高齢者の就業促進施策（続き）

Table 4-12: Measures to promote the employment for older persons (cont.)

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策 (相談、援助等)	需要側(事業主)に対する施策 (助成措置等)
アメリカ	<p>高齢者地域社会サービス雇用事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 1965年高齢アメリカ人法(the Older American Act)を根拠に、2002年高齢者コミュニティ雇用プログラム (Senior Community Employment Program; SCEPA)を開始 適用範囲 失業中で就業見込みの低い55歳以上、世帯収入が連邦政府の定める貧困ラインの125%以下 具体的な内容 全額政府出資の助成金により、非営利公共施設で訓練をかねて就業する。プログラム期間終了後、30%の参加者が助成金なしで継続雇用されることを目標とする。 利用実績等 登録参加者7万6,864人(2012年度6月終了分まで) 	なし
イギリス	<p>ワーク・プログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 2011年6月 適用範囲 失業期間が12か月を超える25歳以上の求職者手当受給者、健康上の問題等により就業が困難な雇用・生活補助手当受給者((高齢者向けの特別な条件はない))。 具体的な内容 対象者の就職及び就職後の定着支援。支援内容は委託先事業者に一任、実績に応じて委託費を支払う。 	エイジ・ポジティブ(Age Positive) <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 1999年12月 具体的な内容 年齢差別は正キャンペーンであり、ウェブサイト上で政府の年齢差別是正政策や好事例についての情報提供等を実施。事務局は雇用年金省に置かれている。
ドイツ	<p>高齢労働者の賃金保障(EGS)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会法典III 417条、2003年1月開始 適用範囲 50歳以上の失業者で失業給付の受給残日数が120日以上ある者が再就職する場合で、手取賃金(月額)差額が50ユーロ以上である場合。 具体的な内容 再就職した対象者は、失業前の手取賃金と新たな職の手取賃金の差額の一部(1年目50%、2年目30%)を補填する。2年間受給可能。 2012年1月1日以降は、それ以前に請求権が発生した場合のみ支給され、遅くとも2013年12月31日に終了する。 	統合助成金(EGZ) <ul style="list-style-type: none"> 具体的な内容: 賃金及び事業主が負担する総合社会保険料の50%を上限に、最長12か月(50歳以上の者については、2014年12月31日までに措置を開始した場合に限り、最長36か月)支給。 社会法典第3編(SGBIII) 88~92, 131条(2012年4月から統一的制度として新たに運用開始) 管理主体: 連邦雇用エージェンシー(BA) 財源: 社会保険料(労使折半)

	供給側(求職者及び労働者)に対する施策 (相談, 援助等)	需要側(事業主)に対する施策 (助成措置等)
フランス	<p>「被用者の職業人生にわたる訓練機会」に関する全国業種横断的協約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2004年5月 ・適用範囲 全ての企業の全被用者が対象 ・具体的な内容 <p>フランスの企業は、被用者への訓練機会の付与が法律で義務づけられており、労使が高齢労働者・熟練労働者のための様々な訓練参加権を労働協約で規定し、被用者の訓練への参加を促進。</p> <p>例) 45歳以上か20年以上の職務経験がある被用者で勤続1年以上の者は、優先的に技能検定を受講できる他、時間外の職業訓練を受講する場合は、給与の50%相当の教育訓練手当が企業から支給される。</p>	<p>統一参入契約CUI (Contrat Unique d'Insertion) (2010年1月1日に、それまでの雇用主導契約CIEなどが統合された。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2008年12月 ・具体的な内容 <p>雇用局 (Pôle emploi)とCIU協定を結び、高齢者や障害者等就職に困難を抱える者をCIUに基づいて雇用した事業主に対し、最低賃金(SMIC)の47%を上限に、最長2年間の賃金補助を実施。</p> <p>求職者を採用する使用者に対する通減支援(ADE)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2006年1月 (2009年1月1日廃止)

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト
 アメリカ:労働省SCSEPウェブサイト
 イギリス:Gov.ukウェブサイト
 ドイツ:連邦労働社会省、連邦雇用エージェンシー(BA)ウェブサイト
 フランス:政府公共サービスサイト等

第4-13表 解雇法制

Table 4-13: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal

		個別の解雇	集団的解雇
日本	<ul style="list-style-type: none"> 民法上、期間の定めのない契約の解除は原則として自由。 労働基準法により、以下のとおり定められている。 <ul style="list-style-type: none"> (1)使用者は労働者を解雇しようとする場合、少なくとも30日前に予告しなければならない。(2)業務上の負傷・疾病による休業期間とその後の30日間、女性の産前産後の休業期間とその後の30日間の解雇は禁止。(3)国籍、信条、社会的身分を理由とした解雇、女性であることを理由とした解雇、組合員であることや正当な組合活動などを理由とする解雇は禁止。(4)労働契約法（2008年施行）は「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない解雇は、権利を乱用したものとして無効とする」と定めている（労働基準法から移行）。(5)合理的な理由に基づく解雇は労務提供不可能、能力・適格性の欠如、義務違反・規律違反（懲戒解雇）、やむを得ない経営上の理由（整理解雇）、ユニオン・ショップ協定に基づくものなど。 2012年の労働契約法改正により、最高裁で確立した「雇止め法理」の内容が法律に規定された（「雇止め」とは使用者が有期契約更新を拒否したとき、契約期間満了により雇用が終了すること）。これにより(1)過去に違反更新された有期契約で、その雇止めが無期労働契約の解雇と社会通念上同視できるもの、(2)労働者が契約期間満了時に契約が更新されると期待する合理的な理由があるもの、のいずれかに該当する場合には、使用者は当該雇止めが「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められないとき」、雇止めが認められない。 	整理解雇の合理性の判断基準について、次の「整理解雇4要件」がある。 <ol style="list-style-type: none"> 人員削減の必要性 人員削減の手段として整理解雇を選択することの必要性（解雇回避措置の余地のないこと） 解雇対象の選定の妥当性（選定基準が客観的・合理的であること） 解雇手続の妥当性（労使協議等を実施していること） 裁判所は、かつては4要件の1つでも欠ければ解雇は無効となるとの立場をとっていたが、最近では事件ごとに、「4要件説」をとったり、「解雇権濫用」を判断する4つの重要な要素とする立場「4要素説」をとったりして柔軟な対応を図っている。	
アメリカ	連邦法が規制している解雇は以下の5つ。 <ul style="list-style-type: none"> (1)人種・皮膚の色、宗教、性、出身国を理由とする解雇（公民権法第7条）、(2)年齢を理由とする解雇（年齢差別禁止法）、(3)障害を理由とする解雇（障害を持つアメリカ人法）、(4)組合活動や組合加入を理由とする解雇、(5)その他法律上の権利行使や手続の利用に対する報復としての解雇。 <p>州法が連邦法と別個に規制する解雇の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)性的志向（ホモセクシュアルやレズビアン等）を理由とする解雇、(2)既婚・未婚といった婚姻上の地位を理由とする解雇、(3)過去の逮捕歴を理由とする解雇。 <p>州によっては、以下のような何らかの明確な法規範に示された公的政策に反する解雇に制限を加えている（「パブリック・ボリシー法理」）。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)使用者からの違法行為の指示に反した労働者の解雇、(2)適法な内部告発を理由とする解雇、など。また、契約上正当事由がなければ解雇しないと定めている場合の解雇に対しては、契約違反として逸失利益の賠償を求める（「契約法理」）。契約当事者間の「誠実・公正主義」として、相手方の期待を破壊するような行為はしてはならず、これに反するような解雇は契約違反として逸失利益の賠償を求める（「誠実・公正義務法理」）。なお、モンタナ州においては、唯一、違法解雇を規制する州制定法が定められている。 <p>労働組合に組織されている事業所で、解雇に対する「正当事由」を求める内容が労働協約に織り込まれていれば、不当な解雇に対して労働者は労働協約上の苦情処理手続を通じて救済を求めることがある。</p>	労使交渉でセニヨリティ・ルール（先任権制度）を定めている場合、もしくは使用者が認めている場合は、勤続年数の長さが基準となることがある。 <p>労働者調整・再訓練予告法により、大量解雇の実施について手続的規制が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所閉鎖又は大量レイオフを予定する一定の要件に該当する使用者（100人以上のフルタイム労働者を使用するか週20時間未満就労するパートタイム労働者を含めて100人以上の労働者を時間外労働を除き週当たり合計4千時間以上使用する使用者）は、交渉代表労働組合かそれがない場合には各労働者、ならびに州及び地方政府の関係機関に、60日以上前にその旨を通知しなければならない。但し、自然災害等により合理的に予見できない場合は予告義務を課されない。 使用者が予告義務に違反した場合、労働者は予告不足日数分の賃金及び諸給付のバックペイを請求できる。 	

	個別的解雇	集団的解雇
イギリス	<p>1996年雇用権法により、次のような解雇規制が定められている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間 ・解雇事由の開示(勤続年数1年以上の労働者が要求した場合及び妊娠中又は出産休暇中の女性を解雇する場合) <p>また、被用者は使用者に不公平に解雇されない権利を有する。特に、以下の事由による解雇は当然に不公平解雇とされる。</p> <p>(1)労働組合への加入の有無、(2)労働組合活動への参加、(3)妊娠及び出産、(4)安全衛生問題に関する権利等を主張したこと、(5)法定の権利を主張したこと、(6)一定の条件下で日曜勤務を拒否したこと、(7)業務譲渡に関する事由(経済的・技術的等の理由がある場合を除く)、(8)従業員代表としての行動、(9)企業年金の管財人としての任務の遂行又は提案など。</p> <p>不公平解雇について雇用審判所へ救済申立を行うことができる。雇用審判所は、不公平解雇と認められる場合には(1)職場復帰又は再雇用の命令、(2)補償金といった救済を与える。ただし、上記(1)～(9)や差別を理由とする場合を除き、不公平解雇申立の権利には勤続年数による資格要件あり(2012年4月6日より前に開始された雇用関係については継続した1年間の勤続、これ以降の場合は2年間)。</p>	<p>1992年労働組合・労働関係法及び1996年雇用権法により、一定規模以上の経済的解雇については、労働組合との協議、貿易産業大臣への通知といった一定の要件が課されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者に対しては、雇用期間の長さに応じた一定の解雇予告期間が必要。また、勤続2年以上の被用者は、予告期間中に求職又は職業訓練の受講のための休暇を取得することができる(通常の週給額の5分の2が支払われる)。 ・被用者には使用者から、年齢、勤続年数、週給額に応じた剩員整理手当が支払われる。
ドイツ	<p>民法典第134条は、法的一般原則による解雇無効の可能性並びに性差別禁止及び母性保護等の個別規定による解雇無効の可能性を認めているが、これ以外は、期間の定めのない契約について労働者及び使用者側からの一方的な一定書式による解約を認めている。予告期間は、民法典622条に規定されている。</p> <p>1969年に制定された解雇保護法(2003年改正)は、以下の解雇を、社会的に正当な理由がない解雇として無効としている。適用は、従業員10名以上の事業所(パートタイムは比率で考慮される)。</p> <p>(1)労働者の一身に基づく理由がない場合、(2)労働者の行動に基づく理由がない場合、(3)緊急の経営上の必要性に基づかない場合、(4)従業員代表委員会の合意なしに労働者を解雇した場合、(5)労働者を同一の事業所又は同一企業の別の事業所で雇用を継続することが可能な場合等。</p> <p>また、個別の労働法令により次のような特別解雇制限がある。</p> <p>(1)従業員代表委員会委員及び職員委員会委員の解雇(在職中及び終了後1年間)(事業所組織法、職員代表法)、(2)6か月以上雇用が継続されている重度障害者の解雇(中央福祉事務所の同意が必要)(重度障害者法)、(3)妊娠中及び出産後4週間以内の女性労働者の解雇(母性保護法)、(4)法定の育児休暇を取得中の労働者(連邦育児手当法)、(5)兵役についている労働者の解雇及びその前後に兵役を利用としたその労働者の解雇(職業保護法)、(6)訓練期間中の労働者の解雇(職業訓練法)、(7)操業短縮中の解雇に就いては別途規定があり、制限されている。</p>	<p>経済的理由による解雇について解雇制限法による規制がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定以上の規模の事業所が一定以上の人数の解雇を行おうとする場合(労働者数が21～59人の事業所で6人以上の解雇を行う場合等)、使用者は公共職業安定所に届け出なければならない。 労働者が経済的不利益を被る場合、それを緩和するために、従業員代表委員会と使用者との間で、被解雇者選出基準、退職金、解雇保障金等について定める社会計画を策定しなければならない。

第4-13表 解雇法制（続き）

Table 4-13: Statutory regulations or case-law principles concerning dismissal (cont.)

	個別的解雇	集団的解雇
フ ラ ン ス	<p>1973年法等により解雇が規制されている。次の事由による解雇は無効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出自、性別、習俗、家族状況、民族帰属、国籍、人種、政治的意見、組合活動、共済活動、宗教的信条等を理由とした差別的解雇 ・争議権の通常の行使を理由とする解雇 ・職業上の男女平等に関する提訴後になされた解雇 ・セクシュアル・ハラスメントあるいはモラル・ハラスメントを受けたもしくは拒否した労働者の解雇、当該行為を証言した労働者の解雇 ・妊娠中あるいは出産直後の女性労働者の解雇 ・労働災害・職業病の被災者に対して労働契約停止期間中になされる解雇 <p>また、解雇には真実かつ重大な事由が必要であり、これが存在しないときは、労働裁判所によって不当解雇とされ、補償金の支払いが必要となる。真実かつ重大な理由とは、(1)労働契約の履行、労働者自身、その能力、企業組織に関連したものであり、(2)事実に基づいて証明でき、(3)契約の継続を不可能ならしめるほど重大な理由をいう。</p> <p>個別的解雇には、(1)事前面談への招選、(2)事前面談、(3)解雇通知の送付、(4)解雇予告期間の遵守、(5)解雇手当の支払いといった手続が必要。</p>	<p>経済的理由による解雇については、「真実かつ重大な事由」が必要であり、次のような特別な手続が必要。</p> <p><個人(1人)解雇の場合> (2人以上の解雇の場合も共通)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解雇される予定の労働者に対する呼出と面談 ・労働者に対する書面による解雇予告(一定の待機期間がある。) ・労働者に対する一定期間の再雇用優先権の付与 ・行政官庁への解雇実施計画の届出・通知 <p><2人以上10人未満の解雇></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業委員会(ない場合には従業員代表委員)に対する情報提供と協議 <p><10人以上の解雇></p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業委員会(ない場合には従業員代表委員)への情報提供と少なくとも2回以上の協議。企業委員会は企業の費用負担により会計鑑定人の補佐を受けることができる。 ・50人以上の労働者を雇用する企業が、30日以内に10人以上の労働者を解雇する場合には、使用者による再配置計画等を盛り込んだ「雇用保護計画」の作成が義務づけられる。行政官庁は、計画を審査し、補充・変更の提案等を行うことができる。 ・企業、国、商工業雇用協会の三者による職業転換協定(職業訓練の提供、手当の支給を内容とするもの)を締結しなければならない。 <p>このほか、1,000人以上の労働者を雇用する企業等は、解雇対象者に、最大9か月間、労働契約を維持しながら職業訓練や休職活動をするための「再配置休暇」を付与しなければならない。この対象とならない企業は、解雇対象者に、職業能力評価票の作成と再就職支援の諸措置を提案しなければならない。</p>

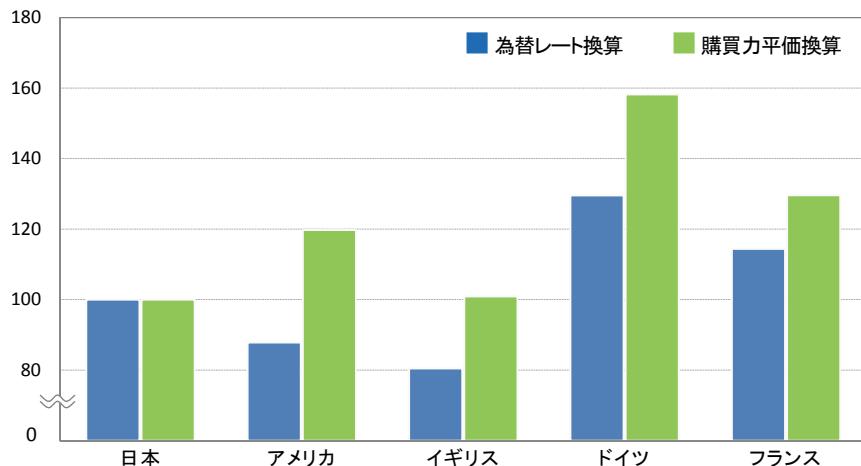
資料出所 厚生労働省海外情報室作成資料、厚生労働省「改正労働基準法の概要」、日本労働研究機構「労働政策レポートvolume.2 解雇法制」、「諸外国における解雇のルールと紛争解決の実態」、荒木尚志/山川隆一/労働政策研究・研修機構「諸外国の労働契約法制」、日本:厚生労働省ウェブサイト、ドイツ:連邦労働社会省等により労働政策研究・研修機構作成

5. 賃金・労働費用

Wages and Labour Costs

5-1 時間当たり賃金（製造業、2011年）

（日本=100）



► グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-1表 時間当たり賃金(製造業)」(p.173)を参照。

賃金の国際比較を行う場合いくつか注意しなければならないことがある。まず、対象となる事業所の規模や産業、対象労働者が国によって異なっている場合がある。また国によって賃金の定義が違うことや、時間当たり賃金を比較する場合には労働時間の定義についても調整を行う必要が出てくる。さらにこれらについて調整ができたとしても、比較するために為替レートで換算することにより、相場変動の影響を受けることやそれぞれの国の労働者の生活実態(物価水準)を考慮していないことなどの問題がある。

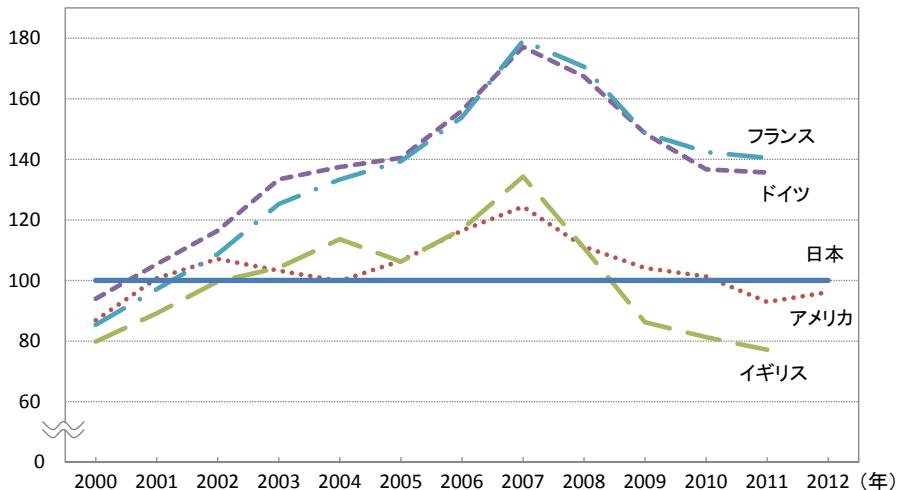
ここでは製造業の全労働者(日本はパートを含む常用労働者)について、実労働時間当たりの現金給与総額を為替レートと購買力平価で比較した(資料出所及び推計方法については第5-1表参照)。なお、事業所規模については、日本は5人以上、アメリカは全事業所、欧洲は10人以上という違いがある。

2011年の時間当たり賃金(購買力平価換算)は、日本を100とすると、アメリカが120、イギリスが101、ドイツが158、フランスが130となっており、日本が各国を下回っている。

5 賃金・労働費用

5-2 労働費用（製造業、為替レート換算）

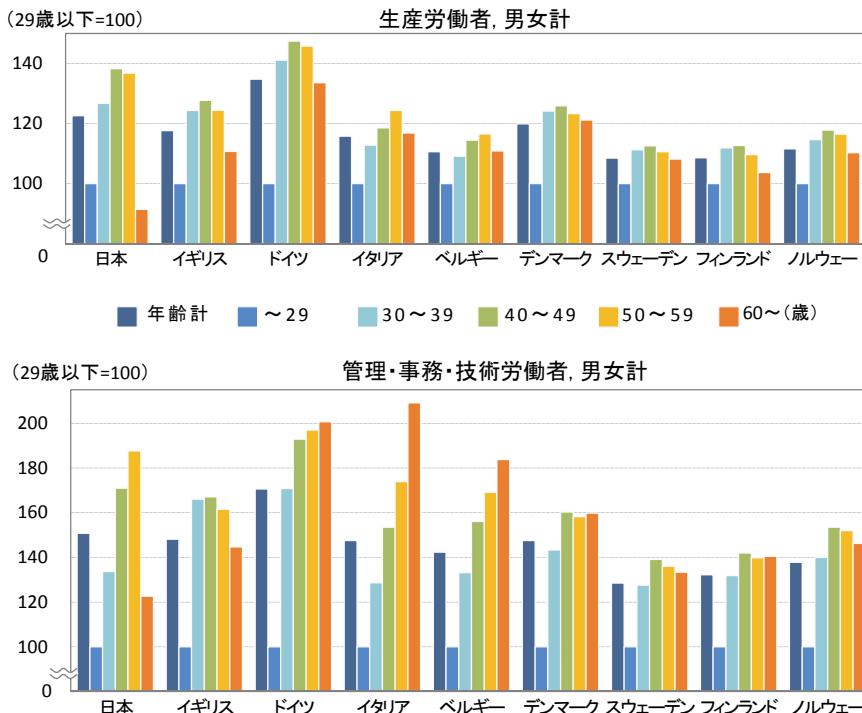
（日本=100）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-6表 労働費用(製造業)」(p.178)を参照。

労働費用についても賃金の場合と同様、対象の産業や職種等に注意する必要がある。ここでは賃金と同様に、製造業の全労働者について実労働時間当たりの労働費用の比較を行った。我が国の労働費用は、1985年以降増加傾向を示し、2000年は5か国中で最も高かった。2002年以降は円高の影響もあり、欧米主要国に比較して低い水準で推移したが2011年は、アメリカ、イギリスよりも高かった。

5-3 年齢階級別賃金格差（2010年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-12表 年齢階級別賃金格差」(p.182)を参照。
(注) 日本は製造業、欧州は産業計。

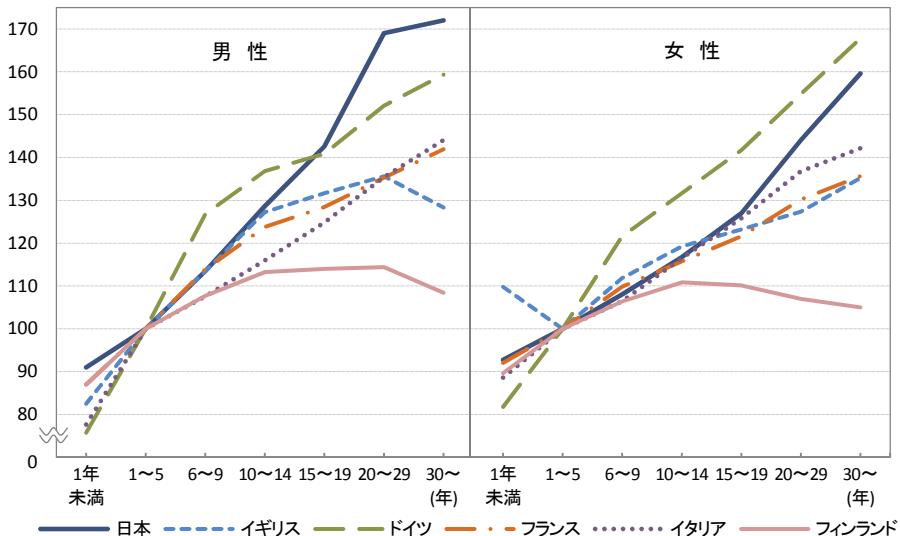
上のグラフは、29歳以下の賃金を100としたときの年齢階級別賃金指数（格差）を示したものである。生産労働者についてみると、日本では29歳以下賃金との格差は、30~39歳層で1.3倍、40~49歳層及び50~59歳層で1.4倍となっており、60歳以上層になると0.9倍に縮小する。ドイツでは40~49歳層及び50~59歳層で格差が最大の1.5倍となっている。その他の欧州諸国の大格差は1.1~1.3倍の範囲にある。

管理・事務・技術労働者についてみると、日本では年齢階級が高くなるにつれて格差が広がり、50~59歳層で最大の1.9倍となるが、60歳以上層になると1.2倍に縮小する。日本以外の国々における最大格差を持つ年齢層は、イタリアでは60歳以上層(2.1倍)、ドイツでは50~59歳層及び60歳以上層(2.0倍)、オランダでは50~59歳層(1.8倍)、ベルギーでは60歳以上層(1.8倍)となっている。その他の欧州諸国の大格差は1.4~1.7倍の範囲にある。これらの数値を理解するためには、年齢階級別の労働力率「第2-11表 性別・年齢階級別人口・労働力人口・労働力率」(p.67参照) もあわせてみる必要がある。

5 賃金・労働費用

5-4 勤続年数別賃金格差（産業計）

（勤続年数1～5年 = 100）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第5-13表 勤続年数別賃金格差」(p.183)を参照。
 (注) 日本は2012年、欧州は2010年。日本の勤続年数は、1～5年が1～4年、6～9年が5～9年に相当する。

上のグラフは日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、フィンランドについて、勤続年数1～5年(日本については1～4年)の賃金を100としたときの勤続年数別賃金指数(格差)を示したものである。

まず男性についてみると、日本は勤続年数が長くなるにつれ、勤続年数別賃金指数が上昇し、勤続年数20～29年までその上昇スピードも速い。特に勤続年数30年以上では勤続年数1～4年の約1.8倍に達する。その他の国々については、勤続年数30年以上でドイツが約1.6倍、イタリア、フランスが約1.4倍、イギリスが約1.3倍となる。一方、女性の場合は、男性に比べて勤続年数別の賃金格差は概して小さい(ドイツは女性の方が男性より大きい)。

第5-1表 時間当たり賃金（製造業）

Table 5-1: Hourly wages, manufacturing

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
賃金/Wages	(円/Yen)	(ドル/Dollar)	(ポンド/Pound)	(ユーロ/Euro)	(ユーロ/Euro)
2000年	2,266	18.79	11.47	21.09	16.66
2004	2,289	20.75	13.21	22.84	19.35
2005	2,303	21.58	12.85	23.28	19.92
2006	2,314	22.59	13.29	24.05	20.62
2007	2,253	23.60	13.63	24.65	21.34
2008	2,288	24.39	14.44	25.23	22.02
2009	2,269	24.85	14.37	25.63	22.02
2010	2,244	24.91	14.18	25.62	22.79
2011	2,288	25.18	14.40	26.72	23.59
2012	2,276	25.60	—	—	—
為替レート換算/Exchange rate conversion				(日本/JPN=100)	
2000	100	89	83	92	73
2004	100	98	114	134	114
2005	100	103	112	139	119
2006	100	114	123	152	130
2007	100	123	143	176	153
2008	100	110	120	167	146
2009	100	102	92	147	126
2010	100	97	86	133	118
2011	100	88	80	130	114
2012	100	90	—	—	—
購買力平価換算/PPP Conversion				(日本/JPN=100)	
2000	100	129	123	149	121
2004	100	122	122	149	121
2005	100	121	114	151	121
2006	100	122	114	155	123
2007	100	126	113	158	127
2008	100	125	113	159	127
2009	100	127	112	162	130
2010	100	125	106	158	131
2011	100	120	101	158	130
2012	100	119	—	—	—
換算用為替レート/Exchange rates for conversion				(各国通貨/円)(National currency per Yen)	
2011	1	79.81	127.87	110.94	110.94
2012	1	79.79	126.04	102.52	102.52
換算用購買力平価/PPPs for conversion					
2011	1	108.81	160.30	135.46	125.69
2012	1	105.97	160.40	134.23	123.68

資料出所 厚生労働省(2013.2)「平成24年毎月労働統計調査」

U.S.Bureau of Labour Statistics (2013.6) *Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat Database "Labour costs annual data" 2013年9月現在

OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) "PPPs and exchange rates" 2013年9月現在

(注) 各国の推計方法は以下のとおり。

日本: 厚生労働省「毎月労働統計調査」の5人以上雇用事業所の常用労働者について、月間の現金給与総額を実労働時間で除した。

米国: *Employer Costs for Employee Compensation*の製造業全労働者について、wages and salaries, paid leave 及び supplemental payを合計した。各年第1四半期のデータ。

欧州: 製造業全労働者の実労働時間当たり賃金。“labour costs annual data”的時間当たり労働費用(hourly labour costs)と賃金(total wages and salaries)の対労働費用比率から算出。イギリスの2008年以降及びフランスの2009年は産業分類の変更により以前の数値と接続しない。ドイツは新分類で遡及改訂されている。

※経年の為替レートは「第1-13表 為替レート(p.38)」を参照。

5 賃金・労働費用

第5-2表 賃金 (製造業)

Table 5-2: Wages, manufacturing

(男女計/Total)

	1995年	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012	注 ¹⁾
日本 ²⁾ (円/月) Yen/month JPN	357,524	371,452	380,885	374,362	349,603	362,340	368,340	372,073	E e
(円/日) Yen/day	17,699	18,573	19,140	19,003	18,400	18,487	18,889	18,887	
(円/時間) Yen/hour	2,176	2,266	2,303	2,288	2,269	2,244	2,288	2,276	
アメリカ ³⁾ US\$/h USA	12.34	14.32	16.56	17.75	18.24	18.61	18.93	19.08	E e
カナダ ⁴⁾ CA\$/h CAN	16.34	17.55	19.87	21.90	22.65	23.06	22.96	23.61	R e
イギリス ⁵⁾ Pound/h GBR	7.03	8.79	11.02	12.09	12.30	12.63	13.15	13.33	E e
ドイツ ⁶⁾ Euro/h DEU	25.73	27.78	15.60	19.51	19.59	20.11	20.43	21.03	E e
フランス ⁷⁾ Euro/h FRA	12.6	14.1	16.4	17.9	—	16.63	—	—	E e
イタリア ⁸⁾ Euro/h ITA	—	9.93	11.36	—	—	12.96	—	—	E e
スウェーデン ⁹⁾ Krona/h SWE	107.0	111.3	129.9	145.2	145.6	149.8	154.7	157.5	E w
ロシア Ruble/m RUS	454	2,365	8,421	16,050	16,583	19,078	21,781	24,512	E e
中国 ¹⁰⁾ Yuan/y CHN	5,169	8,750	15,934	24,404	26,810	30,916	36,665	41,650	E e
香港 ¹¹⁾ HK\$3/m HKG	9,508	11,870	9,800	10,750	10,500	11,000	12,000	12,000	E e
韓国 ¹²⁾ 1,000 Won/m KOR	870	1,228	1,825	2,168	2,163	2,274	2,532	2,503	E e
シンガポール ¹³⁾ SG\$/m SGP	2,157	3,036	3,495	3,955	3,966	4,263	4,388	3,300	E e
タイ ¹⁴⁾ Baht/m THA	4,994	5,839	6,420	7,873	7,519	7,495	8,066	9,392	E e
フィリピン ¹⁵⁾ Peso/m, d PHL	6,654	226	248	290	300	311	316	330	E e
インド ¹⁶⁾ Rupee/m, d IND	1,211	1,281	159	209	318	—	—	—	E w
オーストラリア ¹⁷⁾ AU\$/w AUS	678	803	1,030	1,151	1,174	1,211	1,269	1,283	E e
ニュージーランド ¹⁸⁾ NZ\$/h NZL	15.58	15.64	18.67	22.45	23.40	22.79	23.92	24.85	E e
ブラジル ¹⁹⁾ Real/m BRA	631	763	—	—	—	—	1,268	1,406	E e

(男性/Male)

	1995	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012	注 ¹⁾
日本 ²⁾ (円/月) Yen/month JPN	448,655	462,407	456,775	450,196	415,086	429,156	435,641	435,357	E e
(円/日) Yen/day	22,101	22,891	22,725	22,623	21,619	21,675	22,114	21,877	
(円/時間) Yen/hour	2,602	2,679	2,637	2,617	2,583	2,541	2,590	2,555	
アメリカ ³⁾ US\$/h USA	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
カナダ ⁴⁾ CA\$/h CAN	17.70	18.93	21.28	23.37	24.12	24.46	24.25	24.99	R e
イギリス ⁵⁾ Pound/h GBR	7.71	9.45	11.43	12.71	12.84	13.06	13.64	13.81	E e
ドイツ ⁶⁾ Euro/h DEU	27.00	29.10	16.24	20.46	20.54	21.08	21.41	21.95	E e
フランス ⁷⁾ Euro/h FRA	13.5	15.0	17.3	18.8	—	17.45	—	—	E e
イタリア ⁸⁾ Euro/h ITA	—	10.57	—	12.02	—	13.56	—	—	E e
スウェーデン ⁹⁾ Krona/h SWE	109.1	113.3	132.2	147.7	—	—	—	—	E w
ロシア ¹⁰⁾ Ruble/m RUS	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
中国 ¹⁰⁾ Yuan/m CHN	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
香港 ¹¹⁾ HK\$3/m HKG	10,421	12,697	11,000	12,000	12,000	12,000	13,000	14,000	E e
韓国 ¹²⁾ 1,000 Won/m KOR	1,010	1,388	2,044	2,397	2,380	2,492	2,575	2,734	E e
シンガポール ¹³⁾ SG\$/m SGP	2,644	3,653	4,111	4,559	4,510	4,869	5,117	3,683	E e
タイ ¹⁴⁾ Baht/m THA	6,234	6,612	7,496	8,480	8,588	8,563	9,252	10,520	E e
フィリピン ¹⁵⁾ Peso/m, d PHL	7,529	237	254	299	310	320	327	339	E e
インド ¹⁶⁾ Rupee/d IND	—	—	164	213	321	—	—	—	E w
オーストラリア ¹⁷⁾ AU\$/w AUS	713	843	1,081	1,206	1,223	1,260	1,330	1,338	E e
ニュージーランド ¹⁸⁾ NZ\$/h NZL	16.58	16.74	19.65	23.47	24.49	23.98	24.75	26.02	E e
ブラジル ¹⁹⁾ Real/m BRA	712	854	—	—	—	—	1,398	1,551	E e

(女性/Female)

		1995年	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012	注 ¹⁾
日本 ²⁾	(円/月) Yen/month JPN	189,031	194,279	201,799	199,343	196,264	203,132	206,130	211,881	E e
	(円/日) Yen/day	9,499	9,912	10,402	10,382	10,552	10,635	10,849	11,035	
	(円/時間) Yen/hour	1,267	1,323	1,373	1,380	1,416	1,414	1,437	1,451	
アメリカ ³⁾	US\$/h USA	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
カナダ ⁴⁾	CA\$/h CAN	12.83	14.00	16.35	18.19	18.97	19.40	19.80	20.05	R e
イギリス ⁵⁾	Pound/h GBR	5.31	6.91	9.74	10.18	10.62	11.26	11.71	11.86	E e
ドイツ ⁶⁾	Euro/h DEU	19.96	21.39	12.02	15.61	15.61	16.55	16.26	16.89	E e
フランス ⁷⁾	Euro/h FRA	10.3	11.8	14.0	15.6	—	14.62	—	—	E e
イタリア ⁸⁾	Euro/h ITA	—	8.46	9.81	—	—	11.39	—	—	E e
スウェーデン ⁹⁾	Krona/h SWE	98.21	103.4	119.9	134.4	—	—	—	—	E w
ロシア	Ruble/m RUS	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
中国 ¹⁰⁾	Yuan/m CHN	—	—	—	—	—	—	—	—	E e
香港 ¹¹⁾	HK\$/m HKG	8,684	11,101	7,000	7,000	7,500	8,000	8,100	9,000	E e
韓国 ¹²⁾	1,000 Won/m KOR	567	831	1,253	1,504	1,505	1,615	1,678	1,802	E e
シンガポール ¹³⁾	SG\$/m SGP	1,541	2,181	2,563	2,974	3,048	3,253	3,433	2,708	E e
タイ ¹⁴⁾	Baht/m THA	4,250	5,052	5,420	7,331	6,532	6,466	6,917	8,236	E e
フィリピン ¹⁵⁾	Peso/m, d PHL	5,592	211	236	276	285	296	302	317	E e
インド ¹⁶⁾	Rupee/d IND	—	—	72	151	270	—	—	—	E w
オーストラリア ¹⁷⁾	AU\$/w AUS	556	662	825	955	988	1,022	1,039	1,048	E e
ニュージーランド ¹⁸⁾	NZ\$/h NZL	13.19	13.18	16.28	20.02	20.77	19.83	21.71	21.96	E e
ブラジル ¹⁹⁾	Real/m BRA	405	524	—	—	—	—	981	1,097	E e

資料出所 日本:厚生労働省(2013.2)「平成24年毎月勤労統計調査」

フランス(2010年)・イタリア:Eurostat Database "Structure of earnings survey"2013年12月現在

中国:国家統計局(2013.9)「中国統計年鑑2013」

韓国:雇用労働省ウェブサイト(<http://www.moeol.go.kr/>)2013年11月現在

タイ(2005年以降):国家統計局(2013) Labour Force Survey

インド(2005年以降):統計計画履行省(各年版) NSS Report, Employment and Unemployment in India

その他:ILO Database(<http://www.ilo.org/ilostat/>)及び各国政府ウェブサイト

(注) 1) E=実際に支払われた賃金(諸手当・ボーナス含む), R=労働契約等により予め定められている賃金(諸手当・ボーナス含む)。e=雇用者(時間給・日給労働者及び月給労働者), w=時間給・日給労働者のみ。
 2) 毎月勤労統計調査の5人以上雇用事業所の常用労働者(一般労働者及びパートタイム労働者)。賞与等の特別に支払われた賃金を含む。労働時間は総実労働時間。
 3) 民間部門の生産労働者(管理職を除く)。
 4) 1995年の欄は1997年の値。
 5) 16歳以上のフルタイム労働者を対象。時給100ポンド以上の者は除外。各年4-6月期の数値。
 6) 1995年の欄は1996年の数値。2000年以前はマルク単位。1ユーロ=1.95583マルク。2006年以前は賃金労働者を対象。2007年以降は雇用者を対象。2009年以降は2月の数値。
 7) 1995年の欄は1996年, 2005年の欄は2004年, 2008年の欄は2007年の数値。
 8) 2000年の欄は2002年, 2005年の欄は2006年の数値。
 9) 各年9月の値。民間部門の生産労働者を対象。
 10) 都市部のみ対象。
 11) 2000年以前は給与所得者を対象。2001年に統計手法の変更。2005年以降は雇用者を対象。
 12) 単位1,000ウォン。正規従業員10人以上の事業所。
 13) 2005年に統計手法の変更。国籍保有者・永住権保有者が対象。2012年はフルタイム労働者を対象(国家軍人を除く), 6月の値。
 14) 1995年は国営企業を除く3月の値で, 賃金は注1)のRに相当。2005年以降は各年第1四半期の数値。
 15) 1995年は1か月当たり賃金, 企業規模20人以上。2000年は2001年の値。2001年以降は, 主に就いている仕事の一日当たり平均名目賃金。
 16) 各年度の値。2000年以前は生産労働者の月当たり支払賃金額。2008年の欄は2007年度の値。
 17) 成人のフルタイム非管理職, 各年5月の数値, 1996年以降産業分類の変更。
 18) 1995年の欄は1998年の値。
 19) 1995年, 2000年は12月の値。2011年, 2012年は9月の値。

5 賃金・労働費用

第5-3表 産業別賃金（2012年）

Table 5-3: Wages by economic activity, 2012

		非農林漁業 部門 All sectors excluding agriculture, forestry and fishing	製造業 Manufacturing	鉱業及び 採石業 Mining and quarrying	建設業 Construction	情報通信業 Information and communication	注 ¹⁾
日本 ²⁾	JPN	314,127	372,073	372,560	365,413	481,478	E e
アメリカ ³⁾	USA	19.77	19.08	25.79	23.98	27.01	E e
カナダ ⁴⁾	CAN	23.65	23.61	33.10	25.47	22.58	R e
イギリス ⁵⁾	GBR	12.81	13.33	14.80	14.13	19.02	E e
ドイツ ⁶⁾	DEU	22.10	24.18	23.69	18.04	29.68	E e
フランス ⁷⁾	FRA	16.27	16.63	16.11	14.28	21.49	E w
イタリア ⁷⁾	ITA	14.48	12.96	17.45	12.65	16.82	E w
スウェーデン ⁸⁾	SWE	35,500	39,270	39,790	35,590	38,510	E w
ロシア ⁹⁾	RUS	26,629	24,512	50,401	25,951	28,701	E e
中国 ¹⁰⁾	CHN	46,769	41,650	56,946	36,483	80,510	E e
香港 ¹¹⁾	HKG	12,000	12,000	—	12,000	18,000	R w
韓国 ¹²⁾	KOR	2,567	2,503	2,803	2,636	3,197	E e
シンガポール ¹³⁾	SGP	3,000	3,300	—	3,000	4,281	E e
タイ ¹⁴⁾	THA	10,634	9,392	13,388	6,664	25,345	R e
フィリピン ¹⁵⁾	PHL	333.82	330.03	317.21	310.65	548.01	E e
インド ¹⁶⁾	IND	317.9	318.1	388.9	288.7	—	E w
オーストラリア ¹⁷⁾	AUS	1,413	1,283	2,341	1,579	1,607	E e
ニュージーランド ¹⁸⁾	NZL	25.07	24.85	33.47	24.73	29.08	E e
ブラジル ¹⁹⁾	BRA	1,343	1,406	2,617	1,166	1,496	E e

資料出所 日本:厚生労働省(2013.2)「平成24年毎月勤労統計調査」

その他:ILO ILOSTAT(<http://www.ilo.org/ilostat/>)及び各国政府ウェブサイト等

(注) 特に注がない限り、単位は第5-2表(p.174)に同じ。現地通貨。

- 1) E=実際に支払われた賃金(諸手当・ボーナス含む), R=労働契約等により予め定められている賃金(諸手当・ボーナス含む)。e=雇用者(時間給・日給労働者及び月給労働者), w=時間給・日給労働者のみ。
- 2) 事業所規模5人以上の常用労働者。一人平均月間現金給与総額。
- 3) 民間部門の生産労働者(管理職を除く)。鉱業及び採石業は林業の一部を含む。
- 4) 鉱業及び採石業は林業、漁業、石油、ガスを含む。情報通信業は娯楽業を含む。
- 5) 成人フルタイム労働者の時間当たり賃金。時間外手当を含む。100ポンド以上の者は除外。4-6ヶ月期の数値。
- 6) フルタイム労働者。
- 7) 時間当たり賃金。2010年値。
- 8) 諸手当を含む月当たり賃金。非生産労働者。2012年12月の数値。
- 9) 非農林漁業部門の欄は農林漁業を含む。
- 10) 都市部のみを対象。非農林漁業部門の欄は農林漁業を含む。
- 11) 月当たり賃金。中央値。
- 12) 単位:1,000ウォン/月。10人以上規模企業の常用雇用者。
- 13) フルタイム労働者(国家軍人を除く)。国籍保有者・永住権保有者が対象。6月の中央値。
- 14) 非農林漁業部門の欄は農林漁業を含む。2012年第1四半期の数値。
- 15) 一日当たり賃金。非農林漁業部門の欄は農林漁業を含む。
- 16) 常用雇用者。サンプル調査による。2009年度の値。
- 17) 成人のフルタイム非管理職。2012年5月の数値。
- 18) 非農林漁業部門の欄は農林漁業を含む。自営業を含む。
- 19) 情報通信業は運輸・倉庫業も含む。9月の数値。

第5-4表 時間当たり実収賃金の対前年上昇率（製造業）

Table 5-4: Annual growth rates for hourly earnings, percentage change from previous year, manufacturing

		(%)									
		1995年	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本	JPN	3.3	2.0	0.8	1.2	-0.4	0.1	-7.8	4.3	2.1	-0.2
アメリカ	USA	2.6	3.4	2.6	1.5	2.7	2.8	2.8	2.0	1.7	0.8
カナダ	CAN	1.3	2.6	2.7	-0.3	5.4	1.7	-5.0	4.8	3.2	2.9
イギリス	GBR	4.4	4.6	3.6	3.9	4.0	3.0	1.2	4.2	1.5	1.8
ドイツ	DEU	3.7	2.7	1.1	0.8	1.3	2.8	1.7	2.1	2.5	—
フランス	FRA	2.5	4.9	2.8	2.8	2.8	3.1	2.1	1.8	2.4	2.5
イタリア	ITA	3.7	2.0	2.7	3.4	2.8	3.4	3.2	2.8	2.4	2.3
オランダ	NLD	1.2	3.6	0.9	1.8	1.7	3.8	2.8	1.3	1.4	1.9
デンマーク	DNK	3.8	3.5	3.7	3.1	4.0	4.2	2.9	2.6	2.3	1.9
スウェーデン	SWE	5.4	3.4	3.0	3.0	3.7	3.9	1.9	3.2	2.8	3.6
香港	HKG	1.6	5.4	0.0	-0.3	0.5	-3.3	-4.1	0.3	1.9	4.4
台湾	TWN	5.7	3.1	3.0	1.3	1.8	-0.1	-9.2	8.3	2.6	1.1
韓国	KOR	9.9	8.6	7.8	5.6	6.9	-1.3	2.1	9.1	1.7	6.3
シンガポール	SGP	6.8	4.4	2.9	3.2	3.7	4.0	0.7	3.6	4.0	4.3
インドネシア	IDN	—	—	9.0	6.3	4.2	7.6	5.3	12.2	3.4	12.7
オーストラリア	AUS	6.0	1.9	3.2	4.0	3.0	5.7	1.0	3.1	3.9	—
ニュージーランド	NZL	2.5	2.8	3.6	4.6	4.3	4.5	2.9	3.4	3.8	3.5

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “Hourly Earnings” 2013年9月現在香港:香港統計局 (<http://www.censtatd.gov.hk/>) 2013年6月現在台湾:国家統計資料庁 (<http://www.stat.gov.tw/>) 2013年9月現在シンガポール:労働省 (<http://www.mom.gov.sg/>) 2013年6月現在

(注) 国により賃金の定義及び対象者の範囲、事業所の規模・基準年等が異なるため、比較の際は注意を要する。

第5-5表 フルタイム労働者に対するパートタイム労働者の賃金水準

Table 5-5: Earnings gap between full-time and part-time workers

		(full time=100)	
日本	JPN	56.9	(2012年)
アメリカ	USA	30.3	(2012)
イギリス	GBR	70.7	(2012)
ドイツ	DEU	79.3	(2010)
フランス	FRA	74.3	(2010)
イタリア	ITA	70.8	(2010)
オランダ	NLD	78.8	(2010)
デンマーク	DNK	81.1	(2010)
スウェーデン	SWE	83.1	(2010)

資料出所 日本:厚生労働省(2013.2)「平成24年賃金構造基本統計調査」

アメリカ: BLS (2013.2) *Labor Force Statistics from the Current Population Survey*イギリス: Office for National Statistics (2012.11) *2012 Annual Survey of Hours and Earnings — Provisional Results*

その他: Eurostat Database “Structure of earnings survey 2010” 2013年9月現在

(注) パートタイム・時間当たり賃金のフルタイム・時間当たり賃金(所定内給与)に対する割合。

5 賃金・労働費用

第5-6表 労働費用（製造業）

Table 5-6: Labour costs, manufacturing

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA
労働費用/Labour costs	(円/Yen)	(ドル/Dollar)	(ポンド/Pound)	(ユーロ/Euro)	(ユーロ/Euro)
2000年	2,905	23.41	14.22	27.50	24.98
2004	2,922	26.97	16.76	29.90	29.01
2005	2,946	28.48	15.62	30.20	29.96
2006	2,935	29.40	16.04	31.40	30.96
2007	2,876	30.37	16.39	31.60	31.97
2008	2,922	31.42	17.03	32.30	32.92
2009	2,878	32.03	17.03	32.90	32.92
2010	2,790	32.20	16.72	32.80	34.17
2011	2,805	32.67	16.92	34.30	35.52
2012	2,740	33.02	—	—	—
為替レート換算/Exchange rate conversion				(日本/JPN=100)	
2000	100	87	80	94	85
2004	100	100	114	137	133
2005	100	107	106	140	139
2006	100	116	117	156	154
2007	100	124	134	177	179
2008	100	111	111	167	171
2009	100	104	86	149	149
2010	100	101	81	137	142
2011	100	93	77	136	140
2012	100	96	—	—	—
購買力平価換算/PPP Conversion				(日本/JPN=100)	
2000	100	125	119	152	142
2004	100	124	122	153	142
2005	100	125	108	153	143
2006	100	125	109	159	146
2007	100	127	106	159	150
2008	100	126	105	159	149
2009	100	129	104	163	154
2010	100	130	101	163	158
2011	100	127	97	166	159
2012	100	128	—	—	—

資料出所 厚生労働省(2013.2)「平成24年毎月勤労統計調査」、厚生労働省(2012.1)「平成23年就労条件総合調査」、内閣府(2013.12)「平成24年度国民経済計算確報」

U.S.Bureau of Labour Statistics (2013.6) *Employer Costs for Employee Compensation*

Eurostat Database "Labour costs annual data" 2013年9月現在

OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) "PPPs and exchange rates" 2013年9月現在

(注) 対象となる事業所規模はアメリカは全規模、EU諸国は10人以上規模、日本は5人以上規模。各国の推計方法は以下のとおり。

日本：製造業の実労働時間当たり労働費用をもとに、実労働時間当たり名目雇用者報酬との比率で延長推計。

米国： *Employer Costs for Employee Compensation* の製造業全労働者についての実労働時間当たり労働費用。各年第1四半期のデータを使用。

欧州： 製造業全労働者の時間当たり労働費用。イギリスの2008年以降及びフランスの2009年は産業分類の変更により以前の数値と接続しない。ドイツは新分類で遡及改訂されている。

※ 換算用為替レート、購買力平価については第5-1表(p.173)を参照。

第5-7表 労働費用でみた国際競争力

Table 5-7: Competitive positions: relative unit labour costs

		(2005年=100) (base Year 2005=100)								
		1995	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本	JPN	145.3	140.0	100.0	79.1	86.1	97.2	94.7	97.8	94.0
アメリカ	USA	89.5	113.0	100.0	94.7	90.2	91.9	87.9	83.3	84.1
カナダ	CAN	84.6	81.7	100.0	112.5	110.8	107.0	116.6	118.1	119.2
イギリス	GBR	73.1	101.6	100.0	102.0	87.9	79.8	79.6	78.3	81.5
ドイツ	DEU	124.3	102.7	100.0	93.3	92.7	95.9	90.7	90.1	88.1
フランス	FRA	98.9	90.6	100.0	100.7	101.1	101.7	99.0	99.1	96.5
イタリア	ITA	78.7	84.9	100.0	101.5	103.2	105.5	100.7	100.1	97.5
オランダ	NLD	94.0	88.7	100.0	99.7	100.2	102.8	98.0	97.2	93.6
デンマーク	DNK	91.1	87.6	100.0	104.4	108.0	112.3	105.7	103.4	99.3
スウェーデン	SWE	97.4	104.0	100.0	100.3	97.0	89.1	93.1	96.3	97.3
韓国	KOR	98.7	84.3	100.0	102.5	82.3	72.3	77.2	76.4	75.7
オーストラリア	AUS	75.4	78.2	100.0	109.5	107.8	101.3	118.2	128.7	130.6

資料出所 OECD (2013.6) *Economic Outlook No.93, vol.2013 issue 1*

第5-8表 労働費用費目別構成（製造業）

Table 5-8: Structure of labour costs as a percentage of total costs, manufacturing

	日本 JPN (2011)	アメリカ USA (2013)	イギリス GBR (2008)	ドイツ DEU (2008)	フランス FRA (2008)	オランダ NLD (2008)	スウェー デン SWE (2008)	韓国 KOR (2012)	(%)
労働費用計 ^{a)}	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
現金給与 ^{b)}	79.7	77.5	82.7	77.0	63.7	75.7	65.1	75.6	
現金給与以外 ^{c)}	20.3	22.5	17.4	23.0	36.3	24.3	34.9	24.4	
法定福利費 ^{d)}	(11.1)	(8.2)	(7.9)	(14.8)	(25.4)	(9.3)	(21.2)	(6.6)	
法定外福利費 ^{e) ①)}	(2.4)	(10.5)	(6.8)	(6.5)	(4.1)	(12.1)	(8.9)	(5.0)	
現物給付 ^{f)}	(0.1)	—	(1.4)	(0.8)	(0.0)	(1.0)	(1.1)	(0.1)	
退職金等の費用 ^{g)}	(6.2)	(3.8)	(0.7)	(0.3)	(3.2)	—	(0.0)	(11.8)	
教育訓練費 ^{h)}	(0.2)	—	(0.5)	(0.5)	(2.2)	(0.8)	(0.8)	(0.6)	
その他 ^{i) ②)}	(0.2)	—	—	(0.2)	(1.3)	(1.1)	(2.9)	(0.3)	

a) Total labour costs; b) Wages and salaries, Supplemental pay (excl. apprentices), Paid leave; c) Other labour costs, d) Statutory social security contributions; e) Non-statutory social contributions; f) Wages and salaries in kind (excl. apprentices); g) Retirement and savings; h) Vocational training costs (excl. apprentices); i) Other benefits.

資料出所 日本:厚生労働省(2012.1)「平成23年就労条件総合調査」

アメリカ:Bureau of Labor Statistics (2013.9) *Employer Costs for Employee Compensation — June 2013*

欧州: Eurostat (2012.3) *Labour Costs Survey 2008 —NACE Rev.2*

韓国:雇用労働部 (<http://www.moel.go.kr/>) 2013年9月現在

(注) 単位未満の数値を含むため、内訳と合計が必ずしも一致しない。()内は現金給与以外の内数。

日本及びアメリカは企業規模計、EUは10人以上の企業又は事業所(国によって異なる)を対象。

1) アメリカの法定外福利費は各種(生命、健康、短期・長期障害)保険料(Insurance)。欧州は見習の福利費を含む。

2) 「その他」には以下を含む。日本は募集費、転勤に要する費用、社内報、作業服等。欧州は募集費用、税、補助金等、韓国は募集費等。

労
働
費
用
・

5 賃金・労働費用

第5-9表 生産労働者の時間当たり労働費用¹⁾ (製造業)

Table 5-9: Hourly labour costs for production workers, manufacturing

(アメリカ/USA=100)

		1996年	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011
日本	JPN	105.3	100.2	83.8	78.8	73.9	83.8	87.8	91.2	100.5
アメリカ	USA	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
カナダ	CAN	82.9	73.4	87.1	93.8	97.5	97.8	86.6	99.4	102.9
イギリス	GBR	79.1	82.8	98.6	102.5	109.8	104.4	86.2	83.6	86.6
ドイツ	DEU	147.9	101.8	126.2	129.2	135.6	145.0	133.9	125.9	133.4
フランス	FRA	123.8	85.6	108.4	111.0	118.3	127.4	118.1	112.4	118.5
イタリア	ITA	93.5	66.7	92.0	93.6	99.2	107.1	100.4	96.5	101.8
オランダ	NLD	—	84.3	110.5	112.8	119.4	131.5	121.1	113.6	119.0
ベルギー	BEL	145.6	104.7	136.0	139.4	148.0	164.4	152.9	145.7	154.2
デンマーク	DNK	—	89.0	122.9	125.4	138.5	151.6	142.1	137.7	145.4
スウェーデン	SWE	120.8	93.7	117.4	119.9	132.8	135.6	119.7	124.9	138.3
フィンランド	FIN	111.3	79.6	111.6	115.6	122.1	133.8	127.1	118.1	124.3
ノルウェー	NOR	—	98.2	139.2	145.5	161.4	173.3	154.7	164.1	180.6
オーストリア	AUT	125.2	88.0	107.4	110.3	118.9	130.8	124.7	114.9	121.5
イス	CHE	158.1	107.9	133.1	134.2	135.7	150.2	147.8	146.8	170.0
アイルランド	IRL	75.1	63.1	95.0	99.8	110.4	123.7	117.2	110.0	112.1
スペイン	ESP	68.9	49.7	68.8	71.5	77.3	84.6	81.5	76.6	80.1
台湾	TWN	31.6	29.2	26.3	26.4	25.5	26.5	22.7	24.0	26.3
韓国	KOR	42.5	38.5	49.2	57.0	60.6	51.4	44.0	50.9	53.2
シンガポール	SGP	53.1	46.9	44.0	45.2	49.0	57.6	51.3	54.9	63.6
フィリピン	PHL	6.0	4.0	4.0	4.4	5.0	5.3	5.0	5.4	5.7
オーストラリア	AUS	85.3	65.9	94.7	95.7	104.0	109.5	97.7	114.0	130.3
ニュージーランド	NZL	53.9	36.0	54.0	51.7	58.7	58.4	51.1	58.7	65.8
ブラジル	BRA	31.6	17.4	16.6	19.6	22.2	25.7	23.8	29.0	32.8
メキシコ	MEX	13.6	18.8	18.6	19.3	19.2	19.7	16.7	17.6	18.3

資料出所 U.S.Bureau of Labor Statistics (2012.12) *International Comparisons of Hourly Compensation Costs in Manufacturing, 2011*

(注) 1) 労働費用の金額を各年の為替レートで米ドルに換算し、アメリカを100とするように基準化したものです。

第5-10表 男女間賃金・勤続年数格差（2012年）
Table 5-10: Gender wage and job tenure gap in 2012

		賃金格差 ¹⁾ Wage Gap	勤続年数 Job Tenure			(男/male=100) (年/Year) (年/Year) (男/male=100)
			男 Male	女 Female	格差 Gap	
日本	JPN	70.9	13.2	8.9	67.4	
アメリカ	USA	80.9	4.7	4.6	97.9	
イギリス	GBR	81.3	9.1	8.6	95.1	
ドイツ	DEU	80.3	11.8	10.7	90.5	
フランス	FRA	90.0	11.9	11.8	99.6	
スウェーデン	SWE	86.0	9.8	10.4	106.7	
韓国	KOR	69.8	7.1	4.4	62.0	

資料出所 日本:厚生労働省(2013.2)「平成24年賃金構造基本統計調査」
 アメリカ:U.S.Department of Labor(2013.2) *Labor Force Statistics from the CPS*,
 同(2012.9) *Employee Tenure in 2012*
 イギリス(賃金):ONS(2012.11) *Annual Survey of Hours and Earnings 2012*
 ドイツ(賃金):連邦統計局(2013.10) *Statistisches Jahrbuch 2012*
 フランス(賃金):Eurostat(2013.10) *Structure of Earnings Survey*
 スウェーデン(賃金):統計局(2013.6) *Salary structures, whole economy*
 欧州(勤続年数):OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2013年12月現在
 韓国:雇用労働部(<http://www.moel.go.kr/>)2013年11月現在

(注) 1) 原則、全産業の賃金額。労働者の範囲は国により異なる場合がある。日本は一般労働者の1か月当たり所定内給与額。フランスの賃金格差は2010年値。

第5-11表 フルタイム労働者の中位所得における男女賃金格差
Table 5-11: Gender wage gap in median earnings of full-time employees

		1990年	1995	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	(%)
日本 ¹⁾	JPN	40.6	37.1	33.9	32.8	33.0	31.7	30.7	28.3	28.7	27.4	
アメリカ	USA	28.5	24.6	23.1	19.0	19.2	19.8	20.1	19.8	18.8	17.8	
カナダ	CAN	—	—	23.9	21.3	21.2	20.8	20.5	19.8	18.8	19.2	
イギリス	GBR	32.7	28.2	26.3	22.1	21.7	21.6	21.9	20.7	19.2	18.2	
ドイツ	DEU	—	20.0	20.6	17.3	19.6	17.2	17.6	16.8	16.8	16.5	
フランス ²⁾	FRA	—	14.6	14.6	14.4	14.0	14.0	14.3	14.0	14.1	—	
イタリア	ITA	—	14.6	7.4	—	6.9	—	11.8	—	10.6	—	
オランダ	NLD	—	—	—	—	18.3	—	—	—	20.5	—	
ベルギー	BEL	—	—	13.6	11.5	10.3	9.9	8.9	7.5	7.0	5.8	
デンマーク ³⁾	DNK	—	—	12.6	10.7	10.7	9.6	10.7	10.7	9.5	8.8	
スウェーデン ⁴⁾	SWE	19.1	18.8	15.5	14.4	14.6	16.4	15.4	14.9	14.3	15.9	
フィンランド	FIN	22.9	22.4	20.4	18.9	19.4	21.4	21.2	19.7	18.9	18.6	
韓国 ⁵⁾	KOR	45.8	43.0	40.4	38.3	38.5	37.8	38.8	38.9	39.0	37.5	
オーストラリア	AUS	18.2	14.5	17.2	15.8	16.7	15.4	11.9	16.4	14.0	16.0	
ニュージーランド	NZL	17.2	13.7	7.1	9.6	9.3	7.0	7.8	7.8	6.8	4.2	

資料出所 OECD Employment database (<http://www.oecd.org/employment/database>)2013年12月現在
 (注) 男女の中位所得の差を男性中位所得で除した数値。

- 1) 正規従業員が10人以下の組織の雇用者及び公共部門、農業、林業、漁業、家庭サービス、海外大使館に従事する全ての雇用者を除く。
- 2) 見習い、インターン、訓練生、農業従事者、一般公務員を除く。
- 3) 最低賃金の80%に満たない賃金労働者を除く。
- 4) 24~64歳の所得の無い自営業者を除く。
- 5) 正規従業員が5人以下の組織の雇用者及び行政、公的教育、軍、警察の従事する全ての雇用者を除く。

5 賃金・労働費用

第5-12表 年齢階級別賃金格差

Table 5-12: Wage gap by age group

(29歳以下=100)

職種/Occupation	生産労働者/Production workers						管理・事務・技術労働者/Supervisory, clerical and technical workers						
	年齢階級/Age group	計 /Total	~29 39	30~ 49	40~ 59	50~ 59	60~	計 /Total	~29 39	30~ 49	40~ 59	50~ 59	60~
製造業/Manufacturing													
日本(2012年)	計 T	119	100	124	133	130	92	150	100	132	167	188	121
JPN	男 M	125	100	126	142	146	99	153	100	134	170	188	120
	女 F	100	100	104	103	100	85	116	100	116	129	125	97
日本(2010年)	計 T	123	100	127	138	137	91	151	100	134	171	188	123
	男 M	128	100	128	147	154	98	155	100	135	174	189	123
	女 F	99	100	106	103	97	83	114	100	116	123	122	96
産業計/All industries													
(以下、2010年)													
イギリス	計 T	118	100	124	128	124	111	148	100	166	167	162	145
GBR	男 M	120	100	123	132	130	112	166	100	172	200	198	168
	女 F	107	100	115	110	109	105	132	100	158	138	135	120
ドイツ	計 T	135	100	141	147	146	134	171	100	171	193	197	201
DEU	男 M	141	100	146	157	157	142	194	100	184	224	231	222
	女 F	121	100	121	126	127	123	147	100	155	161	165	168
フランス	計 T	118	100	—	122	122	—	145	100	134	156	167	206
FRA	男 M	123	100	—	—	131	—	159	100	143	172	185	231
	女 F	105	100	—	—	106	—	130	100	125	138	145	171
イタリア	計 T	116	100	113	119	124	117	148	100	129	153	174	209
ITA	男 M	119	100	115	122	131	120	160	100	133	168	190	234
	女 F	107	100	108	109	108	107	135	100	124	140	156	168
オランダ ¹⁾	計 T	100	75	110	114	115	105	152	100	161	172	175	174
NLD	男 M	100	—	109	117	118	—	169	100	164	195	201	191
	女 F	100	—	108	109	111	—	136	100	156	148	147	143
ベルギー	計 T	111	100	109	114	117	111	142	100	133	156	169	184
BEL	男 M	113	100	112	118	120	113	154	100	140	169	184	198
	女 F	107	100	105	109	111	110	131	100	127	143	150	152
デンマーク	計 T	120	100	124	126	123	121	148	100	143	160	158	160
DNK	男 M	122	100	127	130	128	123	164	100	156	183	180	176
	女 F	116	100	118	120	117	116	136	100	133	145	144	142
スウェーデン	計 T	108	100	111	113	111	108	128	100	128	139	136	133
SWE	男 M	108	100	110	112	110	108	142	100	137	158	156	152
	女 F	107	100	110	112	109	108	119	100	119	126	123	122
フィンランド	計 T	109	100	112	113	110	104	132	100	132	142	140	140
FIN	男 M	112	100	113	116	116	112	147	100	141	161	163	165
	女 F	106	100	110	109	107	105	122	100	121	129	127	125
ノルウェー	計 T	112	100	115	118	116	110	138	100	140	154	152	146
NOR	男 M	112	100	115	118	118	112	151	100	149	171	172	161
	女 F	112	100	113	117	117	114	127	100	131	138	135	130

(注) 労働者の種類別でみると、日本の産業計及び欧州の製造業データがないため、比較の際は注意を要する。

1) オランダの生産労働者は年齢計=100とした場合。

第5-13表 勤続年数別賃金格差

Table 5-13: Wage gap by length of service

産業計/All industries		(勤続1~4年=100)								
勤続年/years of service	計/Total	1年未満	1~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~		
日本(2012年)	計 T	125.8	91.3	100	113.0	127.7	142.6	170.6	179.8	
	男 M	128.8	91.0	100	113.5	128.6	142.5	169.0	172.0	
	女 F	111.3	92.8	100	108.0	116.7	127.0	144.1	159.6	
日本(2010年)	計 T	125.3	91.5	100	113.2	124.9	143.8	169.6	177.1	
	男 M	128.1	91.7	100	114.6	125.2	143.4	167.5	168.5	
	女 F	110.3	92.7	100	106.5	114.8	127.0	140.9	159.7	
(以下、2010年)									(勤続1~5年=100)	
	計/Total	1年未満	1~5	6~9	10~14	15~19	20~29	30~		
イギリス	計 T	108.6	94.3	100	112.5	123.6	127.2	134.4	137.9	
	GBR	男 M	107.8	82.5	100	113.4	127.2	131.7	135.6	128.3
		女 F	109.1	109.8	100	111.8	119.2	123.2	127.3	135.2
ドイツ	計 T	119.3	78.3	100	124.9	135.5	141.4	154.8	164.0	
	DEU	男 M	119.2	75.7	100	126.8	136.8	140.8	152.1	159.4
		女 F	118.4	81.7	100	121.6	131.6	141.7	154.8	167.8
フランス	計 T	112.7	88.9	100	111.7	120.7	124.8	133.7	139.2	
	FRA	男 M	114.2	87.0	100	113.8	123.8	128.4	135.3	141.9
		女 F	111.0	92.0	100	109.8	115.7	121.6	130.2	135.6
イタリア	計 T	111.8	82.0	100	107.4	116.1	125.2	135.9	142.4	
	ITA	男 M	111.3	77.7	100	107.6	116.0	124.8	135.4	144.0
		女 F	112.7	88.6	100	106.4	116.5	125.8	136.8	142.1
オランダ	計 T	130.5	—	100	150.5	148.9	149.8	—	—	
	NLD	男 M	138.5	—	100	155.9	164.1	162.7	—	—
		女 F	120.7	—	100	143.2	130.0	128.4	—	—
ベルギー	計 T	110.3	88.0	100	111.2	118.8	124.0	133.4	131.0	
	BEL	男 M	110.1	88.0	100	110.9	117.7	121.8	131.3	130.2
		女 F	110.5	89.1	100	112.0	120.0	126.9	135.5	130.6
デンマーク	計 T	98.5	84.6	100	111.2	114.9	90.6	114.4	114.5	
	DNK	男 M	100.8	83.3	100	111.9	117.0	97.9	119.9	117.3
		女 F	99.0	86.8	100	109.8	112.0	95.3	111.7	111.5
スウェーデン	計 T	99.7	86.9	100	104.5	106.2	103.0	99.8	—	
	SWE	男 M	101.2	86.6	100	106.2	109.4	108.7	106.1	—
		女 F	99.8	88.9	100	103.7	105.1	101.9	101.1	—
フィンランド	計 T	103.8	87.7	100	107.6	113.1	113.9	111.2	108.6	
	FIN	男 M	104.6	87.0	100	107.7	113.2	114.0	114.4	108.4
		女 F	102.3	89.6	100	106.4	110.8	110.1	107.0	105.0
ノルウェー	計 T	102.3	90.3	100	97.7	111.3	112.6	114.3	108.9	
	NOR	男 M	102.5	85.6	100	96.4	111.2	113.5	117.1	107.8
		女 F	101.4	98.2	100	97.9	108.0	109.3	108.5	105.3

資料出所 日本:厚生労働省(2013.2)「賃金構造基本統計調査」

その他: Eurostat (2013.8) *Structure of Earnings Survey 2010*

(注) 日本の賃金はきまつて支給する現金給与額、欧州は月間平均収入額(=monthly earnings)をもとに算出。また、欧州の産業計は公共部門及び防衛・義務的の社会保障事業を除く。

5 賃金・労働費用

第5-13表 勤続年数別賃金格差（続き）

Table 5-13: Wage gap by length of service (cont.)

製造業/Manufacturing		(勤続1~4年=100)							
勤続年/years of service	計/Total	1年未満	1~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~	
日本(2012年)	計 T	133.9	91.4	100	116.0	130.2	144.6	172.4	186.3
	男 M	135.4	90.7	100	115.7	131.6	145.9	171.6	178.2
	女 F	114.3	93.0	100	109.8	114.6	124.3	139.8	155.8
日本(2010年)	計 T	132.1	89.7	100	112.2	124.4	145.3	171.1	183.3
	男 M	134.8	89.7	100	114.7	127.0	147.0	172.3	177.7
	女 F	110.3	91.0	100	103.3	108.6	122.0	133.2	145.0
(以下、2010年)		(勤続1~5年=100)							
	計/Total	1年未満	1~5	6~9	10~14	15~19	20~29	30~	
イギリス	計 T	109.5	86.2	100	107.7	115.7	119.9	135.0	131.0
	男 M	109.8	83.5	100	107.9	116.0	—	136.5	—
	女 F	103.5	96.9	100	104.2	109.4	—	110.1	—
ドイツ	計 T	122.0	77.9	100	122.7	129.5	132.8	148.9	155.8
	男 M	122.0	78.3	100	122.7	129.7	131.9	145.0	150.1
	女 F	116.5	79.9	100	120.1	123.7	129.1	147.2	157.8
フランス	計 T	113.3	88.4	100	110.0	117.2	126.6	129.2	121.0
	男 M	115.5	86.9	100	111.8	119.5	129.9	133.7	125.2
	女 F	106.9	93.1	100	105.7	110.1	118.0	114.9	107.1
イタリア	計 T	105.9	79.0	100	102.1	108.2	111.0	120.7	121.8
	男 M	106.5	75.6	100	102.5	109.2	111.7	121.6	—
	女 F	104.5	89.6	100	100.5	105.3	107.9	115.6	—
オランダ ¹⁾	計 T	100.0	—	73.9	—	103.7	96.7	—	—
	男 M	100.0	—	—	102.8	111.5	—	—	—
	女 F	100.0	—	—	—	72.2	—	—	—
ベルギー	計 T	107.5	92.8	100	107.6	108.9	113.7	117.3	117.9
	男 M	108.5	92.9	100	108.8	109.3	115.7	118.4	120.6
	女 F	103.0	92.9	100	103.0	106.7	105.4	108.9	106.0
デンマーク	計 T	100.8	87.4	100	105.1	106.5	107.0	109.9	—
	男 M	100.7	86.2	100	104.6	107.3	107.8	110.9	109.8
	女 F	101.0	89.3	100	107.0	105.7	105.8	106.6	—
スウェーデン	計 T	101.0	90.2	100	104.3	104.6	103.3	99.9	—
	男 M	101.1	91.5	100	103.8	104.3	103.5	100.2	—
	女 F	100.4	86.3	100	105.7	105.6	99.9	96.9	—
フィンランド	計 T	104.6	85.9	100	105.2	108.7	112.0	110.5	104.8
	男 M	105.8	86.1	100	106.1	109.8	114.1	113.3	106.4
	女 F	100.2	85.3	100	101.9	105.2	103.2	101.0	95.9
ノルウェー	計 T	100.5	56.2	100	96.4	104.9	103.7	103.9	97.5
	男 M	100.8	61.1	100	96.2	105.9	104.1	104.3	97.0
	女 F	99.1	55.6	100	97.2	100.8	100.1	98.4	92.7

(注) 1) オランダの製造業は勤続年数計=100とした場合。

第5-14表 規模間賃金格差（産業計）

Table 5-14: Wage gap by establishment size in all industries

事業所・企業規模(人)	計(5~)	(1,000~=100)				
		5~29	30~99	100~499	500~999	1,000~
日本 (製造業/manufacturing)	69.6 (76.2)	58.6 (61.9)	68.1 (67.7)	78.5 (79.1)	89.1 (88.1)	100 (100)
establishment size(employees)	計(10~)	10~49	50~249	250~499	500~999	1,000~
アメリカ (製造業/manufacturing)	USA	64.7 (64.5)	50.3 (46.3)	59.5 (55.2)	72.4 (64.0)	86.4 (71.5)
イギリス	GBR	58.0	50.6	82.9	62.0	86.1
ドイツ	DEU	85.3	—	—	92.5	—
フランス	FRA	81.8	76.0	82.5	83.7	100.2
イタリア	ITA	86.0	—	—	85.4	68.9
オランダ	NLD	40.5	62.3	62.6	42.4	44.1
デンマーク	DNK	101.4	121.6	106.0	125.7	—
スウェーデン	SWE	82.8	79.9	84.4	89.0	—
フィンランド	FIN	99.9	90.3	103.5	104.1	137.7
ノルウェー	NOR	79.6	93.4	81.5	103.4	95.4

資料出所 日本:厚生労働省(2013.2)「平成24年毎月労働統計調査確報」

アメリカ: BLS(2013.9) *Quarterly Census of Employment and Wages*欧州: Eurostat(2013.8) *Structure of Earnings Survey 2010*

(注) 1) 規模区分は日本とアメリカは事業所規模、EUは企業規模。
 2) 日本は常用労働者のままで支給する給与(contractual cash earnings)、EU各国は月間平均賃金総額(mean monthly earnings)、アメリカは賃金総額(total wages)を雇用者数で除したものからそれぞれ指標を作成。
 3) 産業計とは、日本は非農林漁業、アメリカは民間企業における非農林産業、欧州は公共事業・防衛等を除く非農林水産業を対象。
 4) 日本は2012年、アメリカは2012年第1四半期、欧州は2010年の数値。

労働賃費用・

第5-15表 所得のジニ係数

Table 5-15: Gini coefficients of income inequality

		1985年頃 around 1985	1990年頃 around 1990	1995年頃 around 1995	2000年頃 around 2000	2000年頃 around 2005	2010年
日本 ¹⁾	JPN	0.304	—	0.323	0.337	0.329	0.336
アメリカ	USA	0.340	0.349	0.361	0.357	0.380	0.341
イギリス	GBR	0.309	0.355	0.337	0.352	0.335	0.380
ドイツ	DEU	0.251	0.256	0.266	0.264	0.285	0.286
フランス	FRA	—	—	0.277	0.287	0.288	0.303
イタリア	ITA	0.287	0.275	0.326	0.321	0.330	0.319
スウェーデン	SWE	0.198	0.209	0.211	0.243	0.234	0.269
韓国	KOR	—	—	—	—	0.306	0.310
オーストラリア	AUS	—	—	0.309	0.317	0.315	0.334

資料出所 OECD Database "Income Distribution and Poverty" 2013年10月現在

(注) 1) 日本の2010年は2009年の値。

(参考)

	2000	2005	2008	2009	2010	2011年
日本	JPN	0.3997	0.3948	0.4041	0.3950	0.3958

資料出所 厚生労働省(2012.7)「平成23年国民生活基礎調査」

(注) ジニ係数とは、所得分配の不平等度を表す指標である。ジニ係数が0に近づけば平等に近づき、1に近づけば不平等の度合が増す。ここでは再配分後の年間所得を対象としている。日本の2010年値は岩手・宮城・福島の3県を、2011年値は福島県を除く。

5 賃金・労働費用

第5-16表 五分位階級所得割合¹⁾

Table 5-16: Income share by quintiles

		第1十位 Lowest 10%	第1五位 Lowest 20%	第2五位 Second 20%	第3五位 Third 20%	第4五位 Fourth 20%	第5五位 Highest 20%	第10十位 Highest 10%	ジニ係数 Gini index
(年)		(%)							
日本 ²⁾	JPN (2011)	1.9	5.3	10.8	16.1	23.8	43.9	27.4	0.379
	(2008)	1.9	5.3	10.9	16.5	23.6	43.7	27.5	0.376
日本	(1993)	4.8	10.6	14.2	17.6	22.0	35.7	21.7	0.249
アメリカ	USA (2000)	1.9	5.4	10.7	15.7	22.4	45.8	29.9	0.408
カナダ	CAN (2000)	2.6	7.2	12.7	17.2	23.0	39.9	24.8	0.326
イギリス	GBR (1999)	2.1	6.1	11.4	16.0	22.5	44.0	28.5	0.360
ドイツ	DEU (2000)	3.2	8.5	13.7	17.8	23.1	36.9	22.1	0.283
フランス	FRA (1995)	2.8	7.2	12.6	17.2	22.8	40.2	25.1	0.327
イタリア	ITA (2000)	2.3	6.5	12.0	16.8	22.8	42.0	26.8	0.360
スウェーデン	SWE (2000)	3.6	9.1	14.0	17.6	22.7	36.6	22.2	0.250
ロシア ³⁾	RUS (2009)	2.8	6.5	10.4	14.8	21.3	47.1	31.7	0.401
中国 ³⁾	CHN (2009)	1.7	4.7	9.7	15.3	23.2	47.1	30.0	0.421
韓国	KOR (1998)	2.9	7.9	13.6	18.0	23.1	37.5	22.5	0.316
オーストラリア	AUS (1994)	2.0	5.9	12.0	17.2	23.6	41.3	25.4	0.352

資料出所 日本(2008, 2011年);厚生労働省(2013.10)「平成23年所得再分配調査」

日本(1993年), その他の国:World dataBank(<http://databank.worldbank.org/>) "Poverty and Inequality Database" 2013年10月現在

(注) 1) 五分位階級所得割合とは, 各家計の所得を少ない順から並べて人口で5等分したときの, それぞれの階級の所得の和の全体の所得に対する割合である。なお, 本表では, 五分位階級に加えて, 第1十位, 第10十位階級割合も表示している。
 2) 2011年は岩手, 宮城及び福島県を除く。3県を除いた場合のジニ係数2008年値は0.377。
 3) ロシア及び中国は消費に対する割合。

第5-17表 相対的貧困率¹⁾

Table 5-17: Percentage of people with an income below 50% of median income

		(%)									
		1990年	1995	2000	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
日本	JPN	—	13.7	15.3	—	—	15.7	—	—	16.0	—
アメリカ	USA	17.5	16.7	16.9	17.0	17.0	16.8	17.6	17.3	—	17.4
カナダ	CAN	11.1	10.7	11.4	12.3	11.7	11.2	11.3	11.9	12.3	11.9
イギリス	GBR	13.7	—	11.0	10.3	10.5	11.2	11.3	10.9	9.9	10.0
ドイツ	DEU	5.5	7.2	7.6	8.3	—	—	—	8.5	9.5	8.8
フランス ²⁾	FRA	—	7.6	7.2	7.0	7.2	7.2	7.2	7.2	7.5	7.9
イタリア ³⁾	ITA	11.1	14.7	12.2	11.8	—	—	—	11.8	12.1	13.0
オランダ	NLD	5.7	6.9	6.6	—	7.8	6.7	6.7	6.9	7.4	7.5
ベルギー	BEL	—	—	—	8.8	9.4	9.9	9.1	9.4	9.4	9.7
デンマーク	DNK	6.2	4.7	5.1	—	5.3	5.6	6.1	6.6	6.4	6.0
スウェーデン ³⁾	SWE	3.6	3.7	5.3	5.3	—	—	—	8.4	8.7	9.1
フィンランド	FIN	—	4.1	5.3	6.6	—	—	—	8.0	7.4	7.3
韓国	KOR	—	—	—	—	—	14.3	14.8	15.2	15.3	14.9
オーストラリア	AUS	—	11.4	12.2	13.2	—	—	—	14.6	—	14.4
ニュージーランド	NZL	9.0	8.4	9.8	—	—	—	—	11.0	10.3	—

資料出所 OECD Database "Income distribution—Poverty" 2013年9月現在

(注) 1) 相対的貧困率とは、所得(この場合は等価可処分所得)の分布における中央値の一定割合(本表では50%)に満たない人々の割合である。

2) 1995年値は1996年の値。

3) 1990年値は1991年の値。

労働費用・

参考表 日本の相対的貧困率

Reference table: Japan's relative poverty rates*

		1985年	1988	1991	1994	1997	2000	2003	2006	2009
相対的貧困率	Total	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0
子どもの相対的貧困率	Children	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7

* Percentage of people with an income below 50% of median income

資料出所 厚生労働省(2011.7)「平成22年国民生活基礎調査の概況」

(注) OECDと同様の計算方法で、「国民生活基礎調査」を基に厚生労働省が算出したもの。

「相対的貧困率」とは、等価可処分所得(世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得)の中央値の一定割合(本表では50%)に満たない世帯員の割合。

子どもの相対的貧困率は、17歳以下の子ども全体に占める、中央値の一定割合(本表では50%)に満たない17歳以下の子どもの割合。

5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms

	日本 ¹⁾	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
根拠規定	最低賃金法(1959年)	公正労働基準法(1938)	各州法
決定方式	審議会方式	議会決定方式	議会決定方式、審議会方式の併用等
	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業又は地域について必要があると認めるときに、最低賃金審議会に調査審議を求めその意見を尊重して決定。 地域別最低賃金と特定最低賃金がある。地域別最低賃金は47都道府県別に設定。特定最低賃金は特定の産業に設定され、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金よりも金額水準が高い最低賃金を定めることが必要と認める産業について設定(全国で2239件設定、2013年4月12日現在)。全国を適用地域とした特定最低賃金が1件(全国非金属鉱業)ある。 	連邦最低賃金は公正労働基準法で直接額を規定。一定期間毎に見直す等の定めはない。州最低賃金は州法によるものと審議会が決定するものがある。また、州によって最低賃金の定めがないところもあるほか、チップを受け取る労働者の最低賃金は低額にされる。	
設定方式	<ul style="list-style-type: none"> 地域別(都道府県別) 特定(産業別)最低賃金(全国または都道府県別かつ産業別) 	全国一律	州内一律
最低賃金額	<地域別> 764円／時間(全国加重平均、地域により2013年10月～、及び11月～)	5.85ドル／時間 (2007年7月24日～) 6.55ドル／時間 (2008年7月24日～) 7.25ドル／時間 (2009年7月24日～)	5.15ドル／時間 (最低額ワイオミング) ～9.32ドル／時間 (最高額ワシントン) (2014年1月現在)
適用対象	特に限定なし	年商50万ドル以上の企業あるいは州際通商及び州際通商のための物品生産に従事する企業等	州によっては、小規模の小売業・サービス業等を適用除外

	イギリス	ドイツ			フランス	
					SMIC(Salaire minimum interprofessionnel de croissance)	労働協約拡張方式
根拠規定	最低賃金法(1998)	労働協約法(1949)	労働者送出法(2009) 労働者派遣法(2011改正)	最低労働条件法(2009改正)	労働法典(1950及び1970改正)	労働法典
決定方式	審議会方式	労働協約拡張方式	審議会方式		審議会方式(最低賃金額に関する最終的な決定は、政府が行う)	労働協約拡張方式
	最低賃金額は使用者団体、労働組合、独立機関の各代表で構成される低賃金委員会の勧告を踏まえて決定され、最低賃金法施行規則に定められる。	協約当事者の交渉による。	協約当事者の一般拘束宣言申請を受け、労使代表で構成する委員会の勧告を踏まえて労社省が法規命令で定める。	公労使代表で構成する中央委員会で特定業種に対する導入是非を検討後、専門委員会の検討を経て、労社省が法規命令で定める。	(定時改定方式) 消費者物価上昇率とブルーカラー実質賃金上昇率の半分を加味した引き上げ案をもとに、全国団体交渉委員会の賃金給与小委員会の意見を参考にして毎年7月1日付けで金額を改定。 (物価スライド方式) 消費者物価指数が前回の金額改定の水準より2%以上上昇した場合、指数の上昇分だけ金額を改定。	協約当事者の交渉による。
設定方式	全国一律	地域・業種別			全国一律	地域・業種別
最低賃金額	[一般(21歳以上)] 6.31ポンド/時間 (2013年10月~)	各労働協約による	労社省の法規命令による	—	9.53ユーロ/時間 (2014年1月1日~) 2008年12年の法改正により、2010年以降SMICの改定は毎年1月に実施	各労働協約による
適用対象	特に限定なし	一定の地域内の業種	一業種内(地域別の違いがあり得る)	—	フランス本土、海外県及び海外領土のSaint-Pierre-et-Miquelon	一定の地域内の業種

5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	日本 ¹⁾	アメリカ	
		連邦最低賃金	州別最低賃金
適用除外 又は減額 措置の対 象となる 労働者	<p>【減額特例】 都道府県労働局長の許可を受けることにより 減額適用。</p> <p>(1)精神または身体の障害により著しく労働 能力が低い者 (2)試用期間中の者 (3)基礎的な技能等を内容とする認定職業 訓練を受ける者のうちの一定の者 (4)軽易な業務に従事する者 (5)断続的労働に従事する者</p>	<p>【適用除外】 ・管理職、専門職等 ・小規模従業者等 【減額措置】 ・20歳未満の労働者(雇い始めから90日間) ・障害者 ・チップを得る従業員 ・学生 20歳未満の者については最初の90日間は4.25ドル(時間)。チップ収入のある者については、使用者が支払うべき最低賃金は2.13ドル(但しチップと合わせた収入が連邦最低賃金額に満たない場合にはその差額を保障しなければならない)</p>	州により異なる。
影響率等	影響率4.9% (2012年度厚生労働省「最低賃金に関する基礎調査」より) (「影響率」とは地域別最低賃金額を改正した後に改正後の最低賃金額を下回ることになる労働者割合のこと)	時間給で就業する被用者の3.0% (2008年)	—
罰則等	50万円以下の罰金(地域別最低賃金に係る賃金支払義務違反の場合)	故意の違反については1件当たり10,000ドル以下の罰金。 違反が繰り返される場合、従業員1人当たり1,100ドル以下の行政上の制裁金	州により異なる。
ILO条約 批准状況	第26号条約(1971批准) 第131号条約(1971批准)	第26号条約、第131号条約とともに批准せず。	
労働協約	あり	なし	

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト

アメリカ:連邦労働省・労働統計局各ウェブサイト

(注) 日本は2007年11月28日に改正最低賃金法が成立(2008年7月1日施行)。この改正により、地域別最低賃金決定の際考慮する労働者の生計費は、生活保護に係る施策との整合性に配慮すること、労働協約拡張方式の廃止、特定最低賃金の創設、不払いに係わる罰金が引上げられた(上限50万円)。

	イギリス	ドイツ	フランス	
			SMIC	労働協約拡張方式
適用除外 又は減額措置の対象となる労働者	<p>【適用除外】 ・自営業者 ・徒弟労働者・学生の一部 ・軍人, 漁師の一部等</p> <p>【減額措置】 16~20歳 18~20歳までは時給5.03ポンド, 16歳及び17歳は時給3.72ポンド, アプレンティシシップ(養成訓練)参加者で, 19歳未満, または19歳以上で参加から1年未満の者は2.68ポンド(2013年10月~)</p>	<p>【適用除外】 自営業者</p>	<p>【適用除外】 労働時間を把握することができない労働者(訪問販売員などの一部)</p> <p>【減額措置】 ・18歳未満 ・見習訓練生, 研修生等 17歳10%減, 17歳未満20%減, (但し, 6か月以上勤務で減額措置なし) 職業訓練生, 若年の各種雇用援助措置を受けている者22~75%減</p>	—
影響率等	約100万人(2013年)	—	全被用者の12.3%(190万人)(2013年1月)	
罰則等	未払い分の賃金の50%(100~5,000ポンド)の罰金	労働協約法は罰金あり(7条)。労働者送り出し法と最低労働条件法は50万ユーロ以下の罰金(前者は23条, 後者は18条)	労働者一人につき1,500ユーロ以下の罰金(再犯は3,000ユーロ以下)	労働者一人につき罰金750ユーロ以下
ILO条約批准状況	第26号条約, 第131号条約ともに批准せず。	第26号条約(1929批准) 第131号条約は批准せず。	第26号条約(1930批准) 第131号条約(1972批准)	
労働協約			あり	

資料出所 イギリス: Gov.ukウェブサイト
 ドイツ: 連邦労働社会省ウェブサイト
 フランス: 労働省ウェブサイト等

5 賃金・労働費用

第5-18表 最低賃金制度（続き）

Table 5-18: Minimum wage-fixing mechanisms (cont.)

	オランダ	ベルギー	ギリシャ	スペイン	ポルトガル	中国
最低賃金額	1,477.80 ユーロ／月 341.03 ユーロ／週 68.21 ユーロ／日 (2013年7月～)	1,501.82 ユーロ／月 (2013年1月～)	683.76 ユーロ／月 (2012年7月以降据え置き)	752.85 ユーロ／月 (2013年1月～)	565.83 ユーロ／月 (2011年1月以降据え置き)	1,400元／月 (北京市・2013年1月～)
改定	年2回(1月1日及び7月1日)に改定。	通常2年に1度の中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。その間も消費者物価の上昇により改定。	通常2年に1度中央協定により改定(法的拘束力のある中央協定)。ただし、経済状況によっては年に2～3回改定されることもある。	基本的に毎年労使との協議を経て物価動向、経済状況を勘案し政令によって改定。なお、一般的にはより高い水準の職種ごとの最低賃金が労働協約により定められている。	政労使による経済社会委員会の意見を聴いた後、物価動向、経済状況に応じて毎年政府が法令により改定。	全国統一のものではなく具体的な基準は省・自治区・直轄市の人民政府が規定。政府労働・社会保障部が定める「最低賃金規定」により、各地は少なくとも2年に1回は最低賃金を改定する必要がある。
影響率等	全雇用者の4% (2005年)			全被用者の1～3% (2005年末)	フルタイム被用者の4.0% (2005年末)	
適用除外・減額措置	雇用契約の下で働く全雇用者に適用。1992年から週13時間未満労働のパートタイム労働者にも適用。若年者の減額率 20歳:6%減 19歳:12%減 18歳:18%減 17歳:24%減 16歳以下:30%減。 22歳:15%減 21歳:27.5%減 20歳:38.5%減 19歳:47.5%減 18歳:54.5%減 17歳:60.5%減 16,15歳:70%減	公共部門の雇用者、見習労働者、訓練生は適用除外。若年者の減額率 20歳:6%減 19歳:12%減 18歳:18%減 17歳:24%減 16歳以下:30%減。	民間企業雇用者のみに適用。 公共部門は政 府によって別途賃金水準が決められる。 減額措置はなし。	訓練生は10～30%減。 若年者に対する減額措置はなし。	軍人は適用除外。 18歳以下は25%減。このほか家事労働者、障害者、見習労働者も減額される。	
労働協約拡張適用制度	あり	あり	あり	あり	あり	—

資料出所 オランダ:社会問題雇用省、ベルギー:雇用労働省、ギリシャ:労働社会保障省、スペイン:労働移民政、ポルトガル:労働社会連帯省、中国:人的資源社会保障部、韓国:雇用労働部、マレーシア:人的資源省労働局、タイ:労働省、インドネシア:労働移住省、フィリピン:労働雇用省、ベトナム:労働傷病社会省、各ウェブサイト

労働費用

	韓国	マレーシア	タイ	インドネシア	フィリピン	ベトナム
最低賃金額	5,210ウォン／時間 (2014年1月～) 900リンギ／月 (半島マレー シア11州), 800リンギ／月 (サ バ, サラワク州), 適用は 2013年1月から。但し従業 員5人以下の企業は2013年7月 から適用。 この最賃額は2015年まで据 え置く予定。	300バーツ／日 (全国一律, 2013年1月～) (バンコクなど7県は2012年4月 から実施済み。同7県は2013年1月 からの改定はなし)	2,441,000ルピア／月 (ジャカルタ特別州・2013年1月～)	非農業: 466ペソ／日 農業: 429ペソ／日 (マニラ首都圏・2013年10月～)		2,750,000ドン／月 (第1地域: ハノイ, ホーチミンなどの大都市, 2014年1月～)
改定	毎年政労使からなる最低賃金委員会の審議・議決を経て労働部長官が決定(毎年8月5日までに労働部長官が審議会の答申を受けて決定)。適用時期は毎年1月1日。	制度発足が2012年、適用が2013年1月からで、政府は2年後に改定しているが改定時期は確定していない	2012年までは各県ごとの最低賃金制度であったが、2013年から全国一律の最低賃金制度となった。政労使からなる全国賃金委員会(委員長: 労働次官)が日額最低賃金額を審議して政府に答申、閣議の承認を経て決算。(2013年1月から適用する日額300バーツは2年間据え置く方針)	原則として毎年1月1日に改定。決定権限は州ごとに設置された政労使三者構成の賃金委員会で審議、結果を州ごとに報告し、州知事で決定。必要に応じ県、市単位の最賃額を決めるところである。この場合も決定権限は州知事。各地域ごとに業種別最賃も併用。	各地域ごとに設置された17の政労使三者構成の賃金生産性委員会(PTWPB)がそれぞれ当該地域の最賃を改定。不服のある関係団体は、政労使からなる国家賃金生産性委員会に不服申立が可能。	民間企業に適用される地域別最低賃金は、政労使3者構成の国家賃金評議会が改定案を政府に提出、政府はこれを参考に改定額を決め政令で交付。地域は経済発展の状況に応じて4地域に分けている。改定は原則年1回。経済情勢により例外あり。公共部門には別途「一般最低賃金」が定められている。
影響率等	全体の14.5% (256.5万人)	—	—	—	—	—
適用除外・減額措置	労働部長官の認可を受けた者 (1)精神又は身体の障害により労働能力が著しく低い者 (2)その他最低賃金を適用することができないと認められる者	家事労働者は適用除外。(公務員は制度の対象としていない)従業員5人以下の企業は2013年7月1日から適用。	中央・地方の行政機関、農業、国営企業等は適用除外。	企業規模10人未満、土地と建物を除外した純資産額2億ルピア未満等の企業については、25%を限度とする減額措置。経営不振で最賃支給が不可能な企業は、最賃が発効する10日前までに当該地域の労働移住局を通じて知事に免除を申請することができる。	農地の小作人、メイド・個人用運転手等の家庭内使用人、内職者等は適用除外。ベッド数100以下の中間病院、従業員10人以下の小売・サービス業の事業所、正社員10人未満の製造業事業所は、農業と同じ429ペソ／日。最低賃金労働者の所得税は免除。(2008年共和国法9504号)	規定なし
労働協約拡張適用制度	—	なし	—	—	—	—

5 賃金・労働費用

第5-19表 最低賃金額の推移

Table 5-19: Changes in the minimum wage

		2000	2005	2009	2010	2011	2012	2013年
日本 ¹⁾	JPN							(円/時間)(Yen/hour)
		659	668	713	730	737	749	764
アメリカ	USA	5.15	5.15	7.25 ²⁾	7.25	7.25	7.25	(ドル/時間)(US\$/hour)
カナダ ³⁾	CAN	5.00～ 7.20	5.90～ 8.50	7.75～ 10.00	8.25～ 10.00	9.50～ 11.00	9.50～ 11.00	(カナダドル/時間)(CA\$/hour)
イギリス	GBR	3.70	5.05	5.80	5.93	6.08	6.19	6.31 ⁴⁾
一般(22～歳/age)		3.20	4.25	4.83	4.92	4.98	4.98	5.03 ⁴⁾
若年者(18～21)		3.00	3.57	3.64	3.68	3.68	3.68	3.72 ⁴⁾
フランス ⁵⁾	FRA	(Franc/hour)	(Franc/hour)	(Franc/hour)	(Franc/hour)	(Franc/hour)	(Franc/hour)	(ユーロ/時間)(Euro/hour)
		42.02	8.03	8.82	8.86	9.00	9.40	9.43
中国 ⁶⁾	CHN							(元/月)(Yuan/month)
深圳市/Shenzhen		547	690	1,000	1,100	1,320	1,500	1,600
上海市/Shanghai		—	690	960	1,120	1,280	1,450	1,620
北京市/Peking		412	580	800	960	1,160	1,260	1,400
韓国 ⁷⁾	KOR							(ウォン/時間)(Won/hour)
		1,865	3,100	4,000	4,110	4,320	4,580	4,860
		14,920	24,800	32,000	32,880	34,560	36,640	38,880
タイ	THA	(バンコク/Bangkok)	(バンコク/Bangkok)	(バンコク/Bangkok)	(バンコク/Bangkok)	(バンコク/Bangkok)	(バンコク/Bangkok)	(バーツ/日)(Baht/day)
		—	—	203	206	215	300 ⁸⁾	300
インドネシア ⁹⁾	IDN	(ジャカルタ特別州/Jakarta)	(ジャカルタ特別州/Jakarta)	(ジャカルタ特別州/Jakarta)	(ジャカルタ特別州/Jakarta)	(ジャカルタ特別州/Jakarta)	(ジャカルタ特別州/Jakarta)	(ルピア/月)(Rupiah/month)
		286,000	711,843	1,069,865	1,118,900	1,290,000	1,529,150	2,200,000
フィリピン ¹⁰⁾	PHL	(マニラ首都圏/Metro Manila)	(ペソ/日)(Peso/day)					
非農業/Non-agriculture		250	325	382	404	426	456	466
農業/Agriculture		213	288	345	367	389	419	429
ベトナム ¹¹⁾	VNM	(第1地域:ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域)	(第1地域:ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域)	(第1地域:ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域)	(第1地域:ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域)	(第1地域:ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域)	(第1地域:ハノイ、ホーチミンなどの経済開発が進んだ地域)	(ドン/月)(Dong/month)
		180,000	626,000	1,200,000	1,340,000	1,550,000	2,000,000	2,350,000
カンボジア ¹²⁾	KHM							(米ドル/月)(US\$/Month)
		45	45	50	61	61	61	80

資料出所 各国労働省及び統計局資料、カナダ:各州政府労働担当部署ウェブサイト

(注) 1) 日本は地域別最低賃金額の加重平均値、2002年度以降より時間額表示。

2) 2009年7月24日から。

3) 各年改訂後の州別最低賃金(General Minimum Wages、各州とも別途職種別最賃を定めている)。

4) 2013年10月から。なお2010年10月に、一般向け額の対象年齢の下限を22歳から21歳に引き下げている。

5) 2010年より原則として毎年1月1日に改定。2014年1月1日より9.53ユーロへ引上げ。

6) 深圳市は社会保険料・住宅積立金を含む金額。上海市・北京市は含まない。深圳市は2014年2月より1808元。

7) 毎年1月1日に改定。2014年1月1日より5,210ウォン/時間に引上げ。

8) 2012年4月よりバンコクなど7県。各県ごとの地域最賃から全国一律最賃へと制度が変わり、他の70県は2013年1月から日額300バーツに改定(バンコクほか7県は据え置き)。この金額は2015年まで適用予定。

9) 1995年のみ日額表示。2013年1月より2,441,000ルピア/月に改定。

10) 2001年から緊急生活手当(COLA)を含む。2013年の改定は10月4日から適用。

11) 2009年までは「外資系企業」と「地場企業」の最賃額は別立てであり、ここに掲載したのは外資系企業の最賃額。2010年から両者を統一した制度となつた。2014年1月より2,750,000ドン/月に改定。

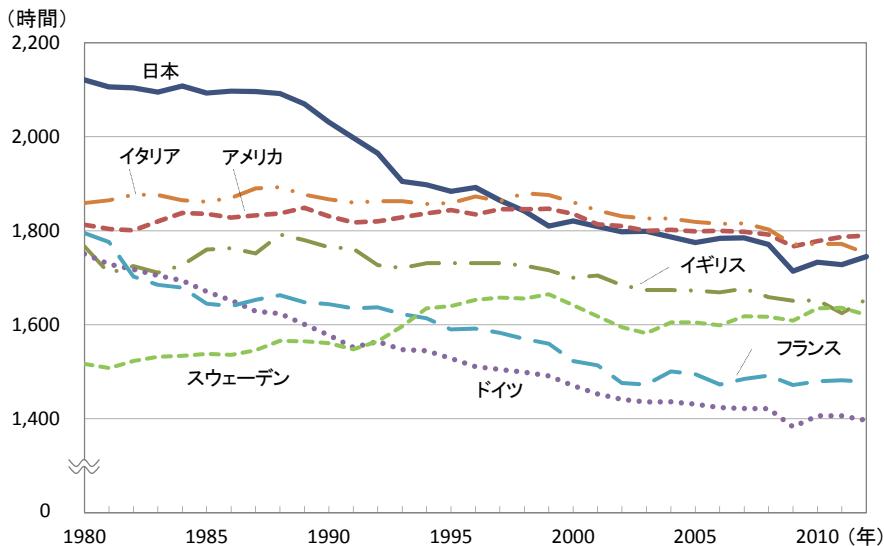
12) 衣料・はき物製造業の最低賃金。表示は通常米ドルが用いられる。2013年の80米ドルには生活手当(COLA)が含まれる。80米ドルは現地通貨に換算すると336,000リエル。

※各国通貨の円換算額については、「第1-13表 為替レート」(p.38)を参照のこと。

6. 労働時間・労働時間制度

Hours of Work and Working-time Arrangements

6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）



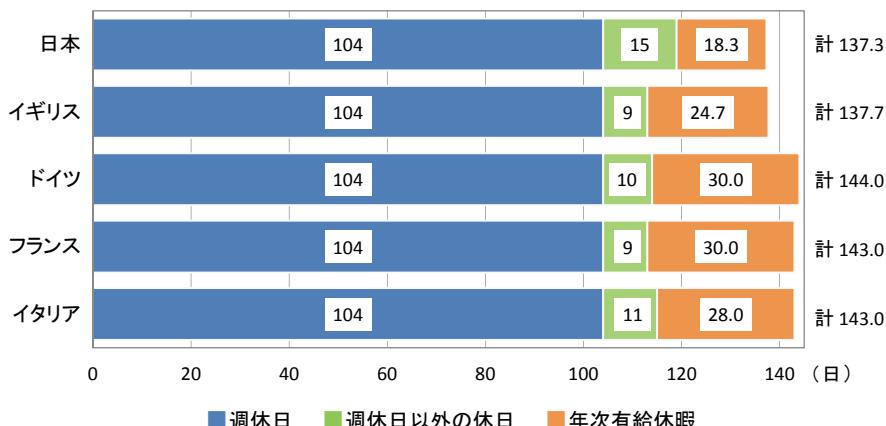
► グラフの直近の具体的な数値及び資料出所については、「第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間」(p.199)を参照。

日本の平均年間総実労働時間（就業者）を中期的にみると、1988年の改正労働基準法の施行を契機に労働時間は着実に減少を続け、2009年には1,714時間を記録した。その後、若干増加し、2012年には1,745時間となった。主要諸外国についても減少、横ばい傾向となっており、2012年にはイタリアで1,752時間、アメリカで1,790時間、イギリスで1,654時間、スウェーデンで1,621時間、フランスで1,479時間、ドイツで1,397時間などとなっている。

なお、データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さないことに留意する必要がある。

6 労働時間・労働時間制度

6-2 年間休日数（2012年）



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第6-4表 年間休日数」(p.203)を参照。

2012年の日本の年間休日数は137.3日で、イギリス（137.7日）とほぼ同水準となっている。年間休日数が最も多いのはドイツ（144.0日）で、フランス（143.0日）、イタリア（143.0日）もこれに続きほぼ同水準となっている。

年間休日数のうち年次有給休暇についてみると、労使協約で合意した平均付与日数は、ドイツ、フランスが30.0日、イタリアが28.0日などとなっており、日本は平均付与日数でみて18.3日となっている。

第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment

<就業者/Total employment>									(時間/Hours)
年	日本 JPN	アメリカ USA	カナダ ¹⁾ CAN	イギリス ²⁾ GBR	ドイツ ³⁾ DEU	フランス FRA	イタリア ITA	オランダ NLD	
1990	2,031	1,831	1,796	1,765	1,578	1,644	1,867	1,451	
1995	1,884	1,844	1,774	1,731	1,529	1,590	1,859	1,456	
2000	1,821	1,836	1,777	1,700	1,471	1,523	1,861	1,435	
2001	1,809	1,814	1,770	1,705	1,453	1,514	1,843	1,424	
2002	1,798	1,810	1,752	1,684	1,441	1,476	1,831	1,408	
2003	1,799	1,800	1,739	1,674	1,436	1,473	1,826	1,401	
2004	1,787	1,802	1,758	1,674	1,436	1,501	1,826	1,399	
2005	1,775	1,799	1,745	1,673	1,431	1,495	1,819	1,393	
2006	1,784	1,800	1,743	1,669	1,424	1,473	1,815	1,392	
2007	1,785	1,798	1,739	1,677	1,422	1,485	1,816	1,388	
2008	1,771	1,792	1,733	1,659	1,422	1,492	1,803	1,392	
2009	1,714	1,767	1,700	1,651	1,383	1,472	1,771	1,384	
2010	1,733	1,778	1,701	1,652	1,407	1,480	1,772	1,381	
2011	1,728	1,787	1,698	1,625	1,406	1,482	1,772	1,382	
2012	1,745	1,790	1,710	1,654	1,397	1,479	1,752	1,381	
年	ベルギー BEL	デン マーク DNK	スウェー デン SWE	フィンラ ンド FIN	ノル ウェー NOR	韓国 KOR	オースト ラリア AUS	ニュージ ーランド NZL	
1990	1,658	1,539	1,561	1,769	1,503	2,677	1,778	1,809	
1995	1,580	1,541	1,640	1,776	1,488	2,648	1,792	1,841	
2000	1,545	1,581	1,642	1,751	1,455	2,512	1,776	1,828	
2001	1,577	1,587	1,618	1,733	1,429	2,499	1,737	1,817	
2002	1,580	1,579	1,595	1,726	1,414	2,464	1,731	1,817	
2003	1,575	1,577	1,582	1,719	1,401	2,424	1,735	1,813	
2004	1,549	1,579	1,605	1,723	1,421	2,392	1,733	1,828	
2005	1,565	1,579	1,605	1,716	1,423	2,351	1,725	1,811	
2006	1,566	1,586	1,599	1,709	1,420	2,346	1,715	1,788	
2007	1,560	1,570	1,618	1,706	1,426	2,306	1,711	1,766	
2008	1,567	1,573	1,617	1,688	1,430	2,246	1,716	1,750	
2009	1,549	1,554	1,609	1,673	1,407	2,232	1,685	1,738	
2010	1,551	1,546	1,635	1,677	1,415	2,187	1,687	1,758	
2011	1,576	1,548	1,636	1,680	1,421	2,090	1,693	1,762	
2012	1,574	1,546	1,621	1,672	1,420	—	1,728	1,739	

資料出所 OECD Database(<http://stats.oecd.org/>) “Average annual hours actually worked per worker”
2013年9月現在

(注) データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さない。フルタイム労働者、パートタイム労働者を含む。国によって母集団等データの取り方に差異があることに留意。

1) 集計方法が変更されたため、1995年以前と2000年以降の数値は接続しない。

2) 集計方法が変更されたため、1990年と1995年以降の数値は接続しない。

3) 1990年は旧西ドイツ地域が対象。また、集計方法が変更されたため、1990年と1995年以降の数値は接続しない。

6 労働時間・労働時間制度

第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間（続き）

Table 6-1: Average annual hours actually worked per person in employment
(cont.)

<雇用者 ⁴⁾ /Dependent employment>								(時間/Hours)
年	日本 ⁵⁾ JPN	アメリカ USA	カナダ ¹⁾ CAN	イギリス ²⁾ GBR	ドイツ ³⁾ DEU	フランス FRA	オランダ NLD	ベルギー BEL
1990	—	1,833	1,780	1,700	1,490	1,533	1,434	1,573
1995	1,910	1,849	1,767	1,695	1,438	1,488	1,414	1,531
2000	1,853	1,836	1,770	1,680	1,375	1,427	1,381	1,422
2001	1,836	1,814	1,762	1,683	1,360	1,421	1,375	1,457
2002	1,825	1,810	1,750	1,668	1,352	1,388	1,363	1,452
2003	1,828	1,800	1,736	1,648	1,347	1,386	1,357	1,449
2004	1,816	1,803	1,753	1,642	1,345	1,413	1,353	1,441
2005	1,802	1,801	1,745	1,648	1,341	1,409	1,345	1,450
2006	1,811	1,802	1,741	1,643	1,338	1,388	1,343	1,453
2007	1,808	1,799	1,738	1,658	1,340	1,401	1,340	1,454
2008	1,792	1,797	1,733	1,641	1,339	1,409	1,348	1,468
2009	1,733	1,776	1,702	1,637	1,296	1,391	1,339	1,452
2010	1,754	1,787	1,706	1,632	1,324	1,398	1,335	1,446
2011	1,747	1,797	1,705	1,611	1,325	1,404	1,336	1,445
2012	1,765	1,798	1,717	1,637	1,317	1,402	1,334	1,443
年	デン マーク DNK	フィンラ ンド FIN	韓国 ⁵⁾ KOR	ニュージ ーランド NZL				
1990	1,515	1,666	—	1,734				
1995	1,514	1,672	—	1,766				
2000	1,549	1,638	—	1,769				
2001	1,554	1,616	—	1,762				
2002	1,542	1,609	—	1,760				
2003	1,540	1,596	—	1,761				
2004	1,544	1,622	—	1,794				
2005	1,548	1,605	—	1,782				
2006	1,556	1,600	—	1,761				
2007	1,545	1,594	2,090	1,748				
2008	1,553	1,610	2,120	1,729				
2009	1,523	1,555	2,113	1,718				
2010	1,524	1,584	2,120	1,742				
2011	1,524	1,578	2,116	1,746				
2012	1,523	1,575	2,092	1,727				

4) 自営業者は除く。日本と韓国以外の国については事業所規模の区別はない。

5) 常用労働者5人以上の事業所。

第6-2表 週労働時間（製造業）

Table 6-2: Hours of work per week, manufacturing

		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012	(週当たり時間) (Hours per week) ¹⁾
日本 ²⁾ (労調)	JPN	43.5	43.7	43.5	42.9	42.4	40.9	42.0	42.1	42.2	a, t
(毎勤)	JPN	37.9	37.8	38.2	38.4	37.8	35.6	37.3	37.2	37.7	a, e
アメリカ ³⁾	USA	41.3	41.3	40.7	41.2	40.8	39.8	41.1	41.4	41.7	a, e
カナダ ⁴⁾	CAN	38.7	38.9	38.1	38.2	37.4	36.8	36.8	37.2	37.5	b, e
イギリス ⁵⁾	GBR	42.2	41.3	41.4	41.5	41.2	40.8	41.3	41.3	41.3	a, e
ドイツ ⁵⁾	DEU	40.5	40.8	41.2	40.8	40.6	39.1	40.1	40.4	40.2	a, e
フランス ⁵⁾	FRA	41.4	39.9	38.4	38.4	38.4	38.0	38.5	38.7	38.5	a, e
スウェーデン ⁵⁾	SWE	36.8	39.4	38.9	38.6	38.7	37.9	39.0	38.9	38.7	a, e
中国 ⁶⁾	CHN	—	44.7	51.1	49.4	47.9	48.5	49.0	48.1	—	a, e
香港 ⁷⁾	HKG	45.0	48.0	48.0	48.0	47.0	45.0	48.0	45.0	45.0	a, t
韓国 ⁸⁾	KOR	49.3	49.5	47.0	45.6	44.0	43.6	44.5	44.2	43.3	a, e
シンガポール ⁹⁾	SGP	49.3	50.0	50.2	50.6	50.1	49.3	50.5	50.2	50.2	b, e
タイ ¹⁰⁾	THA	49.4	50.1	—	—	—	—	—	—	—	b, e
フィリピン ¹¹⁾	PHL	44.1	44.7	44.5	43.9	44.4	43.4	44.4	43.9	43.6	a, e
インド ¹²⁾	IND	46.5	47.2	47.2	—	—	—	—	—	—	a, e
オーストラリア ¹³⁾	AUS	41.8	41.7	41.1	41.1	41.3	—	40.4	—	41.1	b, e
ニュージーランド	NZL	39.5	38.8	38.8	38.7	38.6	38.0	38.5	38.5	38.5	b, e

資料出所 日本: 総務省(2013.5)「労働力調査」, 厚生労働省(2013.2)「平成24年毎月労働統計調査」

欧州: Eurostat Database (<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>) 2013年8月現在

中国: 国家統計局(2013.3)「労働統計年鑑」

タイ, インド: ILO LABORSTA (<http://laborsta.ilo.org/>) 2013年9月現在

その他: 各国統計局及び労働省ウェブサイト等

(注)

- 最新年次における調査対象区分。a: 実労働時間, b: 支払労働時間, e: 雇用者(賃金労働者及び俸給雇用者), t: 就業者(自営を含む)。俸給雇用者とは、事務・管理・技術・専門職労働者。
- 上段の2011年は岩手県、宮城県及び福島県を除く。下段は事業所規模5人以上。
- 民間部門の生産労働者及び非管理職従事者を対象。
- 時間外勤務を含む。
- 主にする仕事において、フルタイム労働者を対象。時間外勤務を含む。
- 都市部のみ。主にする仕事のほか、副業を含む時間。各年11月の数値。2000年は2001年10月値。
- 陸海軍人、施設従事者を除く。中位数。
- 時間外勤務を含む。従業員10人以上の事業所を対象。
- 時間外勤務を含む。従業員25人以上の民間事業所が対象。2007年以降は公営部門を含む。
- 各年3月の数値。時間外勤務を除く。2000年の欄は1999年の数値。
- 時間外勤務を含む。1995年の欄は1998年の値。
- 各年12月の数値。
- フルタイム労働者を対象。時間外勤務を含む。各年5月の値。2008年のみ8月値。2005年の欄が2004年、2007年の欄が2006年値。管理職を除く。

【実労働時間】

労働者が使用者の指揮命令下にあって実際に労働した時間数のことで、休憩時間等は給与支給の有無にかかわらず除かれる。有給休暇取得分も除かれる。

【支払労働時間】

賃金の支払対象となる時間数のことで実際に就業した時間以外に年次有給休暇、有給休日(※)、賃金が支払われる病気休暇などを含む。

※有給休日: 休日には、週休日のように労働基準法で定められた休日のほかに、事業場で特定した休日、例えば、国民の祝日、会社の創立記念日、メーデー、年末年始等があるが、これらの特定休日に休業した労働者に対しても通常支払われる賃金の全額または一定額(率)が支払われる場合は、これを有給休日と呼んでいる。

6 労働時間・労働時間制度

第6-3表 長時間労働者の割合

Table 6-3: Proportion of workers working long hours by gender

対象年齢 Age	性別 Gender	就業者/Total Employment			雇用者/Employees				(%)
		1995年	2000	2004-'05	1995	2000	2004-'05	2011 ³⁾	
		計 T	34.3	28.9	29.3	31.8	28.1	28.5	31.7 ⁴⁾
日本	JPN	男 M	41.0	38.7	39.6	38.9	38.3	39.2	38.8 ⁴⁾
		女 F	21.9	14.7	14.7	17.7	12.6	13.0	20.4 ⁴⁾
		計 T	34.3	28.9	29.3	31.8	28.1	28.5	31.7 ⁴⁾
アメリカ	USA	男 M	27.1	26.7	24.3	25.7	25.7	23.5	15.5
		女 F	11.2	11.8	10.8	10.4	11.2	10.2	6.5
		計 T	19.9	19.9	18.1	18.6	18.9	17.3	11.1
カナダ	CAN	男 M	21.0	16.5	15.7	14.1	8.7	8.0	6.4
		女 F	6.9	5.0	4.6	4.6	2.3	2.0	1.5
		計 T	14.7	11.3	10.6	9.6	5.6	5.0	3.9
イギリス	GBR	男 M	—	25.9	25.7 ¹⁾	—	25.0	24.9 ¹⁾	12.1
		女 F	—	35.4	34.5 ¹⁾	—	34.3	33.5 ¹⁾	18.1
		計 T	—	12.4	13.5 ¹⁾	—	12.1	13.1 ¹⁾	5.8
フランス	FRA	男 M	11.9	10.5	14.7	6.7	6.1	8.6	9.0
		女 F	16.7	14.8	20.4	9.6	8.5	11.9	12.4
		計 T	6.4	5.7	7.9	3.4	3.4	4.9	5.4
オランダ	NLD	男 M	8.5 ²⁾	8.1	7.0	1.9 ²⁾	2.0	1.4	0.7
		女 F	12.5 ²⁾	12.3	11.0	2.8 ²⁾	3.1	2.2	1.1
		計 T	2.5 ²⁾	2.3	1.7	0.5 ²⁾	0.5	0.3	0.2
フィンランド	FIN	男 M	10.5	11.4	9.7	3.4	5.1	4.5	3.9
		女 F	15.0	16.2	13.7	5.1	7.5	6.6	6.0
		計 T	5.7	6.1	5.3	1.9	2.7	2.4	1.9
ノルウェー	NOR	男 M	7.2 ²⁾	6.0	5.3	4.5 ²⁾	3.6	3.3	2.8
		女 F	11.5 ²⁾	9.5	8.4	7.4 ²⁾	5.9	5.4	4.5
		計 T	2.2 ²⁾	1.9	1.8	1.3 ²⁾	1.2	1.2	1.1
韓国	KOR	男 M	—	56.3	49.5	—	54.0	45.7	27.7 ⁴⁾
		女 F	—	61.1	54.0	—	60.0	51.6	35.0 ⁴⁾
		計 T	—	48.8	42.6	—	43.8	36.4	17.1 ⁴⁾
オーストラリア	AUS	男 M	22.0	21.0	20.4	17.6	18.4	17.7	14.1
		女 F	29.3	29.6	29.1	25.4	26.6	26.1	21.0
		計 T	9.4	9.7	9.2	7.5	8.3	7.8	6.4
ニュージーランド	NZL	男 M	22.6	23.6	23.6	16.6	17.8	16.4	13.0
		女 F	32.9	34.0	34.0	25.5	26.8	24.9	19.5
		計 T	9.4	10.8	10.8	6.7	8.5	7.8	6.3

資料出所 2005年以前の値:ILO(2007.7) *Working time around the world: Trends in working hours, laws, and policies in a global comparative perspective*

2011年値:OECD Database(<http://stats.oecd.org/>)2013年9月現在

(注) ここでいう長時間とは、2005年以前の値では週49時間以上(オーストラリアは週50時間以上)、2011年値では週50時間以上を指す。

1) 2003年の数値。

2) 1996年の数値。

3) 対象年齢の欄は、2011年値には該当しない。

4) 推計値。

第6-4表 年間休日数（2012年）

Table 6-4: Number of annual holidays, 2012

		週休日 ¹⁾ Holidays	週休日以外の休日 Public holidays	年次有給休暇 ²⁾ Annual paid leave	年間休日数(計) Total
日本	JPN	104	15	18.3	137.3
イギリス	GBR	104	9	24.7	137.7
ドイツ	DEU	104	10	30.0	144.0
フランス	FRA	104	9	30.0	143.0
イタリア	ITA	104	11	28.0	143.0

資料出所 厚生労働省(2013.11)「平成25年就労条件総合調査」, Eurofound(2013.6) *Developments in collectively agreed working time 2012*

(注) 1) 週休日とは「日曜日」,「土曜日」などの「会社指定休日」を指し, ここでは完全週休2日制と仮定した。

2) 繰越日数を含まない。日本は, 年次有給休暇の平均付与日数(平均取得日数は8.6日, 取得率は47.1%)。常用労働者が30人以上の民間企業を対象。欧州は, 労使協約で合意した年次有給休暇の平均付与日数。

※ なお, アメリカについては年次有給休暇が連邦法上規定されていない。2012年における民間部門の平均付与日数は8日間(出所:Bureau of Labor Statistics(2013.9) *Employee Benefits in the United States, March 2013*)。

6 労働時間・労働時間制度

第6-5表 法定祝日¹⁾

Table 6-5: Legal holidays

日本	アメリカ	カナダ ²⁾
1.1 元日	1.1 新年	1.1 新年
1.13 成人の日(1月第2月曜)	1.20 キング牧師誕生日	2.17 家族の日
2.11 建国記念の日	2.17 大統領記念日	4.18 聖金曜日
3.21 春分の日	5.26 戦没者追悼日	4.21 復活祭翌日の月曜 (イースターマンデー, 以降略)
4.29 昭和の日	7.4 独立記念日	
5.3 憲法記念日	9.1 労働感謝の日	5.19 ピクトリア女王誕生日
5.4 みどりの日	10.13 コロンブス記念日	7.1 建国記念日
5.5 こどもの日	11.11 退役軍人の日	8.4 市民の日
7.21 海の日(7月第3月曜)	11.27 感謝祭	9.1 勤労感謝の日
9.15 敬老の日(9月第3月曜)	12.25 クリスマス	10.13 感謝祭
9.23 秋分の日		11.11 戦没者追悼日
10.13 体育の日(10月第2月曜)		12.25 クリスマス
11.3 文化の日		12.26 ボクシングデー
11.23 勤労感謝の日		
12.23 天皇誕生日		

イギリス ²⁾⁽³⁾	ドイツ ⁴⁾	フランス ⁵⁾	イタリア ⁶⁾
1.1 新年	1.1 新年	1.1 新年	1.1 新年
4.18 聖金曜日	4.18 聖金曜日	4.21 復活祭翌日の月曜	1.6 主顧祭
4.21 復活祭翌日の月曜	4.21 復活祭翌日の月曜	5.1 メーデー	4.20 復活祭
5.5 アーリー・メイ・バンク・ホリデー	5.1 メーデー	5.8 第二次大戦勝記念日	4.21 復活祭翌日の月曜
5.29 キリスト昇天祭	5.29 キリスト昇天祭	5.29 キリスト昇天祭	4.25 解放記念日
5.26 スプリング・バンク・ホリデー	6.9 聖靈降臨祭(翌日の月曜)	6.9 聖靈降臨祭(翌日の月曜)	5.1 メーデー
8.25 サマー・バンク・ホリデー	7.14 革命記念日	7.14 革命記念日	6.2 共和国記念日
12.25 クリスマス	10.3 ドイツ統一記念日	8.15 聖母昇天祭	6.29 聖ペテロとパウロの日
12.26 ボクシングデー	12.25 クリスマス ~26	11.1 万聖節	8.15 聖母昇天祭
		11.11 第一次世界大戦休戦記念日	11.1 万聖節
		12.25 クリスマス	11.2 國家統一記念日
			12.8 聖母受胎祭
			12.25 クリスマス
			12.26 クリスマス(聖ステファノの日)

資料出所 日本:内閣府ウェブサイト「国民の祝日について」

その他:日本貿易振興機構(2013.12)「世界のビジネスニュース(通商弘報)」—世界の祝祭日。

(注) 1) 日付は2014年におけるものである。原則、全国一律の祝祭日を記載。
 2) ボクシングデー:クリスマスの翌日。教会が貧しい人のために寄付を募ったクリスマスプレゼントの箱を開ける日であったことが起源。
 3) 4/21はスコットランドを除く。ほかにスコットランド、北アイルランドでは独自の祝祭日がある。
 4) ベルリンにおける祝祭日。州・地域・事業所によって休みが異なる。
 5) 聖靈降臨祭(LUNDI DE PENTECÔTE)は法定休日ではあるが、複数の企業が就業。
 6) 聖ペテロとパウロの日はローマのみに適用される休日だが、国の法律に定められているため記載。そのほかコンバルディア祭(8/16)、聖アンブロージョの日(12/7)など、地域や事業所によって独自の祝祭日がある。

第6-6表 労働時間・有給休暇制度

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement

	日本	アメリカ	イギリス
根拠法	労働基準法(昭和22年制定)	公正労働基準法(1938年制定)	労働時間規則(1998年制定)
法定労働時間	1週40時間 1日8時間	1週40時間	1週48時間(残業時間を含む1週平均)※17週平均
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金。	故意に違反した場合(40時間を超えて労働させた場合において1.5倍の割増賃金を支払わなかつた場合)、1万ドル以下の罰金又は6か月以下の禁固又はその両方。	法定労働時間、深夜労働及び代償休憩についての違反は犯罪を構成する。 規則上の権利を侵害された労働者は、権利行使が許されるべきであった日から3か月以内に、補償裁判を求めて雇用審判所に救済を申し立てることができる。
適用関係	<p>【適用除外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林業、水産業 ・管理監督または機密の事務を取扱う者 ・監視または継続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けた者(他の法律の適用) ・船員 ・公務員 	<p>【適用除外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理的被用者、運営的被用者、専門的被用者、外勤営業職(ホワイトカラーエグゼンブション) ・季節的な娯楽・レクリエーション事務所等の被用者 ・水産業の被用者 ・一定の条件下で雇用された農業労働者 ・小規模地方新聞社の被用者 ・小規模な独立公共電話会社の交換手 ・アメリカ船以外の船員 ・臨時の子守又は個人の介護のために家事労働に雇われる被用者 ・犯罪捜査官 ・コンピュータ関連職 	<p>【適用除外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軍隊・警察その他市民保護サービスの特定の活動に従事する者等 ・幹部管理職、家族労働者、宗教的儀式の司祭労働者 ・家事使用人 ・労働者により署名された書面による個別的オプト・アウトの合意により、法定労働時間の規則の適用を排除することができる

6 労働時間・労働時間制度

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
根拠法	労働時間法、連邦労働者最低休暇法	労働法典L3121-10 (2008年5月1日より)	労働時間の設定に関する指令(1993年)
法定労働時間	平日1日8時間を越えてはならない(休憩を除いた時間)。	1週35時間又は年1,607時間	7日につき、時間外労働を含め、平均して、48時間を超えないこと(算定期間は最長4か月)
罰則	法定労働時間を超えて労働させた場合、15,000ユーロ以下の過料。 さらに、当該行為を(1)故意によって行い、それによつて労働者の健康又は労働能力に危険を及ぼした場合、又は(2)執拗に繰り返すことにより行つた場合は、1年以下の自由刑又は罰金刑。過失で健康を脅かした場合、6か月の自由刑又は罰金。	最長労働時間(例えば、1日当たり10時間)を超えて労働させた場合、第4種違警罪としての罰金が適用される。(違警罪は、違法に雇用された労働者数と同じ数だけ罰金刑を生じさせる。)	
適用関係	<p>【適用除外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業所組織法5条3項の管理職従業員及び主任医師 公務機関の長、その代理者、公務に従事する労働者で人事決定権限を有する者 家政共同体において、その保護の下にある者と共同生活をし、この者を独自の責任で教育、介護又は看護する労働者 聖職者(他の法律の適用) その他別の法律の適用がある者として、(1)18才未満の者(年少者労働保護法による)、(2)船員(船員法による)等 <p>※ 事業所組織法5条3項の管理職従業員とは、(1)労働者を自己の判断で採用し、解雇する権限を有している者、(2)包括的代理権あるいは使用者との関係において重要な業務代理権を有している者、(3)その他、特別の経験と知識が必要とされる職務を通常行っており本質的に自由に決定を下す立場にある者</p>	<p>【法定労働時間の適用除外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国有企业(ガス、電気、国鉄等) 商業代理人(判例、学説) 家事使用人(判例、学説) 住込み不動産管理人 守衛(判例、学説) 取締役 上級幹部職員(幹部職カルドル) ・ 家内労働者 	<p>【適用除外】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空路、鉄道、海上、内水及び湖沼における輸送、漁業、その他の海上労働及び訓練中の医師の業務 【加盟国による適用除外が可能なもの(年次休暇のみ適用)】 <ul style="list-style-type: none"> 役員又は自ら方針を決定する権限を有する者 家族労働者 教会又は教団の宗教的儀式を司る労働者 <p>【労働協約等による適用除外が可能なもの(法律等で代償休憩を与えることが条件)(週労働時間、年次休暇は適用)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 保安、監視の業務等

	日本	アメリカ	イギリス
法定労働時間の特例	<ul style="list-style-type: none"> 商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業で10人未満の特別措置対象事業場週44時間制 	<ul style="list-style-type: none"> 特定の業種、企業に関して特例あり 石油製品の卸又は大量販売の地方的独立企業(年間売上100万ドル未満等)。 小売又はサービス業について、その労働者の通常賃金率が最低賃金の1.5倍以上かつ賃金に占める歩合給の割合が5割以上の場合、割増賃金の支払いを要しない。 タバコの葉の製造について、1日10時間、1週48時間(年間14週を限度)等。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合。 警備産業の場合。 役務又は生産の継続が必要な場合には、基準期間を26週まで延長することができる。 労働の編成に関する客観的で技術的な理由に基づいて労働協約又は労使協定が例外規定をおく場合には、基準期間を52週まで延長することができる。
弾力的労働時間制度	<p>労使協定又は就業規則等で定めることにより、一定期間を平均し、1週間当たりの労働時間が法定の労働時間を超えない範囲内において、特定の日又は週に法定労働時間を超えて労働させることができる。この「変形労働時間制」には次のものがある。</p> <p>[1か月単位] 1か月内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。</p> <p>[1年単位] 1年以内の一定の期間を平均し、1週の労働時間が40時間以内。 1週について52時間、1日について10時間、連続して労働させる日数は6日以内。</p> <p>[1週間単位] 1週を40時間以内として、1日10時間まで労働させることができる。但し、小売業、旅館、料理店、飲食店であって、かつ、規模30人未満のもの。</p> <p>上記の変形労働時間制とは別に「フレックスタイム制」がある。この場合、使用者が始業・終業時刻を当該労働者の決定に委ねることを就業規則等で定め、かつ一定事項を労使協定で定めれば、フレックスタイム制をとる労働者を清算期間(1か月以内で労使協定で定めた期間)を平均し、1週間当たりの法定労働時間を超えない範囲で1週または1日の法定時間を超えて労働させることができる。</p>	<p>[26週単位の変形制] 労働協約により26週当たり1,040時間を上限として、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。どの26週をとっても1,040時間以内であることが必要。 但し、1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を払わなければならない。 これを怠った場合又は1,040時間を超えて労働させた場合は、26週の各々について1週40時間の規定が適用される。</p> <p>[52週単位の変形制] 労働協約により52週について1,840時間以上2,080時間以下の時間が保障され(労働がなくとも時間分の賃金の支払いは保障される)、かつ、2,240時間が上限として規定されている場合に、特定の週に法定労働時間を超えても割増賃金の支払いを要しない。</p> <p>1日12時間、1週56時間を超える労働に対しては、1.5倍の割増賃金を支払わなければならない。</p>	<p>基準期間は17週未満の雇用ならその期間とされ、一定の労働者に関しては26週まで延長することが可能。延長できる場合とは、労働者が職場から遠く離れて暮らしている場合、警備産業の場合、役務又は生産の継続が必要な場合(例えば、保険、報道、通信、公益施設)、予見可能な活動時間の波がある場合、活動が不測である例外的な事件、事故又は緊急な事故の危険によって影響を受ける場合。</p> <p>週の最高労働時間については17週間で、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可(52時間まで労使協定により延長可)。</p>

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
法定労働時間の特例	<p>定期的に長時間の手待時間がある場合、労働協約又は労働協約に基づく事業所協定により、平日に10時間を超えて労働時間を延長可能。</p> <p>※定期的に長時間の手待時間がある場合は、10時間を超える労働時間延長が労働保護法上有害でないと認められる程度で、具体的には全労働の25%ないし30%程度以上の手待時間があることが必要であると一般的に解されている。</p>	<p>・[法定労働時間の適用除外]の項目参照</p> <p>一部の産業では、超過勤務手当の支払い対象となる労働時間が異なっている（例えば、青果小売業などでは、週39時間目以降）。</p>	使用者は、あらかじめ労働者の同意を得ている場合にのみ、4ヶ月平均週48時間を超えて労働させることができる。
弾力的労働時間制度	<p>[6か月又は24週間単位の変形制]</p> <p>6か月又は24週以内（労働協約又は事業所協定でこれより長い期間の設定可）の期間を平均して週日の労働時間が1日8時間を超えない場合、1日10時間まで労働時間を延長できる（但し、夜間労働者については、変形期間は1か月又は4週以内）。</p>	<p>[1年変形労働時間制]</p> <p>使用者は、(1)拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定又は意義申立権の対象とならない企業・事業場別協定を締結して、一定事項を記載すること、(2)労働時間が労働週で平均して週35時間を超えず、かつ年間1,607時間を超えないこと、(3)1日及び1週単位の最長労働時間を遵守すること。</p> <p>「労働時間が1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下であること」を要件として、1年単位の変形労働時間制を導入することができる。</p> <p>[サイクル労働]</p> <p>労働時間の配分がサイクル（数週単位の期間）ごとに同様の形で繰り返される労働について、</p> <p>(1)継続的に操業される企業において、(2)デクレで定められている場合、又は拡張適用される産業部門別労働協約・労使協定若しくは意義申立権の対象とならない企業・事業場別協定の締結がなされた場合、サイクル労働を実施することができる。この場合、労働サイクル期間を平均して週35時間を超える労働時間のみが超過労働時間とされる。但し、1日及び1週単位の最長労働時間の規制（1日10時間以下、1週48時間以下、12週平均44時間以下）の適用は除外されない。</p>	週の最高労働時間について、4ヶ月を超えない算定基礎期間において、時間外労働を含め1週を平均して48時間を超えない範囲で可。

	日本	アメリカ	イギリス
時間外労働 (上限規制, 割増賃金率)	<p>〔上限規制〕 36協定で定められる一定期間についての延長時間の限度基準(告示)</p> <p>1週間15時間 2週間27時間 4週間43時間 1か月45時間 2か月81時間 3か月120時間 1年間360時間</p> <p>〔割増賃金率〕 法定8時間以上時間外労働:25%以上 (1) 36協定の告示の限度時間を超え1か月60時間までの時間外労働に対する割増賃金率については、25%を上回る労使協定を締結するよう努力義務。 (2) 1か月60時間を超える時間外労働について、割増賃金率を50%以上に引上げ(中小企業は当分の間、適用猶予) (3) 労使協定によって改正法による法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を付与できる ((1)(2)(3)は2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月) 深夜(午後10時から午前5時)労働:25%以上 (例:時間外労働との重複は50%以上) 休日労働(法定4週4日の休日の労働):35%以上 (例:時間外労働との重複は60%以上)</p>	<p>〔上限規制〕 連邦法上の規定なし</p> <p>〔割増賃金率〕 50%</p>	<p>〔上限規制〕 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする(17週平均)。 ※ 最大52週まで労使協定により延長可。 1日の休息期間を最低連続11時間とする(若年労働者(18歳未満)については12時間以上)。</p> <p>〔割増賃金率〕 法令上の規定なし</p>
休日労働 (割増賃金率)	<p>1週1日又は4週4日以上の休日を与えるなければならない。</p> <p>〔割増賃金率〕 35%以上</p>	<p>連邦法上の規定なし</p> <p>〔割増賃金率〕 法令上の規定なし</p>	<p>1週1日の休日(若年労働者について2日)</p> <p>〔割増賃金率〕 法令上の規定なし</p>

6 労働時間・労働時間制度

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement (cont.)

	ドイツ	フランス	EU指令
時間外労働 (上限規制、割増賃金率)	<p>〔上限規制〕 労働協約又は事業所協定に定めをおくことにより、定期的に長時間の手待時間がある場合（労働協約又は事業所協定の定めが必要）、週日に1日10時間まで労働時間を延長することが可能。但し、12か月平均の週労働時間が48時間を超えてはならない（7条）。</p> <p>緊急事態又は非常事態が発生した場合は、同法の労働/休養時間規定から外れてよい（14条）。さらに、特別な前提条件下で、管轄官庁が、同法労働時間からの逸脱を認可することもできる（15条）。</p> <p>〔割増賃金率〕 法令上の規定なし</p> <p>一般に身体障害者は時間外労働に拒否権を持つ。妊娠、授乳者に対する時間外労働は禁止。</p>	<p>〔上限規制〕 業界、グループ企業、企業、事業所単位での労使合意のもとに、従業員が希望し、かつ雇用主が認める場合、法定残業時間の上限）、又は労働協定により定められた残業時間の上限を超えて、残業を行うことができる。法定の時間外労働時間の上限は、「時短緩和法」により180時間から220時間に引き上げられた。</p> <p>上限を超えた残業時間に対する手当の支給額は労使協定で定められており、増額率は通常の残業時間に適用される率を下回ることはできない。また、週単位の法定最長労働時間（同じ週で、48時間、12週平均で週44時間）を超えることはできない。但し、年間枠を超えた残業時間に対して法定代休を与えることはできない。</p> <p>〔割増賃金率〕 25%</p> <p>従業員数20人未満の小規模企業については、2008年12月末まで割増賃金率を10%に設定する例外措置がとられていたが、「労働・雇用・購買力のための法案」可決（2007年8月1日）により、同措置の廃止及び2007年10月1日から企業の規模にかかわらず割増賃金率を25%とすることが決定した（企業規模による所得税・社会保険料の免除措置あり）。</p>	<p>〔上限規制〕 週労働時間の上限を時間外労働を含め平均して週48時間とする（算定基準期間は4か月以内）。</p> <p>24時間につき最低連続11時間の休憩時間（裏返せば1日につき労働時間の上限は原則として13時間）。</p>
休日労働 (割増賃金率)	<p>原則として、日曜日及び法定の祭日は労働者を就業させてはならない。但し、マスメディア及び輸送業務等については例外が認められている。</p> <p>〔割増賃金率〕 法令上の規定なし</p>	<p>原則として、 (1) 1週につき6労働日を超えて労働させることの禁止。 (2) 週休は少なくとも継続する24時間。 (3) 日曜日に与えなければならない。 ただし、一定の場合に適用除外あり。</p> <p>〔割増賃金率〕 例えば、日曜日が定休日の商店が、例外的に日曜日に営業する場合、日曜日に就業する従業員に対して、少なくとも2倍の賃金を支払わなくてはならない。但し、観光地などの日曜営業の場合は、その限りではない。（2009年の法改正以降） (労働法典 L3132-27条)</p>	

	日本	アメリカ	イギリス
年次有給休暇制度における継続勤務要件	初年度においては6か月間、その後は1年間の継続勤務	法令上の規定なし	13週間
年次有給休暇の付与日数	6か月で10日、2年6か月までは1年ごとに1日追加、以後1年ごとに2日追加(最高20日)	連邦法上の規定なし	5.6労働週(最高28日)
年次有給休暇の連続付与	法令上の規定なし ・年次有給休暇取得日数は8.6日、取得率は47.1%(厚生労働省2013年就労条件総合調査結果)	法令上の規定なし	法令上の規定なし
年次有給休暇の付与方法	使用者は、労働者の請求する時季に与えなければならぬ。但し、事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季に与えることができる。5日を超える年次有給休暇については労使協定による計画的付与制度あり。 労使協定により、1年に5日分を限度として年次有給休暇を時間単位で取得することができる(2008年成立の改正労働基準法。施行は2010年4月)。	法令上の規定なし	<ul style="list-style-type: none"> 年次有給休暇は、分割して取得することができる。 年次有給休暇は、原則としてそれが発生した年次休暇年内にのみ取得することができる。 雇用が終了した場合を除き、年次有給休暇を手当に置き換えることはできない。 使用者は、休暇を禁じようとする期間の休暇日数に相当する長さの予告を与えることにより特定の日の休暇を阻止することができる。また、一定の日に休暇の全部又は一部を取るよう求めることができる。
未消化年休の取扱い	次年度への繰越しが認められている。	法令上の規定なし	法令上の規定なし

6 労働時間・労働時間制度

第6-6表 労働時間・有給休暇制度（続き）

Table 6-6: Working-time and paid leave arrangement (cont.)

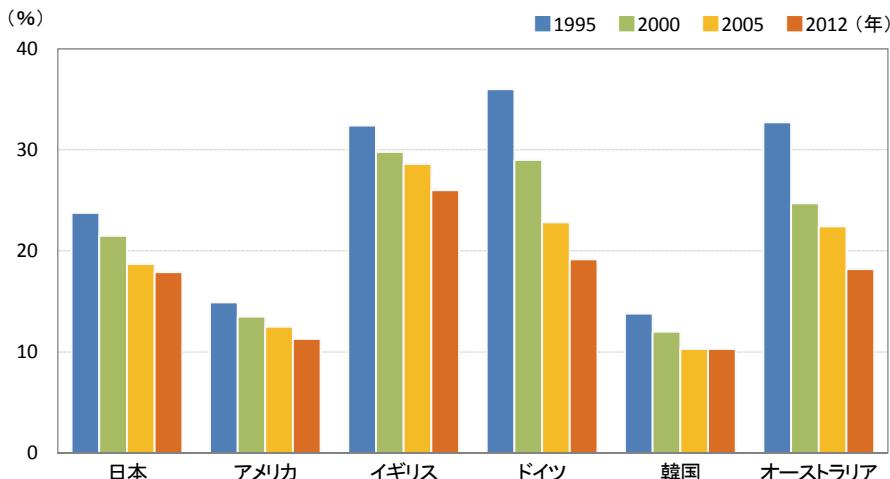
	ドイツ	フランス	EU指令
年次有給休暇制度における継続勤務要件	労働契約が成立してから6か月以上	同一の使用者の下で最低でも(実働で)10日間勤務すること。	加盟国の法令や慣行の定める取得と付与の条件による。
年次有給休暇の付与日数	1暦年につき24週日(週日とは日曜日、日曜日以外の所定休日及び法定祝日を除く暦日), 週5日制の場合は20週日	1年30労働日(1月につき2.5労働日)	最低4週間の年次有給休暇を付与(代償手当は禁止)。
年次有給休暇の連続付与	連続12週日の付与を要するが、労働協約等で異なる定めも可能。	連続12労働日を超える有給休暇を、1年に1度以上与えなければならない。但し、連続して取得することのできる有給休暇の最高日数は24労働日。	—
年次有給休暇の付与方法	使用者が労働者の希望を配慮した上で決定(使用者に決定権)。但し、従業員代表がある場合には、代表と同意の上で定める。 年次有給休暇の取得可能日数は就労者全体で平均24.8日(フルタイム労働者は平均25.9日), 未取得日数は平均3.2日(同平均3.1日), すべて年次有給休暇を消化した者の割合は36.2%(同36.8%)。	休暇取得可能時期(労働協約又は団体協定で定めた5月1日～10月31日を含む期間)に労働協約、団体協定の規定又は慣習により付与。これらがない場合は従業員代表委員の意見聴取後使用者が付与。	—
未消化年休の取扱い	休暇は休暇年度内に付与、取得するものとされているため繰越しは原則として認められない。事業所の都合、又は個人的な都合で繰り越された場合にも翌年3月末までに取得しなければならない。	一部の企業では、日数を限定して持ち越しを認めているが、原則として未消化の有給休暇は消滅する。 但し、退職時に未消化の有給休暇は有給休暇手当として支給される。 また、「労働時間貯金制度」を業界、グループ企業、企業、事業所レベルでの労使合意に基づき制定できる。これまで1年間に貯蓄できる有給休暇の上限を22日とし、消化の有効期限を5年間とする規定があつたが、「時短緩和法」により撤廃。条項を労使合意のもとに自由に決定できるようになると同時に、労働時間貯金の現金化(企業による休暇の買取)も可能となつた。	—

資料出所 労働政策研究・研修機構(2012.3)「労働時間規制に係る諸外国の制度についての調査(資料シリーズNo.104)」報告書、中窪裕也(1995)「アメリカ労働法」、「労働時間の設定に関する指令」(1993年11月23日の労働社会相理事会指令)、山口浩一郎他(1988)「変容する労働時間制度」、日本労働研究機構(1994)「労働時間制度の運用実態」、日本:労務行政研究所「平成24年労働法全書」、厚生労働省ウェブサイト、イギリス:Gov.uk、ドイツ:連邦労働社会省及び法務省、フランス:労働省及び政府公共サービスサイト、EU:欧州委員会及び各國ウェブサイト等

7. 労働組合・労使関係・労働災害

**Trade Union, Industrial Relations
and Occupational Accidents**

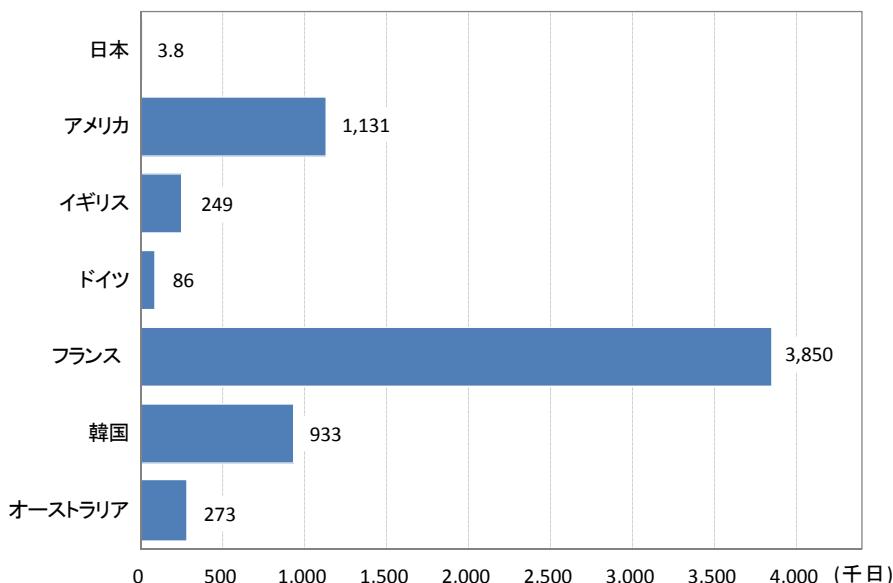
7-1 労働組合組織率の推移



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第7-1表労働組合員数・組織率(各国公式統計)」(p.217)を参照。

2012年の主要国の労働組合組織率は、イギリスが26.0%で最も高く、次いでドイツ19.2%、オーストラリア18.2%、日本17.9%、アメリカ11.3%、韓国10.3%となっている。1995年から2012年までの時系列変化をみると、ほとんどの国で組織率は低下傾向にある。同期間に、ドイツは16.8%、オーストラリアは14.5%、組織率が低下した。

7-2 労働損失日数（2012年）



▶ グラフの資料出所については、「第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数」(p.219)を参照。

(注) フランスは2010年の数値。

各国の労働争議統計が採用する定義が異なるため厳密な国際比較ができないことに留意が必要である。2012年の労働損失日数はアメリカが1,131千日、韓国933千日、オーストラリア273千日、イギリス249千日、ドイツ86千日となっている。フランスは2010年の統計で3,850千日であった。一方、日本は労働損失日数が極めて少ない。

長期的にみると、多くの国で労働損失日数は減少傾向にある。しかし、ひとたび大規模な労働争議が発生すると、それに伴って労働損失日数が跳ね上がるため、各国の値は年によってバラツキが大きい。

第7-1表 労働組合員数・組織率（各国公式統計）

Table 7-1: Trade union membership and density rates (national official statistics)

		(千人/thousands, %)							
		1995年	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012
日本 ¹⁾	JPN								
組合員数/Membership		12,614	11,539	10,138	10,065	10,078	10,054	9,961	9,892
組織率/Density rates		23.8	21.5	18.7	18.1	18.5	18.5	18.1	17.9
アメリカ	USA								
組合員数/Membership		16,360	16,258	15,685	16,098	15,327	14,715	14,764	14,366
組織率/Density rates		14.9	13.5	12.5	12.4	12.3	11.9	11.8	11.3
イギリス	GBR								
組合員数/Membership		7,113	7,119	7,050	6,869	6,710	6,530	6,396	6,455
組織率/Density rates		32.4	29.8	28.6	27.4	27.4	26.6	26.0	26.0
ドイツ ²⁾	DEU								
組合員数/Membership		11,242	9,740	8,344	7,927	7,831	7,737	7,702	7,697
組織率/Density rates		36.0	29.0	22.8	20.5	20.3	19.9	19.3	19.2
フランス	DEU								
組合員数/Membership		1,780	1,781	1,779	1,807	1,857	1,850	—	—
組織率/Density rates		8.7	8.0	7.7	7.6	7.9	7.8	—	—
韓国	KOR								
組合員数/Membership		1,615	1,526	1,506	1,666	1,640	1,643	1,720	1,781
組織率/Density rates		13.8	12.0	10.3	10.5	10.1	9.8	10.1	10.3
シンガポール ³⁾	SGP								
組合員数/Membership		235	314	450	517	526	550	588	613
組織率/Density rates		—	14.5	19.4	17.5	17.6	17.7	18.2	18.3
マレーシア ³⁾	MYS								
組合員数/Membership		707	734	761	806	807	803	800	890
組織率/Density rates		9.2	7.9	7.6	7.6	7.4	6.8	6.5	7.0
フィリピン	PHL								
組合員数/Membership		3,587	3,788	1,910	1,942	1,985	1,714	1,779	1,833
組織率/Density rates		30.2	27.2	11.7	10.9	10.6	8.7	8.7	8.5
オーストラリア	AUS								
組合員数/Membership		2,252	1,902	1,912	1,753	1,835	1,788	1,835	1,840
組織率/Density rates		32.7	24.7	22.4	18.9	19.7	18.3	18.4	18.2

資料出所 日本:厚生労働省(2013.3)「平成24年労働組合基礎調査」

アメリカ:U.S.Bureau of Labor Statistics(2013.1) *Union Members in 2012*イギリス:Department for Business(2013.5) *Trade Union Membership 2012*ドイツ:ハンス・ベックラー財團(<http://www.boeckler.de/>) 2014年1月現在フランス:OECD Database(<http://www.oecd-ilibrary.org/>) 2013年11月現在韓国:雇用労働部(<http://www.moel.go.kr/>) 2013年12月現在シンガポール:労働省(<http://www.mom.gov.sg>) 2013年11月現在

マレーシア:人的資源省、統計局2013年12月現在

フィリピン:労働雇用労働省(<http://www.bles.dole.gov.ph/>) 2013年12月現在オーストラリア:統計局(2013.5) *Employee Earnings, Benefits and Trade Union Membership*

(注) 1) 2011年の組織率は、総務省統計局「労働力調査における東日本大震災に伴う補完推計」による2011年6月分の推計値及びその数値を用いて計算した値。時系列比較の際は注意を要する。
 2) 組合員数はDGB(独労働総同盟), DBB(独官吏連盟), CGB(独キリスト教労組連盟)の合計。
 3) 組織率は政府公表の組合員数を、政府公表の雇用者数で除した値。

7 労働組合・労使関係・労働災害

第7-2表 労働組合組織率 (ILOデータベース)

Table 7-2: Union density rates according to the ILO Union Database

		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	(%)
日本	JPN	23.8	21.5	18.7	* 18.3	* 18.2	—	—	—	—
アメリカ	USA	14.9	13.5	12.5	12.1	12.4	12.3	11.9	11.8	
カナダ ¹⁾	CAN	* 37.7	29.9	29.8	29.7	29.4	29.3	29.5	—	
イギリス ²⁾	GBR	32.4	29.8	28.6	28.0	27.4	27.4	26.6	—	
ドイツ ³⁾	DEU	29.0	* 26.1	—	** 19.9	—	—	—	—	
フランス ⁴⁾	FRA	* 31.0	—	** 7.9	—	—	—	—	—	
オランダ	NLD	28.0	26.0	* 27.6	* 25.9	* 25.7	—	—	—	
デンマーク ⁵⁾	DNK	* 91.6	* 86.9	* 87.4	—	** 99.2	—	—	—	
スウェーデン ⁶⁾⁷⁾	SWE	* 110.2	* 100.8	95.6	85.1	—	—	—	—	
フィンランド ⁶⁾⁸⁾	FIN	* 119.5	* 105.6	* 105.2	—	—	—	—	—	
ノルウェー ⁷⁾	NOR	* 73.3	* 70.8	* 71.7	* 70.1	* 69.6	—	—	—	
オーストリア ⁹⁾	AUT	47.4	45.7	40.3	36.2	35.1	—	—	—	
スイス	CHE	* 28.4	* 22.0	* 24.5	* 23.7	* 22.5	—	—	—	
アイルランド ¹⁰⁾	IRL	* 45.8	* 38.0	* 34.1	* 31.5	* 32.1	—	—	—	
中国	CHN	* 91.9	* 90.3	—	—	—	—	—	—	
香港 ¹¹⁾	HKG	21.1	21.5	20.6	21.1	21.5	22.5	23.2	—	
台湾	TWN	46.6	38.5	37.0	35.8	36.1	37.8	37.3	—	
韓国	KOR	* 13.8	12.0	10.3	10.8	10.5	10.1	—	—	
シンガポール ¹²⁾	SGP	* 15.7	* 16.8	23.7	** 31.7	—	—	—	—	
マレーシア	MYA	* 12.7	* 10.7	* 10.0	* 10.3	* 10.1	—	—	—	
フィリピン	PHL	30.2	27.2	11.7	11.0	10.9	10.6	8.7	—	
インド	IND	* 23.3	* 19.4	* 32.9	—	—	—	—	—	
オーストラリア	AUS	32.4	24.7	22.4	—	** 19.1	—	—	—	
ニュージーランド ¹³⁾	NZL	21.7	17.5	21.1	—	** 20.8	21.5	20.9	20.9	

資料出所 ILO(2012) *Trade Union Membership 2011*, ILO(2010) *Social Dialogue Indicators 2008/09*

(注) 国によってデータ収集手法、定義、計算手法が異なるため、時系列・各国間の厳密な比較はできない。無印は各国公式統計による。

* …各国統計に基づきILOが公表。賃金俸給者を対象。

** …各国統計に基づきILO労使関係・雇用関係局が公表。賃金俸給者で、組織化された雇用者の割合。

- 1) 1995年の欄は1993年値。
- 2) 2007年は国家統計局レポートによる。
- 3) 2000年の欄は1998年値。
- 4) 1995年の欄は1994年値。
- 5) 2005年の欄は2003年値。
- 6) スウェーデン、フィンランドの値が一部100%を上回るのは、雇用者数よりも組合員数が多いことによる。
- 7) 1995年の欄は1996年値。
- 8) 2005年の欄は2003年値。
- 9) 1995年の欄は1998年値。
- 10) 2000年の欄は2001年値。
- 11) 2000年の欄は1999年値。
- 12) 2005年の欄は2003年値。
- 13) 2005年の欄は2004年値。

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked

労働争議件数/Number of labour disputes (件/cases)

		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本 ¹⁾	JPN	209	118	50	54	52	48	38	28	38
アメリカ ²⁾	USA	31	39	22	21	15	5	11	19	19
カナダ ³⁾	CAN	328	378	260	206	188	158	175	—	—
イギリス ⁴⁾	GBR	235	212	116	142	144	98	92	149	131
ドイツ ⁵⁾	DEU	361	67	270	542	881	454	131	158	367
フランス ⁶⁾	FRA	2,066	1,427	699	—	—	—	—	—	—
イタリア ⁷⁾	ITA	545	966	654	667	621	889	—	—	—
スウェーデン ⁸⁾	SWE	36	2	14	14	5	6	7	2	6
ロシア ⁹⁾	RUS	8,856	817	2,575	7	4	1	—	2	6
香港 ¹⁰⁾	HKG	9	5	1	3	4	7	3	2	1
韓国 ¹¹⁾	KOR	88	250	287	115	108	121	86	65	105
マレーシア ¹²⁾	MYA	13	11	3	2	2	4	2	0	0
タイ	THA	39	13	9	5	7	5	3	8	11
インドネシア	IDN	276	—	96	150	146	149	82	303	—
フィリピン ¹³⁾	PHL	94	60	26	6	5	4	8	2	3
インド ¹⁴⁾	IND	1,066	771	456	389	421	388	274	—	—
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	643	700	472	135	177	236	227	192	204
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	69	21	60	31	23	31	18	12	10
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	1,056	525	299	316	411	518	446	554	873

労働争議参加人員/Number of workers involved (千人/thousand people)

		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本 ¹⁾	JPN	38	15	4.1	21	8.3	3.6	2.5	1.7	1.2
アメリカ ²⁾	USA	192	394	100	189	72	13	45	113	148
カナダ ³⁾	CAN	149	143	199	66	41	67	57	—	—
イギリス ⁴⁾	GBR	174	183	93	745	511	209	133	1,530	237
ドイツ ⁵⁾	DEU	183	7.4	17	106	154	28	12	11	22
フランス ⁶⁾	FRA	43	211	60	—	—	—	—	—	—
イタリア ⁷⁾	ITA	445	687	961	906	669	267	—	—	—
スウェーデン ⁸⁾	SWE	125	0.2	0.6	3.6	13	1.1	3.2	0.0	4.6
ロシア ⁹⁾	RUS	489	31	85	2.9	1.9	0.01	—	0.5	0.5
香港 ¹⁰⁾	HKG	1.3	0.4	0.2	0.8	1.3	—	0.3	—	—
韓国 ¹¹⁾	KOR	50	178	118	93	114	81	40	—	—
マレーシア ¹²⁾	MYA	1.7	3.0	1.0	0.1	0.2	0.4	0.1	0	0
タイ	THA	17	6.0	2.6	0.6	1.5	0.6	2.2	5.7	4.3
インドネシア	IDN	127	—	56	135	212	94	2.0	65	—
フィリピン ¹³⁾	PHL	54	21	8.5	0.9	1.1	1.5	3.0	3.8	0.2
インド ¹⁴⁾	IND	990	1,418	2,914	725	1,484	1,626	1,062	—	—
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	344	325	241	36	173	89	55	134	143
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	32	2.6	18	4.1	—	9.0	—	2.1	5.2
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	—	3,834	2,023	1,438	2,043	1,568	1,583	2,050	1,772

7 労働組合・労使関係・労働災害

第7-3表 労働争議件数・労働争議参加人員・労働損失日数（続き）

Table 7-3: Number of labour disputes, workers involved and days not worked (cont.)

労働損失日数/Number of days not worked		(千日/thousand day)								
		1995年	2000	2005	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本 ¹⁾	JPN	77	35	5.6	33	11	7.5	23	4.4	3.8
アメリカ ²⁾	USA	5,771	20,419	1,736	1,265	1,954	124	302	1,020	1,131
カナダ ³⁾	CAN	1,583	1,644	4,148	1,771	876	2,169	1,209	—	—
イギリス ⁴⁾	GBR	415	499	157	1,041	759	455	365	1,390	249
ドイツ ⁵⁾	DEU	247	11	19	286	132	64	25	70	86
フランス ⁶⁾	FRA	784	581	1,997	1,553	1,419	1,662	3,850	—	—
イタリア ⁷⁾	ITA	909	884	907	930	723	—	—	—	—
スウェーデン ⁸⁾	SWE	733	0.3	0.6	14	107	1.6	29	0.3	37
ロシア ⁹⁾	RUS	1,367	236	86	21	29	0.1	—	0.4	0.1
香港 ¹⁰⁾	HKG	1.0	0.9	0.1	8.0	1.4	1.1	0.3	0.6	0.4
韓国 ¹¹⁾	KOR	393	1,894	848	536	809	627	511	429	933
マレーシア ¹²⁾	MYS	4.9	6.1	4.8	0.2	0.3	1.1	0.2	0	0
タイ	THA	220	226	46	12	51	6	50	212	—
インドネシア	IDN	1,300	—	766	1,161	1,546	844	11	1,891	—
フィリピン ¹³⁾	PHL	584	319	123	12	39	7	34	4	1
インド ¹⁴⁾	IND	16,290	28,763	29,665	27,167	16,684	13,297	17,932	—	—
オーストラリア ¹⁵⁾	AUS	548	469	228	50	197	133	127	242	273
ニュージーランド ¹⁶⁾	NZL	53	11	30	11	—	14	—	5	79
ブラジル ¹⁷⁾	BRA	22,160	238,922	230,604	237,157	143,433	4.3	5.6	7.9	11

資料出所 日本:厚生労働省(2013.8)「平成24年労働争議統計調査」

その他: ILOSTAT (<http://www.ilo.org/ilostat>) 2014年1月現在、厚生労働省「海外情勢白書」
各国統計局及び労働省ウェブサイト

(注)

- 1) 件数は半日以上のスト(同盟罷業)及び作業所閉鎖件数。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 2) 1,000人未満の争議、1日に満たない争議を除き、件数及び参加人員は当該年に開始された争議。
- 3) 半日以上継続し、かつ、労働損失日数が10労働日以上の争議。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 4) 労働損失日数が100労働日を超える場合は1日に満たない争議、10人未満の争議も含む。数は政治的ストを除く。
- 5) スライギのみ。労働損失日数が100労働日を超える場合は1日に満たない争議も含む。
- 6) ロックアウトのみ。争議件数は事業所単位。参加人員は月ごとの平均争議参加人員から算出。労働争議件数及び参加人員の2005年は2004年の値。2008年以降は雇用者10人以上の企業で公営企業を含む。
- 7) スライギのみ。労働損失日数は1日7時間労働を基準として計算。
- 8) 2008年以前の参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 9) 半日に満たない争議を除く。
- 10) 民間部門を対象。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 11) 2009年以降はストライキのみ。2011年以降は8時間に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 12) スライギのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 13) 1日に満たない争議を除く。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。
- 14) 政治的なスト及び10人未満の争議を除く。
- 15) 10日に満たない争議を除く。各年12月の数値。
- 16) 件数は、労働損失日数が10日(2000年以降5日)に満たない争議を除く。部分スト及びロックアウトを含む。労働損失日数は1日8時間を基準として計算。
- 17) スライギのみ。参加人員は実際に争議に参加した労働者数。

第7-4表 労災被災者数・労働損失日数

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost

		(千人/thousand people)(千日/thousand days)									
		1995年	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
日本 ¹⁾	JPN	167.3 うち死亡者数 ^{b)} 2.4	140.0 1.9	120.4 1.5	121.4 1.5	121.4 1.4	119.3 1.3	105.7 1.1	107.8 1.2	118.0 1.0	
アメリカ ²⁾	USA	2,972 うち死亡者数 6.3	2,752 5.9	1,235 5.7	1,184 5.8	1,159 5.7	1,356 5.2	1,239 4.6	1,191 4.7	1,181 4.7	
カナダ	CAN	410.5 うち死亡者数 0.7	392.5 0.9	337.9 1.1	329.4 1.0	317.5 1.1	307.8 1.0	260.3 0.9	249.9 1.0	249.5 0.9	
イギリス ³⁾	GBR	147.4 うち死亡者数 0.2	161.8 0.2	148.1 0.2	143.4 0.2	138.4 0.2	133.3 0.1	122.8 0.1	116.8 0.1	111.4 0.1	
ドイツ ⁴⁾	DEU	— うち死亡者数 8,065	— 1.2	— 0.9	— 0.9	— 5,773	— 6,248	— 4,694	— 5,056	— 4,358	— 4,320
フランス	FRA	672.2 うち死亡者数 0.7	744.2 0.7	699.7 0.5	701.3 0.5	720.8 0.6	704.5 0.6	652.0 0.5	659.4 0.5	— —	
		26,021 うち死亡者数 30,684	33,252 33,252	34,727 34,727	35,871 35,871	48,821 48,821	36,697 36,697	37,195 37,195	— —	— —	
イタリア ⁵⁾	ITA	657.4 うち死亡者数 1.1	652.9 1.2	556.4 0.9	544.5 1.0	526.5 0.8	500.0 0.8	— —	— —	403.5 0.6	
		13,067 うち死亡者数 15,595	13,109 13,109	13,118 12,697	12,697 11,802	— —	— —	— —	— —	9,748 —	
スウェーデン	SWE	33.7 うち死亡者数 0.1	39.3 0.1	31.7 0.1	32.3 0.1	29.8 0.1	28.4 0.1	25.9 0.0	28.4 0.0	28.8 0.1	
		874 うち死亡者数 1,355	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	
ロシア	RUS	270.7 うち死亡者数 7.2	151.8 4.4	77.7 3.1	70.7 2.9	66.1 3.0	58.3 2.6	46.1 2.0	47.7 2.0	43.6 1.8	
		7,231 うち死亡者数 4,295	2,499 2,499	2,324 2,324	2,719 2,721	2,721 2,179	2,179 2,188	2,179 2,188	2,179 2,188	2,179 2,111	
中国 ⁶⁾	CHN	28.5 うち死亡者数 20.0	15.7 11.7	— —	626.6 3.1	758.6 3.5	951.7 4.3	953.1 4.5	1,141 5.2	1,202 5.8	
香港	HKG	59.4 うち死亡者数 615	58.1 0.2	44.3 0.2	46.9 0.2	44.0 0.2	41.9 0.2	39.6 0.2	41.9 0.2	— 0.2	
		— うち死亡者数 530	— 408	— 425	— 390	— 358	— 331	— 333	— 333	— —	
韓国	KOR	78.0 うち死亡者数 —	69.0 2.5	85.4 2.5	89.9 2.5	90.1 2.4	95.8 2.4	97.8 2.2	98.6 2.2	93.3 2.1	
シンガポール	SGP	3.9 うち死亡者数 0.1	3.5 0.1	3.4 0.0	9.3 0.1	10.0 0.1	11.1 0.1	10.8 0.1	10.3 0.1	10.1 0.1	
		88 うち死亡者数 49	— 51	— 595	— 617	— 643	— 664	— 533	— 562	— —	

7 労働組合・労使関係・労働災害

第7-4表 労災被災者数・労働損失日数（続き）

Table 7-4: Number of workers injured due to occupational accidents and days lost (cont.)

		(千人/thousand people)(千日/thousand days)									
		1995年	2000	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	
マレーシア ⁷⁾	MYS	労災死傷者数	105.8	95.0	61.2	58.3	56.3	54.1	55.2	57.6	43.6
		うち死亡者数	0.8	1.0	—	—	—	—	1.0	1.1	0.5
		労働損失日数	1,316	2,038	—	—	—	—	—	—	2,756
タイ	THA	労災死傷者数	216.3	50.7	58.5	56.1	54.5	—	149.4	146.5	—
		うち死亡者数	1.0	0.6	1.4	0.8	0.7	—	0.6	0.6	—
		労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
インドネシア ⁸⁾	IDN	労災死傷者数	14.2	—	—	95.6	83.7	94.7	96.3	98.7	—
		うち死亡者数	0.9	—	—	1.8	1.9	2.1	2.1	2.2	—
		労働損失日数	—	—	—	—	—	—	—	—	—
フィリピン ⁹⁾	PHL	労災死傷者数	48.7	26.5	—	—	20.4	—	17.7	—	20.6
		うち死亡者数	0.3	0.2	—	—	0.1	—	0.1	—	0.2
		労働損失日数	357	203	—	—	139	—	122	—	169
インド ¹⁰⁾	IND	労災死傷者数	1.3	7.6	6.1	5.8	8.1	—	—	—	—
		うち死亡者数	0.2	1.4	1.8	1.5	2.1	—	—	—	—
		労働損失日数	—	5	3	2	3	—	—	—	—
オーストラリア ¹¹⁾	AUS	労災死傷者数	139.1	127.5	105.6	96.1	98.0	98.9	97.8	92.5	94.9
		うち死亡者数	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2
		労働損失日数	1,021	4,268	—	—	—	—	—	—	—
ニュージーランド ¹²⁾	NZL	労災死傷者数	28.1	20.9	26.7	27.0	26.2	26.6	22.6	20.3	—
		うち死亡者数	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	—
		労働損失日数	2,076	1,391	1,935	2,007	2,027	1,974	1,653	1,385	—
ブラジル	BRA	労災死傷者数	422.3	326.1	—	—	—	—	—	—	639.1
		うち死亡者数	4.0	2.5	—	—	—	—	—	—	2.9

a) Total number of workers fatally and non-fatally injured as a result of occupational accidents; b) number of workers fatally injured, where death occurred; c) number of days lost by cases of occupational injury.

資料出所 日本:厚生労働省(2013)「平成24年労働災害発生状況」等

その他:各国統計局等, 厚生労働省「海外情勢報告」及びILO Database(2014年1月現在)

(注) 1) 死傷者数は4日以上の休業を伴うもの。2012年の死傷者数は119,576人, うち死亡者数は1,093人。2011年の数値は, 東日本大震災を直接の原因とするものを除く。
 2) 死傷者数は2007年までは民間企業のみ。2008年より民間企業及び政府機関の合計。11人未満の農場を除く。死傷者数は死亡者を除く負傷者数。
 3) 4月から翌年3月までの年度の数値。雇用者を対象。3日以上の休業を伴うもの。
 4) 2008年以前は, 4日以上の休業を伴うもの。死亡者数は, 労災後1ヶ月以内の死亡者数。
 5) 2008年以前は4日以上, 2011年は2日以上の休業を伴うもの。
 6) 2000年以前はILOによる。公的機関のみを対象。2006年以降は「労働統計年鑑」による件数。
 7) 2005~2010年は社会保障機構(SOCSO)による報告件数。外国人労働者を除く。
 8) 労災死傷者数の2006年以降は給付件数。
 9) 1995年は従業員規模10人以上, 2000年以降は20人以上の事業所を対象。
 10) 報告のあった地域のみを対象。
 11) 年度の数値。2008年以前は6日以上, 2009年以降は1週間以上の休業を伴うもの。
 12) 年度の数値。負傷者は4日以上の休業を伴うもの, 死亡者は労災後一年以内に死亡したもの。

第7-5表 労働災害の度数率

Table 7-5: Incidence rates of occupational accidents

日本 JPN

度数率 ¹⁾ Incidence rates	1995年	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012
調査産業計 ²⁾	Total industries surveyed							
事業所規模(常用雇用者数)	Establishment size=number of regular employees (persons)							
100+	1.88	1.82	1.95	1.75	1.62	1.61	1.62	1.59
30-99	3.94	3.52	3.34	3.07	2.88	2.57	2.59	2.74
総合工事業 ³⁾	Contractors							
	2.25	1.10	0.97	1.89	1.09	1.56	0.85	0.83

資料出所 厚生労働省(2013.11)「平成24年労働災害動向調査」

(注) 1) 「度数率」とは、100万延べ実労働時間当たりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す。

度数率=(労働災害による死傷者数／延べ実労働時間数)×1,000,000

「労働災害」とは、労働者が業務遂行中に起因して受けた休業1日以上の負傷または疾病(但し、疾病は、いわゆる災害性疾病に限り、業務上の疾病であっても、食中毒、伝染病及び疾病の発生が遅発性のものは除く)及び死亡をいう。なお、通勤災害による負傷、疾病及び死亡は除く。

2) 調査産業計には総合工事業は含まない。2008年より医療・福祉を、2011年より林業を含む。

3) 総合工事業とは、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上の工事現場である。事業所規模100人以上。

アメリカ USA

度数率 Incidence rates	1995年	2000	2005	2008	2009	2010	2011	2012
産業計								
Total private industries surveyed ³⁾	8.1	6.1	4.6	3.9	3.6	3.5	3.5	3.4

資料出所 U.S. Bureau of Labor Statistics(2013.11) *Workplace Injuries and Illness 2012*

(注) 1) フルタイム労働者100人の年間延労働時間(20万労働時間=100人×40h×50週)当たりの傷病者数(死亡者数は含まない)の比率。

度数率=(負傷者数／延べ労働時間数)×200,000

2) 傷病者数は、休業1日以上の負傷者をいう。

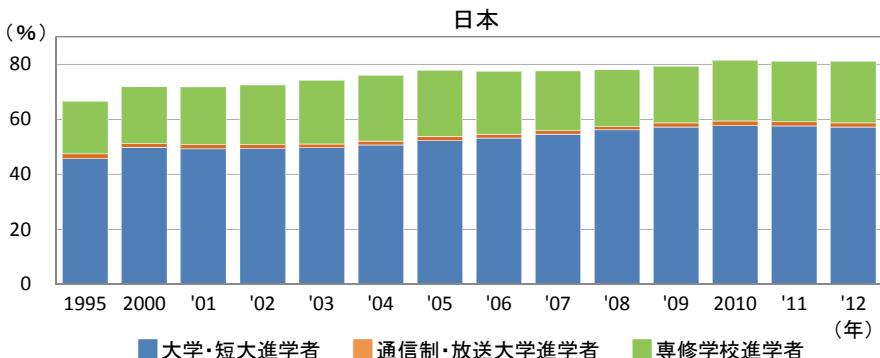
3) 調査対象は1人以上の労働者を雇用している事業所が対象である。

(但し、農業生産のみ11人以上の労働者を雇用している事業所が対象)

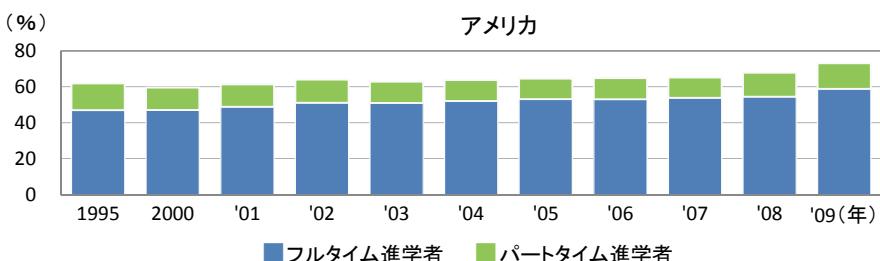
8. 教育・職業能力開発

Education and Human Resources Development

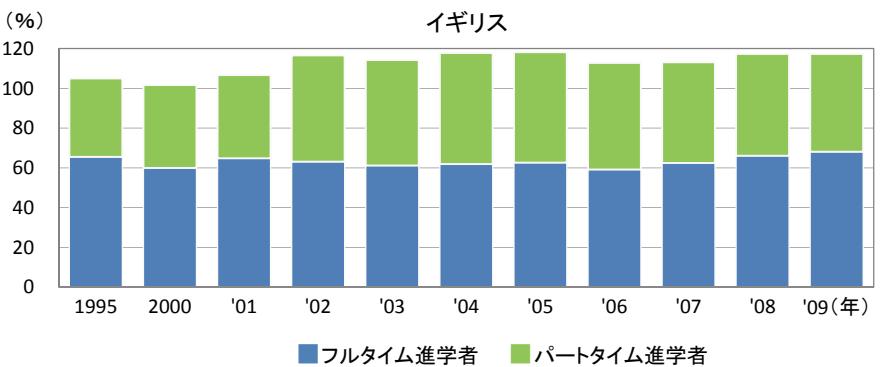
8-1 高等教育機関への進学率



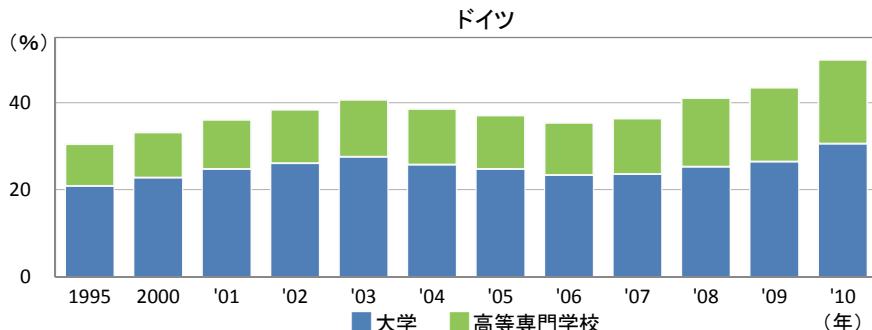
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-1表 高等教育機関への進学率:日本」(p.229)参照。



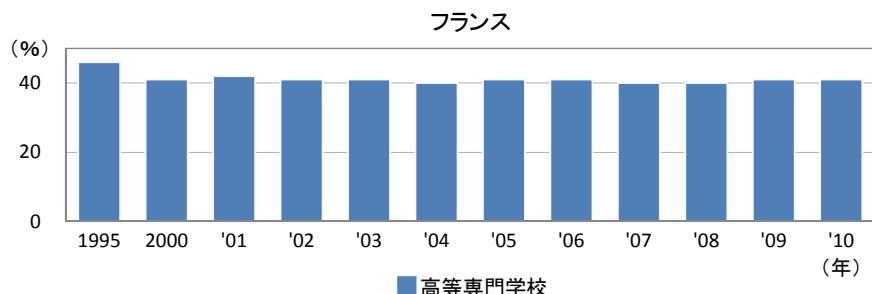
▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-2表 高等教育機関への進学率:アメリカ」(p.229)参照。



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-3表 高等教育機関への進学率:イギリス」(p.230)参照。



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-4表 高等教育機関への進学率:ドイツ」(p.231)参照。



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第8-1-5表 高等教育機関への進学率:フランス」(p.231)参照。

高等教育機関への進学率の国際比較は、各国の教育制度が異なっているため容易ではない(「第8-2表 各国の学校系統図」参照)。但し、上記のグラフをみると、各国とも概ね安定した推移となっていることがわかる。

日本の進学率は、1995年から概ね緩やかな上昇を続け、2011年には81.1%に達したが、2012年は0.2ポイント低下し80.9%となった。アメリカの進学率は、1998年及び2000年に60%を割り込んだものの、その後持ち直している。イギリスの進学率は2002年以降急上昇している。これは、1992年の継続・高等教育法による教育制度改革の結果、大学数が増加し、進学率が急増したためである。ドイツの高等教育への進学率は、2001年以降やや上昇し40%弱で推移したが、2006年には35.4%に低下した。その後、再び上昇に転じ、2010年には49.9%に達した。ドイツの進学率には、ハウプトシューレや職業学校、職業上構学校などの職業教育機関は含まれていないことに留意が必要である(「第8-2-4表 ドイツの学校系統図」参照)。また、フランスの進学率の算出基礎となった数値についても、複数の教育機関に登録されている者の数が未公表であること、通常の在学年齢以外の学生が相当数含まれていることに注意が必要である。

第8-1-1表 高等教育機関への進学率：日本

Table 8-1-1: Enrollment rates in higher education, Japan

(%)

年	通信制・放送大学進学者を含む						専修学校(専門課程)						
	大学・短大等進学者			Including correspondence courses or University of the Air			入学者を含む						
	男	Male	女	Female	計	Total	男	M	女	F	計	T	
1995	43.9		47.8		45.8		45.5	49.6	47.5		63.4	69.6	66.4
2000	50.5		49.0		49.8		51.6	50.6	51.2		70.1	73.8	71.9
2001	49.8		48.7		49.3		51.1	50.7	50.9		69.4	74.2	71.8
2002	49.9		48.8		49.4		51.1	50.6	50.8		70.3	74.9	72.5
2003	50.8		48.6		49.8		51.8	50.1	51.0		72.5	75.7	74.1
2004	52.4		49.0		50.7		53.5	50.7	52.1		75.1	76.8	75.9
2005	54.4		50.1		52.3		55.5	51.9	53.8		77.1	78.3	77.7
2006	55.0		51.2		53.2		56.2	53.1	54.6		76.4	78.4	77.3
2007	56.4		52.8		54.6		57.4	54.4	55.9		76.3	79.0	77.6
2008	58.0		54.4		56.2		58.9	55.9	57.4		76.6	79.5	78.0
2009	58.7		55.6		57.2		59.9	57.4	58.7		77.5	80.8	79.1
2010	59.2		56.3		57.8		60.5	58.2	59.4		79.7	83.1	81.3
2011	58.8		56.4		57.6		60.0	58.2	59.1		79.1	83.2	81.1
2012	58.3		55.9		57.2		59.6	57.7	58.7		78.7	83.1	80.9

資料出所 文部科学省(2013.3)「平成25年版教育指標の国際比較」

進学率=高等教育機関入学者数/該当年齢(18歳)人口×100

(注) 1) 大学・短大等進学者は、大学学部・短期大学本科入学者及び高等専門学校第4学年の在学者である。

2) 通信制・放送大学進学者は、正規の課程への入学者である。

3) 該当年齢(18歳)以外の進学者を含む。

第8-1-2表 高等教育機関への進学率：アメリカ

Table 8-1-2: Enrollment rates in higher education, USA

(%)

年	フルタイム進学者 Full-time students						パートタイム進学者を含む					
	フルタイム進学者 Full-time students			Including part-time students			パートタイム進学者を含む			Including part-time students		
	男	Male	女	Female	計	Total	男	Male	女	Female	計	Total
1995	42.8		51.4		47.0		55.8		68.2		61.9	
2000	42.6		51.8		47.1		53.6		66.0		59.6	
2001	44.0		54.1		48.9		54.8		68.4		61.4	
2002	45.7		56.9		51.1		56.5		72.0		64.0	
2003	45.5		56.8		51.0		55.5		70.7		62.9	
2004	46.4		58.1		52.1		56.2		71.8		63.8	
2005	47.2		59.6		53.2		56.9		72.7		64.6	
2006	47.4		59.2		53.1		57.4		72.7		64.8	
2007	48.2		59.8		53.9		58.0		72.8		65.2	
2008	48.7		60.6		54.5		60.7		75.5		67.9	
2009	53.0		65.3		58.9		65.7		81.0		73.1	

資料出所 文部科学省(2013.3)「平成25年版教育指標の国際比較」

進学率=高等教育機関入学者数/該当年齢(18歳)人口×100

(注) 1) 高等教育進学者数は、2年制大学と4年制大学の入学者の合計(非学位取得課程を含む)である。該当年齢以外の入学者を含む。

2) フルタイム進学とは、通常の修業年限(又はその中の各段階)内に所定の科目について一定の単位数を取得する就学形態である。パートタイム進学とは、一定期間において、規定の履修量(取得すべき単位数)がフルタイム学生の75%未満である場合をいう。パートタイム進学の場合でも、所定の科目について単位を取得すれば学位が取得できる。

3) 進学者数は、いずれも連邦政府の公表数値を千人単位とし、四捨五入したもの。

8 教育・職業能力開発

第8-1-3表 高等教育機関への進学率：イギリス
Table 8-1-3: Enrollment rates in higher education, UK

年	パートタイム進学者を含む						(%)	
	フルタイム進学者 Full-time students			Including part-time students				
	男 Male	女 Female	計 Total	男 Male	女 Female	計 Total		
1995	64.1	67.0	65.5	99.7	110.7	105.0		
2000	53.8	66.5	60.0	86.2	118.0	101.7		
2001	58.6	71.4	64.8	90.9	123.1	106.7		
2002	56.4	70.3	63.1	94.1	140.4	116.6		
2003	53.7	69.1	61.2	90.2	140.0	114.2		
2004	55.1	69.0	61.9	95.7	141.2	117.8		
2005	55.0	70.6	62.6	94.1	143.5	118.2		
2006	51.8	67.2	59.2	89.5	137.6	112.8		
2007	54.8	70.7	62.5	90.7	136.8	113.1		
2008	58.4	74.1	66.1	95.1	140.8	117.3		
2009	60.9	75.8	68.1	95.7	140.2	117.3		

資料出所 文部科学省(2013.3)「平成25年版教育指標の国際比較」

進学率=高等教育機関入学者数/該当年齢(18歳)人口×100

(注) 1) 進学者数は大学、高等教育カレッジの第1学位及び非学位課程、及び継続教育機関の高等教育課程の第1学年の在学者数の合計。公開大学入学者を含み、該当年齢(18歳)以外の進学者及び留学生(overseas students)を含む。進学年齢層以外の成人学生の進学者が多く、パートタイムを含む全進学者の30%が30歳以上となっている。また、18~21歳までの各年齢の進学率は以下のようになっている(2009年)。

- 18歳のフルタイム高等教育進学者を18歳人口で除した割合: 25.5%
- 19歳のフルタイム高等教育進学者を19歳人口で除した割合: 14.0%
- 20歳のフルタイム高等教育進学者を20歳人口で除した割合: 6.5%
- 21歳のフルタイム高等教育進学者を21歳人口で除した割合: 6.9%

2) フルタイム進学は全日の学習を前提とするコースで、パートタイム進学は1日の一部あるいは週の数日を学習に充てることで履修量を制限するコースである。パートタイムはフルタイムと同じ資格・学位を取る場合、修業年限がフルタイムより長くなる。

3) 留学生(overseas students)は、入学前の主な居住地(permanent country of domicile)がイギリス以外の学生を指す。イギリス国籍の有無は問わない。

第8-1-4表 高等教育機関への進学率：ドイツ

Table 8-1-4: Enrollment rates in higher education, Germany

(%)

年	大学 Universities			高等専門学校 Technical colleges			計 Total		
	男 Male	女 Female	計 Total	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F	計 T
1995	19.4	22.5	20.9	11.7	7.4	9.6	31.0	29.9	30.5
2000	20.9	24.8	22.8	12.2	8.6	10.4	33.1	33.4	33.2
2001	22.5	27.2	24.8	13.2	9.3	11.3	35.7	36.5	36.1
2002	22.9	29.5	26.1	14.2	10.3	12.3	37.1	39.8	38.4
2003	25.5	29.8	27.6	15.7	10.4	13.1	41.2	40.1	40.7
2004	23.3	28.4	25.8	15.4	10.1	12.8	38.7	38.5	38.6
2005	22.5	27.2	24.8	14.6	9.8	12.3	37.1	37.0	37.1
2006	20.9	26.0	23.4	14.1	9.9	12.0	34.9	35.9	35.4
2007	20.9	26.3	23.6	14.7	10.8	12.8	35.6	37.1	36.3
2008	22.6	28.0	25.3	17.8	13.7	15.8	40.4	41.8	41.1
2009	23.4	29.7	26.5	19.1	14.8	17.0	42.5	44.5	43.5
2010	27.5	33.8	30.6	21.7	16.8	19.3	49.2	50.7	49.9

資料出所 文部科学省(2013.3)「平成25年版教育指標の国際比較」

進学率=高等教育機関入学者数／該当年齢(19歳)人口×100

(注) 学制改革の影響で18歳で大学へ進学する者も増えているが、該当年齢は便宜上19歳とした。該当年齢以外の進学者を含む。大学、高等専門学校のほか、中等後教育機関として専門学校、職業アカデミー、保健学校等があるが、本統計には含まれない。

第8-1-5表 高等教育機関への進学率：フランス

Table 8-1-5: Enrollment rates in higher education, France

(%)

年	進学率 Enrollment rates	年	進学率 Enrollment rates
1995	約 46	2005	約 41
2000	約 41	2006	約 41
2001	約 42	2007	約 40
2002	約 41	2008	約 40
2003	約 41	2009	約 41
2004	約 40	2010	約 41

資料出所 文部科学省(2013.3)「平成25年版教育指標の国際比較」

進学率=高等教育機関入学者数／該当年齢(18歳)人口×100

(注) 高等教育機関入学者は、大学、技術短期大学部、リセ付設グランゼコール準備級、リセ付設中級技術者養成課程、一部のグランゼコール(商業系などのグランゼコールでリセから直接入学する)等の高等教育機関の入学者である。進学率の算定にあたっては、「複数の機関(大学とその他の機関)に登録している者が大学入学者の約3割(国民教育省)」という比率に基づき、この数を全体の高等教育機関入学者数から除いて算出した。

入学者には職業バカロレアを取得して進学した者を含まない。なお、職業バカロレアを取得して進学した者を含む進学率は約45%(2010年)。

2006年までは本土のみ、2007年以降は本土及び海外県の数値。

8 教育・職業能力開発

第8-1-6表 高等教育機関¹⁾への進学率：韓国

Table 8-1-6: Enrollment rates in higher education, Republic of Korea

年	普通高校からの進学 General High School			職業高校からの進学 Vocational High School			合計 ²⁾ Total			(%)
	男 Male	女 Female	計 Total	男 M	女 F	計 T	男 M	女 F	計 T	
	Male	Female	Total	M	F	T	M	F	T	
1995	70.3	75.8	72.8	21.4	17.2	19.2	52.8	49.8	51.4	
2000	83.4	84.6	83.9	48.2	35.7	42.0	70.4	65.4	68.0	
2001	85.0	85.0	85.3	50.8	38.9	44.9	73.1	67.6	70.5	
2002	86.5	87.5	87.0	54.9	44.6	49.8	75.8	72.4	74.2	
2003	89.8	90.5	90.2	63.5	51.5	57.6	81.5	77.8	79.7	
2004	89.8	89.8	89.8	67.0	57.3	62.3	82.8	79.7	81.3	
2005	87.8	88.8	88.3	72.7	62.0	67.6	83.3	80.8	82.1	
2006	86.8	88.1	87.5	73.4	63.3	68.6	82.9	81.1	82.1	
2007	86.3	88.0	87.1	75.7	66.6	71.5	83.3	82.2	82.8	
2008	87.2	88.6	87.9	75.7	69.5	72.9	84.0	83.5	83.8	
2009	83.7	86.3	84.9	75.8	70.8	73.5	81.6	82.4	81.9	
2010	79.6	83.6	81.5	71.6	70.6	71.1	77.6	80.5	79.0	
2011	72.0	78.6	75.2	64.4	62.9	63.7	70.2	75.0	72.5	
2012	73.2	79.5	76.2	53.9	56.1	54.9	68.6	74.3	71.3	
2013	74.3	81.0	77.5	44.4	51.0	47.4	67.4	74.5	70.7	

資料出所 韓国教育開発院「教育統計サービス(<http://cesi.kedi.re.kr/>)」「教育統計年報」

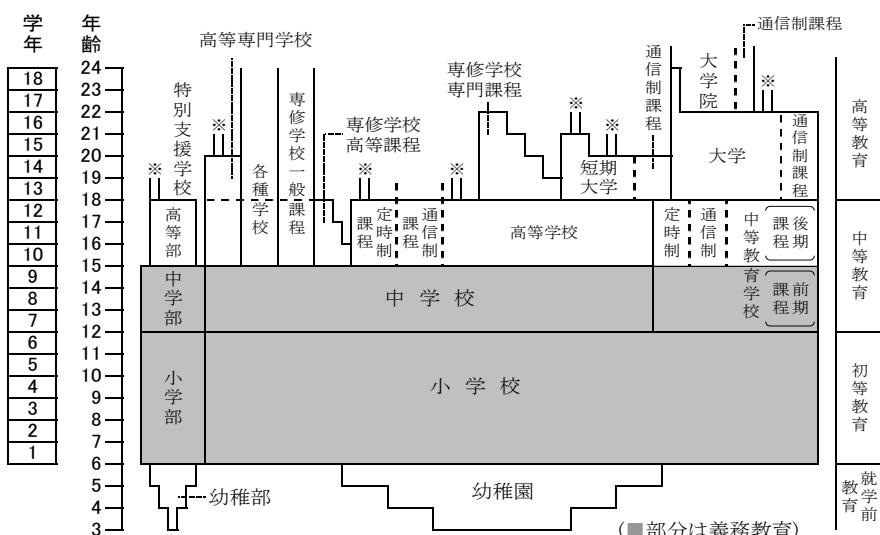
(注) 進学率=高等教育機関進学者数/各年ににおける高校卒業者数×100

1) 高等教育機関は、国内外の大学、教育大学、専門大学、産業大学、技術大学、放送・通信大学、各種学校である。

2) 普通高校と職業高校の合計。ほかに、放送・通信高校や技術高校等がある。

第8-2-1表 日本の学校系統図

Table 8-2-1: School system, Japan



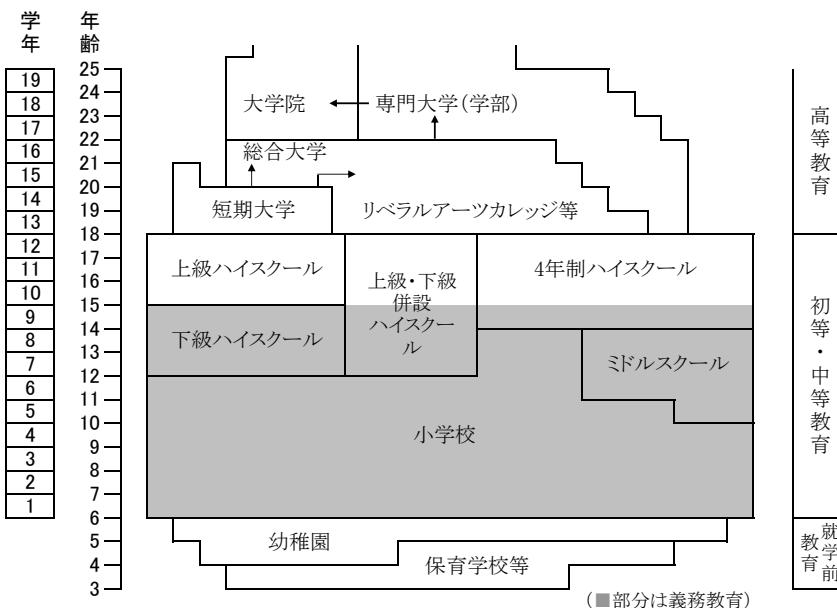
資料出所 文部科学省(2013.3)「平成25年版教育指標の国際比較」

(注) 1) ※印は専攻科を示す。

2) 高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

第8-2-2表 アメリカの学校系統図

Table 8-2-2: School system, USA



資料出所 文部科学省(2013.3)「平成25年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 幼稚園のほか保育学校等で行われ、通常3～5歳児を対象とする。

義務教育: 就学義務に関する規定は州により規定が異なる。就学義務開始年齢を7歳とする州が最も多いが、実際にはほとんどの州で6歳からの就学が認められており、6歳児の大半が就学している。義務教育年限は9～12年であるが、10年とする州が最も多い。

初等・中等教育: 合計12年であるが、その形態は6-3(2)-3(4)年制、8-4年制及び6-6年制の三つに大別される。このほか、5-3-4年制や4-4-4年制などが行われている。沿革的には、今世紀初めには8-4年制が殆どであったが、その後6-6年制、次いで6-3(2)-3(4)年制が増加し、最近はミドルスクールの増加にともない、5-3-4年制あるいは4-4-4年制が増えている。このほか、初等・中等双方の段階にまたがる学校もある。

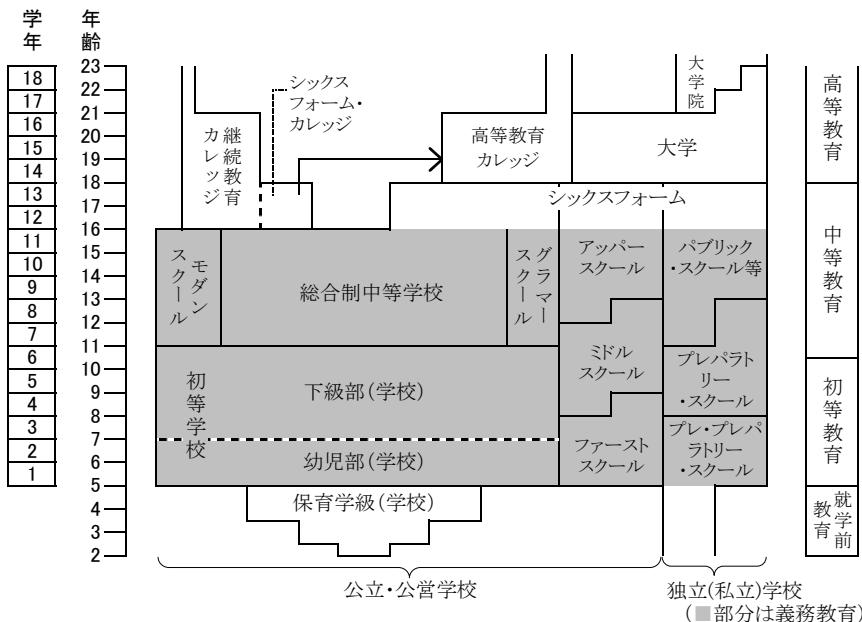
2009年について、公立初等学校の形態別の割合をみると、3年制又は4年制小学校6.7%、5年制小学校34.7%、6年制小学校15.4%、8年制小学校8.5%、ミドルスクール18.1%、初等・中等双方の段階にまたがる学校7.9%、その他8.8%であり、公立中等学校の形態別の割合をみると、下級ハイスクール(3年又は2年制)9.7%、上級ハイスクール(3年制)2.5%、4年制ハイスクール52.5%、上級・下級併設ハイスクール(通常6年)10.5%、初等・中等双方の段階にまたがる学校18.9%、その他6.0%となっている。なお、初等・中等双方の段階にまたがる学校は初等学校、中等学校それぞれに含め、比率を算出している。

高等教育: 総合大学、リベラルアーツカレッジ、専門大学(学部)(professional schools)及び短期大学の4種類に大別される。総合大学は、教養学部のほか職業専門教育を行う学部及び大学院により構成される。リベラルアーツカレッジは、主に学部レベルの教育を行う。専門大学(学部)は、医学・工学・法学などの職業専門教育を行うもので独立の大学として存在するものと、総合大学の一学部となっているものがある。

専門大学(学部)へ進学するためには、通常、総合大学又はリベラルアーツカレッジにおいて一般教育を受け(年限は専攻により異なる)、さらに試験・面接を受ける必要がある。短期大学には、従前からの短期大学(ジュニアカレッジ)のほか、コミュニティカレッジがある。州立の短期大学は主としてコミュニティカレッジである。

第8-2-3表 イギリスの学校系統図

Table 8-2-3: School system, UK



資料出所 文部科学省(2013.3)「平成25年版教育指標の国際比較」

就学前教育:保育学校及び初等学校付設の保育学級で行われる。

義務教育:5歳から16歳までの11年間。

初等教育:通常6年制の初等学校で行われる。初等学校は、5~7歳児を対象とする前期2年(幼稚部)と7~11歳児のための後期4年(下級部)とに区分される。両者は一つの学校として併設されているのが一般的であるが、一部には幼稚学校と下級学校として別々に設置しているところもある。また一部において、幼稚部(学校)・下級部(学校)に代えてファーストスクール(5~8歳, 5~9歳など)及びミドルスクール(8~12歳, 9~13歳など)が設けられている。

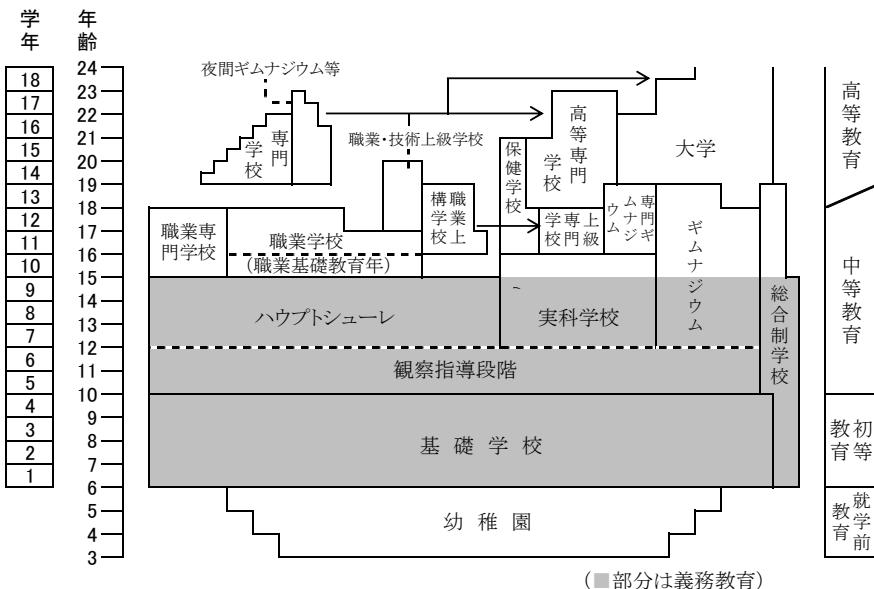
中等教育:通常11歳から始まる。原則として無選抜の総合制学校が一般的な中等学校の形態で、ほぼ90%の生徒がこの形態の学校に在学している。このほか、選抜制のグラマー・スクールやモダン・スクールに振り分ける地域も一部にある。義務教育後の中等教育の課程・機関としては、中等学校に設置されているシックスフォームと呼ばれる課程及び独立の学校として設置されているシックスフォーム・カレッジがある。ここでは、主として高等教育への進学準備教育が行われる。初等・中等学校は、経費負担などの観点から、地方教育当局が設置・維持する公立(営)学校及び公費補助を受けない独立学校の2つに大別される。独立学校には、いわゆるパブリック・スクール(11, 13~18歳)やプレパラトリー・スクール(8~11歳, 13歳)などが含まれる。

高等教育:大学及び高等教育カレッジがある。これらの機関には、第一学位(学士)取得課程(通常修業年限3年間)のほか、各種の専門資格取得のための短期の課程もある。1993年以前は、このほか、ポリテクニック(34校)があったが、すべて大学となった。また、継続教育カレッジ(後述)においても、高等教育レベルの高等課程が提供されている。

継続教育:義務教育後の多様な教育を指すもので、一般に継続教育カレッジと総称される各種の機関において行われる。青少年や成人に対し、全日制、昼・夜間のパートタイム制などにより、職業教育を中心とする多様な課程が提供されている。

第8-2-4表 ドイツの学校系統図

Table 8-2-4: School system, Germany



資料出所 文部科学省(2013.3)「平成25年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 幼稚園は満3歳からの子どもを受け入れる機関であり、保育所は2歳以下の子どもを受け入れている。

義務教育: 9年(一部の州は10年)間である。また、義務教育を終えた後に就職し、見習いとして職業訓練を受ける者は、通常3年間、週に1~2日職業学校に通うことが義務とされている(職業学校就学義務)。

初等教育: 基礎学校において4年間(一部の州は6年間)行われる。

中等教育: 生徒の能力・適性に応じて、ハauptシューレ(卒業後に就職して職業訓練を受ける者が主として進む。5年制)、実科学校(卒業後に職業教育学校に進む者や中級の職につく者が主として進む。6年制)、ギムナジウム(大学進学希望者が主として進む。8年制又は9年制)が設けられている。総合制学校は、若干の州を除き、学校数・生徒数とも少ない。

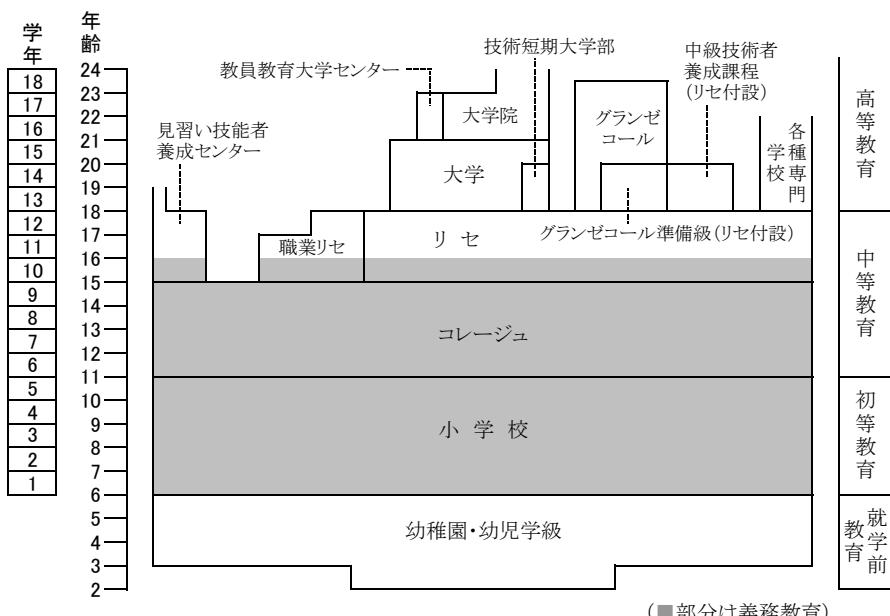
後期中等段階において、上記の職業学校(週に1~2日の定時制。通常3年)のほか、職業基礎教育年(全日1年制)、職業専門学校(全日1~2年制)、職業上級学校(職業訓練修了者、職業訓練中の者などを対象とし、修了すると実科学校修了証を授与。全日制は少なくとも1年、定時制は通常3年)、上級専門学校(実科学校修了を入学要件とし、修了者に高等専門学校入学資格を授与。全日2年制)、専門ギムナジウム(実科学校修了を入学要件とし、修了者に大学入学資格を授与。全日3年制)など多様な職業教育学校が設けられている。また、専門学校は職業訓練を終えた者等を対象としており、修了すると上級の職業資格を得ることができる。夜間ギムナジウム、コレーカーは職業従事者等に大学入学資格を与えるための機関である。

なお、ドイツ統一後、旧東ドイツ地域各州は、旧西ドイツ地域の制度に合わせる方向で学校制度の再編を進め、多くの州は、ギムナジウムのほかに、ハauptシューレと実科学校を合わせた学校種(5年でハauptシューレ修了証、6年で実科学校修了証の取得が可能)を導入した。

高等教育: 大学(総合大学、教育大学、神学大学、芸術大学など)と高等専門学校がある。修了に当たって標準とされる修業年限は、通常は大学で4年半、高等専門学校で4年以下とされている。また近年、国際的に通用度の高い学士・修士の学位取得課程(修業年限はそれぞれ3年と2年)も大学や高等専門学校に設置されている。

第8-2-5表 フランスの学校系統図

Table 8-2-5: School system, France



資料出所 文部科学省(2013.3)「平成25年版教育指標の国際比較」

就学前教育:幼稚園又は小学校付設の幼稚学級・幼稚部で、2～5歳の幼児を対象として行われる。

義務教育:6歳から16歳までの10年間である。

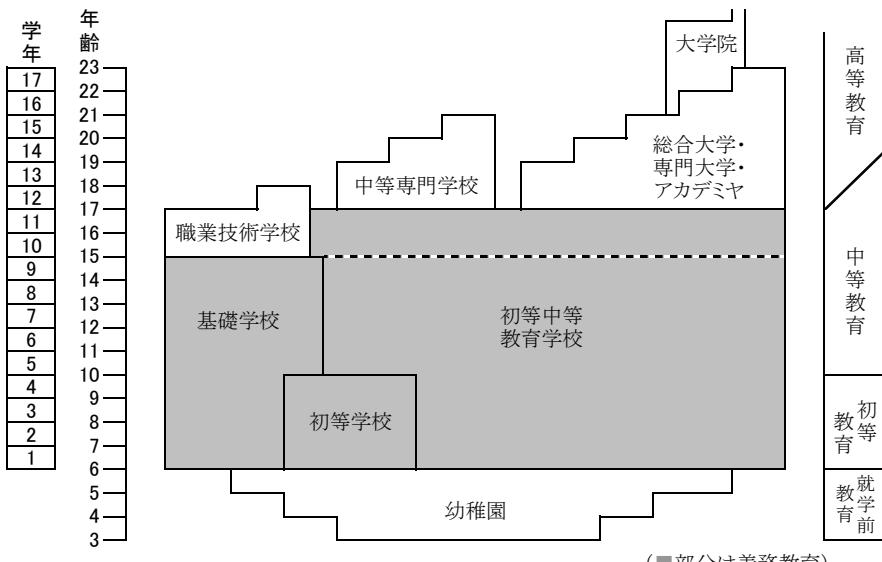
初等教育:小学校で5年間行われる。

中等教育:前期中等教育は、コレージュ(4年制)で行われる。このコレージュでの4年間の観察・進路指導の結果に基づいて、生徒は後期中等教育の諸学校・課程に振り分けられる(いわゆる高校入試はない)。後期中等教育は、リセ(3年制)及び職業リセ等で行われる。職業リセの修業年限は2～4年であったが、2009年度より2～3年に改められた。

高等教育:国立大学(学士課程3年、2年制の技術短期大学部等を付置している)、私立大学(学位授与権がない。年限も多様)、3～5年制の各種のグランゼコール(高等専門大学校)、リセ付設のグランゼコール準備級及び中級技術者養成課程(いずれも標準2年)等で行われる。これらの高等教育機関に入学するためには、原則として「バカロレア」(中等教育修了と高等教育入学資格を併せて認定する国家資格)取得試験に合格し、同資格を取得しなければならない。グランゼコールへの入学にあたっては、バカロレアを取得後、通常はグランゼコール準備級を経て各学校の入学者選抜試験に合格しなければならない(バカロレア取得後に、準備級を経ずに直接入学できる学校も一部にある)。なお、教員養成機関として教員教育大学センター(大学付設)がある。

第8-2-6表 ロシアの学校系統図

Table 8-2-6: School system, Russian Federation



資料出所 文部科学省(2013.3)「平成25年版教育指標の国際比較」

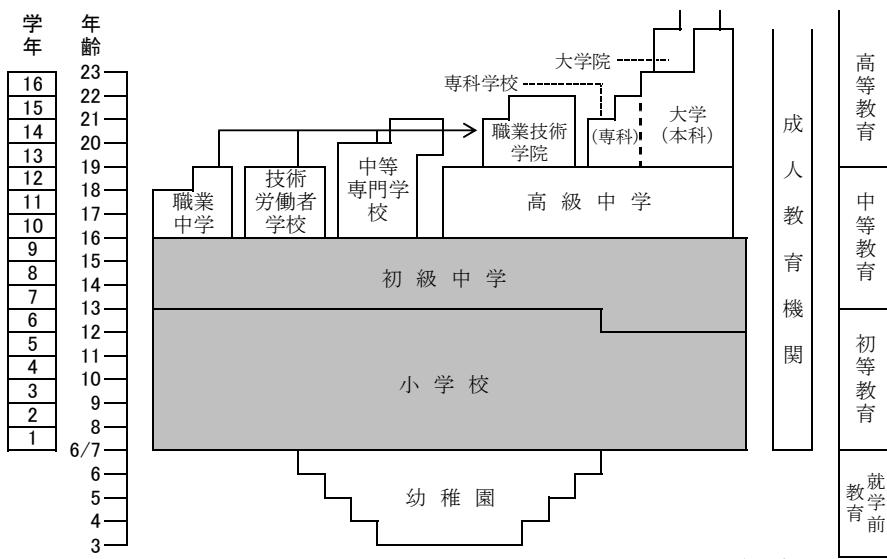
就学前教育:生後2か月～7歳までの乳幼児を対象として幼稚園で行われる。但し、育児休暇制度等により、1歳半までは家庭で保育される場合が多い。

義務教育:「ロシア連邦教育法」は、普通教育を履修することを義務と定めている。同法は、義務教育の開始年齢及び修業年限については明示していないが、実態は6歳から17歳までの11年間である。

初等・中等教育:いずれの学校に入学しても、第9学年までは共通の普通教育を受ける。第9学年修了後のコースは、主として初等中等教育学校第10・11学年と職業技術学校があり、生徒は能力・適性に応じて選択する。職業技術学校には基礎普通教育(第1～9学年)を踏まえた課程と後期中等普通教育(第1～11学年)を踏まえた課程があり、専門分野によって修業年限が異なる。中等専門学校(カレッジ含む)は、初等中等教育第11学年修了を入学資格とし、卒業後に高等教育機関の第2・3学年へ編入できる。

高等教育:総合大学、専門大学及びアカデミヤがあり、修業年限は2～6年である(課程により2～3年、4年～、5年～の3タイプがある)。総合大学や規模の大きい専門大学並びに研究所には大学院(アスピラントゥーラ:博士候補養成課程=3年制、及びドクトラントゥーラ:博士号取得課程=アスピラントゥーラ修了後3年以内)が設けられている。

第8-2-7表 中国の学校系統図
Table 8-2-7: School system, China



資料出所 文部科学省(2013.3)「平成25年版教育指標の国際比較」

就学前教育: 幼稚園(幼稚園)又は小学校付設の幼稚園学級で、通常3～6歳の幼児を対象として行われる。

義務教育: 9年制義務教育を定めた義務教育法が1986年に成立し、施行された。実施に当たっては、各地方の経済的文化的条件を考慮し地域別の段階的実施という方針がとられている。2010年までに全国の100%の地域で9年制義務教育が実施されている。

初等教育: 小学校(小学)は、6年制である。義務教育法には入学年齢は6歳と規定されており、従来の7歳から6歳へ移行中であるが、一部の都市で6歳又は6歳半入学が実施されているのみで、7歳入学の地域がまだ多い。6歳入学の場合、各学校段階の在学年齢は7歳入学の場合よりも1歳ずつ下がる。現在農村部を中心にかなりの地域では5年制となっているが、これらの地域では今後、6年制に延長する方針が示されている。

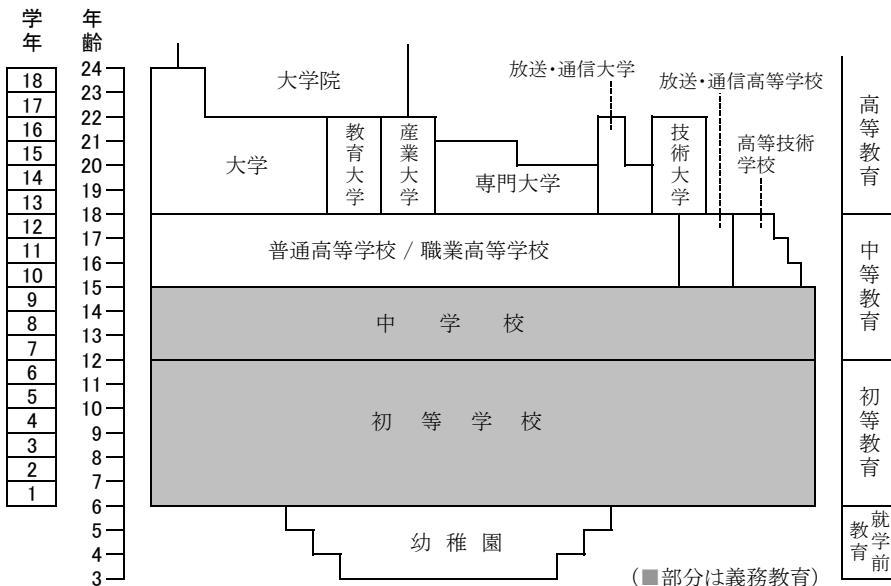
中等教育: 初級中学(3～4年)卒業後の後期中等教育機関としては、普通教育を行う高級中学(3年)と職業教育を行う中等専門学校(中等專業学校、一般に4年)、技術労働者学校(技工学校、一般に3年)、職業中学(2～3年)などがある。なお、職業中学は、前期中等段階(3年)と後期中等段階(2～3年)に分かれており、一方の段階の課程しか持たない学校が存在する。図中では前期中等段階の規模が非常に小さいため記述していない。

高等教育: 大学(大学・学院)には、学部レベル(4～5年)の本科と短期(2～3年)の専科があり、専科のみの学校を専科学校と呼ぶ。また、近年専科レベルの職業教育を行う職業技術学院(従来の短期職業大学を含む)が設置されるようになった。大学院レベルの学生(研究生)を養成する課程・機関(研究生院)が、大学及び中国科学院、中国社会科学院などの研究所に設けられている。

成人教育: 上述の全日制教育機関のほかに、労働者や農民などの成人を対象とするさまざまな形態の成人教育機関(業余学校、夜間・通信大学、ラジオ・テレビ大学等)が開設され、識字訓練から大学レベルの専門教育まで幅広い教育・訓練が行われている。

第8-2-8表 韓国の学校系統図

Table 8-2-8: School system, Republic of Korea



資料出所 文部科学省(2013.3)「平成25年版教育指標の国際比較」

就学前教育:3～5歳児を対象として幼稚園で実施されている。

義務教育: 6～15歳の9年間。

初等教育: 6歳入学で6年間, 初等学校で行われる。

中等教育: 前期中等教育は, 3年間, 中学校で行われる。後期中等教育は, 3年間, 普通高等学校と職業高等学校で行われる。普通高等学校は, 普通教育を中心とする教育課程を提供するもので, 各分野の英才を対象とした高等学校(芸術高等学校, 体育高等学校, 科学高等学校, 外国語高等学校)も含まれる。職業高等学校は, 職業教育を提供するもので, 農業高等学校, 工業高等学校, 商業高等学校, 水産・海洋高等学校などがある。

高等教育: 4年制大学(医学部など一部専攻は6年), 4年制教育大学(初等教育担当教員の養成), 及び2年制あるいは3年制の専門大学で行われる。大学院には, 大学, 教育大学及び成人教育機関である産業大学の卒業者を対象に, 2～2.5年の修士課程と3年の博士課程が置かれている。

成人教育: 成人や在職者のための継続・成人教育機関として, 放送・通信大学, 産業大学, 技術大学(夜間大学), 高等技術学校, 放送・通信高等学校が設けられている。

8 教育・職業能力開発

第8-3表 仕事に関連した非公式教育訓練¹⁾の受講率

Table 8-3: Participation rates in non-formal job-related education and training

	(調査年/Year)		受講率 Participation rates			(%)
			計 Total	男 Male	女 Female	
アメリカ	USA	(2005)	33.3	30.4	36.0	
カナダ	CAN	(2008)	30.6	31.2	30.1	
イギリス	GBR	(2006)	30.6	31.4	29.9	
ドイツ	DEU	(2007)	38.0	42.4	33.4	
フランス	FRA	(2006)	29.0	—	—	
イタリア	ITA	(2006)	14.3	15.9	12.8	
オランダ	NLD	(2008)	35.7	40.7	30.7	
ベルギー	BEL	(2008)	28.5	30.8	26.3	
デンマーク	DNK	(2008)	35.0	35.5	34.4	
スウェーデン	SWE	(2005)	61.0	62.1	60.0	
フィンランド	FIN	(2006)	43.8	39.3	48.4	
韓国	KOR	(2007)	10.5	14.6	6.5	
オーストラリア	AUS	(2007)	22.5	25.1	19.9	
ニュージーランド ²⁾	NZL	(2006)	25.9	27.0	25.2	

(参考)

日本 ³⁾	JPN	(正社員/regular employees) (2011)	39.2	42.0	33.0	
		(正社員以外 ⁴⁾ /non-regular)	18.6	18.7	19.0	

資料出所 日本:厚生労働省(2013.3)「平成24年度能力開発基本調査報告書」

その他:OECD(2011.9) *Education at a Glance 2011*

(注) 1) OFF-JTとOJTの数値(学校教育機関での教育等を除く)。日本を除く。

OECDの定義によると、「仕事に関連した非公式教育訓練」とは、現在あるいは将来の仕事、所得の拡大、キャリア機会の向上、昇進機会の向上等のための知識及び(あるいは)新たな技能の修得、所得の向上、キャリア機会の拡大、及び昇進機会の向上などを目的とするもので、正規の教育ではなくかつ、それに対応した公認の学位取得に結びつかない教育訓練を指す。非公式の教育訓練は、必ずしも教育訓練施設で行われるものに限らない。具体的には、仕事に関連した教育訓練コース、会議、セミナー、公的労働市場プログラムへの参加、遠隔地教育、OJT等。

2) 短時間のセミナー、講義、ワークショップ及び特別講演を除く。

3) 日本の数値は、2011年度におけるOFF-JT受講率。OFF-JTとは、業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいい、例えば、社内で実施(労働者を1か所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施(業界団体や民間の教育訓練機関など社外の機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)がこれに含まれる。

4) 常用労働者のうち、「嘱託」、「契約社員」、「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている人などをいう。なお、派遣労働者及び請負労働者は含まない。

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth

学校における職業教育・職業体験	
日本	<p>学校段階からのキャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省, 文部科学省, ハローワーク ・対象者及び適用要件 学生 ・具体的な内容 <ol style="list-style-type: none"> (1)キャリア探索プログラム: ハローワークが学校、産業界と連携し、企業人等を講師として学校に派遣し、職業や産業の実態等に関する学生の理解を促す。 (2)ジュニアインターンシップ: 主として高校生を対象に、在学中に生徒が就業体験を通じて、自らの適正と職業の関わりを深く考える契機とするインターンシップを実施。事前講習、就業体験実習、事後講習を合わせて4日程度。 (3)インターンシップ受入企業開拓事業: 企業側でのインターンシップに対する理解の一層の浸透を図り、大学生等の職業観、勤労観を高めることを目的として、経済団体(日本経団連)との連携の下、インターンシップを受け入れる企業を個別に開拓するとともに、開拓した企業における学生等の受入の支援、企業・大学等への情報提供を実施。 (4)キャリア教育実践プロジェクト: 地域の協力体制の下、中学校を中心とした5日間以上の職場体験「キャリア・スタート・ウイーク」を実施。 (5)専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン: 小・中学生、高校生、フリーター等を対象とする職業体験講座、講習会の実施。
アメリカ	<p>テックプレップ(Tech-Prep)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1990年代 ・管理運営主体 テックプレップ推進組織(Tech-Prep consortium) ・対象者及び適用要件 高校生。11学年(日本における高校2年生)から開始し、14学年(日本における大学2年生)まで。 ・具体的な内容 中等教育の最後の2年間と準学士資格を取得可能な高等教育機関における2年間の教育を結合させた4年一貫教育。当該4年間で、専門の職業教育科目と、数学、自然科学、コミュニケーション科目の双方の履修が義務付けられる。 <p>コーポラティブ教育(Cooperative Education)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 20世紀初頭 ・管理運営主体 各学校及び対象となる事業主 ・対象者及び適用要件 主に12年生(日本における高校3年生) ・具体的な内容 主に12年生(日本における高校3年生)を対象とした、有給の職業実習型の教育であり、学校での職業教育と並行して行われる。コーポラティブ教育の経験が単位となったり、学位授与の要件になったりする。 <p>※ このほか、「キャリア・アカデミー(Career Academy)」がある。</p>

8 教育・職業能力開発

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

学校における職業教育・職業体験	
イギリス	<p>仕事関連学習・就業体験など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 各学校 ・対象者及び適用要件 14～16歳の全ての学生 ・具体的な内容 イングランドの基幹段階4(第10, 11学年)の生徒のカリキュラムに組み込まれる。キャリア教育, 就業体験や学習支援などの様々な活動が行われている。2012年以降, 実施の有無や方法は任意。
ドイツ	<p>普通教育における職業指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 各学校 ・具体的な内容 職業活動体験は, ハウプトシューレ(基幹学校)では生徒の義務。レアールシューレ(実科学校), ギムナジウムでは希望者による任意。職業体験の分野は, レストラン, 郡役所, 旅行代理店, 運送会社, 動物保護施設など多岐にわたっている。 <p>※ ハウプトシューレ, レアールシューレ及びギムナジウムは, いずれもグルントシューレ(日本の小学校に相当)修了後に入学する中等教育期間</p> <p>フレッシュマン支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 2008年8月30日 ・管理運営主体 連邦労働社会省, 学校 ・対象者及び適用要件 若年者に新たに訓練ポストを提供する事業主 ・具体的な内容 普通教育課程から職業訓練への移行過程における若年者に対する個別支援の強化を目的として, 全国1,000校において, 卒業後の準備指導や職業適性判断, 職業オリエンテーリング, 職業訓練への移行などに関する学生支援を行う。 <p>各種職業学校</p> <p>上級学校非進学者の多数が, 職業学校(Berufsschulen): デュアルシステムの学校側における職業コース, 職業専門学校(Berufsfachschulen: BFS), 専門学校(Fachschulen: 貿易・技術学校)に進んでいる。</p>
フランス	<p>交互教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1989年 ・管理運営主体 学校と企業の産学連携 ・対象者及び適用要件 中・高等教育の学生 ・具体的な内容 若者の能力向上と就職促進のため, 学校での教育と職場での訓練を交互に行う。 <p>大学付設職業教育センター(IUP)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1991年 ・管理運営主体 大学 ・対象者及び適用要件 大学生 ・具体的な内容 企業の要求に即した人材育成のため, 工学, 商学, 一般行政, 財務管理, 情報・コミュニケーションの5専攻が設置され, 全教育機関の1/3を企業実習にあてる。修了者には「高度技術者マスター」の免状が授与される。

養成訓練制度その他の訓練制度

日本	実務・教育連結型人材育成システム(日本版デュアルシステム)
	<ul style="list-style-type: none">・管理運営主体 厚生労働省, 文部科学省, (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構, 都道府県の職業能力開発施設, 専門学校等の民間の教育訓練機関, 認定訓練施設等が企業と連携・対象者 概ね35歳未満であり, 就職活動を続けているが安定的な就業につながらず, 日本版デュアルシステムを通じ, 就職に向けて職業訓練を受ける意欲のある者(学卒未就職者, 無業者, フリーター等)・具体的な内容 企業における実習訓練と教育訓練機関における座学(企業における実習訓練に関連した内容)を並行的に実施し, 修了時に能力評価を行う。委託訓練活用型と専門課程(職業能力開発大学校等)活用型がある。
	専門学校等における実践的教育の導入の促進
	<ul style="list-style-type: none">・管理運営主体 経済産業省, 学校, 産業界・対象者 高専, 工業高校等の学生・具体的な内容 中小企業のニーズに応じた実践的な技術教育プログラムの実施, 地域産業界との連携によるものづくり人材育成, 目指せスペシャリスト「スーパー専門学校」の拡大
	実践型人材養成システム(実習併用職業訓練)
	<ul style="list-style-type: none">・管理運営主体 厚生労働省, 各企業・対象者 新規学校卒業者が主たる対象(中途採用も含む15歳以上35歳未満)・具体的な内容 「教育訓練機関における企業のニーズに即した学習(OFF-JT)」と「企業自らにおける雇用関係の下での実習(OJT)」とを組み合わせて行う研修システム(厚生労働省が認定する6か月以上~2年以下の職業訓練)。
	新規学卒者を対象とした職業訓練
	<ul style="list-style-type: none">・管理運営主体 厚生労働省(高齢・障害・求職者雇用支援機構含む), 都道府県, 市町村・具体的な内容 (1)普通職業訓練・普通課程(都道府県, 市町村設置の職業能力開発校で実施) 中卒者又は高卒者等に対し, 基礎的な技能・知識を取得させるための長期間(1~2年)の課程 (2)高度職業訓練・専門課程(高齢・障害・求職者雇用支援機構, 都道府県設置の職業能力開発短期大学校, 職業能力開発大学校で実施) 高卒者等に対し, 将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間(2年間)の課程 (3)応用課程(高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発大学校等で実施) 専門課程修了者等を対象にした2年間の訓練
アメリカ	登録養成訓練制度(Registered Apprenticeship)
	<ul style="list-style-type: none">・開始年月 1937年・管理運営主体 事業主団体・労働組合団体の共同, 個々の事業主, 個々の事業主と事業主団体との共同など・対象者及び適用要件 16歳以上で各実習プログラムの必要条件を満たす者。但し, 危険な業務については18歳以上。・具体的な内容 実習プログラム(Apprenticeship program)の基準は連邦政府が定める。 政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には, 登録養成訓練制度修了者として, 公的にその知識と技術の水準が認証される。 参加者は一定の時間は各企業でOJTを受け, その他の時間は, 職種に関する教育を教育機関等で受講する。 プログラムの期間は平均すると3~4年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる。

8 教育・職業能力開発

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

養成訓練制度その他の訓練制度	
イギリス	<p>アプレンティシップ (Apprenticeship)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 2004年から新制度開始 管理運営主体 ビジネス・イノベーション・技能省および教育省 対象者及び適用要件 16歳以上 具体的な内容 <p>事業主の下で働きながら訓練を受け、資格取得や技術の習得などを目指す。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1)アプレンティシップ (Apprenticeship) 職務能力・技術的知識に関するQCFレベル2(非熟練に相当)の資格取得及び基礎技能等の習得 (2)上級アプレンティシップ (Advances Apprenticeship) 職務能力・技術的知識に関するQCFレベル3(技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当)の資格取得及び基礎技能等の習得及び就業に要する基礎技能等の習得 (3)高度アプレンティシップ (Higher Apprenticeship) 職務能力・技術的知識に関するQCFレベル4以上の資格取得 <p>Foundation Learning</p> <p>就職等の準備が整っていない14歳以上の者が対象。参加者にはQCFのエントリレベルまたはレベル1(非熟練の基礎技能に相当)等の取得を奨励。</p> <p>トレーニーシップ</p> <p>16～24歳を対象に、6週～6ヶ月間にわたり訓練プロバイダーによる就業準備訓練、就業体験、また必要に応じて英語・数学の学習や追加の訓練などを実施。</p>
ドイツ	<p>職業養成訓練生制度(養成訓練制度(Ausbildung))=「デュアルシステム」(Deualensystem)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 19世紀初頭 管理運営主体 企業及び職業学校(Berufsschulen) 対象者及び適用要件 <p>年齢制限はなく、基幹学校(ハウプトシューレ)を修了した者が多く参加するが、ギムナジウムから参加する者もいる。社会人や高等教育を終了した者も参加できる。義務教育(9～10年間)を修了していないとも、門戸は開かれている。</p> 具体的な内容 <p>若年者を主対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と、職業学校等の教育機関での学習とを同時に実行し、良質な若年技能労働者を養成する。事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び、職業訓練を施す。ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって主柱を担っている。</p> <p>職業訓練ボーナス制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 2008年8月30日 管理運営主体 連邦労働社会省 対象者及び適用要件 若年者に新たに訓練ポストを提供する事業主 <ol style="list-style-type: none"> (1)義務給付(事業主に職業訓練ボーナスの請求権が発生するもの) 2007年もしくはそれ以前に普通教育課程を修了または中退し、2007年もしくはそれ以前から雇用庁に登録して職業教育機会を探し続けていた者のうち、特別学校(聾啞学校など)修了証や基幹学校(ハウプトシューレ)修了証を有する者、または何ら修了証を有さない中退者で、(a)長期にわたって職業教育機会に恵まれない者、(b)学習能力が劣るか、社会的に不利な境遇にある若者——に対し、職業訓練法、手工業法及び会員法に定める職種において新たに職業教育機会を提供する事業主に支給。 (2)裁量給付(連邦雇用エージェンシー(BA)の裁量により給付が認められるもの) 2007年もしくはそれ以前に普通教育課程を修了し、(a)2007年もしくはそれ以前から連邦雇用エージェンシーに登録して職業訓練機会を探し続けていた実科学校(レアールシューレ)修了者、(b)2年以上職業訓練機会を探し続けていた後期中等課程修了者、(c)職業訓練を提供する事業主の倒産・廃業・閉鎖により職業訓練の中断を余儀なくされた訓練生で、本人に問題があつて訓練機会のあっせんが困難な者——に対し、職業訓練法に定める職種において新たに職業訓練機会を提供した事業主を対象として、連邦雇用エージェンシーの裁量により支給。 <p>※ 職業訓練ボーナスの支給は、(1)試用期間終了時点、(2)修了試験申込時点——の2回に分けて行われる。ボーナス給付額は、訓練生への報酬に応じて4000ユーロ、5000ユーロ、6000ユーロに区分される。この助成金の対象は、遅くとも2010年12月31日までに開始した訓練に限る。特例として、倒産等で失職した若年者の訓練については、2013年12月31日までに開始された訓練について、このボーナスが存続する(SGB III, § 421r)。</p>

養成訓練制度その他の訓練制度

フ ラ ン ス	養成訓練契約(Contrat d'apprentissage)
	<ul style="list-style-type: none">・開始年月 1986年法律改正・契約締結可能な雇用主 公的部門も含む全ての事業主。社会保険料雇用主負担の一部免除などの優遇措置あり。・対象者及び適用要件 義務教育を終了した16～25歳の若年者, 26歳以上の若年障害者等(2006年の法律改正で, 14歳以上16歳未満でも, 養成訓練を受けることが可能となった)・具体的な内容 CAP(職業適格証)に加えて, 高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため, 理論教育を年間400時間以上受講しつつ, 企業で賃金の支払いを受けながら, 実地訓練を行う。使用者は年齢及び養成訓練生となってからの年数に応じて, SMIC(最低賃金)の25～78%以上の賃金を支払う。
	熟練契約(Contrat de professionnalisation)
	<ul style="list-style-type: none">・開始年月 2004年10月・契約締結可能な雇用主 全ての企業(国, 地方自治体, 行政機関を除く)。国からの手当支給あり。・対象者及び適用年齢 16～25歳, 26歳以上の求職者, 積極的連帯所得手当(RSA:revenu de solidarité active)などの各種福祉手当の受給者・具体的な内容 期間の定めのない契約又は6か月から12か月, 最長24か月の有期限契約を締結。被雇用者となった者は, 就業しながら, 職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け, 社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。

8 教育・職業能力開発

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

情報提供をはじめとする就職支援

日
本
新規学卒者の就職支援

- ・管理運営主体 厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク

- ・対象者 新規学卒者及び卒業後3年以内の既卒者等

- ・具体的な内容

- (1) 学生と中小企業のマッチングを一層効果的に実施するため、大学等にジョブサポーターの相談窓口の設置又は出張相談の拡充を行う。また、管内に大学が所在するハローワークに「新卒応援ハローワーク」又は「新卒応援ハローワークプランチ」を設置。
- (2) 卒業までに就職が決まらなかった既卒者に対し「未就職卒業生への集中支援2013」に取り組み、卒業後もジョブサポーターによる個別支援を実施。
- (3) 一定の労務管理の体制が整備されており、若者のための求人を提出し、若者(35歳未満)の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する中小・中堅企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う「若者応援企業宣言」事業を実施。

若年者のためのワンストップサービスセンター(通称:ジョブカフェ)

- ・管理運営主体 各都道府県(内閣府、厚生労働省、経済産業省による支援及び産業界、教育界との連携の下で民間も活用:「若者自立・挑戦プラン」)

- ・対象者 若年者

- ・具体的な内容

各地域の特色を活かして就職セミナーや職場体験、カウンセリングや職業相談、職業紹介などさまざまなサービスを実施。また、保護者向けのセミナーも実施。現在、46の都道府県が設置。ハローワークを併設しているジョブカフェもある。

改正雇用対策法(2007年6月1日成立)の施行、周知(若年の雇用機会の確保に向けた法的整備)

- ・具体的な内容

若年の能力・経験の正当な評価による「雇用機会の確保等」を事業主の努力義務とするとともに(「青少年の雇用機会の確保等に関する事業主が適切に対処するための指針」)、従来は努力義務であった労働者の「募集採用に係る年齢制限の禁止」を義務化。

ジョブ・カード制度

- ・管理運営主体 厚生労働省、ハローワーク

- ・対象者 正社員経験が少ないフリーター、母子家庭の母などで正社員となることを目指している者

- ・具体的な内容

- (1) ジョブ・カードを活用した、きめ細かいキャリアコンサルティングを通じた意識啓発やキャリア形成上の課題の明確化を行う。

- (2) 企業実習と座学などを組み合わせた実践的な職業訓練(職業能力形成プログラム)を提供する。

- (3) 職業訓練での企業からの評価結果や職務経験をジョブ・カードとしてとりまとめ、就職活動やキャリアアップに活用する。

ア
メ
リ
カ
O'NET (Occupational Information Network/Online)

- ・開始年月 1998年10月

- ・管理運営主体 国立O'NET協会 (O'NET Consortium)

- ・具体的な内容 インターネット上で公表されている(<http://online.onetcenter.org>)職業に関する総合的なデータベース。求職者が自分の経験や能力を活かせる職業がどのようなものか検索することができる。

※ この他、就職困難な若者を対象とした「WIA若年プログラム (WIA Youth Formula-Funded Grant Program)」がある。第8-5表(p.249)を参照。

情報提供をはじめとする就職支援

イ ギ リ ス	全国キャリア・サービス
	<ul style="list-style-type: none">・2012年4月より、19歳以上を中心に全ての年齢層に対する情報提供やガイダンス窓口として設置された。面談によるアドバイスが提供されるのは19歳以上からで、19歳未満の者は電話・メールによる問い合わせのみ。なお、就学中の児童(13~18歳の)に対しては教育機関が、それ以外の層には地方自治体が同種のサービス提供の責任を担う。
コ ネ ク シ ョ ン ズ ・ サ ー ビ ス	コネクションズ・サービス
	<ul style="list-style-type: none">・開始年月…2001年4月・管理運営主体 従来は中央省庁が所管していたが、2008年より地方自治体に移管。学校や企業、NPO法人などの連携により運営。・対象者及び適用要件…13~19歳までのイングランド在住の全ての若者・具体的内容 パーソナル・アドバイザーが、学校において情報提供・ガイダンスを行うほか、義務教育終了後も若者に接觸し、支援を行う。早期からの総合的サポートシステムであり、教育、職業選択、差別、健康問題、住宅、ドラッグやアルコール、家族関係等若者のあらゆる問題に対して支援を行う。このほか、電話、電子メール等により若者からの相談も受け付けている。但し、地方自治体予算の削減によりサービスを廃止する自治体が増加している。
ド イ ツ	仕事に関する博物館
	<p>バーデン＝ヴュルテンベルク州のマンハイムには、州立の「技術と労働の博物館」がある。同館では、織維技術機械工業の発達、自動車製造、科学と電気技術、エネルギー、鉄道と道路、技術と医学の7領域の技術史をコンセプトに、働く人々の生活と技術を体験・検分できるよう展示が工夫されている。</p> <p>バイエルン州ミュンヘンにある「ドイツ博物館」は、農業、鉱業、航空工学から、鉄道、機械、宇宙に至るまで、ドイツの科学技術を若い世代に引継ぎ、学ばせるための博物館である。</p> <p>これらの施設では、若年者を含め、人々が職業に対する具体的なイメージを持つことができるよう工夫がなされている。</p>
フ ラ ン ス	職業情報センター(BIZ)
	<p>各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている。</p>
シ ゴ ド 館 (Cité des métiers)	しごと館(Cité des métiers)
	<p>職業選択の参考となる情報、(職業)訓練の検索、職業生活の転換(転職)・求職に関する情報、体験機会の提供等の機能を有し、常時、予約なしで個別相談を受けられ、無料の就職フォーラム等に参加することができる。</p>
地 域 ミ ッ シ ョ ン セ ン タ ー	地域ミッションセンター及び受入・情報・指導常設センター(PAIO)
	<ul style="list-style-type: none">・開始年月…1989年・管理運営主体…国、地方公共団体・対象者及び適用要件…16~25歳の若年者・具体的な内容 社会的生活・職業訓練への参入に向けて個別指導を行うため、専門のカウンセラーを配置し、適職発見支援、求人情報の提供、求人企業との個別面接の機会提供、求職活動指導等さまざまな支援を行う。
	<p>※ この他、「国立教育・職業情報機構(ONISEP)」、「青少年情報・資料センター(CIDJ)」、「青年情報センター(CIJ)」、「進路情報・指導センター(CIO)」及び「職業訓練推進・資料・情報センター(CARIF)」がさまざまな情報提供を行っている。</p>

資料出所 日本:厚生労働省、文部科学省、経済産業省、内閣府ウェブサイト、労働政策研究・研修機構(2009.7)「欧米諸国における公共職業訓練制度と実態—仏・独・英・米4カ国比較調査ー」、厚生労働省(2011.3)「2009~2010年海外情勢報告」、各国労働省ウェブサイト等

8 教育・職業能力開発

第8-5表 困難な状況にある者に対する施策

Table 8-5: Measures to tackle the employment challenges

日本	若者等の就労促進
本	<ul style="list-style-type: none">・管理運営主体:厚生労働省, 都道府県労働局, ハローワーク・対象者:フリーター, 無業者等・主な施策 [フリーター等の正規雇用化の推進] (1) ハローワークにおけるフリーター等の支援 個別支援など専門的の支援を中核として、トライアル雇用の活用や職業訓練の活用促進等により、就職氷河期世代も含めたフリーター等の就職支援を一層強化する「若者ステップアッププログラム」を推進する。特に、大都市部には、その効果的な実施のための拠点を設置する。 通常の職業相談・職業紹介、求人開拓等に加え、担当者制によるきめ細かな個別支援、予約制による職業相談・職業紹介、模擬面接、履歴書・職務経歴書の作成指導、継続的な求人情報の提供、来所が途絶えた際の来所勧奨等を実施。 (2) ジョブカフェにおけるきめ細かな就職支援の実施 若年者のためのワンストップサービスセンター(通称:ジョブカフェ)で、各地域の特色を活かして就職セミナーや職場体験、カウンセリングや職業相談、職業紹介などさまざまなサービスを実施。また、保護者向けのセミナーも実施。現在、46の都道府県が設置。ハローワークを併設しているジョブカフェもある。 (3) トライアル雇用制度の活用による就職支援 ハローワークの紹介により、企業における3か月の試行雇用を行う「トライアル雇用」(1人最大4万円、最長3か月)の活用により、常用雇用への移行を促進する。 [ニート等の若者の職業的自立支援の強化] 「地域若者サポートステーション事業」の設置拠点を拡充(110か所→116か所)するとともに、アットリーチ(訪問支援)による支援窓口への誘導体制を整備し、ニート等の若者の職業的自立支援を強化する。
	新卒者の就職支援
	<ul style="list-style-type: none">・管理運営主体:厚生労働省、文部科学省、経済産業省(1) 新卒応援ハローワークのジョブサポーターと大学のキャリアカウンセラーの連携を一層密にする等、学校の協力により、未内定の学生・生徒の情報を学校と新卒応援ハローワーク等で共有し、ジョブサポーターが電話等により新卒応援ハローワーク等への利用を呼びかけるなどにより、未内定の学生・生徒に対し、一貫した就職支援を行う。(2) 未内定の学生・生徒のために、中堅・中小企業を中心とした就職面接会を開催。また、若年者のためのワンストップセンター(ジョブカフェ)において、未内定者等向けにカウンセリング等を実施するとともに、就職面接会等を開催。(3) 卒業予定の大学等の学生及び既卒3年以内の未就業者を対象に、書類選考等なしで、面談が設定されるマッチングサービスを実施。また、ホームページ上で、直接応募を受け付けている企業についても掲載。(4) 大学等のニーズに応じ、未内定の学生の多い大学に対して、ジョブサポーターによる出張相談・セミナーを重点的に行うなど、大学等と連携した支援を実施。(5) 学校と連携し、未内定の学生・生徒をもつ保護者に就職の現状に対する理解を求めるとともに、学生・生徒に対して新卒応援ハローワークや最寄りのハローワークでの就職支援について、啓発文書の送付により周知し、支援を受けることを勧めもらう。(6) 主要な民間就職情報サイトに対し、ジョブサポーターや新卒応援ハローワーク等の周知のためのバナー掲載について協力を要請し、協力を得て、未内定の学生への周知を徹底する。(7) 全国の中でも、特に大学が集積している東京都で、東京新卒応援ハローワークを拡充するとともに、新たに支援拠点を増設し、ラストスパートを支援する。

アメリカ	<p>ジョブ・コア(Job Corps; 宿泊型若年者集団教育訓練)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月…1964年 管理運営主体 連邦労働省のジョブ・コアの本部(National Job Corps Office), 6か所の地区管轄支部(region office)及び全米122か所のジョブ・コアセンター 対象者及び適用要件…16~24歳までの経済的に不利な立場にある青少年 具体的な内容 参加者は、原則として寮に宿泊し、社会生活を営む上で基本的なしつけから、読み書き、算数などの基礎的な学習及び職業訓練を受ける。 参加費は基本的に無料。さらに、毎月小遣いが支給される。 参加期間は、原則として最長2年間。 研修中に高校卒業あるいはGED(高校卒業者と同様の素養を身につけていることの証明書)の資格を取得可能。 <p>WIA若年プログラム(WIA Youth Formula-Funded Grant Program)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月…1998年 管理運営主体…連邦労働省が資金提供し、各州政府が実施 対象者及び適用要件…14~21歳の就職困難者 具体的な内容 公共職業安定所であるワンストップ(キャリア)センター(One-Stop Career Center)と提携した地方公共団体で実施される、14~21歳の就職困難者のニーズに沿った各種の就職や進学のための支援に対して給付金を提供するプログラム
イギリス	<p>(長期失業者・就労困難者等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ワーク・プログラム 開始年月…2011年6月 管理運営主体…ジョブセンタープラス 対象者及び適用要件 25歳以上で失業期間が12か月超、または18~24歳の若年者で9か月以上失業状態にあり、求職者給付を受給している者。非常に不利な条件から早期の参加が必要な者(大きな困難を抱える若者、ニート、犯罪歴のある者)、就労不能給付から最近移行した者については3か月。また、健康上の問題を抱え、就労にはリハビリ等を要する者。 具体的な内容 対象者の就職及び就職後の定着支援を民間に委託、支援内容は委託先事業者に一任、実績に応じて委託費を支払う。2013年6月までに参加した131万人のうち、継続的な仕事(6か月、困難を抱える若者は3か月)に就いた参加者は14万9000人(11%)。 ワーク・プログラムにより職を得られなかった失業者は、ジョブセンタープラスで再び集中的に支援。 <p>(若年失業者・ニート)</p> <ul style="list-style-type: none"> ユース・コントラクト 若者失業者やニート等の就業支援を目的に、2011年に導入された政策パッケージ。ワーク・プログラムに参加する18~24歳層の6か月以上雇用に対する賃金助成や、就業体験、アブレンティスシップの拡充等を通じて、2015年までに約50万人を支援予定。 <p>(障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ワーク・チャレンジ 任意参加のプログラムで、仕事探しの支援や就職・仕事の継続に関する支援のほか、参加者の必要に応じて職業訓練等も実施。 成人向け宿泊型訓練 18歳以上の失業者に対して、居住地域で適切な職業訓練コースが利用できない場合に提供される。全国9か所のプロバイダーが資格取得に向けた訓練などを実施。 アクセス・トゥ・ワーク 就業に必要な装備や交通手段などの費用を補助。 このほか、ジョブセンターに障害者雇用アドバイザーを設置、求職や職業訓練を支援。

8 教育・職業能力開発

第8-5表 困難な状況にある者に対する施策（続き）

Table 8-5: Measures to tackle the employment challenges (cont.)

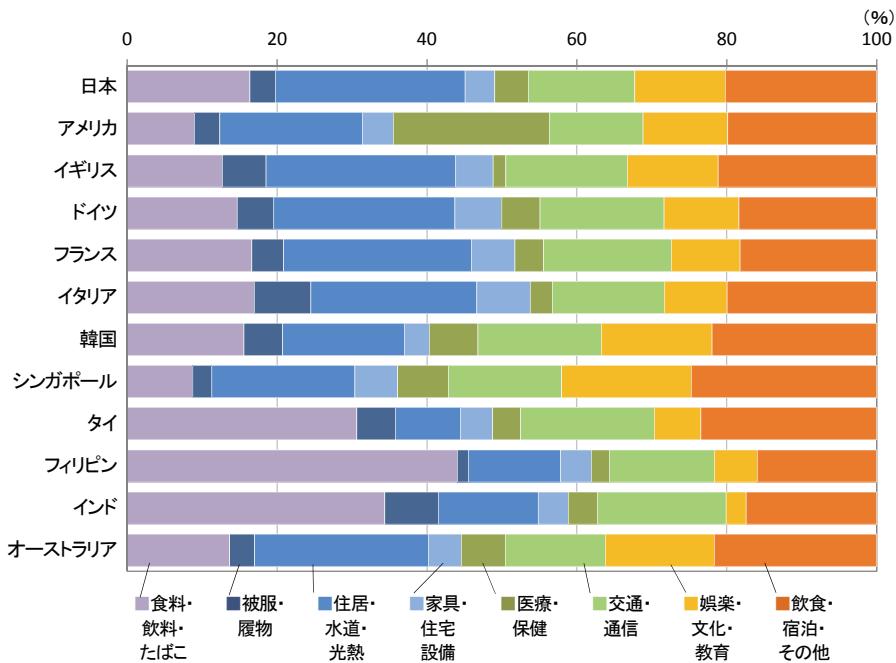
ドイツ	<p>初期職業資格付与 (Einstiegsqualifizierung: EQ) 企業において若年者が就業前に作業経験を得ることを目的とするプログラム。プログラム実施企業は、訓練に参加する若者と契約を交わし、就業体験を修了すると参加者は管轄団体から証明書を交付される。使用者が支払う手当に充当する助成を連邦雇用エージェンシーが行う。 職業紹介の見通しが限定される若年の養成訓練志願者や必要条件とされる養成訓練成熟度に十分に達していない若年者が主な対象で、年齢制限はない。被訓練者の平均年齢は19.41歳で移民を背景に持つ者が全体の3割を占める。</p>
	<p>特別な支援を要する対象グループ向け職業資格認定プログラム (BQF) 不利な境遇にある若年者及び移民の教育訓練状況を改善するために導入されたプログラム。 2006年末で第1フェーズが終了したが、引き続きBIBB(連邦職業訓練研究機構)職業訓練における不利な境遇の若者支援のための優良規範センター(GPC)においてフォローアップされている。</p>
労働機会提供(1ユーロジョブ)	<p>各種給付を受領しつつ、就職しない者を早期に労働市場に参加させるために導入された制度。労働習慣がなくなってしまった長期失業者に対して、僅少ながら手当を与えて就労経験をさせ、失業状態から脱却させることが目的。主に市町村での福祉の作業などに従事。なお、失業給付を受給する25歳以下の若年失業者がこれを拒否すると、最悪の場合、失業給付の全額の支給が停止される。これまで年間10億ユーロの予算が投入されてきたが、早期再就職という本来の政策目的と異なり、いつまでも1ユーロジョブにとどまり正規労働への移行が進まないと批判があった。そのため、1ユーロジョブの対象となる失業者への措置として、今まででは利用制限はなかったが、2012年により、5年間で24か月間までの利用制限が課されることとなった。また、1ユーロジョブ対象者を提供する福祉団体等には、今まででは措置費用として対象者一人当たり最大500ユーロが一括金として支給されていたが、150ユーロに削減される。</p>
フランス	<p>雇用同伴契約 (Contrat d'accompagnement dans l'emploi, CAE) ※雇用支援(諸)契約 (Les contrats d'aide à l'emploi)とは異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月…2005年5月1日 管理運営主体…雇用局 (Pôle emploi) 対象者及び適用要件…長期的な失業で就職が困難な者 具体的な内容 長期失業者等の社会参入の難しい者を一時的に公共部門(地方自治体の組織、公的サービス提供法人等非営利団体)で雇用することを通じて社会の参加を支援。雇用主が国と結ぶ契約には、職業訓練を行うことを入れることが強く推奨されている。
熟練契約 (Contrat de professionnalisation)	<ul style="list-style-type: none"> 開始年月…2004年10月 契約締結可能な雇用主…全ての企業(国、地方自治体、行政機関を除く)。国からの手当支給あり。 対象者及び適用年齢…16～25歳、26歳以上の求職者、生活保護制度RSA(revenu de solidarité active)などの各種福祉手当の受給者 具体的な内容 期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被用者となった者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。
社会生活参入契約 (CIVIS)	<ul style="list-style-type: none"> 開始年月…2005年4月 管理運営主体…国が管理を行うが、具体的には支援機関である地域ミッションセンター、受け入れ・情報・指導常設センターが運営を行う。 対象者及び適用年齢…16～25歳で低水準の資格・学業修了証(「バカロア+2年、すなわち一般教養課程修了」の学位以下のもの)しか持たない若年者 具体的な内容 対象となる若年者と国との間で契約を交わし、就職計画の実現に向けた行動の内容を規定し、個人指導も含めた就業支援を行う。

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト、労働政策研究・研修機構(2009.7)「欧米諸国における公共職業訓練制度と実態―仏・独・英・米4カ国比較調査―」、イギリス:Gov.ukウェブサイト

9. 勤労者生活・福祉

Worklife and Welfare

9-1 家計消費支出の構成 (2011年)



▶ グラフの具体的な数値及び資料出所については、「第9-2-2表 国内家計最終消費支出の構成比」(p.256)を参照。

(注) インドは2010年。

家計消費支出は、国内総支出の6割近くを占めているため、その国の国民生活や産業活動の実態を把握するための参考となる指標である。特に消費支出に占める食料費の割合は、一般に所得レベルが高いほど低い値となることが知られており、実際、国内総生産(支出)額(USドル換算値)が高い国ほど低い割合になっていることがわかる。

日本の消費支出に占める食料費の割合は、1970年代は30%ほどであったが、2011年には16.4%に低下した。これは、所得水準の向上や余暇時間の増大、消費の多様化等によって、住居関係費や教養・娯楽費等の割合が高くなっているためである。この傾向は、いずれの先進諸国でも強く現れている。

先進諸国は、「食料・飲料・たばこ」の占める割合が、10~20%前後と低いが、フィリピン(44.1%)、インド(34.4%)、タイ(30.6%)等の国では高い。これに対して、先進諸国は「住居・水道・光熱」費の占める割合が高くなっている。

第9-1表 家計・対家計民間非営利団体(NPISH)の受取と支払の構成(2011年)
Table 9-1: Composition of households and NPISH*, resources side/uses side, 2011

		(%)							
		受取側 計 Resour- ces side	雇用者 報酬 ^{a)}	営業 余剰 ^{b)}	混合 所得 ^{c)}	財産 所得 ^{d)}	社会負 担及び 社会保 障 ^{e)}	その他の 経常 移転 ^{f)}	年金基 金年金 準備金 の変動 ^{g)}
日本	JPN	100.0	57.1	9.4	3.9	5.8	19.0	5.2	-0.4
アメリカ	USA	100.0	53.5	8.1	10.3	13.1	14.6	0.3	—
カナダ ¹⁾	CAN	100.0	63.8	5.0	6.8	10.1	13.9	0.4	—
イギリス	GBR	100.0	53.5	6.6	5.6	8.2	19.4	4.3	2.4
ドイツ	DEU	100.0	49.8	4.3	8.6	15.7	17.8	2.7	1.1
フランス	FRA	100.0	52.5	7.9	5.9	7.8	20.9	5.0	—
イタリア	ITA	100.0	42.0	7.7	13.8	12.7	21.3	2.3	0.2
オランダ	NLD	100.0	53.8	-0.3	10.8	8.1	19.5	4.9	3.2
ベルギー	BEL	100.0	54.3	6.3	6.4	9.0	20.1	3.0	0.8
デンマーク ²⁾	DNK	100.0	57.2	8.3	—	6.5	22.5	2.2	3.3
スウェーデン	SWE	100.0	59.0	3.3	3.7	6.6	18.7	4.6	4.1
ロシア	RUS	100.0	69.2	0.0	10.5	4.9	13.7	1.5	0.1
韓国 ²⁾	KOR	100.0	55.9	14.9	—	10.7	9.5	8.9	0.1
オーストラリア ¹⁾	AUS	100.0	56.1	8.4	9.3	11.5	9.7	5.1	—
メキシコ	MEX	100.0	33.6	6.6	24.6	22.7	3.5	6.9	2.0
		支払側 計 Uses side	最終消 費支出 ^{h)}	財産 所得 ^{d)}	社会 負担及 び社会 保障 ^{e)}	所得・富 等に課さ れる経常 税 ⁱ⁾	その他の 経常 移転 ^{f)}	貯蓄 (総) ^{j)}	年金基 金年金 準備金 の変動 ^{g)}
日本	JPN	100.0	66.2	0.6	16.5	5.8	4.4	6.6	—
アメリカ	USA	100.0	69.3	5.9	5.9	9.1	1.2	8.6	—
カナダ ¹⁾	CAN	100.0	70.6	1.5	5.6	13.5	1.3	7.6	—
イギリス	GBR	100.0	64.8	0.4	15.3	12.3	2.5	4.6	—
ドイツ	DEU	100.0	56.3	1.9	19.7	8.5	2.5	11.1	—
フランス	FRA	100.0	56.4	1.3	20.7	8.5	2.5	10.4	—
イタリア	ITA	100.0	60.4	0.9	15.8	11.8	2.9	8.2	0.04
オランダ	NLD	100.0	48.5	3.6	26.7	9.9	5.0	6.4	—
ベルギー	BEL	100.0	54.0	1.1	20.9	13.3	1.8	8.8	—
デンマーク	DNK	100.0	50.7	4.8	9.8	28.1	2.3	4.2	—
スウェーデン	SWE	100.0	53.8	2.7	15.3	17.1	3.0	8.1	—
ロシア	RUS	100.0	69.3	0.7	11.3	5.5	1.6	11.7	—
韓国	KOR	100.0	65.5	4.7	12.7	5.5	5.9	5.7	—
オーストラリア ¹⁾	AUS	100.0	63.9	7.6	0.7	12.4	2.7	12.7	—
メキシコ	MEX	100.0	78.7	2.0	4.9	3.9	1.7	8.8	—

* Non-profit institutions saving households

a) Compensation of employees; b) Operating surplus, gross; c) Mixed income, gross; d) Property income; e) Social contributions and social benefits, other than social transfers in kind; f) Other current transfers; g) Adjustment for the change in net equity of households on pension funds reserves; h) Final consumption expenditure; i) Current taxes on income, wealth, etc.; j) Saving, gross.

資料出所 OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) “National Accounts Statistics”2014年1月現在
日本: 内閣府(2013.12)「平成24年度国民経済計算確報」

(注) 各項目の数値は、受取計又は支払計に対する割合。

1) 2010年の数値。

2) (受取側) 営業余剰は混合所得を含む。

第9-2-1表 国民一人当たり目的別国内家計最終消費支出（2011年）

Table 9-2-1: Final consumption expenditure of domestic households per capita by purpose, 2011

		(実額/at current prices)			
		家計最終消費支出 Final consumption expenditure	食料・飲料・ たばこ ^{a)}	被服・履物 ^{b)}	住居・水道・ 光熱 ^{c)}
日本(千円)	JPN	2,172	356	74	550
アメリカ(ドル)	USA	33,253	2,989	1,124	6,320
カナダ ¹⁾ (カナダドル)	CAN	26,368	3,495	1,171	6,321
イギリス(ポンド)	GBR	15,180	1,929	884	3,841
ドイツ(ユーロ)	DEU	17,137	2,518	834	4,141
フランス(ユーロ)	FRA	17,636	2,932	751	4,416
イタリア(ユーロ)	ITA	16,069	2,732	1,206	3,559
オランダ(ユーロ)	NED	16,081	2,384	866	3,820
ベルギー(ユーロ)	BEL	17,054	2,879	852	4,061
デンマーク(DKKクローネ)	DEN	154,095	23,002	7,141	44,825
スウェーデン(SEKクローナ)	SWE	173,108	27,070	8,356	46,308
ロシア(ルーブル)	RUS	185,074	72,270	16,996	19,092
香港(香港ドル)	HKG	181,639	28,336	30,485	29,750
韓国(千ウォン)	KOR	12,910	2,013	663	2,100
シンガポール(SGPドル)	SGP	24,966	2,185	637	4,764
マレーシア(リンギ)	MYS	15,559	3,502	441	2,381
タイ(バーツ)	THA	96,286	29,506	4,945	8,388
フィリピン(ペソ)	PHL	75,038	33,088	1,061	9,251
インド ²⁾ (ルピー)	IND	36,162	12,427	2,590	4,818
オーストラリア ³⁾ (AUドル)	AUS	35,142	4,804	1,167	8,158
ニュージーランド ³⁾ (NZドル)	NZL	27,255	5,525	1,275	6,384
メキシコ(ペソ)	MEX	78,150	21,019	1,874	12,300

		家具・ 住宅設備 ^{d)}	医療・保健 ^{e)}	交通・通信 ^{f)}	娯楽・文化・ 教育 ^{g)}	飲食・宿泊・ その他 ^{h)}
日本(千円)	JPN	86	98	307	263	438
アメリカ(ドル)	USA	1,380	6,922	4,154	3,755	6,610
カナダ ¹⁾ (カナダドル)	CAN	1,648	1,269	4,316	2,974	5,174
イギリス(ポンド)	GBR	756	256	2,464	1,838	3,211
ドイツ(ユーロ)	DEU	1,073	875	2,835	1,713	3,149
フランス(ユーロ)	FRA	1,023	675	3,008	1,615	3,215
イタリア(ユーロ)	ITA	1,144	475	2,409	1,335	3,209
オランダ(ユーロ)	NED	961	445	2,706	1,706	3,194
ベルギー(ユーロ)	BEL	970	953	2,466	1,629	3,245
デンマーク(DKKクローネ)	DEN	7,719	4,280	21,523	18,122	27,483
スウェーデン(SEKクローナ)	SWE	8,757	5,547	28,657	19,731	28,683
ロシア(ルーブル)	RUS	9,217	6,769	31,797	11,553	17,381
香港(香港ドル)	HKG	17,133	7,398	14,944	16,785	36,809
韓国(千ウォン)	KOR	429	836	2,124	1,908	2,836
シンガポール(SGPドル)	SGP	1,425	1,692	3,766	4,325	6,172
マレーシア(リンギ)	MYS	869	397	3,068	1,243	3,658
タイ(バーツ)	THA	4,110	3,582	17,200	5,956	22,599
フィリピン(ペソ)	PHL	3,071	1,825	10,476	4,339	11,927
インド ²⁾ (ルピー)	IND	1,447	1,415	6,202	964	6,299
オーストラリア ³⁾ (AUドル)	AUS	1,534	2,063	4,695	5,119	7,603
ニュージーランド ³⁾ (NZドル)	NZL	1,722	—	3,965	2,521	4,523
メキシコ(ペソ)	MEX	4,007	3,265	20,206	5,883	9,597

資料出所及び注釈は第9-2-2表(p.256)参照。

第9-2-2表 国内家計最終消費支出の構成比（2011年）

Table 9-2-2: Percentage distribution of final consumption expenditure of domestic households by purpose, 2011

		家計最終消費支出 たばこ ^{a)}	食料・飲料・ たばこ ^{a)}	被服・ 履物 ^{b)}	住居・ 水道・ 光熱 ^{c)}	家具・ 住宅 設備 ^{d)}	医療・ 保健 ^{e)}	交通・ 通信 ^{f)}	娯楽・ 文化・ 教育 ^{g)}	飲食・ 宿泊・そ の他 ^{h)}
日本	JPN	100	16.4	3.4	25.3	3.9	4.5	14.2	12.1	20.2
アメリカ	USA	100	9.0	3.4	19.0	4.1	20.8	12.5	11.3	19.9
カナダ ¹⁾	CAN	100	13.3	4.4	24.0	6.2	4.8	16.4	11.3	19.6
イギリス	GBR	100	12.7	5.8	25.3	5.0	1.7	16.2	12.1	21.2
ドイツ	DEU	100	14.7	4.9	24.2	6.3	5.1	16.5	10.0	18.4
フランス	FRA	100	16.6	4.3	25.0	5.8	3.8	17.1	9.2	18.2
イタリア	ITA	100	17.0	7.5	22.2	7.1	3.0	15.0	8.3	20.0
オランダ	NED	100	14.8	5.4	23.8	6.0	2.8	16.8	10.6	19.9
ベルギー	BEL	100	16.9	5.0	23.8	5.7	5.6	14.5	9.6	19.0
デンマーク	DEN	100	14.9	4.6	29.1	5.0	2.8	14.0	11.8	17.8
スウェーデン	SWE	100	15.6	4.8	26.8	5.1	3.2	16.6	11.4	16.6
ロシア	RUS	100	39.0	9.2	10.3	5.0	3.7	17.2	6.2	9.4
香港	HKG	100	15.6	16.8	16.4	9.4	4.1	8.2	9.2	20.3
韓国	KOR	100	15.6	5.1	16.3	3.3	6.5	16.5	14.8	22.0
シンガポール	SGP	100	8.8	2.6	19.1	5.7	6.8	15.1	17.3	24.7
マレーシア	MYS	100	22.5	2.8	15.3	5.6	2.6	19.7	8.0	23.5
タイ	THA	100	30.6	5.1	8.7	4.3	3.7	17.9	6.2	23.5
フィリピン	PHL	100	44.1	1.4	12.3	4.1	2.4	14.0	5.8	15.9
インド ²⁾	IND	100	34.4	7.2	13.3	4.0	3.9	17.2	2.7	17.4
オーストラリア ³⁾	AUS	100	13.7	3.3	23.2	4.4	5.9	13.4	14.6	21.6
ニュージーランド ³⁾	NZL	100	20.3	4.7	23.4	6.3	—	14.5	9.2	16.6
メキシコ	MEX	100	26.9	2.4	15.7	5.1	4.2	25.9	7.5	12.3

a) Food, beverages, tobacco and narcotics; b) Clothing and footwear; c) Housing, water, electricity, gas and other fuels; d) Furnishings, households equipment and routine maintenance of the house; e) Health; f) Transport and communications; g) Recreation, culture and education; h) Restaurants, hotels, miscellaneous goods and services.

資料出所 日本:内閣府(2013.12)「平成24年度国民経済計算確報」

OECD諸国及びロシア:OECD Database (<http://stats.oecd.org/>) 2014年1月現在その他の国:UN Database (<http://data.un.org/>) 2014年1月現在人口(第9-2-1表で使用):IMF Database (<http://elibrary-data.imf.org/>) “IFS”2013年9月現在

(注) 各国の国民経済計算(SNA)の基準が異なるため、必ずしも数値の算出基準が同じではない場合があることに留意する必要がある。

各項目の数値は、家計最終消費支出に対する割合。(第9-2-2表)

1) 2010年の値。

2) 2010年度の値。

3) 年度値。

第9-3-1表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（日本、2012年）

Table 9-3-1: Household income and expenditure by age of household reference person (Japan, 2012)

年齢階級 age group	計 Total	~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~	(円/円)
総世帯 All households								
1.世帯人員(人)	2.45	1.57	2.95	3.23	2.75	2.30	1.90	
2.有業人員(人)	1.09	1.06	1.32	1.43	1.66	1.07	0.45	
3.消費支出	247,651	175,304	244,287	291,410	295,285	252,306	203,234	
3a.食料	58,500	41,712	54,589	68,184	65,292	61,041	51,298	
3b.住居	18,962	30,598	29,204	18,290	17,372	15,804	16,331	
3c.光熱・水道	19,428	9,140	17,128	20,828	21,797	20,741	18,952	
3d.家具・家事用品	8,562	3,688	7,964	8,488	9,645	9,598	8,197	
3e.被服・履物	9,798	8,323	11,033	13,310	12,541	8,998	6,455	
3f.保健医療	10,955	4,005	8,096	9,937	10,591	13,270	12,337	
3g.交通・通信	33,820	29,563	41,287	44,119	45,269	32,750	19,042	
3h.教育	8,163	1,271	9,213	24,027	15,712	1,739	691	
3i.教養娯楽	25,517	21,527	25,986	32,135	26,233	27,448	20,094	
3j.その他の消費支出	53,946	25,479	39,788	52,092	70,833	60,917	49,836	
勤労者世帯 Households with earners								
1.世帯人員(人)	2.80	1.58	2.94	3.30	2.86	2.47	1.94	
2.有業人員(人)	1.51	1.10	1.33	1.47	1.77	1.69	1.33	
4.経常収入	460,585	327,698	427,477	516,424	540,879	367,001	353,610	
5a.勤め先収入	434,955	323,252	411,828	500,950	527,474	287,329	191,584	
5b.事業・内職収入	2,052	350	1,596	1,876	2,141	3,672	6,120	
5c.他の経常収入	23,537	4,095	14,054	13,597	11,105	75,999	155,906	
3.消費支出	276,830	174,402	247,721	298,104	319,248	281,316	242,481	
3a.食料	62,494	42,466	54,767	69,265	67,987	66,146	60,299	
3b.住居	22,136	29,094	29,643	18,476	18,280	19,756	18,830	
3c.光熱・水道	19,059	8,871	16,884	20,836	22,008	20,995	18,660	
3d.家具・家事用品	8,725	3,607	8,074	8,778	10,106	10,733	8,950	
3e.被服・履物	11,928	8,566	11,128	13,497	13,475	10,236	8,358	
3f.保健医療	10,036	3,890	8,171	10,360	11,351	13,529	15,866	
3g.交通・通信	43,906	29,573	42,334	46,118	52,272	39,216	25,220	
3h.教育	13,347	1,335	9,213	24,283	17,504	1,813	1,422	
3i.教養娯楽	28,033	21,591	26,387	32,778	27,854	26,672	25,416	
3j.その他の消費支出	57,167	25,408	41,121	53,713	78,411	72,220	59,460	
6.非消費支出	83,923	50,986	74,068	95,524	108,587	60,575	46,816	
6a.直接税	35,770	17,459	28,791	40,682	49,273	27,090	26,259	
6b.社会保険料	48,070	33,502	45,189	54,756	59,204	33,417	20,505	
6c.他の非消費支出	83	25	87	86	110	68	52	

1.Number of persons per household (persons); 2.Number of earners per household (persons); 3.Consumption expenditures (3a: Food; 3b: Housing; 3c: Fuel, light and water charges; 3d: Furniture and household utensils; 3e: Clothing and footwear; 3f: Medical care; 3g: Transportation and communication; 3h: Education; 3i: Culture and recreation; 3j: Other consumption expenditures); 4.Current income (5a: Wages and salaries; 5b: Income from self-employment and piecework; 5c: Other current income); 6.Non-consumption expenditures (6a: Direct taxes; 6b: Social insurance premiums; 6c: Other non-consumption expenditures items).

資料出所 総務省(2013.2)「平成24年家計調査(家計収支編)詳細結果」

(注) 1世帯当たり年平均1か月間の収入及び支出。総世帯は二人以上の世帯と単身世帯を合わせた世帯。

9 勤労者生活・福祉

第9-3-2表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（アメリカ、全世帯、2012年）
 Table 9-3-2: Household income and expenditure by age of household reference person (USA, all households, 2012)

	計 age total	～24歳	25～34	35～44	45～54	55～64	65～74	75～
(人/persons)								
世帯人員 Average number of persons per household	2.5	2.0	2.8	3.4	2.7	2.1	1.8	1.5
18歳未満の子供の数 Children under 18 years old	0.6	0.4	1.1	1.4	0.6	0.2	0.1	1)
有業人員 Earners	1.3	1.3	1.5	1.6	1.7	1.3	0.6	0.2
(ドル/dollars)								
税引き前所得 Income before taxes	65,596	36,639	58,832	78,169	81,704	77,507	53,521	33,853
税引き後所得 Income after taxes	63,370	33,670	57,437	76,376	78,859	73,302	52,510	33,439
消費支出 Average annual expenditures	51,442	31,411	49,544	58,069	62,103	55,636	45,968	33,530
食料 Food	6,599	4,412	6,513	7,701	7,917	6,800	5,793	4,141
アルコール飲料 Alcoholic beverages	451	354	564	501	454	493	407	201
住居 Housing	16,887	10,957	17,157	19,858	19,076	17,247	15,076	12,298
被服 Apparel and services	1,736	1,246	2,061	2,264	2,041	1,622	1,287	691
交通 Transportation	8,998	6,410	9,724	9,991	10,644	9,519	8,214	4,468
保健医療 Healthcare	3,556	1,024	2,047	2,948	3,687	4,377	5,259	4,944
娯楽 Entertainment	2,605	1,257	2,382	3,232	3,051	2,911	2,413	1,532
個人ケア製品・サービス Personal care products and services	628	360	574	694	707	696	652	465
読書 Reading	109	44	72	93	118	133	148	136
教育 Education	1,207	1,886	1,021	1,050	2,426	1,118	245	223
煙草 Tobacco products and smoking supplies	332	262	351	358	431	372	249	124
雑費 Miscellaneous	829	372	660	876	924	908	1,031	743
寄付 Cash contributions	1,913	488	1,104	1,469	2,430	2,353	2,289	2,658
個人年金・保険 Personal insurance and pensions	5,591	2,339	5,313	7,033	8,196	7,088	2,904	906

資料出所 U.S. Department of Labor (2013.9) *Consumer Expenditures in 2012*

(注) 1年当たりの収入及び支出。

1) 値が小さすぎるため非表示。

第9-3-3表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出（イギリス、全世帯、2011年）
 Table 9-3-3: Household income and expenditure by age of household reference person (UK, all households, 2011)

	計 age total	~29歳	30~49	50~64	65~74	75~
平均世帯人員 Weighted average number of persons per household		(人/persons)				
粗所得 Gross weekly household income	2.4	2.4	2.9	2.3	1.8	1.4
賃金・俸給 Wages and salaries	713.0	584.0	893.0	798.0	498.0	373.0
事業所得 Self-employment	470.6	455.5	732.3	534.7	89.6	14.9
財産所得 Investments	49.9	29.2	71.4	79.8	19.9	(3.7)
年金 Annuities and pensions	14.3	0.0	8.9	23.9	24.9	22.4
社会保障給付 Social security benefits	64.2	0.0	0.0	71.8	164.3	145.5
その他 Other sources	99.8	64.2	71.4	71.8	194.2	186.5
消費支出 Total expenditure	7.1	35.0	8.9	8.0	0.0	(0.0)
食料・飲料 Food and non-alcoholic drinks	483.6	444.2	580.2	518.2	391.7	272.6
酒類・たばこ・麻薬類 Alcoholic drinks, tobacco and narcotics	54.8	42.7	59.8	60.6	53.3	40.6
被服・履物 Clothing and footwear	21.7	20.5	27.6	23.6	16.8	7.7
住居 ¹⁾ ・燃料・動力 Housing, fuel and power	63.3	96.1	71.5	55.9	50.7	41.3
家財・家事サービス Household goods and services	27.3	22.0	31.4	29.4	24.7	18.4
健康 Health	6.6	2.9	4.7	8.5	6.8	11.2
交通 Transportation	65.7	57.4	80.2	78.5	50.7	22.2
通信 Communication	13.3	14.4	15.7	14.2	9.8	7.2
娯楽・文化 Recreation and culture	63.9	48.7	72.8	74.6	61.5	32.2
教育 Education	7.0	11.0	8.7	7.0	(0.6)	6.0
外食・外泊 Restaurants and hotels	39.7	38.8	48.3	44.7	29.8	16.5
雑費 Miscellaneous goods and services	38.6	31.4	45.4	37.6	34.1	32.3
その他 Other expenditure items	69.7	49.1	101.0	67.8	43.3	30.9
一人当たり週平均支出 Average weekly expenditure per person	205.4	185.3	196.7	227.8	223.4	188.4

資料出所 National Statistics of UK (2012.12) *Family Spending, 2012 edition*

(注) 週平均収入及び支出。括弧内の数値は20世帯未満の報告であるため、注意を要する。

1) 住宅ローンの利子支払、地方税及び北アイルランド国税を除く。

9 勤労者生活・福祉

第9-3-4表 世帯主の年齢階級別家計収入及び支出(ドイツ、全世帯、2008年)
 Table 9-3-4: Household income and expenditure by age of household reference person (Germany, all households, 2008)

	計 age total	~24歳	25~34	35~44	45~54	55~64	65~69	70~79	80~	(ユーロ/Euro)
総収入 Gross income	3,707	2,020	3,571	4,597	4,522	3,802	2,820	2,707	2,485	
勤め先収入 Wages and salaries	2,056	1,415	2,718	3,249	3,100	2,207	242	51	(22)	
事業所得 Self-employment	239	(23)	186	354	389	324	129	33	(10)	
財産所得 Investments	385	53	162	383	435	482	499	452	391	
公的移転収入 Public transfer income	842	301	337	450	441	635	1,711	1,927	1,855	
その他 Other sources	183	226	166	160	157	153	238	242	206	
消費支出 Total expenditure	2,245	1,378	1,993	2,489	2,490	2,309	2,182	2,119	1,841	
食料・飲料・たばこ Food, drinks, tobacco	321	196	268	366	375	334	299	288	239	
被服・履物 Clothing and footwear	106	77	105	133	125	102	84	78	56	
住居・光熱 Housing, fuel and power	731	449	608	774	781	765	752	753	709	
家庭用品 Interios, goods and items	113	51	104	130	123	131	107	98	83	
保健 Health	94	31	50	73	82	93	131	154	161	
交通 Transportation	328	214	349	395	401	337	272	226	160	
通信 Communication	65	66	78	75	74	63	52	47	40	
教養・娯楽 Recreation and culture	255	144	205	281	277	258	279	267	189	
教育 Education	20	28	28	33	26	16	6	3	(5)	
宿泊・飲食店 Restaurants and hotels	113	66	107	125	121	114	106	111	91	
その他 Others	99	57	91	106	105	98	96	96	108	

資料出所 Der Statistisches Bundesamt (2010.12) *Einkommens und Verbrauchsstichprobe 2008, Heft 4-5*

(注) 括弧内は調査サンプルが少ないため、統計データとしては不詳である。

第9-4表 家計・対家計非営利団体(NPISH)の金融資産総額
Table 9-4: Financial assets of households and NPISHs*

	2005年	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012
日本(1兆円) JPN (billion yen)	1,638	1,657	1,615	1,521	1,548	1,561	1,547	1,601
アメリカ(10億ドル) USA (billion dollars)	44,889	49,418	52,157	42,861	49,414	53,919	55,170	59,522
イギリス(10億ポンド) GBR (billion pounds)	3,578	3,874	4,017	3,612	4,049	4,280	4,298	4,546
ドイツ(10億ユーロ) DEU (billion euros)	4,198	4,226	4,476	4,303	4,473	4,654	4,710	4,939
フランス(10億ユーロ) FRA (billion euros)	3,172	3,493	3,689	3,487	3,774	3,994	4,029	4,242

* Non-profit institutions saving households

資料出所 日本:内閣府(2014.1)「平成24年度国民経済計算確報」

アメリカ:The Federal Reserve Board (2013.12) *Flow of Funds Accounts of the United States*

イギリス:National Statistics of UK (2013.11) *National Accounts -The Blue Book 2013-*

ドイツ:Deutsche Bundesbank(2013.6) *Financial Accounts for Germany*

フランス:Banque de France (2013.10) *Annual national financial accounts*

第9-5表 公的・社会支出（対GDP比）及びその内訳

Table 9-5: Public social expenditure by policy area, at current prices/in percentage of GDP

	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	スウェーデン SWE
	2010年	2010	2009	2010	2009	2009
分野別社会支出額 (括弧内は対GDP比)	各国通貨(10億単位)/At current prices in national currency, in billions in percentage of GDP(%)					
老齢給付 Old-age	49,321 (10.2)	877 (5.9)	94 (6.7)	221 (8.8)	231 (12.3)	317 (10.2)
遺族 Survivors	6,797 (1.4)	108 (0.7)	1 (0.1)	52 (2.1)	35 (1.8)	17 (0.5)
障害・業務災害・傷病等 Incapacity-related	4,535 (0.9)	227 (1.5)	41 (2.9)	56 (2.3)	37 (2.0)	155 (5.0)
保健 Health	35,059 (7.3)	1,226 (8.2)	114 (8.1)	211 (8.5)	169 (9.0)	227 (7.3)
家族 Family	6,113 (1.3)	100 (0.7)	54 (3.8)	51 (2.0)	60 (3.2)	116 (3.7)
積極的労働市場政策 Active labour market programmes	1,332 (0.3)	19 (0.1)	5 (0.3)	23 (0.9)	19 (1.0)	35 (1.1)
失業 Unemployment	1,450 (0.3)	162 (1.1)	7 (0.5)	38 (1.5)	29 (1.5)	23 (0.7)
住宅 Housing	808 (0.2)	— —	21 (1.5)	16 (0.6)	16 (0.8)	15 (0.5)
生活保護その他の社会政策分野 Other social policy areas	1,267 (0.3)	130 (0.9)	3 (0.2)	4 (0.2)	8 (0.4)	22 (0.7)
合計 Total	106,682 (22.1)	2,848 (19.0)	339 (24.1)	672 (26.9)	605 (32.1)	926 (29.8)
分野別構成比 (%)						
老齢現金給付	46.2	30.8	27.7	32.9	38.3	34.2
遺族	6.4	3.8	0.4	7.7	5.7	1.8
障害・業務災害・疾病等	4.3	8.0	12.1	8.4	6.1	16.7
保健	32.9	43.0	33.6	31.4	28.0	24.5
家族	5.7	3.5	15.9	7.6	10.0	12.6
積極的労働市場政策	1.2	0.7	1.4	3.5	3.1	3.8
失業	1.4	5.7	1.9	5.6	4.8	2.4
住宅	0.8	—	6.0	2.3	2.6	1.6
生活保護その他の社会政策分野	1.2	4.6	0.9	0.7	1.4	2.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

資料出所 OECD Database(<http://stats.oecd.org/>) “Social Expenditure”2014年1月現在

(注) 2010年は推計値。なお、OECDにおける各社会支出項目の定義は以下のとおり。

老齢: (1)現金給付(年金、早期退職年金等), (2)現物給付(高齢者に対するホームヘルプ・在宅介護サービス等)

遺族: 遺族年金及び葬祭諸費

障害・業務災害・疾病等:

(1)現金給付(障害年金、業務災害・疾病年金、業務災害・疾病休業手当その他の手当金), (2)現物給付(ホームヘルプ・在宅サービス、リハビリサービス等他の現物給付)

保健: 患者治療・ケア、医薬品、予防医療等現物給付

家族: (1)現金給付(扶養家族手当、出産休暇、両親育児休暇等他の現金給付), (2)現物給付(ディケア・在宅サービス等他の現物給付)

積極的労働市場政策:

雇用職業サービス・行政、職業能力開発、若年施策、雇用助成、障害者雇用対策等

失業: (1)現金給付(失業補償給付又は解雇手当、労働市場に関連する事由による早期退職給付), (2)現物給付

住宅: (1)現物給付(住宅支援等他の現物給付)

生活保護その他の社会政策分野:

(1)現金給付(低所得世帯への所得支援等他の現金給付), (2)現物給付(社会的支援サービス: 食事補助等、その他の現物給付)

第9-6表 社会保障給付（対国民所得比）

Table 9-6: Social security benefits as a percentage of national income

		年 ¹⁾	計/Total	年金/Pension	医療/Healthcare	福祉等/Welfare	(%)
日本	JPN	2010	29.63	15.01	9.26	5.36	
		2005	23.99	12.65	7.68	3.66	
		2001	22.53	11.78	7.37	3.37	
		1996	17.77	9.19	6.62	1.95	
アメリカ	USA	2005	20.2	8.4	8.9	3.0	
		2001	17.1	7.5	7.2	2.4	
		1996	19.4	8.7	7.8	2.9	
イギリス	GBR	2005	28.3	8.7	9.0	10.7	
		2001	28.9	12.3	7.9	8.6	
		1996	29.7	10.2	7.6	11.8	
ドイツ	DEU	2005	37.6	16.3	10.4	11.0	
		2001	38.8	16.3	10.8	11.7	
		1996	37.7	16.2	8.6	12.8	
フランス	FRA	2005	40.6	17.8	10.8	12.0	
		2001	38.9	17.1	9.8	12.0	
		1996	41.2	17.8	10.4	13.0	
スウェーデン	SWE	2005	41.9	14.1	9.5	18.3	
		2001	41.5	13.5	10.4	17.6	
		1996	45.9	17.9	8.1	19.8	

資料出所 日本:国立社会保障・人口問題研究所(2012.11)「平成22年度社会保障費用統計」
 その他の国:厚生労働省(2009.9)「社会保障の給付と負担の現状と国際比較」, 同「社会保障の給付と負担の見通し(平成18年5月推計)」, 同(2007.3)「2005-2006年海外情勢報告」
 (注) 1) 日本は年度。

第9-7表 国民負担率（対国民所得比）

Table 9-7: Tax and social security burden as a percentage of national income

		年	租税負担 Tax burden	社会保障負担 Social security burden	計(国民負担率) Total (national burden rates)	(%)
日本	JPN	2013	22.7	17.3	40.0	
		2010	22.1	16.4	38.5	
アメリカ	USA	2010	22.6	8.4	30.9	
イギリス	GBR	2010	36.4	10.8	47.3	
ドイツ	DEU	2010	28.6	21.9	50.5	
フランス	FRA	2010	35.2	24.8	60.0	
スウェーデン	SWE	2010	46.9	12.0	58.9	

資料出所 財務省ウェブサイト(<http://www.mof.go.jp/>) 2013年3月現在

(注) 日本:2010年度は実績, 2013年度は見通し。

その他:2010年実績。

第9-8表 GDPに占める労働市場政策への支出(2011年)

Table 9-8: Public expenditure on labour market programmes as a percentage of GDP, 2011

	合計 Total	積極的措置 Active measures							消極的措置 Passive measures				
		サ ー 公 共 職 業 ス 業	職 業 訓 練	職 務 ク ラ シ エ ン ジ ン シ ア ー ト	雇 用 テ イ ン セ ン	就 業 訓 練	雇 用 創 出	創 業 テ イ ン セ ン	所 得 失 補 助 ・ ・ 無 業 支 援	早 期 退 職			
		a)	b)	c)	d)	e)	f)	g)	h)	i)			
日本 ^{1) 2)}	JPN	0.62	0.27	0.05	0.03	0.00	0.09	0.00	0.09	0.00	0.35	0.35	0.00
アメリカ ¹⁾	USA	0.71	0.14	0.04	0.04	0.00	0.01	0.03	0.01	0.00	0.57	0.57	0.00
カナダ ¹⁾	CAN	0.91	0.26	0.11	0.10	0.00	0.00	0.01	0.01	0.01	0.65	0.65	0.00
イギリス ³⁾	GBR	—	—	0.05	—	0.00	—	—	—	0.00	0.30	0.30	0.00
ドイツ	DEU	1.82	0.79	0.34	0.26	0.00	0.06	0.03	0.03	0.07	1.03	0.98	0.05
フランス	FRA	2.34	0.93	0.25	0.36	0.00	0.06	0.07	0.14	0.05	1.40	1.40	0.01
イタリア	ITA	1.78	0.41	0.11	0.14	0.00	0.15	0.00	0.01	0.01	1.36	1.28	0.08
オランダ ⁴⁾	NLD	2.74	1.11	0.41	0.13	0.00	0.01	0.44	0.11	0.00	1.63	1.63	0.00
ベルギー ⁵⁾	BEL	3.68	1.59	0.21	0.15	0.00	0.72	0.14	0.37	0.00	2.09	1.38	0.71
ルクセンブルク	LUX	1.20	0.56	0.05	0.04	0.00	0.35	0.01	0.11	0.00	0.64	0.49	0.15
デンマーク ⁶⁾	DNK	3.91	2.26	0.67	0.50	0.01	0.39	0.69	0.00	0.00	1.65	1.33	0.31
スウェーデン	SWE	1.72	1.09	0.29	0.08	0.00	0.45	0.25	0.00	0.02	0.63	0.63	0.00
フィンランド	FIN	2.49	1.02	0.17	0.51	0.05	0.07	0.10	0.09	0.02	1.47	1.30	0.16
ノルウェー	NOR	—	—	—	0.19	0.00	0.05	0.17	0.05	0.00	0.41	0.41	0.00
韓国 ⁷⁾	KOR	0.64	0.33	0.02	0.06	0.00	0.02	0.03	0.19	0.01	0.31	0.31	0.00
オーストラリア ^{1) 8)}	AUS	0.80	0.29	0.15	0.03	0.00	0.01	0.07	0.02	0.01	0.51	0.51	0.00
ニュージーランド ^{1) 9)}	NZL	0.69	0.27	0.10	0.10	0.00	0.02	0.05	0.00	0.00	0.41	0.41	0.00

a) PES and administration; b) Training; c) Job rotation and job sharing; d) Employment incentives; e) Supported employment and rehabilitation; f) Direct job creation; g) Start-up incentives; h) Out-of work income maintenance and support; i) Early retirement.

資料出所 OECD Database(<http://stats.oecd.org/>) “Public expenditure and participant stocks on LMP”
2013年9月現在

(注) 1) 2011～2012年にかけての年度の値。
 2) 職業訓練は、教育訓練参加者への失業手当給付を含まない。
 3) 2010～2011年にかけての年度の値。イギリスの北アイルランドのデータは不完全である。
 4) 職業訓練は、訓練参加者への失業手当給付を含む。
 5) 就業インセンティブは、インフォーマル労働を軽減するためのサービスパウチャープログラムを含む。直接的雇用創出は、いくつかの公的部門での雇用に対する補助金を含む。
 6) 早期退職における早期退職手当は、受給者が失業状態から制度を利用した場合のみが対象。
 7) 公共職業サービスは、ジョブセンターにおける労働費用を含まない。
 8) 公共職業サービス以外の積極的措置は所得支援給付を含まない。
 9) 職業訓練は、訓練参加者への失業手当給付は含まれない。

第9-9表 公的年金等制度

Table 9-9: Public pension schemes

制度体系	日本 2階建て	アメリカ 1階建て	イギリス 2階建て
対象者	全居住者(日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、すべて公的年金制度への加入が義務づけられている)	一般被用者(連邦政府職員等一部職種を除く)及び一定所得以上の自営業者は原則強制加入。一定所得未満の自営業者及び無業者は対象外。	基礎年金(1階部分):一定所得以上の一般国民(一般被用者及び自営業者)は強制加入で、それ以外(無業者含む)は任意加入。 国家第2年金(2階部分):基礎年金に強制加入する一般被用者は原則強制加入。自営業者及び無業者は対象外。
保険料率	(厚生年金の一般被用者)17.120% (2013.9~:労使折半) ※第1号被保険者(国民年金)は定額(2013.4~:月当たり15,040円)	被用者4.2% 事業主6.2% 自営業者10.4% (2011年)	賃金の25.8% 被用者:12.0% 事業主:13.8% (国家第2年金加入者の国民保険料)
支給開始年齢	国民年金(老齢基礎年金):原則65歳。60歳からの受給もできるが年金額は減額。70歳まで受給を遅らせるごとに年金額は増額。 厚生年金の報酬比例部分:60歳(2013年から段階的に引上げ、男性は2025年から、女性は2030年から65歳)。	66歳(2011年) ※2003~2027年にかけ65歳から67歳に引上げ中	男性:65歳 女性:61歳 ※女性は2018年までに65歳に、また男女とも2020年までに66歳に引上げ予定。以降も引上げが計画されている。
最低加入期間 ^{①)}	原則として25年以上	10年間	7.5年
国庫負担	基礎年金給付費の1/3	なし	原則なし ※最低所得保障制度はある
繰り上げ(早期)支給制度	あり。国民年金(老齢基礎年金)は本人が希望すれば60~64歳受給可能。但し、繰り上げ年齢に応じて基礎年金額が一定の率で減額。	あり。追加要件はない(年金の受給要件である最低加入期間を満たせばよい)。繰り上げ期間が36か月までは約0.56%／月、36か月以降は約0.42%／月減額(62歳まで繰り上げた場合は約23.3%減額)。	なし
年金受給中の就労	賃金と年金額に応じて年金額の一部又は全部が支給停止。60~65歳までは賃金と年金額の合計額が28万円を上回る場合、賃金の増加2に対し年金額1を停止し、賃金が48万円を超える場合、賃金が増加した分だけ年金額を停止。65~70歳までの間は賃金と年金額の合計額が48万円を超える場合、賃金の増加2に対し、年金額1を停止(但し、基礎年金は全額支給)。また、70歳以降についても、60歳台後半と同じ取扱い(但し、保険料負担なし)。	満額支給開始年齢後:在職していても年金額の減額はない。 満額支給開始年齢前(繰り上げ支給時):在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合、賃金額に応じて減額。	在職していても年金額の減額はない。

第9-9表 公的年金等制度（続き）

Table 9-9: Public pension schemes (cont.)

制度体系	ドイツ	フランス
	1階建て	(強制加入部分は原則として)2階建て
対象者	一般被用者及び自営業者の一部(手工业者、芸术家など)は強制加入。その他の自営業者及び無業者は任意加入可能。	被用者は強制加入。無業者は任意加入不可能。(無年金者や年金を含めた所得が最低限の生活には不十分である高齢者は、無抛出制の高齢者最低所得保証給付Minimum Vieillesseに頼ることができる)
保険料率	18.9% (労使折半, 2013年1月1日~)	以下は一般制度の1階部分の保険料率(2013年1月1日より) 被用者は、37,032ユーロ/年までの給与に対して6.75%，全給与に対して0.1%。 使用者は、37,032ユーロ/年までの給与に対して8.4%，全給与に対して1.6%。
支給開始年齢	65歳 (2012年から2029年にかけて、65歳から67歳へ段階的に引上げ)	制度により異なるが、原則として60歳。2011年7月1日以降、段階的に引き上げられ、2017年には62歳へとなることが決定されている。満額受給開始年齢は、1953年生まれの場合、61歳2か月、1954年生まれの場合、61歳7か月、1955年生まれの場合、62歳(2017年1月1日から)である(2010年の公的年金制度改革による)。また、満額受給に必要な保険料拠出期間は、41.5年(2013年7月から年金改革の議論が進められており、法案どおりであれば43年)に期間延長されることになる。
最低加入期間 ¹⁾	5年間	3か月
国庫負担	拠出金で不足する費用の全額 (2010年は総給付の約26%)	※財源の64.2%(2011年、以下同様)は労使拠出の保険料であるが、雇用促進のための社会保険料雇用主負担免除分の国庫による補填(財源の1.1%)、不動産収入などに賦課される租税(同10.1%)、老齢連帯基金による拠出(同18.8%)、同基金の財源の大部分は一般福祉税)など、財源に占める労使拠出の保険料以外の比率は高まる傾向にある。
繰上げ(早期)支給制度	あり。被保険者が15年以上の助成、長期失業者、高齢パート就労促進制度活用者(60歳から可能。但し、2016年に廃止予定)	職業活動を17歳以前で開始し、満額受給に必要な保険料拠出期間+2年以上の長期にわたって就業活動に従事した者は、60歳以前で公的年金を受給することが可能。(長期就業者に対する早期支給は、2003年より可能となり、2010年に、再改正された)
年金受給中の就労	満額支給開始年齢後: 在職していても年金額の減額はない。 満額支給開始年齢前(繰上げ支給時): 在職者の年金額は賃金額が一定水準以上の場合、賃金額に応じて減額。	65歳以上の労働者と完全年金(フルベンション)の受給権を持つ60歳以上の労働者は、収入に係わらず、年金を満額受給できる(2009年1月1日から)。上記の条件を満たさない場合でも、年金額と賃金額の合計が引退(年金支給開始)直前の賃金額を超えない場合、年金額は減額されない。 同様に、上記の条件を満たさない場合でも、自営業者(非賃金労働者)として就業する場合、一般制度による年金を受給することは可能である。

資料出所 日本: 厚生労働省、日本年金機構ウェブサイト、アメリカ: 社会保障庁ウェブサイト、イギリス: Gov.uk等ウェブサイト

ドイツ: 企業年金連合会(2008.12)「企業年金に関する基礎資料」、連邦労働社会省(BMAS)、公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済Vol.31 No.1」

フランス: CNAV年次報告書、URSSAF、政府公共サービス、国立統計経済研究所(INSEE)、年金改革に関する政府ウェブサイト

(注) 1) 必要となる被保険者期間。

第9-10表 企業年金等制度

Table 9-10: Corporate pension schemes

	日本			アメリカ
	厚生年金基金	確定拠出年金	確定給付 企業年金	
設立	(1)厚生労働大臣の認可 (2)単独設立・連合設立: 1,000人以上の加入員、総合設立: 5,000人以上の加入員 (3)加入員の同意 (4)設立母体の財政基盤の安定性 (5)代行給付の水準を上回る給付内容等の確保	年金の規約について、厚生労働大臣の承認が必要。企業型(労使合意のもと掛金は企業が拠出)と個人型(掛金は個人が拠出)とがある。	企業が法人格のある企業年金基金を厚生労働大臣の認可を受けて設立する「基金型」と、労使合意の年金規約を制定し、厚生労働大臣の承認を受ける「規約型」の2つがある。	企業の任意 (エリサ法に企業年金が満たすべき最低条件を規定)
加入資格	厚生年金の適用事業所に使用される被保険者。	企業型: 実施企業に勤務する従業員(国民年金第2号被保険者) 個人型: 自営業者等(国民年金第1号被保険者)	厚生年金保険の被保険者等。年金規約において加入者資格を定めることができる。	21歳から1年以上の勤務を法定。
支給開始年齢	厚生年金に同じ(代行部分)。加算型の加算部分は自由。	最初の拠出からの経過年数に応じ60~65歳。	原則として60~65歳の範囲で年金規約に定める年齢(老齢給付)。	65歳を超えない範囲で繰上げ、繰下げ(法定)あり
給付水準	代行部分(老齢厚生年金の報酬比例部分)及び上乗せ(プラスアルファ)部分。プラスアルファ部分は、代行部分の1割を上回る水準(代行部分は、老齢厚生年金の報酬比例部分と同じ)。	拠出した掛け金が個人毎に区分され、加入者それぞれが自己責任のもとに運用商品を選び、掛け金と運用収益の結果をもとに給付額が決まる。	基準に従い規約で定めるところにより算定した額。	定額・定率等給付設計は企業によって異なるが、公的年金と合わせ、従前賃金の60~70%を保障。
公的年金制度との調整	公的年金に上乗せされる(プラスアルファ部分)。	公的年金に上乗せされる。	公的年金に上乗せされる。	次の2つの方法がある。 (1)控除方式=全体の給付水準から公的年金給付相当額部分を差し引いた残りを支給。 (2)超過方式=公的年金と企業年金を合わせた給付額が所得の一定水準になるよう、公的年金の上限以上の報酬に高い給付乗率を適用。

(注) 「適格退職年金」は2001年の確定給付企業年金法の成立に伴い、2012年3月末に制度が廃止された。但し、いわゆる閉鎖型の適格退職年金契約のうち、事業主が存在しないもの及び厚生年金保険未適用事業所の事業主が締結しているものについては、適格退職年金契約に係る税制上の措置を継続適用する措置が講じられている。

第9-10表 企業年金制度（続き）

Table 9-10: Corporate pension schemes (cont.)

	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
設立	企業の任意 (社会保障年金法に付加年金からの適用除外の条件を規定)	企業の任意 (老齢企業年金改革法に企業年金が満たすべき最低条件を規定)	年金貯蓄プラン Plan d'épargne pour la retraite collective (PERCO) 各企業(制度導入は任意)	ホワイトカラーのITP(職員退職年金制度)とブルーカラーのSAF-LO(労働者退職年金制度)の2つ制度がある。 全国的労働協約の適用を受ける企業は設立が義務づけられる。
加入資格	条件なしが多くなりつつある。	(20歳に達してから5年以上の拠出期間)	年金貯蓄プランを導入している企業に勤める賃金労働者(勤続3か月以上) (任意)	28歳以上 (1978年以降出生者は拠出建制度となり, 25歳以上が加入)
支給年齢開始	大部分が65歳 (女性60歳)	65歳(女性60歳)	年金受給開始時	65歳
給付水準	一般的には [最終給与又は再評価後全期間平均給与] × 乗率[1/80～1/60] × 加入年数[40年加入で最終給与の50%以上]	一般的なものとしては、最終給与×乗率×勤続期間により、公的年金と合わせて最終給与の65～75%となる。	運用結果による(運用方法は賃金労働者自身が選択する)。 労働者自身の拠出額は、最高で年間給与の4分の1。 雇用主による拠出は、最高で年間6,007.67ユーロ(2014年)	最終給与のうち基礎額(45,900クローナ)の ~7.5倍×10% 7.5倍～20倍×65% 20～30倍×32.5%の和 (確定給付型の場合) (30年加入に満たない場合は減額) ITPは2007年1月から給付建制度(1978年より前に出生)と拠出建制度(1978年以降に出生)が並存。SAF-LOは拠出建制度。
公的年金制度との調整	同じ期間国の制度に加入了した場合の付加年金の給付を下回らないことを条件に、公的年金の付加年金部分から適用除外される。	公的年金に上乗せされる。 (公的年金と合わせて最終給与の65～75%となる。)	特になし	公的年金(国民年金)に上乗せされる。 (公的年金と合わせて最終給与の70%が目標)

資料出所 日本:厚生労働省ウェブサイト

アメリカ・イギリス・ドイツ:企業年金連合会(2009)「企業年金に関する基礎資料(平成21年12月)」

フランス:政府公共サービスサイト, 保健省(2009.4) *L'épargne retraite en 2007*, 労働省ウェブサイト等

スウェーデン:保健社会省ウェブサイト

第9-11表 社会保障負担料率（2013年）

Table 9-11: Employer-employee social security rates, 2013

		(%)					
		年金 Pension	医療 Medical care	介護 Nursing care	雇用 Employment	その他 Others	
日本	JPN	17.120 ¹⁾	10.0 ²⁾	1.55 ³⁾	1.35 ⁴⁾	なし	
		労 / employee 使 / employer		労使折半		0.50	
						0.85	
アメリカ	USA	12.4 ⁵⁾	2.9 ⁶⁾		3.22 ⁷⁾	なし	
		労 / employee 使 / employer		使 / employer		全額負担	
						3.22 ⁷⁾	
イギリス	GBR	25.8	税財源の ため なし		国民保険制 度に統合	なし	
		12.0 ⁸⁾					
		13.8					
ドイツ	DEU	18.9	15.5 ⁹⁾	2.05	3.0	なし	
		労 / employee 使 / employer		労使折半			
フランス	FRA	老齢保険 （民間部門の場合）	16.65	主に 税財源	6.40 2.40 ¹²⁾ 4.00 ¹²⁾	家族 手当 ¹³⁾ 金への拠出	
		労 / employee	6.75 ¹⁰⁾ 0.1 ¹¹⁾				
		使 / employer	8.40 ¹⁰⁾ 1.6 ¹¹⁾				

資料出所 日本:厚生労働省, 日本年金機構, 全国健康保険協会ウェブサイト

アメリカ:社会保障庁及び連邦労働省ウェブサイト

イギリス:歳入関税庁ウェブサイト

ドイツ:連邦労働社会省ウェブサイト, 公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構「年金と経済 Vol.31 No.1」

フランス:国立統計経済研究所(INSEE), 雇用局, 社会保障費徴収機関(URSSAF)ウェブサイト

(注)

- 厚生年金の一般被保険者の保険料率(2013年9月分から適用)。2017年まで年1回改定。
- 全国健康保険協会(旧政府管掌健康保険)による全国平均の保険料率。医療保険料率は都道府県ごとに異なる(9.85～10.16)。この料率は2012年3月分から適用。(2013年度は据置き)
- 40～64歳までの第2号被保険者の保険料率。2012年3月分から適用。(2013年度は据置き)
- 日本の雇用保険料率の詳しい説明については「第4-8表 失業保険制度」の財源の項(p.152)を参照。
- 2013年から。Affordable Care Act施行後, 高額所得者には0.9%が加算された。
- メディケアパートAを指す。
- 連邦, 州ともに課税対象額を超える年間賃金の総額に対して料率がかけられる。また, 連邦は6.0%の料率だが, 期日前に支払うことで割引かれて0.6%になり, 州の料率や課税対象額は州ごとに異なる。よって, 全米レベルで統一した料率ではなく, 「3.22%」は事業主の収めた税額が賃金総額のうちどれだけを占めるかという数字をあらわしている。
- 週149～797ポンドの所得に対する保険料率。これを超える所得に対しては, 2%の保険料がかかる。
- 医療保険料率は, 2009年1月1日から15.5%に引き上げられたが, 特別措置として, 2009年7月1日から18か月14.9%に引き下げられた。2011年から再び15.5%となり, 労:8.2%, 使:7.3%の振り分けとなった。
- 37,032ユーロ／年までの給与に対する割合。このほかに寡婦保険0.1%があるがこれは本人負担。
- 対全給与。
- 148,128ユーロ／年までの給与に対する割合。
- フランスの家族手当には, 児童手当のみならず出産手当, 育児休業手当に相当するようなものまで含んでいるため, その他に計上。

第9-12表 公的扶助制度

Table 9-12: Public assistance systems

	日本	アメリカ	イギリス
制度(根拠法)・目的	<p>生活保護制度(生活保護法)</p> <p>生活困窮者に対し、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 財源は、国(3/4)及び自治体(1/4) 扶助の種類:生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助 <p>必要に応じて1種類以上の扶助が受けられる(1種類の扶助受給を単給、2つ以上を併給という)。医療扶助、介護扶助は現物給付で、それ以外は金銭給付が原則。</p>	<p>(貧困家庭一時扶助)(TANF)</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法令は、社会保障法 管理運営主体は、州 財源は、連邦及び州の一般財源 制度の対象者は、未成年の児童、妊婦のいる世帯等 給付内容は、州ごとに決定(その他の扶助) <ul style="list-style-type: none"> (1)補足的保障所得(SSI) 高齢者、障害者等が対象 (2)メディケイド 貧困家庭の児童、妊婦等が対象 (3)SNAP(旧フードスタンプ) 所得水準が連邦の基準を下回る世帯等が対象 (4)一般扶助 州、自治体の独自扶助 (勤労所得税額控除) 所得税額から勤労所得税額控除を差し引くとマイナス額が算出される者への税の還付(実際は給付) 	<p>(所得補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法:社会保障拠出・給付法、社会保障管理法 管理運営主体は雇用年金省、財源は国の一般財源 対象は一人親等、給付内容は家族構成等を勘案 (雇用・生活補助手当(所得連動)) 根拠法:2007年福祉改革法 管理運営主体は雇用年金省、財源は国の一般財源 健康上の理由により就労困難な低所得者が対象、健康状態により就労関連活動グループと要支援グループに区分 (その他の扶助) <ul style="list-style-type: none"> (1)住宅給付 賃貸住宅居住者に賃料を補助 (2)地方税給付 地方税額を減免(2013年3月末で廃止、自治体に実施権限を移管) (3)税額控除 就労や子供の有無により税を還付 (4)年金クレジット 高齢者に対する最低所得保障
被保護世帯数(千世帯)	1,572(2013年3月)	貧困家庭一時扶助(TANF) 1,865(2011年度)	—
被保護者数(千人)	2,161(2013年3月)	补足的所得保障 8,363(2013年12月) メディケイド 55,700(2011年度) 貧困家庭一時扶助(TANF) 4,418(2011年度) SNAP(旧フードスタンプ) 476,364人(2013年度)	所得補助、雇用・生活補助手当(所得連動) 2,102 住宅給付 4,932 地方税給付 5,874 年金クレジット 2,649 (グレートブリテン、2011年度)
基準額(月額)	生活扶助基準(2013年8月現在)(冬季加算、児童養育加算、母子加算を含む) <ul style="list-style-type: none"> 1級地-1(東京都区部等)における標準3人世帯(33歳、29歳、4歳): 166,810円 1級地-1(東京都区部等)における高齢単身世帯(68歳): 80,140円 	补足的所得保障(2013年) <ul style="list-style-type: none"> 1人当たり 710ドル 夫婦当たり 1,066ドル SNAP(旧フードスタンプ) 1人当たり 133.07ドル(2013年) 	所得補助(2012年) <ul style="list-style-type: none"> 単身者 18~24歳 週56.80ポンド 25歳以上 週71.70ポンド 18歳以上のカップル 週112.55ポンド 雇用・生活補助(2012年) <ul style="list-style-type: none"> 就労関連活動 週100.15ポンド 要支援 週106.50ポンド ※このほか、家族構成等で加算
総支給額(国及び地方)	生活保護費 3.7兆円 (2012年度)	补足的所得保障 462億ドル(2012年) メディケイド 連邦 2,751億ドル、 州 1,573億ドル(2011年度) SNAP(旧フードスタンプ) 760億ドル(2012年度) TANF 173億ドル(2012年度)	所得補助、雇用・生活補助手当(所得連動) 91.5億ポンド 住宅給付 228.1億ポンド 地方税給付 49.2億ポンド 年金クレジット 80.6億ポンド (グレートブリテン、2011年度)

	ドイツ	フランス
制度(根拠法) ・目的	<p>社会扶助(Sozialhilfe)</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法令は社会法典第XII編 管理運営主体は、地方自治体及び民間福祉団体 財源は自治体の一般財源 制度の対象者は、就労能力のない生活困窮者(資力調査による) 中心的な給付は生計扶助。老齢及び稼得能力減少の場合は特定給付。この他、健康扶助、障害者のための編入扶助、介護扶助等の特別な需要に応じての給付がある。 	<p>積極的連帯所得手当(RSA)</p> <ul style="list-style-type: none"> 根拠法令は、社会福祉・家庭法典 管理運営主体は、家族手当金庫(CAF), 農業社会共済(MSA), 県, 雇用年金省 財源は、国の一般財源 制度の対象者は、25歳以上、もしくは1人以上の子(胎児を含む)がいる25歳未満のフランス居住者。所得のない者に対し、「最低限の生活手段を保障し、職に就くあるいは復職することを奨励し、社会参入を手助けする」制度として、RMI(社会参入最低所得手当)及びAPI(単親手当)に代わり、2009年6月1日より全国的に導入された。職に就くと手当の支給が止められたRMIに対し、RSAでは、最長で3ヶ月間、就労所得とRSAを同時に取得できる。
被保護世帯数(千世帯)	—	2,229(2013年6月末現在)
被保護者数(千人)	319(2010年末)	4,700(2013年6月末現在)
基準額(月額)	<p>通常給付は失業給付Ⅱ基準月額と同額。</p> <p>他に住居費・暖房費等別途支給。</p>	<p>RSAの定額金 世帯の収入、構成人数等により設定 (2014年1月8日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 単身者 子どもなし:499.31ユーロ 子ども1人:748.97ユーロ 子ども2人:898.76ユーロ 2人目以降:1人増えるごとに199.72ユーロが加算 カップル・夫婦 子どもなし:748.97ユーロ 子ども1人:898.76ユーロ 子ども2人:1,048.55ユーロ 2人目以降:1人増えるごとに199.72ユーロが加算 <p>※給付額は、(定額金+世帯の就労所得の62%)-(家族手当等による世帯収入+定額の住宅援助)により計算される</p>
総支給額(国及び地方)	—	—

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」

日本:厚生労働省「平成25年版厚生労働白書」、同省ウェブサイト

アメリカ:保健社会福祉省(DHHS)、農務省各ウェブサイト

イギリス:雇用年金省、Gov.uk各ウェブサイト

フランス:政府公共サービス及び家族手当金庫(CAF)各ウェブサイト等

第9-13表 育児休業制度

Table 9-13: Childcare leave schemes

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
制定法	育児介護休業法(1995年制定、2009年改正法公布、2012年7月改正法全面施行)	家族・医療休暇法(1993年)	雇用関係法(1999年)	両親手当及び両親時間に関する法律	労働法典
対象者	1歳未満の子を養育する全ての男女労働者(日々雇用者を除く)。一定の範囲の期間雇用者は対象。	男女労働者実親、養親、監護者	男女被用者(実親、養親を問わない)	子を自ら自宅で監護又は養育する労働者	男女労働者。実親、養親、継親子の扶養権を引き受けた者
請求権行使の要件	(1)雇用された期間が1年以上の男女労働者 (2)子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれる者	当該事業主に12か月以上雇用されていたこと。過去12か月の労働時間が1,250時間以上であること	1年以上勤務している者	両親の一方でも双方共同しても可	子の出生又は3歳未満の養子を引取りの日に最低1年の勤続を証明すること
期間	子が1歳まで。原則1回。父母がともに取得するなど一定の要件を満たす場合は1歳2か月まで延長可能。保育所に入所できないなどの場合には1歳6か月まで延長可能。 3歳までの子を養育する労働者について、(1)短時間勤務制度(1日6時間)を設けること、(2)労働者の請求で所定外労働の免除を制度化すること、を事業主の措置義務とする。 3歳から小学校就学前までの子を養育する労働者に関して、育児休業制度または勤務時間短縮等の措置に準じて、必要な措置を講じる事業主の努力義務あり。	生後、養子縁組後又は監護幹旋後12か月の間に12週間。但し、夫婦が同一事業所に雇用されている場合は、夫婦で合わせて12週間。取得期間の分割、時間単位での取得が可能。	子が5歳に達するまで18週間。子に障害のある場合は、18歳に達するまで18週間。 また養子の場合、18歳に達するか養子の期間が5年に達するかのいずれか早い方で18週間。	子が3歳になるまで最長3年間。使用者の同意を得れば、最後の1年分を子が8歳になるまでの期間に繰延べ可能。	子が3歳に達するまでの間。最初は1年間の育児休業を取得でき、その後2回更新できる(満3歳で終了)。しかし、子が重度の病気・事故・障害を負った場合は、休業期間を延長できる。休業中、「乳幼児迎え入れ手当(=Paje)」のCLCA(活動自由選択補完措置)から、第1子は6か月間、第2子以降は3歳までの間、賃金補助(完全休業でPajeの基礎手当を受給していない場合、月額572,81ユーロ(金額は2013年))の受給が可能。2006年7月以降に生まれた第3子以降を対象に、休業期間を1年間に短縮する代わりに賃金補助が約5割増で受取可能な選択肢(Colca=選択的活動自由選択補完措置)を創設。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
形態	全日休暇	1日又は1週間の労働時間短縮	1週間を単位とし(障害を有する子の場合は1日単位も可),年間4週間まで。但し,労働協約又は労働契約でこれと別の定めも可。	育児休業の期間中も,使用者の同意を得て週15~30時間の範囲でパート就労可。	子が3歳になるまで,(1)1~3年休職する,(2)パートタイム労働(週16~32時間)に移行する,(3)職業教育を受ける—のいずれかの方法又はその組合せ。
請求予告期間	育児休業開始予定日の1か月前(1歳~1歳6か月までの育児休業の場合は2週間前)	休暇開始日の30日前まで	21日前	遅くとも期間開始の7週間前に文書により使用者に要求	産休に連続する場合,休業開始1か月前。その他の場合,休業開始2か月前。
解雇・不利益取扱	育児休業の申出をし,又は育児休業をしたことを理由とする解雇その他不利益な取扱の禁止	育児休業の権利行使に対する干渉,抑圧,拒否,不利益取扱の禁止	解雇は公正解雇制度上の救済を受ける。不利益取扱の禁止	育児休業請求以降終了まで解雇禁止。但し,特別の場合には,雇用に関する管轄最上級官庁等が例外的に解雇を許容する宣言を発することができる。	育児休業を理由に解雇することはできないが,それとは関係のない場合(例:経済解雇)はできる。
復職	事業主に対し休業中の待遇及び休業後の賃金,配置,その他労働条件に関する事項を予め定め,労働者に周知させるための措置を講ずる努力義務が課せられている(指針において,育児休業後においては,原職又は原職担当者に復帰させることが多く行われていることに配慮すべき旨規定されている)。	休暇前と同じ仕事又は同等の仕事への復職の権利を有する。	以前と同じ職又はそれが不可能である場合には,適切かつ妥当な他の職に復帰できる。	以前と同じ又は同等の職へ復帰できる。	以前と同じ又は同程度の職に復帰できる。
担保方法	苦情・紛争について援助・調停,公表制度・過料	使用者による損害賠償	雇用審判所への争訴提起	労働裁判所,使用者による損害賠償。	使用者による損害賠償,解雇手当金等の支払い。
有給・無給	規定なし	無給	無給	両親手当を支給	無給

第9-13表 育児休業制度（続き）

Table 9-13: Childcare leave schemes (cont.)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
休業期間中の社会保険の取扱	休業中、被保険者としての資格は継続するが、保険料は、被保険者分、事業主負担分とも免除される。	医療給付は休暇中も継続。	休業中の保険料は免除される。ただし、事業主からの現金手当や、一定額を超える現金以外の補助に対しては、保険料の支払義務が生じる。	生後最大14か月になるまで「両親手当」を支給（従前手取賃金の67% ¹⁾ 。上限1800ユーロ、下限300ユーロ ²⁾ 。父母両方が入れ替わり休業した場合は、14か月間「両親手当」を請求できるが、片親だけが休業した場合は、12か月間まで（単独親権を有し、出産前に被用者として保険料を支払っていたシングルマザーは14か月）。最低休業期間はそれぞれ2か月（2009年より）。祖父母にも受給権あり。	年金について算定基礎となる。
中小企業の取扱	従業員100人未満の企業には改正法の一部について2年間の適用猶予期間が置かれたが、2012年7月から全面施行となっている。	従業員50人未満の事業主は適用除外	なし	労働時間の短縮は、職業訓練中の者を除き、通常、15人を超える被用者を雇用する使用者に対してのみ請求できる。15名以下の場合は、使用者の同意が必要。	すべての事業所について休暇制度を完全に実施（1995年1月より）
その他	育児休業を取得し、職場に復帰した労働者に対し、最大雇用保険から休業取得前の賃金月額の40%が支給される育児休業給付制度がある。国は、事業主等に対して育児休業制度の環境を整備するため雇用管理等についての相談及び助言、給付金の支給その他必要な援助を行っている。	介護、労働者本人の病気のための休暇も取得できる。	6歳未満の子を持つ親の育休取得率:11%（2011年）	2007年1月施行。労働時間の短縮請求には、勤続6か月が必要。完全休業する場合は、事業所は、当人の有給休暇を1年につき、1/12短縮できる。パート就業時は、これが認められない（17条）。2011年に生まれた子の総数に対する父親の両親手当受給割合:27.3%	休業中又はパートタイム労働期間中は職業活動を行ってはならない。

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」、内閣府（2007）「平成19年版少子化社会白書」、日本:厚生労働省ウェブサイト、アメリカ:連邦労働省ウェブサイト、中窪裕也著（1995）「アメリカ労働法」、イギリス:Gov.uk等ウェブサイト、ドイツ:連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ウェブサイト、フランス:労働省ウェブサイト

（注） 1) 2011年1月から、新たに2011年予算関連法（HBeglG 2011）に基づき、1200ユーロを超えた場合、超過2ユーロにつき0.1%ずつの下限65%まで補填率が引き下げられた。
 2) 連邦社会裁判所2013年6月27日判決に基づき、同日から、「出産ごと」ではなく「子どもごと」に両親手当が支払われることになった。これにより、多胎出産の両親は、その子どもの数だけ両親手当を請求することが可能になった（2009年1月1日まで、遡及して請求することが可能）。

第9-14表 育児に対する経済的支援(児童手当等)

Table 9-14: Financial support for childcare, including child benefits

	日本	イギリス
種別	児童手当 ¹⁾ 扶養控除(所得税, 住民税)	児童給付 児童税額控除
根拠法令	児童手当法(1971年) 所得税法(1965年), 地方税法(1950年)	1975年児童給付法 2002年税額控除法
管理運営主体	市区町村(公務員は所属庁等で実施)	国税庁, 都道府県, 市区町村 歳入関税庁
財源	国, 地方(都道府県, 市町村), 事業主拠出金で構成(国 57.4%, 地方 34.8%, 事業主 7.7%, 2013年度予算ベース)	一般財源
受給(適用)要件	15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父母, その他の保護者	(控除対象)扶養親族のうち, その年12月31日現在の年齢が16歳以上の者 16歳未満(フルタイムの教育・職業訓練を受けている場合は20歳まで)の子を扶養している者。 収入が年間で5万ポンドを超える所得者を世帯に含む場合は, 減額措置あり
給付(控除)内容	(1)所得制限額未満の者: 3歳未満は月額1万5000円, 3歳以上小学校修了まで(第1子・第2子)は月額1万円, 3歳以上小学校修了まで(第3子以降)は月額1万5000円, 中学生は月額1万円 (2)所得制限額以上の者: 当分の間の特例給付月額5000円 ※所得制限額は年収960万円未満(夫婦・児童2人世帯)を基準に設定, 2012年6月分から適用	第1子 20.30ポンド/週, 第2子以降(一人当たり) 13.40ポンド/週(2013年) 家族控除 545ポンド/年, 児童加算 2,720ポンド/人・年(2013年)
備考	保育料は手当から直接徴収が可能, 学校給食費等は本人の同意により手当から納付することが可能(いずれも市町村が実施するかを判断)	

(注) 1) 日本の2010年から実施されていた「子ども手当」は2012年3月31日をもって廃止され, 同年4月から児童手当法に基づく児童手当に戻った。

第9-14表 育児に対する経済的支援(児童手当等) (続き)

Table 9-14: Financial support for childcare, including child benefits (cont.)

種別	ドイツ			フランス	
	児童手当	育児追加補助金 (Kinderzuschlag)	児童扶養控除	家族手当	乳幼児迎え 入れ手当の 基礎手当
根拠法令	1996年租税法62条及び児童手当法	児童手当法		1996年租税法	社会保障法典
管理運営主体	家族金庫(連邦雇用エージェンシー内に付設), 監督指揮権は、連邦家庭省にある。		税務署	全国家族手当金庫(CNAF)	
財源	連邦(74%)及び州・市町村(26%)の一般財源			企業の拠出金(43.8%, 2012年, 以下同様), 一般福祉税など租税(22.1%), 諸手当に対する国及び県の負担金(21.9%) (↑全国家族手当金庫(CNAF)の主な財源)	
受給(適用)要件	18歳未満(失業者は21歳未満, 学生は25歳未満, 障害者は無制限, ただし子自身の年収が8,004ユーロ(2010年より)を超えてはならない)の子を扶養している者			20歳未満の子を2人以上扶養している者(所得制限なし)	2004年1月1日以降に生まれた3歳未満の子がいる親(所得や子の数に応じて制限がある)
	児童手当を受給していること。最低所得(両親900/片親600ユーロ)を超えており, 家族の生計費等から個別に算出される所得上限を超えていないこと。				
給付(控除)内容	第1子・第2子は月184ユーロ, 第3子は月190ユーロ, 第4子以降は1人につき215ユーロ(2010年より)。子1人につき年額140ユーロ。10学年修了までの児童生徒に対し, 新学年の学用品購入用にさらに1年1回(8月)100ユーロを追加支払い(2009年8月より)。			子1人につき年間7,008ユーロ(基本額4,488ユーロ, 教育費用相当額2,520ユーロ)が所得から控除される(2010年/夫婦合算課税の場合)。	子の年齢や数に応じて決まる。11歳未満の子2人の場合, 月額128.57ユーロ(2014年1月6日現在)
備考	児童手当か児童扶養控除か有利なほうが適用されるほか, 社会保障上の優遇措置がある。また, 2歳以下の子を持つ非就業, 不完全就業(週30時間以下の就業)の者(両親休暇取得中の者)も受給可能。			上記以外に様々な家族給付があるほか, 税制上又は年金上の優遇措置がある。	

資料出所 厚生労働省「海外情勢報告」, 日本:厚生労働省, 内閣府, 財務省ウェブサイト, イギリス: Gov.ukウェブサイト等, ドイツ:連邦家庭・高齢者・女性・青少年省ウェブサイト, フランス:家族手当金庫(CAF), 政府公共サービスウェブサイト

第9-15表 保育サービス：就学前児童向け託児施設の設置

Table 9-15: Childcare services (availability of childcare facilities for pre-school children)

種別	日本	ドイツ	フランス
設置運営主体	保育所 市区町村、社会福祉法人、株式会社、NPO、学校法人等(認可方式)	託児所 ¹⁾ 地方自治体、教会、福祉団体等	集団託児所 市町村、民間、非営利団体
財源	国、都道府県、市区町村及び利用児童の保護者	設置費用は、州が50%、自治体が25%、設置主体が25%を負担 ²⁾	市町村に対しては、家族給付全国公庫から補助金が支給される。非営利団体は、市町村からの補助金を受給できる。
料金	児童の年齢、世帯の所得税額・住民税額などによる。	州毎に定められる。	パリ市の運営する保育所の場合、1人1か月30～570ユーロ(親の所得に応じて変わる)。 因みに、パリ市内の民間保育所の料金は1人1か月1,500ユーロ程度。
利用者	0歳～小学校就学までの児童	0～3歳児	0～3歳児。市町村立の保育所の場合、当該自治体の住民でなければ利用できない。
利用状況	保育所の利用児童数は、221万9581人、待機児童は2万2741人(2013年4月1日現在)	3歳未満の児童に係る全日制保育サービスの利用者は、全独で55.8万人。これは全体の27.6%に当たるが、保育サービス利用希望者は39.4%に達し、なお拡充を必要とする状況にある(2012年3月現在)。	3歳未満を対象とした集団託児所Crèches collectivesの設置数は2,134か所(2010年)、受入人数は81,520人(2011年)。 2007年に政府が実施した調査では、3歳未満の乳幼児の11%が託児所に預けられている。
3歳未満児のうち、認可された保育サービスを利用する者の割合	37.3% (2013年4月1日) 0歳児 5.1% 1～2歳児 32.2%	[3歳未満] ・27.6%(2012年) 1歳未満 2.8% 1歳以上2歳未満 28.4% 2歳以上3歳未満 51.1% ・保育サービスの充実度の違いにより、利用率も、旧東ドイツ地域の各州(40～50%超)と旧西ドイツ地域の各州(20%程度)とで大きな差。 [3歳～就学前] ・92.5%(2009)が幼稚園に就学 ※ 2013年8月1日以後、満1歳以上6歳未満の子どもすべてに保育サービスを利用するための法的請求権を保障。法的請求権がすべて実現可能になるまで、政府は毎年、その実施状況を報告。 ・旧西ドイツ地域の幼稚園の31.2%は5時間までの保育で給食なし	[3歳未満] ・集団託児所や認定保育ママなど各種の保育サービスが充実、3歳未満児の約半数が利用 ・認定保育ママの利用に対する保育費用補助など、家族給付制度が財源的にも保育を支えている [3歳未満児に対する保育の定員割合] 15.7%(2011年) ・集団託児所(一時保育所含む) 13.3% ・家庭保育所 2.5% このほか2歳児の25%が幼稚園に早期入学、半数近くが保育サービスを利用 [3歳～就学前] ・3歳以上の子どもの幼稚園(保育学校)への就学を保障 ・ほぼ100%が幼稚園に就学

資料出所 日本:厚生労働省(2013.9)「保育所関連状況取りまとめ(平成25年4月1日)」

ドイツ:Statistisches Bundesamt, BMFSFJ

フランス:DREES(2009.2) *L'offre d'accueil collectif des enfants de moins de 6 ans en 2007*, 同(2009.6) *Les dépenses pour la garde des jeunes enfants*, 厚生省(2013) *L'offre d'accueil des enfants de moins de trois ans en 2011*

(注) 1) 託児所のほか、複合保育所(Kindertagesstätte)がある。これは、(1)3歳児未満を対象とする託児所(Kinderkrippe)、(2)3歳以上就学前の保育所(Kindergarten)、(3)就学児童保育施設(Hort)の3つの複合施設のことである。

2) 2005年1月より、保育整備法が施行され、連邦政府は州及び市町村(Kommune)に対し、失業扶助及び社会扶助の見直しによる経費削減等により浮いた費用から、毎年15億ユーロを児童保育の整備に利用することが可能になった。

第9-16表 障害者雇用対策

Table 9-16: Employment measures for the disabled

	日本	ドイツ	フランス
根拠法	障害者の雇用の促進等に関する法律	社会法典第9編(SGBIX)	労働法典L5212-1～, L5213-1～
対象者	身体障害、知的障害または精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、職業生活を営むことが著しく困難な者。	<ul style="list-style-type: none"> 重度障害者(障害の程度50以上者の者) 重度障害者とみなす者(障害の程度が30以上50未満で、障害が職業上影響を及ぼす場合) 障害が重度でない青年及び若年成人を加える(2004年「重度障害者職業訓練就労促進法」制定に伴い新たに対象となる、障害のある若者の職業訓練や職業あっせんに力点) 	身体的、知的、精神的機能又は感覚器官の機能の悪化により雇用を獲得し維持する可能性が現実に減退している全ての者。雇用義務制度の受益者の範囲は、CDAPH(障害者権利自立委員会)によって障害を持つ者として認定された労働者、労働災害あるいは職業病の犠牲者、障害年金の有資格者、障害者手帳の保有者、成人障害者手当(AAH)受給者、旧軍人及びそれと同様の者。
雇用主への規制	<p>【法定雇用率の義務づけ】 (2013年4月からの規制) 常用雇用労働者数が50人以上の一般民間企業事業主に対し、その常用雇用労働者数の2.0%以上の身体障害者又は知的障害者の雇用義務が課される(国、地方公共団体、特殊法人等2.3%, 都道府県等の教育委員会2.2%)。短時間労働者は1人を0.5人と換算。重度身体障害者及び重度知的障害者については、フルタイムで1人雇用すれば2人、短時間雇用している場合は1人と換算。なお、精神障害者(手帳所持者)は、雇用義務ではないが、雇用率の算定に含めることができる。</p>	<p>法定雇用率は、民間部門・公的部門ともに5%。雇用率の対象事業所は、従業員20名以上の企業及び公的な部門である(社会法典第9編71条1項)。法定雇用率未達成の場合企業は納付金を納付する。なお、中小企業については、従業員規模に応じて納付金額を軽減する規定が置かれている。</p>	<p>賃金労働者が20人を超える公共・民間事業主に対し、6%の障害者雇用の義務付け。雇用率を満たさなくても4つの代替的手段(納付金制度における拠出金、保護的労働セクターとの下請契約、研修での障害者の受け入れ、労使協定による雇用プログラム)をとれば満たしたものと認める。但し、保護的労働セクターとの下請契約、研修での障害者の受け入れの利用には上限がある。</p>
手続き等	<p>【負担金の徴収方法】 法定雇用率未達成の民間企業事業主は、不足1人につき5万円の障害者雇用納付金を納付する(常用労働者200人超)。 ※2010年4月に施行された改正障害者雇用促進法により100人超の事業主は2015年4月から対象となる。 【助成方法】 政府は、障害者を雇用するために職場環境を整備したり、適切な雇用管理を行ったりする事業主に費用を助成している。常用雇用労働者数が200人を超える事業主で雇用率を超えて障害者を雇用している場合に、超えて雇用している障害者の人数に応じて障害者雇用調整金(超過1人当たり月額2万7000円)を支給。常用雇用労働者数が200人以下の事業主で一定数(各月の常用雇用労働者数の4%の年度合計数または72人のいずれか多い数)を超えて障害者を雇用している場合に、一定数を超えて雇用している障害者の人数に応じて報奨金(超過1人額2万1000円)を支給。</p>	<p>【負担金の徴収方法】 州の社会統合事務所が、雇用率の達成状況により、負担調整賦課金を事業主から徴収する。 • 障害者の作業所に仕事を委託した事業主は、請求された金額の50%を負担調整賦課金から控除できる。 【助成方法】 州の社会統合事務所は負担調整賦課金の20%を連邦の負担調整賦課金基金に納付。州の社会統合事務所は、負担調整賦課金を用いて、障害者の必要に応じて職場を改築したり設備を整備する費用や障害者を雇用するために特別に大きい支出を必要とする場合の費用等に助成する。 • 連邦に納付された負担調整賦課金は連邦雇用機構に必要な財源に充当。</p>	<p>【負担金の徴収方法】 使用者は、毎年雇うべき障害者1人につき決められた拠出金(法定最低賃金(SMIC)時給の400～600倍)を障害者職業参入基金管理運営機関(AGEFIPH)に納付する。 【助成方法】 AGEFIPHが拠出金を使用者から徴収し、一般雇用されている障害者の賃金保障、就業している障害者やその使用者に対する一括払いの統合助成金、雇用継続のための資金、職場改善のための資金として助成している。</p>

	アメリカ	イギリス
根拠法	「障害を持つアメリカ国民法」(1990年制定)により、雇用、公共交通、公共的サービス、電気通信の分野において、一般企業や事業者に対し、障害者の雇用やバリアフリー化を義務付け、義務が果たされなければ、障害者は差別として事業主を訴えることができるところとし、障害者の機会均等を保障している。	「1995年障害者差別禁止法」及び「2010年平等法」により、雇用、商品及びサービスの提供、並びに住宅供給の分野において障害者の権利を保障するとともに、教育、公共交通機関における障害者の利便性にも配慮し、総合的に障害者に対する差別を禁止することを定めている。
対象者	個人の主たる生活活動の一つ以上を著しく制限する身体的・精神的機能障害がある者。(機能障害の経験がある者、機能障害を持つみなされる者も含む。)	通常の日常生活活動を行う能力に対して相当程度のかつ長期的悪影響を及ぼす身体的又は精神的機能障害のある状態の者。
雇用主への規制	〔雇用における差別禁止〕 15人以上を雇用する事業主は「有資格の障害者」を障害ゆえに差別してはならない。事業主は「不当な難儀」をもたらす場合を除き、応募する又は雇用される障害者のために「妥当な環境整備」をとらなければならない。	〔雇用における差別禁止〕 障害者は、障害に基づく差別(直接差別)のほか、障害を持たない他の者と同等の規定等の適用を受けることで不利益を被る場合(間接差別)や、障害に関する雇用主・従業員もしくは第三者(顧客等)からの嫌がらせ、差別的な扱いに関する不満や苦情の申し立てに対する報復的な扱いなどからも保護される。事業主は、障害従業員もしくは将来の障害従業員のために、建物の物理的な特徴や雇用協定について「合理的な調整措置」をとらなければならない。
手続き等	〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合は、障害者等は申立を180日以内に雇用機会均等委員会(EEOC)に行う。EEOCは調査を行い申立が正当であれば雇用主にその行為を止めるように命令、非公式に和解を行うこともするが、成功しなければ訴訟に持ち込むことが可能。近年EEOCでは、代替的な制度として、仲裁の仕組みを設置。	〔申立の仕組み〕 雇用差別がある場合には、障害者等は雇用審判所に申立を行うことができる。また、助言斡旋仲裁局(ACAS)は、相談を受け、あっせんを行うことができる。

資料出所 厚生労働省ウェブサイト、「平成25年版厚生労働白書」(2013年9月), (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構「障害者職業総合センター」(2012年4月)調査研究報告書No.110「欧米の障害者雇用法制及び施策の動向と課題」

フランス: 永野仁美(2009)「フランスの障害者雇用政策」季刊労働法225号

9 勤労者生活・福祉

第9-17表 一日当たり生活時間配分

Table 9-17: Main structure of daily average time use

	日本 JPN	アメリカ ¹⁾ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	(時間・分) Hours. minutes per day)	
						スウェーデン SWE	韓国 ²⁾ KOR
(男 Male)							
個人的ケア ^{a)}	10.56	10.31	10.38	10.53	11.56	10.16	10.52
睡眠 ^{b)}	8.05	8.37	8.33	8.23	8.56	8.03	7.50
身の回りの用事と食事 ^{c)}	2.51	1.54	2.05	2.30	3.00	2.14	3.02
仕事と仕事中の移動 ^{d)}	4.57	4.14	3.26	2.51	3.16	3.57	4.04
学習 ^{e)}	0.52	0.29	0.35	0.34	0.31	0.13	1.29
家事と家族のケア ^{f)}	1.08	2.19	2.08	2.10	2.16	2.33	0.39
自由時間 ^{g)}	4.47	6.09	5.37	6.02	4.58	5.28	4.46
ボランティア活動 ^{h)}	0.05	0.20	0.09	0.16	0.16	0.13	0.00
他の自由時間 ⁱ⁾	4.42	5.49	5.28	5.46	4.42	5.15	4.46
うちテレビ ^{j)}	2.29	2.59	2.40	2.02	2.12	2.02	1.51
移動 ^{k)}	1.17	—	1.27	1.26	1.00	1.27	1.53
うち通勤 ^{l)}	0.33	—	0.25	0.21	0.20	0.21	0.40
その他 ^{m)}	0.04	0.17	0.09	0.05	0.03	0.06	0.16
(女 Female)							
個人的ケア ^{a)}	11.06	10.56	10.57	11.11	12.11	10.42	10.53
睡眠 ^{b)}	7.54	8.48	8.40	8.30	9.10	8.12	7.50
身の回りの用事と食事 ^{c)}	3.12	2.08	2.18	2.41	3.01	2.30	3.02
仕事と仕事中の移動 ^{d)}	2.27	2.57	1.56	1.34	1.55	2.40	2.22
学習 ^{e)}	0.50	0.27	0.35	0.32	0.30	0.18	1.21
家事と家族のケア ^{f)}	4.02	3.39	3.47	3.50	4.12	3.44	3.09
自由時間 ^{g)}	4.20	5.43	5.12	5.31	4.18	5.09	4.24
ボランティア活動 ^{h)}	0.04	0.23	0.12	0.14	0.12	0.12	0.02
他の自由時間 ⁱ⁾	4.16	5.20	5.00	5.17	4.06	4.58	4.22
うちテレビ ^{j)}	2.20	2.32	2.17	1.46	2.02	1.45	1.53
移動 ^{k)}	1.09	—	1.21	1.17	0.51	1.20	1.34
うち通勤 ^{l)}	0.18	—	0.14	0.11	0.13	0.16	0.23
その他 ^{m)}	0.07	0.18	0.10	0.05	0.03	0.07	0.18
調査年月 Reference period	2011.10	2011.1~ 2011.12	2000.6~ 2001.9	2001.4~ 2002.4	1998.2~ 1999.2	2000.10~ 2001.9	2009.9
対象年齢 Reference age	10歳~	15~	10~	10~	15~	20~84	10~

a) Personal care; b) Sleep; c) Eating and other personal; d) Job and activities related to employment; e) Gainful work, study; f) Domestic work and care; g) Free time; h) Volunteer work and help; i) Other free time; j) TV; k) Travel; l) Travel to/from work; m) Others.

資料出所 総務省統計局(2012.12)「平成23年社会生活基本調査(調査票B)」

(注) 国により定義の相違があるため、比較には注意を要する。

1) 移動は関連する目的の行動に含まれる。

2) 買い物は関連する目的の行動に含まれる。

第9-18表 生活・社会・文化水準

Table 9-18: Indicators of national power and social infrastructure

	単位 Unit	日本 JPN	アメリカ USA	イギリス GBR	ドイツ DEU	フランス FRA	ロシア RUS	中国 CHN	韓国 KOR
エネルギー輸入量 ¹⁾ Imports of commercial energy	100 万t	(2009年) 391	711	140	240	166	25	317	222
研究・開発費 ²⁾ (政府の財源割合) % of gross domestic expenditure on research and development financed by government	%	(2010) 17.2	(2009) 31.3	(2010) * 32.1	(2009) 29.7	(2010) * 39.7	(2010) 70.3	(2010) 24.0	(2010) 26.7
インターネット利用率 ³⁾ Internet users	%	(2011) 79.1	77.9	82.0	83.0	79.6	49.0	38.3	83.8
道路延長 Length of the road network	1000 km	(2009) 1,208	6,546	420	644	951	982	3,861	105
自動車保有台数 ⁴⁾ Vehicles in use	台	(2009) 576	802	523	564	598	271	47	355
医療費支出(対GDP比率) ⁵⁾ Total health expenditure (% of GDP)	%	(2010) 9.5	17.9	9.6	11.6	11.9	5.1	5.1	6.9
公的医療費支出の割合 ⁶⁾ Public health expenditure (% of total health expenditure)	%	(2010) 82.5	53.1	83.9	77.1	77.8	62.1	53.6	59.0
医師数 ⁷⁾ Physicians	人	(2005-2010) 2.1	2.4	2.7	3.6	3.4	4.3	1.4	2.0
病床数 ⁷⁾ Hospital beds	台	(2005-2010) 13.7	3.0	3.3	8.2	6.9	9.7	4.2	10.3
交通事故件数 ⁸⁾ Road accidents	件	(2009) 577.5	504.2	265.2	379.6	115.5	143.5	17.9	475.9
公的財政支出教育費 ⁹⁾ Public expenditure on educational institutions (% of GDP)	%	(2009) 3.6	5.3	5.3	4.5	5.8	4.7	—	4.9
テレビ保有世帯率 % of households with a television	%	(2008) 98.9	(2005) 98.9	(2006) 99.0	(2009) 95.0	(2009) 98.6	(2009) 99.0	—	—
二酸化炭素排出量 ¹⁰⁾ CO ₂ emissions from fuel combustion	100 万t	(2010) 1,143	5,369	484	762	358	1,581	7,217	563

資料出所 総務省統計局(2013.3)「世界の統計2013」

* …暫定値又は推計値

(注)

- 商用一次及び二次エネルギーのすべてに関する輸入量。フランスはモナコを含む。
- 当該国内で使用された研究費。外国から割り当てられた資金で実施される研究・開発を含む。中央・地方政府を対象(政府系非営利団体を含む)。アメリカは資本支出の全て又は一部を除く。連邦政府のみ対象。
- 原則として、各国の調査報告による。国により、インターネット・サービス・プロバイダー加入者数に基づく推計値の場合がある。日本は総務省「平成23年通信利用動向調査」による。
- 日本は2011年値。統計局「国勢調査」及び国土交通省「自動車保有車両数月報」による。
- 医療費支出: 公的支出と私的支出の合計。予防・治療に関する保健サービス対策、家族計画活動、栄養指導活動及び緊急援助を含み、水道・衛生対策を除く。
- 公的医療費支出: 政府(中央及び地方)支出、健康保険基金支出及び海外からの借入・贈与(国際機関及び民間非営利団体からの寄付を含む)。
- 医師数、病床数: 2005~2010年の期間内で得られる最新の数値。医師は医療活動に従事する総合医及び専門医。病床数は病院(公的・民間・総合・専門)及びリハビリテーション施設における入院患者用のベッド数。
- 道路上において、車両の交通によって発生した、人の死亡又は負傷を伴う事故の件数。物的損害のみの事故を除く。極めて短い区間での複数車両による衝突事故は1件と数える。
- 教育機関への家計支出に対する公的補助及び国際財源からの直接教育支出を含む、国内総生産に対する割合。国及び地方政府が支出した教育費で、学校のために直接支出された経費のほか、学生生徒に対する報奨金、民間機関が行う教育訓練など(商工・労働団体による成人教育、見習訓練における企業実習など)への補助金及び授業料などとして学校に支払われた奨学金を含む。日本は4月から翌年3月の学校年度。
- 燃料燃焼によるもののみであり、全ての二酸化炭素排出量とは異なる。フランスはモナコを含む。

第9-19-1表 生活時間（正規雇用者）

Table 9-19-1: Workday/Holiday time use (regular employees)

	単位 Unit	(平均値/Average)							
		日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
		男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査員数/Sample size (persons)		335	138	329	264	355	305	309	190
＜出勤日/Working day＞									
起床時刻 ^{a)}	(h:m)	6:39	6:21	6:17	6:21	6:40	6:45	6:50	6:51
自宅を出る時間 ^{b)}	(h:m)	7:36	7:54	7:30	7:44	7:42	7:55	7:43	8:08
出社時刻 ^{c)}	(h:m)	8:27	8:45	8:20	8:27	8:24	8:36	8:30	8:48
始業時刻 ^{d)}	(h:m)	8:47	8:59	8:29	8:36	8:32	8:43	8:53	9:10
終業時刻 ^{e)}	(h:m)	18:51	17:59	17:03	16:59	17:25	17:30	18:37	18:08
退社時刻 ^{f)}	(h:m)	19:16	18:11	17:13	17:07	17:31	17:38	19:07	18:29
帰宅時間 ^{g)}	(h:m)	20:12	19:08	18:05	17:56	18:14	18:20	20:01	19:15
就寝時刻 ^{h)}	(h:m)	23:49	23:42	22:43	22:38	22:54	22:52	23:35	23:33
(在社中の)食事時間 ^{k)} (分/minutes)		47.0	49.4	42.9	42.3	48.3	49.2	54.4	55.3
(在社中の)休憩・休息時間 ^{m)} (分)		27.9	24.0	6.4	5.6	12.0	10.9	29.8	26.4
(在社中の)残業時間 ⁿ⁾ (分)		101.0	40.7	35.6	16.1	32.4	15.4	50.4	21.3
家で仕事をする時間 ^{o)} (分)		5.4	23.6	26.6	34.7	16.0	20.8	26.2	73.2
炊事・洗濯・買物など	(分)	15.4	94.5	53.1	98.7	30.5	76.8	24.1	76.9
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗浄・家屋修理など	(分)	1.4	1.4	27.5	16.4	15.3	3.5	12.2	16.3
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間(世話、しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}	(分)	26.1	55.8	84.7	108.1	53.8	84.8	37.8	61.6
家族の看護・介護にあてる時間 ^{s)}	(分)	1.1	1.7	29.0	43.6	—	—	18.0	31.5
＜休日/Day off＞									
起床時刻 ^{a)}	(h:m)	8:35	8:22	8:30	8:28	9:07	8:57	8:49	9:06
就寝時刻 ^{h)}	(h:m)	23:13	22:57	23:06	22:59	23:07	22:57	23:43	23:10
家で仕事をする時間 ^{o)}	(分)	14.9	35.3	57.1	59.6	35.8	42.7	65.4	159.4
炊事・洗濯・買物など	(分)	58.8	166.4	117.4	188.6	72.7	155.7	80.7	164.2
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗浄・家屋修理など	(分)	26.5	12.8	93.0	53.8	77.2	28.9	47.5	38.7
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間(世話、しつけ・教育、遊ぶなど) ^{r)}	(分)	135.5	140.0	203.3	251.6	152.4	217.0	138.4	180.6
家族の看護・介護にあてる時間 ^{s)}	(分)	4.0	1.7	63.0	68.3	—	—	58.6	66.9

a) Ringing up time, b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; h) Bedtime at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home; p) Household chores such as cooking, washing, and shopping; q) Washing the car/ repairing the house; r) Children (such as childcare, upbringing, education, play); s) Family nursing/ care giving.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-19-2表 生活時間（非正規雇用者）

Table 9-19-2: Workday/Holiday time use (non-regular employees*)

単位 Unit		(平均値/Average)							
		日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons)		67	176	30	60	30	63	56	82
〈出勤日/Working day〉									
起床時刻 ^{a)}	(h:m)	6:59	6:47	7:20	6:42	6:56	7:04	6:51	7:00
自宅をでる時間 ^{b)}	(h:m)	8:06	9:43	9:34	8:49	8:26	8:49	8:21	8:57
出社時刻 ^{c)}	(h:m)	9:02	10:15	8:41	9:25	9:18	9:25	9:02	9:37
始業時刻 ^{d)}	(h:m)	9:19	10:19	8:53	9:32	9:27	9:34	9:25	9:55
終業時刻 ^{e)}	(h:m)	18:08	16:05	17:56	16:03	17:45	16:40	18:54	18:28
退社時刻 ^{f)}	(h:m)	18:24	16:18	18:11	16:08	17:52	16:49	19:09	18:43
帰宅時刻 ^{g)}	(h:m)	19:31	16:54	18:58	16:47	18:44	17:26	19:57	19:26
就寝時刻 ^{h)}	(h:m)	23:37	23:10	23:16	22:41	22:19	22:40	23:52	23:29
（在社中の）食事時間 ^{k)}	（分/minutes）	52.8	27.8	34.7	25.0	47.3	47.6	47.9	48.2
（在社中の）休憩・休息時間 ^{m)}	（分）	30.1	13.4	7.0	6.9	9.5	10.3	33.8	28.4
（在社中の）残業時間 ⁿ⁾	（分）	48.3	8.8	25.3	14.5	25.7	13.9	26.6	21.1
家で仕事をする時間 ^{o)}	（分）	8.4	26.2	84.7	41.7	29.5	43.3	50.7	95.6
炊事・洗濯・買物など	（分）	24.3	138.8	72.1	128.5	48.1	90.0	42.5	85.5
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗浄・家屋修理など	（分）	0.4	3.1	28.0	11.3	12.5	5.5	23.8	17.1
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間（世話、しつけ・教育、遊ぶなど） ^{r)}	（分）	37.5	106.6	91.1	164.2	51.3	118.4	50.7	63.3
家族の看護・介護にあてる時間 ^{s)}	（分）	0.0	1.4	36.8	66.1	—	—	23.7	25.7
〈休日/Day off〉									
起床時刻 ^{a)}		8:56	8:09	8:25	7:51	8:54	8:46	8:50	8:43
就寝時刻 ^{h)}		23:00	23:18	22:21	23:27	23:20	22:54	24:10	23:30
家で仕事をする時間 ^{o)}	（分）	33.7	42.3	69.7	64.5	26.0	61.8	83.6	196.3
炊事・洗濯・買物など	（分）	63.1	185.5	143.0	209.3	92.8	170.1	97.0	184.3
家事にあてる時間 ^{p)}									
自動車の洗浄・家屋修理など	（分）	29.0	10.4	97.9	28.9	78.2	31.1	55.5	40.7
にあてる時間 ^{q)}									
子どもに関わる時間（世話、しつけ・教育、遊ぶなど） ^{r)}	（分）	148.7	183.4	199.1	313.8	154.0	262.9	123.8	160.6
家族の看護・介護にあてる時間 ^{s)}	（分）	4.0	5.8	45.9	112.5	—	—	61.7	55.2

*included: part-time, dispatched, contract, commissioned employees, and temporary workers.

a) Ringing up time, b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; h) Bedtime at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home; p) Household chores such as cooking, washing, and shopping; q) Washing the car/ repairing the house; r) Children (such as childcare, upbringing, education, play); s) Family nursing/ care giving.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-19-3表 生活時間（正規雇用者・非正規雇用者計）

Table 9-19-3: Workday/Holiday time use (employees)

単位 Unit	(平均値/Average)							
	日本/JPN		アメリカ/USA		フランス/FRA		韓国/KOR	
	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female	男性 Male	女性 Female
調査母数/Sample size (persons) <出勤日/Working day>	402	314	359	324	385	368	365	272
自宅をでる時間 ^{b)} (h:m)	7:41	8:55	7:41	7:56	7:46	8:04	7:49	8:23
出社時刻 ^{c)} (h:m)	8:33	9:35	8:21	8:38	8:28	8:45	8:35	9:03
始業時刻 ^{d)} (h:m)	8:52	9:44	8:31	8:47	8:37	8:52	8:58	9:24
終業時刻 ^{e)} (h:m)	18:44	16:55	17:07	16:49	17:26	17:21	18:39	18:14
退社時刻 ^{f)} (h:m)	19:08	17:08	17:18	16:57	17:33	17:29	19:07	18:33
帰宅時刻 ^{g)} (h:m)	20:05	17:53	18:09	17:43	18:16	18:10	20:00	19:18
(在社中の)食事時間 ^{h)} (分/minutes)	48.0	37.3	42.3	39.1	48.2	48.9	53.4	53.2
(在社中の)休憩・休息時間 ⁱ⁾ (分)	28.2	18.1	6.4	5.8	11.8	10.8	30.4	27.0
(在社中の)残業時間 ^{j)} (分)	92.3	22.8	34.7	15.8	31.9	15.2	46.7	21.3
家で仕事をする時間 ^{k)} (分)	5.9	25.0	31.5	36.0	17.1	24.6	29.9	79.9
<休日>								
家で仕事をする時間 ^{l)} (分)	18.1	39.3	58.2	60.5	35.0	46.0	68.2	170.5

b) Leave home at; c) Appear for work at; d) Start to work at; e) Finish work at; f) Leave the workplace at; g) Return home at; k) Lunch; m) Tea-break; n) Overtime; o) Working at home.

資料出所 連合総合生活開発研究所(2009.4)「生活時間の国際比較」

(注) 調査は調査会社のモニターを対象にインターネットにより実施され、対象者は対象地域に居住する50歳未満の民間雇用労働者で、かつ既婚者400名とその配偶者400名を目安としている。

第9-20表 ジェンダー不平等指標 (GII)¹⁾

Table 9-20: Gender Inequality Index

		2000年	2005	2010	2012	位順(順位/Rank)
オランダ	NLD	0.090	0.077	0.052	0.045	(1)
スウェーデン	SWE	0.073	0.065	0.050	0.055	(2)
デンマーク	DNK	0.079	0.068	0.069	0.057	(3)
スイス	CHE	0.100	0.084	0.068	0.057	(3)
ノルウェー	NOR	0.105	0.083	0.076	0.065	(5)
フィンランド	FIN	0.089	0.102	0.078	0.075	(6)
ドイツ	DEU	0.131	0.106	0.085	0.075	(6)
フランス	FRA	0.164	0.139	0.105	0.083	(9)
アイスランド	ISL	0.140	0.121	0.097	0.089	(10)
イタリア	ITA	0.184	0.175	0.124	0.094	(11)
ベルギー	BEL	0.178	0.129	0.113	0.098	(12)
シンガポール	SGP	—	0.133	0.083	0.101	(13)
オーストリア	AUT	0.158	0.130	0.130	0.102	(14)
スペイン	ESP	0.119	0.118	0.113	0.103	(15)
ポルトガル	PRT	0.189	0.170	0.138	0.114	(16)
オーストラリア	AUT	0.158	0.139	0.136	0.115	(17)
カナダ	CAN	—	0.141	0.140	0.119	(18)
アイルランド	IRL	0.204	0.195	0.174	0.121	(19)
チェコ	CZE	0.205	0.153	0.136	0.122	(20)
日本	JPN	0.136	0.149	0.121	0.131	(21)
ギリシャ	GRC	—	0.180	0.159	0.136	(23)
ポーランド	POL	0.208	0.160	0.163	0.140	(24)
韓国	KOR	—	0.116	0.106	0.153	(27)
ニュージーランド	NZL	0.195	0.194	0.200	0.164	(31)
イギリス	GBR	0.228	0.216	0.207	0.205	(34)
中国	CHN	0.579	0.225	0.207	0.213	(35)
マレーシア	MYS	0.311	0.304	0.280	0.256	(42)
アメリカ	USA	—	0.288	0.288	0.256	(42)
ロシア	RUS	0.425	0.352	0.329	0.312	(51)
タイ	THA	0.458	0.408	0.384	0.360	(66)
メキシコ	MEX	0.492	0.429	0.408	0.382	(72)
フィリピン	PHL	0.477	0.458	0.431	0.418	(77)
ブラジル	BRA	0.516	0.473	0.446	0.447	(85)
インドネシア	IDN	—	0.549	0.499	0.494	(106)
インド	IND	—	0.637	0.619	0.610	(132)

資料出所 United Nations Development Programme (2013) *Human Development Reports 2013*

(注) 1) ジェンダー不平等指数(Gender Inequality Index)とは、リブロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)、エンパワーメント、そして経済活動への参加の3つの側面で、ジェンダーに基づく不平等がどの程度存在するかを表す指数である。値は0(完全に平等)から1(完全に不平等)までの数字で表わされる。

リブロダクティブ・ヘルスの状況は、妊産婦死亡率と15-19歳の女性1,000人当たりの出生数で測定する。エンパワーメントの状況は、立法府の議席に占める割合と中・高等教育への進学状況を基準とする。経済活動への参加状況は、労働市場への参加率で判断する。

2000年は84、2005年は135、2010年は137、2012年は146の国と地域を対象。

参 考

労働統計機関一覧

(注) 掲載機関の都合によりURLが変更される場合がある。最新の各国労働統計機関のリンク集については、労働政策研究・研修機構ウェブサイト (<http://www.jil.go.jp/foreign/link/>) を参照されたい。

国際機関等

国際労働機関 (ILO) —International Labour Organization

<http://www.ilo.org/>

EU統計局 (EUROSTAT) —Statistical Office of the European Communities

<http://epp.eurostat.ec.europa.eu/>

国際通貨基金 (IMF) —International Monetary Fund

<http://www.imf.org/>

経済協力開発機構 (OECD) —Organization for Economic Co-operation and Development

<http://www.oecd.org/>

国際連合 (UN) —United Nations

<http://www.un.org/>

国際復興開発銀行 (世界銀行) —World Bank

<http://www.worldbank.org/>

各国・地域の統計機関

[日本]

総務省統計局 —Statistics Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

<http://www.stat.go.jp/>

内閣府 —Cabinet Office

<http://www.cao.go.jp/>

厚生労働省 —Ministry of Health, Labour and Welfare

<http://www.mhlw.go.jp/>

[アメリカ]

アメリカ労働省 —U.S. Department of Labor (DOL)

<http://www.dol.gov/>

アメリカ労働統計局 —U.S. Bureau of Labor Statistics (BLS)

<http://www.bls.gov/>

[カナダ]

カナダ統計局 —Statistics Canada

<http://www.statcan.gc.ca/>

[イギリス]

イギリス統計局 —Office for National Statistics (ONS)

<http://www.statistics.gov.uk/>

[ドイツ]

連邦統計局 —Federal Statistical Office

<http://www.destatis.de/>

[フランス]

国立統計経済研究所 —National Institute for Statistics and Economic Studies (INSEE)

<http://www.insee.fr/>

[イタリア]

国立統計研究所 —National Institute of Statistics (ISTAT)

<http://www.istat.it/>

[オランダ]

オランダ統計局 —Statistics Netherlands (CBS)

<http://www.cbs.nl/>

[ベルギー]

ベルギー統計局 —Statistics Belgium

<http://www.statbel.fgov.be/>

[ルクセンブルク]

ルクセンブルク国家統計局 —The National Statistical Institute of Luxembourg (STATEC)

<http://www.statistiques.public.lu/>

[デンマーク]

デンマーク統計局 —Statistics Denmark

<http://www.dst.dk/>

[スウェーデン]

スウェーデン統計局 —Statistics Sweden (SCB)

<http://www.scb.se/>

[アイスランド]

アイスランド統計局 —Statistics Iceland

<http://www.hagstofa.is/>

[アイルランド]

アイルランド中央統計局 —Central Statistics Office Ireland

<http://www.cso.ie/>

[スイス]

スイス連邦統計局 —Swiss Federal Statistical Office

<http://www.bfs.admin.ch/>

[スペイン]

国家統計局 —National Statistics Institute

<http://www.ine.es/>

[ロシア]

連邦国家統計局 —Federal State Statistics Service

<http://www.gks.ru/>

[中国]

中国国家統計局 —National Bureau of Statistics of China

<http://www.stats.gov.cn/>

中国人民銀行 —The People's Bank of China

<http://www.pbc.gov.cn/>

[香港]

香港統計局 —Census and Statistics Department - Hong Kong

<http://www.censtatd.gov.hk/>

[台湾]

国家統計資料庁 (台湾) —National Statistics, R.O.C.(Taiwan)

<http://www.stat.gov.tw/>

[韓国]

韓国雇用労働部 —Ministry of Employment and Labor (MOEL)

<http://www.moel.go.kr/>

韓国統計庁 —Statistics Korea (KOSTAT)

<http://kostat.go.kr/>

韓国労働研究院 —Korea Labor Institute (KLI)

<http://www.kli.re.kr/>

大韓民国銀行 —The Bank of Korea

<http://www.bok.or.kr/>

[タイ]

タイ王国統計局 —National Statistical Office Thailand (NSO)

<http://www.nso.go.th/>

[シンガポール]

シンガポール統計局 —Singapore Department of Statistics

<http://www.singstat.gov.sg/>

[マレーシア]

マレーシア統計局 —Department of Statistics Malaysia

<http://www.statistics.gov.my/>

マレーシア工業開発庁 —Malaysia Industrial Development Authority (MIDA)

<http://www.mida.gov.my/>

[インドネシア]

インドネシア中央統計局 —Statistics Indonesia

<http://www.bps.go.id/>

[フィリピン]

フィリピン国家統計部 —National Statistics Office, Republic of the Philippines

<http://www.census.gov.ph/>

労働雇用省統計部 —Bureau of Labour and Employment Statistics (BLES)

<http://www.bles.dole.gov.ph/>

[インド]

インド政府国勢調査 —Census of India

<http://censusindia.gov.in/>

[オーストラリア]

オーストラリア統計局 —Australian Bureau of Statistics

<http://www.abs.gov.au/>

[ニュージーランド]

ニュージーランド統計局 —Statistics New Zealand

<http://www.stats.govt.nz/>

[ブラジル]

ブラジル地理・統計院 —Brazilian Institute of Geography and Statistics (IBGE)

<http://www.ibge.gov.br/>

[メキシコ]

国家統計・地理局 —National Institute of Statistics and Geography (INEGI)

<http://www.inegi.org.mx/>

データブック国際労働比較（2014年版）

2014年3月 第1刷発行

編集・発行 独立行政法人 労働政策研究・研修機構

〒177-8502 東京都練馬区上石神井4-8-23

(編集) 国際研究部
TEL 03-5903-6274 FAX 03-3594-1113
(販売) 研究調整部 成果普及課
TEL 03-5903-6263 FAX 03-5903-6115

印刷・製本 富士プリント株式会社

©2014 JILPT

ISBN978-4-538-49044-1

ISBN978-4-538-49044-1
C3033 ￥1500E



9784538490441



1923033015003

定価:1,500円+税